参考資料２

# 分科会及び部会等の審議状況の詳細

（令和7年9月30日時点）


参考資料２－１　労働基準局関係　…… 3

参考資料２－２　職業安定局関係　…… 761

参考資料２－３　雇用環境・均等局関係　…… 923

参考資料２－４　人材開発統括官関係　…… 1013

参考資料２－１

# 労 働 基 準 局 関 係

各側委員からの主な意見の整理

**別紙１**

＜労働基準法における「労働者」＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　労働基準法の対象となる労働者について、第９条で「事業に使用される者で、賃金を支払われる者」とされている。<br>　他の労働法規の対象となる「労働者」の範囲も、そのほとんどが、労働基準法の「労働者」と同様であると解釈・運用されている。<br><br>○　この「労働者」に該当するか否かの判断基準は、昭和 60 年の労働基準法研究会報告において整理されているが、本年５月から「労働基準法における「労働者」に関する研究会」（座長：岩村正彦東京大学名誉教授）を開催し、労働者性の判断基準の在り方について検討を行っている。<br><br>○　なお、「労働者」以外の者を対象とした法制度として、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律や、労働者災害補償保険法の特別加入制度がある。 | （労働者側）<br>・　研究会では、実態を検証し、より多くの方が労働法の保護を享受できるようにするという観点で議論すべき。<br>・　労働者性が認められない就業者について、働き方に応じた保護方策も検討すべき。<br><br>（使用者側）<br>・　契約は業務委託だが働き方の実態は労働者という場合に適切に保護が受けられるよう、判断基準や相談窓口の体制整備、周知が重要。<br>・　労働者性の要件拡大は、フリーランスの働き方の多様なニーズに合致しているか疑問であり、保護すべき内容を特定して必要な手当を行うアプローチが適当。 |

＜家事使用人＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　家事使用人には労働基準法は適用されない（第 116 条第２項）。<br><br>○　労働基準関係法制研究会の報告書（以下「研究会報告」という。）では、家事使用人について、その就業実態が一般的な労働者とほとんど変わらなくなってきたことなどから、現行の適用除外規定を見直す方向で具体的な検討に取り組むべきとされている。 | （労働者側）<br>・　実質的な働き方の変化や国際的な動向を踏まえると、家事使用人に対する適用除外規定は廃止すべき時期に来ている。<br>・　単に労働基準法を適用するだけでなく、国からの支援を含め、違法状態を解消するための方策を検討することが必要。 |

| | |
|---|---|
| ○　なお、令和６年２月に「家事使用人の雇用ガイドライン」を作成・公表し、家事使用人の労働契約の条件の明確化・適正化・適正な就業環境の確保などについて必要な事項を示した。 | （使用者側）<br>・　労働基準法を適用する方向性に賛同だが、適用除外規定を単に削除するのではなく、安衛法の措置や労災保険料の申告・納付、行政の監督や指導の在り方、紹介事業者が果たすべき役割等を含め、実効性のある保護を可能とするための対応について議論が必要。 |

＜労働基準法における「事業」＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　労働基準法は、「事業（場）」を単位として適用され、使用者や過半数代表との労使協定の締結や、就業規則の作成も事業場単位で行うこととされている。<br><br>○　36 協定届や就業規則届など、使用者に行政官庁への届出を義務付けているものについて、一定の条件に該当する場合には、本社において各事業場の届出をまとめて届け出ること（本社一括届出）が認められている。 | （労働者側）<br>・　事業場ごとに協議して当該事業場のふさわしい協定を締結し、日々モニタリング・点検されることが重要。<br>・　労働基準法の適用単位は今後も事業場単位を堅持すべきであり、企業単位化は行うべきでない。<br>・　事業単位の大くくり化などの使用者の恣意的な運用を防止するための対策を検討すべき。<br><br>（使用者側）<br>・　事業場ごとに個別性の高い 36 協定等を除き、企業全体で統一的な内容のものについては、事業場を超える形での協定の締結が認められるべき。<br>・　労使の同意を前提に、過半数代表者が十分な説明を受け、実質的な労使協議が行える環境であれば、事業場単位に縛られる必要はない。 |

＜労使コミュニケーションの在り方＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　労働基準法においては、法律で定められた規制の原則的な水準について、労使の合意等の一定の手続の下に、個別の企業、事業場、労働者の実情に合わせて、法所定要件の下で法定基準を調整・代替する仕組みが設けられている。<br><br>○　36 協定等の労使協定の締結に当たっては、過半数代表と書面による協定をしなければならない。<br>　この過半数代表とは、労働者の過半数で組織する労働組合（過半数労働組合）がある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）である。<br><br>○　労働基準法施行規則では、過半数代表者の要件（管理監督者でないこと及び適正に選出された者であること）、過半数代表者に対する不利益取扱いの禁止及び過半数代表者への必要な配慮について規定が設けられている。<br><br>○　使用者による必要な配慮の具体的内容は、通達において、「例えば、過半数代表者が労働者の意見集約等を行うに当たって必要となる事務機器やシステム（イントラネットや社内メールを含む。）、事務スペースの提供を行うことが含まれる」とされている。<br><br>○　労働組合法において、「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること」は不当労働行為として規制されている（第７条第３号）。ただし、「労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではな」いことなどとされている。 | （労働者側）<br>・　集団的労使関係の中核的役割を果たすのは、労働三権を背景として労働者が自主的に団結した組織である労働組合であり、過半数代表者の適正化を図ったとしても労働組合の代わりにはなり得ない。また、団結権等の基盤を有しない組織が、使用者と対等に労使交渉できるのか疑問。過半数労働組合がない企業における新たな労使コミュニケーションの選択肢の検討ではなく、過半数代表者の適正運用を徹底すべき。<br>・　経営者や過半数代表者も含めた、ワークルールや労働組合の役割・重要性の教育・啓発の推進など、行政においても、労働組合の活性化につながる政策を行うべき。<br>・　協定内容の適否を判断するための労働時間等の情報、労働者名簿、協定内容に関するデータなどの提供を使用者の責務として明確に位置付ける必要がある。<br>・　使用者が過半数代表者の選出手続きに一定関与し、選出後の活動に一定の配慮を行うことは必要だが、過度な介入は避けるべきであり、例えば会社側が労働者の意見集約の窓口となることについては慎重に考える必要がある。<br>・　意見集約等における過半数代表の負担軽減のため、使用者からの支援や配慮が必要であることは過半数代表者に限られないため、使用者からの便宜供与について、労組法の不当労働行為との関係も念頭に置きながら、過半数労働組合も含めて議論することが必要。<br>・　過半数代表としての役割を過半数労働組合が担っている場合や、少数労働組合の役員等が担っている場合も、過半数代表者と同等の支援や配慮を受け |

| | |
|---|---|
| ○　研究会報告では、「過半数代表者の適正選出を確保し、基盤の強化を行うに当たり、まずは労働基準法において、「過半数代表」、「過半数労働組合」、「過半数代表者」の法律上の位置付け、役割、過半数代表者に対する使用者からの関与や支援等を明確に定める規定を設ける法改正を行うことが必要」とされた。<br><br>○　また、研究会報告では、過半数代表者の複数人選出や任期制について、「選択肢もあることを明らかにしていくことが考えられる」とされた。 | られるようにすることが必要。ただし、その際には労働組合の自主性や主体的な活動等に影響を及ぼすことがないよう十分に留意すべき。<br>・　過半数代表者の適正な選出を制度的に担保するため、選出手続に関する規定は法律に規定すべきであり、選出手続に問題があった場合には当該協定は無効になることを法律で明確に定めるべき。あわせて、不適切な選出方法を明確にする必要がある。<br>・　過半数代表者となった労働者が困ったときに相談できる環境整備も重要であり、相談体制や窓口の整備充実を図るべき。<br>・　過半数代表者に関する不利益取扱いは許されないという趣旨を明確化した上で、法律に規定すべき。その際、過半数代表者になろうとした者も対象に含めるべき。<br>・　任期制や複数代表制を選択肢として示す場合は、異動・退職時の扱い等運用上明確にしておくべき論点も少なくない。<br>・　複数事業場の労使協定や就業規則の意見聴取について一括して手続きを行うことについては、本社の担当者が各事業場の実態を理解できているか疑問であり、また、過半数代表が一括手続きを拒否することも労使間の交渉力格差を踏まえると困難ではないか。職場の実情を踏まえた対応ができるよう、事業場単位の原則を徹底すべきであり、安易に一括手続きについて発信すべきではない。<br>・　労働基準法は労使が合意したとしても引下げや緩和ができない最低基準を定めた強行法規であり、その根幹を揺るがすようなデロゲーションの拡大等は、行うべきではない。 |

| | |
|---|---|
| | （使用者側）<br>・　学校教育等において労働組合の役割についての理解を広げる周知・啓発活動や、過半数代表者についての知識を習得できる機会の確保が重要。<br>・　使用者は、過半数代表者の選出に当たって、投票の場や投票に関わるグループウェアなどの提供、社員への周知といった適切な関与が必要。また、協定内容の理解のためにも、業務の実態や残業時間の状況などの情報について、個人情報や企業内部の情報に配慮しつつ、労働者に情報共有していくことは必要。<br>・　過半数代表者が社員の意見を踏まえた上で合意や意見表明を行うことは重要であるが、自ら意見を集めることを過半数代表者の役割等に位置付けることは慎重に考える必要があり、過半数代表者に意見集約等の「義務」を課すことには賛成しかねる。仮に、「義務」となれば、意見集約が行われないで労使協定が無効になる事態が考えられ、会社側が何も関与できないまま労使協定が無効になることに強い懸念。<br>・　過半数代表者の半数が活動に負担を感じているという調査結果もあり、全ての過半数代表者に対してモニタリングの機能・役割まで負わせることについては慎重な議論が必要。<br>・　過半数代表者の選出方法について、投票や挙手だけでなく、信任や話合いなども含め、様々な方法を認めるべきであり、ガイドラインを設けてルールを明確化すべきではないか。<br>・　使用者による便宜供与は「可能である」という位置付けにした上で許容される範囲を明確化すべきであるが、一般的に労組法で認められていないような範囲に関しての賃金保障の扱いは慎重に検討すべき。<br>・　意見集約、便宜供与等について画一 |

| | |
|---|---|
| | 的な基準を定めることで、企業風土等にあわせた多様な運用が阻害される懸念があり、法律では不利益取扱いの禁止等の最低限の規定にとどめるべき。<br>・　過半数代表者の活動に関する相談・紛争解決について、労使双方が相談できる体制を整えることは重要。<br>・　複数代表の場合の権限と責任の明確化、任期制の場合の任期の制限が必要ではないか。<br>・　就業規則等は企業全体で統一的に設定・変更することが多いため、意見聴取手続き等について、複数事業場分を一括して行うことができる選択肢を明確化することは、実態に適合しており、コミュニケーションの活性化も期待され、労使双方にメリットがあると考えられる。<br>・　過半数労働組合がない企業における労使コミュニケーションの選択肢について、将来に先送りせず検討すべきではないか。<br>・　労働基準法において、原則的なルールを企業や労働者の実情に合わせて代替・調整する仕組みは、法定要件の下行われるものであり、その全体をもって最低基準であると捉えるべき。<br><br>（公益）<br>・　代表にふさわしい者を選出するよう、選出する側の意識改善も必要。また、過半数代表者は、過半数代表の業務と本来業務により業務過多になることが予想されるため、業務調整を含め使用者の配慮が必要。 |

＜時間外・休日労働の上限規制＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　時間外・休日労働の上限は、月 45 時間、年 360 時間以内（限度時間）。臨時的な特別の事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間（休日労働含む）。限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年６ヶ月が限度とされている。<br><br>○　工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師について令和６年４月から、特例付きの時間外労働の上限規制が適用されている。<br><br>○　研究会報告では、<br>・　上限規制による労働時間短縮の効果はある程度表れていると考えられるものの、2020 年（令和２年）以降は新型コロナウイルス感染症の影響が無視できないことなどから、現時点では、上限そのものを変更するための社会的合意を得るためには引き続き上限規制の施行状況やその影響を注視することが適当ではないかと考えられる。<br><br>・　「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」（2017 年（平成 29 年）３月）にあるように、時間外労働の上限を 36 協定の原則である月 45 時間・年 360 時間に近付けられるよう努めていくべきであり、目標を見据えて定期的に時間外・休日労働等の実態を把握し、上限規制の水準の見直しについて議論することが必要である<br>・　自動車運転者や医師などは、2024 年（令和６年）度から時間外・休日労働時間の上限規制が適用となったが、なお一般より長い上限が適用されているため、健康確保措置の在り方や、一般の上限規制の適用に向けた取組をどのようにするかを議論すべきである。 | （労働者側）<br>・　いまだ過労死等がなくならない現状を直視し、長時間労働の是正のさらなる取組の強化に向けて、2017 年の労使合意の精神に基づき計画的・段階的に上限の短縮に向けた議論をすべき。<br>・　長時間労働に依存した文化はなくなっておらず、過労死や過労自殺が増加傾向にある実態を見据えて、働き過ぎを防止し、いかに労働者の健康と命を守るかという点を議論の出発点とすべき。<br>・　希望する労働者に限定して長時間労働を認めることとした場合、長時間労働者が評価されて結果的に職場が長時間労働に引っ張られるのではないか。<br>・　現在の上限規制は過労死ラインの水準であり、それを超えるような働き方をさせてはならず、労働者の命と健康を守るという労働時間法制の趣旨に反する柔軟化や見直しは行うべきではない。<br>・　上限規制の実効性を高めるため、労働時間の把握が確実に行われるよう、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を法令へ格上げし、罰則等も含めた義務づけを行うべき。<br><br>（使用者側）<br>・　企業の意識改革が進み、業務プロセスの見直しや業務効率化を通じて労働時間削減が進められているが、業種・業態によっては商慣行の是正は道半ばであるという実態に十分配慮して検討すべき。<br>・　脳・心臓疾患の労災事案のデータをみると、現在の上限規制を遵守し |

| | |
|---|---|
| これらについては引き続き中長期的に検討していく必要があるとされた。 | ていればかなりの労災を防げたことがうかがわれることから、まずは現在の上限規制を徹底することと、企業の取組への支援が重要。<br>・　中小企業は慢性的な人手不足であり、労働時間削減に取り組む余力が乏しい小規模企業では、業務の集約や分担が難しいことから、現状、時間外労働の上限の引下げは難しい。適用猶予業種や中小企業が対応できる柔軟な規制の在り方の検討や、消費、商慣習の見直しに向けた国全体での働きかけが必要。<br>・　現行の働き方改革は、より働きたい、より稼ぎたい、成長したい、仕事の完成度を高めたいという労働者のニーズを抑制しているという指摘もあり、労働者の健康確保を前提に、そのようなニーズに応えられるような、中小企業においても活用できる、シンプルで分かりやすく柔軟な労働時間法制を検討することが必要。<br>・　労働時間の把握は労働基準法の義務履行の手段として現在の規制に包含されており、また、健康確保のための労働時間の状況の把握義務は労働安全衛生法において規定されている。労働時間把握の新たな義務付けは過度な規制となり得るため慎重な検討が必要。<br><br>（公益）<br>・　人手不足だから長く働かせるというのではなく、限られた労働力を効率的に活用する観点からも、事業運営の工夫などにより、働きやすい環境をつくっていくことが重要。労働時間を延ばすことは短期的に有効に思えても、人手不足業種で高齢化が進む中、若年層に選ばれなくなることが相まって、中長期的には更に人が来なくなるのではないか。 |

| | |
|---|---|
| | ・　労働時間規制の強化により働きがいが失われたとの指摘があるが、例えばヨーロッパなどでは日本より労働時間規制が厳しい国は多いが、そのような国で働きがいを持てていないというわけではないのではないか。 |

＜労働時間等の情報開示＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| 【企業外部への情報開示】<br>○　現行法制では、企業の時間外・休日労働の実態に関する情報については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等において、各制度の目的に応じて様々な情報開示の仕組みが設けられている。<br><br>○　研究会報告では、「時間外・休日労働時間を短縮するという観点からも、様々な情報開示の取組が進められ、また、これらの情報を労働者・求職者が一覧性をもって閲覧できるようになることが望ましいと考えられる」とされた。<br><br>【企業内部への情報開示・共有】<br>○　現行法制では、時間外・休日労働の実態に関する企業内部での情報の共有について定めたものはない。<br><br>○　研究会報告では、「衛生委員会等の労使の会議体」「労働者個人」「管理職」への時間外・休日労働の状況等の情報開示・共有についての意義等が整理されている。<br><br>○　また、過半数代表への情報開示について、「36協定など労働時間に関する労使協定を締結する際には、過半数代表に対して情報を開示していくことが必須と考えられる」とされている。 | （労働者側）<br>・　企業外部への情報開示は、労働市場の調整機能を通じて個別企業の勤務環境の改善を促すという効果も見込まれるため、国は、情報の一覧性を高めるなどの取組を進めていく必要がある。<br>・　最長労働時間規制の実効性確保の観点からは、企業の内部に労働時間等の情報を開示し、労使の取組を促すことがより一層重要であり、過半数代表への事前開示を義務化するなどの取組も進めるべき。<br><br>（使用者側）<br>・　企業規模が大きくなるほど、正確な数値の収集や更新が負担となる。また、労働時間は職種や人事等級などで異なるところ、数字が一人歩きする懸念があるため、労働時間等の外部開示の義務化については慎重に検討すべき。<br>・　女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法で求められている情報開示の効果検証を行い、主体的な開示を促すような方策について検討することが適当ではないか。<br>・　事業所の中でも、役割機能や人材配置が異なる事業所もあるところ、労働時間や休日を平均的に捉えることが適切なのか懸念がある。 |

| | |
|---|---|
| | （公益）<br>・　社内・社外への情報開示は適切に進めていく必要があり、比較しやすさや、新卒者や転職を考える人からの情報へのアクセスに配慮しつつ、企業側が正しい情報を低コストで登録できるような支援も同時に考える必要がある。 |

＜法定労働時間週 44 時間特例措置＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　労働基準法別表第１第８号（商業）、第 10 号（映画・演劇業）（映画の製作の事業を除く。）、第 13 号（保健衛生業）及び第 14 号（接客娯楽業）のうち、常時 10 人未満の労働者を使用するものについては、１週の法定労働時間が 44 時間とされている。<br><br>○　研究会報告では、<br>・　現状のより詳細な実態把握とともに、特例措置の撤廃に向けた検討に取り組むべきである。<br>・　その際、業種に特徴的な労働時間の実態もあることから、業種による状況の違いを把握しつつ検討するべきである<br>とされた。 | （労働者側）<br>・　これまで段階的に週 40 時間制に移行してきたほかの業種との関係や、前回の改正の施行から四半世紀が経過していることを踏まえると、特例を廃止するのに妥当な時期に来ている。<br><br>（使用者側）<br>・　この特例に依存して運営している零細事業者もあり、家族経営や地域密着型企業にとっては死活問題になるところもある。将来的に段階的縮小も念頭に置きながら、この制度の周知や十分な移行支援が必要ではないか。 |

＜テレワーク等の柔軟な働き方＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた労働時間の総枠の範囲内で、労働者が日々の始業・終業の時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。<br><br>○　研究会報告では、<br>・　現行制度においては、フレックスタイム制を部分的に適用することはできず、テレワーク日と通常 | （労働者側）<br>・　テレワークは柔軟な働き方の一つとしてワーク・ライフ・バランスの実現にもつながるが、仕事とプライベートの区別が曖昧となり、長時間労働になりがちな実態も見られるため、適正な実労働時間管理を徹底すべき。 |

| | |
|---|---|
| 勤務日が混在するような場合にフレックスタイム制を活用しづらい状況がある<br>・　特定の日については労働者が自ら始業・終業時刻を選択するのではなく、あらかじめ就業規則等で定められた始業・終業時刻どおり出退勤することを可能とすることにより、部分的にフレックスタイム制を活用できる制度の導入を進めることが考えられる<br>とされた。 | ・　フレックスタイムと通常勤務を組み合わせられる制度については、週単位での労働時間規制である労基法第 32 条第１項との関係や、割増賃金の取扱いへの影響も踏まえて検討する必要がある。<br><br>（使用者側）<br>・　生産年齢人口の減少による労働供給制約を踏まえると、労働者一人一人の生産性の向上が欠かせないことから、一律の規制以外に、労働時間や場所等、多様化する労働者の実情に対応できる柔軟な法制度を整備していくことも重要。<br>・　育児や介護との両立による制約が大きな課題となっている中で働きやすさや働きがいを高めていくためにフレックスタイム制は有効であり、フレックスタイム制と通常勤務日とを組み合わせることで部分的にフレックスタイム制を適用できるよう見直すべき。 |

＜管理監督者＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　管理監督者は、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者であって、労基法における労働時間・休憩・休日等に関する規制が適用されない。<br><br>○　裁量労働制や高度プロフェッショナル制度では、制度の導入・適用時の手続要件が課されるとともに、特別な健康福祉確保措置が設けられている一方、管理監督者については、手続要件や特別な健康福祉確保措置は定められていない。<br><br>○　研究会報告では、<br>・　本来は管理監督者に該当しない労働者が管理監督者として扱われることがないよう、その要件を明確化することが必要<br>・　管理監督者等に関する健康・福祉確保措置について、検討に取り組むべき<br>とされている。 | （労働者側）<br>・　管理監督者は、労基法の根幹となる規定が適用されないという大きな例外であるにもかかわらず、定義や対象範囲が法令上明確にされていない。実態として労働条件その他労務管理について経営者と一体的な立場にあるとは言えない労働者までも管理監督者として取り扱い、残業代を払わないなどの不適切な運用が多く見られることから、管理監督者の制度趣旨に沿った定義を法律で明確にすべき。<br>・　管理監督者はそもそも部下を管理・監督する者が想定されているため、スタッフ管理職を法定することは適当ではない。<br>・　健康・福祉確保措置を義務化する方向での検討や手続的な要件についての検討も必要。<br><br>（使用者側）<br>・　労務管理やマネジメントのありようは時代とともに変化しており、組織のフラット化や本部等への権限委譲が進み、スタッフ管理職も少なくない。判断基準の明確化は望ましいが、総合判断の部分が多いため法律での明確化には限界がある。仮に法律に定義を記述するのであれば、スタッフ管理職についてもしっかりと書き込むことが大前提。<br>・　管理監督者の健康確保の在り方を検討するに当たっては、現行でも管理職に対する健康・福祉確保措置は相当程度実施されていることや、管理監督者の健康状態が通常労働時間制度が適用されている労働者と遜色がないことを示すデータもあることを踏まえた議論が必要。 |

| | |
|---|---|
| | （公益）<br>・　管理監督者は労基法制定時からある古い制度であり、今日の労働法の視点からすると、管理監督者等として労働時間規制の適用除外になる場合についても健康確保措置を検討する必要がある。 |

＜休憩＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　現行法上、労働時間が６時間を超える場合には少なくとも45分、８時間を超える場合には少なくとも１時間の休憩を与えることとしている。加えて、労使協定がある場合を除き、休憩は一斉に付与しなければならないこととされている。<br><br>○　研究会報告においては、休憩の一斉付与の「原則を直ちに見直すべきとの結論には至らなかった」とされた。 | （労働者側）<br>・　休憩の一斉付与原則を緩和したり撤廃したりすると、実態把握や監督が困難になり、また、労働者にとっては、職場で周りに気兼ねして休憩が取りにくくなる懸念があるため、緩和はすべきではない。<br><br>（使用者側）<br>・　休憩の一斉付与義務のあり方については見直す時期に来ている。<br>法律の実効性を保つ目的があることは理解しているが、フレックスタイム制、裁量労働制等の適用者についてまで、休憩の一斉付与を使用者に罰則付きで義務付ける必要があるのか疑問。 |

＜休日（連続勤務規制）＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　現行法上、毎週少なくとも１回の休日を与えることが原則とされているが、４週を通じて４日以上の休日を与えること（変形週休制）も可能としている。<br><br>○　加えて、36 協定に休日労働の条項を設けることで、使用者は法定休日に労働をさせることができる。 | （労働者側）<br>・　１日の中だけではなく、１週間、１か月単位でも勤務日と休日のリズムを平準化していくことが重要であり、休日労働を含めた連続勤務規制を早期に導入すべき。災害時の対応などの例外措置は限定的なものとすべき。 |

| | |
|---|---|
| ○　研究会報告では、<br>・　４週４休の特例を２週２休とするなど、連続勤務の最大日数をなるべく減らしていく措置の検討に取り組むべき<br>・　36 協定に休日労働の条項を設けた場合も含め、精神障害の労災認定基準も踏まえると、２週間以上の連続勤務を防ぐという観点から、「13 日を超える連続勤務をさせてはならない」旨の規定を設けるべき<br>とされた。 | ・　現行制度は、36 協定を締結して割増賃金を支払えば、上限規制の範囲内でいくらでも休日労働が可能という建付けになっており、精神障害の労災認定における心理的負荷の判断要素である２週間以上の連続勤務との整合も勘案しながら、連続勤務を罰則付きで規制することが必要。<br>・　現行の４週４休制は、最大で 48 日の連続勤務も可能であるため、早急に見直しが必要。<br><br>（使用者側）<br>・　連続勤務規制は労働者の健康を確保する観点で重要であるが、災害復旧の場合やシステムトラブル等の大きな突発事象があったときに、取引先の事業運営への影響を通じて国民生活へも大きな影響を及ぼすような場合にやむを得ず連続勤務をせざるを得ないケースがあるため、画一的な規制ではなく、現場の実態を踏まえ労使の合意によって一定の例外を設けられる制度設計とすべき。<br>・　ごく短時間の業務で休日労働となる場合についてどのように考えるか議論すべき。 |

＜休日（休日の特定）＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　現行法上、休日を予め特定することまでは求めておらず、通達において「具体的に一定の日を休日と定める方法を規定するよう指導」する旨が示されている。<br><br>○　研究会報告では、労働者の私的生活の尊重等のために、「あらかじめ法定休日を特定すべきことを法律上に規定」すべきとされた。規定に際しては、「週１日の休日が確保されること」から「あらかじめ特定した | （労働者側）<br>・　法定休日の特定は、１週間単位でのリズムを整えるという労働者の健康確保の観点や、労働者が休日の予定を前もって決めることができるというワーク・ライフ・バランスの観点で重要。あらかじめ法定休日を特定すべきことを法律上規定すべき。<br>・　法定休日を特定する手続きについても、労働者の休日に関する予見可能性をしっかり高めるという視点 |

| | |
|---|---|
| 法定休日が確保されること」への保護法益の変化、法定休日の振替手続及び期間、使用者が法定休日を指定する際の手続等についての実態を考慮すべきとされた。 | で、直前の変更などの恣意的な運用がなされないようなルール設定についてあわせて検討すべき。<br><br>（使用者側）<br>・　法定休日の特定に関するルールを明確化することで、労務管理がしやすくなり、法律の履行遵守にもつながるなど労使双方にメリットがあるため、法定休日の特定について法定することに賛同する。<br>・　法定休日をいつまでに特定すべきかについては、業種・業態により異なっている労務管理の実態を踏まえて検討すべき。 |

＜勤務間インターバル＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　終業から翌日の始業までに一定の休息時間を設ける勤務間インターバル制度については、現行では労働時間等設定改善法において、「健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定」として努力義務が課されているのみ。<br><br>○　勤務間インターバル制度の導入率は 2024 年時点で 5.7%にとどまっている（令和６年就労条件総合調査）。<br><br>○　研究会報告においては、<br>・　抜本的な導入促進と義務化を視野に入れつつ、法規制の強化について検討する必要がある<br>・　多くの企業が導入しやすい形で制度を開始するなど、段階的に実効性を高めていく形が望ましい<br>とされた。<br><br>○　なお、自動車運転の業務に従事する者については自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）、医業に従事する医師については医療法において、それぞれ勤務間インターバル制度が設けられている。 | （労働者側）<br>・　労働者の健康を確保し、日々働きがいをもって働き続けられるようにするため、必要十分な睡眠時間を含めた生活時間の確保が重要である。<br>・　諸外国のインターバル制度では 11 時間が原則であることも踏まえ、11 時間のインターバルを義務化する方向で検討すべき。<br>・　やむを得ない場合に例外措置や代替措置を認めることを前提にして規制内容を検討することにより、結果的に実効性がない制度となってしまっては本末転倒。勤務間インターバル制度をより多くの労働者に広げていくためには、代替措置等の例外は限定的なものとすべき。<br>・　制度を導入していない企業の多くが超過勤務がないからという理由を挙げていることを考えると、導入割合が低いことは義務化が難しい理由にはならないのではないか。<br><br>（使用者側）<br>・　現行の努力義務の下で、各社では労使で話し合い、例外事由や代償措置、制度の適用範囲等のあり方が各企業の実態に応じて様々な制度を導入してきたところであり、制度の検討に当たっては、原則 11 時間というような画一的な規制には反対。既に導入している企業の多様な方法を認める方向で検討すべき。<br>・　災害時対応だけではなく、やむを得ないトラブル等にも対応できるような柔軟な制度とすべき。受注型の企業や下請企業で突発的に業務が発生する状況も考慮が必要。 |

| | |
|---|---|
| | ・　初めから罰則付きではなく、猶予期間や経過措置を設け、まずは周知徹底や助成金の活用促進をしていきながら、段階的に制度導入を進めるべき。<br>・　時間外労働の上限規制によって長時間労働が制限されており、現時点での一律での義務化は時期尚早。過労死等防止対策大綱の「導入している企業割合を 15%以上とする（令和 10 年度まで）」という目標達成に全力を尽くすべき。<br><br>（公益）<br>・　現時点で最も多くの割合の企業が導入している翌日の始業・終業時刻の後ろ倒しは、労働者のワーク・ライフ・バランスにマイナスとなることから、義務化の検討とあわせて、他の望ましい方法について周知することが必要。 |

＜つながらない権利＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　我が国の現行法令上、勤務時間外の業務上の指示や連絡に関する規制はないが、情報通信技術の進展等を踏まえ、欧州等においていわゆる「つながらない権利」の法制化等の取組が進められている。<br><br>○　研究会報告では、<br>・　勤務時間外に、どのような連絡までが許容でき、どのようなものは拒否することができることとするのか、業務方法や事業展開等を含めた総合的な社内ルールを労使で検討していくことが必要<br>・　このような話し合いを促進していくための積極的な方策を検討することが必要<br>とされている。 | （労働者側）<br>・　業務時間外の連絡や指示は、労働者と使用者の関係だけではなく顧客とその担当者の関係も含めた複合的な要因により生じるものであり、社内の取組を決めるだけでなく、企業労使の垣根を越えた相互理解の下に取組を進めなければ実効が上がらないため、法制化も念頭に置いた検討も必要。<br>・　情報通信技術の発達により勤務時間外の連絡も一層容易になっており、いつ連絡があるか分からない状態では、労働者は本当に安心して労働から解放されることにならないため、恣意的な運用にならないよう労使での論議が必要。 |

| | |
|---|---|
| | （使用者側）<br>・　所定時間外の連絡をどうするかは、労働条件というよりは働き方、仕事の進め方、指揮命令の権限にも関わることであり、会社としてルールを定めるということはあっても、労使の話合いを前提として社内ルールを定めることには直結しないのではないか。<br>・　メール送付の抑制やシステムへのアクセス制限等、テレワークガイドラインに長時間労働対策として盛り込まれた内容の周知をまずは行い、勤務時間外での連絡を抑制するような社会全体での意識改革を進めることが重要。<br><br>（公益）<br>・　一企業の取組で完結する問題ではなく、休日や時間外の他社からの連絡があまりに過度になる場合はカスハラにつながるおそれもあることから、つながらない権利が労働者のワーク・ライフ・バランスの実現など様々な面でプラスになることを広く社会に周知することが望ましい。 |

＜年次有給休暇（時季指定義務）＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　年次有給休暇の時季指定義務については、働き方改革関連法において、年次有給休暇の取得率が低迷しており、年次有給休暇をほとんど取得していない労働者ほど長時間労働者の比率が高いことを背景として、年休の取得を確実に進めるべく、付与された年休のうち５日分については、使用者が時季を指定して取得させることを義務付けたもの。<br><br>○　研究会報告においては、年次有給休暇の取得率の上昇（令和５年は65.3%（過去最高））を背景に、時季指定義務が導入された趣旨から考え | （労働者側）<br>・　年休を５日取得させられていない企業が 11.6%にのぼることから、まずはしっかりと年休を取得させる取組が不可欠。<br>・　育児休業からの復帰者や退職する労働者に関する年休の時季指定義務の取扱いについて、何らかの調整が必要なケースは想定されるが、年休の趣旨を踏まえれば、対象となる労働日が少ないことを理由に時季指定義務の日数を安易に減らすべきではない。 |

| | |
|---|---|
| れば、「使用者の時季指定義務の日数について、現在の５日間から直ちに変更すべき必要性があるとは思われない」とされている。<br><br>○　また、現行制度上、年度途中に育児休業等から復帰した労働者や退職する労働者についても年５日の時季指定義務が課されているところ、これらの取扱いについて、研究会報告では、「付与期間の残りの労働日が著しく少なくなっている労働者に対して当該義務を課すことは、使用者や労働者にとって不合理な制約になる場合があることからも、取扱いを検討することが必要」とされている。 | （使用者側）<br>・　年休の取得日数が少ないことと長時間労働との相関性は依然として見られるので、５日の時季指定義務は必要だが、義務日数を増やすことが必要とはいえない。現状の５日間は中小企業にとっても現実的な水準。<br>・　時季指定義務は年休をほぼ取得していない労働者の長時間労働の実態等を踏まえて導入されたもの。そのような実態にないと考えられる年度途中に育児休業や私傷病休職等から復帰した労働者や、退職する労働者については、勤務可能日数に応じて按分した日数を時季指定義務の対象とすることを検討すべき。 |

＜年次有給休暇（賃金の算定方法）＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　年次有給休暇を取得した場合の賃金日額の算定方法については、①平均賃金②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金③標準報酬月額の30分の１に相当する額の３通りが定められている。<br><br>○　研究会報告においては、例えば日給制や時給制の場合は、①や③の手法で賃金額が計算される場合には、②と比較して賃金額が大きく減額され得ることから、「原則として②の手法をとるようにしていくべき」とされている。 | （労働者側）<br>・　賃金額を低く見積もるために平均賃金や標準報酬月額を用いた算定方法が使われるという、使用者の恣意的な運用を確実に防止するためには、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を原則とするということを法令等で明確化すべき。<br><br>（使用者側）<br>・　算定方法の違いにより労働者の有利、不利が生じることは望ましくないという点から、年次有給休暇取得時の賃金算定方法を統一することに異論はない。 |

＜年次有給休暇（時間単位年休）＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　時間単位の年次有給休暇は、平成20年労働基準法改正において、年次有給休暇の本来の趣旨を踏まえつつ、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇を有効に活用できるようにするため、労使協定により、付与された年次有給休暇のうち５日を上限として、時間を単位として取得することができるようにしたもの。<br><br>○　研究会報告においては、<br>・　労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養やゆとりある生活を実現するという年次有給休暇の本来の趣旨から考えれば、時間単位の年次有給休暇の日数について、現在の５日間から直ちに変更すべき必要性があるとは思われない<br><br>・　一方で、時間単位の年次有給休暇については労働者の様々な事情のために柔軟に利用可能であるという側面があることにも留意が必要<br>とされている。 | （労働者側）<br>・　時間単位年休について、労働者側にも一定のニーズがあることは理解するが、年次有給休暇の制度趣旨を踏まえれば、１日単位で休暇を確保することが重要。<br>・　時間単位年休について、増やすべきという回答が 25.2%となっている一方で、今のままがよいという割合も32.3%あることも踏まえるべき。<br><br>・　ワーク・ライフ・バランスや仕事と治療の両立などの観点から、労働者が休みを取りやすくする環境整備を、年次有給休暇に限らない形で様々な選択肢を整備していくことが重要。<br><br>（使用者側）<br>・　治療と仕事の両立支援ガイドライン等でも、時間単位年休の導入が推奨されており、１日単位の休暇取得がすべての労働者にとって最も望ましいとは限らないことから、上限日数を延長し、各企業の労使の判断に委ねることも選択肢の１つ。<br>・　年休は心身の疲労回復を目的として法定されていることが非常に重要であり、原則は１日ないし半日単位という点は堅持していくべきであるが、時間単位年休のメリットを評価する企業労使があれば、そうした判断を尊重してはどうか。<br>・　病気休暇制度の導入は企業の自主的な取組であり、全ての企業に一律に罰則つきで義務付けることは適切ではない。 |

＜年次有給休暇（その他）＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　労働基準法第 39 条において、「全労働日の八割以上の出勤」を年休付与の要件としている。<br><br>○　年次有給休暇の取得に伴う不利益取扱いについては、労働基準法の附則である第136条において、「有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない」としている。 | （労働者側）<br>・　出勤率要件は、日本に特異な制度であり、労働者の心身の疲労回復を図り、ゆとりある生活に資するといった年休の趣旨を踏まえると不要ではないか。<br>・　年休取得に伴う不利益取扱いについては、現在は曖昧な訓示規定に留まり実効性に疑問があるため、本則に明確に禁止規定を設けるべき。<br><br>（使用者側）<br>・　年休の出勤率要件をなくして出勤の実態の乏しい者にも一律に年休を付与することについては、制度の趣旨や労働者間の公平性の観点も踏まえた慎重な検討が必要。 |

＜割増賃金規制＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金の目的は、①通常の勤務時間とは異なる労働に対する労働者への補償と、②使用者に対して経済的負担を課すことによるこれらの労働の抑制であるとされている。<br><br>○　研究会報告においては、<br>・　割増賃金の意義や見直しの方向性については様々な意見が出ている<br>・　実態把握を含めた情報収集を進め、中長期的に検討していく必要がある<br>とされた。 | （労働者側）<br>・　国際的に見て我が国の割増賃金率は低い水準にあり、恒常的な時間外労働を抑制するために、時間外労働に係るコストが少なくとも新規採用のコストを上回る水準に設定する必要がある。<br>・　深夜業務は労働者の心身に与える影響が大きいため、割増率が上乗せされていることなどを踏まえれば、使用者の責務として深夜労働の縮減に取り組むべきであり、深夜割増の適用除外を認めるべきではない。<br>・　所定内賃金の引上げは個別労使の団体交渉が前提にあり、割増率の引上げによって妨げられるものではない。安心して働き続けられる環境整備を進めることが必要であり、その |

| | |
|---|---|
| | 施策として割増率の引上げを考えるべき。<br><br>（使用者側）<br>・　60 時間超の時間外労働の５割以上の割増率について、制度の効果検証が必要であり、割増率の引上げについては、過重労働防止の効果が明確でないならば慎重な判断をすべき。<br>・　夜間を含めて就業時間帯を主体的に決めたいという労働者のニーズに応える制度として、フレックスタイム制や裁量労働制適用労働者については、本人の自発的な同意、健康確保措置を条件に、深夜割増賃金について、対象時間帯を見直すことや、適用しないことも考えられるのではないか。<br>・　割増率の引上げは、企業活動への影響が大きく、経営体力が強くない企業を中心に経営を圧迫することになる。また、賃上げのモメンタムを定着させるべきところ、基本給引上げを控える動きになりかねないため慎重な対応が必要。 |

＜副業・兼業＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　労働基準法第 38 条では、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定されている。<br>　この「事業場を異にする場合」とは「事業主を異にする場合をも含む」とされており、時間外労働に係る割増賃金の支払いについても、通算した労働時間に基づき行うこととされている。<br><br>○　「副業・兼業の促進に関するガイドライン」において、他の使用者の事業場における労働時間について | （労働者側）<br>・　データをみると、副業者の中で、低賃金であるためどうしても副業・兼業を行わざるを得ない非正規雇用労働者が大きな比重を占めており、この方々が結果として長時間労働になっていることも踏まえると、副業・兼業時の労働時間通算、割増賃金規制の遵守・徹底を行っていくべき。<br>・　労働者が自発的に副業を行っていることや、通算された労働時間に基づく割増賃金の支払いが現にそれほ |

| | |
|---|---|
| は、労働者からの申告等により把握することとされている。<br><br>○　研究会報告では、<br>・　労働者の健康確保のための労働時間の通算は維持しつつ、割増賃金の支払いについては、通算を要しないよう、制度改正に取り組むことが考えられる<br>・　割増賃金の支払いに係る通算対応を必要としなくする分、副業・兼業を行う労働者の健康確保については、これまで以上に万全を尽くす必要がある<br>とされている。 | ど行われていないことを理由に割増賃金に係る労働時間の通算を廃止することは、労働基準法の強行法規性や割増賃金規制の趣旨に照らして違和感を覚える。<br>・　働き方改革で推し進めてきた長時間労働の是正と過労死等ゼロの取組に逆行するものであり、割増賃金に係る労働時間の通算を廃止すべきではない。<br>・　割増賃金が実際に支払われていないのであれば、ルールを緩和するのではなく、ガイドラインを含め、現行ルールを一層周知し、適正運用を広げるような取組を進めるべき。<br><br>（使用者側）<br>・　副業、兼業は自発的なキャリア形成に資する取組だが、割増賃金規制によってその普及が阻害されており、健康確保のための労働時間通算規制を残すことを前提に見直しを図ることが必要。<br>・　副業は、会社の業務命令ではなく、労働者本人が選択して就労するのだから、労働時間を通算して割増賃金を支払うことは違和感があり、割増賃金規制の趣旨にもなじまない。<br>・　中小企業においては副業・兼業時の労働時間通算が難しいために利用が進まないという声も多い。副業先の負担が大きく、採用を控えたり、雇用でなくフリーランスで兼業したり、といった判断を招いているのではないか。副業・兼業促進の観点からも割増賃金について通算管理の適用外とし、企業ごとの労働時間管理とする方向での検討が必要。また、先に契約したものを本業と取り扱う現行の整理については改めて検討が必要。 |

| | |
|---|---|
| | （公益）<br>・　自社の労働者が他社でも就労していることを知らない場合には通算した労働時間に基づく割増賃金の支払義務を負わないという地裁判決が出たが、これは、労働者の健康確保という重要な目的の実現のために、通算した労働時間に基づく割増賃金支払義務という金銭的負担を使用者に負わせる方法が適しているのかという問題提起ではないか。 |

＜裁量労働制＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
|---|---|
| ○　省令及び告示で定められた20の専門的な業務に該当する場合には専門業務型裁量労働制を、事業の運営に関する事項についての企画・立案・調査及び分析の業務であって、労使委員会決議により制度の対象とする業務等を定めた場合には、企画業務型裁量労働制を適用することができる。<br><br>○　適用労働者の労働時間は、専門業務型裁量労働制の場合は労使協定で定めた時間、企画業務型裁量労働制の場合は労使委員会の決議で定めた時間を労働したものとみなすこととされている。<br><br>○　労働基準法施行規則等の改正により、専門業務型裁量労働制の対象業務の追加、本人同意・同意撤回の手続きの労使協定事項等への追加等が行われた（令和６年４月１日施行）。 | （労働者側）<br>・　裁量労働制は長時間労働を助長しかねないため、その適用範囲の拡大や要件緩和を安易に行うべきではない。<br>・　業務従事年数が少ない、裁量や適切な処遇が確保されていないデータが見られた。2024 年度に見直しの内容が施行されたばかりであり、健康・福祉確保措置の強化、本人同意や同意撤回の手続等の適正運用の徹底を着実に進めていくことが重要。労働者の健康確保や豊かな生活の実現に繋がる議論に注力すべき。<br>・　国際競争力の向上は、産業政策等で対応すべきものであり、労働法制の緩和で実現すべきものではない。裁量労働制が本来の趣旨に沿った運用が徹底されることが重要であり、要件の緩和は行うべきではない。<br>・　通常の労働時間規制の逸脱を認めるものについての手続や運用が厳格であることは当然である。<br>・　労使合意により対象業務を決定できる仕組みは、労働基準法の強行法規性を放棄することにも繋がりかねない。 |

| | |
|---|---|
| | ・　非対象業務は使用者の都合で業務量や労働時間が変動するものであり、兼務をしている場合は裁量労働制を適用すべきではない。<br><br>（使用者側）<br>・　裁量労働制は、特別な健康確保措置が設けられているほか、制度の濫用にならないような制度設計がされている。<br>・　現在の裁量労働制は対象業務が厳格に規定されているため、企業で適用可否を判断することが難しく、また、手続も煩雑である。適用労働者の満足度や健康状態の認識の調査結果も勘案しつつ、裁量労働制の見直しについて必要な議論を進めるべき。<br>・　国際競争力の向上や付加価値の創出の観点からも、働き手一人一人の能力発揮を促すことが我が国の課題であり、裁量労働制の拡充が必要。労使の対等かつ十分な協議や適切な健康確保措置、適正な報酬を条件とし、過半数労働組合との合意のもとで裁量労働制を適用するにふさわしい対象業務（例：プロジェクト型業務や他社の事業に関する企画、立案、調査及び分析の業務）の範囲を決められるような仕組みの導入の検討を行うべき。<br>・　中小企業では複数の業務を兼務することが多く、非対象業務との兼務が一部でもあると適用が認められない。主たる業務が対象業務であり働き方に裁量がある労働者は適用可能となるよう検討すべき。<br>・　本人の満足度や業務遂行の裁量程度が高く、総じて適正な運用がされていることを踏まえると、法令の運用の徹底の必要性と制度の見直しの必要性は分けて議論することが適当。労働生産性の向上と、長時間労 |

| | |
|---|---|
| | 働、過労死撲滅の両方を見据えた真摯な議論をしていく必要がある。<br><br>（公益）<br>・　裁量労働制調査のデータを利用した厳密な解析からは、裁量労働制の適用の有無だけでなく、現場レベルでの裁量の有無が労働時間や睡眠、満足度等を強く左右することが明らかとなっている。今後の検討に当たっては、裁量労働制の適用有無のみを議論するのではなく、裁量の度合いが現場レベルでいかに担保されるかという点に着目して議論すべき。 |

＜賃金請求権等の消滅時効＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　令和２年の労働基準法改正により、賃金請求権の消滅時効期間、付加金の請求期間、賃金台帳等の書類保存義務の期間は５年（当分の間３年）とされ、令和２年４月１日より施行されている。 | （労働者側）<br>・　令和２年改正では、企業負担を踏まえて一定の準備期間を設ける趣旨も含めて、消滅時効について当面の間は３年としたものであり、今後の議論に当たっては、５年を超えて書類を保存している事業所も少なくないという調査結果も参考とすべき。<br><br>（使用者側）<br>・　労基法における時効と資料保存期間の在り方を検討するに当たっては、労働債権は短期で権利義務関係を確定させる必要性が高いことや、賃金未払いの立証には勤務実態や残業の指示に関する証明が必要である。企業の資料保存の負担感も含めて総合的に検討する必要がある。調査結果はあくまでも参考データとして取り扱うべき。 |

＜その他＞

| 制度の現状等 | 各側委員からの主な意見 |
| --- | --- |
| ○　労働基準法第41条第１号の規定に基づき、農業、漁業等に従事する労働者については、労働時間、休憩及び休日に関する規制が適用されていない。<br><br>○　労働基準法第33条において、災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の特例について規定されている。<br><br>○　労働基準法第 113 条において、同法に基づき発する命令の制定に当たり、公聴会を開催し、公労使の代表の意見を聴取することが必要とされている。 | （労働者側）<br>・　労働時間等の規定の適用が除外されている農業、畜産業、水産業従事者について、働き方の実態を把握し、規制を適用する方向で検討を進める必要がある。<br>・　労基法第 33 条第１項の災害時等の特例により長時間労働等を行う労働者に健康被害が生じないよう、一定の健康・福祉確保措置を義務付けることなどを検討すべき。自治体の現場で、臨時の必要があるとは言えない恒常的な業務についても労基法第 33 条第３項を適用して時間外労働させている実態があることも課題であり、検討を行う必要がある。 |

| | |
|---|---|
| ○　労働基準法第35条に規定する休日は原則として暦日を単位として付与されるべきものとされている。<br><br>○　労働条件の明示方法は書面の交付に限られていたが、平成31年４月以降、労働者が希望した場合は、FAXや電子メール、SNS 等でも明示が可能となった。 | ・　休日の暦日付与の原則については、業界特有の課題がある場合であっても例外の拡大は慎重に検討するべき。<br><br>（使用者側）<br>・　公聴会は労基法独自の仕組みであり、現在はパブリックコメントの仕組みが定着して意義が薄れていることから、廃止すべき。<br>・　鉄道業における夜間のメンテナンス工事など、業務の特殊性を踏まえ、暦日単位での休日付与の原則の見直しを検討するべき。<br>・　労働条件の明示方法について、労働者の利便性向上のためにも、労使協定の締結等を条件に電子メールの送付等による明示を可能とする見直しの検討を行う必要がある。<br>・　事業場外のみなし労働時間制の適正運用を図ることは当然だが、最高裁判決の判断枠組みを超えて厳格な解釈を示すことには反対。 |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 働き方改革の「総点検」について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 「経済財政運営と改革の基本方針2025」等について

## 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和７年６月13日閣議決定）

第２章　賃上げを起点とした成長型経済の実現

１．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

（２）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

（多様で柔軟な働き方の推進）

（略）

働き方改革関連法施行後５年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

（略）

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和７年６月13日閣議決定）

Ⅵ．人への投資・多様な人材の活躍推進

２．多様な人材の活躍推進

（３）働き方改革関連法施行後５年を踏まえた働き方改革の総点検

①働き方改革関連法施行後５年を踏まえた状況の把握と総点検

（略）

誰もが健康で、意欲と能力を発揮して働きやすい労働環境の下で生産性の高い多様で柔軟な働き方を推進するとともに、働き方改革関連法施行後５年の総点検を行い、働き方の実態とニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて労働政策審議会で検討する。

（略）

# 働き方改革の「総点検」について

令和７年９月を目途に、次の⑴⑵の調査を実施する。結果は11月目途に公表予定。

## ⑴　アンケート調査

労働者の労働時間に関するニーズを把握。労働時間を[減らしたい/現状のままでいい/増やしたい]労働者の割合、今どれくらい働いているか、希望する労働時間数[減らしたい/現状のままでいい/増やしたい（上限規制の手前でもう少し働きたい/上限規制を超えて働きたい）]など。

◆　対象者　　：モニター調査会社に登録している労働者

◆　調査項目　：所定労働時間、総労働時間、希望する労働時間数とその理由　等

## ⑵　ヒアリング調査

上限規制への対応状況、課題認識などについて「生の声」を把握。

◆　対象者　：企業及び労働者に対し、労働局により実施

◆　調査項目

・企業ヒアリング　：上限規制への対応状況、上限規制の施行による課題認識、
その他労働時間制度に関する要望　等

・労働者ヒアリング：時間外労働の実態、上限規制についての認識、収入や働き方に対する希望、
労働時間規制に関する課題認識　　等

別紙２

# 資金移動業者の口座への賃金支払制度について

# 資金移動業者の口座への賃金支払制度について

## 労働者への賃金支払方法について

○　賃金は、労働者にとって重要な生活の糧であり、労働の対価である賃金が、完全かつ確実に労働者本人の手に渡るよう、労働基準法において賃金の支払方法に関する5つの原則（通貨払の原則、直接払の原則、全額払の原則、毎月払の原則、一定期日払の原則）が定められている。

○　労働者の同意を得た場合、①銀行口座への振込、②証券総合口座への払込による賃金支払が認められてきた。

これに加え、令和5年4月1日施行の労働基準法施行規則に基づき、賃金の確実な支払を担保するための要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者については、③資金移動業者の口座への賃金支払いが認められることとなった。

（指定要件、指定手続等に関する詳細や、業務上の留意点については、「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン」（令和5年3月8日 厚生労働省労働基準局賃金課）にまとめられている。）

＜指定要件＞

① 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。

※口座残高100万円超の場合に資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、②の資金保全スキームにおいて速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。

② 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。

③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。

⑤ 現金自動支払機（ATM）を利用すること等により口座への資金移動に係る額（1円単位）の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。

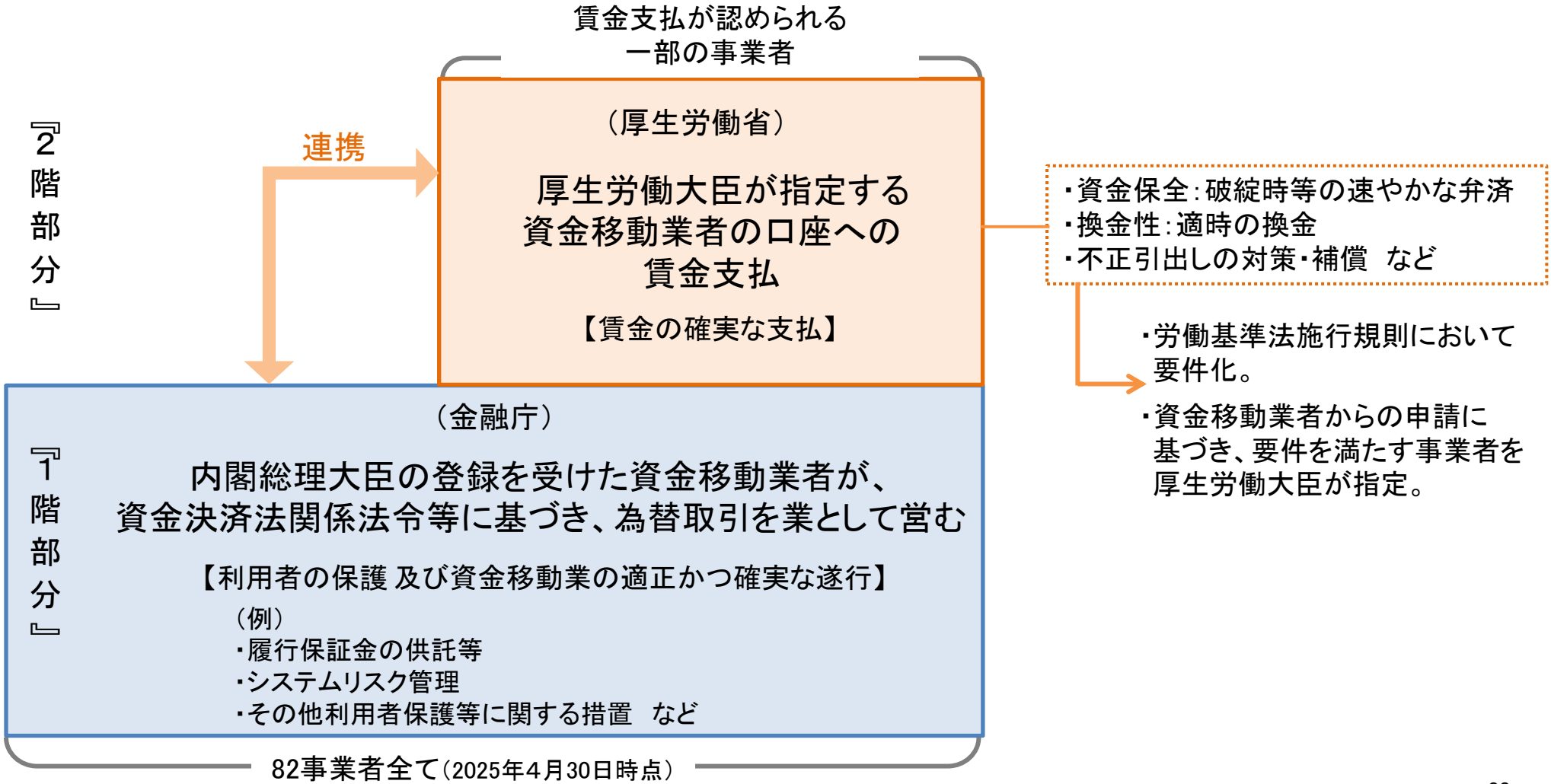
⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

⑦　①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

# 賃金支払が認められる資金移動業者の概念図

○　資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている（『1階部分』）。

○　資金移動業者の口座への賃金支払については、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定（『2階部分』）。



# 資金移動業者の口座への賃金支払制度について

## 指定の状況

○　資金移動業者の口座への賃金支払についての指定状況は以下のとおり。このほか、指定申請を検討している複数の資金移動業者に対する事前相談にも対応中。

| 指定資金移動業者 | 指定日 | 口座の受入上限額 | 保証機関 |
|---|---|---|---|
| PayPay株式会社 | 令和6年8月9日 | 20万円 | 三井住友海上火災保険株式会社 |
| 株式会社リクルートMUFGビジネス | 令和6年12月13日 | 30万円 | 株式会社三菱UFJ銀行 |
| 楽天Edy株式会社 | 令和7年3月19日 | 10万円 | 楽天信託株式会社 |
| auペイメント株式会社 | 令和7年4月4日 | 10万円 | auじぶん銀行株式会社 |

○　また、資金移動業者の申請に向けた検討が円滑化するよう、これまでの資金移動業者からの相談内容・指定審査を通じて得られたノウハウを基に、指定申請に当たって各社が留意すべきポイントや、指定プロセス等をまとめた資金移動業者向けのQ&Aを厚生労働省HPに公表し、順次、指定審査の状況を踏まえて更新している。

## 制度利用状況

○　労働者の口座件数　：　17,210件（令和7年3月末時点）
○　一口座当たり残高　：　4,168円（令和7年3月末時点）
○　取扱金額　：　約1.3億円（令和7年3月に決済・送金等に利用された総取扱金額）

# 資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

## 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅱ実施事項　3. 個別分野の取組　＜スタートアップ・イノベーション分野＞
（10）労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 19 | 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現 | a　厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の制度について、令和4年中できるだけ早期に措置する。<br>b　厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を通じて策定された制度について、**制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する。** | a：措置済み<br>b：令和7年措置 | 厚生労働省 |

## 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）

Ⅱ実施事項　1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大　（4）公共

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 8 | 賃金の「デジタル払い」の実現 | 厚生労働省は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）に基づく資金移動業者の口座への賃金支払制度（賃金のデジタル払い）について、要件を満たすことが確認できた事業者から早期に指定を行うとともに、資金移動業者の申請に向けた検討の円滑化に資するよう、これまでの指定審査に係る事前相談や、指定審査における厚生労働省からの指摘事項を踏まえた資金移動業者向けのQ＆Aを、令和6年度上期から作成・公表し、順次追加していく。また、指定審査の状況を踏まえ、申請に係る標準処理期間について2か月程度を基本として設定するとともに、資金移動業者の指定後速やかに規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とした措置として、制度利用状況の把握を開始する。加えて、EBPM（Evidence Based Policy Making）に基づき制度を検証するため、厚生労働省は、資金移動業者の申請件数及び審査状況を速やかに公表するとともに、賃金のデジタル払いに用いるために開設された口座数、利用状況、当該時点での非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等を指標としたモニタリングを毎年実施し、その結果について、本制度の適切な運用に資する観点を踏まえ公表する。 | 資金移動業者の申請件数及び審査状況の公表について：措置済み<br>課題の有無の検証として、制度利用状況の把握を開始することについて：令和6年度措置<br>資金移動業者向けのQ＆A作成・公表について：令和6年度上期措置<br>その他の事項について：直ちに検討・結論後速やかに措置 | 厚生労働省 |

# 資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

## 規制改革推進に関する答申（令和7年5月28日公表）

Ⅲ. 投資大国　２ スタートアップ・イノベーション促進
ス 賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大
【a,b：措置済み、c：令和7年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置】
＜実施事項＞

a 厚生労働省は、賃金のデジタル払いについて、令和6年11月末日時点で申請中の資金移動業者に対して同年度内に速やかに指定を行うことができるよう適切な助言等を行う。

b 厚生労働省は、今後の指定審査を迅速に行う観点から、例えば、賃金デジタル払いの口座の上限超過時又は資金移動業者の破綻時に上限超過額又は保証機関による弁済額を受け入れるための口座（以下「指定代替口座」という。）の有効性を事業者が確認する頻度について、事業者のシステムやサービス内容も踏まえつつ半年から1年程度の合理的な期間ごとであれば指定要件を満たすこと等を明確化する。また、標準処理期間（2か月程度）に含まれない相談による時間も含めて合理的に事業者が手続に要する時間を予見できるよう、指定プロセス全体を明確化する。

c 厚生労働省は、令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。

①資金移動業者の破綻時の資産保全要件

**金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合**、資金決済に関する法律上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、**資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に6営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行う**こと。

②指定代替口座の必置要件

外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、**指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し**、例えば当該**外国人が本国に有する銀行口座への送金**、**ATMによる返還等の代替的手法を認める**こと。

③その他の要件

労基法施行規則が定める資金移動業者が技術的能力・社会的信用を有しているか否かの判断において、**個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証（プライバシーマーク）を求めない**こと、また、**賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては1円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認める**こと。

# 参考資料①
# 主な指定要件について

# 資金移動業者の破綻時の資産保全要件

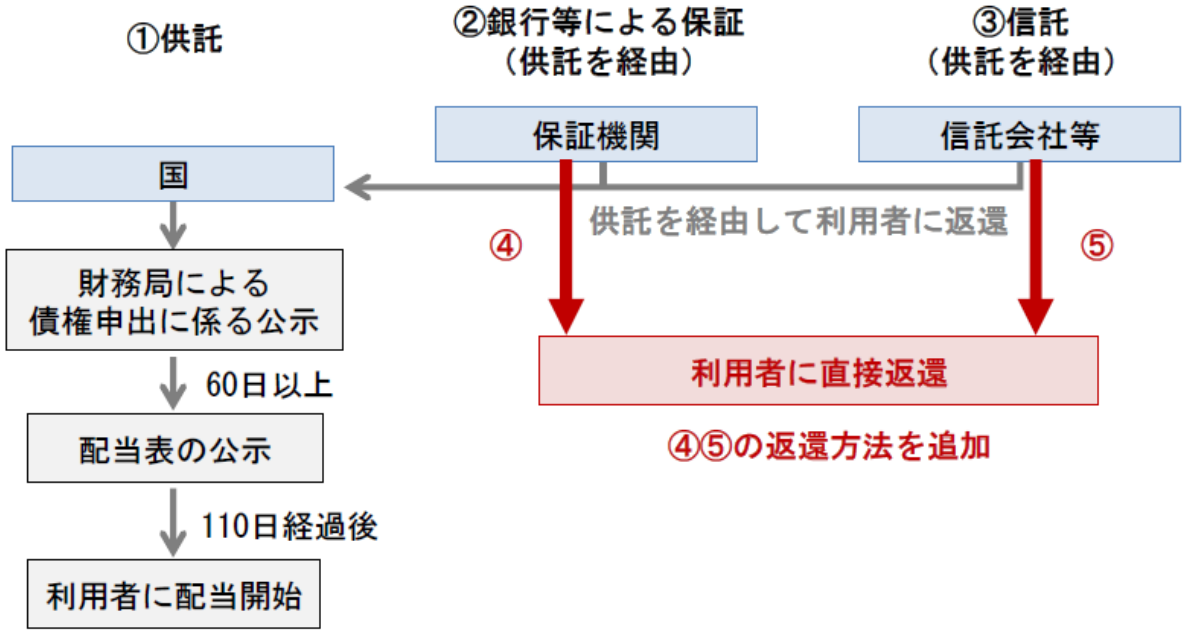
## ①資金移動業者が破綻した場合の保証の仕組みについて

○　資金決済法においては、資金移動業者に対して、利用者から受け入れた資金の全額を供託、銀行保証又は信託により保全することを求めた上で、破綻時には、保全された資金は、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとしているが、利用者への資金の還付に最低約170日という期間を要する制度となっている。

○　一方、資金移動業者の口座への賃金支払制度においては、十分な額が早期に労働者に支払われるようにする観点から、上述の資金決済法に基づく供託等の手続きに加えて、資金移動業者の破綻時に、保証機関から労働者に対し、6営業日以内に労働者の口座残高全額を支払う仕組みを有することを求めている。

○　こうした中、金融庁の金融審議会においても、資金決済法の本体部分について迅速な資金返還を実現することを可能とする仕組みが議論され、令和7年3月に、既存の供託による返還手続に加えて、新たに、銀行等の保証機関や信託会社等による直接返還を可能とする見直し内容を含む「資金決済法改正法案」を閣議決定し、令和7年通常国会に法案が提出されている。

＜資金決済法改正法案における改正イメージ（改正箇所は赤字部分）＞




（出典）金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案　説明資料」（2025年3月）

# 資金移動業者の破綻時の資産保全要件

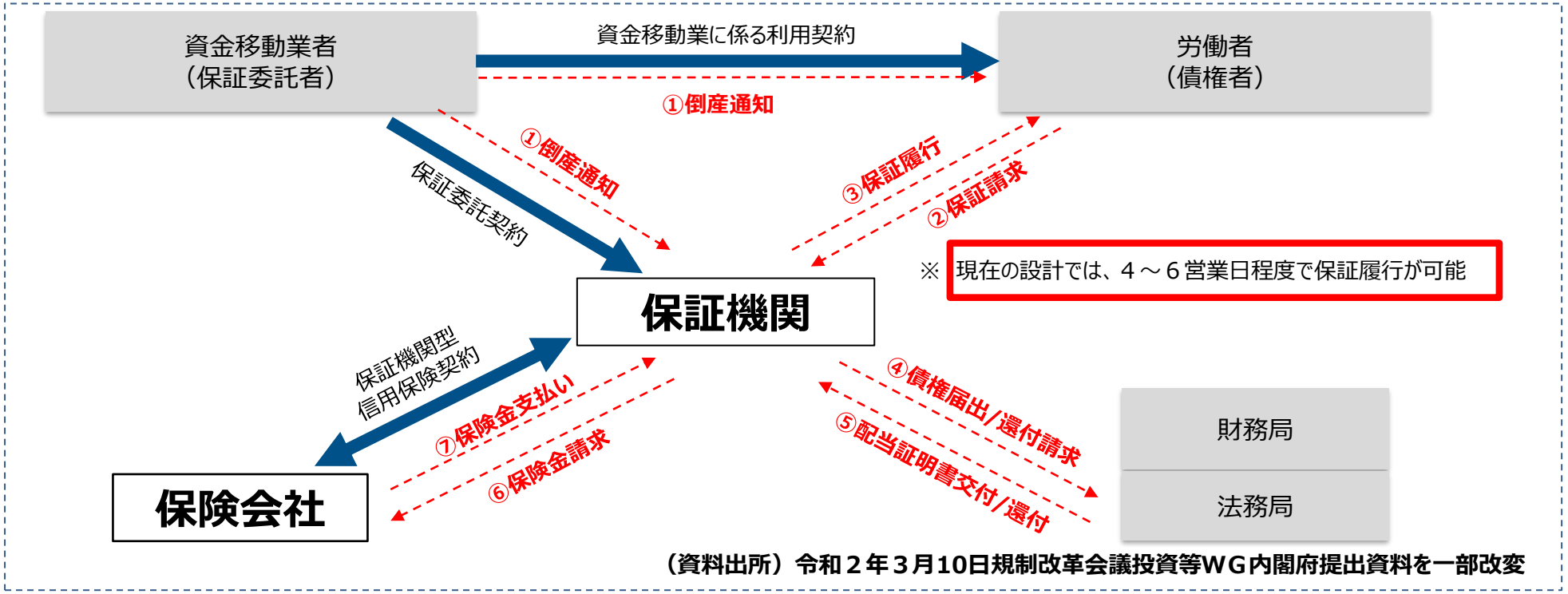
## ②6営業日以内の保証について

○ 指定資金移動業者が破綻した場合、労働者が当該指定資金移動業者又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内に労働者に弁済を行わなければならないとされている。（※）

（※）労働者からの請求を要さずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内に弁済する必要がある

○ この要件については、労働政策審議会において、賃金が労働者の日々の生活の糧であることから労働者保護に欠けることがないよう、銀行と同程度の資金保全の仕組みとすることが必要との意見を踏まえるとともに、別途、内閣府規制改革ワーキンググループ（投資等ワーキング・グループ）において、破綻時から「4営業日から6営業日程度」で保証金の支払が可能として示された考え方も考慮しつつ、制度設計がなされたもの。

＜破綻時の資産保全スキームの例＞




（資料出所）令和２年３月10日規制改革会議投資等WG内閣府提出資料を一部改変

（出典）厚生労働省 令和4年10月26日 労働政策審議会労働条件分科会 参考資料No.1 資金移動業者の口座への賃金支払について

# 指定代替口座の必置要件

## ③指定代替口座の登録について

○　資金移動業者の口座への賃金支払を希望する労働者は、①指定口座の残高が受入上限額を超えた場合の超過分の送金や、②指定を受けた資金移動業者の破綻時における確実かつ速やかな弁済のため、制度利用時にあらかじめ預貯金口座（指定代替口座）を登録することとされている。

○　このため、日本の預貯金口座を有していない者（例えば本人名義の預貯金口座が未開設である、入国直後の外国人や学生など）については、資金移動業者の口座への賃金支払制度を利用するに当たって、預貯金口座を開設する必要がある。

# その他の要件

## ④個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証について

○　資金移動業者は、個人情報保護法令や各種ガイドライン等に基づき、個人利用者情報の安全管理措置等を講じることとされており、個人情報保護の取扱いに関して法令上求められている措置は銀行と同様となっている。

○　その上で、資金移動業者の口座への賃金支払制度の指定申請を行った企業が、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有することを確認するため、本制度のガイドラインでは、個人情報の取扱いに係る第三者機関の認証（「プライバシーマーク」又は「ISMS認証」）を取得していることを要件としている。

＜個人情報の取扱いについての比較＞

| 銀行 | 資金移動業者 |
|---|---|
| **根拠**:<br>・個人情報の保護に関する法令<br>・銀行法施行規則<br>・個人情報保護法についての各種ガイドライン<br>・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン<br>・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針<br>・主要行等向けの総合的な監督指針 | **根拠**:<br>・個人情報の保護に関する法令<br>・資金移動業者に関する内閣府令<br>・個人情報保護法についての各種ガイドライン<br>・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン<br>・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針<br>・事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係） |
| ● 府省令（銀行については銀行法施行規則、資金移動業者については資金移動業者に関する内閣府令において同様の記載）、個人情報保護法令、各種ガイドラインにおいて、①個人データの安全管理に係る基本方針等の策定、②個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備、③第三者提供の制限 等が求められている。<br><br>● 監督指針、事務ガイドラインにおいても、上記に基づく適切な取扱いを確保するための監督における着眼点、監督手法・対応（銀行法・資金決済法に基づく報告徴収、業務改善命令、業務停止命令等）について同様の記載となっている。 | |

# その他の要件

## ⑤1円以上1円単位での現金化について

○　口座残高の現金化（払出）に際しては、1円以上1円単位でできることを指定要件としている。

○　銀行等の場合、換金の方法、手数料は各業者により異なるものの、口座開設時の預金契約（消費寄託契約）に基づき、預金者から返還請求があった時は、その請求と同額の金銭を返還することができるとされている。また、実務においても、実店舗を有する銀行では窓口等を通じて1円以上1円単位で払出をすることができ、ネット銀行等の実店舗を有さない銀行においても、他行への振込等を通じて、口座残高を1円以上1円単位で払い出すことができる。

○　証券総合口座の場合は、労働基準法施行規則に基づき賃金の支払を行う場合は、1円単位での払出ができることを要件としている。

＜換金性についての比較＞

| | 銀行その他金融機関 | 資金移動業者 | 《参考》証券会社 |
|---|---|---|---|
| 換金の方法 | ・銀行窓口での受取<br>・銀行ATM等での引出し | ・提携先店舗での受取<br>・銀行口座に送金後、銀行ATM等で引出し<br>・提携金融機関のATMでの引出し | ・証券会社窓口での受取<br>・銀行口座への送金後、銀行ATM等での引出し<br>・提携金融機関のATMでの引出し |
| 手数料 | 無料～一定額 | 無料～一定額 | 無料～一定額 |

上記は代表的なものであり、換金の方法、手数料については各機関、各業者により異なる。

※　換金（出金）の単位については、個社や換金の方法にもよるが、証券総合口座については、労働基準法施行規則第7条の2第1項第2号ハにおいて賃金の払込みを行う場合、「払戻しが、その申出があった日に、一円単位でできること」を要件としている。

# 参考資料②
# 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査

# 令和６年度 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査

## 調査の目的

使用者（企業）や労働者が賃金のデジタル払いを導入するにあたっての課題や、潜在的な制度利用意向を含めた賃金のデジタル払いに対するニーズを把握する。

## 調査の方法等

調査実施機関　：株式会社サーベイリサーチセンター（厚生労働省の委託事業による調査）
調査手法　　：Webモニター調査
調査期間　　：令和7年1月27日～令和7年2月3日
調査対象　　：① 労働者調査
- 年代　　：24歳以下、25～34歳、35～44歳、45～54歳、55歳以上
- 勤務地　　：47都道府県
- 雇用形態：正規雇用、パート・アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣労働者、その他の雇用形態

（※）上記の年代、勤務地から可能な限り万遍なく回答を得た。また、雇用形態について、可能な限り日本全体の割合に近くなるよう回答を得た。

② 企業調査
- 従業員規模：50名以下、51～100名、101～200名、201～300名、301～500名、501～1,000名、1,001名以上

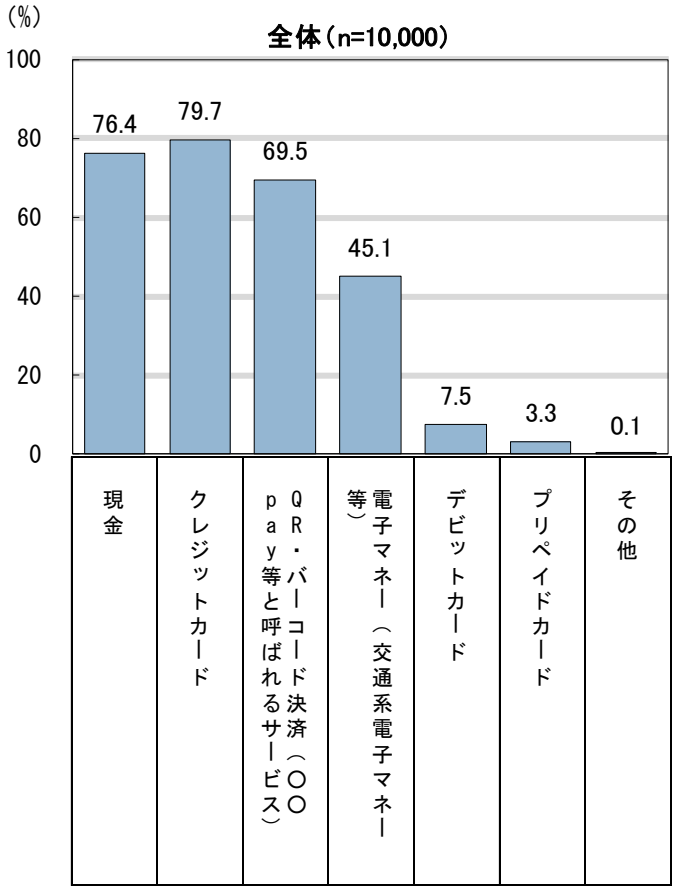
（※）上記の従業員規模から可能な限り万遍なく回答を得た。また、業種について、可能な限り日本全体の割合に近くなるよう回答を得た。

回答数　　：① 労働者調査　10,000人
② 企業調査　　2,287社

# 労働者調査の主な結果①

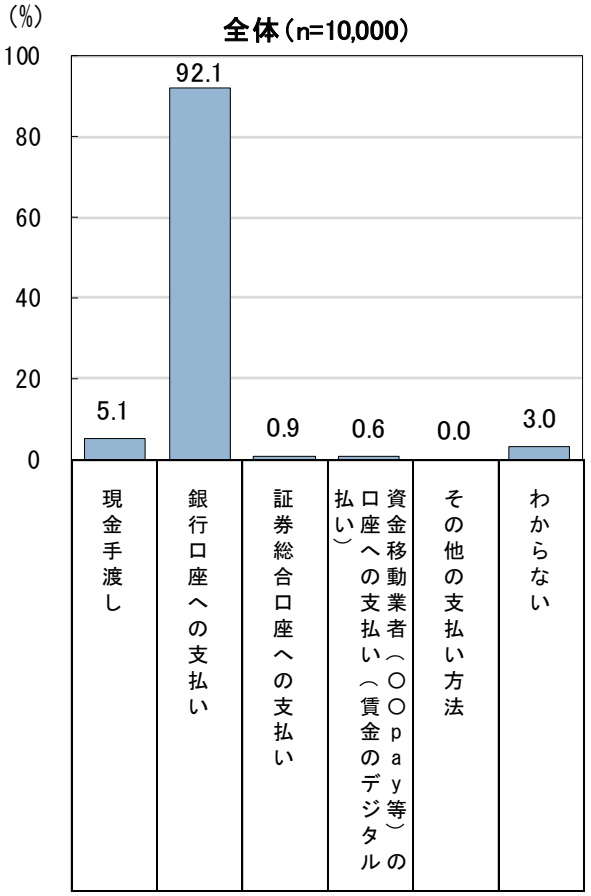
## 普段使用している支払い方法

Q　:あなたが普段の生活の中で使用している支払方法を教えてください。（複数回答を含む）




## 給与等の受取方法

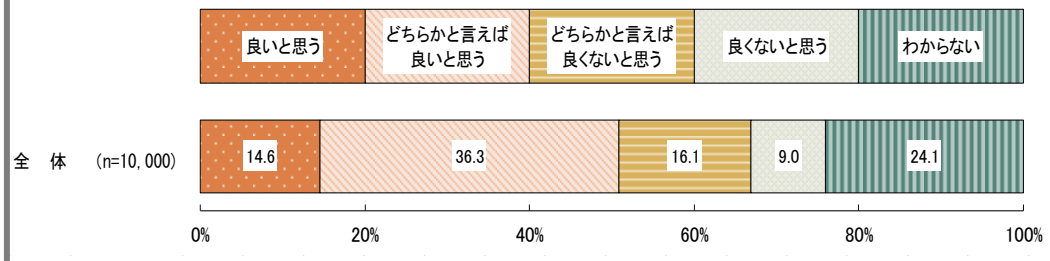
Q　:あなたの勤務先における給与等の受け取り方法を教えてください。（複数回答を含む）



# 労働者調査の主な結果②

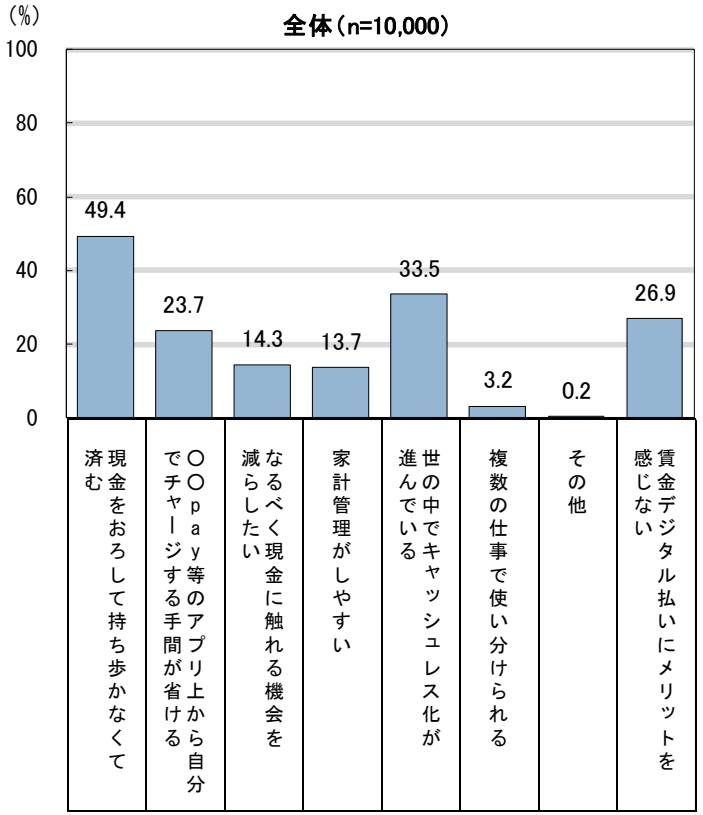
## 賃金のデジタル払いへの印象

Q　:賃金のデジタル払いが制度化され、賃金の受け取り方に新しい選択肢が追加されたことについて、あなたはどのように感じますか。




## 賃金のデジタル払いのメリット

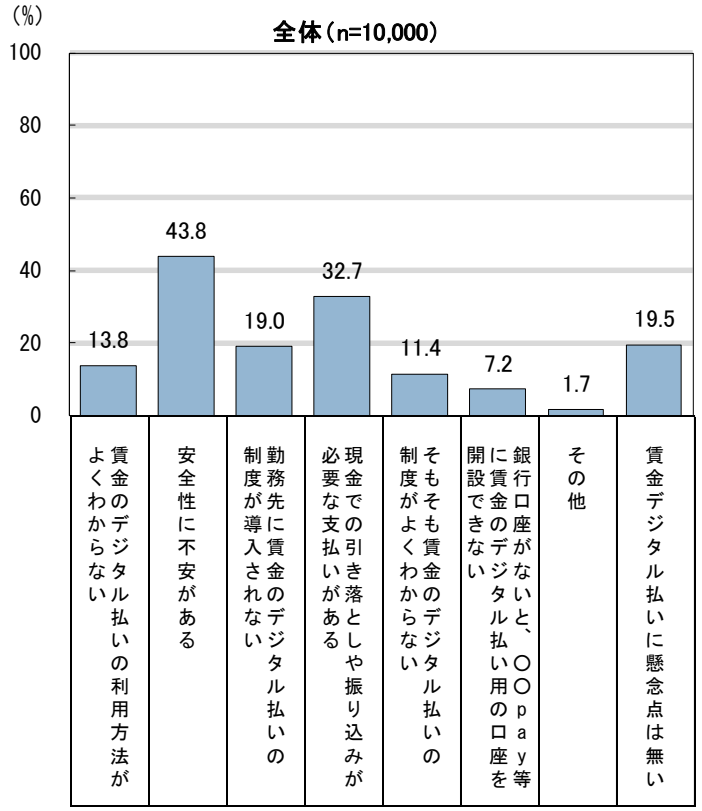
Q　:あなたが賃金のデジタル払いに関して、メリットとして感じることを教えてください。
（複数回答を含む）



# 労働者調査の主な結果③

## 賃金のデジタル払いの懸念点

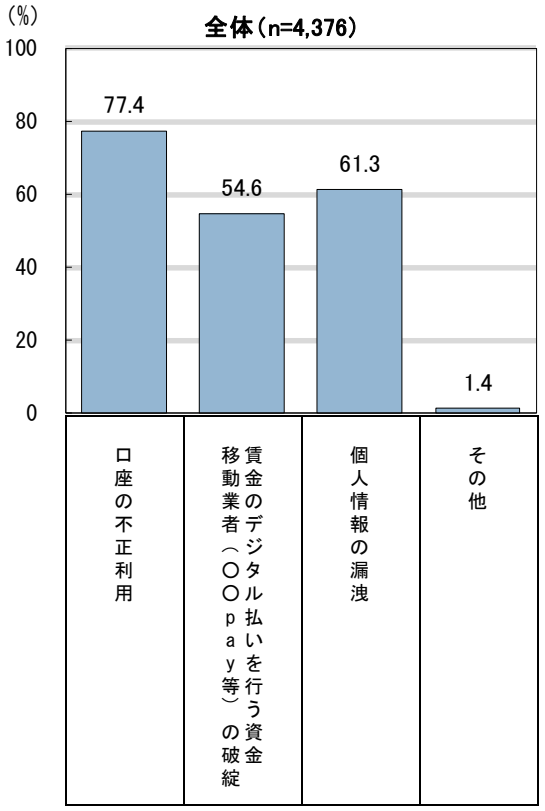
Q　:あなたが賃金のデジタル払いに関して、懸念点として感じることを教えてください。（複数回答を含む）




## 賃金のデジタル払いの安全性で不安な点

Q　:安全性に関し、具体的にどのような点について、不安を感じますか。（複数回答を含む）

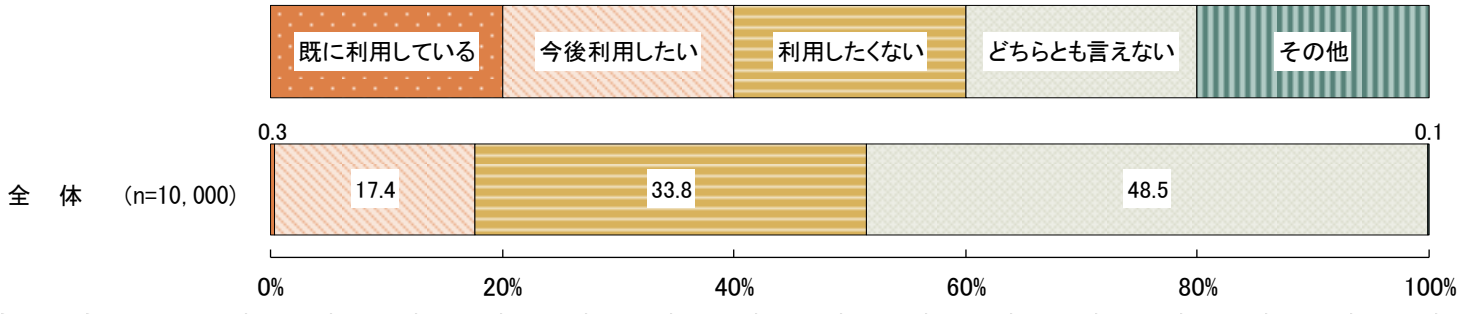
（※）賃金のデジタル払いの懸念点として、「安全性に不安がある」と回答した方への質問



# 労働者調査の主な結果④

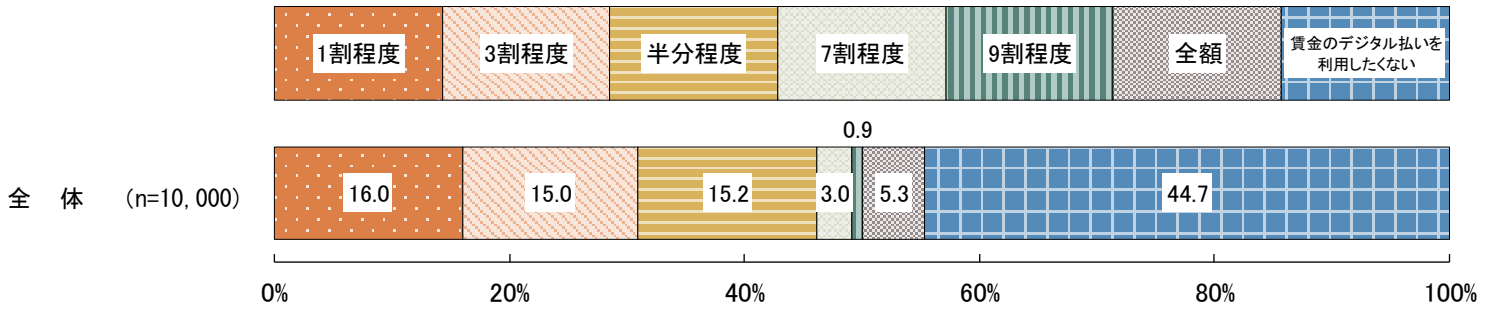
## 賃金のデジタル払いの利用意向

Q　:賃金のデジタル払いによる〇〇pay等の口座での賃金の受け取りの利用意向について教えてください。




## 賃金のデジタル払いで受け取りたい金額の割合

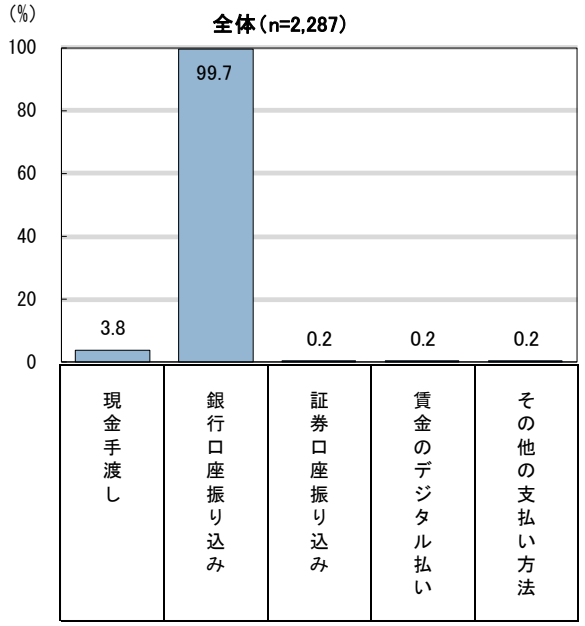
Q　:賃金のデジタル払いを利用する場合、あなたが月に受け取りたい金額はご自身の給与のうちどの程度の割合ですか。



# 企業調査の主な結果①

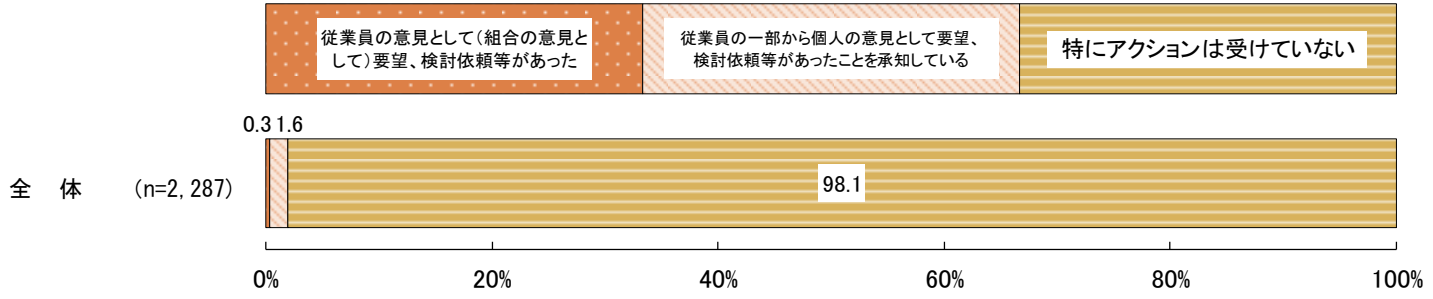
## 給与等の支払い方法

Q　:労働者への貴社の給与等の支払い方法を教えてください。（複数回答を含む）




## 従業員からの賃金のデジタル払い導入の要望

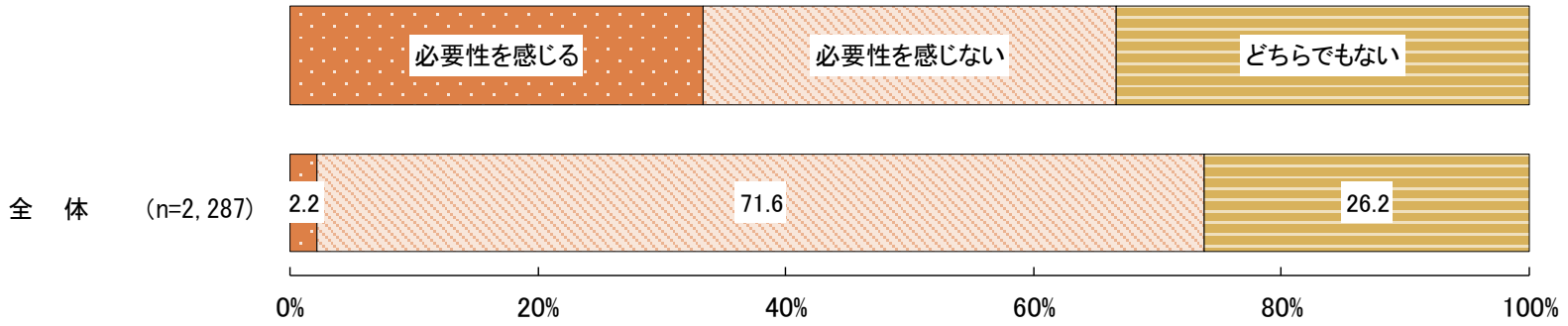
Q　:貴社の従業員から、賃金のデジタル払いを導入してほしいという要望はありますか。



# 企業調査の主な結果②

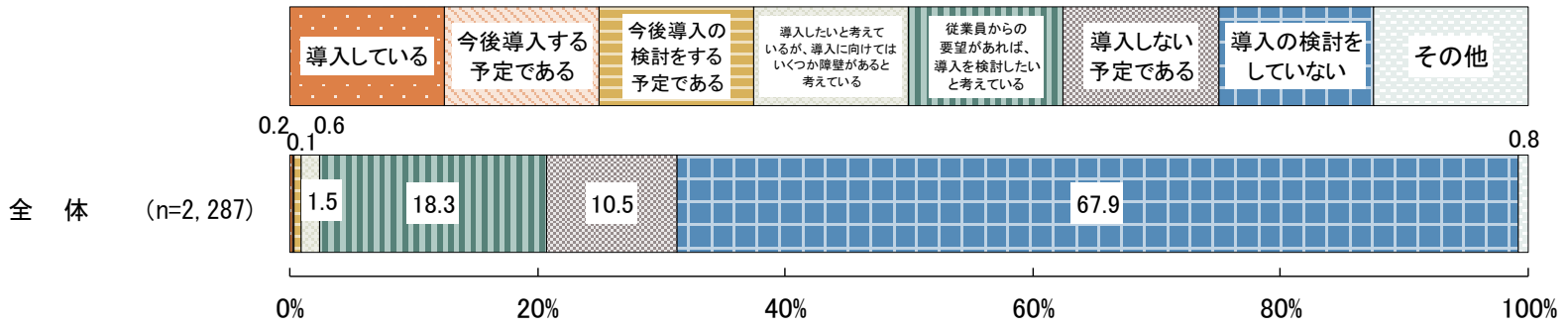
## 賃金のデジタル払いの必要性

Q　:貴社において、賃金のデジタル払いは必要性を感じますか。




## 賃金のデジタル払いの導入・検討状況

Q　:賃金の支払い手段の１つとして、貴社における賃金のデジタル払いの導入・検討状況を教えてください。

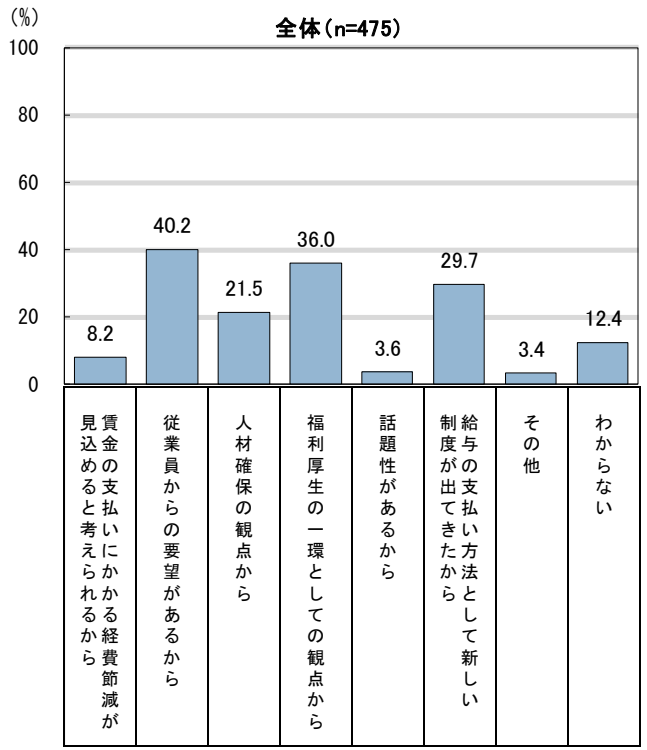


# 企業調査の主な結果③

## 賃金のデジタル払いの導入（導入検討）理由

Q　：貴社で賃金のデジタル払いを導入している（又は導入を検討している）理由を教えてください。（複数回答を含む）

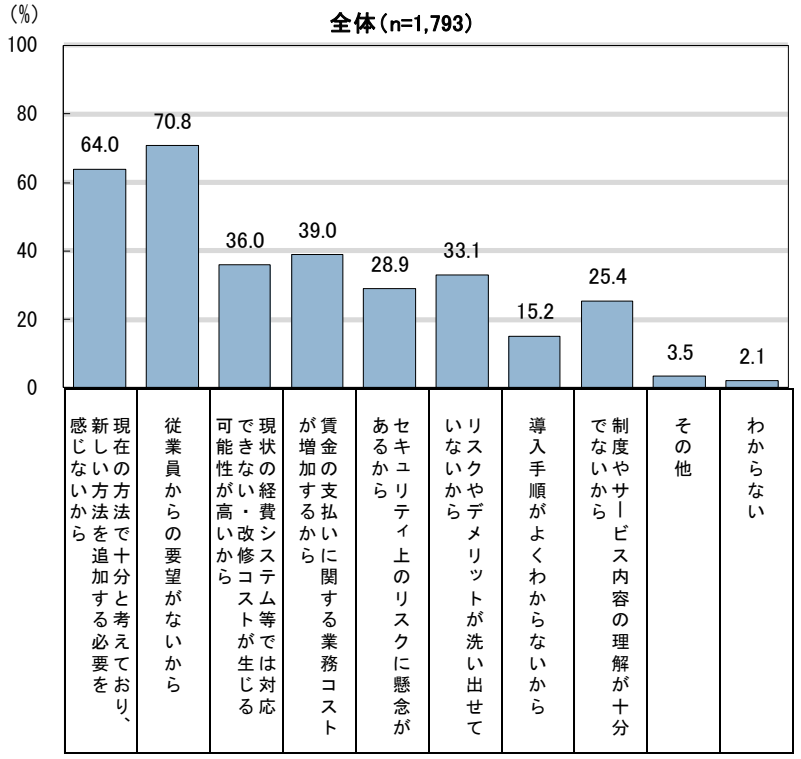
（※）賃金の支払い手段の1つとして、賃金のデジタル払いを導入している、または導入したいと回答した企業への質問




## 賃金のデジタル払いの導入を検討していない理由

Q　：貴社で賃金のデジタル払いの導入を検討していない、導入予定はない理由を教えてください。（複数回答を含む）

（※）賃金の支払い手段の1つとして、賃金のデジタル払いの導入の検討をしていない、または導入予定はないと回答した企業への質問



# 参考資料③
# 資金移動業の規制等（1階部分）

# 資金移動業について①

■ 資金移動業者とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に基づき、内閣総理大臣（財務局長に委任）の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者。（2025年４月末時点：82事業者）

■ 資金移動業は、第１種（送金上限なし）、第２種（送金上限額100万円/件）、第３種（送金上限額５万円/件）の種別に分けられており、各種別に応じた規制が課されている。

## 登録の要件

①株式会社又は外国資金移動業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）であること。
②外国資金移動業者にあっては、国内に代表者（国内に住所を有するものに限る。）がいること。
③資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な**財産的基礎**があること。
※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。
④資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制整備が行われていること。
⑤法令を遵守するために必要な体制整備が行われていること。
⑥他の資金移動業者が現に用いている商号と同一又は誤認されるおそれのある商号でないこと。
⑦過去５年以内に法令に規定する行政処分または法違反による罰金刑等の履歴がないこと。
⑧他に行う事業が公益に反していないこと。
⑨役員に法令に定める不適格者がいないこと。

## 事業者への主な規制

（１）履行保証金の供託等（第２種の場合）
○ 資金移動業者は、法令の定めに従って、基準期間における「要履行保証額」の最高額以上の額に相当する額の履行保証金の資産保全を行う必要。
※ 基準期間＝１週間以内で資金移動業者が定める期間
※ 要履行保証額 ＝「各営業日における未達債務の額」＋「還付手続きに関する費用の額」（1000万円以下の場合は1000万円）
○ 資産保全の方法は、供託、金融機関との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法による。
○ 履行保証金は、**当該期間の末日から3営業日以内に資産保全が必要**。

# 資金移動業について②

## 事業者への主な規制

（2）情報の安全管理
- ○ 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置等を講じる必要。

（3）委託先に対する指導
- ○ 業務を委託した場合は、委託先への指導、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置等を講じる必要。

（4）利用者の保護等に関する措置
- ○ 利用者に対し、あらかじめ、書面交付等により、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明を行う必要。
- ○ 以下の区分に応じ、利用者との為替取引にかかる契約内容について情報提供する必要。

①為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結しない場合
→ 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に対応場所 等

②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合
→ ①の事項に加え、為替取引の額の上限、契約期間、中途解約時の取扱 等

（5）犯罪収益移転防止法における取引時確認
- ○ 資金移動業者は、犯罪収益移転防止法で規定する「特定事業者」として、特定取引（①10万円を超える送金、②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結）を行うに際し、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要。

## 金融庁・財務局による監督等

- ○ 帳簿書類の作成・保存。（資金移動の取引記録、各営業日、基準日における未達債務、要履行保証額の額等）
- ○ 財務局への報告書の提出。 ＜資金移動業に関する報告書（年１回）、未達債務の額等に関する報告書（年4回）＞
- ○ 報告徴収、立入検査
- ○ 業務改善命令
- ○ 業務停止命令、登録の取消し

# 資金移動業の利用状況等

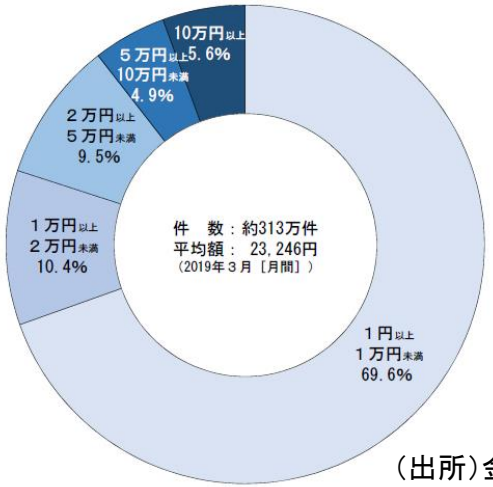
## 年間取扱額及び年間送金件数の推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|---|---|
| 年間送金件数 | 963百万件 | 1,548百万件 | 2,341百万件 | 3,522百万件 |
| 年間取扱額 | 39,955億円 | 54,678億円 | 75,756億円 | 106,145億円 |

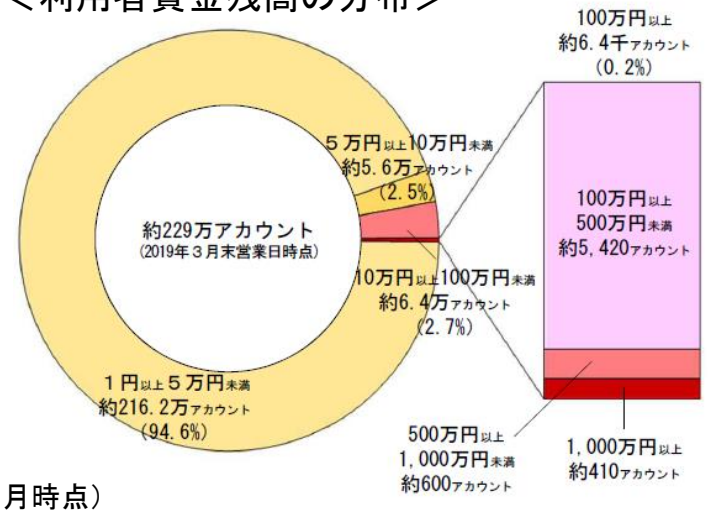
（出所）金融庁調べ

## 送金額及び利用者資金残高の分布

＜送金額の分布＞




＜利用者資金残高の分布＞




（出所）金融庁調べ（2019年3月時点）
（注）金融庁からの係数提供依頼に応じた46事業者分のデータ

## 金融庁・財務局によるモニタリングの状況

○ 資金決済法に基づき、財務局が検査を実施。2023事務年度は、3事業者に実施。

○ 制度開始以降、資金移動業者に対する行政処分は、業務改善命令が4件、業務停止命令が2件、登録取消しが1件。これまで破たん事例なし。（2025年5月末時点）

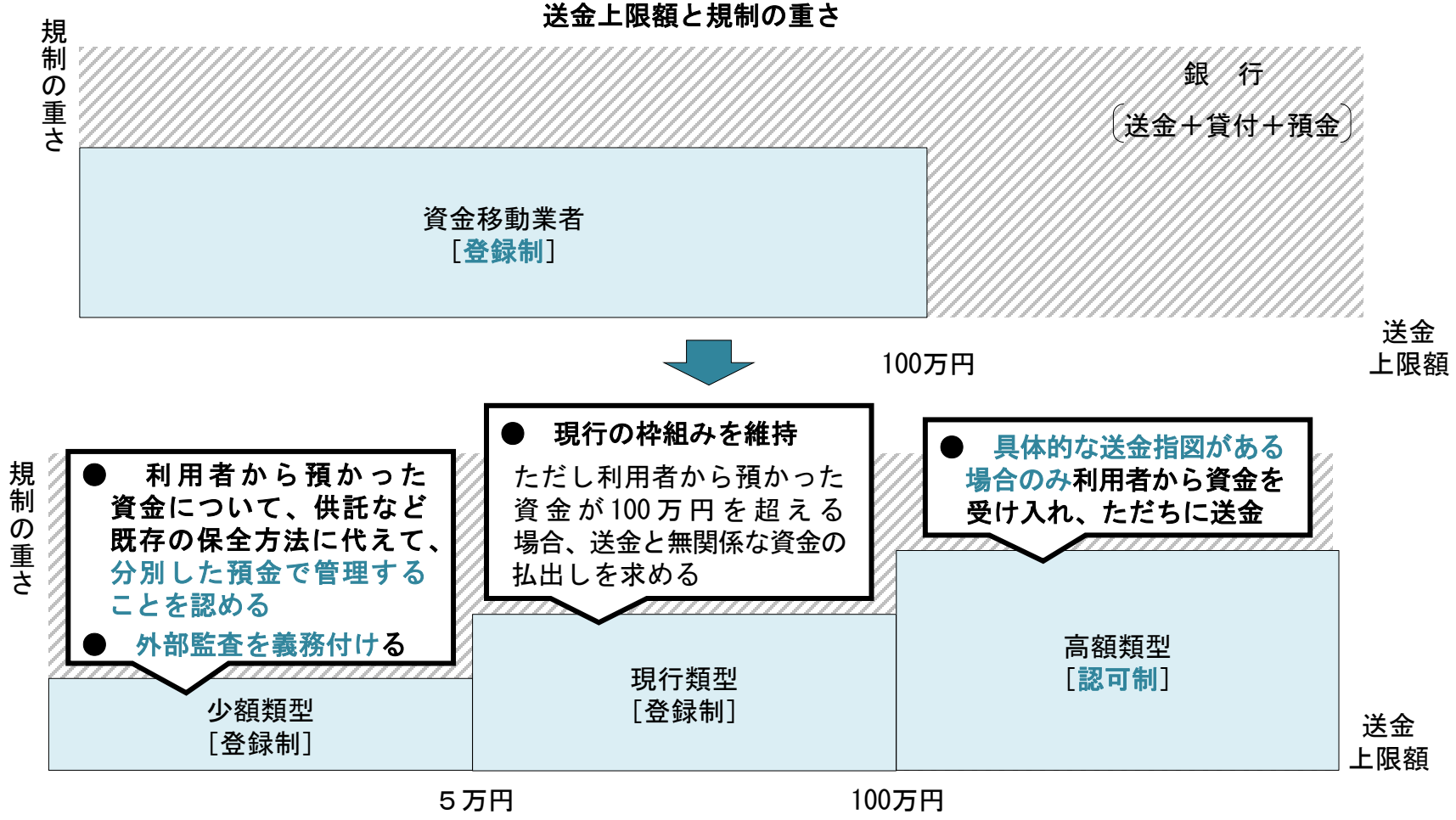
（出所）「金融庁の1年（2023事務年度版）」、「行政処分事例集」

# 資金決済に関する過去の法改正概要

（令和3年5月施行）

## 資金移動業：規制の柔構造化

○　資金移動業に類型を設け、送金額・リスクに応じた過不足のない規制を適用する。
○　具体的には、①**高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）を創設**するとともに、②**少額送金を取り扱う類型について利用者資金の保全に係る規制を合理化**する。




（出所）金融庁　法案説明資料

# 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（令和７年3月7日閣議決定）の概要

## 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

金融のデジタル化等の進展に対応し、**利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進**するため、暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

### 暗号資産・電子決済手段関連

#### 暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

■ 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、**資産の国内保有命令を発出できるようにする。**

#### 信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

■ 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、**発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。**

#### 暗号資産等取引に係る仲介業の創設

■ 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為（媒介）のみを行う**仲介業（登録制）を創設**する。

- 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
- 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

### 資金移動業関連

#### 国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

■ 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、**利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用**する。

（参考）2024年12月、金融安定理事会（FSB）が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して整合的な規制・監督を求めている。

#### 破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

■ 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、**銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について**、既存の供託を経由する返還手続に加え、**新たに利用者に直接返還する方法を認める。**

（出典）金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案　説明資料」（2025年3月）

# 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の概要（令和７年3月7日閣議決定）

## 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

### 現状

○　資金移動業者が利用者から受け入れた資金の保全については、①**供託**のほか、②**銀行等による保証**や③**信託**も認められている。

○　しかしながら、②③の場合であっても、**破綻時には、必ず供託手続を通じて国が各利用者に返還**するとされているため、**最低170日必要**。

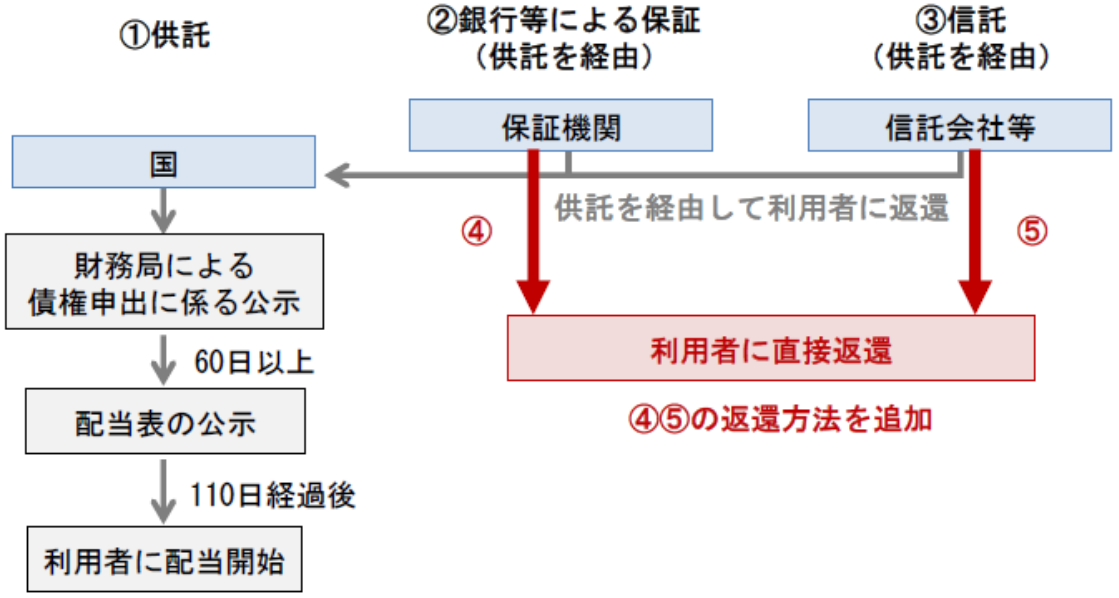
（注）資金移動業者が口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）を実施する場合、破綻時に労働者に対して６営業日以内に賃金を返還する仕組みが必要。

### 法改正後

○　資金移動業者の破綻時の利用者資金の返還について、既存の供託を経由する返還手続（①②③）に加え、**新たに、④銀行等の保証機関による直接返還及び⑤信託会社等による直接返還を追加**。【改正資金決済法第45条の３～第45条の５等】

○　**迅速な資金返還を実現することが可能**に。

【見直しのイメージ】




（出典）金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案　説明資料」（2025年3月）

| 労働条件分科会（第 200 回） | 資料 No.1 |
| --- | --- |
| 令和7年6月 16 日 | |

労働政策審議会労働条件分科会運営規程の改正について（概要）

**別紙３**

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
労災管理課

## １．改正の趣旨

○　労働政策審議会労働条件分科会運営規程について所要の改正を行う。

## ２．改正の概要

○　労働政策審議会（以下、「審議会」という。）は、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号。以下、「設置法」という。）第６条第１項の規定に基づき設置され、労働条件分科会（以下、「分科会」という。）は、労働政策審議会令（平成 12 年政令第 284 号。以下、「審議会令」という。）第６条第１項に基づき審議会に設置され、労災保険部会（以下「部会」という。）は審議会令第７条第１項に基づき分科会に設置される。

○　部会の所掌事務は、分科会の所掌事務（労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関する事項を調査審議すること等）のうち、
①労働者災害補償保険事業に関する事項を調査審議すること
②労災補償保険法令、徴収法令の制定、改廃について意見を述べること
である。

○　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第８章（災害補償）と労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）はその趣旨・目的が類似しており、制度的にも密接な関係にあって両者を一体として検討することが適切であるが、現状、労基法第８章の災害補償に関する事項については、部会ではなく分科会での所掌事務となっているところ、これらをまとめて議論できるよう、部会の所掌事務を整理するもの。

労働政策審議会労働条件分科会運営規程（改正案）（傍線部分は改正部分）

第一条　労働政策審議会労働条件分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条　分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各八人とする。

第三条　分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2　会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3　分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4　前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条　委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条　分科会に、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による災害補償及び労働者災害補償保険に関する専門の事項を審議させるため労災保険部会を、最低賃金に関する専門の事項を審議させるため最低賃金部会を、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する専門の事項を審議させるため電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会を、企業組織の再編に伴う労働関係の調整に関する専門の事項を審議させるため組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会（以下「部会」と総称する。）をそれぞれ置く。

第六条　労災保険部会及び最低賃金部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

2　電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会及び組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各四人とし、公益を代表するものは、五人とする。

第七条　部会が第五条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第八条　分科会に、労働時間に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは労働時間小委員会を、就業規則、退職手当その他の問題に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは就業規則等小委員会を置くことができる。

第九条　分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

第十条　この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2　前項の規定は、小委員会及び専門委員会について準用する。

第十一条　この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附　則

1　この規程は、令和七年六月十六日から施行する。

2　第五条に掲げるもののほか、分科会に、当分の間、有期労働契約の特例に関する専門の事項を審議させるため有期雇用特別部会（以下「特別部会」という。）を置く。

3　特別部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各四人とする。

4　特別部会が附則第二項に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

5　前三項に定めるもののほか、特別部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

| 労働条件分科会（第200回） | 資料 No.2 |
| --- | --- |
| 令和7年6月16日 | |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

別紙４

# 「経済財政運営と改革の基本方針2025」等について

厚生労働省 労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目次


- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」 …… 1
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」 …… 5
- 「規制改革実施計画」 …… 12

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

# 「経済財政運営と改革の基本方針2025」

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 経済財政諮問会議について

**【所掌事務】**

**（１）内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議**

**（２）内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議**

**（３）上記（１）（２）について、内閣総理大臣等に意見を述べること**

**（内閣府設置法（平成11年法律第89号）より）**

**【議員名簿】**

| | | |
|---|---|---|
| 議長 | 石破 茂 | 内閣総理大臣 |
| 議員 | 林 芳正 | 内閣官房長官 |
| 同 | 赤澤 亮正 | 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣 |
| 同 | 村上 誠一郎 | 総務大臣 |
| 同 | 加藤 勝信 | 財務大臣 |
| 同 | 武藤 容治 | 経済産業大臣 |
| 同 | 植田 和男 | 日本銀行総裁 |
| 同 | 十倉 雅和 | 住友化学株式会社　取締役相談役 |
| 同 | 中空 麻奈 | ＢＮＰパリバ証券株式会社グローバルマーケット統括本部副会長 |
| 同 | 新浪 剛史 | サントリーホールディングス株式会社 代表取締役会長 |
| 同 | 柳川 範之 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |

# 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

## 第２章　賃上げを起点とした成長型経済の実現

### １．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

#### （１）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の実行

（略）

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、ＥＵ指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

# 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和７年６月13日閣議決定）（労働条件分科会に関係する部分抜粋）

**（２）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し**

（略）

**（三位一体の労働市場改革）**

（略）

「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「人的資本可視化指針」の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やＡＩの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

**（多様で柔軟な働き方の推進）**

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休３日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者に届く就労支援に取り組む。

（略）

働き方改革関連法施行後５年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

（略）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2

# 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 新しい資本主義実現会議について

**【趣旨】**
**新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義会議を開催する。**
**（「新しい資本主義実現会議の開催について」（令和３年10月15日新しい資本主義実現本部決定）より）**

**【構成員名簿】**

（議長）
石破 茂　　内閣総理大臣

（副議長）
林 芳正　　内閣官房長官
赤澤 亮正　新しい資本主義担当大臣

（構成員）
財務大臣、**厚生労働大臣**、経済産業大臣
その他内閣総理大臣が指名する国務大臣
及び内閣総理大臣が指名する有識者

（有識者）

| | |
|---|---|
| 翁 百合 | 株式会社日本総合研究所理事長 |
| 川邊 健太郎 | LINEヤフー株式会社代表取締役会長 |
| 小林 健 | 日本商工会議所会頭 |
| 澤田 拓子 | 塩野義製薬株式会社取締役副会長 |
| 渋澤 健 | シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役 |
| 諏訪 貴子 | ダイヤ精機株式会社代表取締役社長 |
| 筒井 義信 | 日本経済団体連合会会長 |
| 冨山 和彦 | 株式会社IGPIグループ会長 |
| 新浪 剛史 | 経済同友会代表幹事 |
| 平野 未来 | 株式会社シナモン代表取締役社長ＣＥＯ |
| 松尾 豊 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 村上 由美子 | MPowerPartnersGP,Limited.ゼネラル・パートナー |
| 米良 はるか | READYFOR株式会社代表取締役CEO |
| 柳川 範之 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 芳野 友子 | 日本労働組合総連合会会長 |
| レベッカ・ヘンダーソン | ハーバード大学ユニバーシティプロフェッサー |

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版
# （令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

## Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の推進

### １．官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

#### （２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

④サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で321か所）が、企業への監督指導等の機会をとらえ、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

### ３．事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行える事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

（略）

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等にのっとった対応を徹底する。

## Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の推進

### 5．最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版
# （令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

## Ⅵ．人への投資・多様な人材の活躍推進

国際的には、ＡＩ革命とも呼ばれる生成ＡＩ等のデジタル技術の台頭により、そうしたデジタル技術を駆使する生産性が高い産業・企業において、より高い賃金が実現し、そこに労働者が移動していくという流れが生まれつつある。他方で、我が国においては、企業間の労働市場が未成熟であり、また、企業内でも年功賃金制等の雇用制度が維持されているため、生産性の高い企業、生産性が高い労働者においても、その賃金は据え置かれるという、賃金市場における価格決定シグナルが成立しない、賃金の価格メカニズムの機能不全に陥っている。

同時に、長年のコストカット型の経済によるデフレの悪循環という従来からのボトルネックは解消しつつあるが、人手不足も、生産性向上のための投資のボトルネックとなりつつある。近年、女性と高齢者の就労参加は増加してきたが、それも限界に近づきつつある中、就業構造と産業構造の改革を一体で進め、生産性の高い成長産業・企業への円滑な労働移動を実現しなければ、人手不足により成長産業・企業の成長が阻害されるという課題がある。

働く人の選択肢の拡大と継続的な賃金向上という観点からは言うまでもなく、労働供給制約社会における企業の継続的な成長の観点からも、リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事の導入、労働移動の円滑化から成る三位一体の労働市場改革を加速して実行する。

同時に、労働供給制約社会の中で、働く人が自らの意思に基づき、多様な選択肢を得られるよう、働き方改革の総点検や副業・兼業の一層の推進を行う。

## １．三位一体の労働市場改革の加速

### （２）個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実

①ジョブ型人事指針の周知・普及

昨年８月に公表した、多様な導入企業の多くの事例を具体的に掲載する「ジョブ型人事指針」について、人的資本経営コンソーシアム（人的資本経営の先進事例の共有や効果的な情報開示について日本企業と投資家が検討を行う場）等の様々な機会を通じて周知・普及に努め、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入を進める。

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版
# （令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

## ２．多様な人材の活躍推進

### （１）副業・兼業の推進

副業・兼業は、労働者にとっては次のキャリア設計や起業につながるものであり、企業にとっても社内に不足する能力・ノウハウを有する人材を受け入れることで中堅・中小企業のイノベーションにつながるといった意義がある。実際に副業・兼業を認める企業は増加しており、副業・兼業を希望する者は多いが、副業・兼業を制度的に認めて積極的に推進する企業を更に広げていくことは課題である。

副業・兼業に関する様々な課題を検討の上、労働者の健康確保を前提としつつ、副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得る。

（略）

### （２）同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁じる同一労働・同一賃金制の施行については、都道府県労働局が原則執行し、労働基準監督署は、取組の不十分な企業のうち労働局が指導・助言をしていない企業に対して点検要請書の対面交付を行っている。同一労働・同一賃金制の施行強化の観点から、労働基準監督署の一層の活用策を検討する。

不本意非正規雇用労働者は減少傾向にはあるものの、依然として180万人程度存在する。正規雇用を望む人が速やかに正規雇用に転換できるよう、非正規雇用労働者等が働きながら学びキャリアアップを目指す環境の整備や正規化支援の充実を図る。

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版
# （令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

**（３）働き方改革関連法施行後５年を踏まえた働き方改革の総点検**

**①働き方改革関連法施行後５年を踏まえた状況の把握と総点検**

誰もが健康で、意欲と能力を発揮して働きやすい労働環境の下で生産性の高い多様で柔軟な働き方を推進するとともに、働き方改革関連法施行後５年の総点検を行い、働き方の実態とニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて労働政策審議会で検討する。

非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パートタイム・有期雇用労働法等の在り方について労働政策審議会で検討する。

**②建設業における働き方改革**

（略）

また、受発注者を実地調査する建設Ｇメンの体制強化を図ることで、処遇の確保や取引適正化を図る。

加えて、時間外労働上限規制内容の普及啓発といった働き方改革の促進、省力化投資促進や他分野連携による地域の建設業者の生産性向上・災害対応力強化、女性・外国人等の多様な人材の活躍に向けた環境整備による担い手の確保・育成を進める。

さらに、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくために、無理な工程管理や長時間労働を是正する必要があることから、公共工事・民間工事問わず週休２日等休日を考慮した工期設定の徹底などを促し、労働環境の改善を図る。特に、週休２日工事等を実施していない市区町村に対しては、速やかに実施するように促す。

**③物流業における働き方改革**

（略）

適正運賃の収受や多重取引構造の是正等に向けて、改正物流法の執行体制を確保し、物流効率化のための計画作成・報告等の義務付けの事業者への周知の徹底や取組事例の発信に努める。

下請法改正法案（中小受託取引適正化法）を契機として、違反原因行為の疑いのある荷主や元請事業者に対してトラック・物流Ｇメンによる一層の是正指導を行う。

また、トラック運送については、貨物自動車運送事業法の改正により、新たに創設される適正原価制度等を活用し、更に強力かつ確実に価格転嫁を徹底する。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

3

# 「規制改革実施計画」

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 規制改革推進会議について

**【所掌事務】**
**（１）経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。**
**（２）（１）の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。**
**（内閣府本府組織令（平成12年政令第245号（令和元年10月24日最終改正））より）**

**【委員名簿】**

（議長）

| | |
|---|---|
| 冨田 哲郎 | 東日本旅客鉄道株式会社 相談役 |

（議長代理）

| | |
|---|---|
| 冨山 和彦 | 株式会社経営共創基盤 IGPI グループ会長 |
| 林 いづみ | 桜坂法律事務所 弁護士（創立パートナー） |

| | |
|---|---|
| 芦澤 美智子 | 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授 |
| 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナ ー弁護士 |
| 川邊 健太郎 | LINE ヤフー株式会社 代表取締役会長 |
| 佐藤 主光 | 一橋大学経済学研究科 教授 |
| 杉本 純子 | 日本大学法学部 教授 |
| 津川 友介 | カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA） 准教授 |
| 中室 牧子 | 慶應義塾大学 総合政策学部教授 |
| 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 間下 直晃 | 株式会社ブイキューブ 代表取締役会長兼グループ CEO<br>公益社団法人経済同友会 規制改革委員会委員長 |
| 御手洗 瑞子 | 株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役社長 |

# 規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

## Ⅱ実施事項

### ２．賃金向上、人手不足対応

### （２）働き方・人への投資

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | **スタートアップの柔軟な働き方の推進** | **a**　厚生労働省は、スタートアップ関係団体等からの意見聴取や、スタートアップが裁量労働制の活用に当たって直面している課題、スタートアップで働く労働者の就労実態、業務内容、スタートアップで働く労働者が希望する働き方等を把握するための調査を行った上で、その結果を踏まえ、裁量労働制の適正な活用等、スタートアップにおける柔軟な働き方に資する検討を開始する。<br><br>**b**　厚生労働省は、スタートアップで働く役職者等の労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第２号に規定する「監督若しくは管理の地位にある者」（以下「管理監督者」という。）への該当性の判断の基本的考え方を「スタートアップ企業で働く者や新技術・新商品の研究開発に従事する労働者への労働基準法の適用に関する解釈について」（令和６年９月30日厚生労働省労働基準局長通達）において示しているが、スタートアップにおいては、分野によっては同一スタートアップ内に専門家が１名又はごく少数しかいないなど、経営や人事等に関する重要な決定権限を有する一方で部下を持たないケースが多く存在し、近年はＡＩの活用によって更に増加しているという実態である中、こうした場合に管理監督者に該当するか否かが不明確であり、スタートアップの現場で判断に悩む場合が多いとの声があることも踏まえ、スタートアップ関係団体等の意見を聴取すること等を通じて、スタートアップにおける役職者等の実態や課題等を把握した上で、スタートアップにおける役職者等（部下を持たない場合を含む。）の管理監督者への該当性の判断の考え方の更なる明確化について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 | **a,b**：令和７年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 | 厚生労働省 |

# 規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）
## （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | **副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備** | **a**　厚生労働省は、副業・兼業を行う労働者の割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法第38条第１項の解釈及び運用を示した「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について」（令和２年９月１日厚生労働省労働基準局長通達）において、事業主を異にする場合についても労働時間を通算して割増賃金を支払うこととされているが、制度が複雑で企業側に重い負担となるために副業・兼業の許可や受入れが難しいとの指摘があり、令和６年６月の規制改革実施計画も踏まえて検討がなされた労働基準関係法制研究会の報告書（令和７年１月。以下「報告書」という。）において、労働者の健康確保のための労働時間の通算は維持しつつ、割増賃金の支払については通算を要しないよう制度改正に取り組むことが考えられるとされたことを踏まえつつ、副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得る。当該結論を得次第、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。<br><br>**b**　厚生労働省は、aの検討と併せて、副業・兼業を行う労働者の健康確保については、これまで以上に万全を尽くす必要があるとの報告書の提言を踏まえつつ、副業・兼業を行う労働者に関する健康確保の在り方について、諸外国の状況も参考にしつつ、安全配慮義務、労働者から使用者への情報提供の方法等も念頭に、労働政策審議会において検討し、結論を得次第、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年１月策定、令和４年７月改定、厚生労働省）の見直しなど所要の措置を講ずる。その検討に当たっては、副業・兼業は一般に使用者の命令ではなく労働者の自発的な選択・判断により行われるものであること及び健康確保のための措置が企業や労働者にとって過度な負担とならないことに留意する。 | **a,b**：令和７年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置<br>**e**：措置済み | 厚生労働省 |

# 規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | **副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備** | **e**　厚生労働省は、副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方について、「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第１項の解釈等について」において示している簡便な労働時間管理の方法（管理モデル）について、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び「副業・兼業の促進に関するガイドラインのわかりやすい解説」（令和２年11月策定、厚生労働省）において、管理モデルを導入するに当たって労働者、本業先使用者、副業先使用者の三者合意を要するものとなっているとの指摘があることを踏まえ、そのような誤認が生じないよう、以下の内容について、管理モデルを導入する際の留意点を明確化し、周知する。<br>・　副業・兼業における労働時間管理を管理モデルによって行うことについて、労働者と本業先使用者、労働者と副業先使用者の間で、それぞれ合意すれば足りること。<br>・　本業先における管理モデルの利用に際し、副業先が一定条件を遵守することを条件としないこと。 | **a,b**：令和７年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置<br>**e**:措置済み | 厚生労働省 |

# 規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 3 | **時間単位の年次有給休暇制度の見直し** | 厚生労働省は、労働者の多様な休暇取得ニーズに応える観点から、年次有給休暇の本来の趣旨である心身の疲労回復等のためにまとまった日数の休暇を取得する機会を引き続き確保することを前提としつつ、年次有給休暇制度の在り方について、時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）制度の活用実態も踏まえ、時間単位年休の上限を、例えば年次有給休暇の付与日数の50%程度に緩和することなどの見直しの要否も含め、労働政策審議会において検討し、結論を得る。その際、労働者の希望する日数及びその理由、活用の実態並びに特別休暇の活用の有無等の実態や、回答者の属性（年齢、性別、業種、階層、家族構成）ごとの傾向も踏まえて検討する。 | 令和７年度結論 | 厚生労働省 |

# 規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）
# （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

## ３．投資大国

### （２）スタートアップ・イノベーション促進

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | **賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大** | **a**　厚生労働省は、賃金のデジタル払いについて、令和６年11月末日時点で申請中の資金移動業者に対して同年度内に速やかに指定を行うことができるよう適切な助言等を行う。<br><br>**b**　厚生労働省は、今後の指定審査を迅速に行う観点から、例えば、賃金デジタル払いの口座の上限超過時又は資金移動業者の破綻時に上限超過額又は保証機関による弁済額を受け入れるための口座（以下「指定代替口座」という。）の有効性を事業者が確認する頻度について、事業者のシステムやサービス内容も踏まえつつ半年から１年程度の合理的な期間ごとであれば指定要件を満たすこと等を明確化する。また、標準処理期間（２か月程度）に含まれない相談による時間も含めて合理的に事業者が手続に要する時間を予見できるよう、指定プロセス全体を明確化する。 | **a,b**：措置済み、**c**：令和７年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置 | **a,b**:厚生労働省<br>**c**:厚生労働省、金融庁 |

# 規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）
## （労働条件分科会に関係する部分抜粋）

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | **賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大** | **c**　厚生労働省は、令和５年６月の規制改革実施計画で「制度施行から２年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。<br>①資金移動業者の破綻時の資産保全要件<br>　金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に６営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと。<br>②指定代替口座の必置要件<br>　外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し、例えば当該外国人が本国に有する銀行口座への送金、ＡＴＭによる返還等の代替的手法を認めること。<br>③その他の要件<br>　労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）が定める資金移動業者が技術的能力・社会的信用を有しているか否かの判断において、個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証（プライバシーマーク）を求めないこと、また、賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては１円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認めること。 | **a,b**：措置済み、**c**：令和７年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置 | **a,b**:厚生労働省<br>**c**:厚生労働省、金融庁 |

# 社会保険労務士法の一部を改正する法律（令和７年法律第77号）の概要

別紙５

## 第１　社会保険労務士の使命に関する規定の新設

社会保険労務士法の目的規定を改め、「社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする」旨の規定を設けること。（第１条関係）

## 第２　労務監査に関する業務の明記

社会保険労務士の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る「法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査すること」が含まれることを明記すること。（第２条第１項第３号関係）

## 第３　社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備

裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改めること。（第２条の２関係）

## 第４　名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記

1　社会保険労務士に類似する名称に「社労士」が含まれることを明記すること。
2　社会保険労務士法人に類似する名称に「社労士法人」が含まれることを明記すること。
3　社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に類似する名称に「社労士会」及び「全国社労士会連合会」が含まれることを明記すること。　（第26条関係）

## 第５　施行期日等

1　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第四は公布の日から起算して10日を経過した日から、第三は令和７年10月１日から施行すること。（附則関係）
2　その他所要の規定の整理を行うこと。

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働基準法等に基づく届出等に係る電子申請の状況について

厚生労働省 労働基準局　監督課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働基準法等に基づく届出等に係る電子申請利用率の向上

## 背　景

- 厚生労働省では、「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」を定め、電子申請利用率の向上を図っている。
- 労働基準法等に基づく届出等については、
  - ✓ 時間外労働・休日労働に関する協定届
  - ✓ 就業規則（変更）届
  - ✓ １年単位の変形労働時間制に関する協定届

  の３つの届出に係る手続が対象となっている。
- 同計画においては、毎年度第三者チェックを受けることとされており、本分科会に対して進捗状況を報告するもの。
- なお、これら３手続のオンライン利用率を令和５年度までに20%まで引き上げることを当初の目標としていたところ、すでに目標を達成したことから、現在は「令和８年度までに50%」を目標としている。

（参考）オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和３年10月22日策定）

- 規制改革実施計画（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、厚生労働省では年間10 万件以上の手続について計画を策定。
- 同計画においては、目標値を定めるとともに、第三者チェックを受け、必要に応じ計画を改定する旨定めている。

## 電子申請利用率向上に向けた最近の取組

- 令和６年度においては、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」を改修し、３手続きについて、e-Gov との連携による電子申請機能を設け、届出の内容が各事業場で異なる場合でも本社で一括届出ができるようにしたほか、本社一括届出の事業場一覧ファイルの添付誤りや管轄署の入力誤りなどを防止する機能等を実装※

※ 規制改革実施計画（令和５年６月16日閣議決定）（抄）

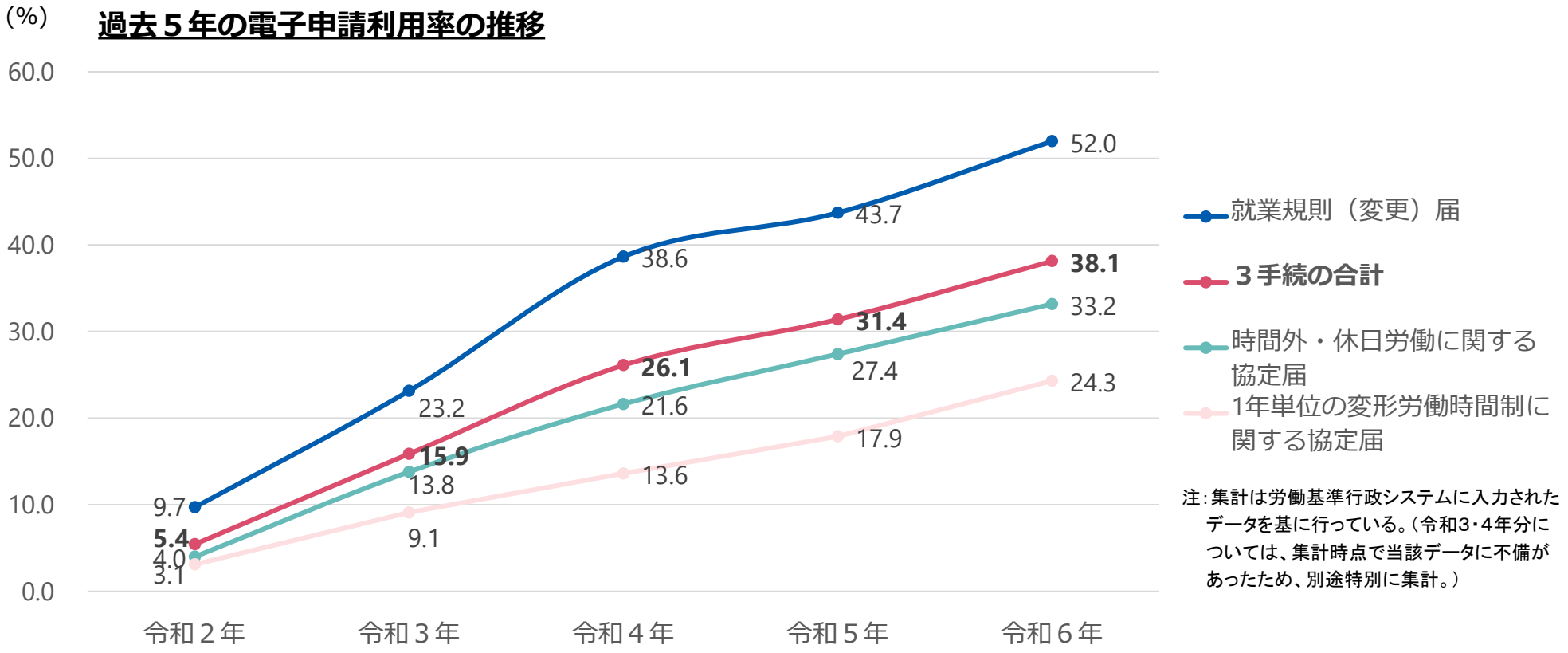
厚生労働省は、時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とし、これを、本社を管轄する労働基準監督署から各事業場を管轄する労働基準監督署に送付（送信）するなどにより処理することが可能となるよう、システム改修の具体的な内容について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

- 令和７年度においては、同ポータルサイトについて、電子申請の対象手続きに、建設の事業、自動車運転者及び医師に係る時間外労働・休日労働に関する協定届を追加する改修を予定している。

# 電子申請件数と利用率（令和６年）

| | 全申請件数（紙＋電子） | 電子申請件数 | 電子申請利用率（前年比） |
|---|---|---|---|
| 時間外労働・休日労働に関する協定届 | 2,039,035 | 676,258 | 33.2%　(+5.8%) |
| 就業規則（変更）届 | 1,125,556 | 585,055 | 52.0%　(+8.3%) |
| １年単位の変形労働時間制に関する協定届 | 391,701 | 95,176 | 24.3%　(+6.4%) |
| 上記３手続の合計 | **3,556,292** | **1,356,489** | **38.1%　(+6.7%)** |

## 過去５年の電子申請利用率の推移




注：集計は労働基準行政システムに入力されたデータを基に行っている。（令和3・4年分については、集計時点で当該データに不備があったため、別途特別に集計。）

| 労働条件分科会労災保険部会（第116回） | 資料 No. 1 |
| --- | --- |
| 令和７年５月29日 | |

厚生労働省発基0529第１号

令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ９ 日

**別紙６**

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一　労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一　介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の限度額等の改正

1　常時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であってその支出した費用の額が月額十八万六千五十円（現行十七万七千九百五十円。以下同じ。）を超えるときは月額十八万六千五十円を支給するものとすること。

2　随時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であってその支出した費用の額が月額九万二千九百八十円（現行八万八千九百八十円。以下同じ。）を超えるときは月額九万二千九百八十円を支給するものとすること。

二　柔道整復師等に対する療養（補償）等給付の手続規定の整備について

1　都道府県労働局長が指名した施術所において、被災労働者等が柔道整復師等の治療を受けた場合、療養の費用の請求を当該施術所を経由して行っていることから、その手続について省令上新たに規定を設けることとすること。

2　その他所要の改正を行う。

第二　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

一　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている者であって常時介護を必要とするものに支給する介護料の額について、介護に要する費用として支出された費用が介護の程度に応じて月額十八万六千五十円、十三万九千五百六十円又は九万二千九百八十円（現行十七万七千九百五十円、十三万三千四百六十円又は八万八千九百八十円。以下同じ。）を超えるときは、それぞれ月額十八万六千五十円、十三万九千五百六十円又は九万二千九百八十円を支給するものとすること。

第三　施行期日等

一　この省令は、令和七年八月一日から施行すること。

二　この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

# ①介護（補償）等給付・介護料の最高限度額の改定について

＜改正の趣旨＞

○　労災保険法に基づく介護（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考にして見直すこととしている。

○　今般、令和6年度特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給が集計されたことから、最高限度額を見直す。

○　また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額についても、同様に見直す。

【労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付】

| | 最高限度額（月額） |
|---|---|
| 常時介護を要する者 | 186,050円<br>（177,950円） |
| 随時介護を要する者 | 92,980円<br>（88,980円） |

※（　）内は現行額

【炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料】

| | 最高限度額（月額） |
|---|---|
| 常時監視及び介助を要する者 | 186,050円<br>（177,950円） |
| 常時監視を要し、随時介助を要する者 | 139,560円<br>（133,460円） |
| 常時監視を要するが、通常は介助を要しない者 | 92,980円<br>（88,980円） |

# ②柔道整復師等に対する療養（補償）等給付の手続規定の整備について

＜改正の趣旨＞

○　労災保険法に基づく療養（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により療養を必要とする状態となった労働者に対して、労災保険に係る指定病院等（以下「指定病院等」という。）において療養の給付（現物給付）が行われる。また、療養の給付（現物給付）をすることが困難な場合等（※）においては、療養の費用を労働基準監督署に請求していただき、支給を行うこととしている。

（※）指定病院等が近くにない場合や指定病院等以外での療養を必要とする場合など。

○　柔道整復師法第２条に規定する柔道整復師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師（以下「柔道整復師等」という。）の施術所において治療を受ける場合については、施術所は指定病院等ではないため、被災労働者等は療養の費用を所轄労働基準監督署に請求していただくことが原則である。

○　ただし、現行の運用上、都道府県労働局長が指名した施術所において、被災労働者等が柔道整復師等の治療を受けた場合、療養の費用の請求手続きを当該施術所を経由して行っているところ、手続きの適正化の観点から厚生労働省令（労災則）に規定することとする。

○　その他所要の改正を行う。

**別紙７**

| | |
|---|---|
| 労働条件分科会労災保険部会（第 117 回） | 資料 No.３ |
| 令和７年８月５日 | |

## 令和７年度第１回社会復帰促進等事業に関する検討会　議事要旨
## （令和７年７月８日開催）

＜総論＞

○　社会復帰促進等事業費については、必要な事業に見直しを行い、平成 25 年度予算の水準を目指していただきたい。令和７年度予算は 914 億円であり、労働者健康安全機構施設整備費補助金や未払賃金立替払事務実施費等が大幅に増加。社会復帰促進等事業の趣旨・目的に直結しない事業は大胆に見直すとともに、その他の事業も含めてＰＤＣＡサイクルをしっかり回していただきたい。

○　目標設定の在り方について。前年度の目標を達成した上で引き続き同水準の目標を設定しているものの、その理由が明記されていない事業が多数みられる。また、令和６年度は目標を大幅に上回る実績であるにもかかわらず令和７年度も目標水準を据え置く事業もある。安定的かつ安易に達成できる目標を設定しているように見えなくもないことから、ＰＤＣＡサイクルが形骸化しないよう、今からでも見直せるものについては見直しを検討いただきたい。

○　（No.25 の事業に限らず、）リーフレットなどを作成・配布する目標については、安易に目標を達成できてしまうため、目標の立て方について十分に検討いただきたい。

○　（徴収した労災保険料については、）本来、労災被災者の療養費等の給付に回すべきだと考える。社会復帰促進等事業は労災保険の付帯的な事業であることから、是非各事業の見直しを行い、事業費の膨らみを抑えていただきたい。

○　安全対策費はいくらでも費用をかけられてしまう中、こうした事業が増えてしまうと、人件費などのランニングコストが増えていくこととなる。これにより、保険料の引上げにつながることが懸念されるため、Ａ評価の事業も含めてしっかりと見直しをいただきたい。また、何年かに１回、本当に必要

な事業なのかどうかを見直す機会を設けていただきたい。

○　社会復帰促進等事業費の総予算額について、民間事業であれば決算額に対する予算額を検討するべきであるところ、前年度予算額をベースに要求額を決めているため、決算額との乖離が余裕のある予算となっているように見える。決算額をベースに予算額を検討する機会を設けていただくよう検討いただきたい。

○　アウトカム・アウトプット指標の設定方法は難しいと思われることから、ＢやＤ評価となった事業であっても、その結果だけでなく設定された指標の内容を含めて評価をすべき。また、記載内容から、一般会計で予算措置すべき事業が、社会復帰促進等事業費から支出されているように見える事業もあるため、社会復帰促進等事業で実施するべきかどうかの精査が必要ではないか。

○　事業費が低執行となることは良いことである一方で、政府の賃上げ要請に応えて行く必要もあることから、官公需として適正な人件費を積むことができるよう、年度途中の契約変更を含めてご検討いただきたい。

○　周知そのものが目的となっている事業がいくつか見受けられる。周知でどこを目指すのかを具体的に定めれば、予算の膨らみを抑えられるのではないか。

○　セミナー等で「有用だった」等のアウトカム指標を置いている事業が散見されるが、参加者にどのような行動変容が生じたかなど、一歩踏み込んだ目標設定をご検討いただきたい。

○　社会復帰促進等事業は労災保険の付帯的な事業であると考えている。社会復帰促進等事業の中にはロスプリベンション的な要素を担っている事業もある。そういう事業については、給付額がどれほど抑えられたかということも指標化するなど、コストパフォーマンスを考慮することも必要ではないか。

**＜個別事業について＞**

**○No.14　労災診療被災労働者援護事業補助事業費**

・　令和７年度のアウトカム指標の目標の立て方について、被災労働者の受診

医療機関をコントロールするのは非常に難しいものと思料され、結果論になりがちな指標を置くのは疑問。

・　令和７年度アウトカム指標の目標設定について、利用者には様々な事情により労災保険指定医療機関で受診しない者がいると推察されるため、98%が安定した水準であればこの水準をキープしつつ追加予算をかけない方法もあるものと思料される。こうした観点で、98%という指標がどれほど適切なのかをご検討いただき、次回ご説明いただきたい。

・　令和７年度アウトカム指標の目標設定について、実績よりも下の 98%以上となってることから、前年度以上という設定の方がよいのではないか。人口減少・年齢構成割合の変化に伴い、医療・介護施設等の機能分化を進め、（整理統廃合も含めて）地域ごとに病床数を調整することが検討されていることを踏まえてこの事業そのものをどうしていくのか、抜本的に考えていくべき。

・　２年連続でＤ評価のため、３年連続でＤ評価とならないようにしていただきたい。他方で、新たに設定された目標については実績を下回っており、達成しやすい目標を設定しているように見える。

・　労災保険指定医療機関を増やすことは重要であるため、引き続き労災保険指定医療機関への指定申請の積極的な勧奨を行い、その状況は参考指標として本検討会に報告いただきたい。

**〇No.16　安全衛生啓発指導経費**

・　安全週間をやることが目的ではなく、労災を減らしてこの事業にかかる人数を減らすことが本来の目的と考えるため、好事例の周知などを通じて、大企業だけでなく中小企業や個人事業者での労災防止にもつなげていくことを検討いただきたい。

・　技能講習修了証明書一元管理事業の予算が拡充されているが、3.3 億円をベースとして令和８年度の予算を検討することが無いようにしていただきたい。

・　技能講習修了証明書一元管理事業のマイナンバー連携に係る予算については、長期的な方向性があってそれを踏まえて現時点ではこのような予算が必

要だと説明いただきたい。また、この事業の利便性の観点から、廃止された登録教習機関から入手するデータ以外の任意で提供されるデータについても義務化を検討いただきたい。

・　全国安全週間に係るアウトカム指標①について、令和６年度に 118 回という２倍以上の実績を挙げているにもかかわらず、令和７年度のアウトカム指標は 47 回以上と目標値を変更しない理由は何か。

・　技能講習修了者に係るデータの一元的管理のための費用は、そもそも社会復帰促進等事業の目的・趣旨にそぐわないと思料されるため、一般会計で予算措置することも検討いただきたい。

**〇No.12　長期家族介護者に対する援護経費**

・　重要な事業であるため、アウトプット指標の未達成理由が担当者の失念によるものといったことが無いよう、緊張感を持った事業運営を実施いただきたい。

・　そもそもの申請件数が少ないものであり各労働基準監督署の担当者のみで徹底することも難しいと思料されるため、厚生労働省から各労働基準監督署へ具体的な手法の周知や進捗管理を行うなどの方法も考えていただきたい。

**〇No.13　労災特別介護施設運営費・設置経費**

・　決まった施設の入居率が変わらず低い。2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方が検討され、要介護者のケア・介護を提供する施設について必要数を整備している中で、この事業をこのまま継続するよりは、被災労働者に特化した施設の必要性について改めて見直すべきではないか。

**〇No.22　働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組**

・　重要な事業であるため、アウトプット指標の未達成理由にある事業者との調整が遅れたといったことが無いよう、緊張感を持った事業運営をいただきたい。

・　令和７年度アウトカム指標の目標設定について、セミナー参加者のその場での理解をまずは指標とすることを否定するものではないが、参加者が実際にどのような取り組みを自社で展開したかなどの事後フォローも重要と思われる。

・　この事業をはじめとしてリーフレットを配布して周知するものが多いが、ペーパーレス化を進めることも検討してほしい。学生等への周知はＱＲコードの活用等、紙を使わない手法も検討いただきたい。

**〇No.37　過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し**

・　働き方改革推進支援センターについては、従前より期待をしているところであり、機能維持を要望したい。中でもコンサルティングのニーズは高く、働き方改革の喫緊の課題として、充実・強化をお願いしたい。

・　平成 29 年の法改正以降、何年も経過しているため規模の縮小をお願いしたい。特に不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿っているものか疑問。

**〇No.21 産業保健活動総合支援事業**

・　小規模事業場へのストレスチェックの拡大のためには、地域産業保健センターの機能強化が重要であり、体制整備等に必要な予算を確保いただきたい。

**〇No.23　メンタルヘルス対策等事業**

・　前年比予算減だが、今後ストレスチェックの対象義務拡大などが予定されているところであるため、必要な予算を確保いただきたい。

**〇No.24　治療と職業生活の両立支援事業**

・　アウトカム指標のベースとなるアンケートへの回答率が低調と聞いており、回答率の向上に向けた努力が必要ではないか。

**〇No.25　職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費**

・　令和７年度のアウトプット指標は、前年度と同様ポスターやリーフレットの作成・配布と設定されているが、この目標は実施主体が紙媒体を作成・配布するだけで目標を達成できてしまうため、手法や目標の妥当性を事後的に検証することが困難。

・　基本方針にもあるとおり、可能な限り複数の目標を設定することが望ましい。例えば、①の周知広報については、ポータルサイトへのアクセス数やシンポジウムの実施回数・集客数を含める、②の取組支援に係る事業についても、業界共通の対応指針の策定等や研修の実施回数・集客数を含めるといった目標の設定が考えられるのではないか。

**〇No.26　建設業等における労働災害防止対策費**

・　手すり先行工法が普及してきたことから、このような予算事業を実施するのではなく、様々なメーカーの部材が市場に出回っていることを踏まえ、国で構造規格を策定する検討会の設置し、安衛法による法規制を検討いただきたい。

**〇No.32　働く女性の健康支援事業**

・　雇用均等行政情報化推進経費について、雇用環境・均等部（室）や総合労働相談コーナーに寄せられる相談には、母性健康管理措置以外の労働相談等が含まれるほか、本事業は記録の情報化を内容とするものであるため、社会復帰促進等事業の目的・趣旨にそぐわないと考える。また、予算執行率も踏まえた予算額の適正化を検討いただきたい。

**〇No.33　外国人技能実習機構交付金**

・　育成就労制度が令和９年度から開始することから、令和８年度の予算要求等に関しては、機構の体制強化のため増額をお願いしたい。

**〇No.36　未払賃金立替払事務実施費**

・　企業の倒産件数が 10,000 件以上と非常に多くなってきているところ、十分な予算を確保いただき、立替払いに支障がないようにお願いしたい。

**〇No.38　テレワーク普及促進等対策**

・　社会復帰促進等事業で支出すべき事業であるかは依然として疑問がある。

**○No.40　中小企業退職金共済事業経費**

・　社会復帰促進等事業で支出すべき事業であるかは依然として疑問がある。

**○No.41　独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費**

・　社会復帰促進等事業で支出すべき事業であるかは依然として疑問がある。

**○No.44　フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業**

・　フリーランスの取引適正化にかかる内容であり、社会復帰促進等事業費で対応する理由を明らかにしていただきたい。

・　フリーランスの取引上のトラブルに関する相談対応には、安全衛生確保以外の内容も含まれ得ると考えられ、相談者が労災保険の特別加入者に限らないと思われるため、社会復帰促進等事業の目的・趣旨にそぐわないのではないか。

労働条件分科会労災保険部会（第118回）
令和7年8月7日
資料 No.3

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

別紙８

# 「労災保険制度の在り方に関する研究会」の中間報告書について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労災保険制度の在り方に関する研究会

## 1　趣旨・目的

労災保険制度は、業務上の災害発生に際し、事業主の補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するために昭和22年に制定され、近年は、二次健康診断等給付の創設（平成12年改正）、複数就業者の増加等を踏まえた通勤災害保護制度の拡充（平成17年改正）、船員保険の被保険者を適用対象とする改正（平成19年改正）、複数業務要因災害に関する保険給付の創設（令和２年改正）等、それぞれの時期における社会的ニーズに対応した改正を重ねてきた。

一方、女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境は常に変化を続けている。

このような状況を踏まえ、労災保険制度の現代的課題を包括的に検討することを目的に、「労災保険制度の在り方に関する研究会」を設置した。

## 2　構成員

◎ 小畑 史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）
笠木 映里（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
小西 康之（明治大学法学部教授）
坂井 岳夫（同志社大学法学部教授）
酒井 正　（法政大学経済学部教授）
地神 亮佑（大阪大学大学院法学研究科准教授）
中野 妙子（名古屋大学大学院法学研究科教授）
中益 陽子（亜細亜大学法学部教授）
水島 郁子（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

（◎座長）

## 3　開催状況

令和６年12月24日 第１回　労災保険制度の在り方に係るフリーディスカッション（キックオフ）

令和７年２月４日　第２回　労災保険制度の在り方について（給付関係等）
→**遺族（補償）等年金**
**災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効**

２月21日　第３回　労災保険制度の在り方について（給付関係等）
→**遺族（補償）等年金　―生計維持要件―**
**遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額**
**社会復帰促進等事業**

３月12日　第４回　労災保険制度の在り方について（適用関係等）
**→労災保険法の適用範囲（総論）**
**特別加入**
**家事使用人に係る災害補償・労災保険適用**
**暫定任意適用事業**

４月４日　第５回　労災保険制度の在り方について（徴収関係等）
**→メリット制**
**労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題**

５月30日　第６回　労災保険制度の在り方について（給付・適用・徴収等関係）
→給付・適用・徴収等の個別論点のうち議論を深めていただきたい点

６月18日　第７回　労災保険制度の在り方について（給付・適用・徴収等関係）
→論点整理

７月29日　第８回　**中間報告書とりまとめ**

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅰ　労災保険制度における適用関係について

### 1　適用関係総論

**○　強制適用の範囲**

**①　労働基準法が適用される労働者以外の就業者で、強制適用とすべき者はいるか**

〔意見概要〕

労働基準法が適用される労働者以外の就業者に労災保険法を強制適用することについては、将来的に検討課題とし得るとの意見と慎重に検討するべきとの意見に分かれた。

**②　保険料は誰が負担すべきか**

〔意見概要〕

労働者以外の就業者に労災保険を強制適用する場合の保険料負担について、発注者やプラットフォーマーに拠出させることも検討し得るとの意見と、当事者間の契約の自由に委ねるべきことや報酬への転嫁リスクがあること等を理由に適当でないとする意見に分かれた。

〔結論〕

以上の議論を踏まえれば、現状においては、労災保険法の強制適用の範囲を労働基準法が適用される労働者以外の就業者にも拡大することについては、なお、多くの議論の余地がある。労災保険法の強制適用の範囲については、労働基準法上の「労働者」に関する概念の議論も踏まえつつ、労働基準法との関係も含めた労災保険制度の位置づけと保険料負担の在り方も含め、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅰ　労災保険制度における適用関係について

### 2　家事使用人への災害補償責任及び労災保険法等の適用

**○　労働基準法の災害補償責任及び労災保険法等の適用について**

〔意見概要〕
家事使用人に労働基準法が適用される場合には、災害補償責任及び労災保険法も適用することが適当とすることについては概ね意見は一致した。
なお、適用することに否定的ではないが履行確保の課題を指摘する意見があった。

〔結論〕
以上の議論を踏まえれば、家事使用人の保護を巡っては、家事使用人に対する補償の必要性は高い。家事使用人への労働基準法の適用については、労働政策審議会労働条件分科会で別途議論がなされているところであるが、仮に労働基準法が家事使用人に適用される場合には、使用者である私家庭の私人は同法に定める災害補償責任も負うことが適当であり、労災保険法を強制適用することが適当と考える。
その際、労災保険法や徴収法を私家庭の私人に適用するに当たっては、履行確保の可能性、また私家庭の私人が負う保険関係の手続に係る事務負担の軽減も含めて、運用上の課題を検討することが必要である。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅰ　労災保険制度における適用関係について

### 3　暫定任意適用事業について

**○　暫定任意適用事業である農林水産業の事業への適用について**

〔意見概要〕
　現行の暫定任意適用事業については、強制適用すべきとの方向性については意見が一致したが、適用の課題とされてきた適用事業の把握や事業主の事務負担等の課題が解決される可能性がどの程度あるのかは検証することが必要との意見があった。

〔結論〕
　暫定任意適用事業については、労働実態を把握する手段も多様化していると考えられることや既に労災保険に加入している暫定任意適用事業をみても、重大事故が散見され（参考資料17頁参照）、保護の必要性が高まっているといえることを踏まえれば、農林水産省とも連携の上、順次、強制適用に向けた検討を進めることが適当と考える。
　ただし、その際、農林水産事業者の理解に加え、これまで適用上の課題とされてきた事業者の把握や、保険料の徴収上の課題がどの程度解決されつつあるのかの具体的な検証が必要であり、また、零細な事業主の事務負担の軽減等も十分に配慮する必要がある。この点、例えば、事業主と関係団体等との連携や協力の在り方等についての検討も含め、その実現可能性や実効性についても農林水産省の協力も得つつ、検討することが必要である。また、林業及び水産業についても農業と同様、課題の解決策を検証した上で検討を進める必要がある。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅰ　労災保険制度における適用関係について

### 4　特別加入制度について

**○　災害防止に関して特別加入団体に期待する役割**

〔意見概要〕
　特別加入団体に災害防止の取組を期待できるかとの点について、特別加入団体に一定の取組を期待し得るとの意見と特別加入団体の取組には限界があるとの意見に分かれた。
　また、何らかの役割を義務付けることについては、特別加入団体に災害防止措置を義務付けるべきとする意見や何らかのインセンティブによるべきとの意見があった。

〔結論〕
　上記のとおり特別加入団体の在り方について検討してきたが、特別加入団体が災害防止の取組を担うことができるのか、また、それを義務付けるべきかとの点については、本研究会において複数の意見が見られた。
　既に特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、災害防止のための教育の結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加され、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においても、委員より、他の団体にも同様の要件を課すことについて意見が示されている。今後、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

**○　法令上に特別加入団体の要件や手続を明確化することについて**

〔意見概要〕
　特別加入団体の承認要件について法令上に明記することについて積極的な意見があった。

〔結論〕
　以上の議論を踏まえ、特別加入団体の承認や取消しの要件については、特別加入団体の性質を明らかにする上でも法令上に明記しておくことが適当と考える。
　その際、承認の取消し（保険関係の消滅）に直結することは特別加入者に対して大きな影響をもたらすことから、承認の取消し等に先だって、改善を要求する等、段階的な手続を設けることが必要である。また、仮に、特別加入団体に災害防止措置に関わる役割や要件を求めるのであれば、法令的根拠を設けることが必要である。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 1　遺族（補償）等年金について

**○　遺族（補償）等年金の趣旨・目的について**

〔意見概要〕
遺族（補償）等年金の趣旨・目的について、本研究会において議論を行った。議論においては、「被扶養利益の喪失の填補」という概念が今日でも妥当するという意見があった一方、「被扶養利益の喪失の填補」は妥当しない、あるいは「被扶養利益の喪失の填補」以外の趣旨を見いだせるとの見解もあり、意見が分かれた。

〔結論〕
上記のとおり、遺族（補償）等年金の制度の趣旨・目的については、制度創設当初に謳われた「被扶養利益の喪失の填補」という概念に今日でも意義を見出せるという意見があった一方、遺族が自立するまでの期間を支える生活保障としての意義、労働者の死亡によってもたらされる永久的全部不能を補うものといった意見などの多角的な意見が示されたものの、遺族（補償）等年金の今日における趣旨・目的について、研究会として意見の一致には至らなかったことから、引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある。

**○　生計維持要件について**

〔意見概要〕
現行の生計維持要件の取扱いについては、労災保険における「被扶養利益の喪失の填補」との趣旨の関係で不合理ではないとの意見、生計同一の意味を含む独自のものとして運用されているとの意見、また現行の取扱いが妥当なのか検討が必要ではないかとの見解もあり、意見は分かれた。

〔結論〕
上記のとおり、現在の要件やその運用を是認し得るとの意見と、現在の生計維持要件の運用について検証が必要との意見があり、喫緊の見直しをすることは要しないものの、家族や家計維持の在り方が多様化していることを踏まえれば、遺族（補償）等年金の制度趣旨の検討と合わせて、引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 1　遺族（補償）等年金について

**○　労働基準法の遺族補償との関係について**

〔意見概要〕
　遺族（補償）等年金と労働基準法の遺族補償との関係について、本研究会においては、労働基準法の遺族補償では配偶者は生計維持要件を問われずに第一順位者になることと比較して、労災保険法の遺族（補償）等年金の支給対象者は労働基準法の遺族補償の対象者よりも限定されており見直すべきではないかとの意見があったほか、労働基準法より労災保険法の補償の方が下回るべきではなく、両法の整合性を確保するべきとの意見があった。

〔結論〕
　以上の議論を考察すれば、現状では、労働基準法第84条に規定する事業主の災害補償責任の免除について、行政解釈では、労災保険給付と災害補償の関係性を、「労災保険法の保険給付は、その一部が労働基準法の労災補償と内容が異なっているが、それぞれ災害補償に相当するものとみなされている」としている。しかし、遺族（補償）等給付と遺族補償とでは、年金中心か一時金のみかという違いがあるだけでなく、遺族（補償）等年金の支給対象者が労働基準法の遺族補償の対象者よりも限定される場合があること等も踏まえれば、両者を「相当するもの」と位置付けることには疑問の余地もあろう。
　制定当初の労災保険法の遺族補償と労働基準法の遺族補償は、いずれも「労働者の死亡による当該労働者の損失の填補」を趣旨・目的とし、受給資格者の範囲・順位は同一であったところ、昭和40年法改正で労災保険法の遺族補償の年金化が図られた際に、遺族補償年金の趣旨・目的が「被扶養利益の喪失の填補」とされ、その受給資格は年金にふさわしいものに改められた一方で、労働基準法の災害補償の受給資格者の範囲・順位については据え置かれたとの経緯がある。
　このような状態が今日まで継続している理由は必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、今後、遺族（補償）等年金の制度趣旨を検証していく中で、労働基準法の遺族補償との関係についても、あわせて検討することが望ましい論点であり、引き続き、専門的見地から議論を行うことが必要である。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 1　遺族（補償）等年金について

**○　夫と妻との支給要件の差異**

〔意見概要〕
　現行の支給要件の差異については、本研究会の議論においては、遺族補償年金の創設当時から半世紀以上が経過し、男女の就労状況や家族の在り方が変化していることも踏まえ、解消すべきとの点で意見は一致した。
　また、具体的な支給要件の差異の解消方法については、妻には課せられず夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することに親和性のある意見で概ね一致した。なお、少数意見としてこれに慎重な立場をとる意見もあった。

〔結論〕
　遺族（補償）等年金の在り方を考えるにあたっては、本来、制度の趣旨を踏まえることが前提であるが、本研究会においては遺族（補償）等年金の制度趣旨に関して一致した見解を得るには至らなかった。
　しかし、制度趣旨に関して、様々な意見があったが、そのいずれの考え方を採ったとしても、給付の要件に関して、遺族（補償）等年金における夫と妻との支給要件の差を設ける合理的理由を見出すことは困難であり、夫と妻の要件の差については解消することが適当と考える。
　また、その具体的な解消方法については、夫に課せられた支給要件を撤廃することが適当であるとの意見が大宗を占めた。なお、妻の支給要件を夫に合わせることも検討すべきという少数意見があったことに留意が必要である。
　将来的には、既に述べた遺族（補償）等年金の制度趣旨を踏まえた議論を行い、夫と妻以外の者に対する支給要件を含めた年金の支給対象者の範囲や給付期間の妥当性を含め、遺族（補償）等年金の制度全体の在り方について、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 1　遺族（補償）等年金について

**○　給付の期間について**

〔意見概要〕
遺族（補償）等年金の制度趣旨を議論する過程において、現在の、遺族（補償）等年金の給付の期間の在り方についても議論があった。この点については現行の長期給付を維持することが現時点では適当とする意見で一致したが、中長期的には有期給付化を検討することが望ましいとの少数意見もあった。

〔結論〕
上記のとおり、遺族（補償）等年金の制度趣旨をどのように解するのかという点はあるが、給付の期間については、現行の長期給付を維持することが現時点では適当であると考える。ただし、中長期的には、公正な保護の検討に当たって有期給付化についても考慮要素の一つになりうるという少数意見があったことに留意が必要である。

**○　特別加算について**

〔意見概要〕
特別加算については、創設当時の考え方は現在では妥当せず、妻のみに加算を設ける合理性はないとの意見で一致した。
一方で、特別加算の具体的な在り方については、「配偶者と未成熟子に対して補償を充実することはあり得る」、「障害者への加算と合わせて考える必要がある」又は「遺族（補償）等年金の給付水準や加算が必要となる者の範囲についての議論が必要」といった様々な見解が示され、意見が分かれた。

〔結論〕
上記のとおり、特別加算の取扱いについては、昭和45年の創設時の考え方は現代では妥当しないという意見で一致したものの、特別加算による夫と妻の差の解消の具体的な方策については、対象範囲を配偶者以外にも広げるのか、障害を持つ遺族に加算することの意義をどう考えるのか、さらには年金本体給付の水準との関係をどう考えるのか、など将来の受給者に広い影響を与える事項であることから、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 2　遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額について

ケース１：有害業務に従事した最終の事業場を退職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合

**○　ケース１の場合の給付基礎日額の在り方について**

〔意見概要〕

疾病の発症時の賃金（以下「発症時賃金」という。）を給付基礎日額の算定の基礎とすることを原則とし、その金額が疾病発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前３か月間の賃金（以下「ばく露時賃金」という。）に満たない場合にはばく露時賃金を給付基礎日額の算定の基礎とする方法について、労災保険の社会保障的性格や生活保障の観点から、発症時賃金を原則とすることが適当であるとの意見で概ね一致した。なお、労働基準法との関係からそのような方法には慎重な意見もあった。

なお、発症時賃金を基準に給付基礎日額を算定する方法が妥当との点では共通しつつも、それを原則とする考え方や発症時賃金がばく露時賃金に満たない場合にはばく露時賃金を給付基礎日額の算定の基礎とするとの点についても意見があった。

〔結論〕

上記のとおり、本ケースに対する給付基礎日額の考え方については、労災保険の社会保障的性格や生活保障の観点から、発症時賃金を原則とし、発症時賃金が、ばく露時賃金より低くなる場合は、例外的にばく露時賃金を用いることが適当であるとの意見が大宗を占めたところであるが、その後の働き方の違い等で給付基礎日額の扱いが異なるのは公平ではないという少数意見があったことにも留意が必要である。

なお、労災保険法が労働基準法における使用者の災害補償責任を担保し、事業主の補償負担の緩和を図るために設けられたことを踏まえれば、疾病の発症原因となった有害業務への従事が行われた最終事業場に対するメリット制の適用においては、被災労働者のばく露時賃金を基礎とした給付のみを加味することが適当と考える。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 2　遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額について

ケース２：有害業務に従事した事業場を退職した後、就業していない期間に発症した場合

**○　ケース２の場合の給付基礎日額の在り方について**

〔意見概要〕
　退職後や離職中に発症した場合にばく露時賃金をもとに給付基礎日額を算定することについて適当又は許容し得るとの意見とともに、労災保険法が想定していない場面とも考えられることから、今後の議論が必要との意見があった。

〔結論〕
　上記のとおり、本ケースについては、労災保険法が想定していないケースとも考えられるという少数意見もあったが、労災保険法が使用者の災害補償責任を担保していることを踏まえれば、当面は現状を維持することが適当と考える。
　一方、今後、各種給付の制度趣旨を検討することとあわせて、本ケースにおける給付の在り方について再度検証することが望ましい。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 3　災害補償請求権、労災保険給付請求権に係る消滅時効について

**○　現行の時効期間に見直しは必要か**

〔意見概要〕

災害補償請求権及び労災保険給付請求権に係る消滅時効期間の見直しについては、請求手続自体が疾病の増悪を生じ得る場合には一定の配慮が必要であるとする意見があった一方、被害者の早期の権利実現を目指すべきであり、相談援助や周知等の運用改善で対応すべきとして見直しを前提としない意見もある等、その要否に関して意見が分かれた。

**○　何らかの手当を行う場合に考え得る方法について**

〔意見概要〕

仮に消滅時効期間を見直すとした場合の方策についても複数の意見が示されたところ、一定の特例を設けるべきとする意見と一律に期間を延長すべきとする意見とに分かれた。

**○　他の社会保険と異なる労災保険特有の事情があると考えられるか**

〔意見概要〕

労災保険に特有の事情を見出し得るという意見があった一方で、労災保険に特有の事情を見出し得ないとの見解もあり、意見が分かれた。

**○　まとめ**

〔結論〕

消滅時効期間の在り方に関しては、上記の論点について検討をしてきたが、いずれも委員の意見が分かれ、統一的な結論を得るには至らなかった。

消滅時効期間の在り方については、被災労働者の保護の観点から、これらの意見も踏まえて、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 4　社会復帰促進等事業について

**○　社会復帰促進等事業の処分性について**

〔意見概要〕
本研究会では、特別支給金も含めて処分性を認めることが適当との意見で一致した。

〔結論〕
したがって、本研究会としては、社復事業として実施される労働者やその家族に対する給付については、従来は処分性が認められなかった特別支給金も含めて処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることが適当と考える。

**○　特別支給金の保険給付化について**

〔意見概要〕
特別支給金については、保険給付と一体的に給付されていることや補償の安定性を確保すべきであること、事業主の二重負担を是正すること等の観点から保険給付化することが望ましいとの意見が多かったが、一方、ボーナス特別支給金については算定上の課題を指摘する意見もあった。
同時に、保険給付化を行う際の制度設計上の課題を指摘する意見があった。

〔結論〕
特別支給金については、その果たしている機能や保険給付と一体として支給されている実態等を踏まえれば、これを保険給付として位置づけることにより補償の安定性を確保することに資すると考えられるが、これを保険給付として位置づけることで民事上の損害賠償の調整対象となり労働者側に不利となり得ることや、ボーナス特別支給金の算定が難しい等、保険給付化を行う際の具体的な課題も多いことから、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

### 4　社会復帰促進等事業について

**○　給付的な社復事業に係る不服申立てを労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることについて**

〔意見概要〕
　国民のわかりやすさや手続の煩雑さを解消する観点から、社復事業として労働者やその家族に支給される給付についての不服申立ては、労審法の対象とすることが適当との意見で一致した。

〔結論〕
　以上の議論から、労働者等に対する給付的な社復事業に対する不服申立てについては、国民のわかりやすさや利便性の観点から、保険給付と同様に労審法の対象とすることが適当と考える。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅲ　労災保険制度における徴収関係について

### 1　メリット制

**○　メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか。**

〔意見概要〕
　メリット制の効果については、様々な留保を前提とするとの意見はあるものの、一定の災害防止効果があることについて意見は概ね一致した。
　ただし、一部の委員からは効果については一定の留保を前提とするとした意見があった。

〔結論〕
　以上の議論から、本研究会としては、メリット制の効果については、様々な留保を前提とするとの意見はあるものの、一定の災害防止効果があり、また、事業主の負担の公平性の観点からもメリット制には一定の意義が認められるものと考える。また、労災かくしを助長するとの懸念についても、メリット制の意義を損なうほどの影響があるとは確認されなかった。
　このため、メリット制を存続させ適切に運用することが適当と考える。
　その際、今回の検証は初めての試みであり、今後も今回の検証において指摘のあった点も踏まえて、継続的に効果等を検証し、より効果的な制度となるよう必要な見直しを行うことが望まれる。

## Ⅲ　労災保険制度における徴収関係について

### 1　メリット制

**○　メリット収支率の算定対象は妥当か。**

**①　脳・心臓疾患及び精神障害に係る保険給付の取扱いについて**

〔意見概要〕

これらの疾病にかかる保険給付をメリット収支率の算定対象から除外する理由はないとする意見がある一方で、事業主が予防努力をしても業務上と認定される疾病に係る保険給付については、これをメリット収支率の算定対象とすることは公平性の観点や災害予防の観点から適当でないとの見解もあり、意見は分かれた。

**②　高齢者や外国人労働者への給付の取扱いについて**

〔意見概要〕

高齢者や障害者等の労働者への給付をメリット収支率の算定対象から除外することについては、除外すれば、災害予防行動が取られなくなる懸念等の理由から算定対象から除外するべきではないとの意見があった一方で、脆弱性のある労働者を雇用した使用者に結果的に重い保険料負担をさせることは公平性を欠く等の見解もあり、意見は分かれた。

外国人については、メリット収支率の算定対象から除外する理由はないとする意見で概ね一致した。

**③　その他の論点**

〔意見概要〕

また、その他、災害復旧の事業に係るメリット制の取扱いについても議論があった。このような事業についてもメリット収支率の算定対象から除外する特例を設けることに否定的な意見があった一方、このような事業をそのままメリット収支率の算定対象とすることの適否については検討の余地があるとの見解もあり意見は分かれた。

〔結論〕

以上のとおり、メリット制に一定の災害防止効果があることを前提として、事業主間の公平性の確保という観点から見れば、脳・心臓疾患や精神障害等の業務外の要因の寄与が大きい疾患に係る保険給付や高齢者や障害者といった脆弱性を抱える労働者への給付については、メリット制を通じて、事業主の保険料負担が重くなることは事業主間の公平に欠けるとして、メリット制の算定対象から除外することが適当との意見と、メリット制の算定対象からこれらの給付を除外することは、事業主のこれらの災害防止対策がなされなくなることが危惧され、適当でないとの意見等、様々な意見が示された。

本研究会としては、この点については、意見の一致をみることはなかった。引き続き、専門的な見地から議論を行うことが必要である。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

## Ⅲ　労災保険制度における徴収関係について

### 2　労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

**○　支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについて**

〔意見概要〕

早期の災害防止を図る観点やメリット制適用事業主が保険料の認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、保険料を負担する事業主に対して、支給・不支給の事実を知らせることは重要との点で意見は一致した。

〔結論〕

以上の議論を踏まえ、本研究会としては、労災保険給付の支給決定（不支給決定）の事実については、事業主が早期に災害防止に取り組む上で必要な情報であるとの点に加え、事業主の保険料負担が労働基準法の災害補償責任を基礎としている点、事業主が認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して情報提供されることが適当と考える。

その際、被災労働者の個人情報の取扱いに留意しつつ、検討する必要がある。

**○　メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することについて**

〔意見概要〕

メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険給付に関する情報を提供することについて検討を行った。

この点については、メリット制の適用を受ける事業主が、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して保険料の前提となる事実を知らせることは重要との意見で一致した。ただし、労働者にとって機微な一定の情報については、慎重に取り扱うべきとの意見があった。

〔結論〕

以上の議論を踏まえ、本研究会としては、メリット制適用事業場の事業主に対して提供する労災保険率の決定の基礎となった保険給付に関する情報については、事業主が保険料の認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して提供され、事業主自ら負担する保険料が何故増減したのかがわかる情報を知り得る仕組みが設けられることが適当と考える。

その際、提供する情報の範囲については、保険給付に関する情報には被災労働者に係る機微な情報を含み得ることに留意しつつ、検討する必要がある。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書（参考資料）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# Ⅰ．適用について

１．労災保険の適用範囲
２．家事使用人への災害補償責任及び労災保険法等の適用
３．暫定任意適用事業
４．特別加入団体

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 【論点】労災保険法の適用範囲（強制適用）について



○労災保険法は、労働基準法の適用対象たる労働者を保護の対象とし、当該労働者を使用する事業を適用事業（強制適用の対象）としている。

「明文の規定はないが、・・・本法の業務災害に関する保険給付は労基法に規定する災害補償の事由が生じた場合にこれを行う旨定めていること、また本法が労基法と時を同じくして同法に規定する災害補償の裏付けをする制度として発足した経緯等から、労基法に規定する「労働者」と同一のものをいうと解される」（（厚生労働省労働基準局労災管理課編　「八訂新版　労働者災害補償保険法　労働法コンメンタール５－」Ｐ87）

○強制適用の対象となる事業に従事しない者については、特別加入制度を設けている。

| 適用状況 | | 適用対象 | 保護対象<br>労働基準法の適用の有無 | | 保険料の負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| **強制適用** | | 基準法が適用される労働者を使用する事業<br>（※）農業については一部、任意適用事業あり | 基準法の適用がある労働者 | あり | 事業主負担 |
| **特別加入**<br>**（※）** | **第１種** | 強制適用の対象とならない者のうち、業務の実態等からみて、労働者に準じて保護すべきもの | 中小事業主等 | なし | 本人負担 |
| | **第２種** | | 一人親方等<br>特定作業従事者 | | 特別加入団体<br>（保険料相当額を加入者本人が負担するのが一般的） |

（※）第３種特別加入については労災保険の適用範囲が日本国内に限られ、国外における労働災害保護制度が十分でない現状等に鑑み、海外以外の事業場に国内の事業場から派遣された労働者等についても、国内における場合と同様に取り扱うことが妥当と考えられることから、特別加入することができることにしたものであることから、ここでは省略する。

## （参考）第２種（一人親方その他の自営業者・特定作業従事者）の対象業務

労災則第46条の17で定める事業

○タクシー業、貨物運送業及び自転車による貨物運送の業等　○建設業　○漁船による水産動植物の採補の事業　○植林、伐採、木炭製造等を行う林業
○医薬品の配置販売の事業　○廃品回収業、再生資源取扱業　○船員法第１条に規定する船員が行う事業　○柔道整復師が行う事業
○創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業　○あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業　○歯科技工士が行う事業
○特定フリーランス事業（他の第２種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

労災則第46条の18で定める作業

○一定規模の農業の事業場において行う危険有害な農作業　○特定の農業機械を用いる一定範囲の農作業　○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業
○危険有害な作業に従事する家内労働者等が行う作業（プレス機械を使う加工作業等の特定のもの）
○労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、団体交渉等の労働組合等の活動に係る作業
○介護関係業務に係る作業及び家事支援作業　○芸能の提供の作業または演出・企画の作業
○アニメーションの制作作業　○情報処理システムの設計、開発、管理、監査その他の情報処理に係る作業

# 「家事使用人」について



## 労働基準法、労災保険法の適用が除外されている「家事使用人」

○　「家事使用人」については労基法の適用除外とされており、この「家事使用人」とは、個人宅に出向き、私家庭において家事使用人を使用する私人と直接労働契約を結び、その指示のもと家事一般に従事する者のことをいう。ただし、法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者を含む。（労働基準関係法制研究会報告書（令和７年１月８日公表））。

**（参考）労働基準法**

（定義）
第９条　この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
（適用除外）
第116条　（略）
②　この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

「家事使用人の労働の態様は、各事業における労働とは相当異なったものであり、各事業に使用される場合と同一の労働条件で律するのは適当ではないため、これまで労働基準法の適用除外とされてきた。」（厚生労働省労働基準局編「令和３年版 労働基準法　下-労働法コンメンタール3-」Ｐ1158）

○　労災保険法は、労基法の適用対象である労働者を使用する事業を適用対象としている。
○　労基法の適用がない家事使用人については、労災保険法の特別加入による補償を行っている。

**（参考）労災保険法**

第３条　この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

「明文の規定はないが、・・・本法の業務災害に関する保険給付は労基法に規定する災害補償の事由が生じた場合にこれを行う旨定めていること、また本法が労基法と時を同じくして同法に規定する災害補償の裏付けをする制度として発足した経緯等から、労基法に規定する「労働者」と同一のものをいうと解される」
（（厚生労働省労働基準局労災管理課編　「八訂新版　労働者災害補償保険法　労働法コンメンタール５－」Ｐ87）

事業とは、企業を指すものではなく、工場、鉱山、事務所のごとく、経営組織として独立性をもった最小単位の経営体（Betrieb）をいい、一定の場所において一定の組織の下に有機的に相関連して行われる作業の一体と認めることができれば、これを事業として扱うこととしている。（昭22年９月11日付基発第36号）

# 家事サービスの提供形態と労働基準法・労災保険法の適用関係

○　家事使用人については、これまで労基法の適用除外とされてきたが、今般、労働基準関係法制研究会でとりまとめられた報告書（令和７年１月８日公表）において、労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべきとされた。

| 類型 | | 関係図 | 労基法の適用 | 労災保険法の適用 |
|---|---|---|---|---|
| 家事代行サービス事業者（雇用） | | 家事代行サービス ― 請負契約 ― 私家庭<br>雇用契約<br>指揮命令関係<br>家事従事者 | ○ | ○ |
| 家事使用人（私家庭に雇用） | 私家庭と直接契約 | 私家庭<br>雇用契約<br>指揮命令関係<br>家事従事者 | × | ×<br>（特別加入可） |
| | 職業紹介経由で契約 | 家政婦紹介所等<br>求人申込<br>紹介あっせん<br>求職申込<br>私家庭<br>雇用契約<br>指揮命令関係<br>家事従事者 | × | ×<br>（特別加入可） |
| 家事代行サービス事業者（個人請負） | | ※請負契約の仲介サービスを経由する場合もある<br>私家庭<br>請負契約<br>家事従事者 | × | ×<br>（特別加入可） |

※ その他、派遣元事業主と私家庭の労働者派遣契約に基づき、派遣元事業主と雇用関係にある派遣労働者が私家庭に派遣され、私家庭の指揮命令によって業務に従事するケースもあり得る。

**労働基準関係法制研究会報告書（令和７年１月８日公表）の概要**

○　現在では、住み込みの使用人という働き方をする家事使用人は減少しており、実質的な働き方が、一般的な労働者とほとんど変わらなくなってきたこと等から、**家事使用人のみを特別視して労働基準法を適用除外すべき事情は乏しくなってきた**。

○　家事使用人に対して労働基準法を全面的に適用除外する現行の規定を見直し、**公法的規制については、私家庭に対する適用であることも踏まえて、実態に合わせて検討すること**が考えられる。

○　私家庭において家事使用人を使用する**私人に対して使用者責任を負わせ、私家庭内に国家的な監督・規制を及ぼすことの是非や、どのようにその履行を確保するかなど課題も多く、慎重な検討が必要**である。

○　上記を踏まえ、**家事使用人に対して労働基準法やそれ以外の労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべき**である。

# 【論点①】労災保険法等を適用する場合、事業主として責任を負うのは誰か。
# 【論点②】仮に、労災保険法等を強制適用する場合、どのようなことに留意して制度設計をすべきか。

## １．労働保険徴収法に規定する事業主の責任

| | |
|---|---|
| 保険関係の成立の届出等 | ○適用事業の事業主は、事業が開始された日に労災保険の保険関係が成立し、保険関係が成立した日から10日以内に事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。（徴収法第４条の２） |
| 概算保険料・確定保険料の申告・納付<br>【年度更新】 | ○事業主は、毎保険年度６月１日から40日以内に当該保険年度に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料（概算保険料）を納付しなければならない。（徴収法第15条第１項）<br>○事業主は、毎保険年度６月１日から40日以内に前保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料（確定保険料）を申告し、上記で納付した概算保険料が確定保険料の額に満たない場合はその不足額を納付しなければならない。（徴収法第19条第１項及び第３項） |
| 未納付の保険料・追徴金の納付 | ○未納付の保険料がある場合には、政府は納付すべき労働保険料額を事業主に通知し、事業主は通知から15日以内に当該労働保険料及び追徴金を納付しなければならない（徴収法第15条第４項、第19条第５項及び第21条第１項） |

**◆徴収法の規定による徴収金（労働保険料、追徴金等）の納付をしない者に対して、政府は督促及び滞納処分を行う。（徴収法第27条）**

**◆督促による納期限の翌日からその完納又は財産差押えの前日までの期間の日数に応じ、政府は延滞金を徴収する。(徴収法第28条１項)**

## ２．労災保険法に規定する事業主の責任

| | |
|---|---|
| 事業主からの費用徴収 | ○政府は、次のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度において、保険給付に要した費用の金額の全部又は一部を事業主から徴収する。（労災保険法第31条第１項）<br>・事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立の届出をしていない期間中に生じた事故<br>・事業主が一般保険料を納付しない期間（督促状に指定する期限後の期間に限る）中に生じた事故<br>・事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故 |
| **その他の関連する義務** | |
| 使用者の報告・出頭 | ○行政庁は、労働者を使用する者に対して、この法律の施行に関し、必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。（労災保険法第46条） |
| 立入検査 | ○行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。（労災保険法第48条第１項） |

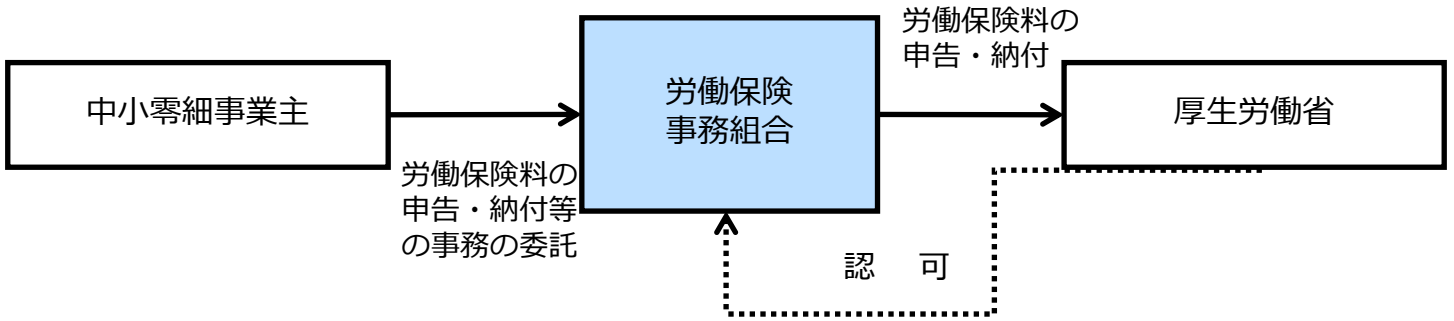
**◆上記の規定（その他の関連する義務）に反し、報告せず若しくは虚偽の報告等をした場合、または当該職員の質問に対して答弁せず若しくは検査の拒否等を行った場合は、６か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（労災保険法第51条）**

# （参考）労働保険事務組合



○　労働保険事務組合制度：
中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体（商工会、事業協同組合等）に委託できる制度

＜参考＞
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
第33条第１項
　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。




（令和５年度末実績）

| | |
|---|---|
| 事務組合数 | ９，０４３組合 |
| 委託事業数 | 約１４１万事業（全適用事業場に占める割合：４１％） |

# （参考）家事使用人に係る業務上災害の状況



2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によれば、

○「業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるか」について**「はい（業務中の病気やけがなどの経験がある）」と回答した者は15.2%。**

○それらの者のうち「病気やけがなどの内容」（複数回答）は、「骨折・ヒビ」（27.1%）、「切傷」（26.4%）、「腰痛」(26.4%)、「打撲」(24.4%)が他と比べ高い割合となっている。

○「けがの発生時点」（複数回答）は、「掃除中」(29.7%)が最も高く、次いで「通勤時」(23.8%)、「調理中(18.8%)などとなっている。

**図7-1（通勤時間を含め）業務中に病気やけがなどをした経験があるか（SA、単位＝%）**

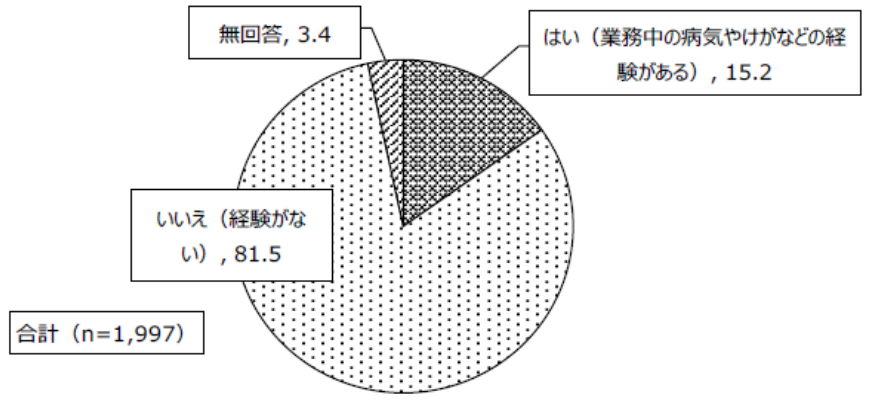
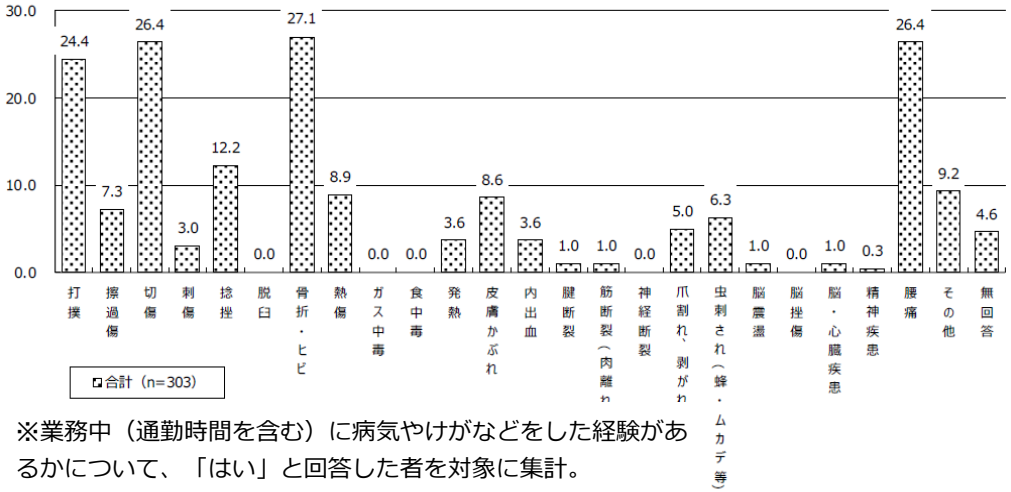
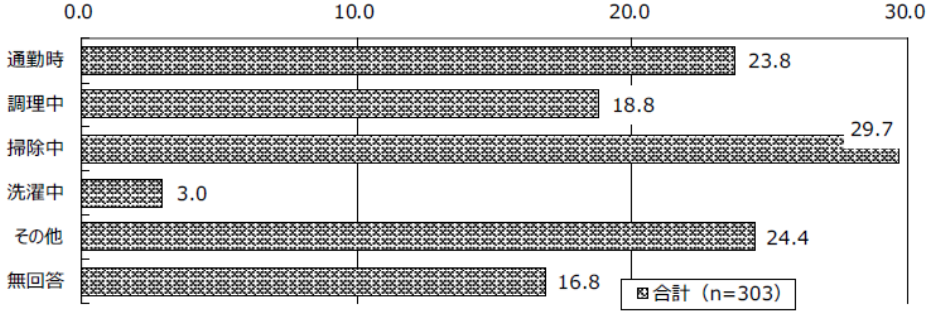



**図7-3　業務中に経験した病気やけがなどの内容（ＭＡ、単位＝%）**




※業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるかについて、「はい」と回答した者を対象に集計。

**図表 7-4　業務中に経験したけがの発生時点（MA、単位＝%）**




※業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるかについて、「はい」と回答した者を対象に集計。

（出典）労働政策研究・研修機構『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』（2023年）

# （参考）家事使用人に係る特別加入の状況・業務上災害の補償状況について

第４回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年３月12日
資料４

## ＜特別加入の状況＞

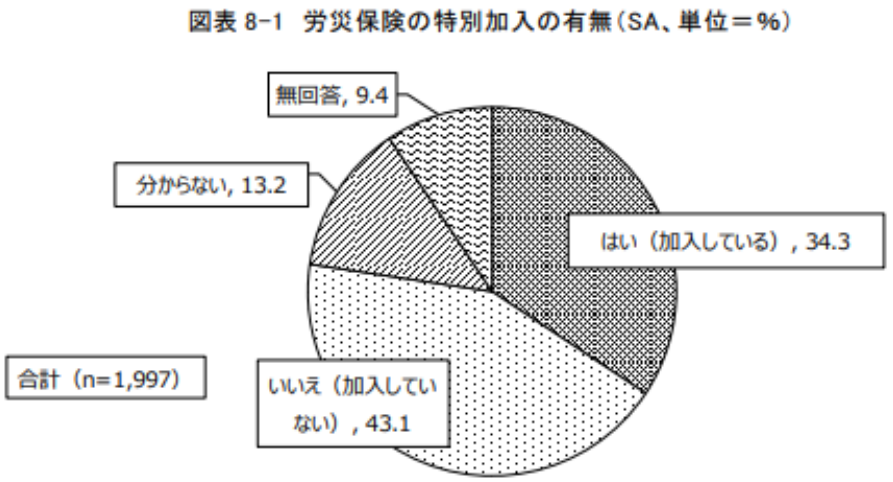
○　「労働者災害補償保険事業年報（以下「年報」）」によると、「介護作業従事者及び家事支援従事者」として特別加入している者は、令和４年度で1,848人（令和３年度2,161人）となっている。

○　2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によると、労災保険に特別加入している割合は34.3%。

## ＜業務上災害の補償状況＞

○　業務上災害の補償状況に関しては、年報によると、「介護作業従事者及び家事支援従事者」について「療養補償給付」「休業補償給付」「障害補償一時金」「年金等給付」の給付実績が見受けられる。

＜特別加入の状況＞




（出典）労働政策研究・研修機構
『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』
（2023年）

＜業務上災害・通勤災害の補償状況＞

| 給付の種類 | 実績（支給件数） |
|---|---|
| 療養補償給付 | 令和３年度　188件<br>令和４年度　152件 |
| 休業補償給付 | 令和３年度　45件<br>令和４年度　16件 |
| 障害補償一時金 | 令和３年度　４件<br>令和４年度　1件 |
| 年金等給付 | 令和３年度　24件<br>令和４年度　20件 |

（出典）厚生労働省労働基準局
『令和４年度労働者災害補償保険事業年報』
『令和３年度労働者災害補償保険事業年報』

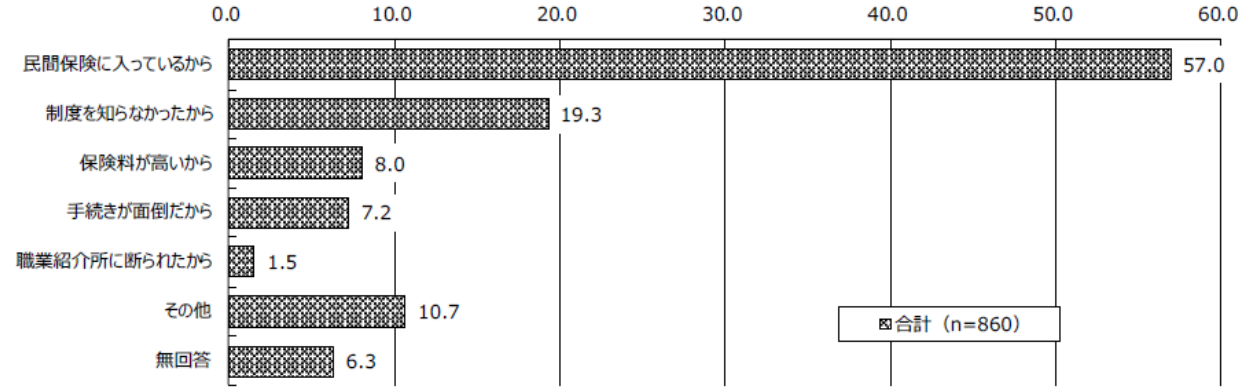
# （参考）労災保険に加入しない理由と民間保険の加入状況



2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によれば、

○　労災保険に特別加入していない理由として最も多いのは「民間保険に入っているから」（57.0%）、次いで「制度を知らなかったから」（19.3%）となっている。

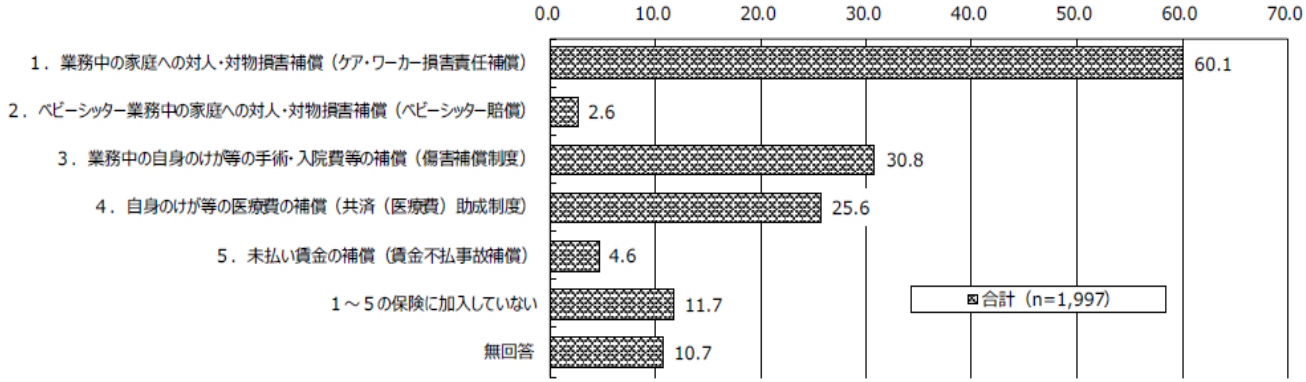
**図8-2　労災保険に特別加入していない理由（労災保険特別加入をしていない者対象）（MA、単位＝%）**




※設問「労災保険（国が運営する社会保険制度の1つ）に特別加入しているか」で、「いいえ」と回答した者を対象に集計。

○　民間保険のうち「業務中の自身のけが等の手術・入院費等の補償（傷害補償制度）」に加入しているものは30.8%、「自身のけが等の医療費の補償（共済（医療費）助成制度）」に加入しているものは25.6%となっている。

**図8-4　民間保険加入状況（MA、単位＝%）**




（出典）労働政策研究・研修機構 『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』 （2023年）

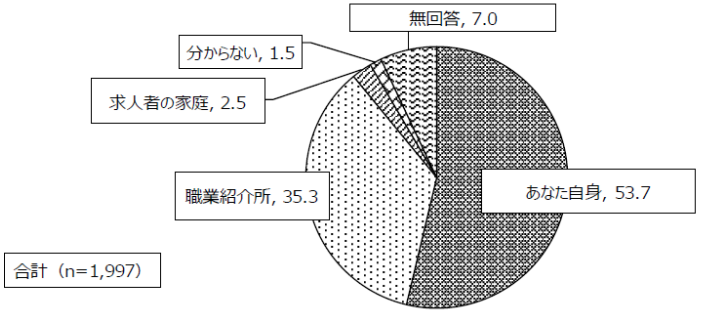
# （参考）家事使用人に係る保険料の負担



○　2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によると、一般に本人が負担している特別加入の保険料について、「職業紹介所」が負担していると認識している者は35.3%であった。

図表 8-3　労災保険特別加入の保険料は誰が負担しているかに対する認識（労災保険特別加入をしている者対象）

（SA、単位＝%）

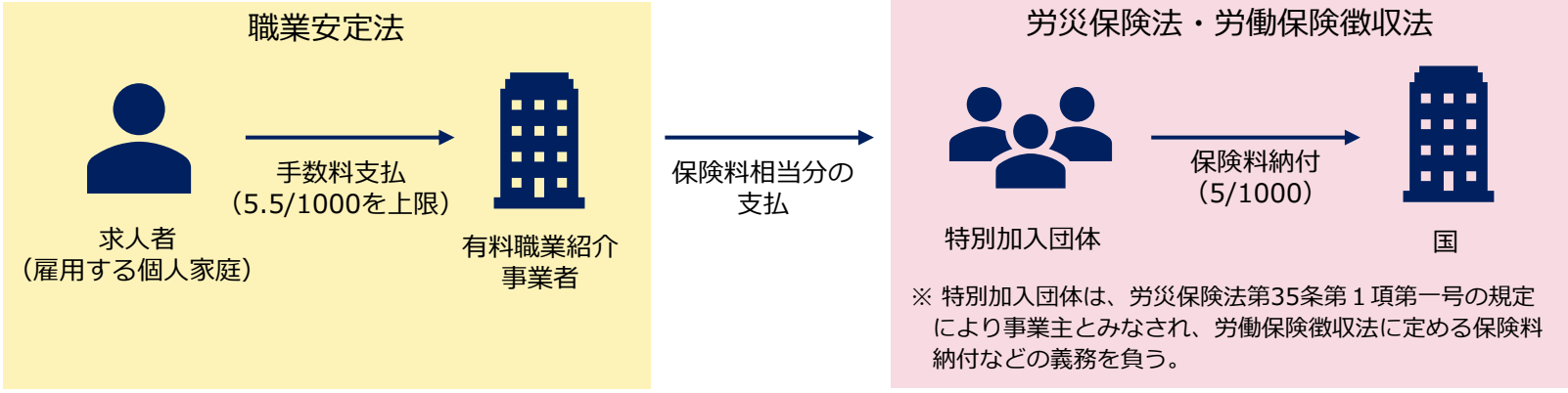



※設問「労災保険（国が運営する社会保険制度の1つ）に特別加入しているか」で、「はい」と回答した者を対象に集計。

（出典）労働政策研究・研修機構
『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』（2023年）

○　家事使用人については、職業安定法及び同施行規則により、有料職業紹介事業者が求人者（雇用する個人家庭）から特別加入の保険料に充てるべきものを別途徴収できることとなっている。
○　これは有料職業紹介事業者に求職登録されている家事使用人については、職業紹介により個人家庭に雇用されるものであり、労基法の適用は除外されているが、雇用主である個人家庭から特別加入の保険料に充てるべきものを徴収できるよう措置を講じたもの。

<イメージ>



# （参考）家事使用人に係る保険料の負担（職業安定法等の規定）



**○職業安定法（昭和22年法律第141号）**

（手数料）

**第32条の３**　第30条第１項の許可を受けた者（以下「有料職業紹介事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一　職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二　あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徴収する場合

**○職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）**

（法第32条の３に関する事項）

**第20条**　法第32条の３第１項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表に定めるところによる。

２～３（略）

**４**　有料職業紹介事業者は、法第32条の３第１項第二号に規定する手数料表に基づき手数料を徴収する場合であつて、その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の18第五号の作業に従事する者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第２項第三号の第２種特別加入保険料（以下この項及び別表において「第２種特別加入保険料」という。）に充てるべきものを徴収しようとするときは、当該手数料表において、第２種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料の額を定めるものとし、この場合において、当該手数料の額は、当該従事する者に支払われた賃金額の1000分の5.5に相当する額以下としなければならない。

別表抜粋（第20条関係）

| 種類 | 手数料の最高額 | 徴収方法 |
|---|---|---|
| 第２種特別加入保険料に充てるべき手数料 | 支払われた賃金額の1000分の5.5に相当する額 | 徴収の基礎となる賃金が支払われた日以降求人者から徴収する。 |

# 暫定任意適用事業の概要



○　労災保険は、原則として、労働者を使用する全ての事業に適用される（国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）は適用されない）。
○　ただし、農林水産業の一部については、「暫定任意適用事業」として、強制適用の例外となっている。

## 概　要

○　農　業：**個人経営**で**常時５人未満**の労働者を使用する事業（一定の危険・有害な作業を主として行う事業及び事業主が農業について特別加入している事業を除く）

○　林　業：労働者を**常時には使用せず**、かつ、**年間使用延べ労働者数が３００人未満**の**個人経営**の事業

○　水産業：**常時５人未満**の労働者を使用する**個人経営**の事業であって、**総トン数５トン未満の漁船**によるもの又は**災害発生のおそれが少ない河川、湖沼又は特定海面において主として操業**するもの

※　暫定任意適用事業であっても、労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合は**強制適用**となる。

## 暫定任意適用事業関係法令の主な条文構造

**○法律事項：**

- **「任意適用事業」を規定**（対象事業を政令へ委任）（昭和44改正法附則第12条）
- 農業の事業主が特別加入時には強制適用とすることを規定（昭和44改正法附則第12条第1項第２号）
- 暫定任意適用事業であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の傷病等に対する保険給付の特例を規定

（整備法第18条、第18条の２、第18条の３）

**○政令事項：**

- 任意適用事業の**対象事業（農林水産業）を規定**（例外事業を告示へ委任）（整備政令第17条）

**○告示事項：**

- **任意適用事業の例外（強制適用）**とする以下事業を規定
  - 常時労働者を使用する林業
  - 一定の危険・有害な業務を主として行う常時労働者を使用する農業
  - 一定規模の漁船による水産業

（整備告示）

○　暫定任意適用事業の範囲を見直す場合、改正内容に応じて、法律/政令/告示のいずれを措置するかが異なる。

| 改正内容 | 改正対象 |
|---|---|
| 全面適用（暫定任意適用事業を全面廃止） | 法律改正 |
| 一部業種(例：農業のみ)を強制適用 | 政令改正 |
| いずれの業種も任意適用の枠組みは残し、強制適用とする条件(任意適用事業の例外)を追加 | 告示改正 |

# 暫定任意適用事業に係る特例（整備法第18条関係）



## 暫定任意適用事業に係る特例

○　暫定任意適用事業の事業場においては、労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の傷病についても、後刻、事業主の申請により、労災保険法の規定による保険給付が行うことができることとしている。ただし、労働者が療養を経ずに死亡した場合は対象外となる。（整備法第18条第１項）

（本特例により保険給付を行った場合、事業主は所定の期間、労働保険料のほかに特別保険料を納付しなければならない。（整備法第19条第１項））

○　当該申請は、事業場で使用する労働者の過半数が希望する場合には、事業主は申請しなければならない。（整備法第18条第３項）

この保険給付の特例の制度は、以上のとおり労働者の保護の充実を図るために設けられたのであるが、同時に事業主が労基法上一時金で行うべき障害補償、遺族補償又は打切補償の相当高額な経済的負担を特別保険料のかたちで長期間に分割して負担することを可能にするものであって、事業主の経済的負担を容易にする効果も有し、なおかつ、政令により暫定任意適用事業とされた事業の労働者について、保険関係成立前に被災した者とその後に被災した者との不均衡をなくす道を開くものである。

沿革的には、本条と同旨の規定（昭和40年改正までは、年金化された給付に限って定められていた。）が昭和35年の改正により労災保険法中に置かれたのであるが、労災保険法について、全事業全面強制適用の考え方に沿って規定の整理が行われたことに伴い、本法中に移されたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法−労働法コンメンタールー5ー」867頁（抜粋））

# 暫定任意適用事業が存置されている理由①



**「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第三次分）等について」**
**（平成３年３月１日 発労徴第13号基発第123号）（抜粋）**

１　改正の趣旨及び概要
（1）　改正の趣旨
イ　全面適用の困難性
労災保険は、その制度趣旨からいって、すべての労働者に適用されることが望ましく、昭和四七年四月一日からは、政令で定める暫定任意適用事業を除き労働者を使用するすべての事業が適用事業とされた（旧四四年法附則第十二条）。
**この暫定任意適用事業の範囲も、昭和五〇年四月一日から、個人経営の労働者五人未満の農林水産業の一部にまで縮小が図られた（昭和五〇年政令第二六号）が、農業については、適用拡大の必要性が比較的高い（注１）ものの、その事業場における労働実態の把握が困難であること等の理由（注２）から、その後の特段の適用拡大の措置は講じられてこなかった。**
（注１）　林業は常時一人以上労働者を使用していれば適用事業であるし、水産業についても総トン数五トン以上の漁船は内水面のみにおける操業を除いて適用事業となっているため、未適用の範囲は農業と比較して小さいと考えられる。
**（注２）　具体的な理由として、以下のことが挙げられる。**
**①　農家では、ゆい・手間替えという労力の相互融通の習慣があり、ゆい・手間替えによって働く者は一般的には労働者とはいえないが、これらの者と労働者とは外見的には区別が困難であること。**
**②　農繁期のみに労働者を使用する場合が多く、その実態を把握することが困難であること。**
**③　このため、個人経営の労働者五人未満の農業を当然適用事業とした場合、各事業場が適用事業となるか否かの判断が困難又は煩瑣であること。**
なお、①のゆい・手間替えの定義について、昭和五二年農林省統計情報部の一九七五年農業センサスでは、「農業相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって労力の過不足を金銭、物品で清算したものも該当する。……（中略）……共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

ロ　特別加入制度を利用した新たな適用拡大
農業に関しては、指定農業機械（耕うん機、コンバイン、動力揚水機等）を使用する作業に従事する者について特別加入することができることとなっている（労災則第四六条の一八第一号）が、さらに、平成三年度実施予定の対象作業の範囲を拡充した新しい特別加入の制度を新設する（そのための省令改正は、平成三年四月一日又は平成三年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日に施行される予定である。詳細は、おって通達する。）こととして（その結果、農業の特定作業従事者に係る特別加入は二種類が並立することとなり、これらを以下「農業関係特別加入」という。）、これら農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に係る特別加入者が行う事業を適用事業とすることとした（新四四年法附則第一二条）。
これは、
①　現在、暫定任意適用事業とされている事業についても、労働者保護の観点から、できる限り適用拡大を図っていく必要があり、特に、事業主が特別加入することによって労災保険の保護を受けている事業に労働者が使用された場合は、均衡上も適用事業とすることが適当と考えられること。
②　特別加入団体及びその加入者が、農業協同組合（以下「農協」という。）等に労働保険関係事務の処理を委託することができ、その場合には、各加入者の行う事業の実態等を把握することが比較的容易であり、特別加入者が行う事業に係る保険関係手続の適正化が図りやすいと考えられること。
③　平成元年一二月二五日の労働者災害補償保険審議会の建議において、新たな農業の特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が労働者を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける旨の提言がなされたこと。
等を理由とするものである。

# 暫定任意適用事業が存置されている理由②



**「今後の労災補償法制のあり方　労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容について」**
**（労働省労働基準局編　財団法人労災保険情報センター　昭和63年８月25日第１刷）（抜粋）**

Ⅲ　参考（個別検討結果）

第11　労働基準法第８章と労災保険法との関係

２．検討の方向

(2)　暫定に適用事業の廃止について

前述のような暫定任意適用事業と強制適用の未手続事業との間の大きな格差を解消する方法の一つとして、暫定任意適用事業の廃止がある。いうまでもなく、労災保険法は原則として完全強制適用であり、現行の暫定任意適用事業は文字通り暫定措置であり、基本的には廃止される方向が示されている。

しかしながら、これらの事業が当分の間、暫定任意適用事業とされたのは、小規模の農林水産業は、家族労働を中心とする自営業に近く、かつ、広範囲な地域に散在するなど事業の性質上実態把握が困難であること、労働者性が明確でないこと、その対象数が膨大であること（あわせて災害が多発していないこと）等のためといわれている。

したがって、現行制度のままで、これらの小規模の農林水産業を強制適用事業にするならば、その把握は一層困難であり、現在でさえ100万に上るといわれている未手続事業が一層増加し、逆選択の状態が増大することとなる。つまり、現行制度のままで現在の暫定任意適用事業を廃止することは、極めて困難といわざるをえない。

# 暫定任意適用事業のうち、保険関係を成立している事業の被災状況の調査結果

○　令和6年6月19日時点において、任意適用事業場として保険関係を成立している事業場（25,602件）を対象に、令和３年度から令和５年度までの期間に支給決定された重大事故（※１、２）の内容は以下のとおり。

## 障害（補償）等給付

| 業種 | 災害種別 | 被災時年齢 | 障害の状態 | 障害等級 | 災害発生状況等 | 件数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業 | 機械事故 | 40 | 左上肢の欠損（肘関節以上で欠損） | 4級 | 餌を作る作業場で大型攪拌機の電源が入っている状態でグリスをさそうとしたら、腕が挟まって巻き込まれ負傷。 | 3件 | 9件 |
| | | 73 | 左足指欠損、両下腿骨折、右リスフラン関節骨折 | 6級 | 収穫畑に移動するためトラクターのバケットに乗り、両足を出した状態で移動した際、道路に出してあったコンテナにぶつかり両足が挟まれて負傷。 | | |
| | | 30 | 左下肢の欠損（大腿切断） | 4級 | レンコンの収穫作業中、下半身が耕運機の下に潜り込むような体勢となり、左足が耕運機のかご車輪に巻き込まれ負傷。 | | |
| | 転倒・転落・滑落・衝突 | 32 | 第3、5、6、8胸椎圧迫骨折 | 6級 | 牛舎内で搾乳作業中、搾乳室の扉を開けようと牛の背後から近づいたところ牛に蹴飛ばされ、さらに背中側を蹴られ負傷。 | 4件 | |
| | | 63 | 頚椎棘突起骨折、胸椎破裂骨折、右踵骨折、左足関節骨折 | 5級 | 厩舎2階に保管していた牧草ロールを廊下に落とす作業において、下にいた被災労働者に牧草ロールがぶつかり負傷。 | | |
| | | 78 | 第1腰椎圧迫骨折 | 6級 | 肥料の入ったバケツを持ちながら施用作業をしていたところ、畝につまずきしゃがんだ際にバランスを崩し腰を捻った。 | | |
| | | 77 | 頚髄損傷（高度四肢麻痺） | 1級 | みかんの収穫作業時、脚立から降りる際に掴まっていた木の枝が折れ脚立から転落、コンクリート道まで転げ落ち全身を強打。 | | |
| 漁業 | 機械事故 | | — | — | — | 0件 | |
| | 転倒・転落・滑落・衝突 | 46 | 外傷性頚椎椎間板ヘルニア、左肩・左肘挫傷 | 7級 | 漁船上にて魚の網上げ作業中、波で船体が大きく揺れた時にワイヤーロープが跳ねて頚部から左肩・左肘にかけて強く当たり、頚部を後ろ向きに捻った。 | 1件 | |
| | その他 | 21 | 脳損傷（高次脳機能障害） | 5級 | 通勤時、軽トラックを運転して漁港へ向かっている際に、鹿との接触事故により負傷（通勤災害）。 | 1件 | |

## 遺族（補償）等給付

| 業種 | 災害種別 | 被災時年齢 | 死因等 | 災害発生状況等 | 件数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業 | 機械事故 | 56 | 多臓器不全 | 圃場でトラックに積まれたトラクターを降ろす作業をしていた時に、固定式の鉄製ロープを使用して降ろすべきところ歩板を使用し、更にその歩板をピンで固定しないままトラクターを降ろしたため、トラクターが横転、その下敷きになり死亡。 | 3件 | 12件 |
| | | 82 | 第7頸椎脱臼骨折 | 軽トラックに空コンテナを積み、みかん畑への移動中、運転操作誤りで道路から約1m下のみかん畑に転落し死亡。 | | |
| | | 22 | 外傷性ショック | 農場において、トラクターの動力により駆動する大型攪拌機に牧草を投入していたところ、攪拌装置内のスクリュー状の歯に全身を巻き込まれ死亡。 | | |
| | 転倒・転落・滑落・衝突 | | — | — | 0件 | |
| | その他 | 61 | 心筋梗塞 | 長期間の加重業務により心筋梗塞を発病し死亡。<br>発症前1ヶ月の時間外労働時間数は約161時間、発症前2～6か月間における時間外労働時間数の最大は155時間。 | 2件 | |
| | | 24 | 外傷性大動脈損傷 | 事業主の所有車で作業場である畑に向かい運転していたところ、前を進行していた2台の車に追い越しをかけようとセンターラインを超えたところ、反対車線を進行してきた車と正面衝突し、死亡。 | | |
| 林業 | 機械事故 | | — | — | 0件 | |
| | 転倒・転落・滑落・衝突 | 49 | 窒息（倒木による胸部圧迫） | 伐採作業中、後方の雑木が被災者の上に倒れ、その下敷きになったことにより胸部を圧迫する負傷、窒息死により死亡。 | 3件 | |
| | | 68 | 頚髄損傷、敗血症 | 伐採木の搬出中、材木運搬車の運転操作を誤り、材木運搬車とともに約2m下へ落下、頚髄損傷他を負い療養していたが、その後敗血症で死亡。 | | |
| | | 58 | 脳挫傷、頭蓋底骨折 | 斜度55.8度～63度の斜面上において、木の伐採作業を行っている最中に、斜面から約10m下の作業道に滑落し、頭等を打って死亡。被災労働者は保護帽、要求性能墜落制止用器具を着用していなかった。 | | |
| 漁業 | 機械事故 | | — | — | 0件 | |
| | 転倒・転落・滑落・衝突 | 63 | 海への転落（行方不明） | 刺網漁業のため出向し、漁場へ向かう途中で船内から行方不明、海に転落したと推認された。 | 4件 | |
| | | 78 | 両側血気胸、骨盤骨折 | 昆布の洗浄作業を行っていたところ、同僚の運転するトラクターショベルが洗い場に侵入し、被災労働者はトラクターショベルの下敷きになり死亡。 | | |
| | | 72 | 溺水 | 船上でロープの長さを調節している時に、ロープが体に絡まり、ロープと一緒に海に転落し、溺水により死亡。 | | |
| | | 46 | 溺水 | 漁からの帰港中、船内から行方不明となった。2時間後、別漁船の網に被災者が掛かり発見、溺死していることが確認された。 | | |

※1　遺族（補償）等給付及び障害（補償）等給付のうち障害等級7級以上（年金）の事案を対象とした。なお、障害等級8級以下（一時金）について支給決定された事案は114件
※2　障害（補償）等給付について、林業では該当事案なし

# 特別加入制度について



## 趣旨

○　特別加入制度は以下のような趣旨で創設され、第１種（中小事業主等）、第２種（一人親方その他の自営業者・特定作業従事者）及び第３種（海外派遣労働者）の３類型がある。

「業務災害」を保険事故とする労災保険においては、業務の実態、災害の発生状況などからみて労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対しては、業務災害という概念をいわば準用して、労災保険の保険技術的なしくみを供与し、保護を及ぼすことも、制度本来の建前を損なわない限度において可能であり、またその可能性を活用して中小企業の加入促進に役立てることもできるわけで、この趣旨から今次法改正により、労働者以外の一定の者にも保険加入の途をひらく特別加入の制度が新設された。
（労働省労災補償部編「新 労災保険法」昭和41年10月p.454）

○　このうち、第２種特別加入については、労働政策審議会建議（令和元年12月23日第83回労災保険部会）において、「昭和 40 年当時にはなかった新たな仕事（例えばＩＴ関係など）が創設され・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされたこと等を踏まえ、特別加入制度の対象を拡大してきた。

## 近年の特別加入対象となった事業又は作業　※日付は施行日

令和３年４月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- 芸能従事者及びアニメーション制作従事者
- 柔道整復師及び創業支援措置に基づく事業を行う高年齢者

令和３年９月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- 自転車配達員
- 情報処理に係る作業

令和４年４月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師

令和４年７月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- 歯科技工士

令和６年11月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- 特定フリーランス事業（※）

**（参考）昭和40年の特別加入制度成立時における対象業種**

○労災保険法施行規則施行規則の一部を改正する省令（昭和40年労働省令第18号）

第46条の17　法第34条の11第３号の労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。
- 一　自動車を使用して行なう旅客又は貨物の運送の事業
- 二　建設の事業
- 三　漁船による水産動植物の採捕の事業

第46条の18　法第34条の11第５号の労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。
- 一　農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、労働大臣が定める種類の機械を使用するもの
- 二　職業安定法（昭和22年法律第141号）第26条第１項第３号の訓練として行なわれる作業

（※）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する特定受託事業者が同条第５項に規定する業務委託事業者から同条第３項に規定する業務委託を受けて行う事業又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって、他に特別加入可能な事業または作業を除くもの。
（令和６年４月26日付基発0426第２号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

# 特別加入制度について



## 対象者

**①　第１種：中小事業主等**

**②　第２種：**

**○次の事業に従事する者（一人親方その他の自営業者）**

労災則第46条の17で定める事業

○タクシー業、貨物運送業及び自転車による貨物運送の業等　○建設業
○漁船による水産動植物の採補の事業　○植林、伐採、木炭製造等を行う林業　○医薬品の配置販売の事業
○廃品回収業、再生資源取扱業　○船員法第１条に規定する船員が行う事業
○柔道整復師が行う事業　○創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業
○あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業　○歯科技工士が行う事業
○特定フリーランス事業（他の第２種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

**○次の作業に従事する者（特定作業従事者）**

労災則第46条の18で定める作業

○一定規模の農業の事業場において行う危険有害な農作業　○特定の農業機械を用いる一定範囲の農作業
○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業
○危険有害な作業に従事する家内労働者等が行う作業（プレス機械を使う加工作業等の特定のもの）
○労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、団体交渉等の労働組合等の活動に係る作業
○介護関係業務に係る作業及び家事支援作業　○芸能の提供の作業または演出・企画の作業
○アニメーションの制作作業　○情報処理システムの設計、開発、管理、監査その他の情報処理に係る作業

**③　第３種：海外派遣者**

### （参考）労災則第46条の17で定める事業と同規則第46条の18で定める作業の考え方について

○　労災則第46条の17で定める事業を行う一人親方等と同規則第46条の18で定める作業を行う特定作業は、業法等によって事業の範囲を明確にできるものを一人親方等に位置づけ、必ずしも事業の範囲が明確でないものは特定作業に位置づけている。なお、コンメンタールでは以下のように記載されている。

一人親方などの自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者については、その業務の危険度、業務の範囲を明確に特定できるか（業務災害の認定など保険関係の適用処理の技術的可能性）の観点から、特別加入できる事業が定められたものである。
また、特定作業従事者については、農業の機械化に伴う業務災害の増加傾向に鑑み、特に災害発生の危険性が高い一定の農作業の従事する者に特別加入の道を開くとともに、労基法上の労働者ではないが、その作業の実態、災害の発生状況などから一般労働者と同様に取り扱うとが妥当と考えられる職場適応訓練生及び事業主団体等委託訓練生や、危険有害な作業に従事する家内労働者、労働組合等の常勤役員についても、特別加入することができることにしたものである。
（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法−労働法コンメンタール５−」 p 622）

# 【論点】一人親方等の労災補償を適切に運用していくため、特別加入団体にどのような役割を担わせるべきか。



## 現状

○　第２種特別加入については、一人親方等又は特定作業従事者の団体（以下「特別加入団体」という。）を事業主としてみなして労災保険を適用している。

＜労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）＞

第35条　**第33条第３号に掲げる者の団体又は同条第５号に掲げる者の団体**が、当該団体の構成員である同条第３号に掲げる者及びその者に係る同条第４号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第５号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第３章第１節から第３節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第１節から第２節の２まで）、第３章の２及び徴収法第２章から第６章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　**当該団体**は、第３条第１項の適用事業及び**その事業主とみなす**。

二　（略）

三　当該団体に係る第33条第３号から第５号までに掲げる者は、第１号の適用事業に使用される**労働者とみなす**。

四～七　（略）

②～⑤　（略）

○　特別加入団体については、労災則第46条の23第２項に基づき、**業務災害防止に関して講ずべき措置を定める等の義務**がある。これは、一般の労働者であれば、労働安全衛生法等に基づき、事業主が業務災害防止の措置を講ずるものとされているが、**一人親方等又は特定作業従事者は、一部の法令を除き業務災害防止の措置を義務付ける法令が存しないことから、一般の労働者との均衡を考慮して定められた**ものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編『八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール５-』ｐ669-670）

＜労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）＞

第46条の23　（略）

２　**法第35条第１項の申請をしようとする団体**（第46条の17第７号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第46条の18第３号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第33条第３号から第５号までに掲げる者の**業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない**。

# 【論点】一人親方等の労災補償を適切に運用していくため、特別加入団体にどのような役割を担わせるべきか。

第４回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年３月12日
資料3

## 現状

○　労災保険法第35条第1項の承認にあたっては、特別加入団体は下記５点の要件を満たす必要がある。（昭和40年11月１日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」）

ア　一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
イ　その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。
　その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
ウ　その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
エ　その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
オ　その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、通達の別表に定める区域に相当する区域（※）を超えないものであること。
※　例：東京都が主たる事務所の所在地である場合は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県。

## 最近の見直し

○　オの要件（地域要件）については、令和３年４月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックにおいて事務処理を認めることとし、事務処理区域の柔軟化を行った。
（令和３年３月９日付け基発0309第１号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

○　また、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、上記の要件に加え、下記4点も要件としている。

①　特別加入団体になろうとする者（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績を有していること。
②　全国を単位として特別加入事業を実施すること。その際には、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けること。
③　加入者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。
④　加入者に、適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。

# （参考）特別加入制度の状況



## ○中小事業主等

事業主数　…　６５万６４０人
家族従事者又は役員等数　…　４３万３，５４２人

| | 事業主数 | 家族従事者又は役員等数 |
|---|---|---|
| 林業 | 2,436人 | 987人 |
| 漁業 | 1,469人 | 1,057人 |
| 鉱業 | 274人 | 319人 |
| 建設事業 | 329,041人 | 131,829人 |
| 製造業 | 88,694人 | 91,205人 |
| 運輸業 | 10,760人 | 9,728人 |
| 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 152人 | 185人 |
| その他の事業 | 216,932人 | 198,449人 |
| 船舶所有者の事業 | 882人 | 783人 |

## ○一人親方等

加入者数　…　６３万７，２８７人
団体数　…　３，５３９団体

| | | |
|---|---|---|
| 個人タクシー・個人貨物運送業者 | 177団体 | 8,235人 |
| 建設業の一人親方 | 3,125団体 | 624,823人 |
| 漁船による自営漁業者 | 62団体 | 1,302人 |
| 林業の一人親方 | 110団体 | 1,869人 |
| 医薬品の配置販売業者 | 11団体 | 83人 |
| 再生資源取扱業者 | 21団体 | 326人 |
| 船員法第１条に規定する船員 | 18団体 | 70人 |
| 柔道整復師 | 6団体 | 101人 |
| 創業支援等措置 | 1団体 | 8人 |
| あん摩はりきゅう師 | 6団体 | 426人 |
| 歯科技工士 | 2団体 | 44人 |

## ○特定作業従事者

加入者数　…　９万９，５８５人
団体数　…　１，１５４団体

| | | |
|---|---|---|
| 危険有害な農作業 | | |
| 特定農作業 | 425団体 | 61,070人 |
| 指定農業機械作業 | 368団体 | 27,740人 |
| 訓練として行われる作業 | | |
| 職場適応訓練 | 38団体 | 156人 |
| 事業主団体等委託訓練 | 106団体 | 6,414人 |
| 家内労働 | | |
| 金属等の加工の作業 | 25団体 | 119人 |
| 洋食器・刃物等の加工の作業 | 4団体 | 23人 |
| 履物等の加工の作業 | 4団体 | 24人 |
| 陶磁器製造の作業 | 1団体 | 0人 |
| 動力機械による作業 | 7団体 | 40人 |
| 仏壇・食器の加工の作業 | 0団体 | 0人 |
| 労働組合等常勤役員が行う作業 | 3団体 | 45人 |
| 介護作業・家事支援作業 | 153団体 | 1,714人 |
| 芸能関係作業 | 14団体 | 1,909人 |
| アニメーション制作作業 | 1団体 | 352人 |
| ＩＴフリーランス | 5団体 | 299人 |

## ○海外派遣者

加入者数　…　８万２４１人
事業場数　…　９，８７１事業場

| | | |
|---|---|---|
| 技術協力（ＪＩＣＡ等） | 19事業場 | 1,883人 |
| 労働者 | 7,107事業場 | 71,346人 |
| 代表者等 | 2,745事業場 | 7,012人 |

**特別加入者数　合計：190万1,295人**
**（いずれも令和５年度末時点）**

# （参考）特別加入者の労災保険給付に係る新規受給状況（令和5年度実績）

## ○中小事業主等　新規受給者数　…　１万1,287人

## ○一人親方等　新規受給者数　…　１万4,373人

| | |
|---|---|
| 個人タクシー・個人貨物運送業者 | 246人 |
| 建設業の一人親方 | 13,832人 |
| 漁船による自営漁業者 | 128人 |
| 林業の一人親方 | 136人 |
| 医薬品の配置販売業者 | 2人 |
| 再生資源取扱業者 | 13人 |
| 船員法第１条に規定する船員 | 1人 |
| 柔道整復師 | 6人 |
| 創業支援等措置 | 2人 |
| あん摩はりきゅう師 | 6人 |
| 歯科技工士 | 1人 |

## ○特定作業従事者　新規受給者数　…　2,272人

| | |
|---|---|
| 危険有害な農作業 | |
| 特定農作業 | 1933人 |
| 指定農業機械作業 | 249人 |
| 訓練として行われる作業 | |
| 職場適応訓練 | 1人 |
| 事業主団体等委託訓練 | 5人 |
| 家内労働 | |
| 金属等の加工の作業 | 4人 |
| 洋食器・刃物等の加工の作業 | 1人 |
| 履物等の加工の作業 | 0人 |
| 陶磁器製造の作業 | 0人 |
| 動力機械による作業 | 0人 |
| 仏壇・食器の加工の作業 | 0人 |
| 労働組合等常勤役員が行う作業 | 3人 |
| 介護作業・家事支援作業 | 10人 |
| 芸能関係作業 | 65人 |
| アニメーション制作作業 | 0人 |
| ＩＴフリーランス | 1人 |

## ○海外派遣者　新規受給者数　…　31人

**（参考）特別加入団体が行う災害防止措置の実施事例**

○　業務災害防止措置に関する研修会を加入者に対して実施し、業務災害の予防方法や災害発生の現状等の講習を行う。

○　業務災害防止に資する内容のテキストや動画、メールマガジンを加入者に対して提供する。

○　災害防止措置に関して加入者が守るべき事項を定め、遵守を呼びかける。

# Ⅱ．給付について

５．遺族（補償）等年金
６．遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額の算定方法
７．災害補償請求権・労災保険給付請求権に係る消滅時効
８．社会復帰促進等事業

# 遺族（補償）等給付の概要



## １．制度目的

○　労災保険法における遺族（補償）等給付は、労働者の業務上の死亡によってもたらされる**被扶養利益の喪失**を補填することを目的としている。

## ２．遺族（補償）等給付の支給対象者

○　遺族（補償）等給付には、（１）遺族（補償）等年金と（２）遺族（補償）等一時金（給付基礎日額の1000日分）の２種類がある。なお、遺族（補償）等一時金は遺族（補償）等年金の受給資格を有する遺族が存在しない場合に、その他の遺族に支給される。

| 遺族（補償）等年金 | 遺族（補償）等一時金 |
|---|---|
| ① 妻又は60歳以上若しくは一定障害の夫<br>② 18歳以下（注）又は一定障害の子<br>③ 60歳以上又は一定障害の父母<br>④ 18歳以下又は一定障害の孫<br>⑤ 60歳以上又は一定障害の祖父母<br>⑥ 18歳以下若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹<br>⑦ 55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹<br>注）「18歳以下」の者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 | ①配偶者<br>②労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母<br>③上記②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹 |

○　遺族（補償）等年金を受けることができる範囲の遺族（受給資格者）は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた※１配偶者※２等であるが、全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうちの最先順位者（受給権者）だけが受けることができる。受給権者の順位は上記表のとおり。（労災保険法第16条の２等）

※１：「生計を維持していた」とは、専ら、又は主として労働者の収入によって生計を維持していることを要せず、相互に収入の全部又は一部を共同計算している状態があれば足りる。（例えば共稼ぎの夫婦も対象となる。）（昭和41年1月31日付け基発第73号局長通達）
※２：配偶者については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。（労災保険法第11条）

## ３．年金額

遺族（受給権者及び受給権者と生計を同じくする受給資格者）の数等に応じ、下記の年金額が支給される。

| 遺族数 | 保険給付の内容（年額） |
|---|---|
| １人 | 給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分） |
| ２人 | 給付基礎日額の201日分 |
| ３人 | 給付基礎日額の223日分 |
| ４人以上 | 給付基礎日額の245日分 |

# 遺族（補償）等年金の創設の経緯



○　昭和35年改正法により保険給付に年金が一部導入される際の国会の附帯決議もあり、また、国際的にもＩＬＯ条約をはじめ先進諸国の災害補償制度においても遺族補償はいずれも年金制とされている状況にあるほか、**本来遺族補償は労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を填補すべきものであるから、死亡した労働者に扶養されていた遺族に対してその被扶養利益の喪失状態が継続する限りは年金を支給して補償をするのが当然の姿**であるので、その年金化が行われたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール５-」ｐ427）

○　上記の創設時の趣旨から遺族（補償）等年金は支給期間の定めを設けていない。

**【参考】労働省労災補償部編「新 労災保険法」 昭和41年10月 p315～316**

遺族補償の年金化は、･･･（中略）･･･その内容においては、従来の給付がいずれも一時金給付であるのに対し年金給付を原則とし、画期的な改善が図られたのであった。

遺族補償は、もともと労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を補てんしようとするものであるから、定率の一時金給付をもって補償を打ち切るよりは、これを年金にして、死亡労働者に扶養されていた遺族に対し、その遺族が被扶養利益の喪失状態が続くかぎり補償を続けることが補償の実効を確保する所以である。この意味から、遺族補償の年金化は、すでに昭和35年に労災保険の保険給付が一部年金化されたときから予定されていたことであり、その際の国会審議における附帯決議においても、今後の課題とされていたものであるが、ようやく今次法改正によりその実現をみるに至ったわけである。また、ILO条約をはじめ、先進諸国の労災保険制度において、遺族補償がいずれも年金化されている現状からすれば、今次法改正による遺族補償の年金化は、わが国労災保険の給付を国際水準に飛躍させる意味においても画期的な意義を有するものといえよう。

･･･（略）･･･すなわち、新法における遺族補償の年金化が「補償を必要とする遺族に、補償を必要とする期間、必要な補償を行なう」ことを趣旨とし･･･（以下略）

# 【論点①】遺族（補償）等年金の趣旨・目的をどう考えるのか。



**趣旨**

労災保険法における遺族（補償）等給付は、労働者の業務上の死亡によってもたらされる**被扶養利益の喪失を補填**することを目的とする。

（「労災保険法コンメンタール」八訂新版427頁）

**【参考①】「労働者災害補償保険制度の改善について」（昭和39年７月25日付け労働者災害補償保険審議会答申）**

〔別紙〕

２　保険給付

(4)遺族補償費

(ｲ)遺族年金

遺族補償費は、年金として支給することとし、**受給権者の範囲及び順位については、労働者の死亡当時生計維持関係にある者を中心とし**、国際慣行等を勘案して定めることとする。

**【参考②】昭和40年５月15日　衆議院社会労働委員会審議録**

○滝井委員　そうしますと、労災保険の中には最低生活を保障するという理念は明白にないわけですか。

○村上（茂）政府委員　考え方としては損失のてん補でございますから、**損害発生時点における稼得能力、アーニング・キャパシティの喪失程度を補てん、補完するという意味を持っておると思います。**しかし、それは補償理論の問題でございまして、それが実質的に生活を保障するかいなかということになれば、生活を保障するという意味を持つものであることは当然でございます。ただ、社会保障的な意味の平均的な生活保障、その当時の状態において考えられ得る、いわゆる標準的な生活保障ないしは最低の生活保障ということを第一義とする制度であるかいなかということになりますと、むしろ損失のてん補であり、それが結果としては当然に生活保障の機能を持つものである、こういうふうに私どもは考えておる次第でございます。

**【参考③】労働省労働基準局編「今後の労災補償法制度のあり方 労働基準法研究会［災害補償関係］の中間的な研究内容について」 昭和63年８月 ＜ｐ62＞**

２．検討の方向

(1) 遺族の被扶養利益

労災補償における遺族補償は業務上災害による被災労働者の死亡によって失われた遺族の被扶養利益を填補することが目的である。**すなわち、業務災害に対する使用者の賠償責任を基礎としつつ、被災労働者との血族関係に基づき受けていた遺族の被扶養利益の喪失を補償するもの**である。

わが国の家族関係は、戦後、新民法の制定により、「家」制度が廃止されたものの、なお、農村社会を基盤として大家族主義が色濃く残っていたが、工業化・都市化の進展に伴って、近年は夫婦・子供中心の核家族化が急速に進んできている。つまり、血族関係に基づく扶養の範囲はしだいに縮小し、稀薄になりつつある。一方、女子の職場進出が進むなど、女子の経済力が高まり、社会保険においても、女子を扶養家族から独立させ、女子の年金権を確立させるなど国民皆年金時代に入って各個人が独立した年金を有するようになってきている。

さらに、わが国の家族関係においては、しだいに離婚も増加しているといった状況にある。

# 【論点②】給付の要件について（生計維持要件）

第２回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年２月４日
資料２

## 法令の規定と行政解釈

**○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）**

**第16条の２**　遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて**生計を維持していたもの**とする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一～四　（略）

②・③　（略）

**○労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）**

（遺族補償給付等に係る生計維持の認定）

**第14条の４**　法第16条の２第１項及び第16条の７第１項第２号（これらの規定を法第20条の６第３項及び第22条の４第３項において準用する場合を含む。）に規定する労働者の死亡の当時**その収入によつて生計を維持していたことの認定は、**当該労働者との同居の事実の有無、当該労働者以外の扶養義務者の有無その他必要な事項を基礎として**厚生労働省労働基準局長が定める基準によつて行う。**

**○労災保険法第16条の２第１項等にいう「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた」ものの取扱について（昭和41年10月22日付け基発第1108号）**

労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係（以下「生計維持関係」という。）が常態であったか否かにより判断すること。その場合、次の点に留意すること。

1　労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年令、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた事実が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があつたものと認めること。

なお死亡労働者が当該遺族と同居し、ともに収入を得ていた場合においては相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合のほかは当該遺族は、死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいたものと認めること。

2　以下の場合も生計維持関係が「常態であつた」ものと認めること。

(1) 労働者の死亡当時において、業務外の疾病その他の事情により当該遺族との生計維持関係が失われていても、それが一時的な事情によるものであることが明らかであるとき。

(2) 労働者の収入により生計を維持することとなつた後まもなく当該労働者が死亡した場合であつても、労働者が生存していたとすれば、特別の事情がない限り、生計維持関係が存続するに至つたであろうことを推定し得るとき。

(3) 労働者がその就職後極めて短期間の間に死亡したためその収入により当該遺族が生計を維持するに至らなかつた場合であつても、労働者が生存していたとすれば、生計維持関係がまもなく常態となるに至つたであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

# 生計維持要件の変遷



## 昭和41年１月31日付基発第73号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第３条の規定の施行について」

第１　第３次改正の趣旨

第３次改正は、昭和35年の法改正以来予定されていた保険給付の年金化を実施するものであるが、これによつて労災保険の給付内容を一新し、一定額をもつて補償を打ち切る一時金中心の給付体系から「補償を必要とする期間、必要な補償を行う」給付体系へ、根本的な給付改善が達成され、制度発足以来の画期的な制度改革が実現されることとなった。

（略）

第２　保険給付に関する一般的事項　（略）

四　未支給の保険給付

(一)　保険給付の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき保険給付でまだ支給しなかつたものがあるときは、従来は、遺族補償費及び遺族給付について特則(旧規則第一六条第七項)があるほか、すべて受給権者の相続人に支給することとしていたが、年金たる保険給付については、受給権者が死亡した場合に必ず未支給分が生ずるので、保険給付の大幅年金化を機会に、未支給の保険給付(以下「未支給給付」いう。)については、その受給権を承継するにふさわしい者として、受給権者と生計を同じくしていた遺族(未支給分の遺族補償年金については、同順位の受給権者があるときは同順位の受給権者、同順位の受給権者がないときは次順位の受給権者)を請求権者としたものである(法第一二条の五)。

(二)・(三)　（略）

(四)　未支給給付の請求権者の範囲は、死亡した受給権者の配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるが、未支給の遺族補償年金については、死亡した労働者の遺族たる配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて次順位の受給権者となるもの(法第一六条の二第一項及び第二項、改正法附則第四三条第一項)であり、死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹ではない。

(五)　「生計を同じくする」とは、一個の生計順位の構成員であるということであるから、生計を維持されていることを要せず、また、必ずしも同居していることを要しないが、生計を維持されている場合には、生計を同じくしているものと推定して差し支えない。

第３　保険給付の内容及び手続

一～三　（略）

四　遺族補償年金

遺族補償の年金化は、今次法改正による保険給付の年金化の中心をなすものであるが、遺族補償給付が年金を主体とすることにかんがみ、遺族補償給付を受けることができる者(受給資格者)を遺族に限定し、遺族以外の被扶養者は受給資格者とならないこととなつた。　労働基準法による遺族補償についても同様である(同法第七八条)。遺族補償年金の額は、ほぼ従来の遺族補償費の六年分割支給における一年分の額を限度とし、IL0条約第一〇二号の定める基準を考慮して、定められ、また、従来の遺族補償費との関連を考慮し、調整的給付として遺族補償年金の平均額の約三年分に相当する遺族補償一時金が設けられた。さらに、労働者の死亡直後における遺族の一時的出費の便宜のため、遺族補償年金の一括前払の制度も設けられている。

(一)「受給資格者」

遺族の範囲は、死亡労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるが、遺族補償年金を受けることができる遺族(受給資格者)となる要件は、次のイ及びロ又はイ及びハである(法第一六条の二第一項、改正法附則第四三条第一項)。

イ　労働者の死亡の当時その収入によつて**生計を維持していたこと**(前記第二の四(五)参照)。

ロ・ハ　（略）

**「労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた」ことについては、次の点に留意されたい。**

イ　死亡の当時には、負傷又は発病後死亡までに相当期間が経過していても、その労働者が業務災害を被らなかつたならば、その死亡の当時においても、その収入で生計を維持していたであろう場合を含むが、死亡の当時労働者を遺棄しているような場合は、含まれない。

ロ　労働者の収入には、賃金収入はもちろん、休業補償給付その他各種保険の現金給付その他一切の収入が含まれる。

ハ　**もつぱら又は主として労働者の収入によつて生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によつて生計の一部を維持されていれば足りる。したがつて、いわゆる共稼ぎもこれに含まれる。**

**昭和41年10月22日付基発第1108号**
**労災保険法第16条の２第１項等にいう「労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた」ものの取扱について」**

標記については、昭和41年１月31日付け基発第73号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第３条の規定の施行について」により取り扱つてきてところであるが、個々の取り扱いについては、前記通達のほか、下記によることとしたから遺憾のないよう取り扱われたい。

記

労災保険法第16条の２第１項等にいう「労働者の死亡当時その収入労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた」ものについては、労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係（以下「生計維持関係」という。）が常態であったか否かにより判断すること。その場合、次の点に留意すること。

1　労働者の死亡当時における**当該遺族の生活水準が年令、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた事実が認められる限り、**当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があったものと認めること。

なお死亡労働者が当該遺族と同居し、ともに収入を得ていた場合においては相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合のほかは当該遺族は、死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいたものと認めること。

2　以下の場合も生計維持関係が「常態であつた」ものと認めること。

(1)　労働者の死亡当時において、業務外の疾病その他の事情により当該遺族との生計維持関係が失われていても、それが一時的な事情によるものであることが明らかであるとき。

(2)　労働者の収入により生計を維持することとなつた後まもなく当該労働者が死亡した場合であつても、労働者が生存していたとすれば、特別の事情がない限り、生計維持関係が存続するに至つたであろうことを推定し得るとき。

(3)　労働者がその就職後極めて短期間の間に死亡したためその収入により当該遺族が生計を維持するに至らなかつた場合であつても、労働者が生存していたとすれば、生計維持関係がまもなく常態となるに至つたであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

**昭和63年11月29日付け会計検査院の意見表示**
：生計維持関係の確認に関する実務について、要旨、以下のような指摘を受けたもの。（以下、会計検査院HPより）

「遺族補償年金等の支給対象となる受給資格者の認定に当たっては、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係、すなわち生計維持関係が常態であったか否かにより判断して行うこととされているが、死亡労働者との同居の事実を確認するだけで受給資格者と認定しているため、死亡労働者との間に必ずしも生計維持関係があったとは認められない死亡労働者の孫又は祖父母が受給資格者と認定されている事態が見受けられた。

これは、改正（昭和４０年）前の労働者災害補償保険法による遺族補償費が、生計維持関係にあった者のほか、生計を一にしていた者も対象にしていたこととの均衡を図る要があったことなどから、生計維持関係の判断を経過的に緩やかに解釈、運用してきたことなどによると認められる。

したがって、労働省において、遺族補償年金及び遺族年金の受給資格者の認定に当たっては、生計維持関係の判断を実質的に行うこととするなどして死亡労働者によって真に生計が維持されていた遺族を対象とするよう制度の見直しを図り、もって遺族補償年金等についてその趣旨に沿った支給を行う要がある。」

**労災保険法施行規則の改正**：現在の労災則第14条の４を創設。

# 平成２年７月３日付基発第486号「労働者災害補償保険法施行規則第14条の４に規定する『労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと』の認定に関し労働省労働基準局長が定める基準について」

労働者災害補償保険法第16条の２第１項等にいう「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」（以下「生計維持関係」という。）ものの認定に関する具体的な取扱いについては、昭和41年10月22日付け基発第1108号「労災保険法第16条の２第１項等にいう「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた」ものの取扱について」（以下「第1108号通達」という。）によっていたところであるが、いわゆる３世代同居の場合の孫と祖父母の場合等の取扱いが必ずしも適当でないという問題があり、昭和63年11月29日付けの会計検査院の意見表示において同様の指摘がなされるとともに、平成元年12月25日付け労働者災害補償保険審議会の建議においても所要の整備を行う旨提言されたところである。

（以下略）

記

労災保険法第16条の２第１項等にいう「労働者の死亡当時その収入労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた」ものについては、労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係（以下「生計維持関係」という。）が常態であったか否かにより判断すること。その場合、次の点に留意すること。

１　改正の趣旨

いわゆる三世代同居等の場合においては、死亡労働者の子又は父母に相応の所得がある場合、死亡労働者の孫や祖父母はこれらの者によって生計を維持されているのが通常であり、死亡労働者との生計維持関係は一般的には認められないと考えられることから、今般その取扱いを改める等同居の場合の取扱いについて補正を行ったものである。

２　第1108号通達を次のように改正する。

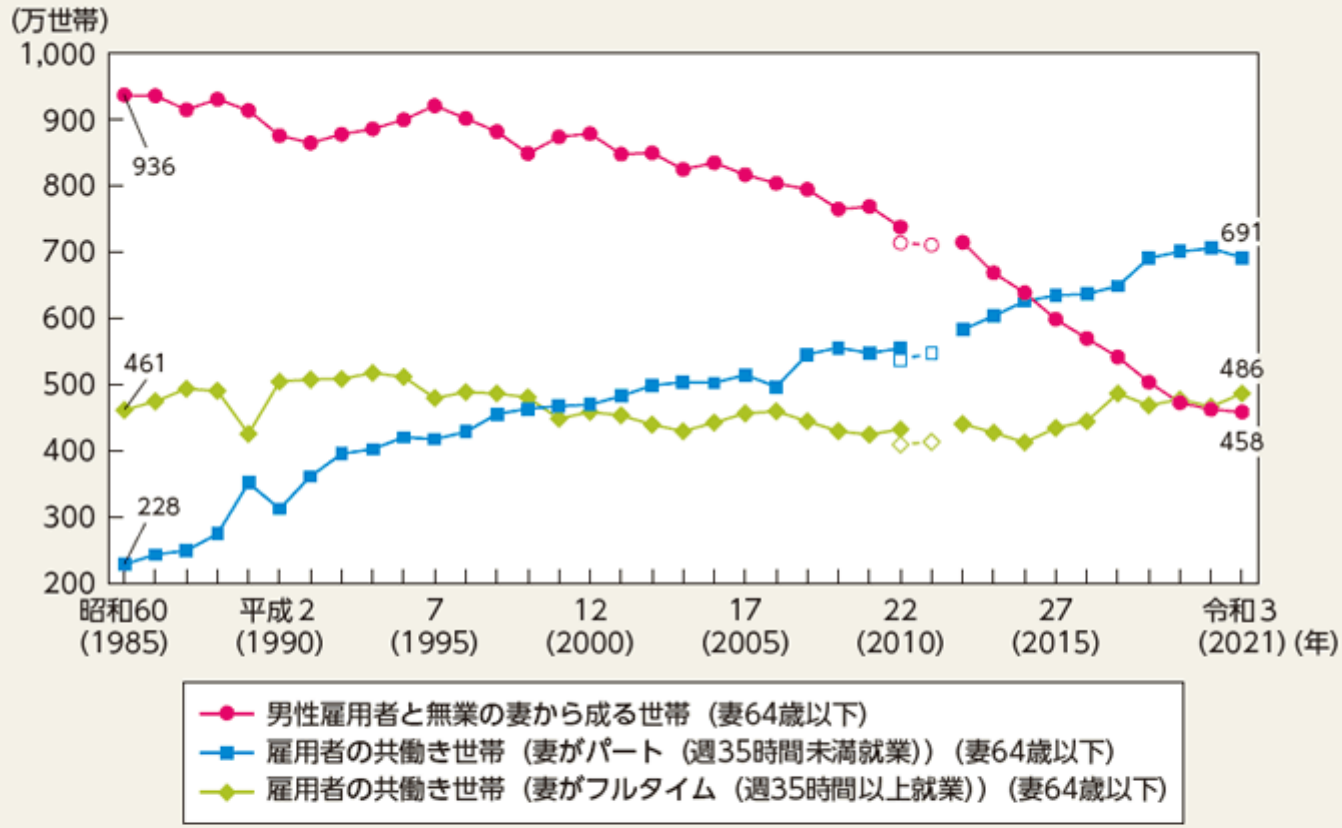
（略　⇒当該規定による第1108号通知の改正箇所は以下表中の網掛け部分）

| 改正後の第1108号通知 | 改正前の第1108号通知 |
|---|---|
| 1　労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年令、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた関係（以下「生計依存関係」という。）が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があったものと認めて差し支えないこと。<br>なお死亡労働者が当該遺族と同居しともに収入を得ていた場合においては、相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計依存関係を認めて差し支えないこと。この場合、生計依存関係がないことが明らかに認められるか否かは、当該遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出の状況等によって判断すること。<br>ただし、当該遺族が死亡労働者と同居していたその孫、祖父母または兄弟姉妹であり、当該遺族の１親等の血族であって労働者の死亡の当時において当該遺族と同居していた者（以下「当該血族」という。）がいる場合には、当該血族の収入（当該血族と同居している当該血族の配偶者の収入を含む。）を把握し、一般的に当該収入によって当該遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入がある場合は、原則として、生計依存関係があつたものとは認めないこととする。 | 1　労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年令、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた事実が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があったものと認めること。<br><br>なお死亡労働者が当該遺族と同居し、ともに収入を得ていた場合においては相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合のほかは当該遺族は、死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいたものと認めること。 |

# 共働き等世帯数の推移



## 特－８図　共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）




（備考）１．昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年２月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
２．「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
３．「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
４．平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

（出典）内閣府「男女共同参画白書　令和４年版」（https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-08.html）

# （参考）一般労働者の男女別賃金格差



○　労災保険における年金制度が施行された1965（昭和40）年からの男女別賃金推移。

1965年の男女の賃金格差　（単位は千円）

| 年齢 | ①男性賃金 | ②女性賃金 | ②／① |
|---|---|---|---|
| 20～24 | 22.0 | 17.2 | 78.18% |
| 25～29 | 28.6 | 19.2 | 67.13% |
| 30～34 | 34.4 | 20.0 | 58.14% |
| 35～39 | 38.4 | 20.0 | 52.08% |
| 40～49 | 43.4 | 19.4 | 44.70% |
| 50～59 | 42.6 | 19.6 | 46.01% |
| 60～ | 33.1 | 16.9 | 51.06% |

2003年の男女の賃金格差　（単位は千円）

| 年齢 | ①男性賃金 | ②女性賃金 | ②／① |
|---|---|---|---|
| 20～24 | 201.6 | 186.0 | 92.26% |
| 25～29 | 240.7 | 212.2 | 88.16% |
| 30～34 | 291.0 | 234.1 | 80.45% |
| 35～39 | 344.0 | 248.8 | 72.33% |
| 40～44 | 386.9 | 248.1 | 64.13% |
| 45～49 | 411.9 | 241.7 | 58.68% |
| 50～54 | 411.9 | 237.9 | 57.76% |
| 55～59 | 397.4 | 233.4 | 58.73% |
| 60～64 | 294.6 | 203.3 | 69.01% |
| 65～69 | 273.8 | 207.2 | 75.68% |

2023年の男女の賃金格差　（単位は千円）

| 年齢 | ①男性賃金 | ②女性賃金 | ②／① |
|---|---|---|---|
| 20～24 | 229.3 | 219.6 | 95.77% |
| 25～29 | 267.8 | 245.8 | 91.78% |
| 30～34 | 302.1 | 259.6 | 85.93% |
| 35～39 | 337.9 | 270.1 | 79.93% |
| 40～44 | 371.8 | 276.8 | 74.45% |
| 45～49 | 396.9 | 281.7 | 70.98% |
| 50～54 | 417.7 | 285.9 | 68.45% |
| 55～59 | 427.4 | 281.7 | 65.91% |
| 60～64 | 334.2 | 246.6 | 73.79% |
| 65～69 | 293.3 | 217.1 | 74.02% |

※　一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者、1965年は常用労働者としている）の所定内給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当）。

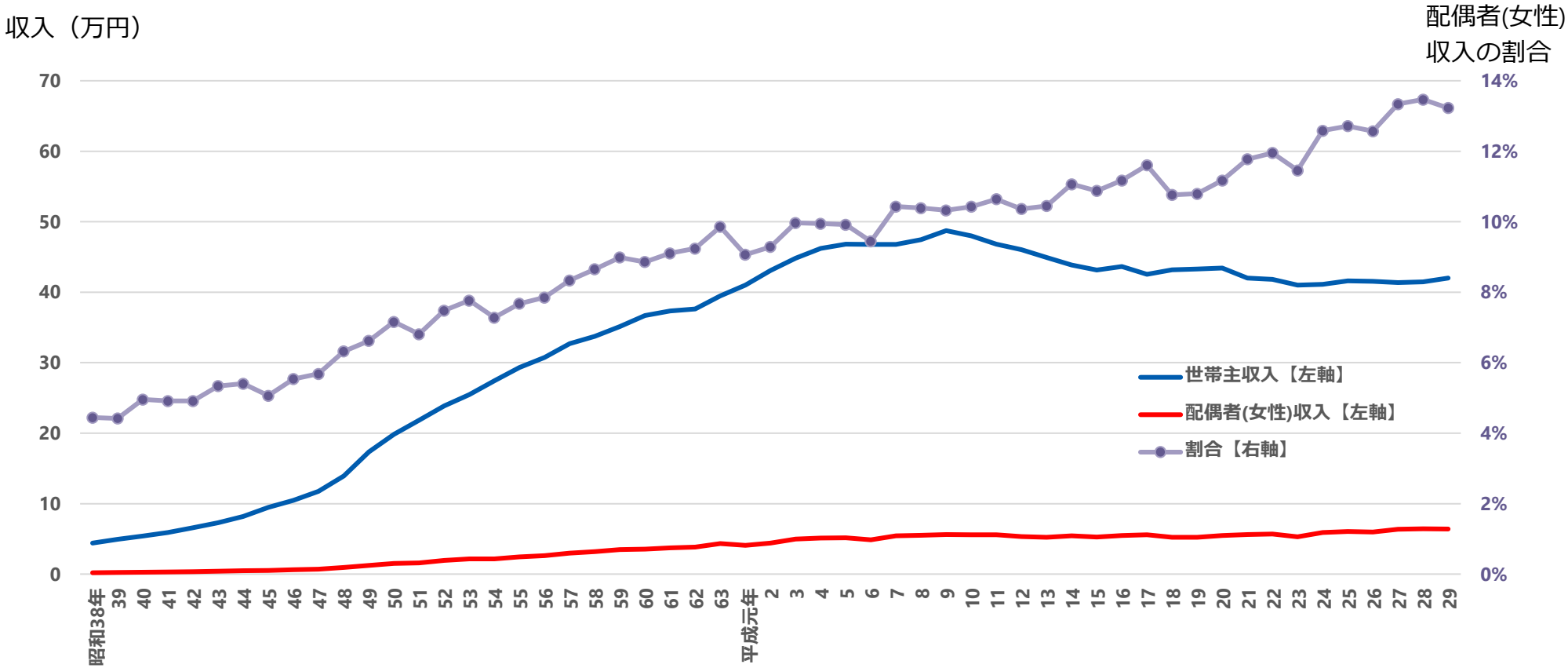
※　平成15年における65~69歳の所定内給与額は65歳以上のものの値を用いている。

（出典）労働省「昭和40年賃金構造基本統計調査」厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」　「令和５年賃金構造基本統計調査」

# 世帯主・配偶者(女性)収入の推移



○　２人以上世帯のうち勤労者世帯について、「世帯主収入」と「配偶者（女性）収入」の推移をみたもの。
○　世帯主収入と配偶者（女性）収入の合計にしめる「配偶者（女性）収入」の割合をみると、上昇傾向にある。




（出典）総務省「家計調査」
注１　２人以上世帯のうち勤労者世帯。勤労者世帯とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は除く。
注２　世帯主収入には、世帯主が男性、女性の双方の場合を含む。配偶者収入には、配偶者が女性の場合の収入のみが計上されている。
注３　グラフの数字は、農林漁家世帯をの除く結果である。昭和38～44年までは、副業による収入を含む。
注４　配偶者（女性）収入は、収入がない者も含めた平均で算出されている。
注５　令和５（2023）年度：世帯主収入44.3万円、配偶者（女性）収入9.5万円　配偶者（女性）収入の割合17.7%　但し、農林漁家世帯を含んだ結果。
注６　収入は、労働契約又は就業規則などにより毎月決まって支給される基本給や扶養手当、住宅手当、超過勤務手当などの「定期収入」と、その月に限って支給される報奨金、奨励金、昇給差額などの「臨時収入」と、賞与、年末手当などの「賞与」とから成る。

# 【論点④】労働基準法との関係について



## 経緯（昭和40年改正時の趣旨）

○　昭和40年改正（昭和40年法律第130号）により、遺族補償給付（労災保険法）と遺族補償（労働基準法）の関係規定は下記のとおり改正されている。これは、労災保険法の保険給付が大幅に年金化され、かつ、事業主の責に帰すべき事由による支給制限が廃止されるため、労災保険による保険給付の価額の限度で使用者が免責されるとする従来の規定は存続し難いので、これを整備して、およそ労災保険法等の法令に基づいて労働基準法の災害補償に相当する給付が行なわれるべき場合には、同一の事由について、使用者は労働基準法の災害補償の責を免れることとしたものである。

| 昭和40年改正**前**の労働基準法 | 昭和40年改正**後**の労働基準法 |
|---|---|
| (他の法律との関係)<br>第84条　補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。 | (他の法律との関係)<br>第84条　この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は命令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。 |

**(参考)現行の労働基準法の規定**(平成11年法律第160号にて「命令で指定する法令」を「厚生労働省令で指定する法令」に改めた。)
第84条　この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。
２（略）

## 労災保険法と労働基準法の災害補償責任の関係性

○　なお、本法の災害補償と労災保険法の給付との関連については、当初は両者が同一内容であったため問題がなかったが、昭和35年の労災保険法の改正により同法の保険給付に年金制度を主体とする長期給付制度が導入され、本法の災害補償と異なる内容となったので、同年から本条の適用について、労災保険法に同法の長期給付と本法のこれに相当する災害補償とは名実ともに等しいものとみなす規定が置かれた。
　さらに、**昭和40年の労災保険法の改正により同法に大幅に年金制度が導入されることとなった結果、本条第一項が改正され、直接的に、労災保険法等により本法の災害補償に相当する給付が行われるべき場合に、使用者の災害補償責任を免除することとした**ものである
（厚生労働省労働基準局編「令和３年版 労働基準法　下-労働法コンメンタール3-」ｐ955）

# 【論点④】労働基準法との関係について



## 労災保険法と労働基準法の災害補償責任の関係性

○　労働基準法第84条第1項の考え方は以下のとおり。

労災保険法による各保険給付は、この法律のそれぞれの災害補償に相当するものであるとされている。すなわち、労災保険法の療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び傷病補償年金は、この法律の療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料及び打切補償にそれぞれ相当するものである。労災保険法の保険給付は、その一部が労働基準法の災害補償と内容が異なっているが、それぞれ、当該災害補償に相当するものとみなされているので、労災保険に加入している事業の労働者については、労災保険法に基づき保険給付が行われるべきものである場合、すなわち、労災保険法の休業補償給付が支給されない休業最初の3日間（待期期間）を除き、使用者は、この法律による補償責任を免除されることになる（昭和41年1月31日付基発第73号）。

（厚生労働省労働基準局編「令和３年版 労働基準法　下−労働法コンメンタール3−」 p 955−956）

○　したがって、昭和45年改正前の労災保険法による遺族補償一時金の額が本法の遺族補償の額を下回る場合でも、使用者にはその差額を補償すべき義務はない（最高裁第一小法廷判決 昭48年（オ）第927号 戸塚管工事事件　昭49・３・28）。（厚生労働省労働基準局編「令和３年版 労働基準法　下−労働法コンメンタール3−」 p 956）

**【参考】戸塚管工事件（最高裁第一小法廷昭和49年３月28日）**

遺族補償一時金を受ける遺族が、労働基準法の災害補償との差額の支払いを事業主に求めた事件であり、以下のとおり判示されている。

労災保険制度は、労働基準法による災害補償制度から直接に派生したものではなく、両者は、労働者の業務上の災害に対する使用者の補償責任の法理を共通の基盤とし、並行して機能する独立の制度であることに照らせば、労働者の遺族が、労働基準法79条に定める災害補償と同一の事由について労働者災害補償保険法12条1項4号、16条所定の遺族補償一時金の支給を受けるべき場合においては、昭和45年法律第88号による改正前の同法に定める遺族補償一時金のように、たとえその支給額が労働基準法79条所定の補償額に達しないときであつても、使用者は、同法84条一項により、79条に基づく災害補償義務の全部を免れると解するのが相当である。

# 【論点④】労働基準法との関係について

| 第２回労災保険制度の在り方に関する研究会 | 資料２ |
|---|---|
| 令和７年２月４日 | |

## ➢ 遺族（補償）等給付（労災保険法）と遺族補償（労働基準法）の相違点

| | 遺族（補償）等給付（労災保険法） | 遺族補償（労基法） |
|---|---|---|
| 受給権者の順位 | 【遺族（補償）等年金】<br>被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた以下の遺族のうち、最も優先順位の高い者が受け取ることができる。<br>① 妻又は60歳以上若しくは一定障害の夫<br>② 18歳以下※１又は一定障害の子<br>③ 60歳以上又は一定障害の父母<br>④ 18歳以下※１又は一定障害の孫<br>⑤ 60歳以上又は一定障害の祖父母<br>⑥ 18歳以下※１若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹<br>⑦ 55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹※2<br>※１ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者<br>※２ 受給権が発生するが60歳に達するまで支給停止。<br>（労災保険法第16条の２） | ①　配偶者(事実婚を含む。)<br>②　子、父母（養父母、実父母）、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者<br>③　子、父母、孫及び祖父母で②に該当しない者及び兄弟姉妹（兄弟姉妹については労働者の死亡　当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を優先。遺言等による指定があればその者を優先。）<br>（労基則42条、43条） |
| | 【遺族（補償）等一時金】<br>遺族（補償）等年金の受給資格を有する遺族が存在しない場合に、以下の遺族のうち、最も優先順位の高い者が受け取ることができる。<br>①配偶者（事実婚含む。）<br>②労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母<br>③②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹<br>（労災保険法第16条の７） | |
| 給付額 | 【遺族（補償）等年金】（労災保険法別表第一）<br>・遺族１人：給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）<br>・遺族２人：給付基礎日額の201日分<br>・遺族３人：給付基礎日額の223日分<br>・遺族４人：給付基礎日額の245日分 | 平均賃金の1000日分<br>（労基法第79条） |
| | 【遺族（補償）等一時金】（労災保険法別表第二）<br>給付基礎日額の1000日分 | |

**【参考】遺族（補償）等給付と遺族補償で受給権者の順位が異なる場合について（具体例のイメージ）**

- 被災労働者が「妻」で、遺族である「夫」が55歳未満であるとき、「妻」と子供（未成年）又は親（60歳以上）とが生計維持関係にあった場合、子供（未成年）又は親（60歳以上） が遺族（補償）等給付を受け取り、「夫」は災害補償を受けることはできない。
- 被災労働者が「夫」で、遺族である「妻」との間に生計維持関係がなく（例：妻が海外に単身赴任しており、夫婦間で家計が別個となっているなど）、「夫」と子供（未成年）又は親（60歳以上）とが生計維持関係にあった場合、子供（未成年）又は親（60歳以上） が遺族（補償）等給付を受け取り、 「妻」は災害補償を受けることはできない。

# 給付の要件について（夫と妻の要件の違いについて）

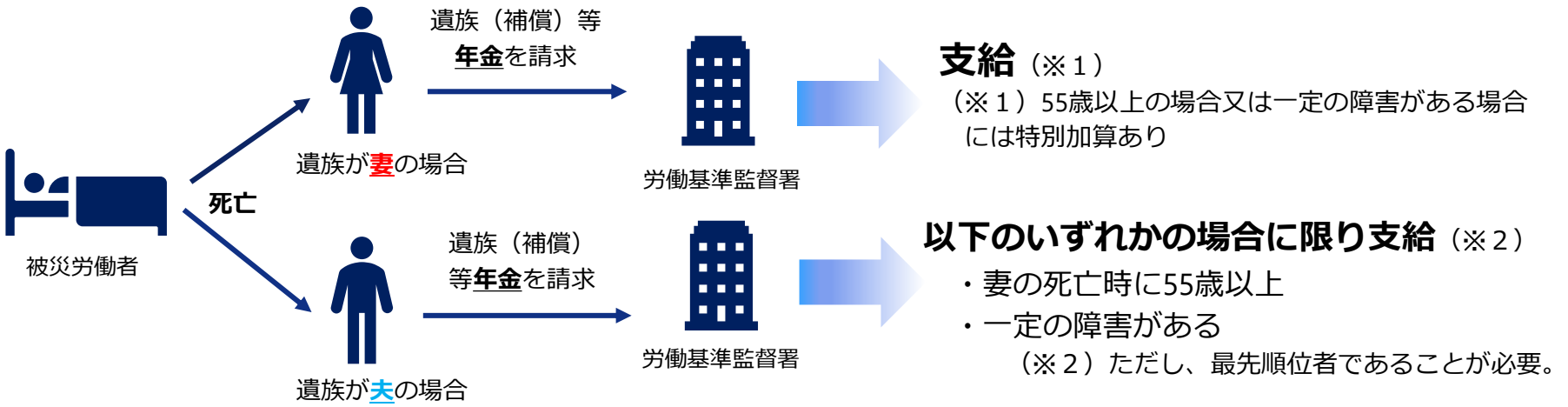


○　遺族（補償）等年金について、妻の受給権には年齢要件がないのに対して、**夫については、労働者たる妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態でなければ**受給権が生じない。また、妻については、55歳以上または一定の障害状態にある場合は、給付基礎日額が153日分から175日分になる特別加算が存在する。

**【参考】遺族（補償）等年金の支給要件に男女差が設けられた考え方**

○　昭和40年の改正当時、男は60歳未満であれば障害等の場合を除き、独力で生計を維持しうると判断されたからである（労働省労働基準局編「今後の労災補償法制度のあり方 労働基準法研究会［災害補償関係］の中間的な研究内容について」 昭和63年８月 ｐ56）。

○　妻以外の者の年齢制限についても、独力の稼得能力のない者として定められたものであり、特に55歳以上の年齢制限については、当初の改正案においては、厚生年金保険の例にならい60歳以上とした（当時は民間の定年制が従来55歳が多かったが、55歳から漸次延長される傾向にあることを考慮した。）のであるが、国会修正により暫定的に55歳以上とされたものである（労働省労災補償部編「新 労災保険法」昭和41年10月 ｐ318）。



# 【論点③】給付水準について～改正の経緯～

## 昭和２２年の制定時以来、遺族（補償）等給付の給付水準は以下のように変化してきた。

| | S22制定 | S40改正 | S45改正 | S49改正 | S55改正 | H7改正 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 給付内容 | 一時金 平均賃金の1,000日分 | 年金 1人　給付基礎年額の30%<br>2人　給付基礎年額の35%<br>3人　給付基礎年額の40%<br>4人　給付基礎年額の45%<br>5人以上　給付基礎年額の50% | 1人　給付基礎年額の30%〔50歳以上55歳未満の妻35%、55歳以上又は一定障害の妻　40%〕<br>2人　給付基礎年額の45%<br>3人　給付基礎年額の50%<br>4人　給付基礎年額の55%<br>5人以上　給付基礎年額の60% | 1人　給付基礎年額の35%〔50歳以上55歳未満の妻40%、55歳以上又は一定障害の妻　45%〕<br>2人　給付基礎年額の50%<br>3人　給付基礎年額の56%<br>4人　給付基礎年額の62%<br>5人以上　給付基礎年額の67% | 1人　給付基礎日額の153日分(42%)〔55歳以上又は一定障害の妻　175日分(48%)〕<br>2人　給付基礎日額の193日分（53%）<br>3人　給付基礎日額の212日分（58%）<br>4人　給付基礎日額の230日分(63%)<br>5人以上　給付基礎日額の245日分(67%) | 1人　給付基礎日額の153日分(42%)〔55歳以上又は一定障害の妻　175日分(48%)〕<br>2人　給付基礎日額の201日分(55%)<br>3人　給付基礎日額の223日分(61%)<br>4人以上　給付基礎日額の245日分(67%) |
| | | 一時金 給付基礎日額の400日分 | 給付基礎日額の1,000日分 | | | |
| 考え方 | 死亡の場合の100%労働能力喪失に対し、障害の最も重い1級の場合をILO第22号勧告を考慮して150%の喪失とし、1,340日（障害補償第1級）×100/150=893日を算出。その上で、諸外国の立法例において完全労働能力喪失と死亡とを同様に見ること等を考慮して1,000日分に修正。 | ○年金：ILO第102号条約において、標準家族（妻と子2人）については40%の給付率とされていることを考慮し、遺族3人の場合を40%とするとともに、上下に10%ずつの幅を設け、遺族1人の場合を30%、遺族5人の場合には最高を50%とする。最高を50%とすることについては、完全労働能力喪失の場合を50%とすることとの均衡を考慮。<br>○一時金：遺族補償年金を受ける遺族の平均家族数に対応する給付基礎日数の3年分を現価に計算した額 | ○年金：ILO第121号条約において、標準家族については50%の給付率とされていることを考慮。最高を60%とすることについては、完全労働能力喪失の場合を60%とすることとの均衡を考慮。<br>○一時金：労働基準法等の他の制度においては同様の遺族に対して平均賃金の1,000日分の一時金を支給することとされていることとの均衡を考慮。 | ○年金：ILO第121号勧告において、完全労働能力喪失の場合の給付率は67%とされていることを考慮して、遺族5人以上の給付率を引上げ、それ以外の遺族数の場合についても同じ割合で引き上げた。 | ○年金：遺族数が少ない場合を重点に引き上げた。具体的には、遺族数5人以上の給付率は現行どおり67%とし、それ以外の遺族数の給付率は、これを基準としつつ、被災労働者の遺族の家庭の消費支出の実態に鑑み、死亡労働者本人も含めた世帯の消費支出水準とこれを除いた世帯人数の消費支出水準との比較により給付率の格差を算定する方法により算定。 | ○年金：最高給付日数の支給対象となる遺族数を4人以上とする等により、遺族（補償）年金の額を引き上げた。また、受給資格者たる子・孫等の年齢要件を緩和し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとした。 |
| 備考 | 受給資格者は労働基準法の災害補償と同じ。 | 受給資格者は現行と同じ。 | | | | |

# 【論点③】給付水準について～金額の考え方～



現行の遺族（補償）等給付の金額の算定方法は昭和55年改正時に採用されており、考え方は下記のとおり。

○　遺族補償年金の額は、別表第一に規定するところによって給付基礎日額の153～245日分とされる。
すなわち、その額は、受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数によって異なり、また、受給権者が妻であり、妻以外に受給資格者がない場合においては、その妻の年齢若しくは障害の状態によって異なるものとされている。
遺族1人の場合の給付率は、次の式によって算定された。

$$\text{遺族1人の場合の原則的なケースの給付率} = 67(\%) \times \frac{\text{家族数1人の家計の消費支出額（101,833円）}}{\text{家族数2人の家計の消費支出額（162,465円）}} = 42.0(\%)$$

（家族数２人の家計の消費支出額は、昭和53年度総理府統計局家計調査報告、家族数1人の家計の消費支出額については、経企庁「消費動向調査（独身勤務者）」による。）

すなわち、被災前の被災者本人を含めた世帯人数の消費支出水準を給付基礎日額の245日分（被災労働者が労働能力を完全に喪失した場合の基本的な給付水準であって、被災前における労働者の収入の約67パーセントに相当）とし、また、被災後の遺族の家庭の消費支出水準は、被災前に比べて被災者本人の消費支出額を除いた消費支出の水準となるものと考え、これを家族数2人の家計の消費支出額に対する家族数1人の家計の消費支出額の割合とみたものである。また、遺族4人以上の場合については、ILO第121号勧告において、遺族の全部に支払われる給付の合計について最大限を規定する場合には、その最大限は永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又は身体機能の相当喪失（わが国の労災保険制度では障害等級第３級（※）に相当）について支払われる給付額を下らないものとすべきであるとしているのを受けて、給付基礎日額の245日分を給付率としている。

また、遺族数が2人及び3人の場合の給付率は、遺族数1人の場合の給付率を42パーセントとしたこと及び遺族数4人以上の場合の給付率を67パーセントとすることを前提とし、遺族の人数に応ずる給付水準がこれらとバランスのとれたものとなるよう定められている。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール５-」 p 443-444）

※ 給付基礎日額の245日分が支給される。

# 【論点③】給付水準について～特別加算～



## 特別加算

○　遺族（補償）等年金の受給権者たる妻が、①55歳以上又は②一定の障害の状態にある場合に、生計を同じくする他の受給資格者がないときには、給付基礎日額の22日分の特別加算を行う（法第16条の３及び別表第１）。

例：18歳未満の子どもがいない55歳以上の寡婦は、**給付基礎日額の153日分ではなく、給付基礎日額の175日分が給付される**。

○　この特別加算は、昭和55年の改正において遺族（補償）年金の給付水準を引き上げる際、遺族が１人の場合（給付基礎日額の153日分(42%)）と遺族が2人の場合（給付基礎日額の193日分（53%））の中間にあることと等にかんがみ、給付基礎日額の175日分(48%)を基準とすることとしたものである。

**【参考】特別加算創設当時（昭和45年）の考え方**

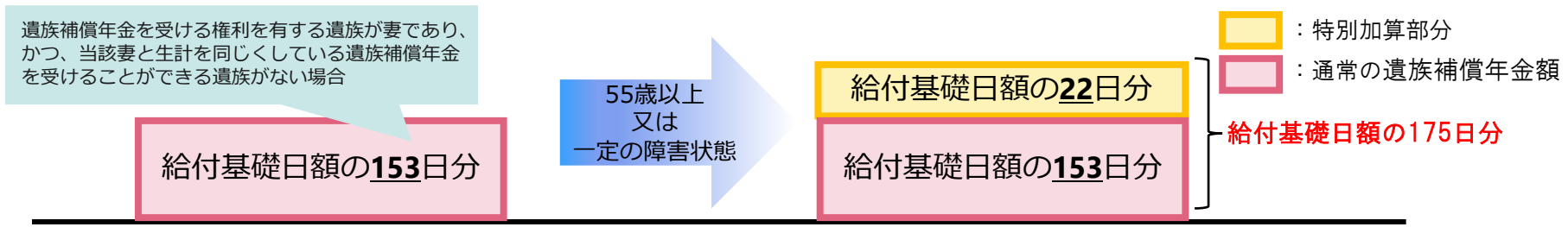
既に述べたように、遺族一人の場合の年金額は、従来同様給付基礎年額の30パーセントに据え置くものとしているが、その遺族が高齢・廃疾の妻の場合には5～10パーセントを加算するものとしている。すなわち、50歳以上55歳未満の妻の場合には給付基礎年額の35パーセントとし、55歳以上または一定の廃疾の妻の場合には40パーセントとしている。

これは、若年の妻は単身の場合には身軽なため就労が可能であって年金以外にも相当程度の所得が期待されるのに対し、高齢・廃疾の妻は、就労の機会が困難の度を高めるので、その妻という特別の身分に着目し、その生活の安定に資するためにとくにこのような加算を行うこととしたもので、諸外国においても同様の制度を認めている例がかなりみうけられる･･･（略）･･･。

なお、この加算は、遺族が一人の場合（その妻と生計を同じくする遺族がない場合）にのみ認められるもので、たとえば、18歳未満の子（受給資格者）を養育している妻については、その妻が50歳以上または廃疾であってもこのような加算は行わない。けだし、この加算は単身の若年の妻については就労等によって年金以外にも相当程度の所得をうることが期待されるのに対し、高齢・廃疾の妻はかりに単身であっても年金以外の所得をうることは、困難な実情を考慮して設けられたものである。ところが、子等を扶養しなければならない妻については若年であれ、高齢・廃疾であれ、就労が困難であることはさほど相違なく、この改正ではこの点をも考慮して遺族が二人の場合の年金額をとくに手厚くしているわけであり、このような事情で、かかる場合には加算を行わないものとしているのである。（稲葉哲「労災保険の変遷と展望」昭和62年3月 p256～257）

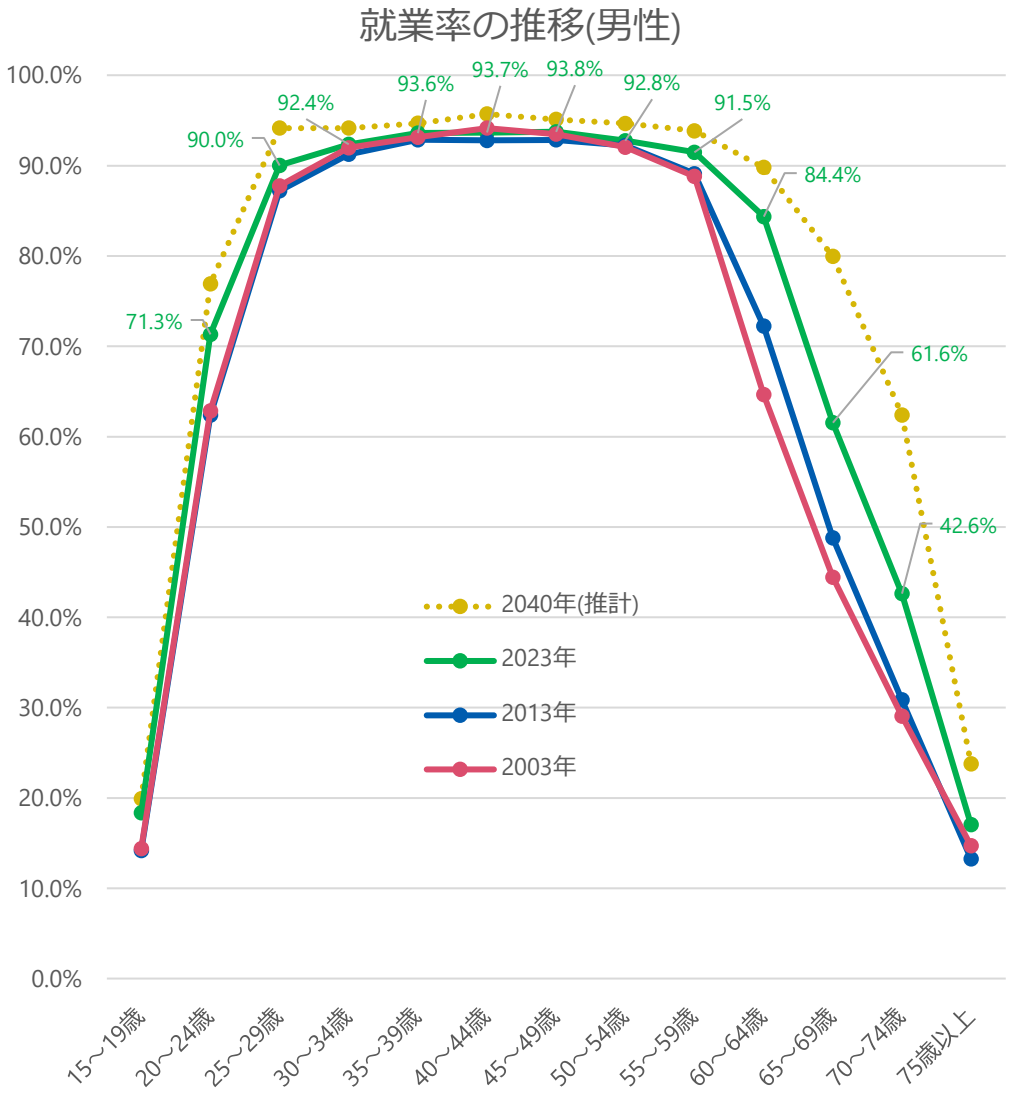
注）昭和55年法改正による給付引上げに伴い、現在の年齢区分に変更。

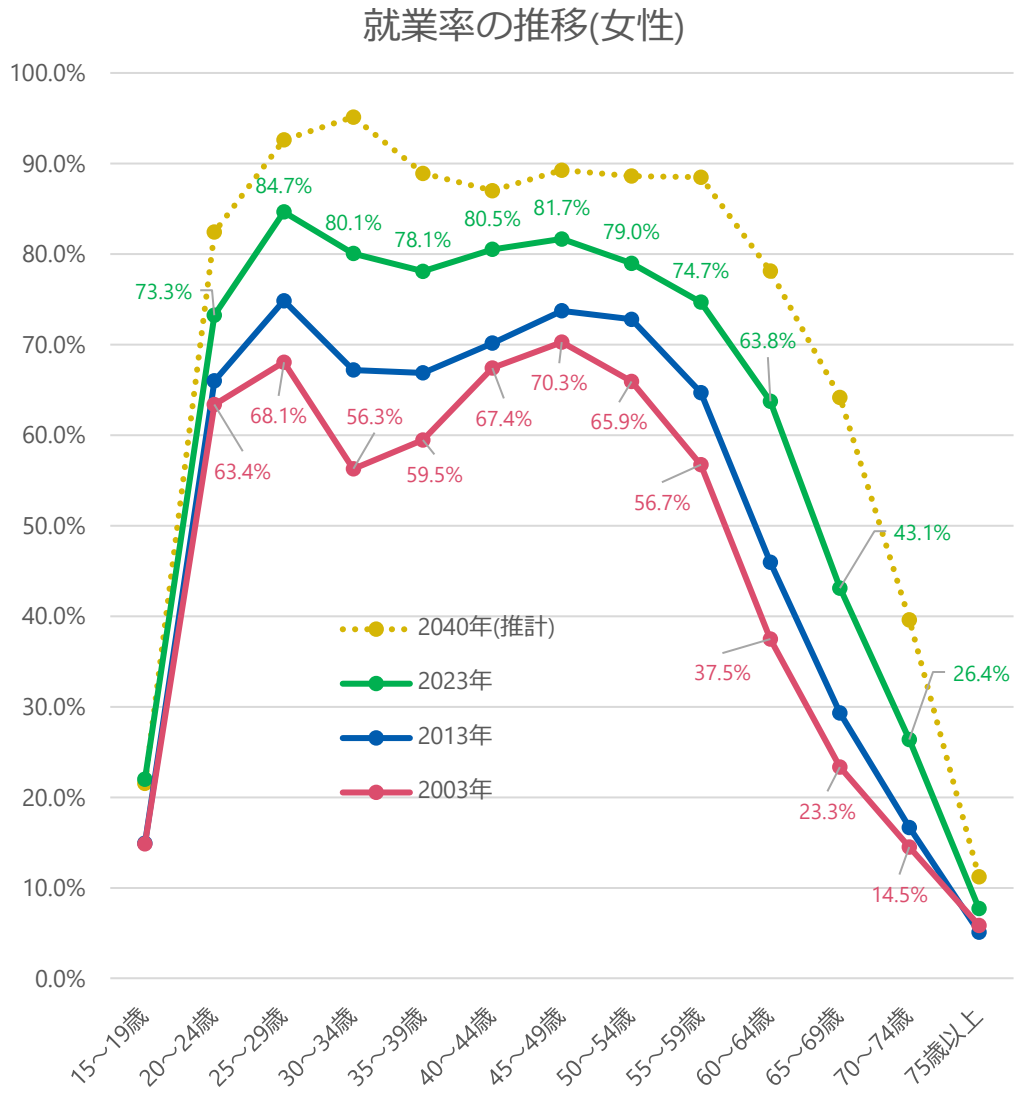
＜特別加算のイメージ＞



# 就業率の推移

○　男女別の就業率（＝就業者/15歳以上人口）をみると、60歳未満の男性に大きな変化はみられないが、女性はいずれの年齢階級でも上昇しており、男女差は縮小している。



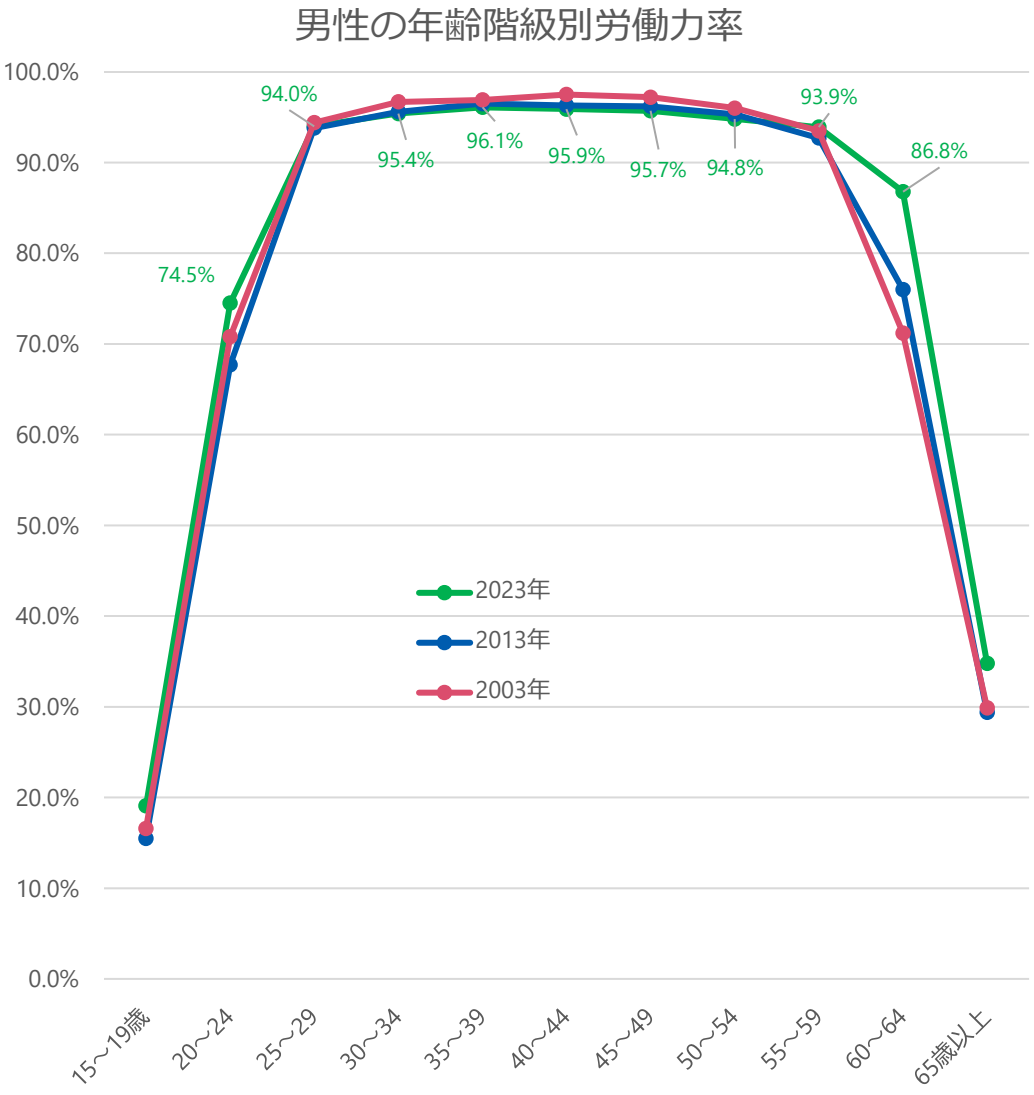



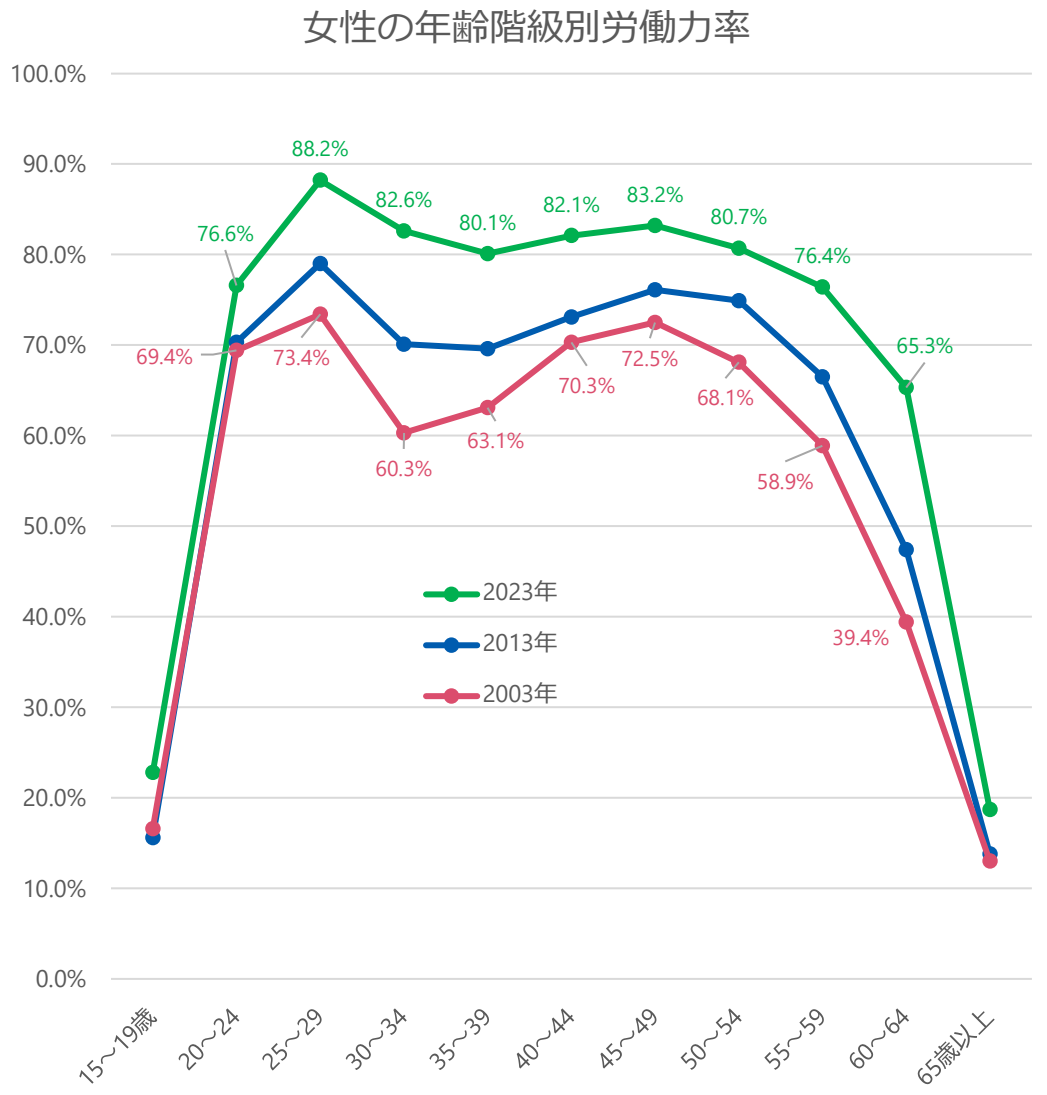

（出典）総務省「労働力調査」　※2040年(推計)の値は労働政策研究機構研修機構「2024年３月労働力需給の推計（労働参加進展シナリオ）」

# 労働力率の推移



○　男女別の労働力率（＝労働力人口/15歳以上人口）をみると、60歳未満の男性に大きな変化はみられないが、女性はいずれの年齢階級でも上昇しており、男女差は縮小している。



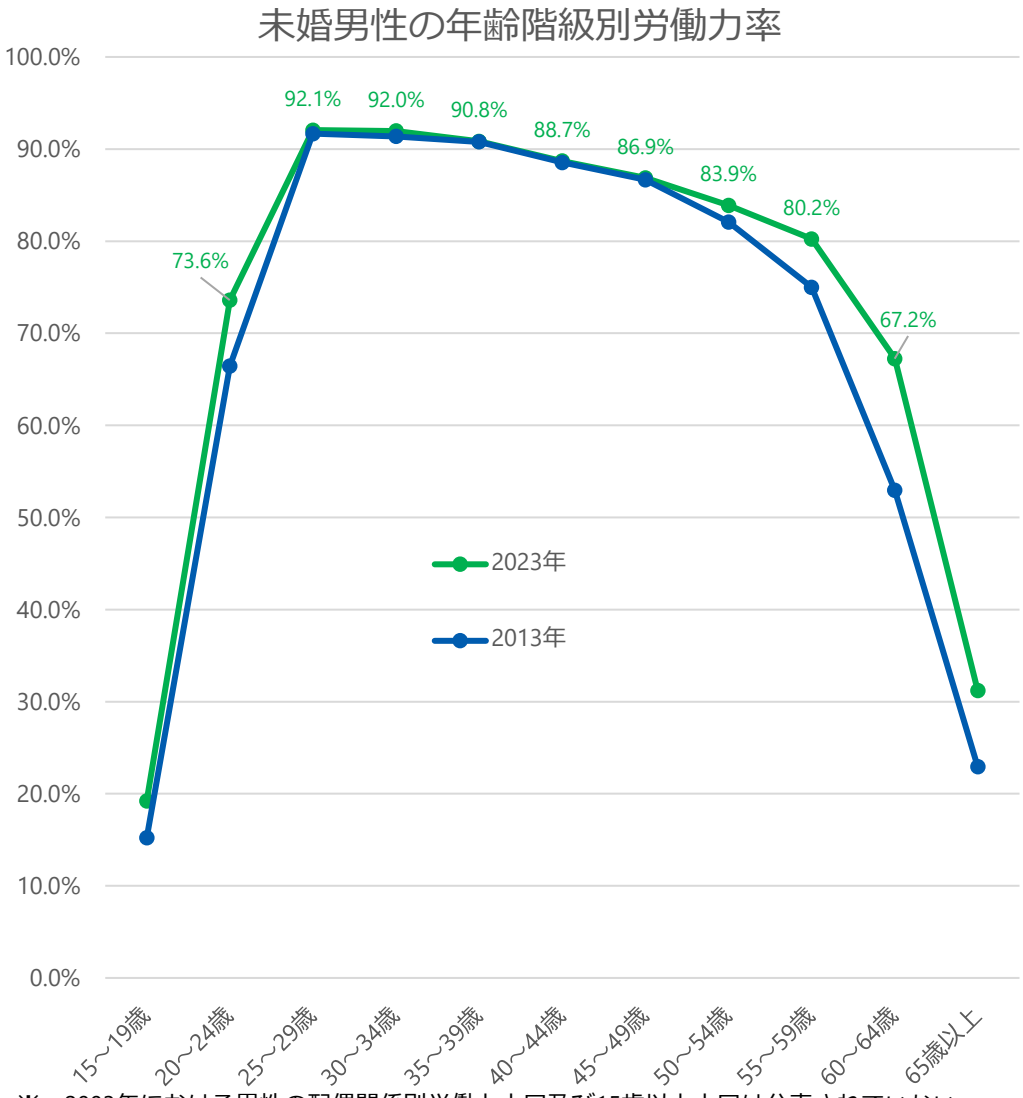



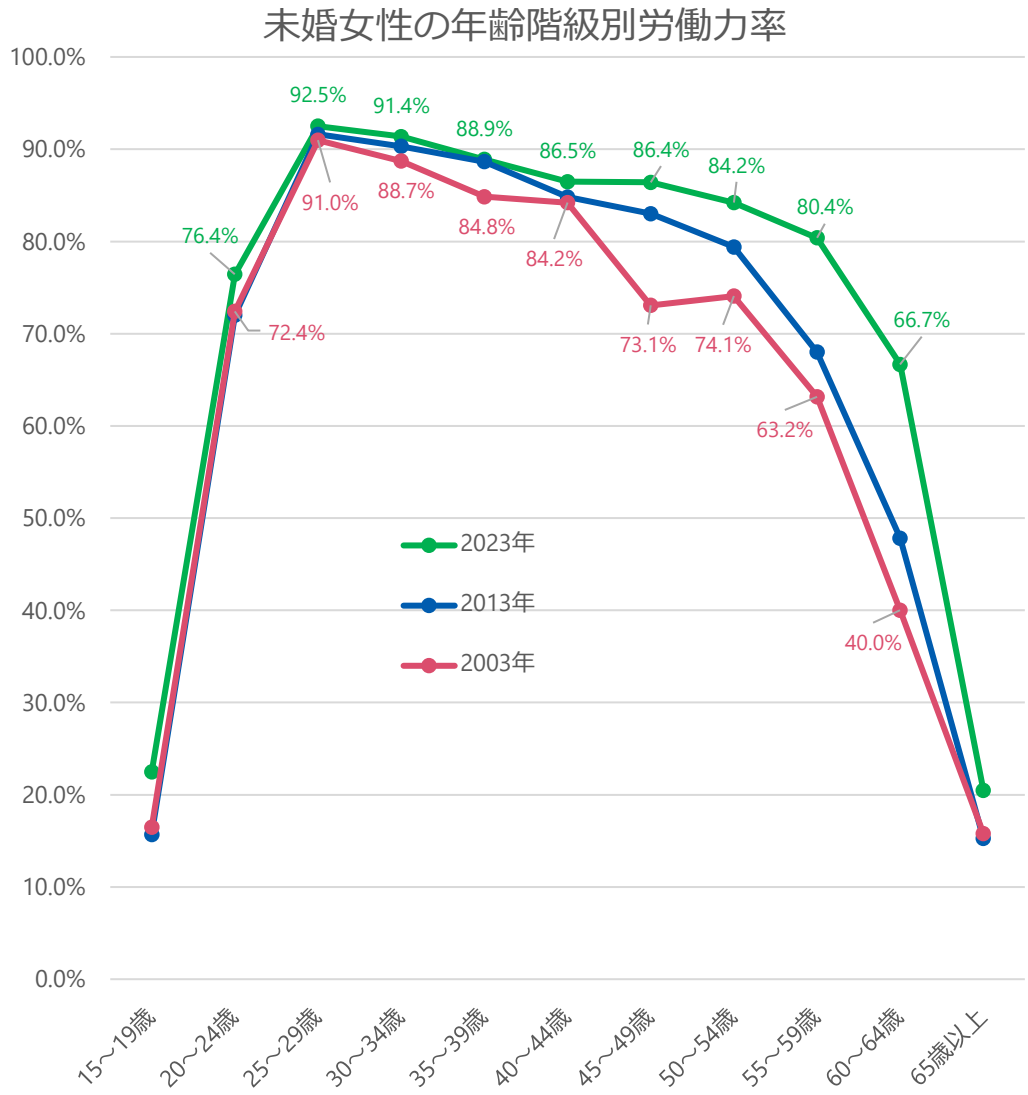

（出典）総務省「労働力調査」

# 労働力率（未婚者）の推移



○　未婚者の労働力率を男女別にみると、男性に大きな変化はみられないが、女性は上昇しており、男女差はほぼ解消され、30歳未満の若年層等、女性が男性を上回る年齢階級もある。



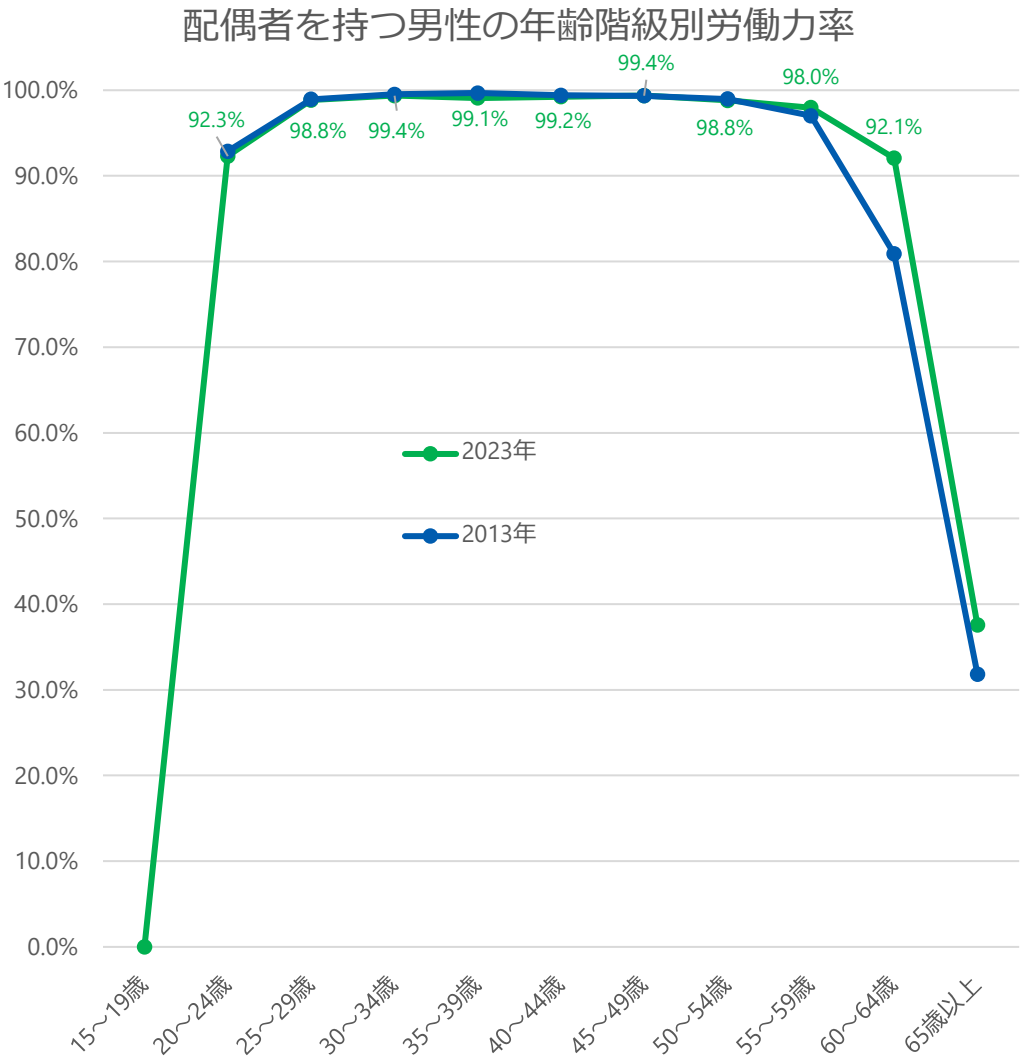

※　2003年における男性の配偶関係別労働力人口及び15歳以上人口は公表されていない。

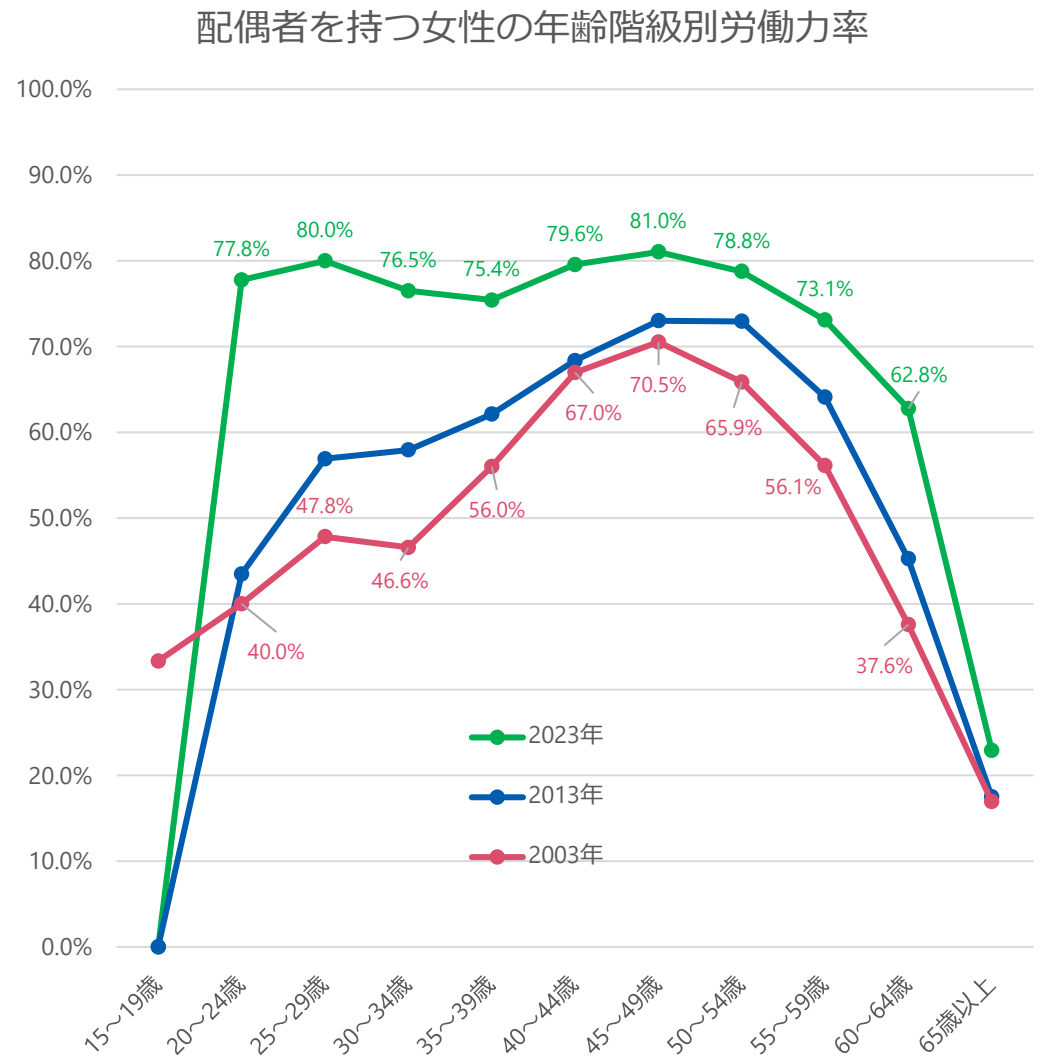
（出典）総務省「労働力調査」

# 労働力率（有配偶者）の推移



○　有配偶者の労働力率を男女別にみると、男性に大きな変化はみられないが、女性は特に20歳代、30歳代で大きく上昇し、男女差は縮小している。



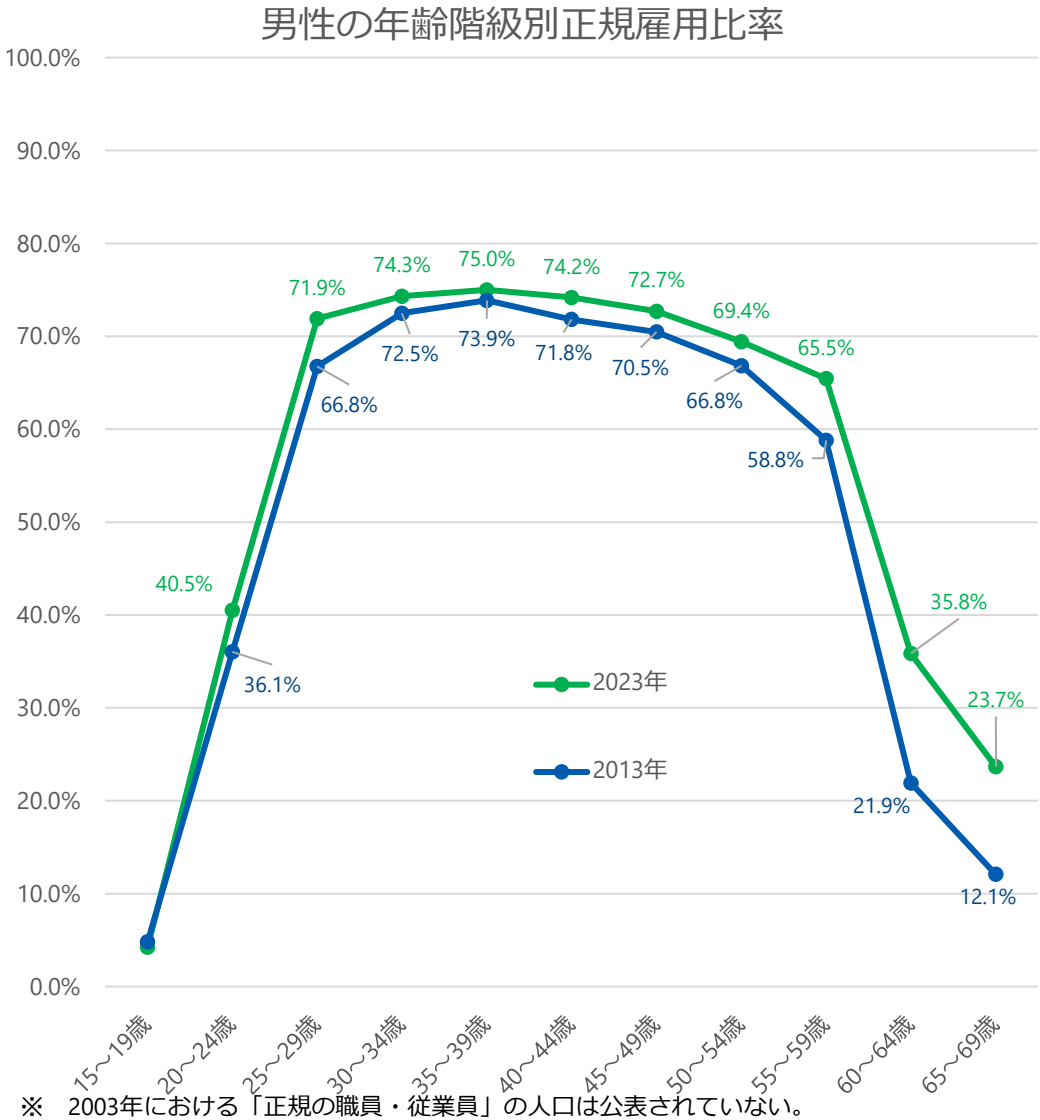



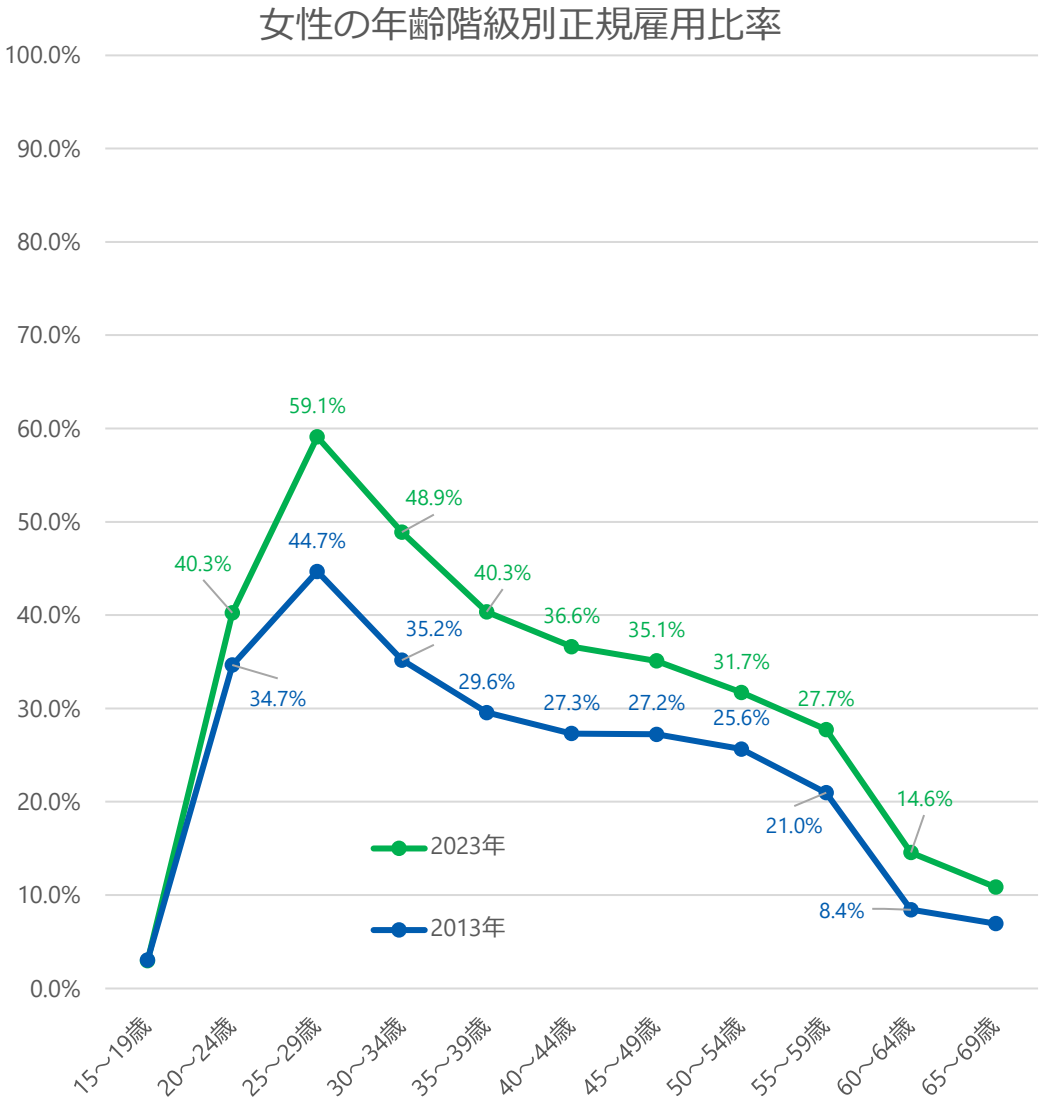

※　2013年15~19歳男性の労働力率はその分母である15歳以上人口が０万人であるため、図示しない。
※　2003年における男性の配偶関係別労働力人口及び15歳以上人口は公表されていない。
（出典）総務省「労働力調査」

# 正規雇用比率の推移



○　正規雇用比率(=正規の職員・従業員/15歳以上人口) を男女別にみると、男女とも上昇しているが、概ね女性の上昇幅が大きい。




※　2003年における「正規の職員・従業員」の人口は公表されていない。
（出典）総務省「労働力調査」

# 一般労働者の男女別賃金格差



○　一般労働者※の男女別賃金格差をみると、20歳から64歳の年齢階級で格差の縮小がみられ、特に30～59歳で改善度が高い。

| 2003年の男女の賃金格差 | | | (単位は千円) |
|---|---|---|---|
| 年齢 | ①男性賃金 | ②女性賃金 | ②／① |
| 20～24 | 201.6 | 186.0 | 92.26% |
| 25～29 | 240.7 | 212.2 | 88.16% |
| 30～34 | 291.0 | 234.1 | 80.45% |
| 35～39 | 344.0 | 248.8 | 72.33% |
| 40～44 | 386.9 | 248.1 | 64.13% |
| 45～49 | 411.9 | 241.7 | 58.68% |
| 50～54 | 411.9 | 237.9 | 57.76% |
| 55～59 | 397.4 | 233.4 | 58.73% |
| 60～64 | 294.6 | 203.3 | 69.01% |
| 65～69 | 273.8 | 207.2 | 75.68% |

| 2023年の男女の賃金格差 | | | (単位は千円) |
|---|---|---|---|
| 年齢 | ①男性賃金 | ②女性賃金 | ②／① |
| 20～24 | 229.3 | 219.6 | 95.77% |
| 25～29 | 267.8 | 245.8 | 91.78% |
| 30～34 | 302.1 | 259.6 | 85.93% |
| 35～39 | 337.9 | 270.1 | 79.93% |
| 40～44 | 371.8 | 276.8 | 74.45% |
| 45～49 | 396.9 | 281.7 | 70.98% |
| 50～54 | 417.7 | 285.9 | 68.45% |
| 55～59 | 427.4 | 281.7 | 65.91% |
| 60～64 | 334.2 | 246.6 | 73.79% |
| 65～69 | 293.3 | 217.1 | 74.02% |

| 男女の賃金格差の改善度（%pt） | | | |
|---|---|---|---|
| 年齢 | ①2003年 | ②2023年 | ②-① |
| 20～24 | 92.26% | 95.77% | +3.51% |
| 25～29 | 88.16% | 91.78% | +3.63% |
| 30～34 | 80.45% | 85.93% | +5.49% |
| 35～39 | 72.33% | 79.93% | +7.61% |
| 40～44 | 64.13% | 74.45% | +10.32% |
| 45～49 | 58.68% | 70.98% | +12.30% |
| 50～54 | 57.76% | 68.45% | +10.69% |
| 55～59 | 58.73% | 65.91% | +7.18% |
| 60～64 | 69.01% | 73.79% | +4.78% |
| 65～69 | 75.68% | 74.02% | -1.66% |

賃金格差の改善

※　一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者）の所定内給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当）。
※　平成15年における65~69歳の所定内給与額は65歳以上のものの値を用いている。
（出典）厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」「令和５年賃金構造基本統計調査」

# 一般労働者の男女別月間労働時間格差



○　一般労働者※の男女別労働時間格差をみると、どの年齢階級においても男女差は90%の範囲に収まっている。

| 2003年の男女の労働時間格差 | | | （単位は時間） |
|---|---|---|---|
| 年齢 | ①男性労働時間 | ②女性労働時間 | ②／① |
| 20～24 | 187 | 176 | 94.12% |
| 25～29 | 189 | 174 | 92.06% |
| 30～34 | 187 | 171 | 91.44% |
| 35～39 | 184 | 171 | 92.93% |
| 40～44 | 181 | 171 | 94.48% |
| 45～49 | 179 | 171 | 95.53% |
| 50～54 | 178 | 171 | 96.07% |
| 55～59 | 178 | 171 | 96.07% |
| 60～64 | 177 | 171 | 96.61% |
| 65～69 | 172 | 170 | 98.84% |

| 2023年の男女の労働時間格差 | | | （単位は時間） |
|---|---|---|---|
| 年齢 | ①男性労働時間 | ②女性労働時間 | ②／① |
| 20～24 | 183 | 175 | 95.63% |
| 25～29 | 185 | 174 | 94.05% |
| 30～34 | 184 | 171 | 92.93% |
| 35～39 | 183 | 168 | 91.80% |
| 40～44 | 183 | 169 | 92.35% |
| 45～49 | 182 | 170 | 93.41% |
| 50～54 | 180 | 169 | 93.89% |
| 55～59 | 179 | 169 | 94.41% |
| 60～64 | 176 | 167 | 94.89% |
| 65～69 | 173 | 165 | 95.38% |

労働時間格差は90%の範囲内

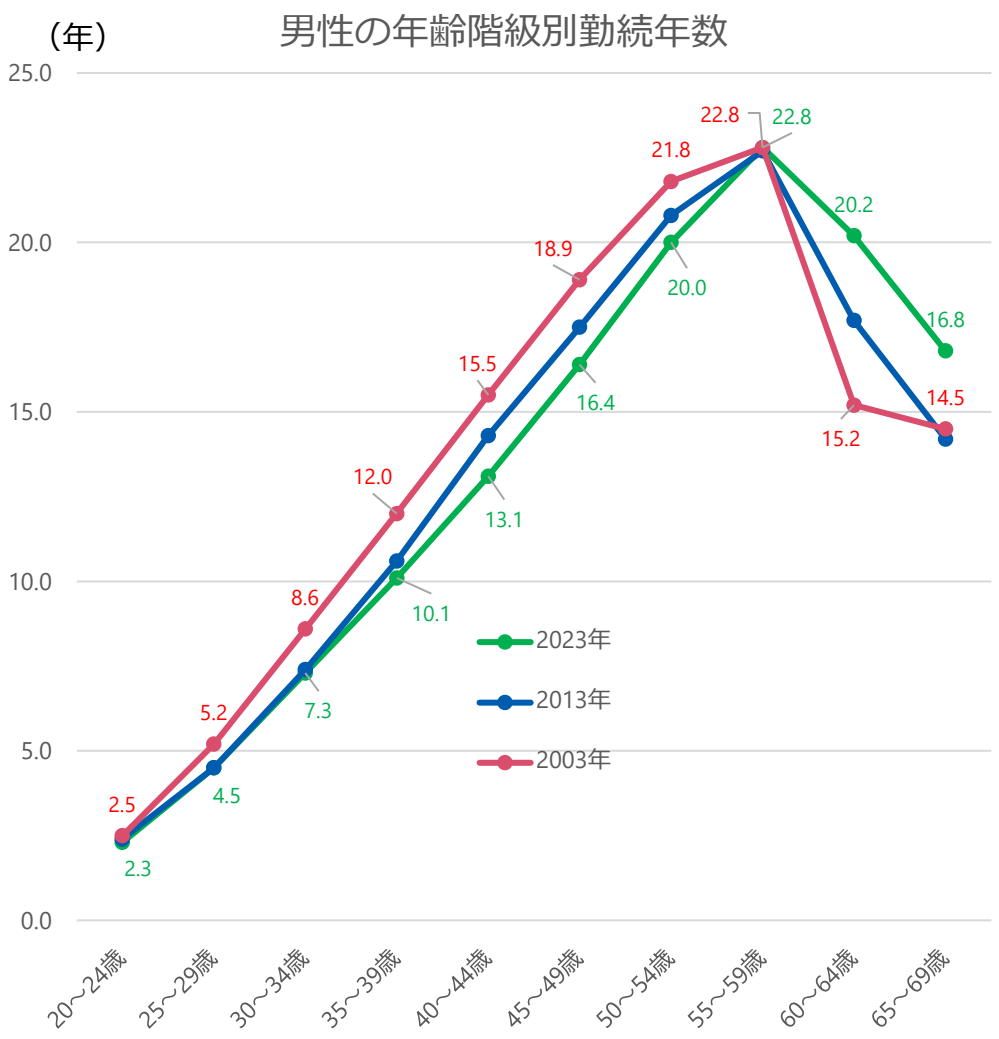
| 男女の労働時間格差の改善度（%pt） | | | |
|---|---|---|---|
| 年齢 | ①2003年 | ②2023年 | ②-① |
| 20～24 | 94.12% | 95.63% | +1.51% |
| 25～29 | 92.06% | 94.05% | +1.99% |
| 30～34 | 91.44% | 92.93% | +1.49% |
| 35～39 | 92.93% | 91.80% | -1.13% |
| 40～44 | 94.48% | 92.35% | -2.13% |
| 45～49 | 95.53% | 93.41% | -2.12% |
| 50～54 | 96.07% | 93.89% | -2.18% |
| 55～59 | 96.07% | 94.41% | -1.65% |
| 60～64 | 96.61% | 94.89% | -1.72% |
| 65～69 | 98.84% | 95.38% | -3.46% |

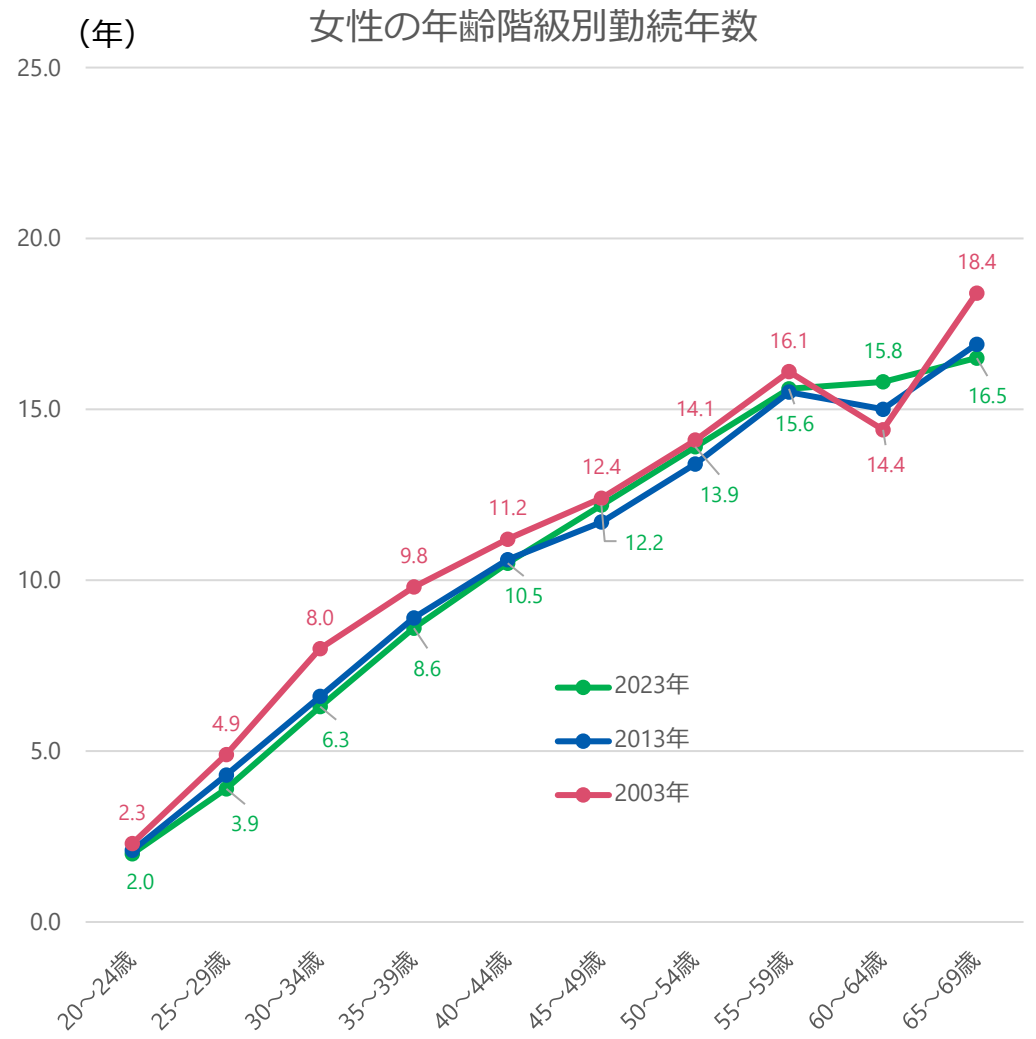
※　一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者）の所定内実労働時間数と超過実労働時間数を足し上げたもの。
（出典）厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」「令和５年賃金構造基本統計調査」

# 一般労働者の男女別勤続年数



○　一般労働者※の男女別勤続年数をみると、男女とも概ね減少しており、男性の方が減少幅が大きい傾向にある。



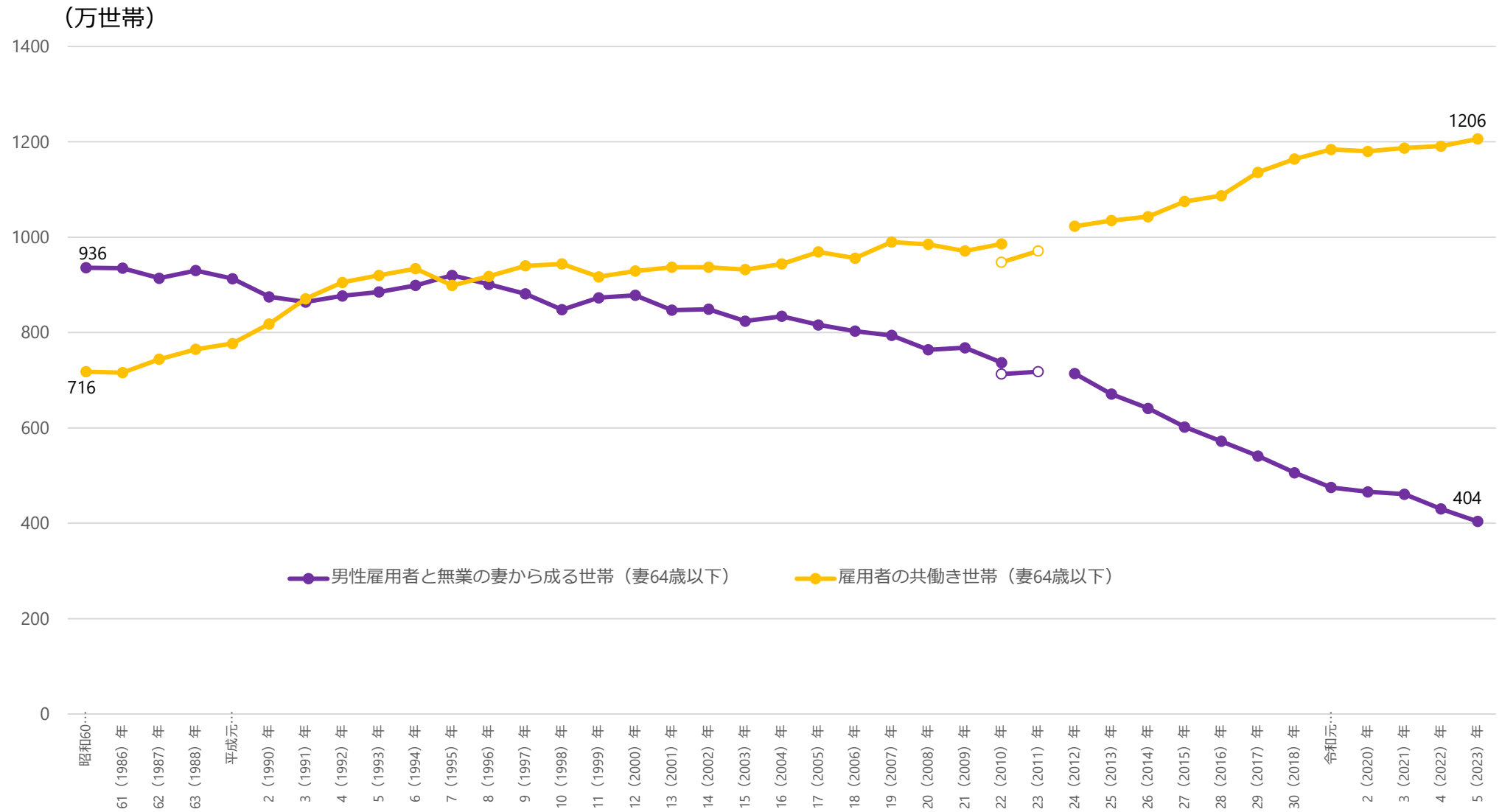

※　一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者）の勤続年数。

（出典）厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」「平成25年賃金構造基本統計調査」「令和５年賃金構造基本統計調査」

# 世帯構成の推移（妻が64歳以下の世帯）



○　妻が64歳以下の世帯構成について、1980年代は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」の方が「雇用者の共働き世帯」に比べて多かったが、1990年代を境に逆転し、2023年では３倍程度の差となっている。



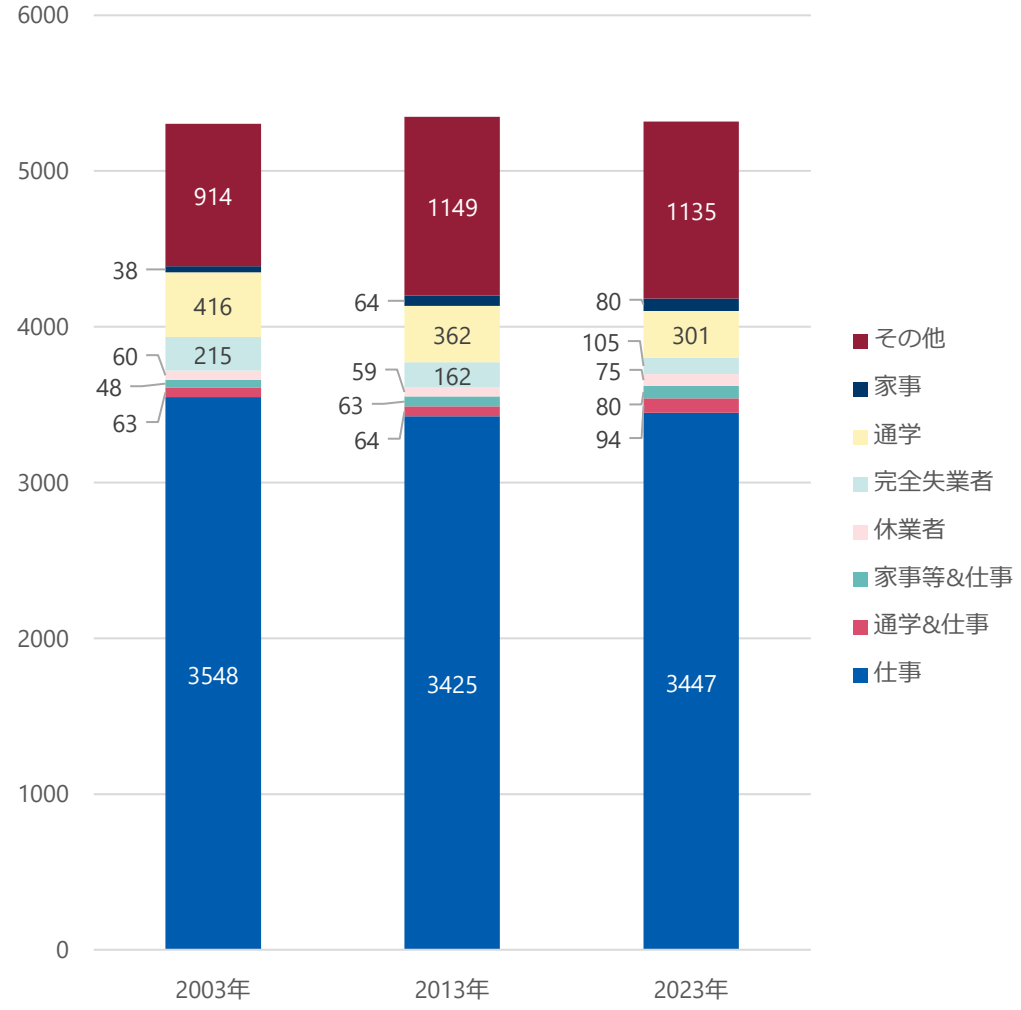

（出典）男女共同参画白書　令和６年版　※平成22年及び平成2年（白抜き表示）は、岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果

# １５歳以上男女別就業状態別人口分布

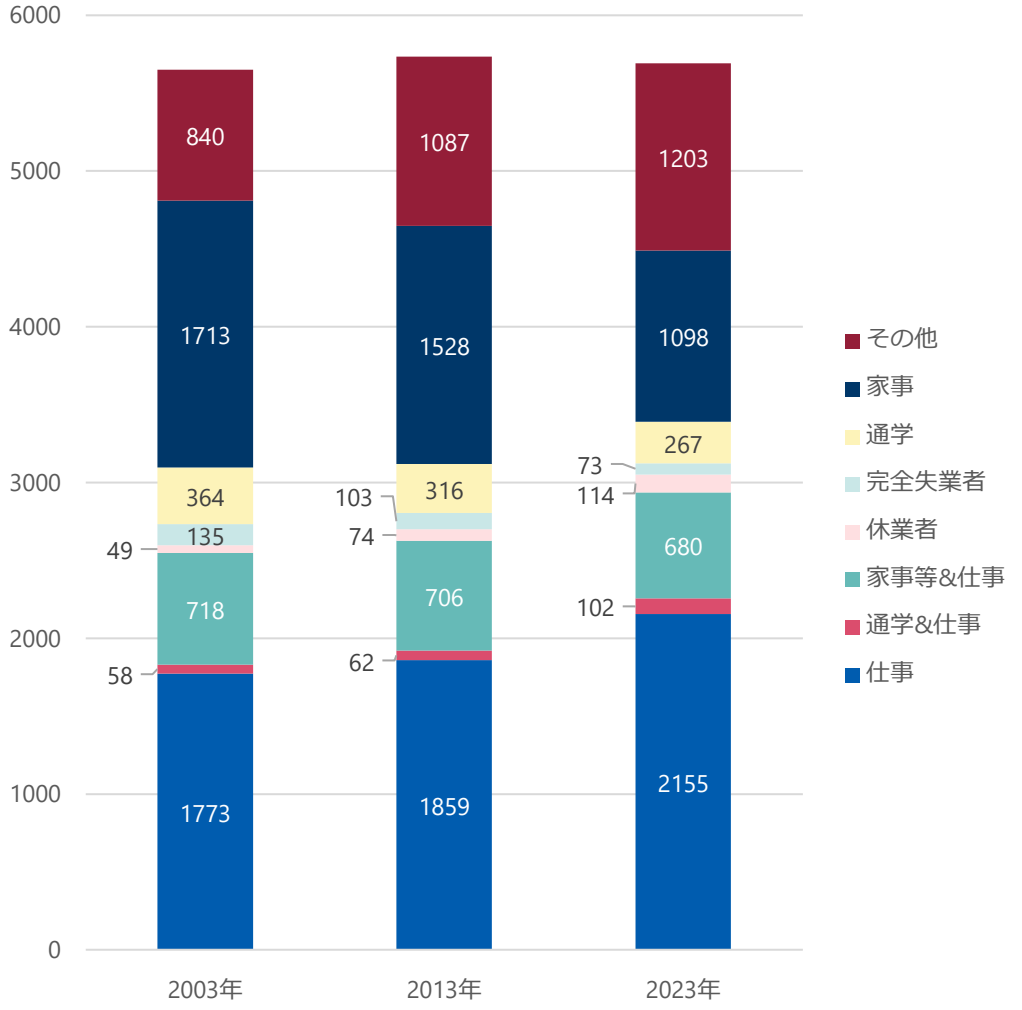


○　15歳以上就業状態別人口分布を男女別にみると、男性については大きな変化はみられないが、女性については20年前と比べて家事に従事している人が約600万人減少し、仕事に従事する人が約400万人増加している。

15歳以上男性の就業状態別人口分布（万人）




15歳以上女性の就業状態別人口分布（万人）




（出典）総務省「労働力調査」

# 遺族（補償）等年金の支給状況①　受給権者数

2024年８月時点集計



○　遺族（補償）等年金の受給権者を属性別にみると、「妻」が全受給権者の約88%となっている。また、年齢別にみると、70歳以上の受給権者が約75%となっている。

## 受給権者の属性別、年齢階級別の受給権者数

| | 受給権者数 | | （年齢別内訳） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年齢計 | 割合 | 0～4歳 | 5～9歳 | 10～14歳 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
| 夫 | 1,299 | 1.2% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 妻 | 92,857 | 87.7% | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 82 | 173 | 483 | 956 | 1,945 |
| 子 | 1,903 | 1.8% | 5 | 74 | 265 | 273 | 18 | 16 | 15 | 24 | 44 | 85 |
| 父母 | 8,056 | 7.6% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 孫 | 590 | 0.6% | 13 | 61 | 163 | 172 | 16 | 19 | 23 | 29 | 27 | 28 |
| 祖父母 | 400 | 0.4% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 兄弟姉妹 | 828 | 0.8% | 2 | 7 | 17 | 28 | 2 | 1 | 9 | 8 | 11 | 28 |
| 合計 | 105,933 | | 20 | 142 | 445 | 473 | 50 | 118 | 220 | 544 | 1,038 | 2,088 |
| 割合 | | 100% | 0.0% | 0.1% | 0.4% | 0.4% | 0.0% | 0.1% | 0.2% | 0.5% | 1.0% | 2.0% |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90～94歳 | 95～99歳 | 100歳以上 |
| 夫 | 0 | 1 | 43 | 110 | 255 | 280 | 270 | 217 | 98 | 20 | 4 |
| 妻 | 3,083 | 3,907 | 4,915 | 7,036 | 12,793 | 14,685 | 16,420 | 14,908 | 8,373 | 2,647 | 437 |
| 子 | 157 | 189 | 201 | 216 | 183 | 82 | 34 | 20 | 2 | 0 | 0 |
| 父母 | 3 | 2 | 206 | 590 | 1,299 | 1,505 | 1,789 | 1,473 | 801 | 285 | 102 |
| 孫 | 21 | 10 | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 祖父母 | 0 | 0 | 1 | 6 | 17 | 38 | 76 | 79 | 110 | 63 | 10 |
| 兄弟姉妹 | 24 | 30 | 57 | 104 | 176 | 112 | 95 | 72 | 28 | 16 | 1 |
| 合計 | 3,288 | 4,139 | 5,429 | 8,063 | 14,724 | 16,702 | 18,684 | 16,769 | 9,412 | 3,031 | 554 |
| 割合 | 3.1% | 3.9% | 5.1% | 7.6% | 13.9% | 15.8% | 17.6% | 15.8% | 8.9% | 2.9% | 0.5% |

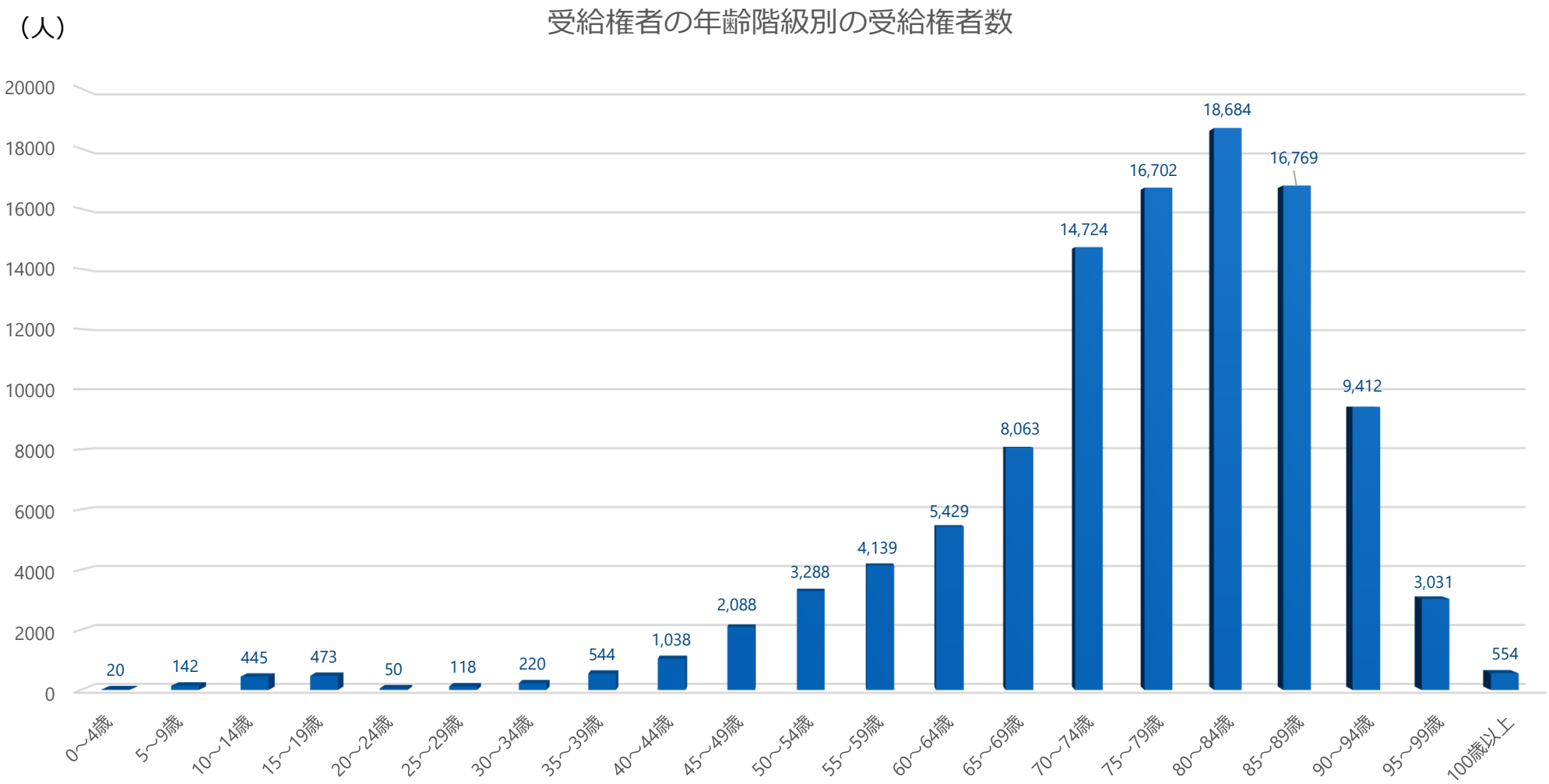
(注)　2022年度末時点の年金受給権者数。
(注)　１人の被災者に対して受給権者が複数人いる場合、複数人全てを計上している。
　　例：親死亡により受給権を得た子11歳、子7歳は、それぞれ「10～14歳」、「5～9歳」に１名ずつ計上。

# 遺族（補償）等年金の支給状況①　受給権者数

2024年８月時点集計



○　遺族（補償）等年金の受給権者数を年齢別にみると、20歳以上で年齢階級が上がるたびに上昇し、80~84歳で受給権者数のピークを迎える。




(注)　2022年度末時点の年金受給権者数。
(注)　１人の被災者に対して受給権者が複数人いる場合、複数人全てを計上している。
例：親死亡により受給権を得た子11歳、子7歳は、それぞれ「10～14歳」、「5～9歳」に１名ずつ計上。

# 遺族（補償）等年金の支給状況②　受給権者数及び年金額(2023年度)

○　遺族（補償）等年金の平均年金額は約190万円となっている。また、夫が受給権者の場合がもっとも平均年金額が少なく、全体と比べて約80万円少ない。

## 受給権者の属性別、受給資格者別の受給権者数

(注)　2022年度末時点の年金記録より特別集計

| | 受給権者数 | | （受給資格者数別の内訳） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 割合 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人以上 |
| 夫 | 1,299 | 1.2% | 1,245 | 39 | 13 | 2 |
| 妻 | 92,857 | 87.7% | 84,996 | 5,581 | 1,765 | 515 |
| 子 | 1,903 | 1.8% | 1,432 | 320 | 122 | 29 |
| 父母 | 8,056 | 7.6% | 4,616 | 3,303 | 136 | 1 |
| 孫 | 590 | 0.6% | 353 | 186 | 43 | 8 |
| 祖父母 | 400 | 0.4% | 220 | 141 | 37 | 2 |
| 兄弟姉妹 | 828 | 0.8% | 721 | 94 | 13 | 0 |
| 合計 | 105,933 | | 93,583 | 9,664 | 2,129 | 557 |
| 割合 | | 100% | 88.3% | 9.1% | 2.0% | 0.5% |

## 受給権者の属性別、受給資格者別の平均年金額

| | （受給資格者数別の内訳） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人以上 |
| 夫 | 110万円 | 109万円 | 123万円 | 146万円 | ※103万円 |
| 妻 | 193万円 | 191万円 | 207万円 | 232万円 | 245万円 |
| 子 | 171万円 | 167万円 | 189万円 | 204万円 | 151万円 |
| 父母 | 166万円 | 150万円 | 200万円 | 215万円 | ※389万円 |
| 孫 | 164万円 | 156万円 | 179万円 | 219万円 | ※353万円 |
| 祖父母 | 144万円 | 126万円 | 165万円 | 191万円 | ※162万円 |
| 兄弟姉妹 | 155万円 | 152万円 | 182万円 | 193万円 | - |
| 合計 | 190万円 | 188万円 | 203万円 | 229万円 | 242万円 |

※　平均年金額を算出した人数が10名未満

(注)　2022年度末の年金受給権者（属性が不明な者を除く）に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。
1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが６回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者１人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者１人に対して受給権者が１人になると仮定した年金額。

# （参考）遺族（補償）等年金の受給権者の属性ごとの被災者の性別の内訳

2024年12月時点集計



受給権者（2023年度）の属性ごとの、被災者の性別の内訳については以下のとおり。

| | 受給権者数 | （被災者の性別内訳） | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 男性 | 女性 | 不詳 |
| 夫 | 1,299 | 0 | 1,263 | 36 |
| 妻 | 92,857 | 92,225 | 0 | 632 |
| 子 | 1,711 | 1,404 | 258 | 49 |
| 父母 | 6619 | 5,858 | 591 | 170 |
| 孫 | 467 | 363 | 87 | 17 |
| 祖父母 | 349 | 306 | 39 | 4 |
| 兄弟姉妹 | 794 | 695 | 60 | 39 |
| 合計 | 104,096 | 100,851 | 2,298 | 947 |

夫、妻の被災者生別不詳は、
女性
男性
と推測される

(注１)　給付システム上で被災者の性別が給付情報に紐付いていない場合等は「不詳」と表記している。

(注２)　１人の被災者に対して複数人の受給権者がいる場合、代表者のみを集計対象としているため、受給権者の数は前頁と一致しない。

例：親死亡により受給権を得た子11歳子7歳は、子11歳を代表者として１人カウント（子7歳をカウントしない）。

# 遺族（補償）等年金の支給状況③　支給決定件数

2024年８月時点集計

○　2023年度に遺族（補償）等年金が支給決定された2,202件について、うち男性が被災した場合の支給決定件数は2,127件であり、多くが男性被災者となっている。

## 被災者の男女別　遺族（補償）等年金、遺族（補償）等一時金の支給決定件数

| 年度 | 男性 | | | 女性 | | | | 男女計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年金 | 一時金 | 計 | 年金 | うち若年停止 | 一時金 | 計 | 年金 | 一時金 | 計 |
| 2013年度 | 2,761 | 423 | 3,184 | 90 | 1 | 57 | 147 | 2,851 | 480 | 3,331 |
| 2014年度 | 2,775 | 477 | 3,252 | 78 | 3 | 49 | 127 | 2,853 | 526 | 3,379 |
| 2015年度 | 2,614 | 411 | 3,025 | 65 | 0 | 51 | 116 | 2,679 | 462 | 3,141 |
| 2016年度 | 2,517 | 424 | 2,941 | 70 | 1 | 55 | 125 | 2,587 | 479 | 3,066 |
| 2017年度 | 2,328 | 472 | 2,800 | 71 | 1 | 47 | 118 | 2,399 | 519 | 2,918 |
| 2018年度 | 2,389 | 467 | 2,856 | 58 | 2 | 47 | 105 | 2,447 | 514 | 2,961 |
| 2019年度 | 2,189 | 410 | 2,599 | 61 | 2 | 49 | 110 | 2,250 | 459 | 2,709 |
| 2020年度 | 2,208 | 429 | 2,637 | 65 | 2 | 62 | 127 | 2,273 | 491 | 2,764 |
| 2021年度 | 2,217 | 463 | 2,680 | 71 | 0 | 40 | 111 | 2,288 | 503 | 2,791 |
| 2022年度 | 2,081 | 515 | 2,596 | 48 | 1 | 52 | 100 | 2,129 | 567 | 2,696 |
| 2023年度 | 2,127 | 542 | 2,669 | 75 | 0 | 60 | 135 | 2,202 | 602 | 2,804 |

注1）　受給権者が失権した場合の差額一時金及び毎月勤労統計の訂正に伴う追加給付は除いて集計。
注2）　前払一時金は年金に含む。
注3）　「うち若年停止」欄には、妻が死亡した当時、55歳以上60歳未満であった夫が60歳に達したことにより、新規に受給することとなった件数を計上。
注4）　特別遺族年金、特別遺族一時金の支給決定も含めた件数。
注5）　2023年度の被災者が女性で遺族が一時金を受給している60件に係る受給者の内訳は、夫２、子41、父母11、兄弟姉妹６。

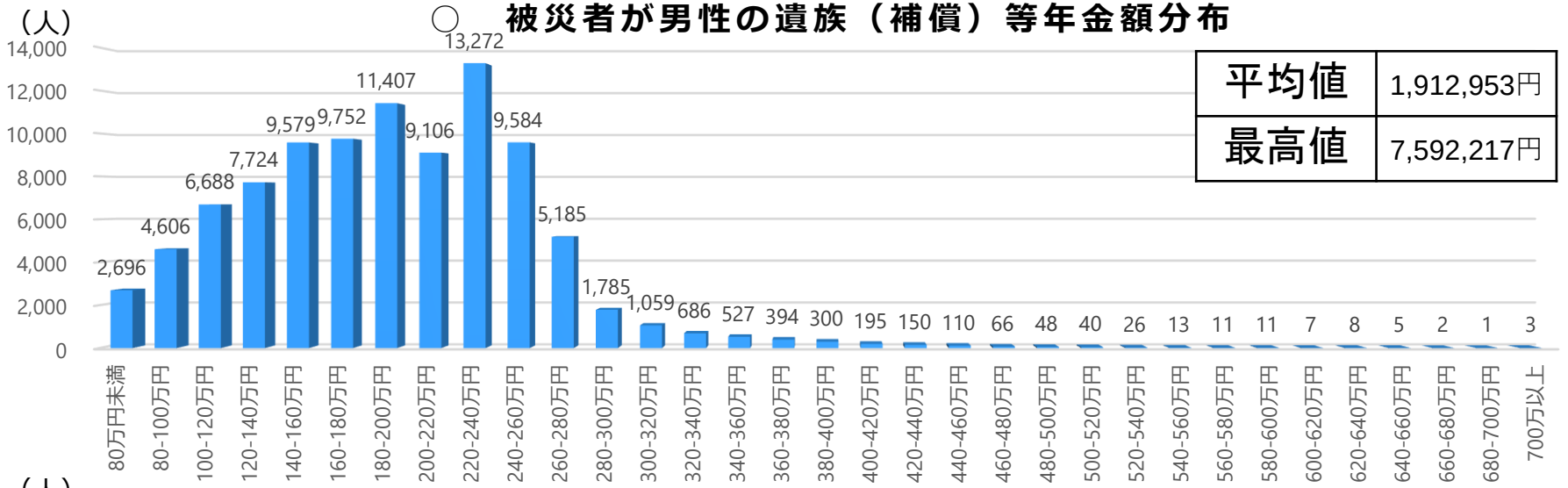
# 遺族（補償）等年金の支給状況④　年金額分布(2023年度)

2024年８月時点集計



○　被災者が男性の場合と女性の場合で、遺族（補償）等年金額の平均値に約70万円ほどの差がある。

## ○　被災者が男性の遺族（補償）等年金額分布




| | |
|---|---|
| 平均値 | 1,912,953円 |
| 最高値 | 7,592,217円 |

## ○　被災者が女性の遺族（補償）等年金額分布




| | |
|---|---|
| 平均値 | 1,239,932円 |
| 最高値 | 4,450,080円 |

(注)　2022年度末の年金受給権者（属性が不明な者を除く）に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが６回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者１人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者１人に対して受給権者が１人になると仮定した年金額。

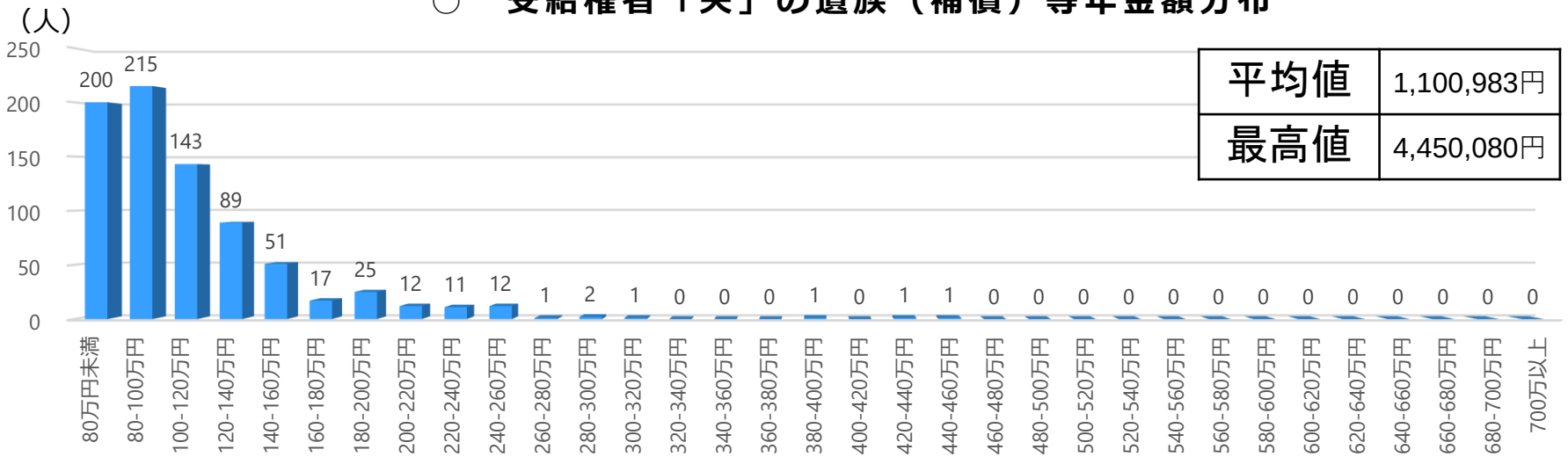
# 遺族（補償）等年金の支給状況⑤　年金額分布(2023年度)

2024年８月時点集計



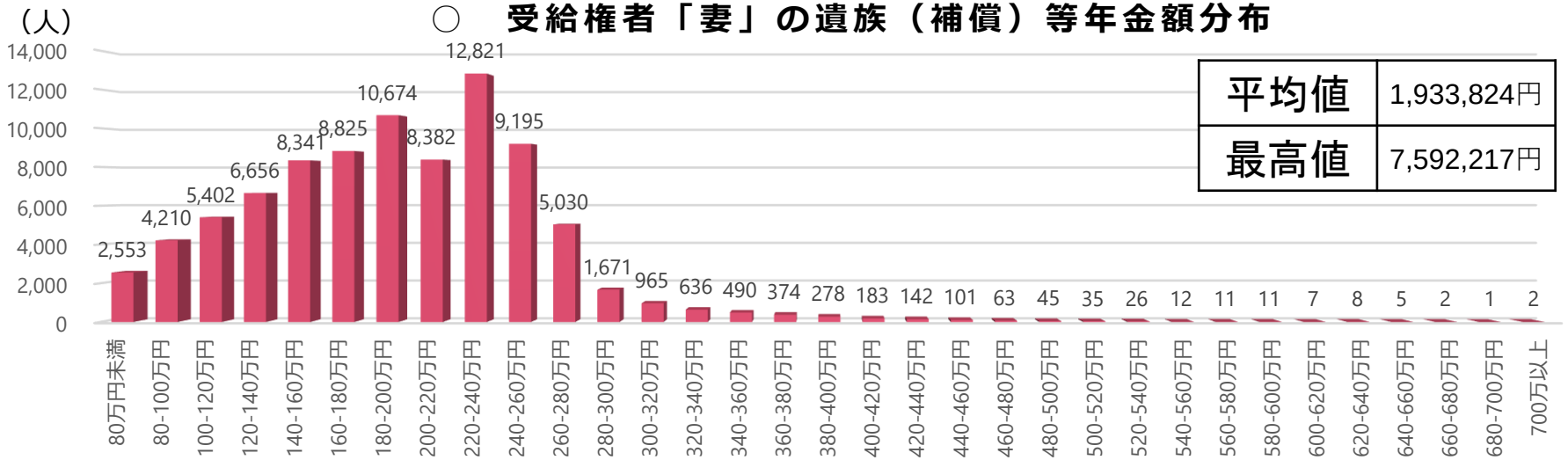
○　受給権者が「夫」の場合と「妻」の場合で、遺族（補償）等年金額の平均値に約80万円ほどの差がある。

## ○　受給権者「夫」の遺族（補償）等年金額分布




| | |
|---|---|
| 平均値 | 1,100,983円 |
| 最高値 | 4,450,080円 |

## ○　受給権者「妻」の遺族（補償）等年金額分布




| | |
|---|---|
| 平均値 | 1,933,824円 |
| 最高値 | 7,592,217円 |

(注)　2022年度末の年金受給権者に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

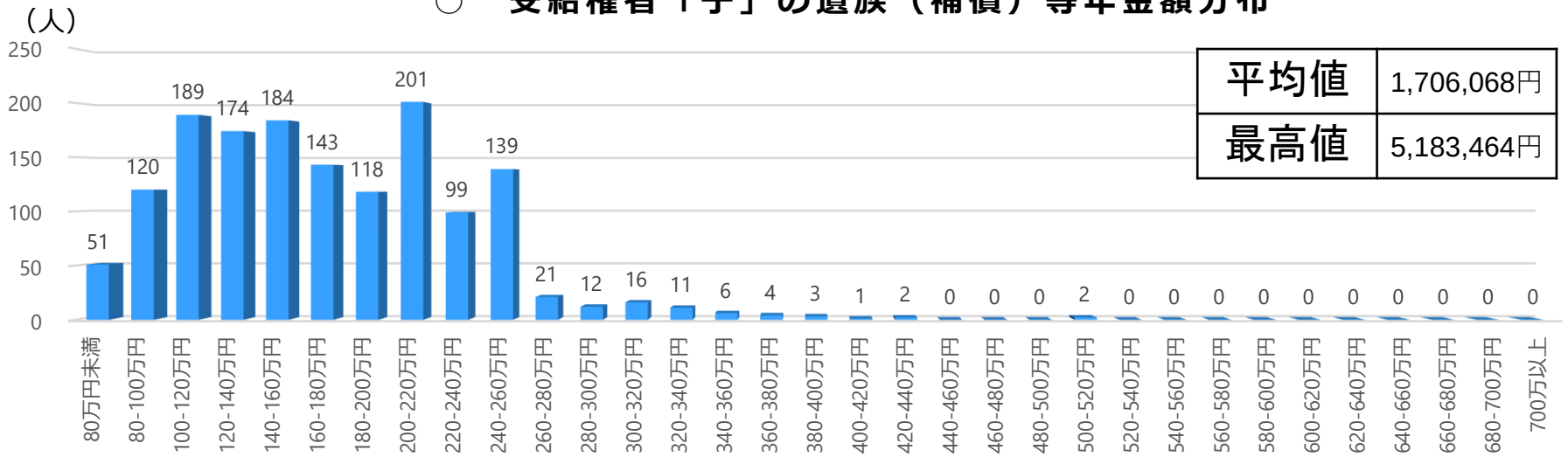
1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが６回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者１人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者１人に対して受給権者が１人になると仮定した年金額。

# 遺族（補償）等年金の支給状況⑥　年金額分布(2023年度)

2024年８月時点集計

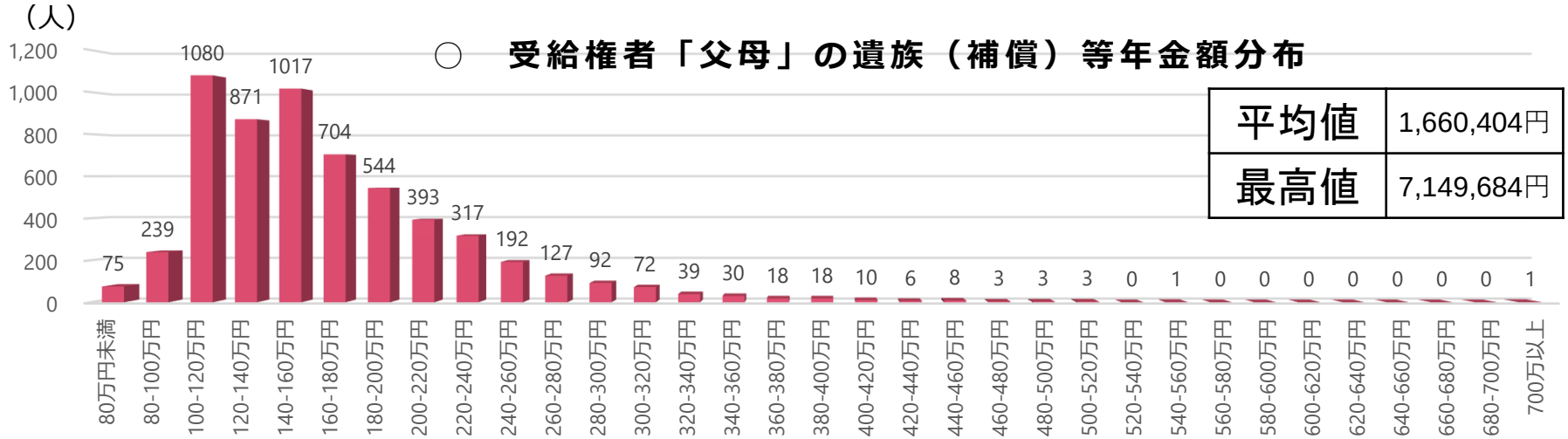
○　受給権者が「子」と「父母」の場合に平均年金額でみると、全体の平均年金額190万円と比較し20万円程度低くなっている。

## ○　受給権者「子」の遺族（補償）等年金額分布




| | |
|---|---|
| 平均値 | 1,706,068円 |
| 最高値 | 5,183,464円 |

## ○　受給権者「父母」の遺族（補償）等年金額分布




| | |
|---|---|
| 平均値 | 1,660,404円 |
| 最高値 | 7,149,684円 |

(注)　2022年度末の年金受給権者に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

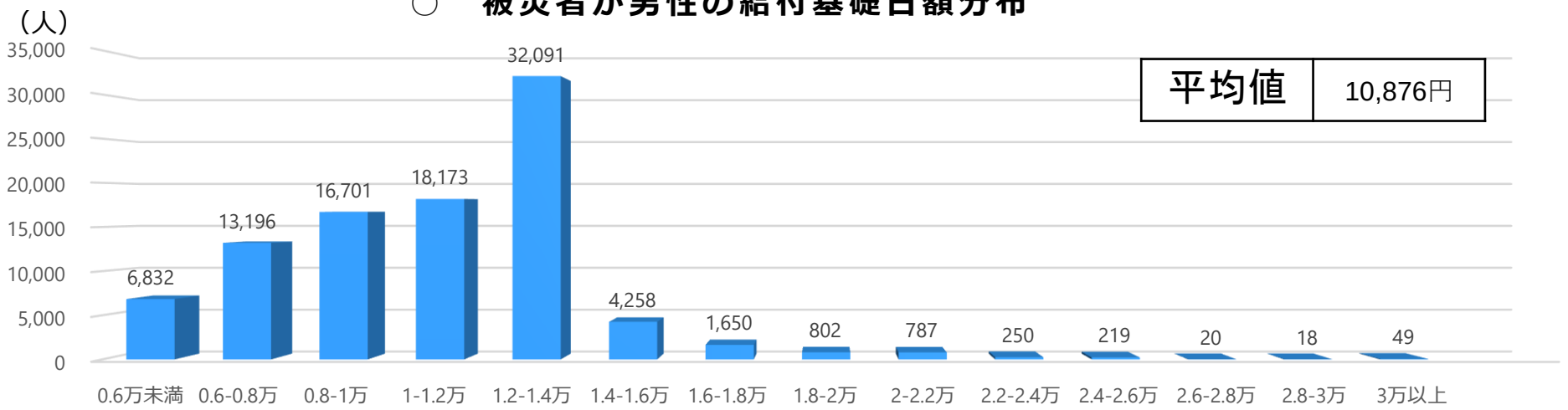
1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが６回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者１人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者１人に対して受給権者が１人になると仮定した年金額。

# 遺族（補償）等年金の支給状況⑦　給付基礎日額分布(2023年度)

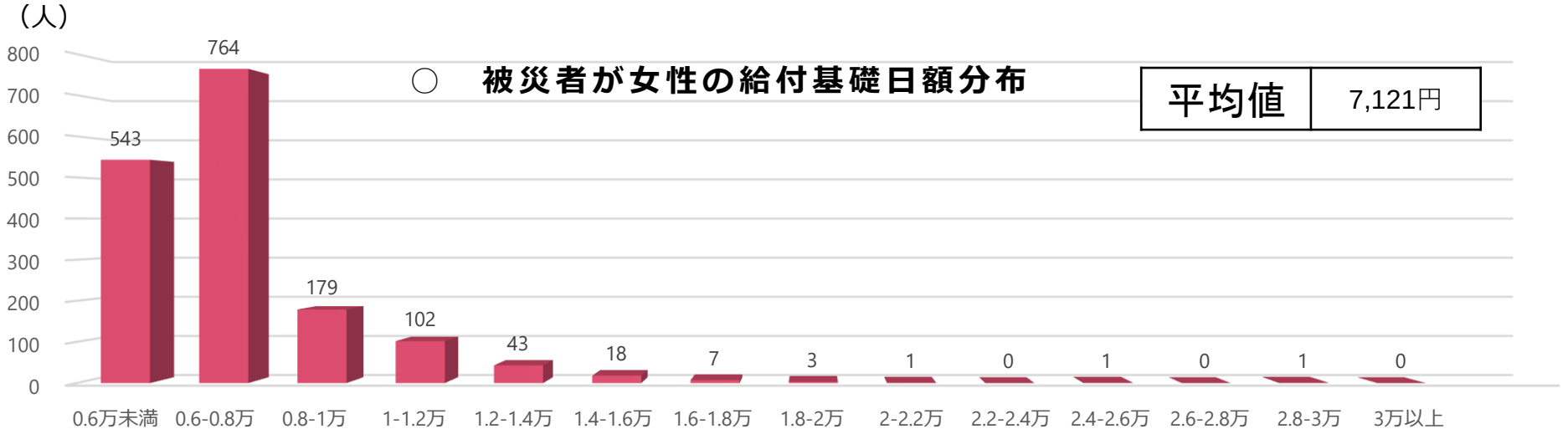
2024年８月時点集計

○　被災者が男性の場合と女性の場合で給付基礎日額の平均値が約4,000円ほど差がある。

## ○　被災者が男性の給付基礎日額分布




## ○　被災者が女性の給付基礎日額分布




(注)　2022年度末の年金受給権者（属性が不明な者を除く）に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

1. 遺族（補償）等年金額の算定基礎である給付基礎日額を集計。
2. 2023年度中の年金の支払いが６回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者１人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者１人に対して受給権者が１人になると仮定した年金額の算定基礎である給付基礎日額を集計。

# 労災保険給付の給付基礎日額について



**労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）**
第八条　給付基礎日額は、労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額とする。この場合において、同条第一項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、前条第一項第一号から第三号までに規定する負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて同項第一号から第三号までに規定する疾病の発生が確定した日（以下「算定事由発生日」という。）とする。
②　労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。
③（略）

○　保険給付のうち、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、傷病（補償）等年金、遺族（補償）等給付、葬祭料等（葬祭給付）は、給付額の算定の基礎として**給付基礎日額**を用いるが、給付基礎日額は原則として労基法第12条の平均賃金（※）に相当する額とされている（労災保険法第８条第１項）。
※　平均賃金は、原則として、算定事由発生日以前３か月における賃金の総額をその期間の総日数で除して算定する。

○　**平均賃金を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる以下の場合**は、**上記の平均賃金とは異なる方法で算定**することとしている（労災保険法第８条第２項・労災則第９条第１項）。

①　**平均賃金の算定期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間がある場合**（労災則第９条第１項第１号）
- 平均賃金に相当する額が、その休業した期間及びその期間中に受けた賃金の額を平均賃金の算定基礎期間及びその期間中の賃金の額から控除して算定した平均賃金に相当する額に満たない場合には、後者の額（業務外の事由による休業期間及びその期間中に受けた賃金を控除して算定した平均賃金に相当する額）を給付基礎日額とする。

②　**じん肺患者が同一の事業場内で粉じん作業以外の業務に作業転換した場合**（労災則第９条第１項第２号）
- 平均賃金に相当する額が、じん肺にかかつたため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなつた日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

③　**１年を通じて船員として船舶所有者に使用される者の賃金について、基本となる固定給のほか、変動がある賃金が定められる場合**（労災則第９条第１項第３号）
- 固定給が、乗船することにより増加する又は下船することによりてい減する等の変動する場合には、労基法第12条第１項から第６項までの規定に定める方式により、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前１年間について算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とする。

④　**①～③のほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる場合**（労災則第９条第１項第４号）
- ④については、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定
  - 振動障害にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の平均賃金に相当する額が、振動業務以外の業務に常時従事することとなった日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、上記②の場合に準じて処理する。（昭和57・4・1基発第219号）
  - 労働者が疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、「疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場」を離職した日以前の3か月間の賃金を基礎に算定する。（昭和50年9月23日付け基発第556号）

等

⑤　**平均賃金に相当する額又は①～④によって算定された平均賃金相当額が自動変更対象額に満たない場合**（労災則第９条第１項第５号）
- 自動変更対象額（令和6年8月1日現在：4,090円）を給付基礎日額とする（労災則第9条第1項第5項イ～二の場合を除く。）。

# 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額の在り方①

第３回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年２月21日
資料３

## 現状

○　給付基礎日額（平均賃金）は、原則として、算定すべき事由の発生した日（疾病による休業であれば診断確定日）以前の３か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額と定めているところ、**労働者が疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、「疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場」を離職した日以前の３か月間**の賃金（※）を基礎に算定する。（昭和50年９月23日付け基発第556号）

※　ただし、離職した日以前３か月の賃金総額が不明の場合は、診断により疾病発生が確定した日における最終事業場又は同種・同規模等の事業場における同種労働者の賃金や統計調査における同職種の労働者の賃金等を考慮して得た額を基礎に推算する。（昭和51年２月14日付け基発第193号）

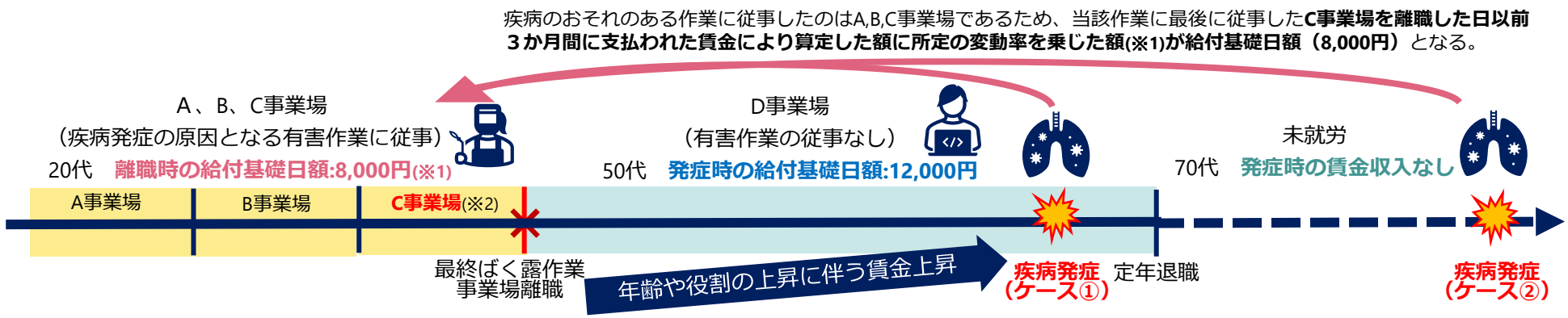
## 課題

○　業務上疾病のうち、石綿関連疾患等の遅発性疾病については、石綿ばく露作業などの有害業務（疾病の発生のおそれのある作業）に従事した時から疾病の発症までの期間が長い。（通常30～40年）

○　このため、既に原因時の事業場を離職している労働者については、**当該原因時の事業場（下記C事業場）の離職当時の平均賃金(※1)をもとに算定されるため、保険給付の額が発症時の賃金（D事業場の賃金）に比べて相当程度低くなる可能性**がある。【ケース①】

○　また、**労働者が定年退職後等で就労しておらず、賃金収入がないときに発症した場合においても、当該原因時の事業場（下記C事業場）の離職当時の平均賃金(※1)をもとに算定**される。【ケース②】

➡労災保険制度の趣旨に照らしてどのように考えるべきか。



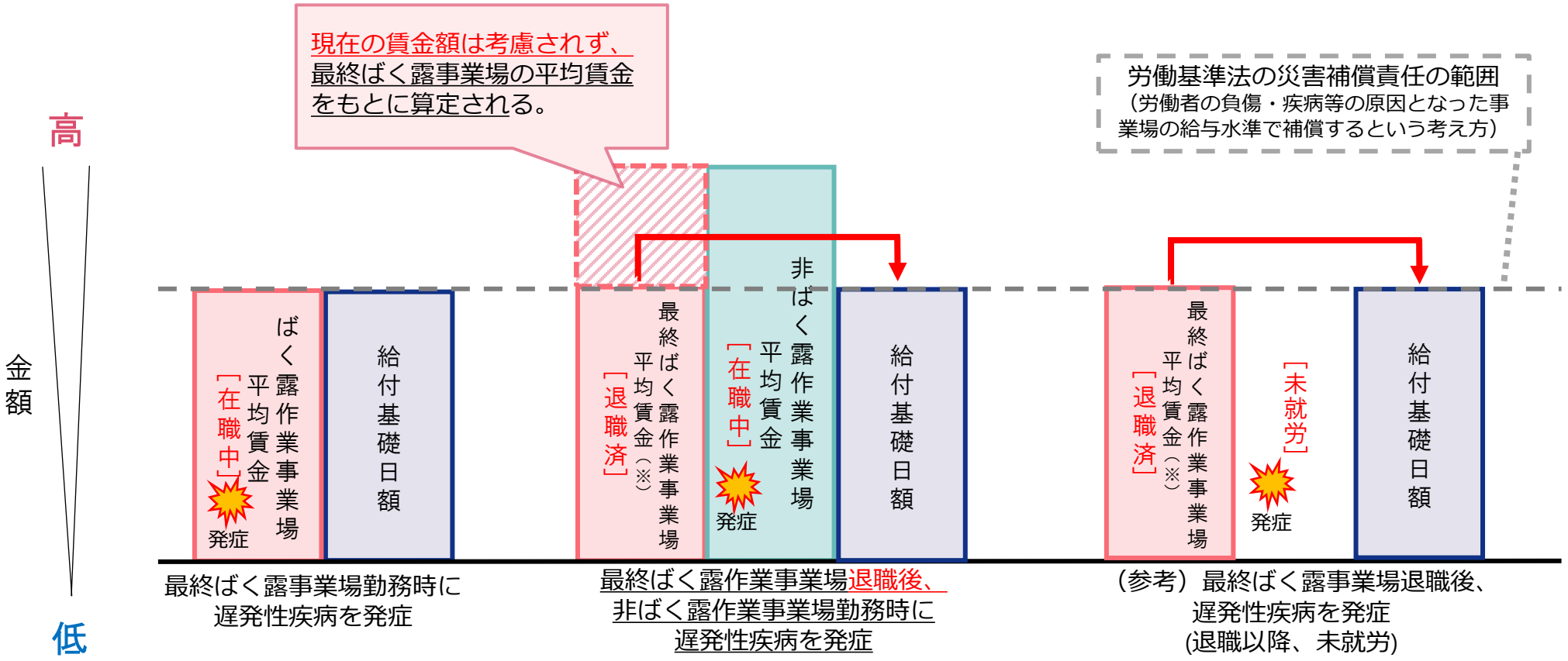

※1：離職日以前３か月間から算定事由発生日(発症日)までの給与水準の上昇を考慮するために、離職日以前３か月間に支払われた賃金により算定した金額に、同一事業場の労働者の賃金額又は毎月勤労統計調査の結果を用いて算出した変動率を乗じる。（昭和50年９月23日付け基発第556号）

※2：図のような事例においては、原則、C事業場のメリット収支率に反映されることになる（ただし、一定の場合(業種、従事期間等の要件を満たす場合)には反映されない。）。

# 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額の在り方②

第３回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年２月21日
資料３

**【課題・問題意識】**
遅発性疾病にかかる業務災害が発生した際、すでに原因時の事業場を離職している労働者については、当該原因時の企業の離職当時の賃金を基に算定されるため、**労災保険給付の額が、発症時の賃金に比べて相当程度低くなる可能性**がある




※　離職日以前３か月間から算定事由発生日(発症日)までの給与水準の上昇を考慮するために、離職日以前３か月間に支払われた賃金により算定した金額に、同一事業場の労働者の賃金額又は毎月勤労統計調査の結果を用いて算出した変動率を乗じる。（昭和50年９月23日付け基発第556号）

# 災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効



## 労働基準法と労災保険法における消滅時効

- 労働基準法における災害補償請求権は、行使できるときから２年間で消滅する（労基法第115条）。
- 労災保険法上の給付請求権は、行使できるときから、短期給付については２年間、長期給付については５年間で消滅する（労災保険法第42条第１項）。

**労働基準法第115条**
　この法律の規定による賃金の請求権はこれを行使することができる時から５年間、この法律の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行使することができる時から２年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

**労災保険法第42条**
　療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から２年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から５年を経過したときは、時効によつて消滅する。

- ここでいう「行使できるとき」とは、権利を行使するのに法律上の障害がなくなった時であり、権利者の一身上の都合で権利を行使できないことや、権利行使に事実上の障害があることは影響しない。したがって、権利者が権利の存在を知らない場合にも、原則として、時効は進行する（客観的起算点）。
- なお、災害補償請求は、労働者等が事業主に対して行うものであり、その件数等は必ずしも明らかではない。しかし、労災保険法が災害補償の大部分の機能を担っている今日においては、休業最初の３日間（待期期間）の補償等を除き、災害補償請求権の役割は限定的なものになっていると考えられる。

# （参考）労働基準法と労災保険法の関係と消滅時効期間



## 労働基準法

待期期間３日分の休業補償を支払います。

事業主

**待期期間３日分の休業補償を請求**
（４日目以降は労災保険により給付）

短期給付

業務上の負傷等で４日以上療養を伴う休業をしました。

労働者

業務上の負傷等と認められるので、労災保険給付を行います。

**療養（補償）等給付、休業（補償）等給付を請求**

労働基準監督署

行使できるときから
**２年間**

休業補償であれば休業した各日の翌日が時効の起算点



**請求権は消滅**

## 労災保険法

長期給付

業務上の負傷等で後遺障害が残りました。

死亡労働者の遺族

労働者

業務上の負傷等で労働者が死亡しました。

**遺族（補償）等給付、障害（補償）等給付を請求**

業務上の負傷（死亡）等と認められるので、労災保険給付を行います。

労働基準監督署

行使できるときから
**５年間**

遺族補償であれば労働者が死亡した日の翌日が時効の起算点
なお、長期給付は、支給が長期間にわたる、高額であるなど、労働者や遺族の長期的な生活保障の目的があることから、消滅時効期間は５年とされている。

# （参考）主な労災保険給付（短期給付）における時効の起算点

第２回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年２月４日
資料３

## 短期給付に係る消滅時効

○　消滅時効が２年となっている短期給付のうち、休業（補償）等給付、療養の費用、介護（補償）等給付、葬祭料等の時効起算点は、それぞれ以下のとおり。（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法−労働法コンメンタール５−」ｐ728～729）

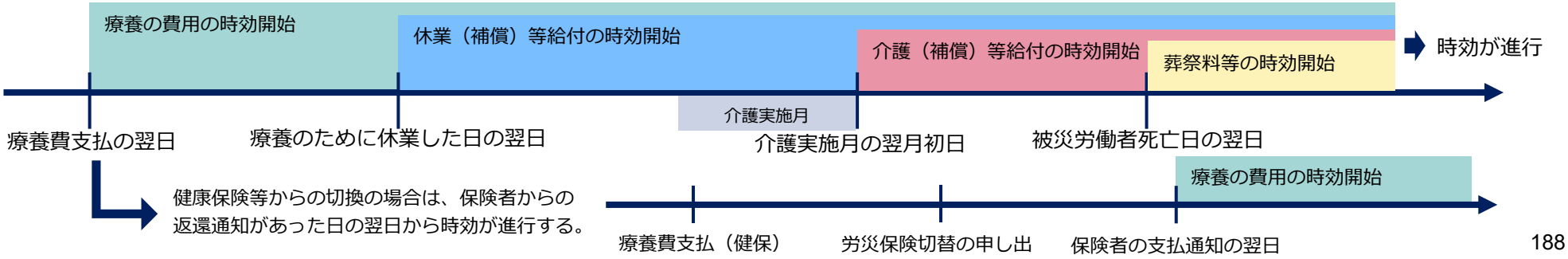
・休業（補償）等給付：業務上の傷病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日ごとに受給権が発生。それぞれの請求権について、発生日（療養のために休業した各日）の翌日から時効が進行する。

・療養の費用　　：療養の費用を支出した都度（又は当該費用の支出が具体的に確定した都度）受給権が発生。それぞれ、その翌日から当該費用ごとの支給請求権の時効が進行する（注）。

（注）健康保険等からの切替の場合、保険者から返還通知（納入告知）がなされるまで、請求人は保険者への返還義務（具体的な返還額を含む。）を知り得ないものであることから、保険者から費用の返還通知（納入告知）があったときを当該費用の支出が具体的に確定した日（権利を行使することができる日）として取り扱う。（平成29年2月1日基補発0201第1号「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」）

・介護（補償）等給付：当該給付は月単位で支給することとしており、受給権を行使し得るのは支給事由（一定の障害の状態に該当し現に介護を受けた事実）が生じた月の翌月の初日以降であることから、支給事由が生じた月の翌月の初日から時効が進行する。

・葬祭料等　　：葬祭に要した費用に対する実費補償として支給されるものではなく、葬祭を行う者に通常葬祭に要する費用として支給されるものである。労働者が死亡した日の翌日から受給権の時効が進行する。



# 災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効



## 経緯①

- 平成29年の民法改正では、一般債権の消滅時効の期間の統一化や短期消滅時効の廃止等が行われた。
- 民法改正に伴い、令和２年に労基法が改正され、**賃金請求権の消滅時効期間を５年間（当面は３年間）とする等の見直し**が行われた（令和２年４月１日施行）。一方で、**災害補償請求権の消滅時効期間については現行の２年間が維持**された。この点、当該改正に先立つ、労働政策審議会の建議（令和元年12月27日）では、災害補償請求権の時効期間を維持した考え方について、以下のとおり記載されている。

> 災害補償の仕組みでは、労働者の負傷又は疾病に係る事実関係として業務起因性を明らかにする必要があるが、時間の経過とともにその立証は労使双方にとって困難となることから、早期に権利を確定させて労働者救済を図ることが制度の本質的な要請であること。
>
> 加えて、労災事故が発生した際に早期に災害補償の請求を行うことにより、企業に対して労災事故を踏まえた安全衛生措置を早期に講じることを促すことにつながり、労働者にとっても早期の負傷の治癒等によって迅速に職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれること。
>
> なお、仮に見直しを検討する場合には、使用者の災害補償責任を免除する労災保険制度は当然のこと、他の労働保険・社会保険も含めた一体的な見直しの検討が必要である。
>
> 注）雇用保険や健康保険の給付請求権の消滅時効期間は２年

# 災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効



## 経緯②

- **また、令和２年改正法附則では、施行後５年を経過した際に検討を行うこととされている**ことに加え、法案審議の際の附帯決議において、**労災保険法上の給付請求権についても併せて検討する**ことが求められている。

**【参考】令和２年改正法における附帯決議**

○ 災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、検討を行うこと。（令和２年３月11日衆・厚労委）

○ 災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、速やかに専門的見地からの検討に着手すること。（令和２年３月24日参・厚労委）

**【参考】令和２年改正法案審議に係る質疑（衆議院）**

○ 西村智奈美委員
災害補償請求権について最後に伺いたいと思います。これについては現行のまま2年とされたんですけれども、そもそも審議会で十分に議論されておりましたでしょうか。例えば、業務に起因してメンタルヘルスに係る疾患を発症した場合に、こういったケースというのはすぐに災害補償請求はできないと思います。ある程度治癒してから請求しようとした場合に、消滅時効によって請求権が消滅している場合もあると考えられます。災害補償請求権は労災保険とあわせて見直す必要があるのではないかと考えますけれども、いかがですか。

○ 加藤勝信国務大臣
災害補償請求権は、労働基準法上創設された権利であります。これまでも、民法の一般債権の消滅時効期間は10年とされた中で、労基法では2年の消滅時効期間とされております。今回の民法改正で一般債権の消滅時効期間が原則5年となった場合においても、現行の消滅時効期間である2年を維持したところであります。災害補償の仕組みでは、労働者の負傷等の業務起因性を明らかにする必要があるわけですが、時間の経過とともにその立証は困難となり、早期に権利を確定させ、労働者の救済を図る必要があること、また、労災事故が発生した際に早期の災害補償の請求を行うことにより、企業に安全衛生措置を早期に講ずることを促すことにつながり、労働者にとっても迅速な職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれるといった議論もあって、労政審の審議において、現行の2年を維持するということが適当とされたと承知をしております。なお、災害補償及び労災保険給付の請求権の消滅時効については、疾病に罹患する等により実際に療養や休業等をするときから進行するものであります。メンタルヘルスのような疾病については、現実に療養等をした時点から消滅時効が進行するということになります。

○ 西村智奈美委員
答えていただいていないんですけれども、審議会の経緯をたどってみても、十分に議論は行われていません。やはり労災保険のあり方とあわせてしっかりと今後の課題として見直していっていただきたい、そのことは強く申し上げます。・・・（後略）（令和２年３月11日衆・厚労委）

# 災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効



## 経緯③

**【参考】令和２年改正法案に係る質疑（参議院）**

○ 石橋通宏委員

確認しますが、労政審労政審と言われますけど、この件については、ちゃんとした専門家を交えた議論、検討、これしていただいたんでしょうか。労政審のメンバーだけじゃない、これは今の多様な、先ほども申し上げたとおり、多様な働き方があります。特に、**昨今は残念ながら精神障害、様々な職場関係でメンタルヘルス含めた問題がもう本当に増加してしまっています。そうすると、この災害補償についても、この2年という範囲の中では請求できない方々って現におられるんじゃないですか。いないと言い切れるんですか。2年のままで大丈夫だって、大臣、これ責任持って言い切れるんですか。できない現状があるんじゃないでしょうか。そういう検討をちゃんとしたんですか、今回。**

○ 政府参考人（坂口卓君）

繰り返しになりますけれども、この災害補償の関係については、先ほども申し上げましたように、やはり業務起因性を明らかにするということとの関係では、やはり時間と経過がございますと立証が困難になるというようなこともあるということで今回のような議論にも至ったということでございますし、また、検討の過程という形でございますと、今回、労政審に先立っては、消滅時効についてそういった点も、その他の請求権、賃金請求権以外の消滅時効の観点も含めて、学者の方に集まっていただいて、この消滅時効の在り方についての論点の整理をしていただいた上で労政審の方では御議論をいただいたということでございまして、そういった必要な点の議論も含めてこういった労政審での御議論をしていただいたということかと考えております。（令和２年３月24日参・厚労委）

**【参考】令和２年改正法案に係る反対討論（参議院）**

○ 倉林明子委員

日本共産党の倉林明子です。私は、労働基準法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

・・・（中略）・・・さらに、**災害補償請求権は2年に据え置かれています。この期限がうつ病など精神疾患による労働災害で休職した場合の補償請求の壁になっています。労災保険法と併せた早急な見直しを求めるものです。**以上、反対討論といたします。（令和２年３月24日参・厚労委）

# （参考）労災保険給付に係る時効期間徒過理由



## 時効期間徒過件数

○ 令和２年度～５年度における労災保険の不支給決定のうち、時効期間を徒過し、支給に至らなかった件数は以下のとおり（注）。

・休業（補償）等給付：３３８件（不支給決定総件数４７，５６０件に占める割合　０．７%）
・療養の費用　　：５０２件（不支給決定総件数２０，２５３件に占める割合　２．５%）
・介護（補償）等給付：３７９件（不支給決定総件数　１，２７２件に占める割合２９．８%）
・葬祭料等　　：　５４件（不支給決定総件数　２，０９２件に占める割合　２．６%）

（注）消滅時効期間が２年の給付について調査。ただし、現物給付及び年金前払一時金を除く。

## 時効期間を徒過した理由

○ 令和２年度～５年度に請求書を受理した上記４つの給付に係る事案のうち時効期間を徒過して請求されたものについて、その理由を把握できた件数及び理由の内訳は下表のとおり（注）。（注）療養の費用については、施術機関からの請求を除き、労働者や遺族からの請求に限る。

| | 休業 | | 療養 | | 介護 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 請求人の制度の不知・誤解 | 8件 | 13.3% | 7件 | 21.2% | 5件 | 23.8% |
| ② 請求人が手続を失念していた | 6件 | 10.0% | 7件 | 21.2% | 10件 | 47.6% |
| ③ 事業主等の手続漏れ | 18件 | 30.0% | 6件 | 18.2% | 0件 | 0.0% |
| ④ 書類の不揃い・紛失等のため手続遅滞 | 9件 | 15.0% | 6件 | 18.2% | 2件 | 9.5% |
| ⑤ 多忙等により手続が遅滞した | 4件 | 6.7% | 1件 | 3.0% | 2件 | 9.5% |
| ⑥ 保険会社等との調整に時間を要した（第三者行為災害） | 6件 | 10.0% | 1件 | 3.0% | 0件 | 0.0% |
| ⑦ その他 | 9件 | 15.0% | 5件 | 15.2% | 2件 | 9.5% |
| （その他の事例） | ○ 逮捕後勾留され服役しており、請求できなかった<br>○ 健康保険からの切替えであり、請求時には既に時効期間が徒過していた | | ○ 医療機関への支払を滞納しているうちに時効期間を徒過した<br>○ 健康保険から支給を受けていたが、労災保険に切り替えようと思った時点で時効期間を徒過していた | | ○ 障害補償給付の決定後（症状固定から２年経過後に障害請求）に介護請求を行った | |
| 計 | 60件 | 100.0% | 33件 | 100.0% | 21件 | 100.0% |

○ 葬祭料については、時効期間経過後に請求された事案のうち、理由が把握できる事案は１件（請求人の制度の不知・誤解）のみだった。

○ 「令和２～５年度に請求を受け付けた事案のうち、請求日が時効期間経過後のもの」について、時効起算点から請求書受理日までに経過した期間を年数ごとにまとめて割合をとると、３年目までに請求のあった割合が75.5%、４年目までが88.6%、５年目までが94.1%であった。

# 【論点①】保険給付と社会復帰促進等事業の給付との関係



## 制度概要・経緯

○　労災保険制度では、被災労働者等への保険給付に加え、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることを目的に（第１条）、「社会復帰促進等事業」（第29条）を実施している。

○　現在の社会復帰促進等事業の前身である「労働福祉事業」は、労働基準法等に定められている事業主責任の履行の促進に資する事業として創設されたが、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等において、特別会計改革の一環として「廃止も含め徹底的な見直し」を行うことされ、労働福祉事業見直し検討会（平成18年）に於ける検討を経て、事業の位置づけを以下のとおり整理した。

（１）被災労働者の社会復帰を促進するために必要な事業
（２）被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
（３）保険給付事業の健全な運営のために必要な事業（労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業）

なお、この際、従来、「労働条件確保事業」とされた事業のうち、未払賃金立替払事業については（３）の事業と位置づけられた。

○　上記を踏まえた平成19年改正において、名称を「労働福祉事業」から「社会復帰促進等事業」に改めた。

（参考）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第29条　政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一　療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二　被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三　業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

| 事業の種類 | 保険給付との関係 | 具体的な事業<br>※下線は支給対象者が被災労働者や家族・遺族以外の事業 |
|---|---|---|
| **社会復帰を促進するために必要な事業　（法29条１項１号）** | **給付事業と一体的に行われるべきもの** | 義肢等補装具費、外科後処置、アフターケア及び通院費、労災はり・きゅう特別援護措置、振動障害社会復帰援護金、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護、（独）健安機構運営費、CO中毒患者に係る特別対策事業、労災疾病臨床研究事業費補助金 |
| **被災労働者及び遺族の援護を図るために必要な事業　（法29条１項２号）** | **災害補償給付を補完するもの** | 労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金、CO特措法に基づく介護料、<br>特別支給金（特別支給一時金、ボーナス特別支給金）<br>労災ケアサポート事業経費、労災診療被災労働者援護事業補助事業費 |
| **労働者の安全及び衛生の確保の事業　（法29条１項３号）** | **保険給付を抑制し、保険給付事業の適正な運営に資するもの** | 未払賃金立替払事務実施費<br>過労死等防止対策推進経費、安全衛生啓発指導等経費、職業病予防対策の推進、じん肺等対策事業、職場における受動喫煙対策事業　等 |

# 社会復帰促進等事業の給付の性質～特別支給金の位置づけ（１）～



## １．特別支給金制度創設の経緯①

○　特別支給金制度は、昭和49年に、関連する公的諸給付の展望、労使間の上積みの動向等も踏まえて創設されたものであるが、その存在は過渡的なもので、今後検討の余地があるものとされていた。

**【昭和50年２月28日付け都道府県労働基準局労災主務課長あて労働省労働基準局労災管理課長事務連絡「特別支給金について」】**

Ⅰ　背景

特別支給金制度の背景としては、昭和四十年代に入って給付の引上げについて労働者側の要求が高まり、使用者側の対応と相まって労使間の「上積み給付」が普及しつつあること、自賠保険の保険金額の引上げが進んだこと、公害健康被害補償法が制定されたこと等がある。

Ⅱ　経緯

今回の制度改善については、上記背景のほか*ILO*勧告第*121*号の内容が一つの目安になっているが、これを直接考慮した保険給付自体の引上げは障害補償年金及び遺族補償年金のみについて行い、労働不能補償としての休業補償給付及び長期傷病補償給付の年金については、勧告の水準（賃金の*66% 2/3*）にあわせた引上げをするよりも、労使間の「上積み」の実勢を考慮して実質的に賃金の*80*%相当額になるように特別支給金を加給することとした。また、障害者及び遺族についても、給付の引上げのほか、労使間における上積みの動向を考慮して一時金の特別支給金を加給することとした。

**このような改善方法をとつたのは、関連する公的諸給付の展望、労使間の上積みの動向等、なお流動的な情勢を考慮する必要があつたこと、給付改善の問題を単に給付率の引上げの問題として扱う前に、給付の仕組み等について合理化を図るべき点がないかどうか総合的に検討する必要があつたこと等、改善の範囲や内容について自ら過渡的制約を免れない情勢にあったためである。**

**したがつて、特別支給金の性格、位置づけ等についても、情勢の推移と相まつて今後の検討にまつべき点があることはいうまでもない。**

Ⅲ　趣旨等

特別支給金の支給は、労災保険法第*23*条に基づき、被災労働者及びその遺族の福祉に必要な施設として行われるものであり、他の保険施設と同様に、災害補償たる保険給付と相まつて被災者等の保護の実効を期そうとする趣旨のものである。

その性格は、災害補償そのものではなく、休業特別支給金及び長期傷病特別支給金にあつては療養生活援金の色彩、障害特別支給金にあつては、治療後への生活転換援護金の色彩、遺族特別支給金にあつては、遺族見舞金の色彩がそれぞれ濃いものということができる。

他面、その支給事由、支給額等から明らかなように、保険給付と直接的関連、密接不可分の加給金的な関係にあり、その現実的機能としては、各保険給付と相まつてこれを補う所得的効果をもつものということができる。

Ⅳ　上積みとの関係

特別支給金との関係において企業内「上積み」をどう扱うかの問題は、本来、労使間で自主的に処理すべきものであり、また、それぞれの「上積み」の目的、性格、機能等が具体的にどのようなものか、労使間における問題状況はどうか等々によつて処理の仕方も異なると思われるが、あまり観念的な性格論、建前論に走るよりは、具体的なケースの問題として、両者の支給事由、支給額、受給者等に照らし、そのままでは「上積み」が結果的に不合理、不公正、不均衡をきたすようなケースが生じうるとすれば、少くともそれを避けることができるような調整方法を労使間で考えておくのが実際的であろう。

# 特別支給金の位置づけ（２）

## １．特別支給金制度創設の経緯②

○　ボーナス特別支給金は、給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことなどを踏まえ、昭和52年に創設された。

【 厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法−労働法コンメンタール５−」ｐ885-886 】

特別支給一時金制度の趣旨については、制度が設けられた当時、次のような説明がなされている（昭50・１・４基発第２号、昭55・12・５基発第673号）。

特別支給金の支給は、労災保険法第23条〈現行：第29条〉に基づき、被災労働者及びその遺族の福祉に必要な施設として行われるものであり、他の保険施設〈現行 社会復帰促進等事業〉と同様に、災害補償たる保険給付と相まって被災者等の保護の実効を期そうとする趣旨のものである。

その性格は、災害補償そのものではなく、休業特別支給金にあっては療養生活援護金の色彩、障害特別支給金にあっては治ゆ後への生活転換援護金の色彩、遺族特別支給金にあっては遺族見舞金の色彩がそれぞれ濃いものということができる。

他面、その支給事由、支給額等から明らかなように、保険給付と直接的関連、密接不可分の加給金的な関係にあり、その現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的効果を持つものということができる。

一方、ボーナス特別支給金については、このボーナス等特別給与を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるように保険給付に上積み支給されるものであり、給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないのを、わが国の賃金慣行を考慮して実質的に補完し、労働者の稼得能力をより適切に給付に反映していこうとする趣旨のものであるということができよう。

### ２種類の特別支給金について

**特別支給一時金**
- 休業特別支給金（給付基礎日額の2割）
- 障害特別支給金（８万円～342万円）
- 遺族特別支給金（一律300万円）
- 傷病特別支給金（100万円～114万円）

○　特別支給一時金の性質は、災害補償そのものではなく、療養生活や治ゆ後の生活転換援護金、遺族への見舞金としての色彩が濃い。

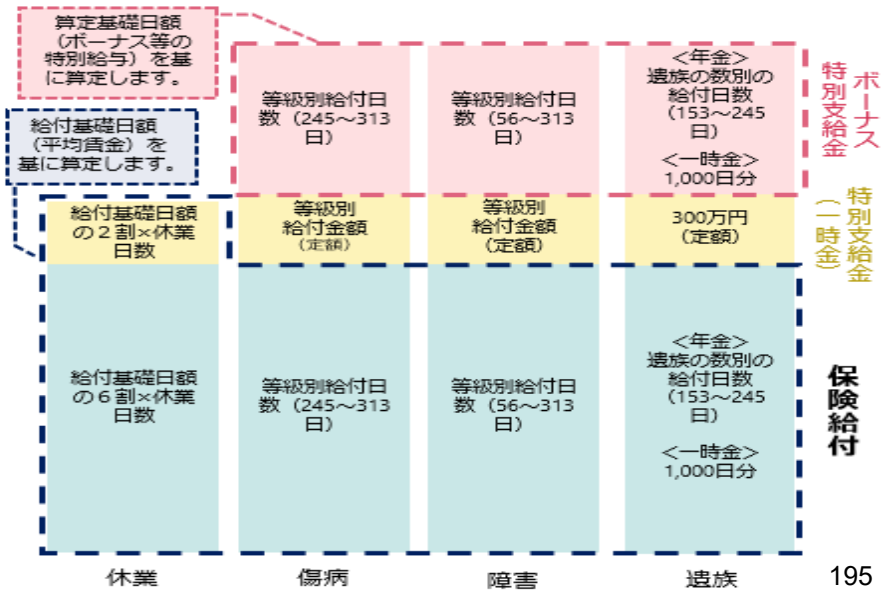
○　現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的効果を持つ。

**ボーナス特別支給金**
- 障害特別年金（障害等級第1～7級：算定基礎日額 131日分～313日分）
- 障害特別一時金（障害等級第8～14級：算定基礎日額 56日分～503日分）
- 遺族特別年金（遺族数に応じ：算定基礎日額 153日分～245日分）
- 遺族特別一時金（一律、算定基礎日額 1,000日分）
- 傷病特別年金（傷病等級第1～3級：算定基礎日額 245日分～313日分）

○　給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことから、我が国の賃金慣行を考慮して、ボーナス等を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるよう保険給付に上積み支給するもの。

○　算定基礎日額は、原則として算定事由発生日以前１年間に支払われた賞与等の合計額を365で除して求めるが、上限（年額で150万円）が設定されている。

### 保険給付と特別支給金の関係図



# 特別支給金の位置づけ（３）

## ２．損害賠償との調整に係る判例

○　使用者が支払った損害賠償から被災労働者が受け取った特別支給金を控除することの可否が争われた過去の判例（コック食品事件）では、**特別支給金はその性質が保険給付とは異なる**ことから、損害賠償との相殺の対象にならない旨判示している。

**【最高裁判所平成８年２月23日（平成６年（オ）第992号）（抄）】**

労働者災害補償保険法（以下「法」という。）による保険給付は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）によって保険給付の形式で行うものであり、業務災害又は通勤災害による労働者の損害をてん補する性質を有するから、保険給付の原因となる事故が使用者の行為によって生じた場合につき、政府が保険給付をしたときは、労働基準法84条２項の類推適用により、使用者はその給付の価額の限度で労働者に対する損害賠償の責めを免れると解され（最高裁昭和50年（オ）第621号同52年10月25日第三小法廷判決・民集31巻６号836頁参照）、使用者の損害賠償義務の履行と年金給付との調整に関する規定（法64条、平成２年法律第40号による改正前の法67条）も設けられている。また、保険給付の原因となる事故が第三者の行為によって生じた場合につき、政府が保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者の第三者に対する損害賠償請求権を取得し、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができる旨定められている（法12条の４）。他方、政府は、労災保険により、被災労働者に対し、休業特別支給金、障害特別支給金等の特別支給金を支給する（労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号））が、右特別支給金の支給は、労働福祉事業の一環として、被災労働者の療養生活の援護等によりその福祉の増進を図るために行われるものであり（平成７年法律第35号による改正前の法23条１項２号、同規則１条）、使用者又は第三者の損害賠償義務の履行と特別支給金の支給との関係について、保険給付の場合における前記各規定と同趣旨の定めはない。このような保険給付と特別支給金との差異を考慮すると、特別支給金が被災労働者の損害をてん補する性質を有するということはできず、したがって、被災労働者が労災保険から受領した特別支給金をその損害額から控除することはできないというべきである。

以上によれば、被上告人が労災保険から受領した休業特別支給金及び障害特別支給金をその損害額から控除すべきでないとした原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものにすぎず、採用することができない。

# 【論点③】労働者等に対する特別支給金について、労災就学援護費等と同様に処分性を認めてよいか。

第３回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年２月21日
資料４

○　特別支給金のうち、いわゆる特別支給一時金については、その支給要件が保険給付とほぼ同様で保険給付との随伴性が高いことから（※）、固有の不服の申し立てを認める理由に乏しくこれまで不服申立の対象として扱ってこなかった。

（※）具体的には、休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金については、本体保険給付と同じく給付基礎日額を用いて算定されるため、仮に保険給付の審査請求により保険給付の業務上外の判断や障害等級、算定額について既存の決定が変更された場合、当該変更に伴い、特別支給金に係る算定額等も修正することとなる。

○　一方、特別支給金のうち、いわゆるボーナス特別支給金（障害特別年金・一時金、遺族特別年金・一時金、傷病特別年金）の支給額については、本体保険給付の算定には用いない「算定基礎日額」（※）を用いて算定することから、ボーナス算定基礎日額のみに不服がある者については、本体保険給付の労審法による審査請求において、これら特別支給金の支給額を実質的に争うことができない。

（※）「算定基礎日額」とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間に、その労働者が事業主から受けた特別給与（給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど３か月をこえる期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれない。）の総額(算定基礎年額)を365で割った額をいう。

**特別支給金**
- **いわゆる特別支給一時金**　：休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金
- **いわゆるボーナス特別支給金**：障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、傷病特別年金

◆ **上記の状況を踏まえ、特別支給金についても処分性を認めるものとしてよいか。**

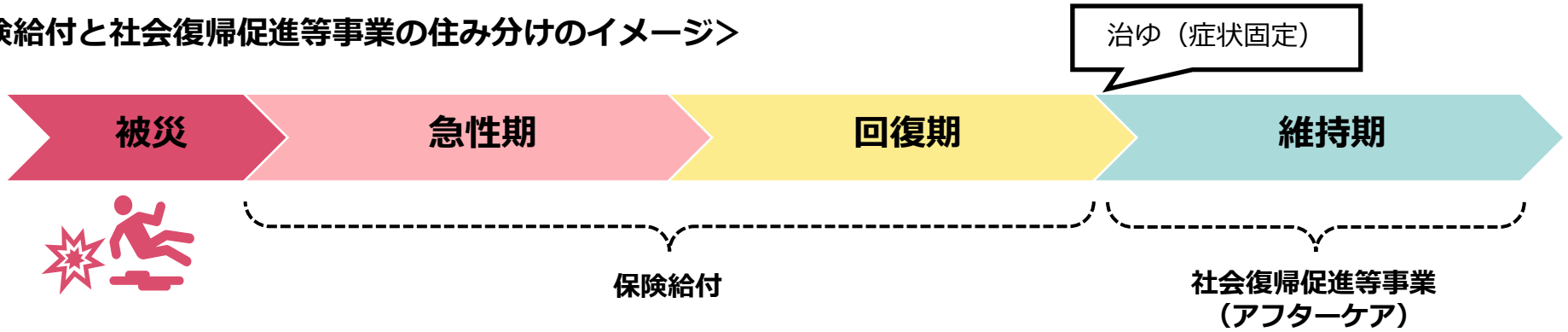
# 療養（補償）等給付とアフターケア



## 現状

○　運動機能回復を目的とするリハビリテーションは、「急性期」、「回復期」に実施される。
○　労災保険においては、
・　「急性期」及び「回復期」に、基本的動作能力の回復等を目的とする理学療法に位置づけ、療養（補償）等給付としてリハビリテーションを実施している。
・　「維持期」においては、リハビリテーションそのものを実施することはできないが、日常生活の維持・改善を目的とする保健指導等を、社会復帰促進等事業として「アフターケア制度」を実施することとしている。

**＜保険給付と社会復帰促進等事業の住み分けのイメージ＞**




労災保険において傷病が治ったときとは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態をいい、この状態を「治ゆ」（症状固定）として取り扱っている。

## 【急性期・回復期と維持期における給付の違い】

○　労災保険法は、その目的として「労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行」うことと「労働者の社会復帰の促進･･･（中略）･･･を図」ることの双方を規定しているところ、この点を踏まえ、「急性期」及び「回復期」のリハビリテーションは、被災から症状固定までの時期に行われるという点で、迅速な保険給付として位置付けられている。
○　一方で、「維持期」に実施するアフターケア制度については、症状固定後の被災労働者の円滑な社会復帰を目指すという点で、保険給付とは別個の社会復帰促進等事業として位置付けられている。

# 【論点②】社会復帰促進等事業の給付に係る審査請求の在り方

第３回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年２月21日
資料４

## １．社会復帰促進等事業の処分性について

○　平成15年の判決（下記参照）を踏まえ、**労災就学援護費と同様の性質を有するとされる社会復帰促進等事業については、処分性があるものとされた**。（平成22年12月27日付け基発1227第1号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」、平成26年７月10日付け基発0710第５号「「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」の一部改正について」）

○　また、社会復帰促進等事業に係る審査請求に対する行政不服審査会の答申（平成29年度答申第28号）等において、処分性のある社会復帰促進等事業の実施について厚生労働省令で定める必要がある旨の指摘がなされたことを踏まえ、**上記通達において処分性があると整理されている社会復帰促進等事業については、令和２年に労災則に規定が設けられた**（令和２年厚生労働省令第70号）。

## ２．就学援護費に関する判例

○　従来、社会復帰促進等事業は保険給付とは異なり処分性がないものと取り扱ってきたが、平成15年の最高裁判決によって社会復帰促進等事業の一つである労災就学援護費に処分性があると判決がなされた。

**【最高裁判所平成15年９月４日（平成11年（行ヒ）第99号）（抄）】**

法23条１項２号は，政府は，労働福祉事業として，遺族の就学の援護等，被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができると規定し，同条２項は，労働福祉事業の実施に関して必要な基準は労働省令で定めると規定している。これを受けて，労働省令である労働者災害補償保険法施行規則（平成12年労働省令第２号による改正前のもの）１条３項は，労災就学援護費の支給に関する事務は，事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。そして，**「労災就学援護費の支給について」と題する労働省労働基準局長通達（昭和45年10月27日基発第774号）は，労災就学援護費は法23条の労働福祉事業として設けられたものであることを明らかにした上，その別添「労災就学等援護費支給要綱」において，労災就学援護費の支給対象者，支給額，支給期間，欠格事由，支給手続等を定めており，所定の要件を具備する者に対し，所定額の労災就学援護費を支給すること，労災就学援護費の支給を受けようとする者は，労災就学等援護費支給申請書を業務災害に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならず，同署長は，同申請書を受け取ったときは，支給，不支給等を決定し，その旨を申請者に通知しなければならない**こととされている。

このような労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば，法は，労働者が業務災害等を被った場合に，政府が，法第３章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために，労働福祉事業として，保険給付と同様の手続により，被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。そして，被災労働者又はその遺族は，**上記のとおり，所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが，具体的に支給を受けるためには，労働基準監督署長に申請し，所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならず，労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するもの**といわなければならない。

そうすると，**労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は，法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり，被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから，抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる**ものと解するのが相当である。

# ３．労働者等向けの社会復帰促進等事業の現状

執行額・支給件数はＲ４年度実績



| | 制度名<br>◎は処分性があるとされているもの。 | 概要 | 執行額<br>(百万円) | 支給実績 |
|---|---|---|---|---|
| ◎ | **義肢等補装具費**（労災則第25条） | 義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。 | 3,324 | (実人員)<br>義肢:4,741人<br>旅費:93人 |
| ◎ | **外科後処置**（労災則第26条） | 外科後処置により障害（補償）等給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの | 28 | (実人員)<br>処置:65人<br>旅費:6人 |
| ◎ | **アフターケア**（労災則第28条）、**アフターケア通院費**（労災則第29条） | 症状固定後も後遺症状の程度に増減又は変動がある場合のほか、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 | 2,932 | アフターケア:<br>355,654件<br>通院費:<br>6,528件 |
| ◎ | **労災はり・きゆう施術特別援護措置**（労災則第27条）、**振動障害者社会復帰援護金**（労災則第30条）、**頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護（労災則第31条）** | 振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 | 290 | はり・きゅう:<br>145件<br>振動障害:<br>227件<br>頭頸部:０件 |
| ◎ | **労災就学援護費**（労災則第33条）、**労災就労保育援護費**（労災則第34条） | 労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。 | 2,061 | (受給対象者数)<br>就学援護:<br>7,262人<br>就労保育:<br>266人 |
| ◎ | **休業補償特別援護金**（労災則第35条） | 労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業３日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償３日分相当額を支給する。 | 1 | 30件 |
| ◎ | **長期家族介護者援護金**（労災則第36条） | 要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給する。 | 47 | 47件 |
| | **特別支給金（特別支給一時金）、特別支給金（ボーナス特別支給金）**（特支金則） | 被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして特別支給金を支給している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。 | 87,958 | 1,465,525件 |
| | **一酸化炭素中毒特措法に基づく介護料支給費**（同規則） | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。 | 5 | (実人員)<br>200　11人 |

# （検討）社会復帰促進等事業の給付（対労働者）に係る審査請求について

| 第３回労災保険制度の在り方に関する研究会 | 資料４ |
|---|---|
| 令和７年２月21日 | |

## １．現状

○　労災保険法に基づく処分のうち、保険給付に関する決定については、行政不服審査法に基づく審査請求ではなく、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）に基づく審査請求及び再審査請求をすることとされている。（労災保険法第38条）

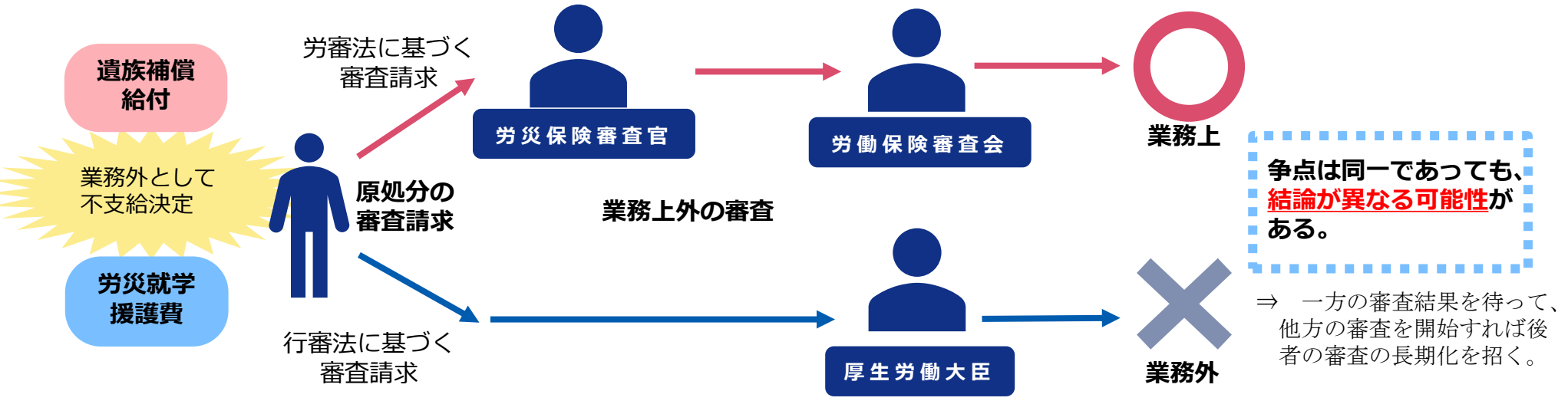
## ２．課題

○　労災保険給付に係る業務上外の判断など、保険給付と社会復帰促進等事業の給付に共通する同一事案に係る同一の争点について、異なる組織で、異なる判断がなされ得る。**仮に一方が棄却となり、一方が認容となれば、行政実務上の矛盾が生じかねない。**

（※）このような事例について、保険給付に係る審査請求又は再審査請求の裁決を待って社会復帰促進等事業に係る審査を進めるという対応をとれば、裁決までの期間が長期化する結果となる。

○　労災保険給付と社会復帰促進等事業の給付は、密接に関連した給付であるにも関わらず、審査請求先が異なることで双方の連動した審査を速やかに行うことが困難となっている。

## 具体例：業務外を理由として遺族補償給付及び労災就学援護費が不支給決定された場合に想定される課題



# 【論点②】社会復帰促進等事業の給付（対労働者）に係る審査請求について



## 総務省の答申

○　現行の社会復帰促進等事業に係る審査請求の在り方については、総務省行政不服審査会の答申において、以下のとおり指摘されている。

**【 令和３年７月26日付け総務省行政不服審査会令和３年度答申第23号（抄）】**

当審査会は、本件と同様の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求事件についての令和元年度の答申（答申第15号、第41号及び第79号）において、次の指摘をしている（なお、最近の答申（令和２年度答申第89号、令和３年度答申第14号及び第17号）でも、同旨の指摘をしている。）。

ア　（略）

イ　審査庁が上記アの運用を相当と考えているのであれば、労災就学援護費の支給は、遺族補償年金の支給決定がされていることを　前提としているから、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。（略）

ウ　（略）

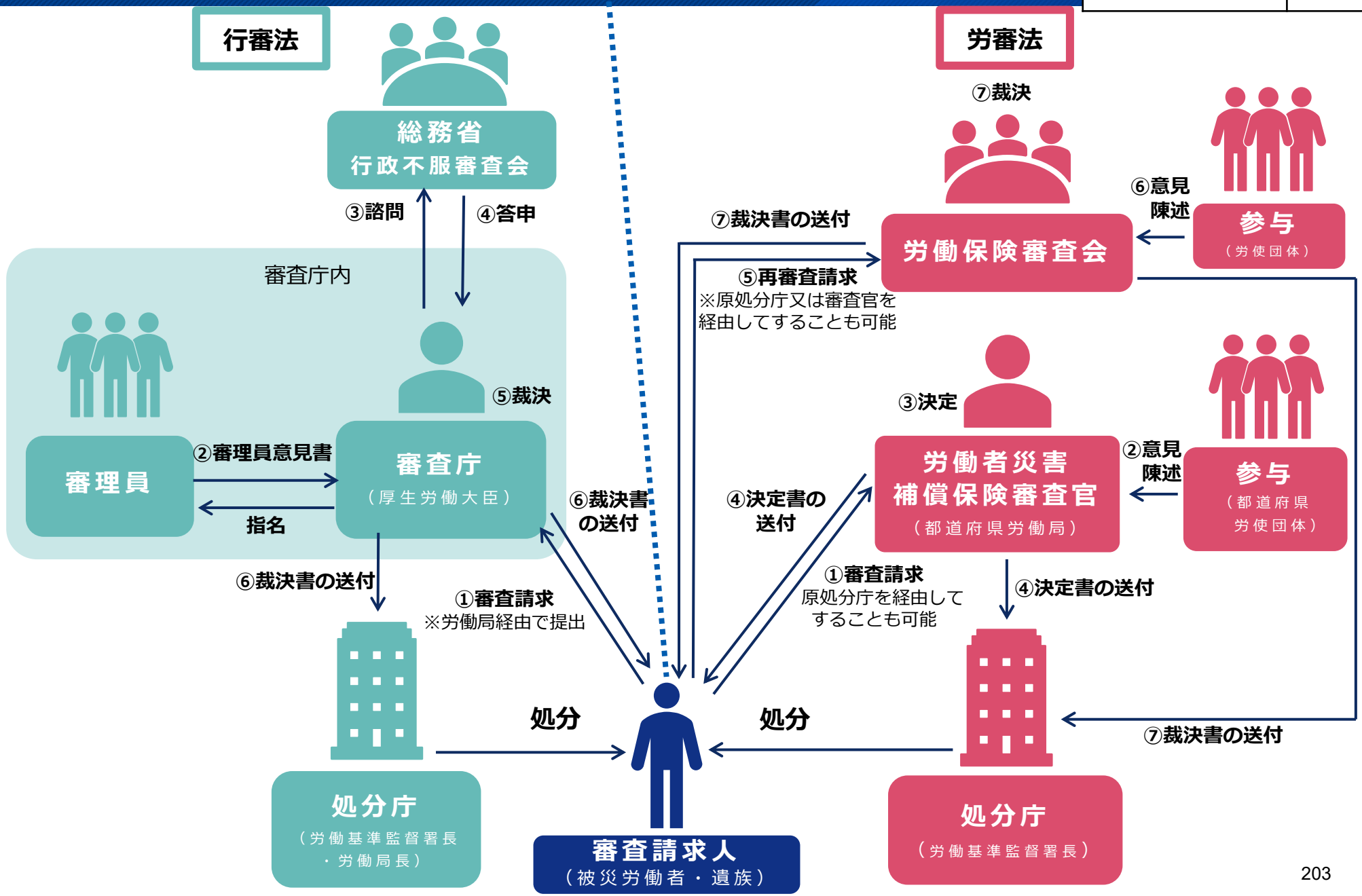
しかし、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続と労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手続が別個に設けられていること自体が審査請求人の負担となっているのであるから、審査庁においては、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続の中で争うことができる制度への変更を真剣に検討すべきである。

**【令和３年11月５日付け総務省行政不服審査会令和３年度答申第45号（抄）】**

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手続が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手続は、本来、独立して迅速に進めるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手続が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手続の帰結（審査請求の結論、再審　査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手続を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第１５号及び第４１号参照）、本件でも、その運用に従ったと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手続を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法１条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

# 【参考】社会復帰促進等事業及び保険給付に係る審査請求の流れ（行審法と労審法）





Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# Ⅲ．徴収等について

９．メリット制

１０．徴収手続と使用者への情報提供

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# メリット制の趣旨・目的



メリット制は、個々の事業ごとの収支率をみて、その事業の保険料を調整し、個々の事業主の負担の具体的公平性をはかるとともに、その自主的な災害防止の努力を促進しようとするもので、労災保険料のもっとも労災保険らしいところの一つということができる。（「新 労災保険法」労働省労災補償部編 昭和41年10月 日刊労働通信社刊 424頁）

○　労災保険率は、業種間の負担の公平を期するため「事業の種類」ごとに災害率等に応じて決められているのであるが、**事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力の如何等によって個々の事業ごとの災害率にはかなりの高低が認められる**。

○　そこで、**事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進する意味**において、たとえ同種の事業であっても、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率等の高低等に応じ、保険技術的に許される範囲において、

① 継続事業については、その事業について**事業の種類ごとに定められた労災保険率**（基準労災保険率）**を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げた率を、次の次の保険年度の労災保険率とする**こととし（徴収法第12条第３項）、

② 有期事業については、確定保険料の額を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げることとしている（同法第20条）。

これが労災保険の「メリット」制と呼ばれるものである。（「改訂15版労働保険徴収法−労働法コンメンタール11−」令和６年３月 一般財団法人労務行政研究所 242頁）

**（参考）有期事業に係るメリット制の創設の背景**

有期事業に係るメリット制は、昭和30年の労災保険法の改正によって設けられたものであるが、それまで継続事業に係るメリット制があったにもかかわらず、有期事業についてこの制度が採用されなかったのは、有期事業の特殊性によるものであった。すなわち、有期事業（例えば、建設の事業）においては、個々の工事ごとに保険関係が成立し、保険関係の成立期間が一般に短く、使用労働者数が工事の過程において著しく変動し、かつ、災害の発生状況が継続事業とは異なる等の特殊事情があるため、継続事業の場合と同様のメリット制を適用することは、保険技術的及び事務的にみて、困難かつ不適当であったからである。

しかし、継続事業についてのメリット制の効用は大なるものがあり、他面、建設の事業においては、大規模な土木建築工事の増大に伴い災害は漸増の傾向を示し、その結果保険経済に及ぼす影響も少なくなかったので、関係者の災害防止の関心を喚起し、併せて建設の事業相互間の保険料の負担の公平を図るため、建設の事業について、その実態に即した方法でメリット制を実施することとしたものである。（同書403頁）

# メリット制（適用）



○労災保険料は、原則、（労働者に支払う賃金総額）×（労災保険率）で計算される。

○ただし、一定の事業については、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減する**メリット制**を適用し、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図っている。

（※）メリット制適用事業場数　147,302事業場（令和５年度）

## メリット制の適用要件

**<継続事業>**・・・事務所や工場など事業の期間が予定されないもの

通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

○連続する３保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たすこと。

①**平均100人以上の労働者を使用**している場合

②平均20人以上100人未満の労働者を使用し、次の式を満たす場合　**【労働者数×（労災保険率－非業務災害率）≧0.4】**

※継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、増減幅を最大45%に拡大する特例がある。

**<一括有期事業>**・・・事業期間が予定されている建設工事現場・木材伐出業について、複数の工事を一括りにしたもの
（請負額（生産量）や概算保険料額に要件あり）

○次の要件を満たすこと。

保険関係が成立した後３年以上経過しており、連続する保険年度中の各保険年度において**確定保険料額が40万円以上**であること。

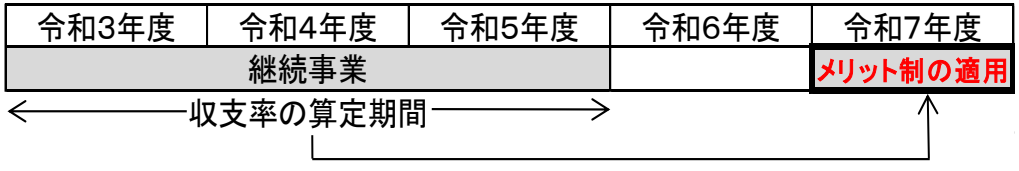
**<単独有期事業>**・・・一括有期事業とならない大規模な建設工事・木材伐出業

○次の要件のいずれかを満たすこと。

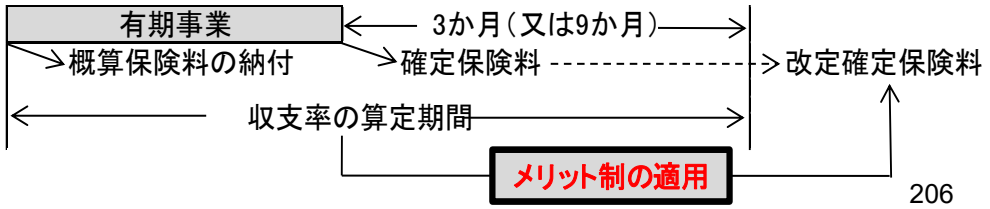
①**確定保険料額が40万円以上**　②**請負金額が1億1千万円以上（建設業）・素材生産量が1千立方メートル以上（木材伐出業）**

## メリット制の適用例

**<継続事業及び一括有期事業>**




**<単独有期事業>**



# 【参考】メリット制（労災保険料の計算方法）



## ○基本となる計算方法（一般の労災保険率のみ適用を受ける事業）

全労働者に支払われた賃金総額 × 業種別労災保険率

## ○メリット制が適用される場合の計算方法

**・継続事業・一括有期事業**

$$\text{全労働者に支払われた賃金総額} \times \left\{ \left( \text{業種別労災保険率} - \text{非業務災害率(※)} \right) \times \frac{100 + \text{メリット増減率（%）}}{100} + \text{非業務災害率(※)} \right\}$$

(※)通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

**・単独有期事業（改定確定保険料）**

単独有期事業は、一度確定保険料を納付した後に 、以下のメリット制を考慮した改定確定保険料の計算を行う。この改定確定保険料と確定保険料との差額を算出し、保険料が追加納付となるか還付となるか追加納付も還付もないかのいずれかが決まる。

$$\text{確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額} \times \frac{100 + \text{メリット増減率（%）}}{100} + \text{確定保険料のうち非業務災害率に応ずる部分}$$

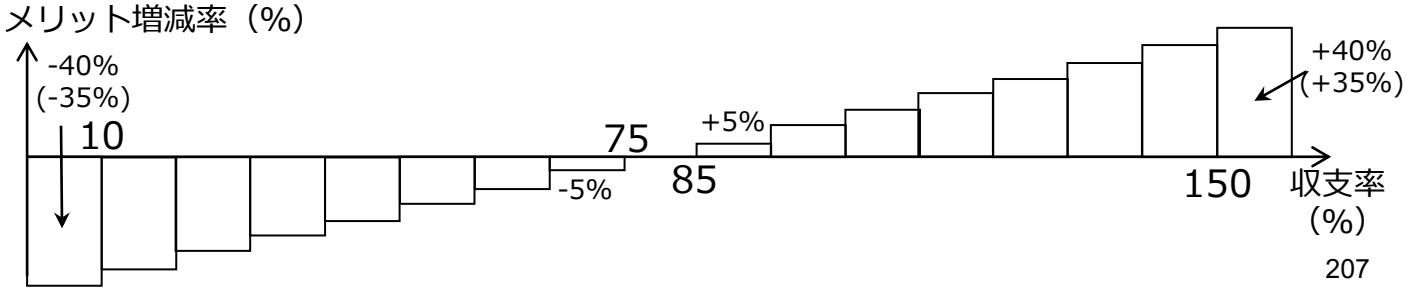
（確定保険料）－｛（確定保険料）÷（労災保険率）×（非業務災害率）｝により計算される。

（確定保険料）÷（労災保険率）×（非業務災害率）により計算される。

＜メリット増減率とは＞

収支率（※）に応じて適用される最大±40%の率のこと。

（※）収支率とは、事業場が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額（継続事業・一括有期事業においては３保険年度の間、単独有期事業においては事業終了後３（９）ヶ月後時点の実績を対象）の割合のこと。



# 【参考】メリット制（メリット収支率の計算方法）



## メリット収支率の計算方法

### ＜継続事業・一括有期事業＞

（**３保険年度の間**に業務災害に関して支払われた以下の額
・保険給付
・特別支給金
・特別遺族給付金（※））
－
（①　以下の**年金差額一時金等の額**
・　遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
・　障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
・　特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額
②　**じん肺症等の特定疾病にかかった者**に対し支払われた額
③　**第三種特別加入者**に係る保険給付及び特別支給金の額）

×100

（３保険年度間の一般保険料の額（労災保険率から**非業務災害率（0.6/1000）**を減じた率に応ずる部分）
＋
第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から**特別加入非業務災害率（0.6/1000）**を減じた率に応ずる部分））

× **第一種調整率**

### ＜単独有期事業＞

（**事業終了日から３（９）箇月を経過した日前**における業務災害に関して支払われた以下の額
・保険給付
・特別支給金
・特別遺族給付金（※））
－
（①　以下の**年金差額一時金等の額**
・　遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
・　障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
・　特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額
②　**じん肺症等の特定疾病にかかった者**に対し支払われた額）

×100

（その事業の確定保険料の額（労災保険率から**非業務災害率（0.6/1000）**を減じた率に応ずる部分）
＋
第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から**特別加入非業務災害率（0.6/1000）**を減じた率に応ずる部分））

× **第一種調整率**
（９箇月の場合は第二種調整率）

※　特別遺族給付金とは、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害を生じた労働者や特別加入者が、労災保険の給付を受けずに石綿による疾病で亡くなったとき、その遺族にして給付金（年金又は一時金）を給付する制度。

## 計算の考え方

### ＜共通の考え方＞

$$\frac{\text{業務災害に係る保険給付} - \text{計算上除く保険給付}}{\text{収納した保険料（業務災害相当分）} \times \text{（調整率）}} \times 100$$

### ＜分子について＞

・労災保険は、労働基準法に定められている労働災害に関する事業主の無過失責任を保険システムにより担保するものであることから、**業務災害に係る保険給付をメリット収支率の計算として算入**する。（通勤災害等は含まない。）

・年金給付の額は長期間算入されてしまうため、労働基準法相当額への換算を行う。このため、年金差額一時金（受け取った年金額が一時金の額に満たない場合に支給される保険給付）は**計算上除く保険給付の①で除外**する。

・短期の雇用が多い業種で多発し、発症に比較的長期間を要する**「特定疾病」の発生責任を発症時の事業主にのみ帰属させないために計算上除く保険給付の②から除外**する。

・**第三種特別加入者は事業に使用される労働者とみなされないこと**から、**計算上除く保険給付の③から除外**する。

### ＜分母について＞

・**収納した保険料のうち非業務災害率を減じた率に応ずる部分にする**ことにより、**業務災害に係る分をメリット収支率に反映**させることができる。（第一種特別加入も同様。）

・分子では、**計算上除く保険給付**が規定されていることから、収納した保険料のうち、**計算上除く保険給付に相当する割合を第一種（第二種）調整率で調整**する。

# 【参考】労災保険料（率）について　労災保険率表(令和６年４月１日施行)

第１回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和６年12月24日
資料１（一部更新）

労災保険料率は３年に１度改定しており、５４業種ごとに災害発生状況等に応じて定められる。

最低2.5/1,000（金融業、保険業又は不動産業 ）～最高88/1,000（金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業）

| 事業の種類の分類 | 業種番号 | 事業の種類 | 労災保険率 |
|---|---|---|---|
| | 02,03 | 林業 | 52 |
| 漁業 | 11 | 海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。） | 18 |
| | 12 | 定置網漁業又は海面魚類養殖業 | 37 |
| 鉱業 | 21 | 金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業 | 88 |
| | 23 | 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 | 13 |
| | 24 | 原油又は天然ガス鉱業 | 2.5 |
| | 25 | 採石業 | 37 |
| | 26 | その他の鉱業 | 26 |
| 建設事業 | 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 34 |
| | 32 | 道路新設事業 | 11 |
| | 33 | 舗装工事業 | 9 |
| | 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 9 |
| | 35 | 建築事業（既設建築物設備工事業を除く。） | 9.5 |
| | 38 | 既設建築物設備工事業 | 12 |
| | 36 | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 6 |
| | 37 | その他の建設事業 | 15 |
| 製造業 | 41 | 食料品製造業 | 5.5 |
| | 42 | 繊維工業又は繊維製品製造業 | 4 |
| | 44 | 木材又は木製品製造業 | 13 |
| | 45 | パルプ又は紙製造業 | 7 |
| | 46 | 印刷又は製本業 | 3.5 |
| | 47 | 化学工業 | 4.5 |
| | 48 | ガラス又はセメント製造業 | 6 |
| | 66 | コンクリート製造業 | 13 |
| | 62 | 陶磁器製品製造業 | 17 |
| | 49 | その他の窯業又は土石製品製造業 | 23 |
| | 50 | 金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。） | 6.5 |
| | 51 | 非鉄金属精錬業 | 7 |
| | 52 | 金属材料品製造業（鋳物業を除く。） | 5 |
| | 53 | 鋳物業 | 16 |
| 製造業 | 54 | 金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。） | 9 |
| | 63 | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。） | 6.5 |
| | 55 | めつき業 | 6.5 |
| | 56 | 機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。） | 5 |
| | 57 | 電気機械器具製造業 | 3 |
| | 58 | 輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。） | 4 |
| | 59 | 船舶製造又は修理業 | 23 |
| | 60 | 計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。） | 2.5 |
| | 64 | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 | 3.5 |
| | 61 | その他の製造業 | 6 |
| 運輸業 | 71 | 交通運輸事業 | 4 |
| | 72 | 貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。） | 8.5 |
| | 73 | 港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。） | 9 |
| | 74 | 港湾荷役業 | 12 |
| | 81 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 3 |
| その他の事業 | 95 | 農業又は海面漁業以外の漁業 | 13 |
| | 91 | 清掃、火葬又はと畜の事業 | 13 |
| | 93 | ビルメンテナンス業 | 6 |
| | 96 | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 6.5 |
| | 97 | 通信業、放送業、新聞業又は出版業 | 2.5 |
| | 98 | 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業 | 3 |
| | 99 | 金融業、保険業又は不動産業 | 2.5 |
| | 94 | その他の各種事業 | 3 |
| | 90 | 船舶所有者の事業 | 42 |

※単位：1/1,000

# メリット適用事業場のメリット増減率適用例①



## 【金属精錬業(労災保険率6.5/1000)の場合】

**【前提】**メリット収支算定期間の確定保険料
※メリット適用による増減後の額
令和２年度： 505.35万円
令和３年度： 638.1 万円
令和４年度： 611.55万円

令和６年度 平均年収：450万円 労働者数：200人 の場合

メリット適用前の保険料は
450万円×200人×6.5/1000=**585万円**

### 【分子（保険給付）】

給付基礎日額：10,000円、算定基礎日額：1,000円

①労災事故がなかった場合

労災給付なし

→ メリット収支率：０%より
メリット増減率：**▲40%**を適用
⇒令和６年度の保険料は**212.4万円減額**により、**372.6万円**

②工場内で転倒し**骨折**した場合の給付事例(入院3日、休業80日)

**61.6万円**の休業補償給付等
**120万円**の療養補償給付

→ メリット収支率：15.4%より
メリット増減率：**▲35%**を適用
⇒令和６年度の保険料は**185.85万円減額**により、**399.15万円**

③過労で**脳疾患**を発症した場合の給付事例(入院200日、休業500日)

**397.6万円**の休業補償給付等
**1,000万円**の療養補償給付

→ メリット収支率：118.9%より
メリット増減率：**＋20%**を適用
⇒令和６年度の保険料は**106.2万円増額**により、**691.2万円**

④工場内で機械に挟まれ**即死（療養なし）**し、遺族補償年金の支給を決定した場合の給付事例

**66万円**の葬祭料
**1,400万円**の遺族補償給付等※
※給付基礎日額1,000日分、算定基礎日額1,000日分(年金は労働基準法による一時金相当額で計上。)及び特支金300万円を合算した額

→ メリット収支率：124.7%より
メリット増減率：**＋25%**を適用
⇒令和６年度の保険料は**132.75万円増額**により、**717.75万円**

注　給付は、メリット収支率算定対象期間中の額。

# メリット適用事業場のメリット増減率適用例②



## 【宿泊業(労災保険率3/1000)の場合】

**【前提】**メリット収支算定期間の確定保険料
令和２年度： 140.4万円
令和３年度： 129.6万円
※メリット適用による増減後の額　令和４年度： 135.0万円

令和６年度　平均年収：300万円
労働者数：150人
の場合

メリット適用前の保険料は
300万円×150人×3/1000=**135万円**

### 【分子（保険給付）】

給付基礎日額：6,500円、算定基礎日額：1,300円

①労災事故がなかった場合

労災給付なし

→ メリット収支率：０％より
メリット増減率：**▲40%**を適用
⇒令和６年度の保険料は**43.2万円減額**により、**91.8万円**

②調理を配膳中に**捻挫**した場合の給付事例(通院、休業30日)

**2万円**の療養補償給付
**14.04万円**の休業補償給付等

→ メリット収支率：5.91%より
メリット増減率：**▲40%**を適用
⇒令和６年度の保険料は**43.2万円減額**により、**91.8万円**

③調理器具で手に深く**創傷**を負い、障害補償一時金を受給した場合の給付事例(入院2日、休業400日、第14級)

**206.44万円**の休業補償給付等
**51.68万円**の障害補償給付等
**140万円**の療養補償給付

→ メリット収支率：146.7%より
メリット増減率：**＋35%**を適用
⇒令和６年度の保険料は**37.8万円増額**により、**172.8万円**

④浴場脱衣所で丸椅子にのって最上段の棚を清掃作業中に転倒し、**神経障害を残し**、障害補償年金の支給を決定した場合の給付事例(入院240日、休業250日、第３級)

**128.44万円**の休業補償給付等
**1,119万円**の障害補償給付等※
**900万円**の療養補償給付
※給付基礎日額1,050日分、算定基礎日額1,050日分(年金は労働基準法による一時金相当額で計上。)及び特支金300万円を合算した額

→ メリット収支率：791.4%より
メリット増減率：**＋40%**を適用
⇒令和６年度の保険料は**43.2万円増額**により、**178.2万円**

### 【メリット増減率】

注　給付は、メリット収支率算定対象期間中の額。

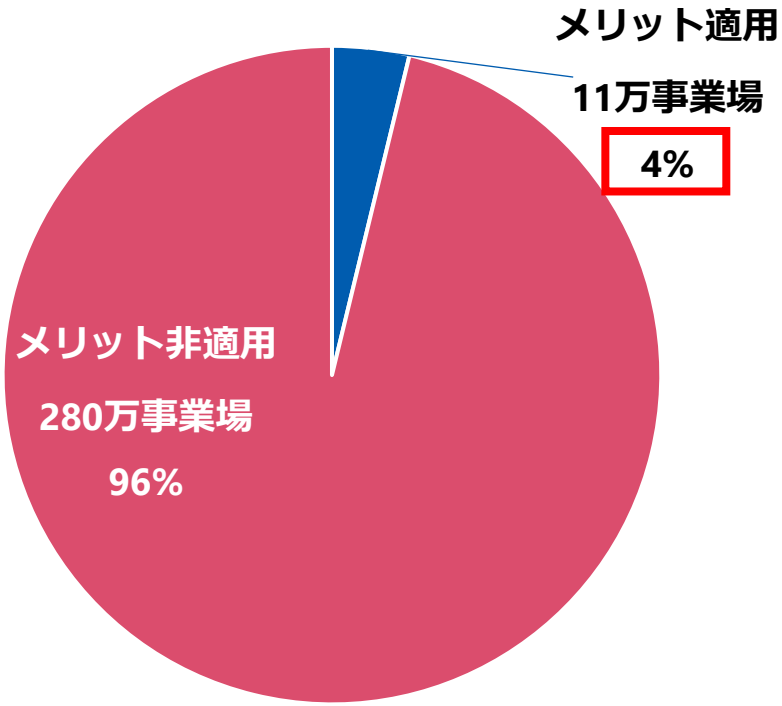
# メリット制の適用状況

継続事業
一括有期事業

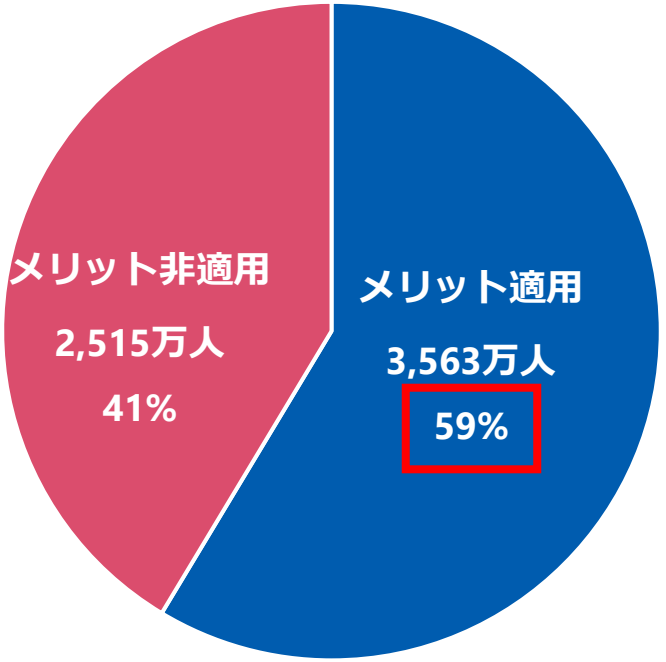


- 令和５年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場数は約11万事業場であり、全ての継続事業及び一括有期事業場数約291万事業場に対して、**約４％**のメリット制適用割合となっている。
- 一方で、労働者数でみると、令和５年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場の労働者数は約3,563万人であり、全ての継続事業及び一括有期事業場の労働者数約6,078万人に対して、**約５９％**のメリット適用割合となっている。

## ○事業場数でみたメリット制の適用状況




## ○労働者数でみたメリット制の適用状況




注１　事業場数は、令和５年度事業年報の数値
注２　労働者数は、徴収業務室特別集計の令和6年10月末時点労災保険適用事業場データから集計

# メリット制による保険料の増減額

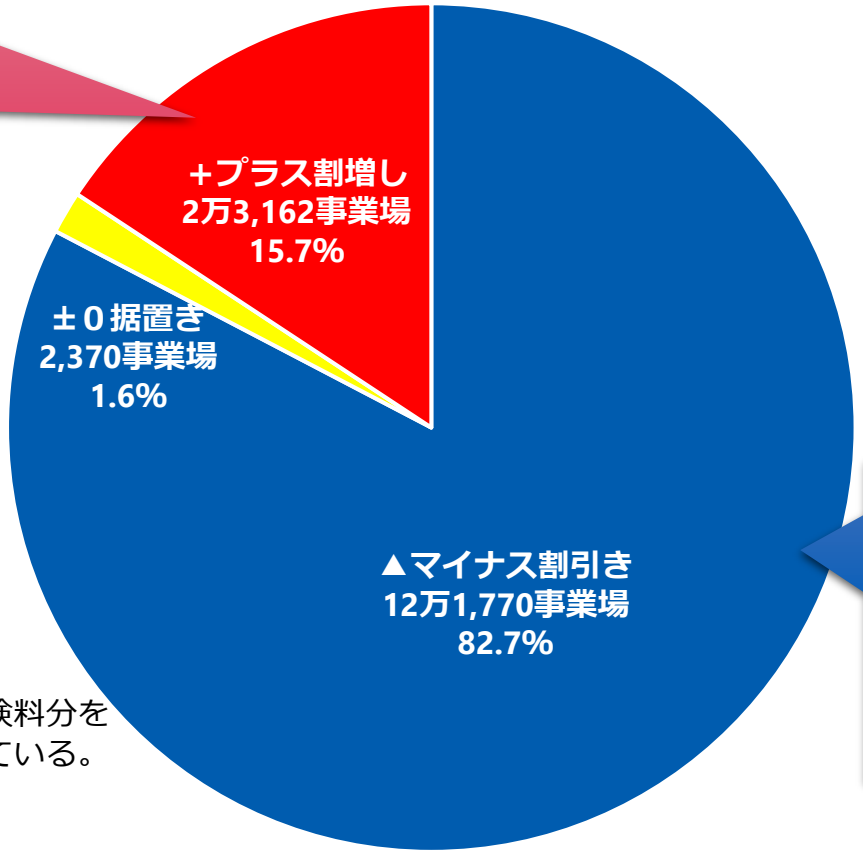
継続事業
一括有期事業
単独有期事業



- 令和５年度にメリット制が適用された事業場数は14万7,302事業場であり、
  - 保険率（料）が割引きとなっている事業場は12万1,770事業場　（全メリット適用事業場の82.7%）
  - 保険率（料）が据置きとなっている事業場は　2,370事業場　（全メリット適用事業場の 1.6%）
  - 保険率（料）が割増しとなっている事業場は 2万3,162事業場　（全メリット適用事業場の15.7%）

- 保険率（料）割引き事業場の保険料総額は4,310億円であり、メリット制の適用により引下げとなった差額保険料▲1,767億円
  保険率（料）割増し事業場の保険料総額は1,047億円であり、メリット制の適用により引上げとなった差額保険料＋　195億円

①保険料総額　1,047億円
②メリット適用前　852億円
①-②引上差額　＋195億円




①保険料総額　4,310億円
②メリット適用前　6,076億円
①-②引下差額　▲1,767億円

メリット制の適用により引下げとなる保険料分を見越し、労災保険率を引き上げて設定している。
※令和５年度差額保険料計▲1,572億円
（＝引下▲1,767億円＋引上195億円）

注　①保険料総額は、令和５年度確定保険料。

# 【論点①】メリット制度の効果をどのように評価するか。

## ✓メリットの趣旨目的に照らして、メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか。

メリット制の効果について、メリットが適用されている事業場の被災者数増減率に着目して検証を行った。

【検証方法】

全事業場とメリット適用事業場で被災者数の増減率を比較した。**メリット適用事業場の被災者数の増減率が全事業場のそれと比べて小さければ、メリット制により被災者数の増減率が抑制されたとして、メリット制の効果があると考えられる**。

検証では、

・労災保険の収支率が比較的高く、メリット増減率がプラス（保険率割増）であるメリット適用事業場
・労災保険の収支率が比較的低く、メリット増減率がマイナス（保険率割引）であるメリット適用事業場

に区分して被災者数の増減率を集計。

また、被災者数の増減が偶然の要素からもたらされないように、一定以上の労働者数が見込まれる６業種に限定して増減率を比較している。

（例）令和３年度から４年度にかけて「卸売業小売業飲食店又は宿泊業」の被災者数を調べたところ、令和４年度にメリット増減率がプラス（保険率割増）＋40%として適用された事業場と、全事業場をみてみると、

R4プラス＋40%で適用されたメリット適用事業場　令和３年度被災者　9,779人⇒令和４年度被災者 9,456人　増減率▲3.3%

全事業場　令和３年度被災者129,277人⇒令和４年度被災者138,154人増減率+6.9%

であったことから、R4プラス+40%ので適用されたメリット適用事業場の方が被災者の増減率が小さく、良い結果を示している。

【検証結果】

- **プラスでメリット制が適用された事業場**については、全事業場よりも増減率が概ね低いことから、一定程度は**メリット制の効果があった**と考えられる。
- **マイナスでメリット制が適用された事業場**については、業種全体よりも増減率が低い場合と高い場合が同程度混在しており、**これだけをもってメリット制の効果の有無を判断できるものではない**。

  ただし、マイナスでメリット制が適用された事業場は、過去の保険収支が良かった（≒災害が少なかった）ことや、もともと被災者数が０である事業場割合が多いため、これ以上被災者数を減らすことができない事業場であることを考慮する必要がある。

# メリットが適用されている事業場の被災者数増減率について（業務災害）

## 検証方法の詳細

➢ メリット制が適用されている事業場について、①～⑧のパターン毎に前年度から当年度にかけて被災者数の増減率と、業種全体の被災者数の増減率⑨を比較したもの。

① **当年度に+40%**で適用された事業場
② **当年度に「+5～+40%」**で適用された事業場
③ 前年度に「▲40%～±0%」で適用かつ**当年度に+40%**で適用された事業場
④ 前年度に「▲40%～±0%」で適用かつ**当年度に「+5～+40%」**で適用された事業場

**①～④　当年度＋（プラス）でメリット適用**

⑤ **当年度に▲40%**で適用された事業場
⑥ **当年度に「▲5%～▲40%」**で適用された事業場
⑦ 前年度に「±0%～+40%」で適用かつ**当年度に▲40%**で適用された事業場
⑧ 前年度に「±0%～+40%」で適用かつ**当年度に「▲40%～▲5%」**で適用された事業場

**⑤～⑧　当年度▲（マイナス）でメリット適用**

注1) 当年度に適用されるメリット増減率は、前々年度までの過去３年間の保険収支によって決定されることから、**当年度のメリット増減率に一切影響を及ぼさない前年度の被災者数とメリット制が適用された当年度の被災者数から増減率を算出**し、業種全体の被災者数の増減率を比較することにより、メリット制の効果を検証したもの。

注2) ある程度の労働者数が確保されている業種内で、メリット適用事業場と全事業場を比較する必要があるため、大分類で100万人以上（建設事業、製造業、運輸業、その他の事業）の業種で、さらにその他の事業については、細分類で100万人以上（その他各種事業は様々な業種が混在しているので除く。）の「ビルメンテナンス業」、「卸売業・小売業・飲食店・宿泊業」、「金融・保険業・不動産業」の合計６業種でメリット適用事業場と全事業場を集計した。

# メリットが適用されている事業場の被災者数増減率について（業務災害）データ集計時点2025/3/7



- ①～⑧メリット適用事業場と⑨全事業場の被災者数増減率を比較し、メリット適用事業場の方が増減率が小さい場合に赤字で表示。**赤字が多いほど、メリット制により被災者数の増減率が抑制され、メリット制の効果と考えられる**。
- **プラスでメリット制が適用された事業場**については、全事業場よりも増減率が概ね低いことから、一定程度は**メリット制の効果があった**と考えられる。
- **マイナスでメリット制が適用された事業場**については、業種全体よりも増減率が低い場合と高い場合が同程度混在しており、**これだけをもってメリット制の効果の有無を判断できるものではない**。

| | | ①～④ 当年度＋（プラス）でメリット適用 | | | | ⑤～⑧ 当年度▲（マイナス）でメリット適用 | | | | ⑨全事業場 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成30年度 | 業種 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| | 建設事業 | 6.8% | 3.7% | 2.7% | 9.5% | 5.6% | 8.3% | 15.1% | 13.3% | 10.7% |
| | 製造業 | 3.1% | 2.7% | 3.0% | 4.8% | 6.9% | 4.4% | 4.9% | 1.0% | 4.3% |
| | 運輸業 | 0.5% | 4.0% | -6.3% | 3.0% | 4.3% | 2.8% | 11.0% | 4.9% | 2.8% |
| | ビルメンテナンス業 | 5.2% | 2.7% | -11.6% | -1.5% | -5.4% | 2.9% | -35.2% | 3.0% | 3.4% |
| | 卸売業小売業飲食店又は宿泊業 | -1.7% | 0.1% | 8.0% | 4.9% | -2.7% | 1.6% | 4.7% | 1.7% | 2.4% |
| | 金融業保険業又は不動産業 | -11.6% | -6.6% | 16.1% | -5.6% | 0.3% | 0.5% | 19.6% | 8.0% | 0.9% |
| 令和元年度 | 業種 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| | 建設事業 | 2.5% | 2.5% | 0.8% | 5.9% | -2.3% | -2.5% | -3.1% | 6.4% | -2.0% |
| | 製造業 | -7.4% | -4.6% | -5.5% | -4.1% | -1.0% | -2.8% | -1.3% | -3.8% | -2.3% |
| | 運輸業 | -3.4% | 0.0% | -2.6% | 3.4% | 4.1% | 0.5% | 10.0% | -1.0% | 1.0% |
| | ビルメンテナンス業 | 3.0% | 2.5% | -5.0% | -3.8% | 5.0% | 5.3% | -3.4% | 13.3% | 4.5% |
| | 卸売業小売業飲食店又は宿泊業 | -3.1% | -3.3% | -3.4% | -3.0% | -0.9% | -2.8% | -0.9% | -3.2% | -0.7% |
| | 金融業保険業又は不動産業 | 2.8% | -1.2% | -20.8% | -20.3% | 0.6% | -1.2% | 22.6% | -4.2% | -1.2% |
| 令和2年度 | 業種 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| | 建設事業 | -5.7% | -7.6% | 2.9% | -6.5% | -3.8% | -2.0% | 24.5% | 1.4% | -4.0% |
| | 製造業 | -15.6% | -12.5% | -11.1% | -13.0% | -6.0% | -8.4% | -6.5% | -10.8% | -8.9% |
| | 運輸業 | -7.7% | -8.5% | -9.6% | -15.0% | -3.5% | -0.3% | -0.8% | -3.2% | -1.3% |
| | ビルメンテナンス業 | -3.9% | -8.1% | 9.1% | -6.0% | -8.0% | -9.4% | -3.4% | 1.3% | -6.1% |
| | 卸売業小売業飲食店又は宿泊業 | -14.5% | -14.2% | -17.5% | -15.3% | -14.3% | -13.2% | -13.9% | -15.2% | -10.7% |
| | 金融業保険業又は不動産業 | -14.1% | -16.5% | -26.1% | -18.0% | -14.6% | -12.0% | -4.2% | -0.4% | -10.0% |
| 令和3年度 | 業種 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| | 建設事業 | -4.4% | 0.4% | -19.5% | -6.6% | -2.0% | -0.7% | -12.6% | 3.5% | -1.1% |
| | 製造業 | 3.0% | 2.4% | 2.1% | 2.0% | 4.1% | 3.0% | 11.0% | 7.4% | 2.7% |
| | 運輸業 | 0.9% | 2.7% | 1.5% | 2.3% | 2.7% | -0.7% | 9.9% | 1.4% | 2.0% |
| | ビルメンテナンス業 | 4.8% | 6.1% | 49.7% | 17.6% | 2.6% | 2.4% | 20.3% | 9.4% | 4.5% |
| | 卸売業小売業飲食店又は宿泊業 | 0.9% | 0.8% | -1.1% | -0.6% | 1.1% | 0.9% | 9.7% | 4.5% | 3.7% |
| | 金融業保険業又は不動産業 | 0.0% | 10.5% | 12.9% | 24.8% | 1.0% | 2.6% | 1.1% | 23.2% | 5.3% |
| 令和4年度 | 業種 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| | 建設事業 | 9.4% | 4.2% | 28.4% | 14.9% | 4.5% | 3.6% | 10.1% | -3.1% | 4.5% |
| | 製造業 | 0.7% | 2.4% | -4.7% | -0.3% | 5.8% | 3.8% | 7.6% | 3.5% | 4.2% |
| | 運輸業 | -0.3% | 2.9% | 4.0% | 0.2% | 8.4% | -8.3% | 13.8% | 7.3% | 4.7% |
| | ビルメンテナンス業 | 2.6% | 1.4% | -2.2% | 3.4% | 14.7% | 5.5% | 22.6% | 3.5% | 5.9% |
| | 卸売業小売業飲食店又は宿泊業 | -3.3% | -1.4% | 4.3% | 0.0% | 11.7% | 8.1% | 19.9% | 11.6% | 6.9% |
| | 金融業保険業又は不動産業 | -6.7% | -5.7% | -10.3% | -10.1% | -0.9% | 3.6% | -2.1% | 13.0% | 1.9% |

①～⑧のメリット制が適用されている事業場では、前年度に保険関係が消滅した事業場や当年度に新規適用となった事業場の被災者数は含まれないが、⑨全事業場では、前年度に保険関係が消滅した事業場や当年度に新規適用となった事業場の被災者数も含んだ増減率を集計している。

# マイナスでメリット制が適用された事業場の前年度の災害発生状況の特徴について

継続事業
一括有期事業
に係る集計



- マイナスでメリット制が適用された事業場は、過去の保険収支が良く災害が少なかったことから、**マイナスのメリット制が適用された時点で、一定程度はメリット制の効果があったと考えてよいのではないか。**
- また、もともと被災者数が０であるため、**被災者数を減らすことが一切出来ない事業場や、減らしても効果は限定的である事業場が、全メリット適用事業場より多く存在**することから、**災害防止に取り組んだとしても、減る効果が一切出ない・出にくいといったことを考慮する必要がある**（下の表 令和４年度事業場の場合）。

注）下の表は令和４年度にマイナスのメリット制が適用された事業場と全てのメリット制が適用された事業場について、令和３年度の被災者数が０人又は５人未満の事業場割合を比較しているが、平成３０年度から令和３年度まで同じような傾向にある。

【令和４年度に労災保険のメリット制が適用されている事業場】

（Ⅰ）うち、前年度（令和３年度）に被災者数が**０人**の事業場割合

| メリット適用事業 | ▲40%が適用 | ▲5～▲40%が適用 | メリット全事業場 |
|---|---|---|---|
| 建設事業 | 79.5%※1 | 77.8% | 76.4% |
| 製造業 | 38.6% | 29.0% | 27.2% |
| 運輸業 | 46.4% | 34.4% | 31.8% |
| ビルメンテナンス業 | 43.4% | 29.5% | 25.7% |
| 卸売業小売業飲食店又は宿泊業 | 50.4% | 33.8% | 29.3% |
| 金融業保険業又は不動産業 | 53.3% | 42.2% | 40.9% |

（Ⅱ）うち、前年度（令和３年度）に被災者数が**５人未満**の事業場割合

| メリット適用事業 | ▲40%が適用 | ▲5～▲40%が適用 | メリット全事業場 |
|---|---|---|---|
| 建設事業 | 99.4%※1 | 99.2% | 99.2% |
| 製造業 | 92.8% | 85.7% | 84.0% |
| 運輸業 | 96.6% | 87.8% | 87.3% |
| ビルメンテナンス業 | 96.8% | 83.2% | 80.5% |
| 卸売業小売業飲食店又は宿泊業 | 95.7% | 82.3% | 77.6% |
| 金融業保険業又は不動産業 | 91.3% | 83.0% | 82.5% |

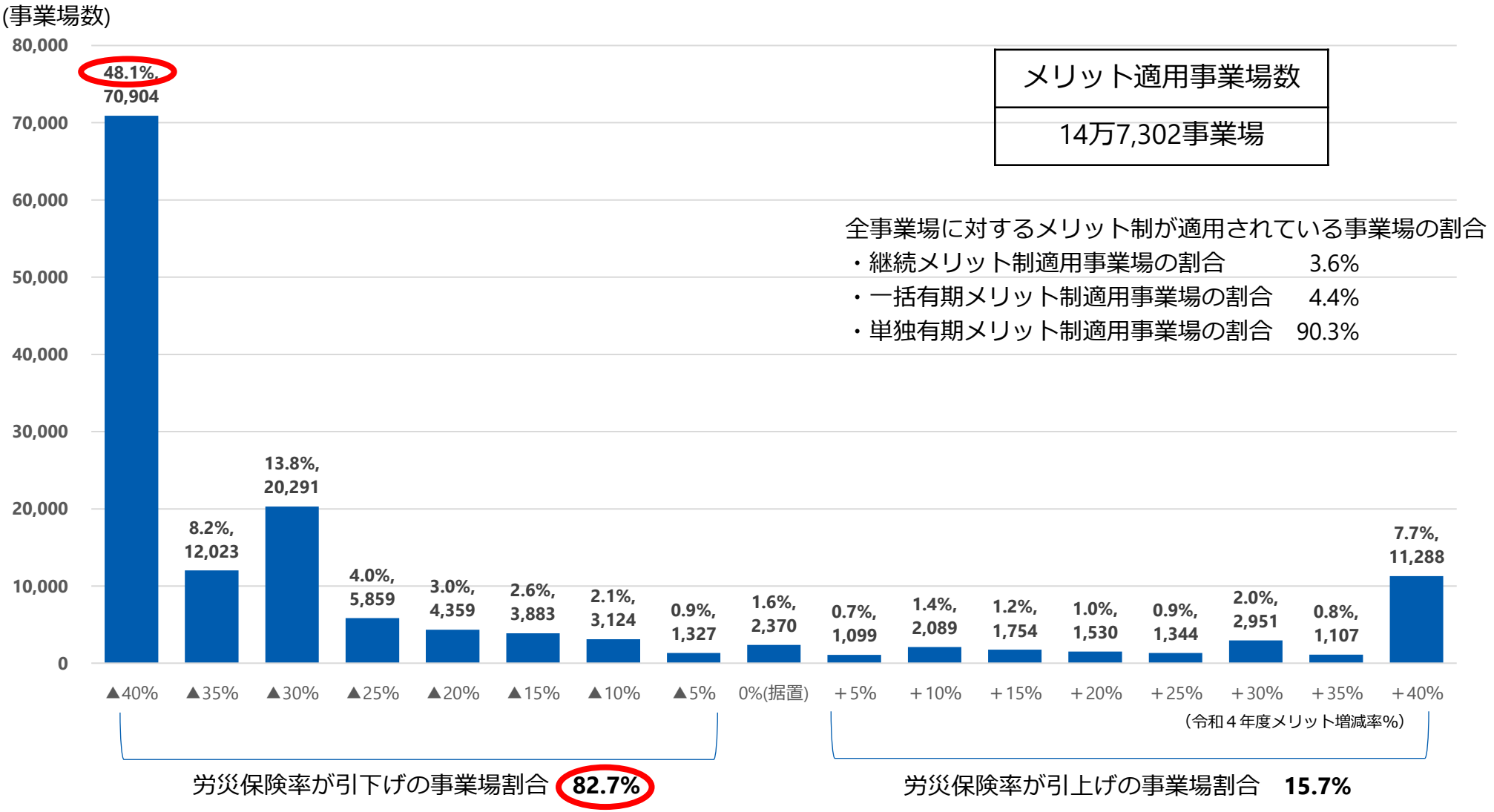
**令和４年度にマイナスのメリット制が適用されている事業場では、前年度（令和３年度）に被災者数が０人もしくは５人未満の事業場割合が全メリット適用事業場より高く、災害防止に取り組んだとして、これ以上被災者数を減らす事ができない又はできにくい。**

※１　確定保険料が100万円未満の建設事業場では、メリット増減率±30%が上限とされている。
このことから「令和４年度に▲40%が適用」の事業場割合を算出する際に、建設事業のみ「令和４年度に▲30%以下が適用」として割合を集計。

# 増減率別メリット制適用事業場数（令和５年度）



➢ 令和５年度にメリット制が適用された事業場（継続事業、一括有期事業、単独有期事業合計）のうち、８割を超す事業場が労災保険率を引き下げて適用され、全体の半数近くの事業場がマイナス４０％で適用されている。




（注） 継続メリット適用事業、一括有期メリット適用事業、単独有期メリット適用事業の合計

# 【論点６①】メリット増減率が+40%の事業場で、翌年度も+40%である事業場が全体の3分の2であることについて

継続事業
一括有期事業

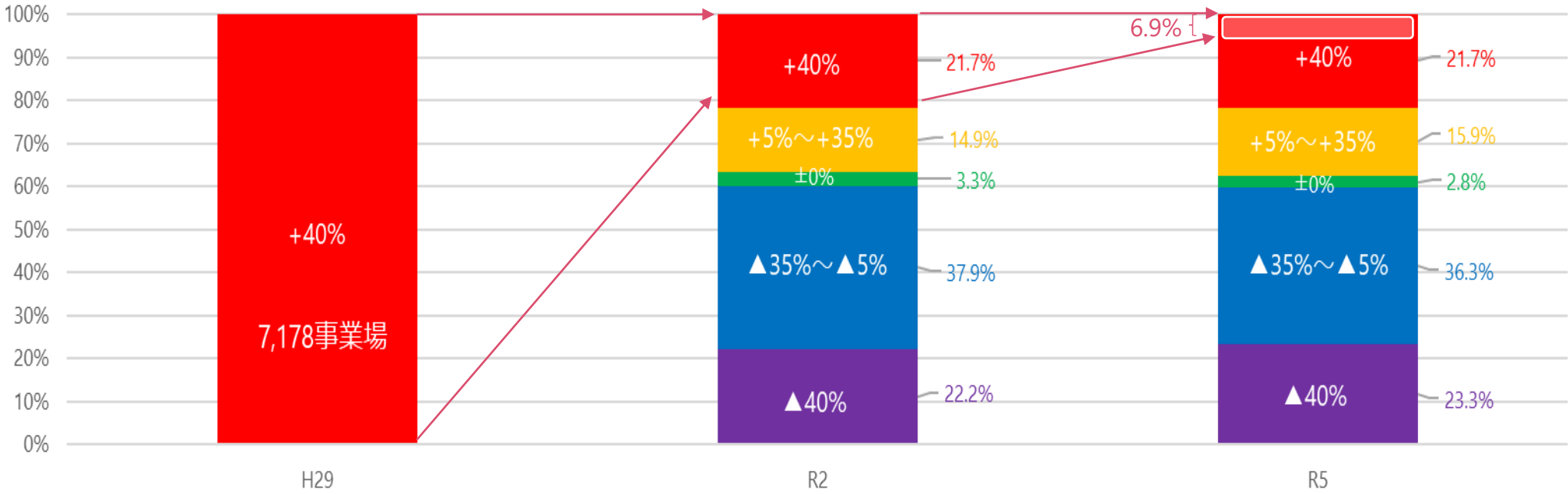
第６回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年５月30日
資料

- 令和４年度にメリット増減率が＋40%の事業場（10,215）のうち、約66%に当たる6,719事業場が令和５年度も＋40%である。（第5回研究会資料２のＰ７）

- メリット増減率は、適用する年度の前々年度までの３年間における保険収支を基礎とすることから、例えば、死亡災害を起こして多額の保険給付を行った場合、３年間に亘ってメリット増減率に影響を及ぼす。
  ※例えば、令和２年度に死亡災害を起こし、遺族一時金を支給した場合、その給付額は、令和4年度から令和6年度までのメリット増減率に影響する。

- このため、ある年度（ここでは平成29年度）のメリット増減率の基礎となった災害が影響を及ぼさなくなる３年後（令和2年度）、またその３年後（令和5年度）のメリット増減率を分析してみると、平成29年度に＋40%であった事業場のうち、令和2年度も＋40%であった事業場は21.7%、さらに令和5年度も＋40%であった事業場は6.9%であった。

○平成29年度にメリット増減率が+40%の事業場のその後のメリット増減率




H29,R2,R5年度にメリット制が適用されている継続事業及び一括有期事業を対象とする。

# メリット増減率の遷移

継続事業・一括有期事業

第５回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年４月４日
資料２

➢ 令和４年度、令和５年度ともメリット制が適用された継続・一括有期事業場で、メリット増減率の遷移を見ると、
・メリット増減率が変わらない（左上から右下にかけての対角線にある）事業場が**５５％**
・メリット増減率が上がる（対角線の上三角）事業場が**２２％**
・メリット増減率が下がる（対角線の下三角）事業場が**２３％**

○「全業種計」の令和５年度メリット適用事業場

| 令和４年度メリット増減率 ＼ 令和5年度メリット増減率 | -40% | -35% | -30% | -25% | -20% | -15% | -10% | -5% | 0% | 5% | 10% | 15% | 20% | 25% | 30% | 35% | 40% | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| -40% | **28,745** | 2475 | 1482 | 566 | 357 | 265 | 178 | 95 | 139 | 67 | 103 | 97 | 79 | 69 | 70 | 53 | 513 | 35,353 |
| -35% | 2664 | **4,086** | 1404 | 502 | 298 | 208 | 134 | 60 | 88 | 36 | 83 | 64 | 43 | 45 | 35 | 33 | 236 | 10,019 |
| -30% | 1668 | 1307 | **11,330** | 1065 | 435 | 308 | 195 | 81 | 130 | 50 | 113 | 73 | 49 | 34 | 281 | 21 | 196 | 17,336 |
| -25% | 603 | 574 | 918 | **1,396** | 746 | 308 | 198 | 66 | 107 | 48 | 63 | 58 | 42 | 40 | 56 | 24 | 154 | 5,401 |
| -20% | 395 | 365 | 479 | 644 | **844** | 500 | 252 | 99 | 112 | 55 | 81 | 51 | 42 | 34 | 49 | 24 | 157 | 4,183 |
| -15% | 310 | 235 | 349 | 325 | 467 | **672** | 369 | 108 | 148 | 56 | 104 | 80 | 55 | 45 | 55 | 17 | 169 | 3,564 |
| -10% | 212 | 173 | 206 | 226 | 231 | 428 | **442** | 161 | 227 | 81 | 103 | 94 | 58 | 48 | 55 | 28 | 165 | 2,938 |
| -5% | 93 | 66 | 81 | 77 | 82 | 115 | 159 | **76** | 119 | 42 | 75 | 44 | 30 | 26 | 28 | 15 | 86 | 1,214 |
| 0% | 155 | 123 | 153 | 122 | 129 | 165 | 254 | 138 | **267** | 113 | 151 | 114 | 81 | 65 | 51 | 29 | 177 | 2,287 |
| 5% | 69 | 51 | 51 | 44 | 50 | 59 | 88 | 47 | 116 | **54** | 108 | 65 | 43 | 27 | 22 | 21 | 101 | 1,016 |
| 10% | 115 | 95 | 104 | 85 | 80 | 116 | 129 | 89 | 208 | 98 | **200** | 162 | 95 | 82 | 64 | 41 | 168 | 1,931 |
| 15% | 85 | 55 | 102 | 77 | 80 | 77 | 75 | 45 | 135 | 66 | 183 | **150** | 105 | 70 | 79 | 44 | 211 | 1,639 |
| 20% | 72 | 44 | 52 | 53 | 49 | 69 | 73 | 34 | 81 | 54 | 93 | 102 | **135** | 86 | 87 | 48 | 234 | 1,366 |
| 25% | 68 | 45 | 52 | 37 | 52 | 52 | 54 | 33 | 58 | 35 | 107 | 93 | 89 | **93** | 102 | 47 | 233 | 1,250 |
| 30% | 69 | 29 | 229 | 59 | 45 | 78 | 79 | 31 | 64 | 37 | 115 | 102 | 118 | 89 | **1,147** | 68 | 317 | 2,676 |
| 35% | 30 | 21 | 33 | 27 | 24 | 40 | 33 | 20 | 48 | 24 | 42 | 62 | 61 | 80 | 63 | **123** | 285 | 1,016 |
| 40% | 337 | 135 | 164 | 144 | 145 | 174 | 168 | 96 | 204 | 103 | 242 | 257 | 307 | 322 | 340 | 358 | **6,719** | 10,215 |
| 合計 | 35,690 | 9,879 | 17,189 | 5,449 | 4,114 | 3,634 | 2,880 | 1,279 | 2,251 | 1,019 | 1,966 | 1,668 | 1,432 | 1,255 | 2,584 | 994 | 10,121 | 103,404 |

| R4⇒R5 メリット増減率 増加（上三角） | R4⇒R5 メリット増減率 変化なし（対角線） | R4⇒R5 メリット増減率 減少（下三角） |
|---|---|---|
| 22,761事業場 | 56,479事業場 | 24,164事業場 |
| 22% | 55% | 23% |

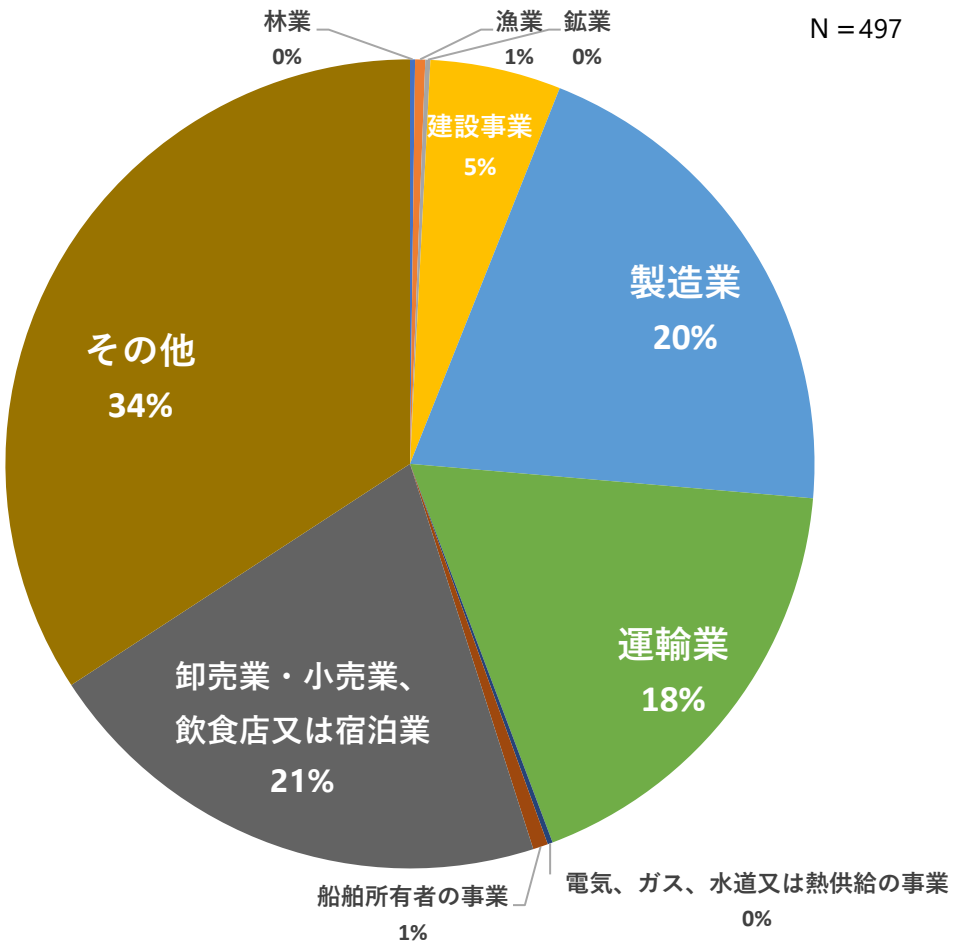
注　令和５年度メリット適用事業場名簿に、令和４年度メリット適用事業場名簿を事業場の労働保険番号をキーとして突合し、令和４年度の名簿に同一の労働保険番号が掲載されていない事業場を除いて集計している。したがって、令和４年度、５年度ともにメリット制が適用されていても、事業場の移転等により労働保険番号が変更となった事業場は集計から除外されていることに留意が必要。

# メリット増減率が＋40%の事業場における業種別構成比

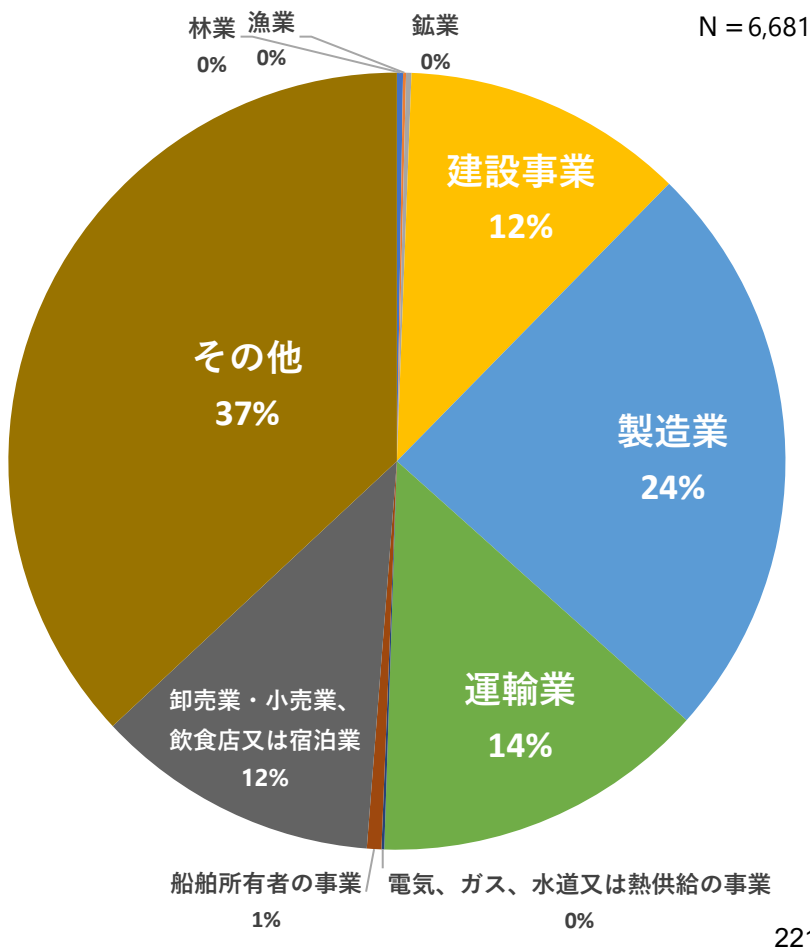


- 平成29年度にメリット増減率が+40%であった事業場の業種別構成比を以下①、②の条件で比較した。
  - ①　令和２年度、令和５年度もメリット増減率が+40%である事業場
  - ②　①以外の事業場
  - ①、②を比較すると、①では②に比べ「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の構成比が大きく、「建設事業」の構成比が小さい。

**【①　H２９、R２、R５年度のメリット増減率が＋40%の事業場】**




**【②　①以外の事業場**（平成29年度のメリット増減率は+40%）】

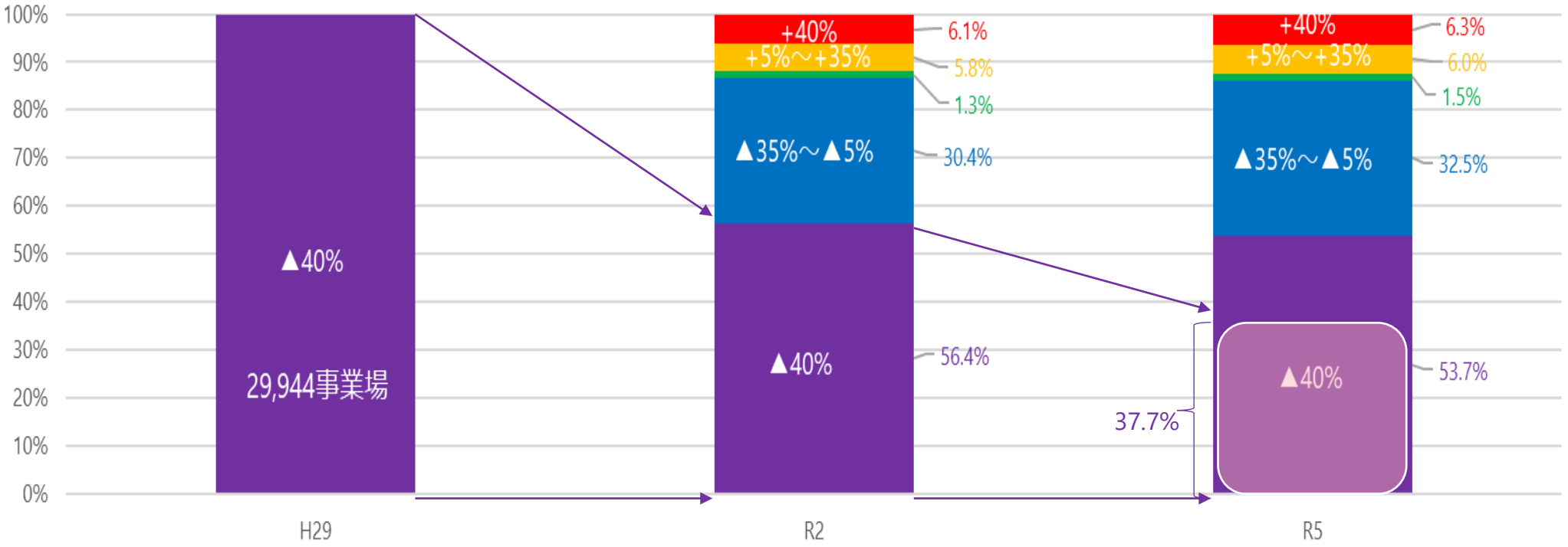



H29,R2,R5年度にメリット制が適用されている継続事業及び一括有期事業を対象とする。

# 参考：H29年度のメリット増減率が▲４０％である事業場のメリット増減率推移

➢ ある年度（ここでは平成29年度）のメリット増減率の基礎となった災害が影響を及ぼさなくなる３年後（令和2年度）、またその３年後（令和5年度）のメリット増減率を分析してみると、平成29年度に▲40%であった事業場のうち、令和2年度も▲40%であった事業場は56.4%、さらに令和5年度も▲40%であった事業場は37.7%であった。

○平成29年度にメリット増減率が▲40%の事業場のその後のメリット増減率




H29,R2,R5年度にメリット制が適用されている継続事業及び一括有期事業を対象とする。

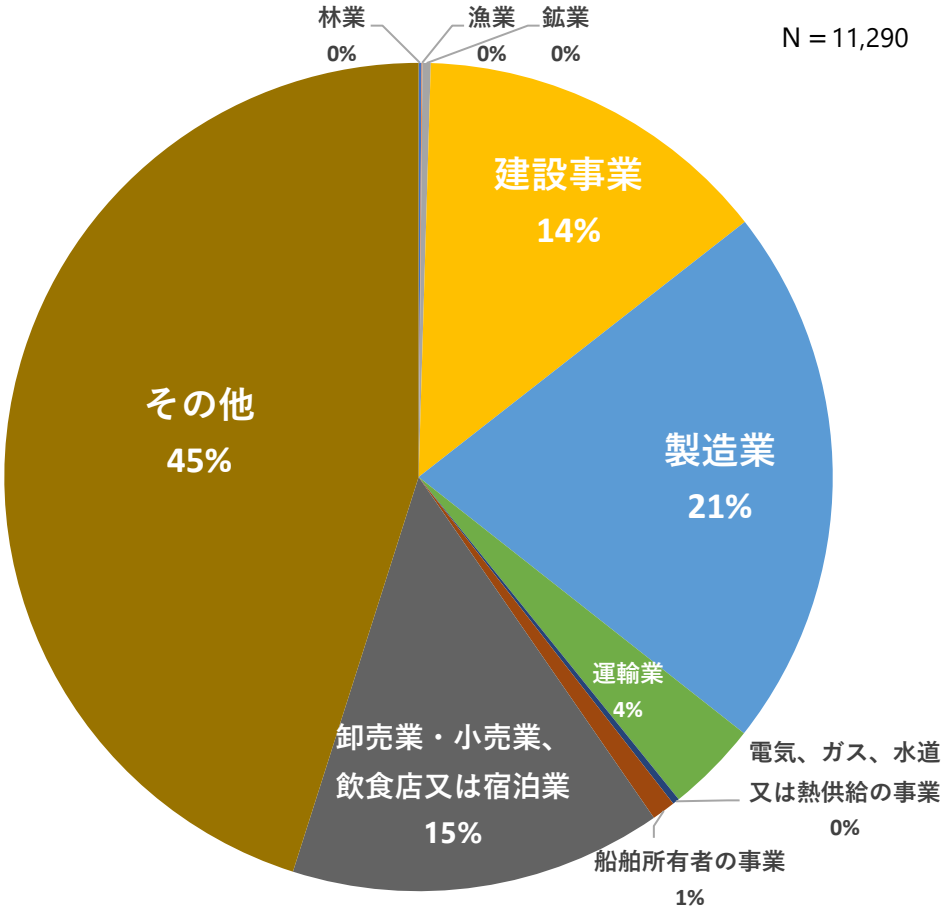
# 参考：メリット増減率が▲40%の事業場における業種別構成比

継続事業
一括有期事業

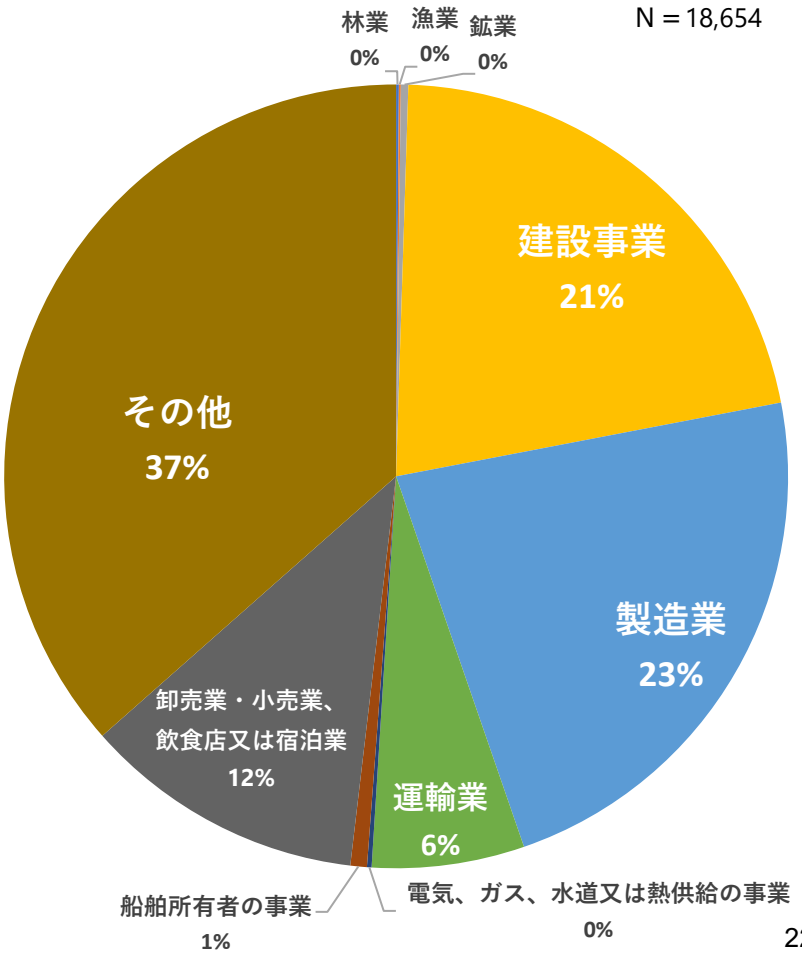
| 第６回労災保険制度の在り方に関する研究会 | 資料 |
|---|---|
| 令和７年５月30日 | |

- 平成29年度にメリット増減率が▲40%であった事業場の業種別構成比を以下①、②の条件で比較した。
  - ①　令和２年度、令和５年度もメリット増減率が▲ 40%である事業場
  - ②　①以外の事業場
  - ①、② を比較すると、①では②に比べ「建設事業」の構成比が比較的小さい。

**【①　H２９、R２、R５年度のメリット増減率が▲40%の事業場】**




**【②　①以外の事業場**（平成29年度のメリット増減率は▲40%）】




H29,R2,R5年度にメリット制が適用されている継続事業及び一括有期事業を対象とする。

# 【論点６②】労災かくしの動機に係る調査



○令和５年（１月１日～12月31日）にいわゆる労災かくし（労働安全衛生法第100条違反）で送検した事業者（103事業者）について、労災かくしを行った動機を都道府県労働局に対して調査した。
○結果、元請けへの影響や企業イメージの低下を懸念したものが多く挙げられた一方、メリット制を理由とした事例はなかった。

| | 具体的な動機 | 事業者数(件) | 割合(%) |
|---|---|---|---|
| 元請事業者への影響を懸念した | ①元請事業者から今後発注を受けられなくなることを懸念した | 17 | 16.5 |
| | ②元請事業者が監督署による司法処分や行政指導等を受けることを懸念した | 3 | 2.9 |
| | ③元請事業者が公共工事への入札停止を受けることを懸念した | 5 | 4.9 |
| | ④元請事業者に、メリット制による労災保険料の増額が生じることを懸念した | 0 | 0.0 |
| | ⑤元請事業者の企業イメージの低下を懸念した | 2 | 1.9 |
| | ⑥現場の工事がストップすることを懸念した | 8 | 7.8 |
| | ⑦(左記①～⑥に当てはまるか不明であるが)元請事業者に迷惑を掛けることを懸念した | 22 | 21.4 |
| | ⑧その他(理由を記載ください) | 10 | 9.7 |
| 自社への影響を懸念した | ①自社が監督署による司法処分や行政指導等を受けることを避けたかった | 12 | 11.7 |
| | ②自社に対する公共工事への入札停止を懸念した | 3 | 2.9 |
| | ③自社の労災保険への未加入や他の法違反の発覚を恐れた | 0 | 0.0 |
| | ④自社のメリット制による労災保険料の増額を懸念した | 0 | 0.0 |
| | ⑤自社の企業イメージの低下を懸念した | 12 | 11.7 |
| | ⑥現場の工事がストップすることを懸念した | 10 | 9.7 |
| | ⑦労災保険の手続きが面倒だった | 4 | 3.9 |
| | ⑧その他(理由を記載ください) | 26 | 25.2 |
| その他 | ①死傷病報告の提出義務を認識していなかった | 20 | 19.4 |
| | ②不明 | 9 | 8.7 |

(参考)⑧その他の事例

・元請事業者から指示・要請があった
・元請事業者への報告が遅れた
・自らの出世と社内の部署間の関係を保つため
・担当者の業務繁忙
・被災者(派遣、実習生)の主張を信用しなかった　等

# （参考資料）メリット制に対するご意見



## 日本労働弁護団意見（抜粋）

3　かかる判決（注1）が出た原因は、メリット制によって、直接、使用者の保険料が増大する可能性が生じることにある。

そもそも、メリット制は、労災保険料徴収法12条3項に「できる」とある通り、任意的適用となっており、一部疾病等については、通達によってメリット制の対象外となっている。その上、労災事故の防止という観点からは、業務起因性のある傷病が発生したことと、保険料増大を直接結び付けるべき理由はない。

これに加え、現在のメリット制の在り方によって前記のような判決が出て、種々の被災労働者・遺族に対する負の影響があるため、メリット制のあり方について議論を速やかに開始し、迅速な補償を行うことで安心して労働者を療養させるという労基法第8章及び労働者災害補償保険法の趣旨を真に達成できる制度とすべきである。

（2023年2月17日「労災保険支給決定に対する事業者による異議申立てに断固反対し、メリット制のあり方について見直しを求める幹事長声明」より

（注1）令和４年11月29日東京高裁判決。労災保険給付が認められると保険料増大の不利益が生ずるとして、メリットの適用を受ける事業主が労災保険給付の違法性を直接争うことを肯定した判決。ただし、本事案は、その後の最高裁（令和６年７月４日）において、特定事業主には、労災支給処分を争う原告適格はない、と判断された。

## 過労死弁護団全国連絡協議会　メリット制検討チーム意見（抜粋）

3　厚生労働省内の検討会における議論の方向性（注2）は、法的構成はともかく、事業主に対し、支給決定処分の支給要件該当性について争う道を開きつつ、これを専ら労働保険料の争訟において行わせ、被災労働者及び遺族に影響を可能な限り与えない、というものである。

そもそも、メリット制は、無過失責任を前提とする労災保険制度の下で適切かどうかとの議論が従前より存在し、加えて、今日においては、メリット制の導入当時と比べて、明白な災害性事故ではない労災、すなわち過労性疾患のような形態の労災が増加している状況の下で現行のメリット制がそのまま維持されることについては疑問があり、厚労省内においては、メリット制の存続の可否、ないし内容の変更の可否を検討していくことが必要な情勢になっていると思料する。

4　以上の通り、労災支給決定処分を事業主が争うことを認めた上記東京高裁判決（注３）は不当で到底容認できない。国は、上告(上告受理申立て)をすべきである。

他方、仮に、当面、同処分の違法性を保険料決定の異議申し立てにより主張させ、被災者への直接の影響をなくす厚生労働省の現在の案を導入するにあたっては、上記の通り、数々の懸念点があり、現実の労働者・遺族の不利益を防ぎ、かっ、職場の改善、過労死の防止に悪影響が生じないよう、十分な注意が求められる。

そして、将来的には、メリット制の継続の可否、メリット制の内容改善の可否につき、議論を進めていくべきである。

（2022年12月5日「「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」あて意見書」より）

（注２）「労働保険徴収法第 12 条第３項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」において示された、労働保険料認定決定の不服申立等において、労災保険給付の支給要件非該当性に関する主張を認める、労災保険給付の支給要件非該当性が認められたとしてもそのことを理由に労災保険給付を取り消すことはしない等の方針。

（注3）注１に同じ。

# 【論点②】メリットの算定対象は妥当か－特定の疾病の取扱い－

✓　特定の疾病をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。

## メリット制の趣旨・目的

○　**メリット制は、個々の事業ごとの収支率をみて、その事業の保険料を調整し、個々の事業主の負担の具体的公平性をはかるとともに、その自主的な災害防止の努力を促進しようとするもの**で、労災保険料のもっとも労災保険らしいところの一つということができる（「新 労災保険法」労働省労災補償部編 昭和41年10月 日刊労働通信社刊 424頁）。

## メリット収支率の算定対象に係る現行の取扱い　－特定疾病に罹患した者に係る給付の取扱い－

○　特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金は、メリット制の分子に算入しない。（徴収法第12条第３項及び徴収則第17条の２）

○「特定疾病にかかった者」とは、次頁の左欄に掲げる疾病にかかった者のうち、中欄に掲げる事業の種類に属する事業に係る右欄に掲げる者である。

○　これは、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を状態とする労働者を多数使用する事業に多発する特定の疾病であって、かつ、当該疾病の発症までに比較的長時間を要するものであるにもかかわらず、最終事業場における従事歴が短期であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場の事業主に帰属させることが困難なものであり、**疾病の種類、労働者の就労形態及び発生した事業場の事業の種類のすべてについて、一定の条件を満たした場合にのみ適用する限定的な取扱い**である。

### （参考）現行の特定疾病を算定基礎の対象から除外した考え方

○　メリット適用事業場の災害発生状況をより適正に評価、反映できるように、一定の条件のもとに特定疾病にかかった者に係る保険給付の額および特別支給金の額を、個別事業場の収支率算定式の分子である保険給付の額および特別支給金の額から除外することとされた（「労災保険の変遷と展望」稲葉哲 昭和62年３月 財団法人労働福祉共済会刊 339頁）。

○　日雇い又は短期間の雇用で事業場を転々とする労働者が遅発性の職業性疾病に罹患した場合には、当該疾病の発生の責任を最終事業場の事業主にのみ帰属させるのは不合理であるので、これらの疾病に係る給付額はメリット収支率の算定基礎から除外することとしたこと。

　なお、これらの疾病の発生については、転々労働者を雇用する事業主全体の責任であること、また、これらの疾病に係る給付額をメリット収支率の算定基礎から除外することに伴い他の事業主の負担が増大すること等に鑑み、転々労働を常態とする業態にある業種について、転々労働者に特徴的に発生する疾病についてのみ、本改正（引用者注：昭和55年法改正）がなされている（「新・労災保険財政の仕組みと理論」 岡山茂・浜民夫 平成元年１月 財団法人労務行政研究所刊 270～271頁）。

# 【参考】メリット収支率の算定対象外となる特定疾病



| 疾病 | 事業の種類 | 疾病にかかった者 |
|---|---|---|
| 非災害性腰痛<br>労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二第三号２の疾病 | 港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業 | 事業主を異にする２以上の事業場において非災害性腰痛の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、当該業務に従事した最終事業場の事業主に日雇で使用されたもの(２月を超えて使用されるに至ったものを除く。) |
| 振動障害<br>労働基準法施行規則別表第一の二第三号３の疾病 | 林業又は建設の事業 | 事業主を異にする２以上の事業場において振動障害の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が１年に満たないもの |
| じん肺症<br>労働基準法施行規則別表第一の二第五号の疾病 | 建設の事業 | 事業主を異にする２以上の事業場においてじん肺症の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が３年に満たないもの |
| 石綿にさらされる業務による肺がんまたは中皮腫<br>労働基準法施行規則別表第一の二第七号８の疾病 | 建設の事業 | 建設の事業に属する事業主を異にする２以上の事業場において肺がん又は中皮腫の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が、肺がんにあっては10年、中皮腫にあっては１年に満たないもの |
| | 港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業 | 港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業に属する事業主を異にする２以上の事業場において肺がん又は中皮腫の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した労働者であって、当該業務に従事した最終事業場の事業主に日雇で使用されたもの(２月を超えて使用されるに至ったものを除く。) |
| 騒音性難聴<br>労働基準法施行規則別表第一の二第二号１１の疾病 | 建設の事業 | 事業主を異にする２以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、最終事業場における当該業務に従事した期間が５年に満たないもの |

# 業務上疾病に係る業務起因性について（１）ー考え方ー

○　メリット収支率は、当該事業の労働者に対する労災保険給付を前提に算定される。
○　**労災保険給付は、業務起因性が認められる場合に限り支給**されるが、疾病にかかる業務起因性の判断は以下の考え方に基づき行っている。

## 業務起因性の基本的考え方

労働者に生じた疾病について、以下の３要件が認められる場合は原則として業務起因性を肯定

1. 労働の場における有害因子の存在
   健康障害を引き起こす有害因子が労働の場に存在すること
2. 有害因子へのばく露条件
   健康障害を引き起こすに足りるばく露があること（ばく露の程度、期間など）
3. 発症の経過及び病態
   発症の時期の経過及び病態が、有害因子の性質、ばく露条件等からみて医学的に妥当なものであること

※「有害因子」とは、人の健康障害を引き起こす諸因子（有害な化学物質、身体に過度の負担のかかる作業態様等）を指し、「ばく露」とは、これら有害因子に遭遇、接触し、又はこれが侵入することを指す。

## 業務以外の要因と競合する場合の業務起因性の考え方

- 業務起因性が認められるためには、傷病等の原因のうち、当該業務に内在又は通常随伴する危険が現実化したものであると評価し得る程度に、**業務が相対的に有力な原因であることを要する。**
- 労働者が罹患する疾病の中には、業務による有害因子と業務以外の要因が競合して発症するものがあるが、業務上の有害因子と業務以外の有害因子の両方が認められる疾病であっても、**業務上の有害因子が相対的に有力な原因となっている場合には業務上の疾病として取り扱われる**。

【参考】熊本地裁書記官事件（最高裁昭和51年11月12日第二小法廷判決）
労働者に生ずる疾病については、一般に多数の原因又は条件が競合しており、このような広義の条件の一つとして労働あるいは業務が介在することを完全に否定し得るものは極めてまれである。しかしながら、単にこのような条件関係があることをもって直ちに業務と疾病との間に因果関係を認めるべきではなく、業務と疾病との間にいわゆる相当因果関係がある場合にはじめて業務上疾病として取り扱われるべきものであると解されている。

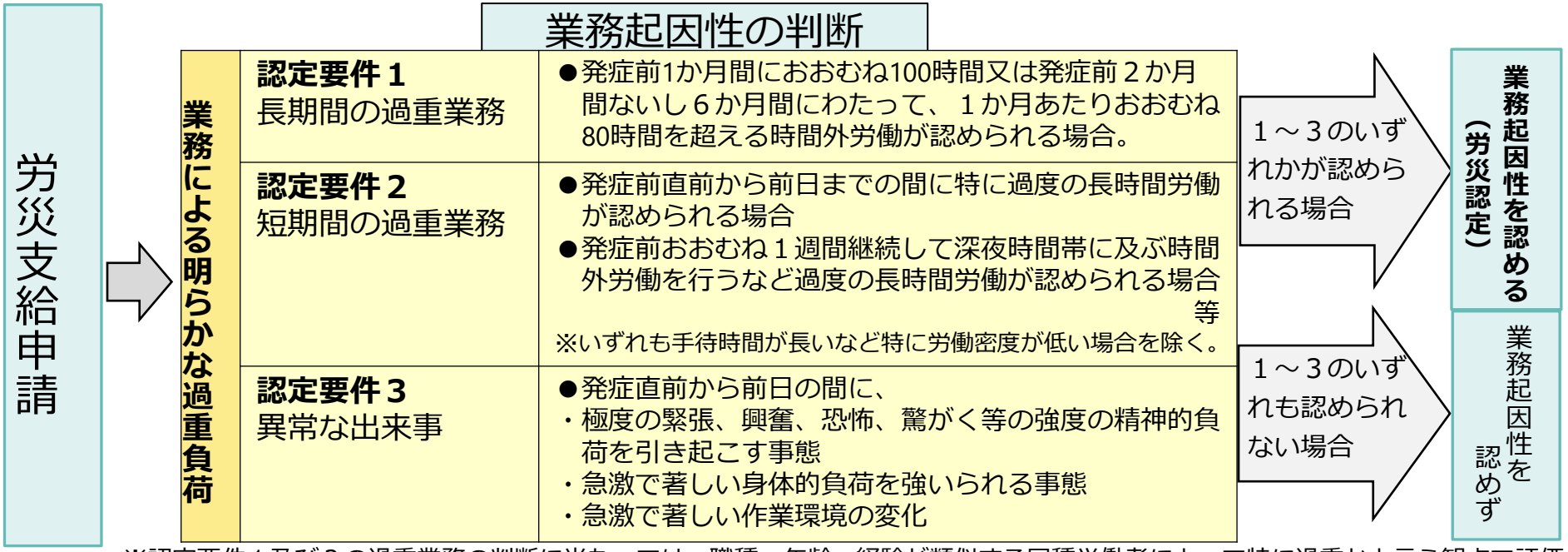
# 業務上疾病に係る業務起因性について（２）ー脳・心臓疾患事案ー

○　脳・心臓疾患は、その発症の基礎となる血管病変等が、主に加齢、生活習慣、生活環境等の日常生活による諸要因や遺伝等の個人に内在する要因により長い年月の生活の営みの中で徐々に形成、進行及び増悪するといった経過をたどり発症するものであり、労働者に限らず、一般の人々の間にも普遍的に数多く発症する疾患である。しかし、業務による過重な負荷が加わることにより、血管病変等（もともと本人がもっている動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態）をその自然経過を超えて著しく増悪させ、脳・心臓疾患を発症することがある。

○　このため、脳・心臓疾患の業務起因性を判断するに際しては、当該業務が過重であったか否かを客観的に判断するため認定基準（※）を設け、「業務による明らかな過重負荷」が生じていたか否かを評価している。なお、長期間・短期間の過重業務については、過重負荷の有無の判断に当たって、職種、年齢、経験が類似する同種労働者にとって業務が特に過重であったかという観点で評価する。

（※）「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和３年９月14日付け基発0914第１号厚生労働省労働基準局長通知）の別添「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」

## 脳・心臓疾患に係る業務起因性判断の枠組み（イメージ）




※認定要件１及び２の過重業務の判断に当たっては、職種、年齢、経験が類似する同種労働者にとって特に過重かと言う観点で評価

**＜参考：直近３か年度の脳・心臓疾患の支給決定件数等＞**　※ 複数業務要因災害によるものを除く。

| | R３ | R４ | R５ |
|---|---|---|---|
| 決定件数（A）（うち支給決定件数：B） | 525（172） | 509（194） | 667（216） |
| 認定率（B/A） | 32.4% | 38.1% | 32.8% |

# 業務上疾病に係る業務起因性について（３）ー精神障害事案ー



○精神障害は、環境由来の心理的負荷（ストレス）と個体側の反応性（脆弱性）との関係で発病に至るかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても発病し、また、脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても発病する。

○精神障害の業務起因性の判断については認定基準（※）が設けられており、①精神障害を発病しており、②発病前おおむね６か月間に業務による強い心理的負荷が認められ、③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められない場合に、業務起因性が認められる。

※「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（令和５年９月１日付け基発0901第２号厚生労働省労働基準局長通知）の別添「心理的負荷による精神障害の認定基準」

○心理的負荷の強度は、職種、職責、経験などが類似する同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価され、認定基準の別表１「業務による心理的負荷評価表」で、出来事別に心理的負荷の強度の判断の具体例が示されている。

## 精神障害に係る業務起因性判断の枠組み（イメージ）

労災支給申請

### 業務起因性の判断

**認定要件１**　対象となる精神障害を発病していること

| | |
|---|---|
| **認定要件２**<br>発病前おおむね６か月の間に、**業務による強い心理的負荷**が認められること | ●「特別な出来事」に該当する出来事があった場合<br>（例）生死にかかわる業務上の病気やケガをした<br>**⇒心理的負荷の総合評価：「強」**<br>●上記に該当しない業務による出来事がない場合<br>・業務における出来事が「業務による心理的負荷表」の「具体的出来事」に該当又は近似するかを判断し、当該出来事の平均的な心理的負荷の強度を「Ⅲ」～「Ⅰ」で判断。<br>・「具体的出来事」が複数ある場合等の総合的な評価等<br>**⇒心理的負荷の総合評価：「強」「中」「弱」** |
| **認定要件３**<br>業務以外の心理的負荷が**個体側要因により発病したとは認められない**こと | ●「業務以外の心理的負荷評価表」に基づき業務以外の具体的出来事の心理的負荷の強度を「Ⅲ」～「Ⅰ」で判断。<br>●　精神障害の既往歴やアルコール依存状況などがある場合には、その内容等を確認し、顕著な個体側要因がないかを判断。 |

業務による心理的負荷が「強」で、業務以外で「Ⅲ」に相当する出来事や顕著な個体側要因がない → **業務起因性を認める（労災認定）**

・業務による心理的負荷の評価が「中」「弱」の場合
・業務による心理的負荷の評価「強」であっても、業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したと認められる場合 → 業務起因性を認めず

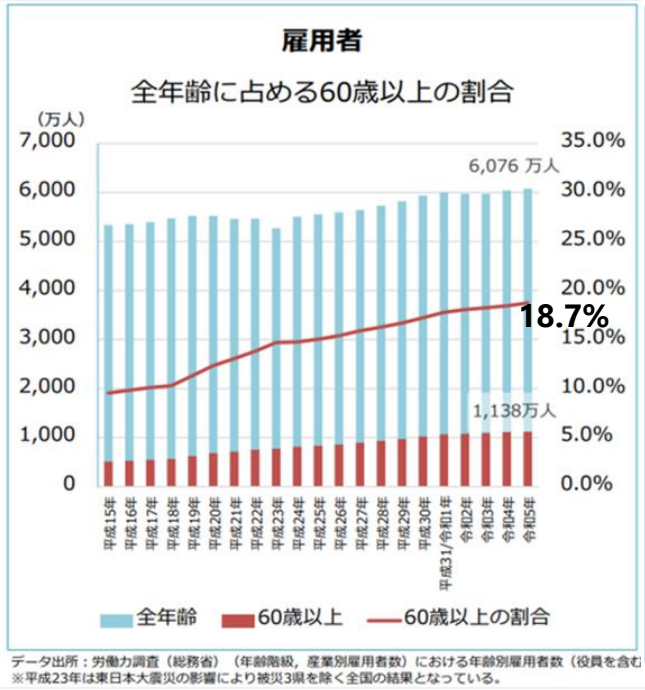
**＜参考：直近３か年度の精神障害の支給決定件数等＞**　※ 複数業務要因災害によるものを除く。

| | R３ | R4 | R5 |
|---|---|---|---|
| 決定件数（A）（うち支給決定件数：B） | 1,953（629） | 1,986（710） | 2,583（883） |
| 認定率（B/A） | 32.2% | 35.8% | 34.2% |

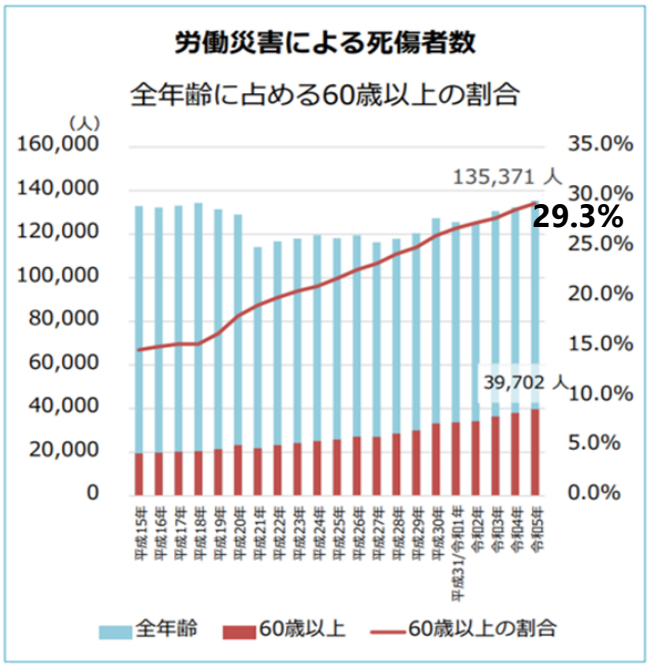
# 【論点②】メリットの算定対象は妥当か－高齢者や外国人－

✓高齢者や外国人労働者をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。

## 「高齢者の就労と被災状況」について



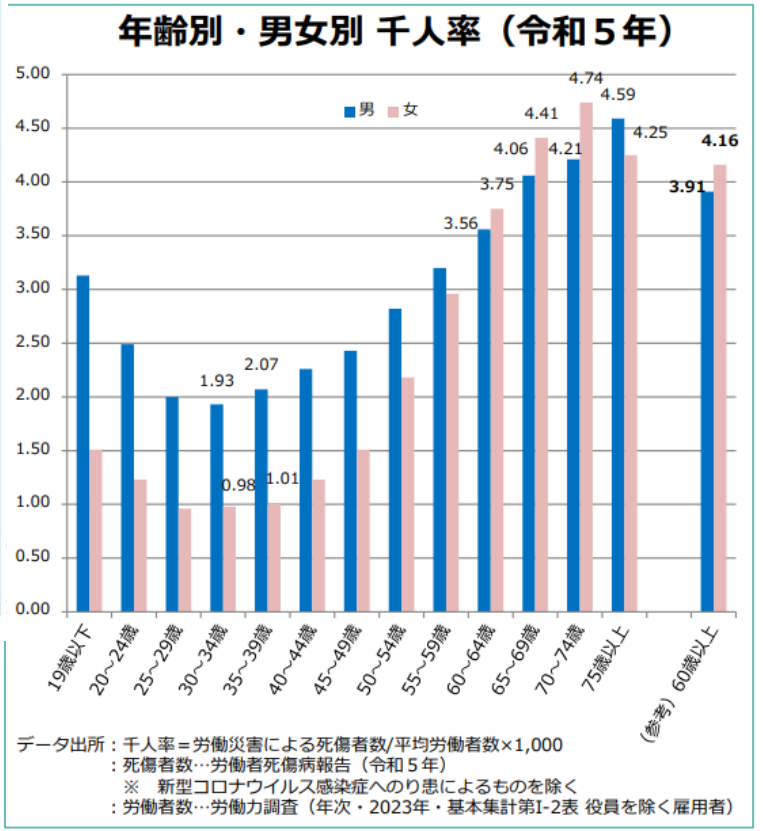

データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。




データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

**（左図より）**
◆雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は18.7%（令和５年）
◆労働災害による休業４日以上の死傷者に占める60歳以上の高齢者の割合は29.3%（同）

## 「高年齢労働者の労働災害の特徴：災害発生率（千人率）」について



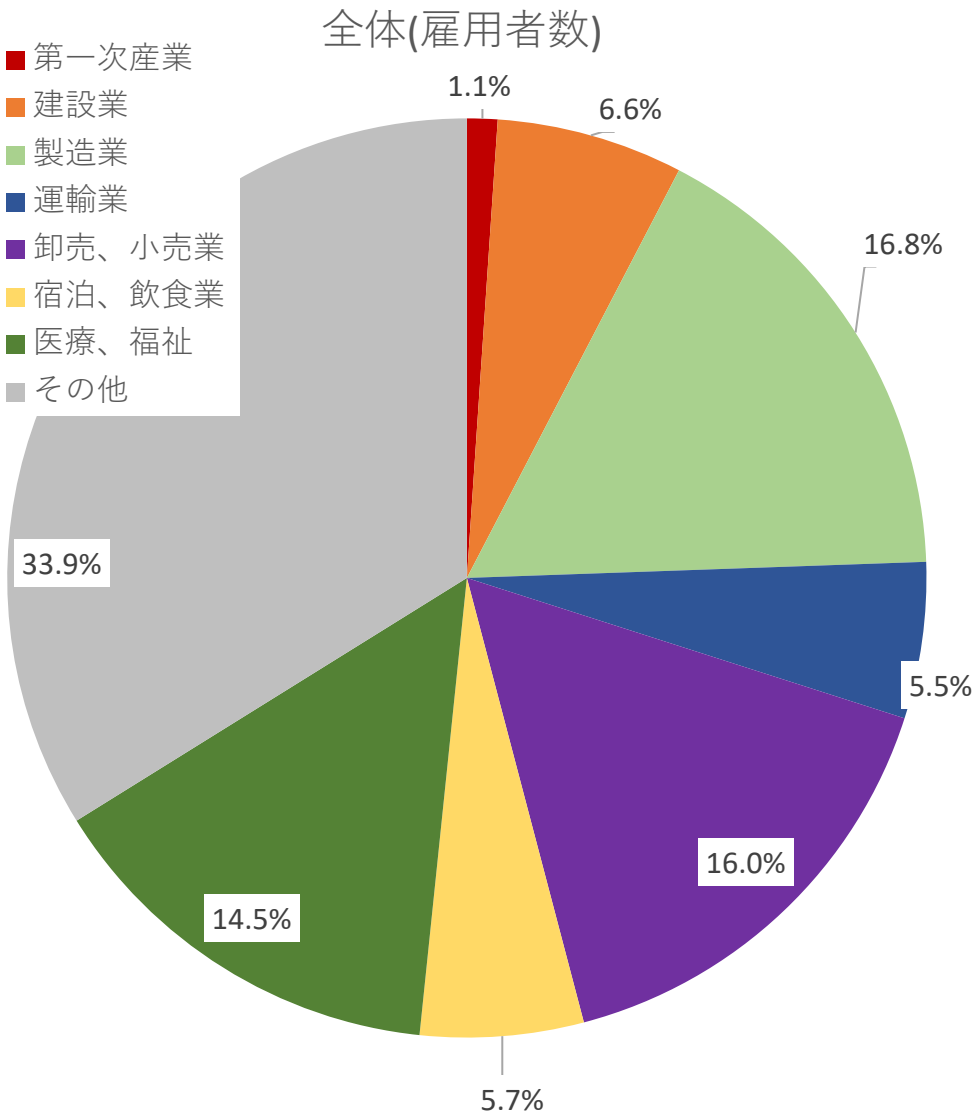

データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
：死傷者数…労働者死傷病報告（令和５年）
※　新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
：労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

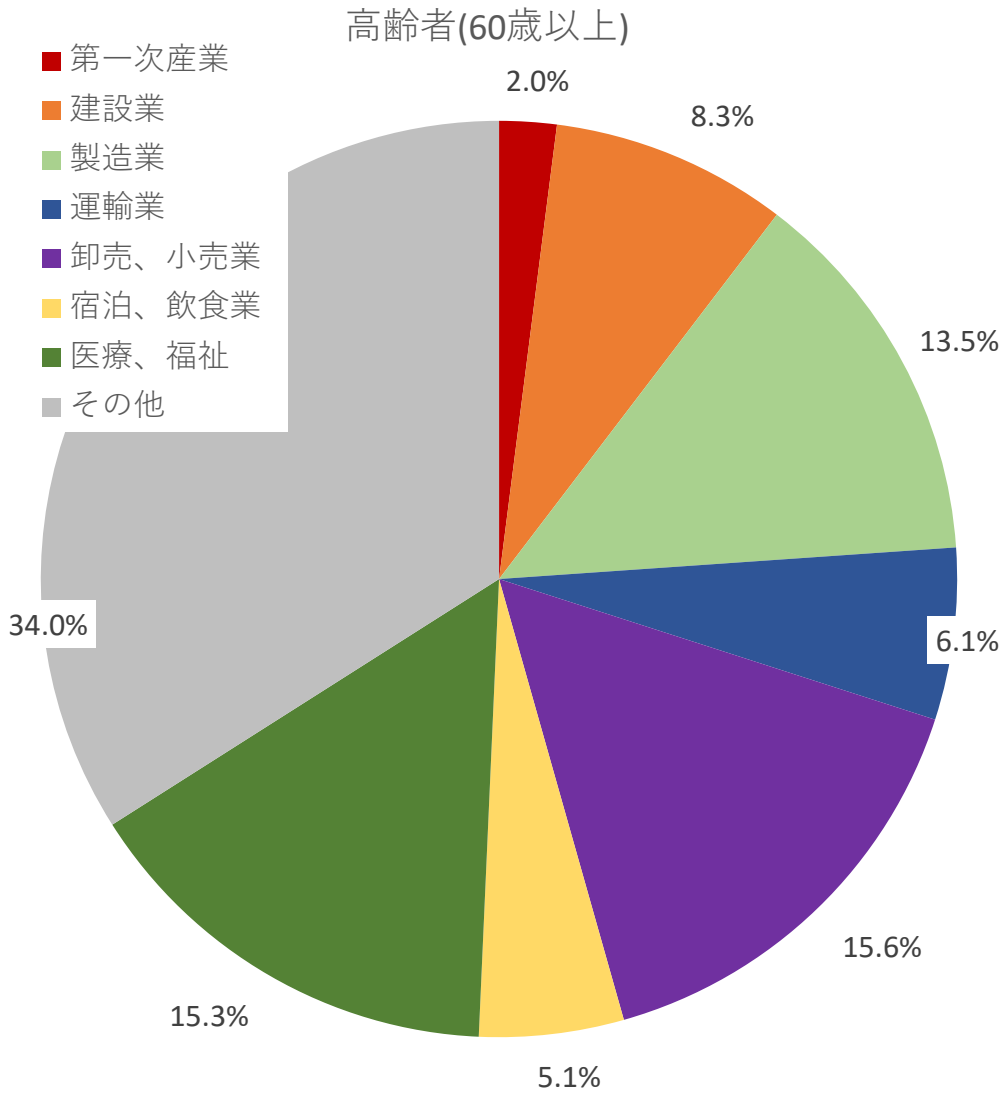
（出典）厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
「令和５年高年齢労働者の労働災害発生状況」

**（右図より）**
◆60歳以上の男女別の労働災害発生率（年千人率、労働災害による死傷者数／平均労働者数×1,000）を30代と比較すると、男性は約２倍、女性は約４倍となっている（令和５年）。
◆60歳以上の死傷年千人率は、4.022となっている。

# 令和５年度における高齢者の就労状況

➢ 高年齢労働者数の産業別構成比を全労働者と比較すると、概ね、同程度の構成比となっている。



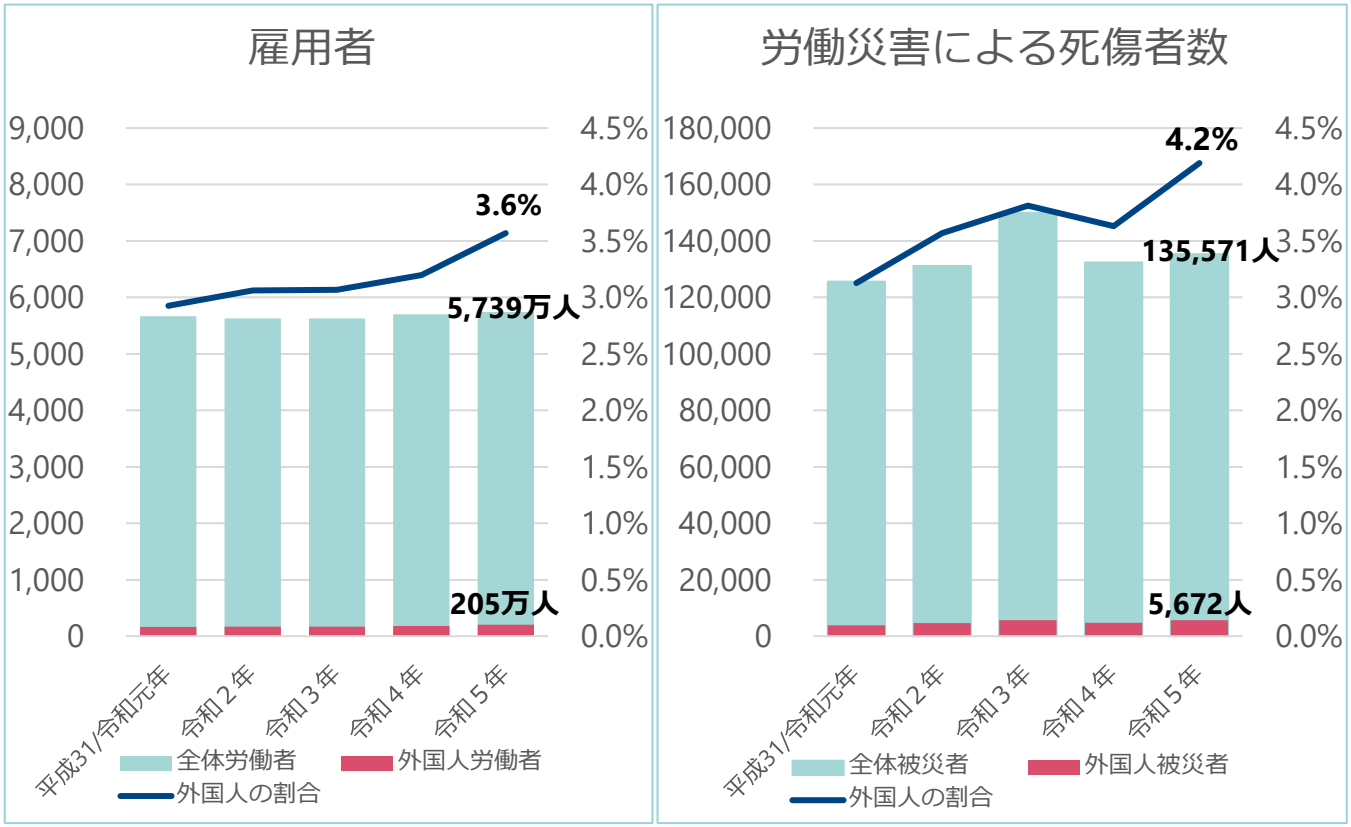




（出典）総務省「労働力調査」より、厚生労働省労働基準局労災管理課にて作成。

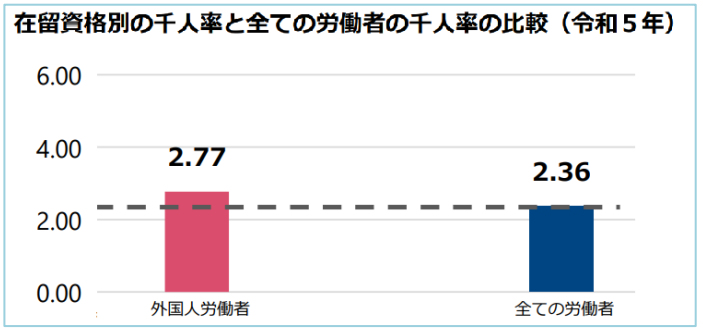
# 【論点②】メリットの算定対象は妥当か－高齢者や外国人－

✓高齢者や外国人労働者をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。

## 「外国人の就労と被災状況」について




## 「外国人労働者の労働災害発生状況：在留資格別の千人率と全ての労働者の千人率の比較」について



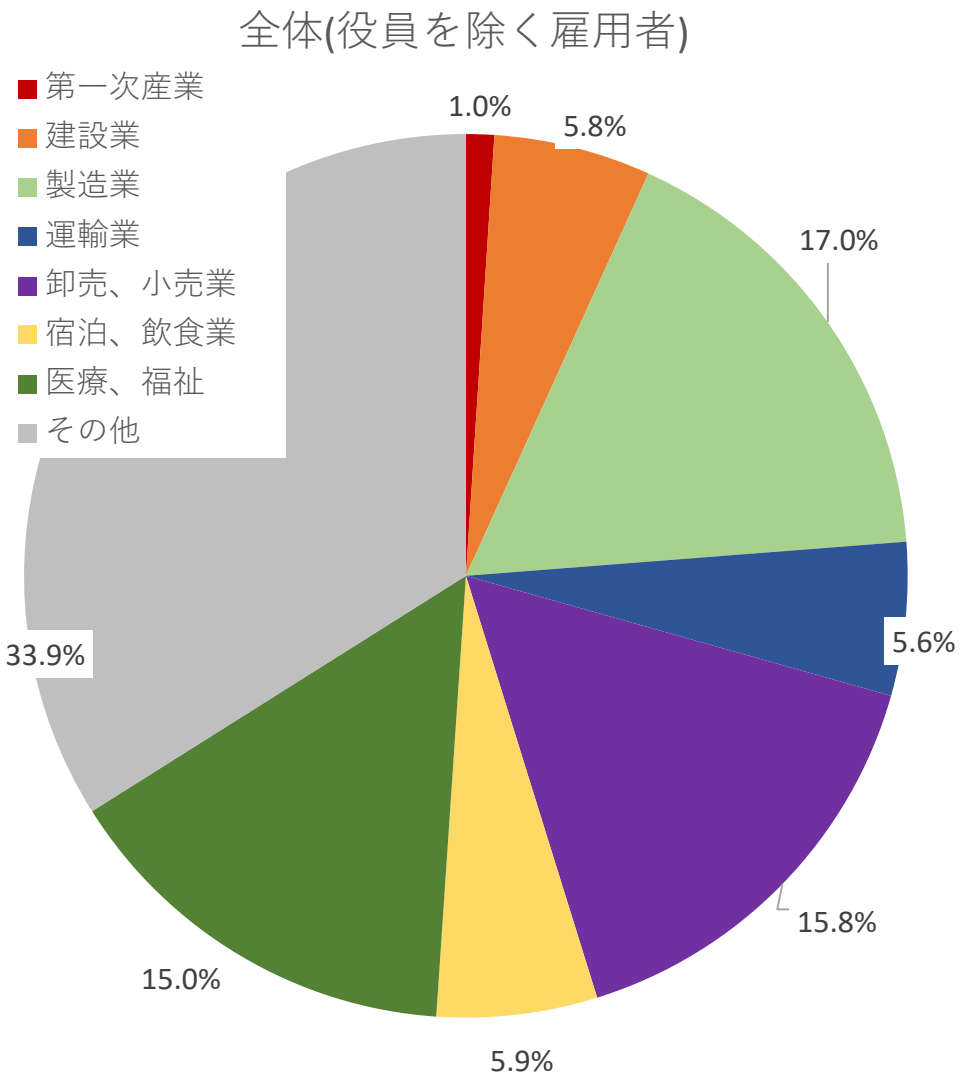

（出典）厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
「外国人労働者の労働災害発生状況」より

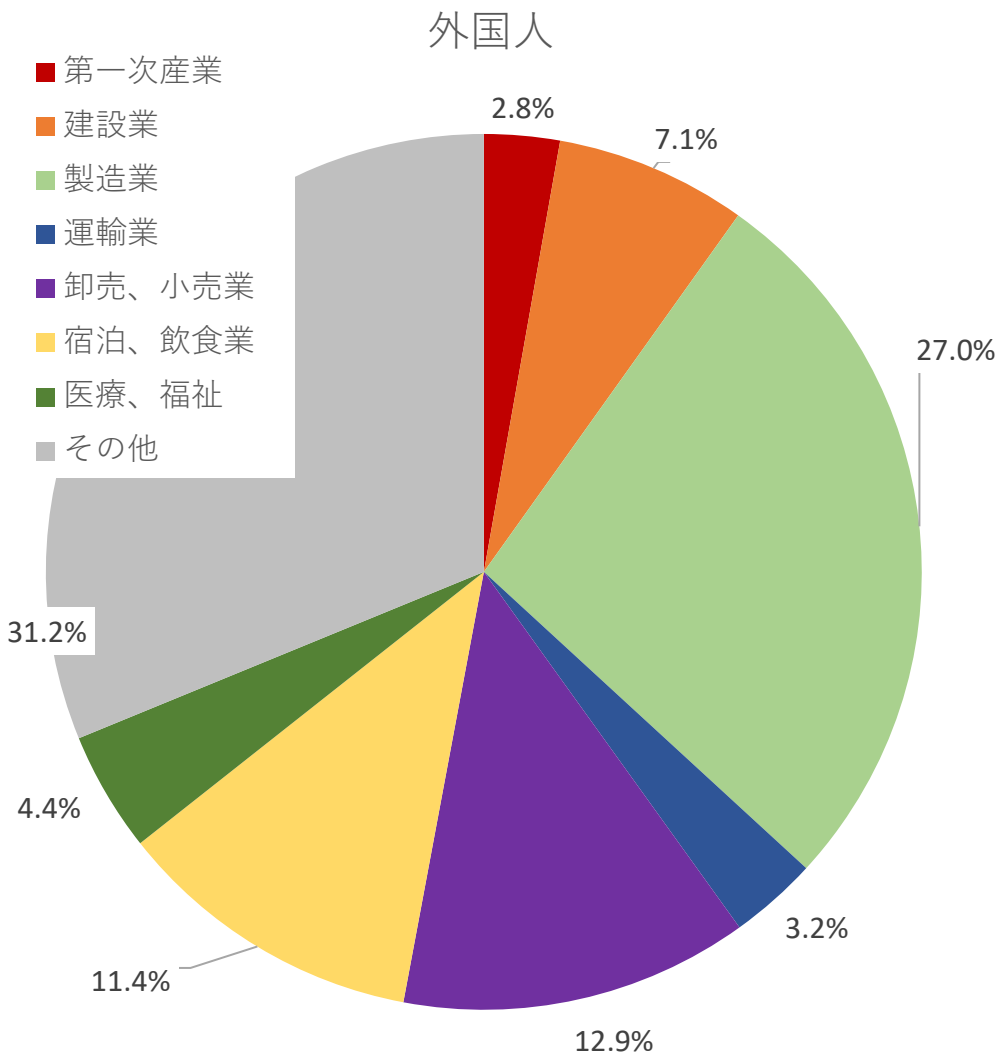
**（左図より）**
◆雇用者全体に占める外国人の割合は3.6%（令和５年）
◆労働災害による休業４日以上の死傷者数に占める外国人の割合は4.2%（同）

**（右図より）**
◆外国人労働者の労働災害発生率（年千人率、労働災害による死傷者数／平均労働者数×1,000）は、日本人を含むすべての労働者の年千人率より高い（令和５年）。

# 令和５年度における外国人の就労状況

➢ 外国人労働者数の産業別構成比を全労働者と比較すると、第１次産業、建設業、製造業に就労している者の割合が高い。



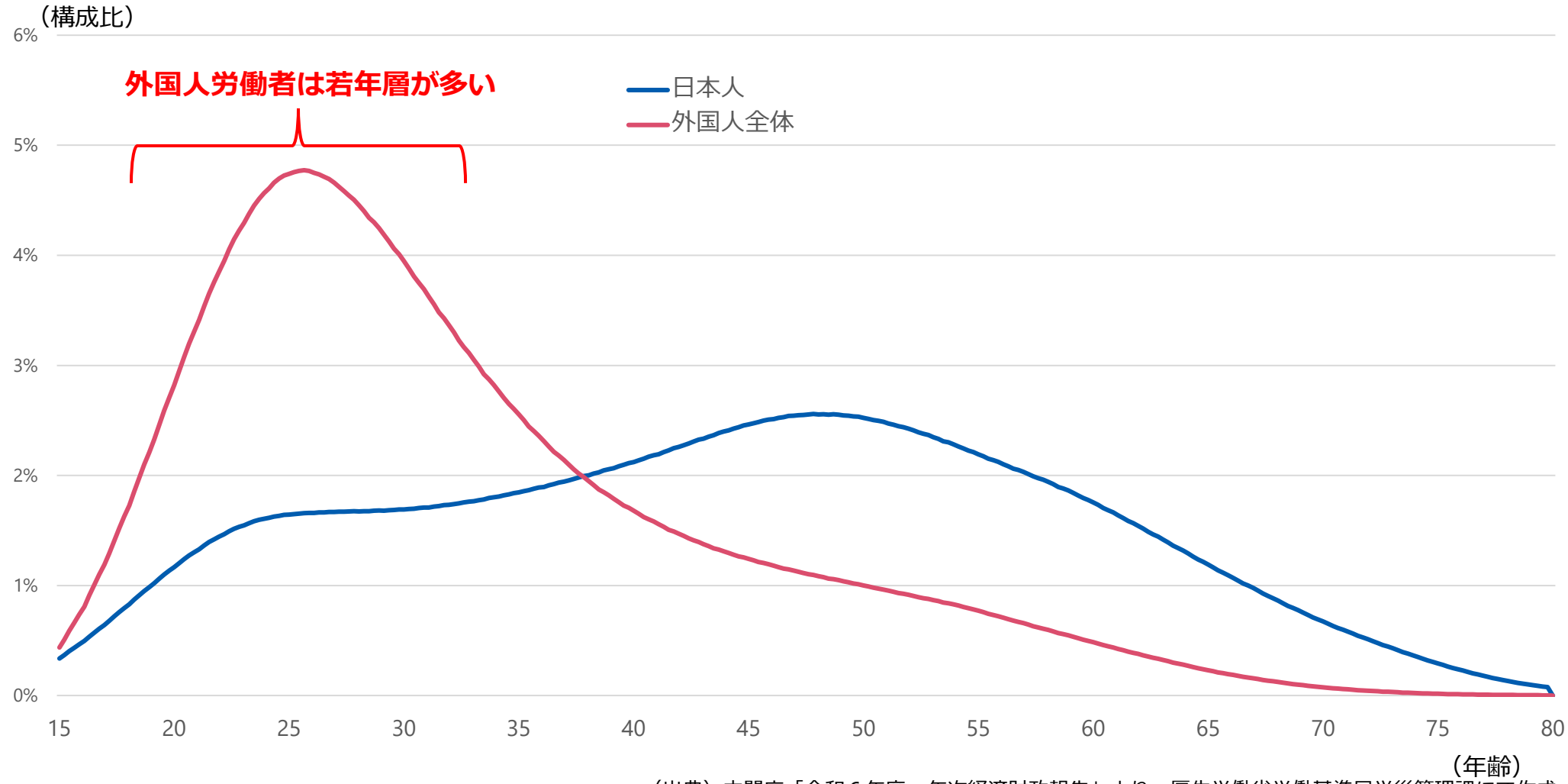




（出典）厚生労働省職業安定局「外国人雇用状況の届出状況」、総務省「労働力調査」より、厚生労働省労働基準局労災管理課にて作成。

# 令和５年度における外国人労働者の年齢分布



- 日本人労働者は40代後半から50代前半が多くを占めている一方で、外国人労働者は20代に山があり、若年層に偏っている。




（出典）内閣府「令和６年度　年次経済財政報告」より、厚生労働省労働基準局労災管理課にて作成。

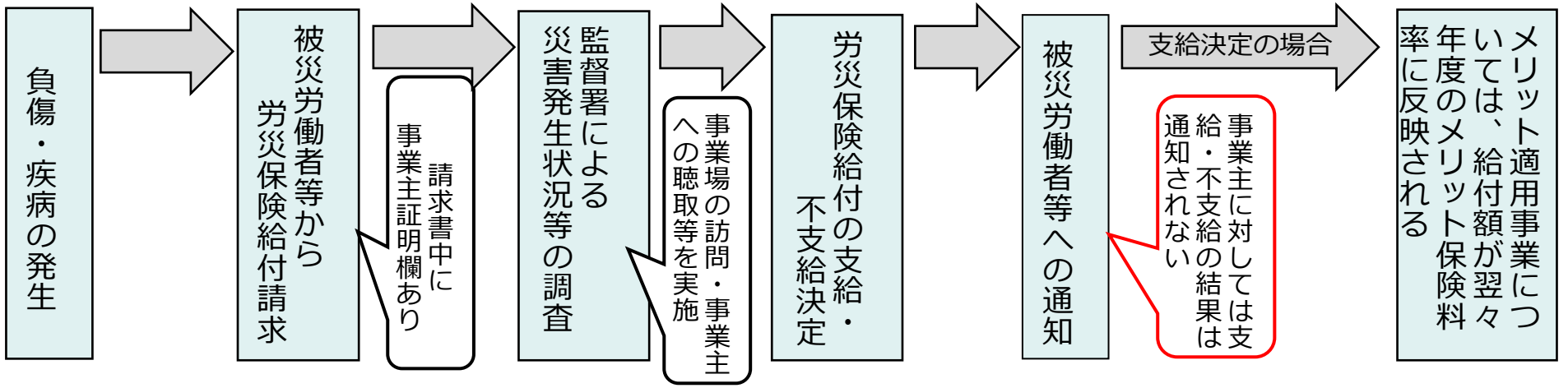
# 【論点②】支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについて

第５回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和７年４月４日
資料３

○労災保険の給付申請が行われると、現在は、事業場への訪問や事業主への聴取等のほか、事業主の意見申出制度なども設けられている一方で、支給・不支給の決定結果について事業主に通知される仕組みは存在しない。

➢　事業主が早期に労災事故防止に取り組む観点から、支給決定（不支給決定）の事実について事業主に通知することが必要ではないか。

## 現行の支給決定（不支給決定）の流れ




**【参考】労災保険法施行規則**

（保険給付に関する処分の通知等）

第19条　所轄都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長は、保険給付に関する処分（法の規定による療養の給付及び二次健康診断等給付にあつては、その全部又は一部を支給しないこととする処分に限る。）を行つたときは、遅滞なく、文書で、その内容を請求人、**申請人又は受給権者若しくは受給権者であつた者**（次項において「請求人等」という。）に通知しなければならない。

２　（略）

23条の２　事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

２　前項の意見の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を所轄労働基準監督署長に提出することにより行うものとする。

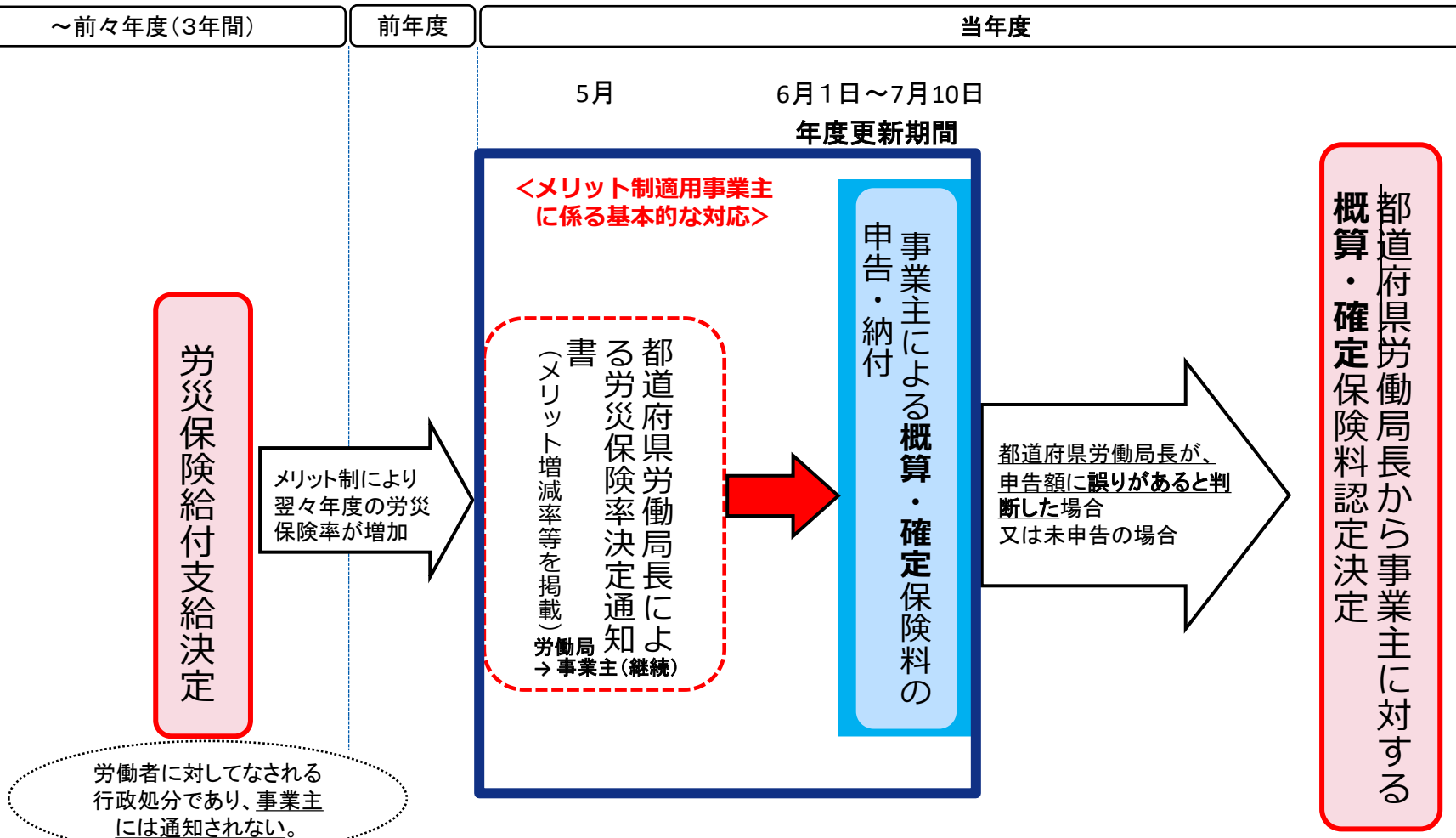
一～四　（略）

五　事業主の意見

# 【論点①】メリット制適用事業主への情報提供

## メリット制適用の流れ

（※）赤枠は行政、水色枠は事業主における対応



# （参考）メリット制適用事業主に通知される内容（１）



## 労災保険率決定通知書

令和　年　月　日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官
東京労働局長

### 労 災 保 険 率 決 定 通 知 書

貴事業場における令和　　年度の労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第３項及び同法第12条の２の規定に基づき、下記のとおり決定されたので通知します。

記

１．建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業（継続事業）

| ①労働保険番号 府県 | 所掌 | 管轄(1) | 基幹番号 | 枝番号 | ②業種番号 | ③メリット収支率 | ④メリット増減率 | ⑤業務災害に係る率 | ⑥非業務災害率 | ⑦改定労災保険率（メリット料率）(⑤+⑥) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | % | % | 1000分の | 1000分の 0.60 | 1000分の |

特例メリット制適用　有　無

２．建設の事業及び立木の伐採の事業（一括有期事業）

| ①労働保険番号 府県 | 所掌 | 管轄(1) | 基幹番号 | 枝番号 | ②業種番号 | ③メリット収支率 | ④メリット増減率 | ⑤業務災害に係る率 | ⑥非業務災害率 | ⑦改定労災保険率（メリット料率） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | % | % | (⑦−⑥) | 1000分の 0.60 | 下表「＊」のとおり |

| 事業の種類 ＼ 増減率 適用 | −40 | −35 | −30 | −25 | −20 | −15 | −10 | −5 | ±0 | +5 | +10 | +15 | +20 | +25 | +30 | +35 | +40 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 31 水力発電施設，ずい道等新設事業 | 20.440 | 22.310 | 23.960 | 25.450 | 27.320 | 28.890 | 30.660 | 32.330 | 34 | 35.670 | 37.340 | 39.010 | 40.680 | 42.350 | 44.020 | 45.690 | 47.360 |
| 32 道路新設事業 | 6.840 | 7.300 | 7.860 | 8.400 | 8.920 | 9.440 | 9.960 | 10.480 | 11 | 11.520 | 12.040 | 12.560 | 13.080 | 13.600 | 14.120 | 14.640 | 15.160 |
| 33 舗装工事業 | 5.640 | 6.000 | 6.480 | 6.900 | 7.320 | 7.740 | 8.160 | 8.580 | 9 | 9.420 | 9.840 | 10.260 | 10.680 | 11.100 | 11.520 | 11.940 | 12.360 |
| 34 鉄道又は軌道新設事業 | 5.640 | 6.000 | 6.480 | 6.900 | 7.320 | 7.740 | 8.160 | 8.580 | 9 | 9.420 | 9.840 | 10.260 | 10.680 | 11.100 | 11.520 | 11.940 | 12.360 |
| 35 建築事業 | 5.940 | 6.305 | 6.830 | 7.275 | 7.720 | 8.165 | 8.610 | 9.055 | 9.5 | 9.945 | 10.390 | 10.835 | 11.280 | 11.725 | 12.170 | 12.615 | 13.060 |
| 38 既設建築物設備工事業 | 7.440 | 8.010 | 8.580 | 9.150 | 9.720 | 10.290 | 10.860 | 11.430 | 12 | 12.570 | 13.140 | 13.710 | 14.280 | 14.850 | 15.420 | 15.990 | 16.560 |
| 36 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 3.840 | 4.110 | 4.380 | 4.650 | 4.920 | 5.190 | 5.460 | 5.730 | 6 | 6.270 | 6.540 | 6.810 | 7.080 | 7.350 | 7.620 | 7.890 | 8.160 |
| 37 その他の建設事業 | 9.240 | 9.860 | 10.580 | 11.400 | 12.120 | 12.840 | 13.560 | 14.280 | 15 | 15.720 | 16.440 | 17.160 | 17.880 | 18.600 | 19.320 | 20.040 | 20.760 |
| 02又は03 林業 | | | 34.010 | 36.580 | 38.150 | 41.720 | 44.290 | 46.860 | 49.430 | 52 | 54.570 | 57.140 | 59.710 | 62.280 | 64.850 | 67.420 | 69.990 |

（注）１．貴事業場の特例メリット制の適用は，「特例メリット制適用」欄の，「−」で消去されていない方が該当します。
２．「適用」欄に「＊」印で表示された改定労災保険率が，貴事業場に係る労災保険率です。
３．本表の改定労災保険率は，非業務災害率（1000分の0.6）を含みます。
４．立木の伐採の事業は事業の種類「02又は03林業」に該当します。
５．徴収法施行規則第20条に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表」及び同規則第20条の６に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表」は裏面のとおりです。

・建設業・林業等の一括有期事業では工事等開始年度の労災保険率，工事等終了年度のメリット増減率を使用します。また，本通知書は令和６年度の労災保険料（概算・確定）の算定に使用しますので，令和７年度の年度更新まで大切に保管しておいてください。
・令和６年度の年度更新（令和５年度の確定保険料の申告）では**昨年送付した令和５年度通知書**記載のメリット増減率（メリット制の適用がある場合のみ通知）により算定してください。

○　メリット制が適用される事業主に対しては、「労災保険率決定通知書」により、その事業場における労災保険給付の支給額が反映された労災保険率（メリット料率）が通知される。

（労災保険率決定通知書の主な記載事項）

- メリット料率
- メリット収支率
- メリット増減率
- 業務災害に係る率
- 非業務災害率

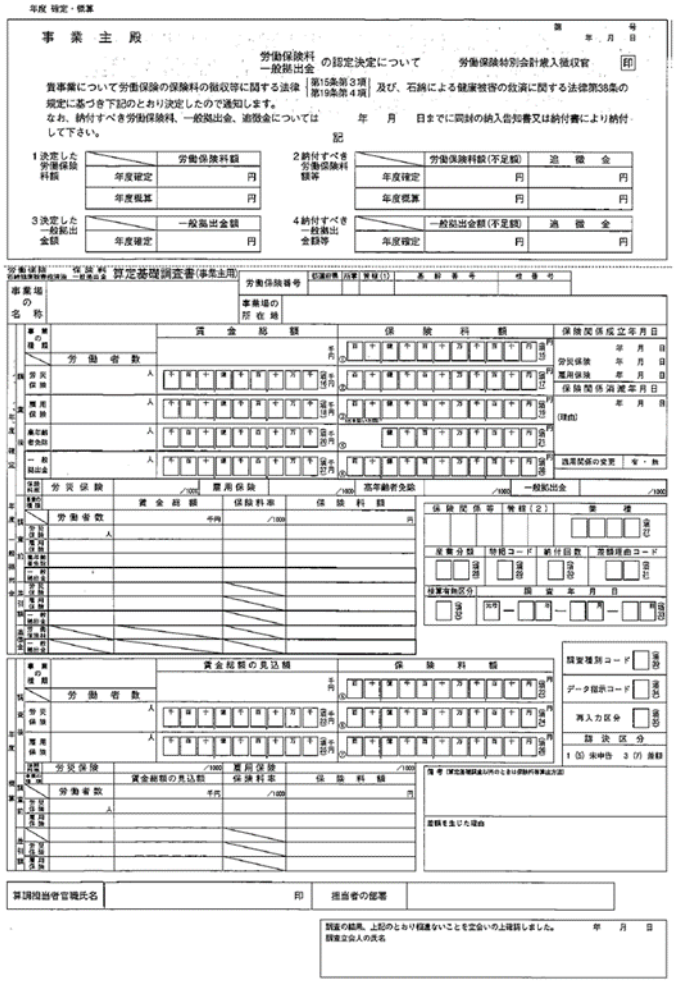
# （参考）メリット制適用事業主に通知される内容（２）



## 認定決定とは

○　事業主が申告書を提出しない　又は申告書の内容に誤りがある場合に、徴収法第43条に基づき調査を行い、政府が職権で労働保険料の額を決定し、「認定決定通知書」により通知する仕組み

## 認定決定通知書


事　業　主　殿

労働保険料一般拠出金の認定決定について　　労働保険特別会計歳入徴収官　印

貴事業について労働保険の保険料の徴収等に関する法律（第15条第３項 第19条第４項）及び、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条の規定に基づき下記のとおり決定したので通知します。
なお、納付すべき労働保険料、一般拠出金、追徴金については　年　月　日までに同封の納入告知書又は納付書により納付して下さい。

記

| | | 労働保険料額 | | | 労働保険料額(不足額) | 追徴金 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 決定した労働保険料額 | 年度確定 | 円 | 2 納付すべき労働保険料額等 | 年度確定 | 円 | 円 |
| | 年度概算 | 円 | | 年度概算 | 円 | 円 |
| 3 決定した一般拠出金額 | 年度確定 | 一般拠出金額 円 | 4 納付すべき一般拠出金額等 | 年度確定 | 一般拠出金額(不足額) 円 | 追徴金 円 |

算定基礎調査書（事業主用）

（認定決定の流れ）

通知された率と異なる率での申告・納付
→ 調査
- 事業の種類
- 労働者の数
- 賃金総額 等

→ 決定
・事業主が申告すべき正しい保険料の額を決定

（認定決定通知書の主な記載事項）

※メリット制が適用される場合

- 賃金総額
- 労災保険率（注：労災保険率決定通知書で通知した率）
- 保険料額
- 認定決定の理由（「メリット料率の誤り」「役員分（賃金総額への）誤算入」等、事業主等が申告した労働保険料に差額が生じた根拠）

# 【論点①】メリット制適用事業主の手続的保障（情報提供の範囲）



**労災保険給付に係る情報を事業主に提供することとする場合、どこまでの情報を提供することが妥当か。**

○　メリット制適用に係る情報の提供内容については、以下等が考えられる。

- 当該事業場に係るメリット料率の算定基礎となった**労災保険給付総額**（①のＡ）
- 当該事業場に係る**メリット料率計算式**（①、②すべて）

**（メリット料率の計算方法）**

○　①の「メリット収支率」を増減表※１に当てはめ、「メリット増減率」を判定
○　この「メリット増減率」と非業務災害率※２を用いて、「**メリット料率**」を機械的に導出・決定

※１：　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号）別表第３等
※２：　非業務災害率＝それぞれの業種に設定されている労災保険率のうち、通勤災害、二次健康診断等及び複数業務要因災害に係る給付に充てる分の保険料率（業種を問わず 1000 分の 0.6）

$$\text{① メリット収支率} = \frac{\text{A：業務災害に係る保険給付等} - \text{B：計算上除く保険給付等}}{\text{C：収納した保険料（業務災害相当分）} \times \text{B'：調整率}} \times 100$$

$$\text{② メリット料率} = (\text{該当業種の労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率 (\%)}}{100} + \text{非業務災害率}$$

# （参考）最高裁におけるメリット制適用事業主の手続保障に関する言及



## あんしん財団最高裁令和６年７月４日判決

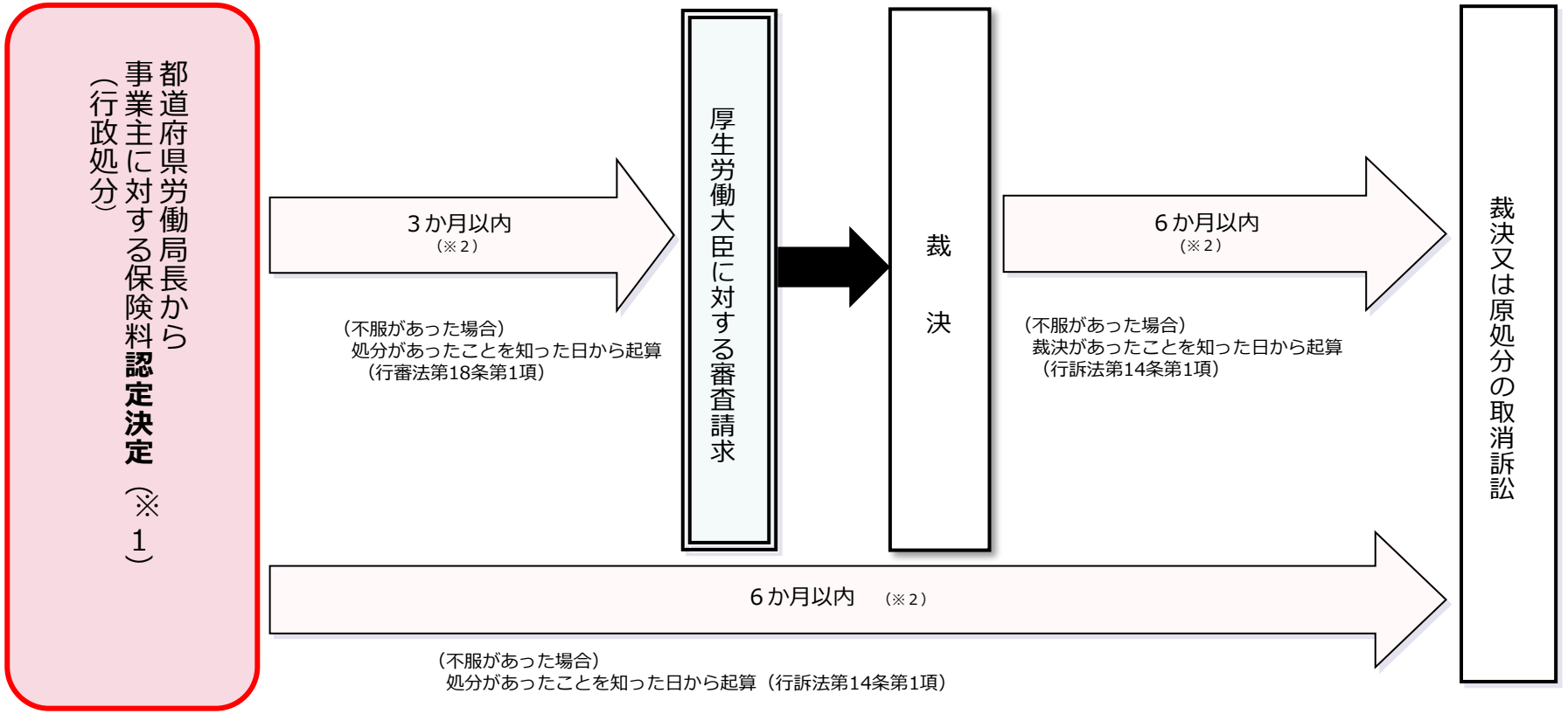
- メリット制の適用を受ける事業主は、メリット収支率の算出の基礎とされた労災保険給付の支給決定処分について、メリット制が適用されることにより労働保険料が増額されることを理由として、取消訴訟を提起することはできない旨を判示。

- 同判決の理由において、メリット制の適用を受ける事業主は、「自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張できる」ことから、「（労災保険給付支給決定処分の原告適格を有さないと解したとしても）事業主の手続保障に欠けるところはない」旨言及。

# （参考）事業主がメリット制の適用について審査請求等を行う場合のフロー



○　労働保険に係る行政処分については、行政不服審査法に基づき審査請求等が行われる。




（※１）申告書が提出されない又は申告書の記載に誤りがある場合に、労働局の職員が、帳簿書類の調査等により、労働者数や賃金総額等を確認する、算定基礎調査を実施し、徴収法15条3項及び19条4項に基づき、都道府県労働局長が、労災保険料の額を決定し、通知するもの。

（※２）審査請求または取消訴訟は、処分があった日から1年経過したときはすることができない。

# Ⅳ．労災保険制度の概要

# 労働者災害補償保険制度の概要

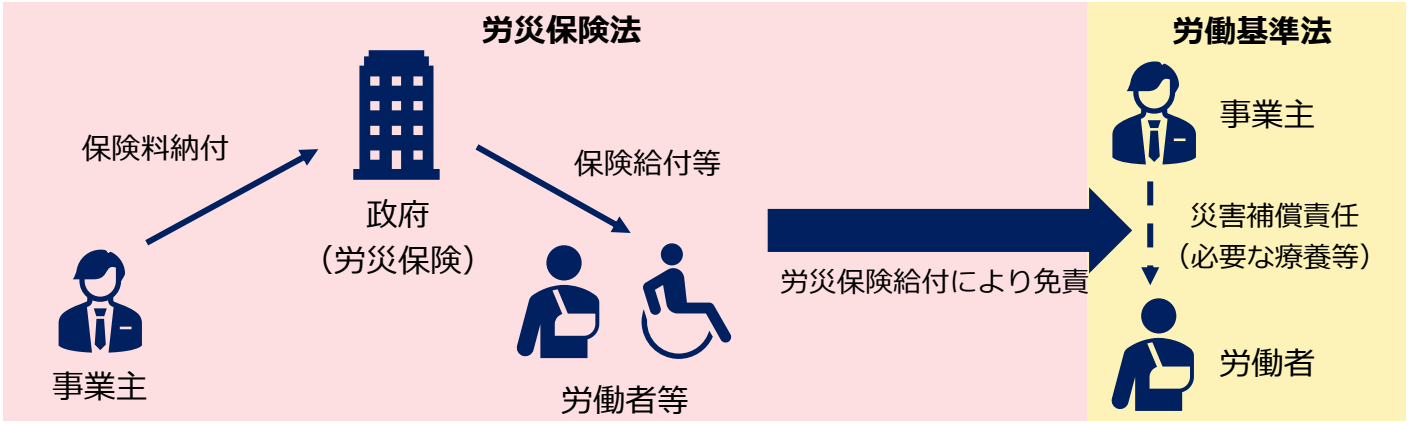


## 趣旨・目的

○　労災保険は、**労働者の業務災害、複数業務要因災害（※）及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付**を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、**労働者の福祉の増進に寄与することを目的**としている。

※ 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいう。）の２以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいう。

○　労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、**労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている**。




## 概要・仕組み

○　労働者災害補償保険法により、**原則として労働者を使用するすべての事業に適用する**。

対象外
- 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）
- 農業、林業、水産業のうち一定の要件に当てはまる事業（暫定任意適用事業）

○　主な保険給付は、**療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付等**がある。
また、**労災保険の附帯事業として社会復帰促進等事業**があり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業や、労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業等を行う。

○　**原則として事業主の負担する保険料**によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

# 労働者災害補償保険制度の概要②



## 基本データ



**預託金利子収入**
**1,018億円**
（令和４年度決算）

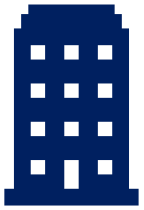


**労災保険適用労働者**
（特別加入含む）
**約6,146万人**
（令和４年度末）



**保険料収入**
**8,617億円**
（令和４年度決算）

**保険料収納率**
**98.9%**
（令和４年度）



政府

**保険給付等**
**8,023億円**
（令和４年度決算）



**新規受給者数**
**777,426人**
（令和４年度）



**年金受給者数**
**188,968人**
（令和４年度末）

**労災保険適用事業**
**約297万事業場**
（令和４年度末）

**社会復帰促進等事業**
**742億円**
（令和４年度決算）

（対労働者）



義肢・車椅子等の支給

（対事業主）



業務災害の防止に関する活動援助

### （労災保険新規受給者の推移）

令和４年度の労災保険給付の新規受給者数は777,426人であり、前年度に比べ98,822人の増加（14.6%増）となっている。

| 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|---|---|---|---|
| 602,927人 | 619,599人 | 618,149人 | 626,526人 | 650,534人 |
| **平成30年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** |
| 686,513人 | 687,455人 | 653,355人 | 678,604人 | 777,426人 |

# 労災保険給付の概要



業務や通勤に起因する負傷、疾病等に対してなされる主な労災保険給付は以下のとおり。

### ①療養（補償）等給付

被災労働者が傷病を受けたことについて、必要な療養の給付又は必要な療養の費用の支給を行う。

障害を残し症状固定

### ③障害（補償）等給付

傷病の治癒後において、身体に労働能力の全部又は一部を喪失するような障害を残し、将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害を填補するものとして、年金又は一時金の支給を行う。

治療が必要

治療のため休業が必要



労働災害発生

### ②休業（補償）等給付

傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するものとして、平均賃金の６割に相当する金額の支給を行う。

１年６か月経過
（一定の障害が残存）

### ④傷病（補償）等年金

傷病が一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するものとして、障害の程度に応じた年金の支給を行う。

障害を残し症状固定

## 不幸にして亡くなられた場合

### ⑤遺族（補償）等給付

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するものとして、遺族に対し年金又は一時金の支給を行う。

### ⑥葬祭料等（葬祭給付）

死亡した労働者の葬祭を行った者に給付を行う。

## その他の保険給付

### ⑦介護（補償）等給付

傷病により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を支給する。

### ⑧二次健康診断等給付

過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付を行う。

# 労災保険給付の趣旨・目的①



| 保険給付の種類 | 給付の目的 | 支給事由 | 保険給付の内容 |
|---|---|---|---|
| ①療養補償給付<br>療養給付<br>複数事業労働者療養給付 | 被災労働者がその受けた傷病に係る療養の給付又は療養の費用の支給をするもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。 | 必要な療養の給付 |
| | | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。 | 必要な療養の費用の支給 |
| ②休業補償給付<br>休業給付<br>複数事業労働者休業給付 | 被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。 | 休業４日目から、休業１日につき給付基礎日額の60%相当額 |
| ③障害（補償）等給付<br>• 障害補償年金<br>• 障害年金<br>• 複数事業労働者障害年金 | 被災労働者がその受けた傷病の治癒後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために収入を得られなくなったことによる損害を填補するもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第１級から第７級までに該当する障害が残ったとき。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金<br>第１級　313日分　第５級　184日分<br>第２級　277日分　第６級　156日分<br>第３級　245日分　第７級　131日分<br>第４級　213日分 |
| • 障害補償一時金<br>• 障害一時金<br>• 複数事業労働者障害年金一時金 | | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第８級から第14級までに該当する障害が残ったとき。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金<br>第８級　503日分　第12級　156日分<br>第９級　391日分　第13級　101日分<br>第10級　302日分　第14級　56日分<br>第11級　223日分 |
| ④傷病補償年金<br>傷病年金<br>複数事業労働者傷病年金 | 被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が療養開始後１年６ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき<br>（１）傷病が治癒（症状固定）していないこと<br>（２）傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金<br>第１級　313日分<br>第２級　277日分<br>第３級　245日分 |

# 労災保険給付の趣旨・目的②



| 保険給付の種類 | 給付の目的 | 支給事由 | 保険給付の内容 |
|---|---|---|---|
| ⑤遺族（補償）等給付<br>• 遺族補償年金<br>• 遺族年金<br>• 複数事業労働者遺族年金 | 被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき。 | 遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金<br>１人　153日分<br>(一定の場合(※)は175日分)<br>２人　201日分<br>３人　223日分<br>４人以上　245日分<br>※遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合 |
| • 遺族補償一時金<br>• 遺族一時金<br>• 複数事業労働者遺族一時金 | | （１）遺族（補償）等年金を受け得る遺族がないとき<br>（２）遺族（補償）等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）等年金を受け得る者がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。 | 給付基礎日額の1000日分の一時金<br>（ただし、（２）の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額） |
| ⑥葬祭料<br>葬祭給付<br>複数事業労働者葬祭給付 | 業務上死亡した労働者の葬祭を行うために支給されるもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。 | 315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分） |
| ⑦介護補償給付<br>介護給付<br>複数事業労働者介護給付 | 労働災害の結果として介護を要する状態となった場合に、介護を受けることに伴う費用の支出等の損害を填補するもの。 | 業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害（※）を負って介護を要する状態となったとき。<br><br>※ 障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金受給者のうち第１級の者または第２級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害 | 常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、177,950円を上限とする）。<br>親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が81,290円を下回る場合は81,290円。<br>随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、88,980円を上限とする）。<br>親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が40,600円を下回る場合は40,600円。 |
| ⑧二次健康診断等給付 | 過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に二次健康診断及び特定保健指導の支給を行うもの。 | 事業主が行った直近の定期健康診断等(一次健康診断)において、次の(１)(２)のいずれにも該当するとき<br>（１）血液検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはＢＭＩ(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること<br>（２）脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること<br>※　船員法の適用を受ける船員については対象外 | 二次健康診断および特定保健指導の給付<br>（１）二次健康診断<br>脳血管および心臓の状態を把握するために必要な検査<br>（２）特定保健指導<br>脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導 |

# 労災保険における特別支給金について

第１回労災保険制度の在り方に関する研究会
令和６年12月24日
資料１

被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして**特別支給金を支給**している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。特別支給金は以下の９種類（特支金支給規則第２条第１号～第８号）であり、**特別支給一時金とボーナス特別支給金とに大別**される。

## ２種類の特別支給金について

**特別支給一時金**

- 休業特別支給金
  （給付基礎日額の2割）
- 障害特別支給金
  （８万円～342万円）
- 遺族特別支給金
  （一律300万円）
- 傷病特別支給金
  （100万円～114万円）

○　特別支給一時金の性質は、災害補償そのものではなく、療養生活や治ゆ後の生活転換援護金、遺族への見舞金としての色彩が濃い。

○　現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的効果を持つ。

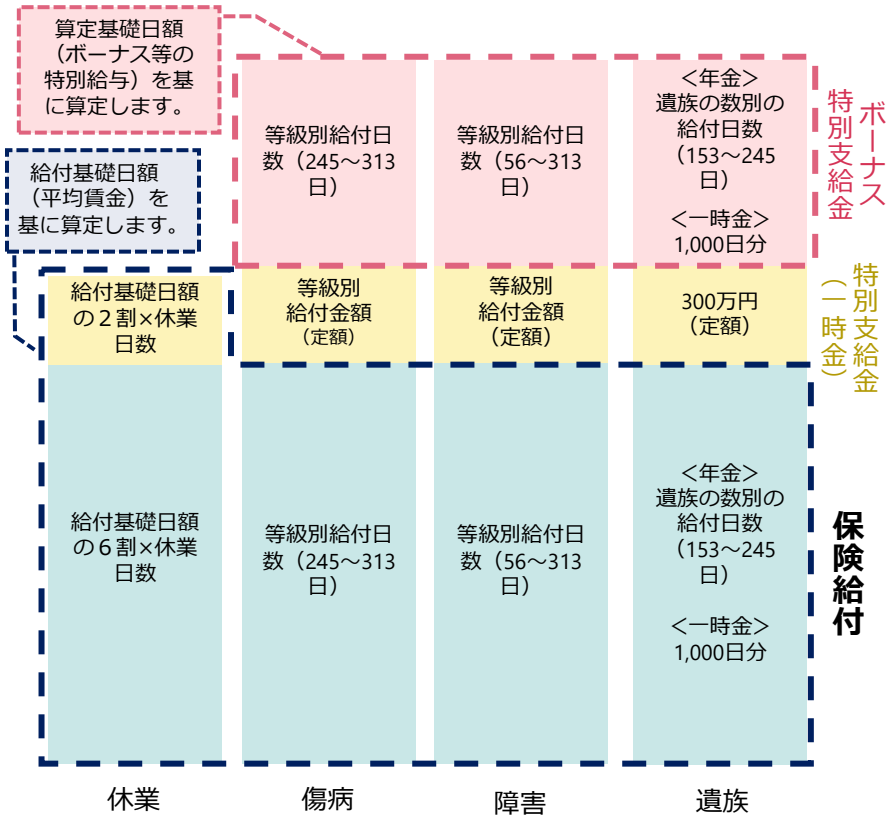
**ボーナス特別支給金**

- 障害特別年金
  （障害等級第1～7級：算定基礎日額 131日分～313日分）
- 障害特別一時金
  （障害等級第8～14級：算定基礎日額 56日分～503日分）
- 遺族特別年金
  （遺族数に応じ：算定基礎日額 153日分～245日分）
- 遺族特別一時金
  （一律、算定基礎日額 1,000日分）
- 傷病特別年金
  （傷病等級第1～3級：算定基礎日額 245日分～313日分）

○　給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことから、我が国の賃金慣行を考慮して、ボーナス等を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるよう保険給付に上積み支給するもの。

○　算定基礎日額は、原則として算定事由発生日以前１年間に支払われた賞与等の合計額を365で除して求めるが、上限（年額で150万円）が設定されている。

## 保険給付と特別支給金の関係図




※　特別支給金を受け取ることのできる遺族（受給資格者）の範囲は遺族（補償）等給付と同じであり、受給資格者の第一順位者（受給権者）のみが受け取ることができる。
※　また、特別支給金は保険給付と別個のものであることから、社会保険や損害賠償との併給調整の対象とならない。

# 労働基準法の災害補償責任との関係



○　労災保険法は、労基法の災害補償に対応した保険制度という姿から、労働災害の補償に係る総合的な保険制度ともいうべき実質を備えたものとなっている。

- 介護補償給付、二次健康診断等給付のように労災保険法で独自に支給しているもの
- 傷病補償（年金払）、障害補償（年金払）、遺族補償（年金払）、特別支給金のように労災保険法で労働基準法に基づく災害補償責任の上乗せとして保険給付や事業を行っているもの
- 労基法にはない通勤災害や複数業務要因災害に対して保険給付を行っているもの

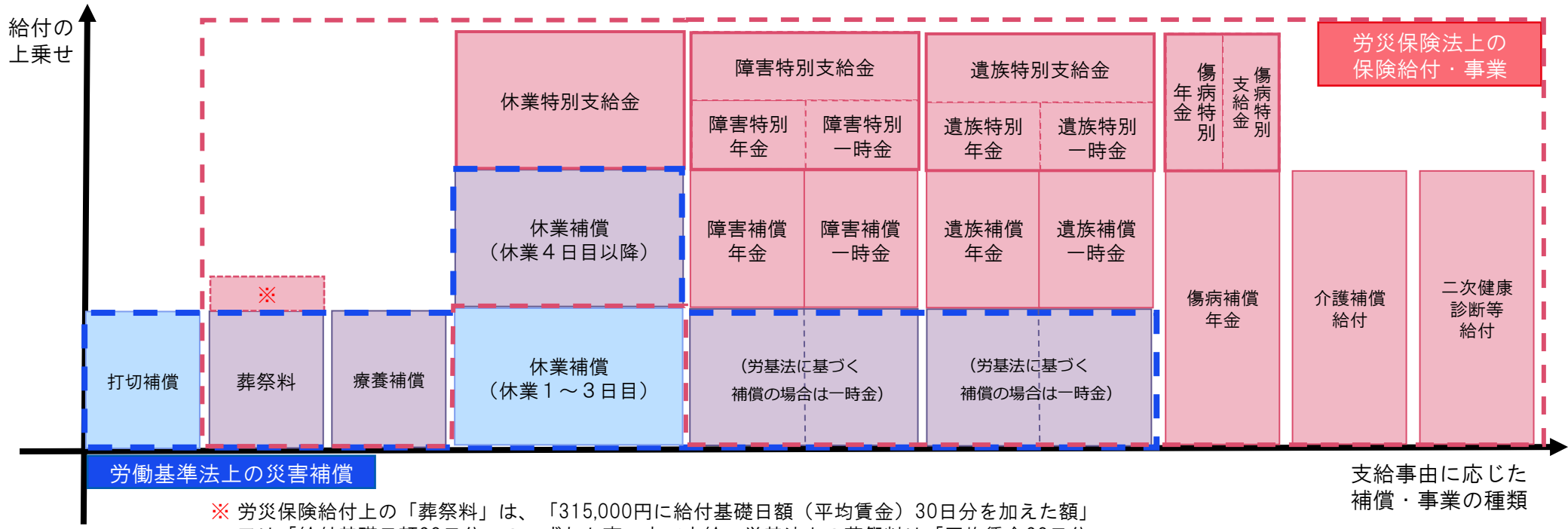
○　労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われるべきもの（下図の　）である場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。（労働基準法第84条第１項）

労働基準法独自の補償

労災保険法独自の保険給付・事業

支給事由が労働基準法・労災保険法で重複するもの

※本図は、労働基準法上の災害補償と労災保険法上の「業務災害」に係る保険給付等との関係を図示。




※ 労災保険給付上の「葬祭料」は、「315,000円に給付基礎日額（平均賃金）30日分を加えた額」又は「給付基礎日額60日分」のいずれか高い方で支給。労基法上の葬祭料は「平均賃金60日分」。

# 【参考】労働基準法と労働者災害補償保険法との関係



**「新 労災保険法」（昭和41年10月 労働省労災補償部編）p31～34**

三　労働基準法と労災保険

以上のように、業務災害についての保険制度は、戦時労働政策の一環として健康保険および厚生年金保険のなかで社会保険の形態をとり、あるいは失業対策を背景に責任保険の形態をとって終戦を迎えたが、戦後における各種法制の再編成のなかで統一的な業務災害保険として労災保険が成立するについては「労働基準法」の制定が決定的な意義をもった。

労働基準法は、わが国における近代的な労働関係の確立をめざす労働保護の総合法典として制定され、鉱業法、工場法および労働者災害扶助法以来の災害扶助も、その価額を一挙に倍増されて労働基準法第八章の「災害補償」に統合された。そして、まさに労働基準法のなかに位置づけられたことによって、それは災害補償一般のモデルのようにみられることとなった。

（中略）

ところで、このようにして発足した労災保険を、その後の制度改善の経過に照らしてみるとき、そこに、労災保険の発展を制約する重要な問題が伏在していることを指摘しなければならない。

まず個別事業主の災害補償が労働保護法たる労働基準法によって定められたことは、労働基準行政と相まって労災保険の普及が促進される決定的要因をなしているが、その反面において次のような問題もある。

（中略）

次に、個別事業主の災害補償が、個別労働関係の基本法たる労働基準法によって定められたこと、そしてそれが災害補償一般のモデルのようにみられたことは、統一的な労災保険の制度的および思想的基盤となったが、その反面、**労働基準法上の災害補償がそのまま労災保険の保険給付のモデルとされ、また、その範囲があたかも業務災害に対する事業主の無過失損害賠償責任の限度を意味するかのようにとられがちで、労災保険の給付内容や保険料負担に対する考え方を呪縛し、制度改善の過程を曲折させる一因となっている**ことは後述のとおりである。

さらに、労災保険法が労働者災害扶助責任保険法を立法技術的に引き継いだことは、労働基準法と相まって統一的な保険制度を確立しようとする立法政策によく答えるものであった。しかし、その反面、前記の諸点と相まって労災保険を久しく労働基準法による個別事業主の補償責任に対する責任保険とみる理解をもたらし、制度の改善と事業の運営を制約してきた。

もとより、**立法当初から労災保険制度が労働基準法の災害補償をこえて独自に発展する可能性をもっていることは立案当局の自覚するところであったし、昭和三五年の法改正によって明らかとなったのであるが、そのことが全面的に周知されるためには、昭和四〇年の法改正による給付体系の再編成と大幅年金化をまたなければならなかった。**

（中略）

（5）　**当時の立案担当者であった友納武人氏の「労働者災害補償保険法について」（「法律特報」第一九巻九号）によると「本法と労働基準法との関係は極めて密接**であって、平均賃金及び災害補償の事由は労働基準法の定むるところによっているのである。而かもその保険給付の範囲も一応労働基準法にその基準を置いている。**然しながらその本質に於ては、法第一条に明記する様に全く別個の独立した制度**である。由来無過失賠償の規定を工場法、鉱業法等の労働保護法規の中に収めることは、議論の存するところであって、多くの外国の立法例の示す如く災害補償保険の中に単一化せしめるか或は全然別個の独立した法制とすべきであると云う論もある。いずれにせよ**労働者災害補償保険法が、その保険給付を労働基準法の額に合致せしめていることは、一時的のことであって近い将来その基準以上の諸給付を行なうのでなければ、その本旨を発揚したものとは云い得まい。**」

# 【参考】労働基準法と労働者災害補償保険法との関係



**「労働基準法が世に出るまで」（昭和56年２月 松本岩吉）p66～70**

**労災補償と保険局との関係**

次は労災補償のことである。**工場法、鉱業法上の業務上災害に対する扶助は、戦時中の改正で健康保険および厚生年金保険によって使用者の賠償責任が代行されており、労働者災害扶助法および同責任保険法も戦時中労働局から保険局の所管に移されていた。**しかし工場法、鉱業法上の業務上の扶助責任が、国民の相互扶助を目的とする健康保険、厚生年金保険等の社会保険が代行することについては、同保険で業務上災害に対する注意は払われているとはいうものの、給付内容の低位性、保険料の労働者負担などについて、かねてから多くの問題が存するところであった。

労働保護課では、労災補償は労働保護立法の重要部門をなすものであるから、無過失損害賠償責任の補償理論を確立し、補償内容を引き上げることを眼目とするとともに、従来の社会保険から脱却した業務上災害補償を完全に代行し得る労働者災害補償保険制度を新たに創設することが絶対に必要だと思っていたし、その実現を強く期待した。

～（中略）～

そうこうしているうちに、米国の労働問委員会の勧告が出て、「業務上災害の補償が、一般疾病保険のなかにおいて、その費用の半分を労働者が負担していることの不合理性、給付の低位性」が指摘され、一方社会保険制度調査会からは、「業務上の災害のみを一本に取扱う保険制度を制定すべし」という答申がなされるなど、労災保険法の方も漸次固まって来たようである。

労災保険法案が正式に保険局から届いたのは、たしか年を越えた二十二年の一月末だったと思うが、これを見て私どもまったく意外の感に打たれた。**吾々は基準法と保険法は母法と子法の関係に立つと思っていたが、保険法案のどこを見ても労働基準法の「基」の字もない。内容を見れば基準法と同じようなことを重ねて書いてある。一体両者の関係はどうなのか、この点をはっきりすべきだと、官房をまじえて大分議論をしたが、この点も平行線をたどるままだった。**しかしとに角保険法の内容は基準法の六年定期金補償を受け、平均賃金制を採用し、総体としては基準法の補償要件を満たしている。余り議論ばかりしていて議論倒れになってこの法律が出来ないと、基準法を成立させるうえで実は吾々も大いに困るというのが泣きどころである。**いずれ保険法の所管が一緒になれば万事が解決すると思って我慢した。ただし、保険法の給付を受けるべき場合においては、工場法のように手放し一任ではなく、国会提出の最終案では基準法中に「その価格の限度において、使用者は補償の責を免れる」という文言を残して一応の幕を引いた・・・・・・。**

# 労災保険料（率）について　労災保険率（全業種平均）の推移



労災保険率は、引下傾向にある。
（なお、令和３年度の保険率改定は、新型コロナウイルス感染症の影響を折り込んだ形で将来の経済状況を予測することが困難であったことから、据え置きとなった。）

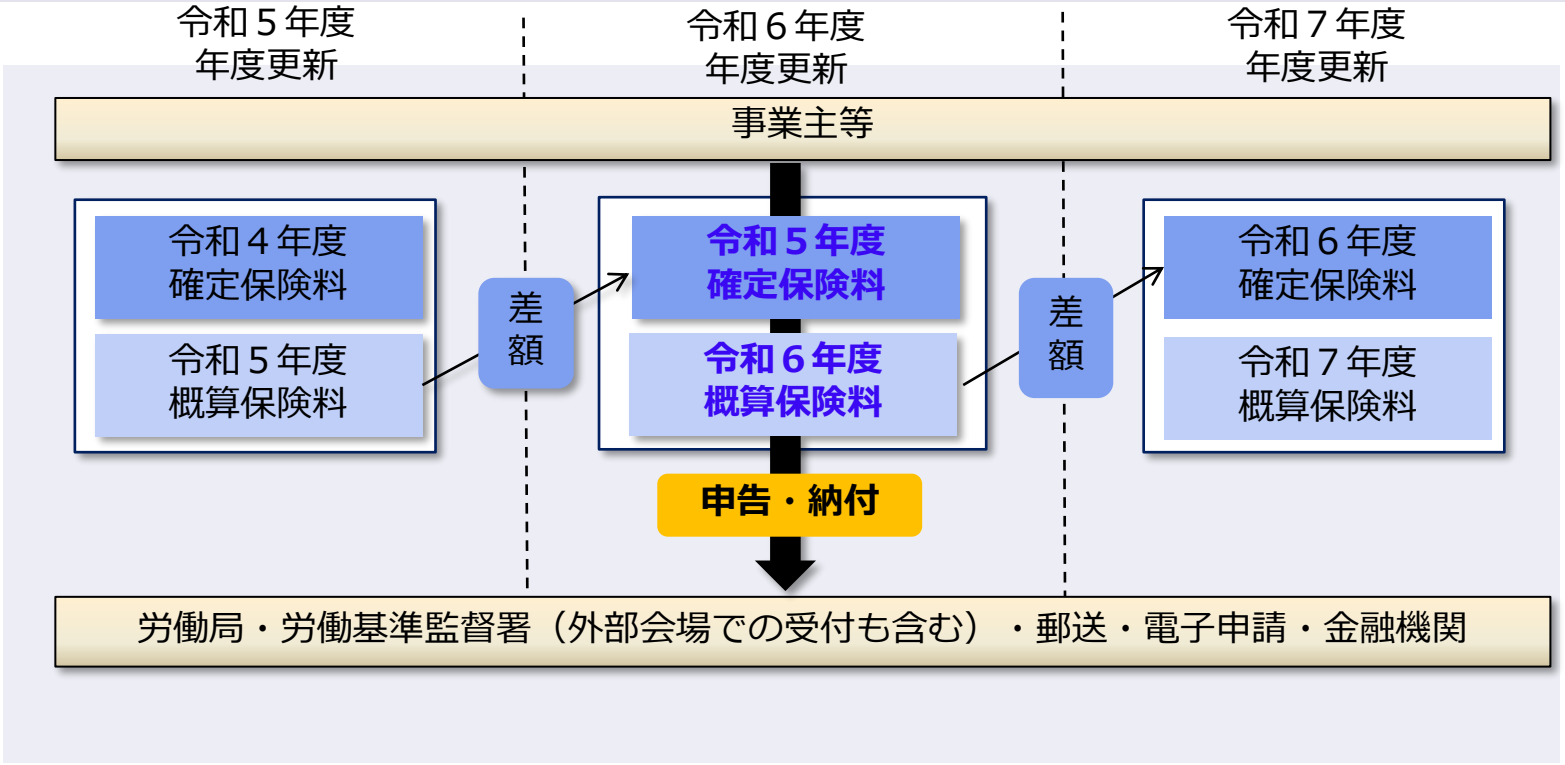
平成 元年度　10.8/1,000
↓
平成 ４年度　11.2/1,000
↓
平成 ７年度　9.9/1,000
↓
平成 １０年度　9.4/1,000
↓
平成 １３年度　8.5/1,000
↓
平成 １５年度　7.4/1,000
↓
平成 １８年度　7.0/1,000
↓
平成 ２１年度　5.4/1,000
↓
平成 ２４年度　4.8/1,000
↓
平成 ２７年度　4.7/1,000
↓
平成 ３０年度　4.5/1,000
↓
令和 ６年度　**4.4/1,000**

# 保険料の徴収～労働保険の年度更新について～

○　労働保険（労災保険、雇用保険）の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上精算する仕組み。

**事業主は、年に１度、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を合わせて申告・納付**。

○　この手続を**「年度更新」**といい、その申告期間は、**労働保険の保険料の徴収等に関する法律において６月１日から40日以内（＝７月10日）**とされている。（徴収法第15条第１項及び第19条第１項）



# 労災保険特別加入制度について①



## 趣旨

○　労災保険は、原則として労働基準法上の労働者を対象としているところ、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者について、特別に加入を認めている。

## 対象者

①　第１種：中小事業主等

②　第２種：一人親方その他の自営業者・特定作業従事者

一人親方等

○個人タクシー業者、個人貨物運送業者、自転車配達員等　○大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
○漁船による水産動植物の採補の事業に従事する者　○植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方　○医薬品の配置販売業者
○廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者　○船員法第１条に規定する船員が行う事業に従事する者
○柔道整復師　○創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者
○あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師　○歯科技工士
○特定フリーランス事業に従事する者（他の第２種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

特定作業従事者

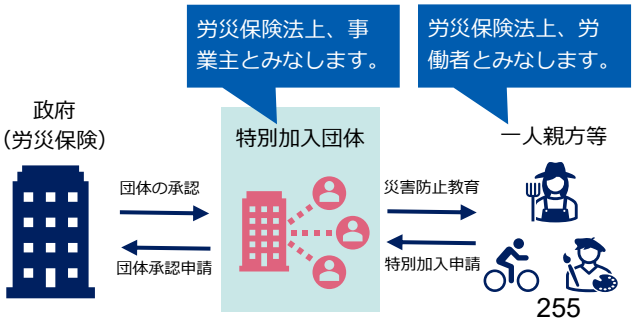
○一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者　○特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
○危険有害な作業に従事する家内労働者等　○労働組合等常勤役員　○介護作業従事者及び家事支援従事者　○芸能関係作業従事者
○アニメーション制作作業従事者　○ＩＴフリーランス

③　第３種：海外派遣者

## 特別加入団体

○　第２種については、加入者の団体（特別加入団体）が、労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、加入者を労働者とみなすこととされている。

○　特別加入団体は、加入者の業務災害防止に関して講ずべき措置を定める等の義務がある。



# 労災保険特別加入制度について②



特別加入者に対する保険給付、補償の対象範囲、労災保険率、給付基礎日額、労災保険料は下記の表のとおり。

| 特別加入の種類 | 第１種（中小事業主等） | 第２種（一人親方等） | 第３種（海外派遣） |
|---|---|---|---|
| 保険給付 | 労働者の場合と同様（二次健康診断等給付を除く） | | |
| 補償の対象範囲 | 特別加入申請した事業のためにする行為（事業主の立場で行うものを除く）　等 | 加入区分ごとに定められた業務を行っていた場合<br>※個人タクシー業者等、一部は通勤災害保護の対象外 | ・労働者の場合は国内の労働者の場合と同様<br>・中小事業の代表者の場合は第１種特別加入と同様 |
| 労災保険率 | 当該事業に適用される労災保険率と同一の率 | 第２種特別加入保険料率表に定める率（3～52/1000） | 3/1000 |
| 給付基礎日額 | 3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を選択し、都道府県労働局長が決定した額<br>※第２種のうち家内労働者等については、当分の間2,000円、2,500円及び3,000円の給付基礎日額も認められる。 | | |
| 労災保険料 | （給付基礎日額）×（365日）×（労災保険率） | | |

（参考）

第１種については、労働保険事務組合を通じて加入・保険料納付を行う。また、第２種については、一般に特別加入者が特別加入団体を通じて納付するが、政府（労災保険）との関係では特別加入団体が保険料を納付する義務を負う。



# 主要な労災保険法改正の経緯



| | |
|---|---|
| 昭和22年 | 労働者災害補償保険法の制定 |
| 昭和35年改正 | 長期傷病者補償の創設（障害補償の年金化など）等 |
| 昭和40年改正 | 遺族補償年金の創設、労災保険事務組合・特別加入制度の創設等 |
| 昭和44年改正 | 労災保険全面適用と暫定任意適用指定、労災保険・失業保険の徴収一元化等 |
| 昭和45年改正 | 障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の給付水準引上げ |
| 昭和48年改正 | 通勤災害保護制度の創設 |
| 昭和49年改正 | 障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の給付水準引上げ等 |
| 昭和49年 | 特別支給金の創設（支給金則制定） |
| 昭和51年改正 | 傷病補償年金の創設、労働福祉事業の新設等 |
| 昭和52年 | ボーナス特別支給金の創設（支給金則改正） |
| 昭和55年改正 | 使用者の民事損害賠償責任との調整、遺族（補償）年金の給付水準引上げ等 |
| 昭和61年改正 | 年金給付基礎日額の上下限設定、通勤災害の要件緩和等 |
| 平成２年改正 | 休業給付基礎日額の上下限設定等 |
| 平成７年改正 | 介護（補償）給付の創設、遺族（補償）年金の給付引上げ（遺族人数区分見直しなど）等 |
| 平成12年改正 | 二次健康診断等給付の創設 |
| 平成17年改正 | 通勤災害保護制度の拡充（複数就業場所間の移動等） |
| 平成19年改正 | 船員保険統合等、労働福祉事業を社会復帰促進等事業に変更 |
| 令和２年改正 | 複数業務要因災害の創設等 |

# （参考）諸外国の労災保険制度



| | 日本 | ドイツ | フランス | イギリス |
|---|---|---|---|---|
| **運営主体** | 政府 | ・民間企業：産業・業種別に組織された職業共同組合<br>・公共部門：労災金庫 | 国から独立した機関である被用者疾病保険金庫が運営。被用者疾病保険金庫には全国レベル、地域圏レベル、初級レベルの組織がある。 | 国民保険制度の中に位置づけられ、主として労働年金省、歳入関税庁が管轄する。 |
| **強制適用者** | ・労働者（労働基準法９条） | ・就労者、職業訓練生、企業または行政官庁の指示に基づいて必要な検査・試験を受ける者、就労施設で働く障害者、農業事業主及びこれと共に働く配偶者・パートナー等、家内労働者・仲介業者及びこれと共に働く配偶者・パートナー等、自営業者としての沿岸船舶員・沿岸漁師及びこれと共に働く配偶者・パートナー等（社会法典Ⅶ編2条1項）<br>・いわゆる就労者類似の者（社会法典Ⅶ編2条2項） | ・「賃金を支払われる全ての者」または「いかなる資格であれ、また、いかなる場所においてであれ、一または 複数の使用者または企業長のために 働く全ての者」（社会保障法典L.411-1条）<br>・以上に加え、家内労働者、販売外交員（VRP）、ホテル・カフェ・レストランの従業員、興行役者、職業的ジャーナリスト等、全36のカテゴリーは強制適用。（同法412-2条、311-3条）<br>・更に所定の施設・機関の教育・研修の受講生や職業訓練に従事する者等には、各活動との関係で労災保険制度が強制適用。（同法412-8条） | 国民保険の第1種保険料の拠出義務を負う被用者（1992年社会保障拠出・給付法1条） |
| **任意加入者** | 中小事業主、一人親方等、特定作業従事者、海外派遣者（労災保険法第33条） | 上記以外の事業主について、各保険運営主体に申請することで任意加入できる。 | 強制適用者以外の者は、初級被用者疾病保険金庫への申請により任意加入できる。また、公益性のあるボランティアに関しては当該施設の判断で任意加入が認められる。 | 任意加入制度はない。事業主について労災保険制度の適用はない。 |
| **保険料** | 事業主のみ保険料負担。なお、事業主が任意加入した場合には、当該事業主自身が保険料を負担する。（一人親方等（労働者を雇っていない事業主等）は、当該一人親方等で構成される団体が保険料を納付。） | 原則として事業主のみ保険料負担。 | 使用者のみ保険料負担。<br>任意加入者の場合は加入者負担が原則。 | 税金によって賄われる。 |

労働政策研究・研修機構『労働政策研究報告書 No.205・労災補償保険制度の比較法的研究』（2020 年）をもとに作成。

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書

はじめに ..... 2
Ⅰ　適用関係 ..... 3
　1　適用関係総論 ..... 3
　2　家事使用人への災害補償責任及び労災保険法等の適用 ..... 8
　3　暫定任意適用事業について ..... 12
　4　特別加入制度について ..... 14
Ⅱ　給付関係 ..... 18
　1　遺族（補償）等年金について ..... 18
　2　遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額について ..... 32
　3　災害補償請求権、労災保険給付請求権に係る消滅時効について ... 36
　4　社会復帰促進等事業について ..... 42
Ⅲ　徴収等関係 ..... 47
　1　メリット制 ..... 47
　2　労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について ..... 55
おわりに ..... 59

# はじめに

労災保険制度は、業務上の災害発生に際し、事業主の災害補償責任の履行を確保し、労働災害に対する労働者の保護を図るとともに、事業主の負担を軽減することを目的に、昭和 22 年に制定された。

その後、長期傷病者補償の創設（昭和 35 年改正）、補償給付の年金化（昭和 40 年、51 年改正）、特別加入制度の創設（昭和 40 年改正）、通勤災害保護制度の創設（昭和 48 年改正）、特別支給金の創設（昭和 49 年省令制定）、労働福祉事業の新設（昭和 51 年改正）、介護（補償）給付の創設（平成 7 年改正）、二次健康診断等給付の創設（平成 12 年改正）、通勤災害保護制度の拡充（複数就業者の事業場間の移動等・平成 17 年改正）、労働福祉事業を社会復帰促進等事業に変更（平成 19 年改正）、複数業務要因災害に関する保険給付の創設（令和２年改正）等、給付の充実等の見直しが行われてきた。

一方で、近年の改正である通勤災害保護制度の拡充や、複数業務要因災害への保険給付の創設は、複数就業という働き方の多様化に対応するものとして、社会復帰促進等事業は行政改革の一環として行われたものであり、労災保険制度全体の制度検証は、その機会を得ないまま今日に至っている。

フリーランスを含めた多様な働き方の浸透や女性の社会進出、共働き家庭の増加に対し、従来の制度の前提となった考え方や給付要件を見直すべき点はないかといった社会変化への対応の視点にとどまらず、これまでの給付の充実等の制度改正の経過により、現在の労災保険制度の役割が制度創設当初からいかなる変遷を遂げ、今日、どのような機能を担うに至っているのか、その結果、労災保険法と時を同じくして成立した労働基準法との関係はどのように変化したのか、長期的には労働災害が減少してきた中でメリット制はその意義を今なお有していると言えるのか、といった俯瞰的な視点からの検証も求められている。

本研究会においては、経済や社会、人々の働き方の変化を踏まえて現行制度を検証するとともに、順次の改正を経て至った労災保険制度の今日における役割を踏まえ、労災保険制度全体について、適用、給付及び徴収の分野ごとに、改めて検証し、労災保険制度が抱える現代的・制度的な課題について議論を行った。

# Ⅰ　適用関係

## １　適用関係総論

### （１）現状

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第３条第１項は、「労働者を使用する事業を適用事業とする。」と定めている。ここにいう「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）の適用対象である「労働者」と同一のものをいうと解されている。

令和６年11月には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和５年法律第 25 号。以下「フリーランス新法」という。）が施行され、本年５月８日には、労働政策審議会の建議（令和７年１月 17 日第173回安全衛生分科会）[1]を受けて、個人事業主等自身による安全衛生対策に関する措置や注文者等による措置等を盛り込んだ「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（令和７年法律第 33 号。以下「改正労働安全衛生法」という。）が成立している。また、後述するように、本研究会に先行して開催された「労働基準関係法制研究会」（座長：荒木尚志東京大学大学院法学政治学研究科教授（当時））においては、労働基準法における「労働者」の概念について議論がなされた。

このような、フリーランスや個人事業主をめぐる動き及び労働基準法における「労働者」に関する議論が行われている中で、労災保険法を労働基準法における「労働者」以外の者に適用することについて議論した。

#### ①　労働基準法との関係

労災保険法は、業務上の災害発生に際し、事業主の災害補償責任の履行を確保し、労働災害に対する労働者の保護を図るとともに、事業主の負担を軽減することを目指し、労働基準法と同じ昭和22年４月７日に公布され、同年９月１日から施行された。労災保険法の保護対象の中核は、これまで労働基準法に定める「労働者」であった。

一方で、労災保険法は制定以降、順次の改正を重ね、年金化や特別支給金に代表されるように労働基準法の災害補償の水準を上回る給付の拡充を図ってきたほか、労働基準法の災害補償には存在しない介護補償給付や二

[1] 「今後の労働安全衛生対策について（報告）」。建議では、「労働者と同じ場所で就業する個人事業主等による災害の防止を図るため、個人事業主等の安全衛生対策について、対応が必要となっている」とされ、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）における保護対象や義務の主体となる個人事業主として、「「事業を行う者で、労働者を使用しないもの」を同法に位置づけることが適当」とし、また、中小事業の事業主や役員についても、「個人事業者や労働者と類似の作業を行う実態にあることを踏まえ、個人事業主と同様に、安衛法における保護対象や義務の主体として位置づけることが適当である。」とされた。

次健康診断等給付、さらには通勤災害に対する給付等も具備し、給付の面においては既に労働基準法の災害補償を超えて独自の発展を遂げるに至っている。また、後述するとおり、任意加入制度である特別加入の仕組みを創設し、その対象範囲も順次拡大してきた。

**②　労働者以外の者に対する現在の適用**

既に述べたとおり、労災保険法は、労働基準法上の労働者を一義的な保護の対象としてきた。そして、労働者以外の者については、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」（昭和 40 年法律第 130 号。以下「昭和 40 年改正法」という。）により、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者について、労災保険の保険技術的な仕組みを供与し、保護を及ぼすために、特別に加入を認める制度（特別加入）が設けられた。特別加入には、第１種（中小事業主等）、第２種（一人親方その他の自営業者・特定作業従事者[2]）及び第３種[3]（海外派遣者）の３類型がある。

このうち、第２種特別加入については、労働政策審議会建議（令和元年 12 月 23 日第 83 回労働条件分科会労災保険部会）[4]において「昭和 40 年当時にはなかった新たな仕事（例えばＩＴ関係など）が創設され･･･社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされたこと等[5]を踏まえ、特別加入制度の対象を拡大してきた。具体的には、当該建議以降に以下の業務が第２種特別加入の対象に追加された。

・芸能従事者
・アニメーション制作作業従事者
・柔道整復師
・創業支援措置に基づく事業を行う高年齢者
・自転車配達員
・情報処理に係る作業

---

[2] なお、第２種特別加入のうち、一人親方その他の自営業者と特定作業従事者の区別については、業法等によって事業の範囲を明確にできるものを一人親方等その他の自営業者に位置づけ、必ずしも事業の範囲が明確でないものは特定作業従事者に位置づけている。

[3] 第３種特別加入は、海外の事業場に派遣される労働者については労災保険法が適用されない（属地主義）ことから国外における労働災害保護制度が十分でない現状等に鑑みて、国内労働者と同様の保護を与える必要がある場合を想定し設けられた制度である。

[4] 「複数就業者に係る労災保険給付等について（報告）」

[5] 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 14 号）に係る衆議院附帯決議において「社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。」とされ、また、成長戦略実行計画（令和２年７月 17 日閣議決定）において「フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する」とされた。

・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師
・歯科技工士
・特定フリーランス事業

このうち、特に、特定フリーランス事業については、令和６年11月のフリーランス新法の施行に伴うものであり、特定フリーランス事業が第２種特別加入の対象となったことにより、フリーランスについては広く特別加入の対象者となるに至っている。

### （２）強制適用の範囲

#### ①　労働基準法が適用される労働者以外の就業者で、強制適用とすべき者はいるか

フリーランスや個人事業主をめぐる動きや労働基準法における「労働者」に関する議論が行われている中で、労災保険法を労働基準法が適用される労働者以外の就業者に適用することについて検討した。

労働基準法が適用される労働者以外の就業者に労災保険法を強制適用することについては、将来的に検討課題とし得るとの意見と慎重に検討するべきとの意見に分かれた。

具体的には、

○　労災保険の社会保障的性格を強調するのであれば、報酬を得て働く人は強制加入とすることもあり得る。

○　労働基準法と労災保険法の適用対象者を切り離し、労災保険の強制適用を労働基準法の労働者より広げることは現行法の解釈としては難しいが、法改正により労災保険法の趣旨に何らかの変更を加え、適用対象者の拡大を図ることは理論的には排除されない。

○　現在の強制適用の対象である労働者は使用従属性や時間的場所的拘束があり、事業主は補償責任・保険料の支払い責任を負う点に労災保険の中核がある。労災保険法は労働基準法と別制度であるところ、労災保険の原則を崩さなければ、特別加入のような形で労災保険法の適用対象を労働基準法の適用対象よりも拡張することは認められる考える。具体的には、保険料負担の根拠と技術的可能性から、第２種特別加入の対象になる者について強制適用が検討され得る。

という意見があった一方で、以下のような意見があった。

○　労働基準法が適用される労働者、あるいは適用されるべき労働者であっても労災保険が強制適用されていない労働者が存在する現段階で、労働者以外の就業者を強制適用とすることには反対。事故型の業務災害では、経営者と従事者との間で事故のリスクや保障のニーズは大きく異ならないとしても、疾病型の災害、特に長時間労働が原因となるような疾病について、業務命令により長時間労働を余儀なくされる労働者と、そのような状況にない経営者とでは状況が大きく異なる。

○　使用者の指揮命令に従って業務に従事して事故や疾病の発症に至っ

た労働者と自らの自由意思でそれらを避け得る者とでは責任の質は異なる。

○　労災による補償や保護を、労働者と使用者の関係ではなく、受注者と発注者の関係にまで広げることは疑問。このようなリスクは、受注者であるフリーランスが自ら備えることが適切で、現行の特別加入制度が妥当。

○　労働者は、使用者の指揮監督の下で労務を提供する結果として業務災害のリスクを自らコントロールする機会を制限されており、そのため業務災害が発生した場合には、使用者による費用負担で損害の填補を図る労災保険制度から給付を受けるが、フリーランス等の自営業者は、他人の指揮監督の下での労務提供という実態を欠いており、労働者とは本質的に異なる。使用者の災害補償責任を基礎としている労災保険において、制度の基礎付けを共有できない者も強制適用の対象とすることは、費用負担や給付設計について労災保険の制度目的を前提として、一貫した考え方で議論することを困難にする懸念があり慎重に検討するべき。

また、強制適用の範囲の検討に関して以下の意見もあった。

○　適用対象の見直しは法制度を根幹から見直すことになるので、長期的な検討課題とし、短期的には、ニーズに応じて特別加入を広げていくのが現実的である。

○　労働基準法と労災保険法の関係を根本的に見直すとしても、第２種の特別加入者をすべて労働者と並べて強制加入とすることは適切とはいえない。フリーランスに係る今後の社会的な動向、労働基準法の労働者概念の議論の動向、安衛法の注文者の責任にかかる議論の動向など踏まえ検討が必要と考える。

○　特別加入がフリーランス一般に拡大され、制度の充実が図られようとしている今のタイミングで強制加入の範囲そのものに修正を加えることは適当でなく、短期的には、強制加入の対象を引続き労働基準法の労働者に限定しつつ、特別加入制度の周知や特別加入団体の役割の明確化、強化等を図っていくべき。

### ②　保険料は誰が負担すべきか

さらに、強制適用の対象を労働基準法が適用される労働者以外の就業者へ拡大するならば、保険料の負担の在り方も検討する必要があるとの意見があったことから、この点についても検討を行った。

労働者以外の就業者に労災保険を強制適用する場合の保険料負担について、発注者やプラットフォーマーに拠出させることも検討し得るとの意見と、当事者間の契約の自由に委ねるべきことや報酬への転嫁リスクがあること等を理由に適当でないとする意見に分かれた。

具体的には、

○　発注者は就業者に対し指揮命令も拘束もしないが、災害発生のリス

クを自ら負わずに利益を得られることが保険料を負担させる根拠になり得る。一方で労働者以外等の就業者は労働者と異なり働き方の自由度が高く自ら災害を避けることもできるという面がある。そうすると、発注者に保険料全額の負担を求めるのではなく、折半での負担方法もあり得る。中長期的には、任意加入を原則としつつ、就労者が保険加入を望んだ場合には、発注者にも保険料を強制的に拠出させることも検討されてよいのではないか。

という意見があった一方で、

○　労働者以外の就業者を強制適用にすると、使用者に当たる者がいない以上、保険料は本人負担になる。労働者と労働者以外の就業者を労災保険の保護の対象とし得るとしても、保険料負担の観点から区別は残る。プラットフォームなどの注文主に保険料負担を課すのは難しい。保険料負担も含めた費用を相手に求めるかは当事者間の契約の問題であり、こうした契約に関する課題は労災保険法の問題ではない。

○　最低報酬保障のない労働基準法の労働者以外の就労者の契約相手方（他方契約当事者）に保険料負担させる場合、当該就労者に契約交渉力がなければ、当該契約相手方は保険料相当分を報酬額に転嫁するおそれがある。一方で適用拡大になる就労者の契約交渉力が強ければ、あえて他方契約当事者に保険料を負担させずとも、報酬の中に保険料額などを就労者自身が含めることができるので、強制適用の範囲を拡大する必要はない。

との意見があった。また、

○　労災保険の強制適用を労働基準法の労働者より広げることは理論的には排除されない一方で、労働基準法とのつながりを維持しつつ、特別加入の必要性の高い者には加入や保険料負担のインセンティブを設ける、あるいは、注文者やプラットフォームなどに保険料負担を求めることもあり得、これらの主体の役割について、就業者の労災加入促進・保険料負担の軽減といった観点から、考察を積み重ねる必要がある。

として、強制適用の範囲は維持しつつ、特別加入の対象者についても発注者等に保険料負担を求め得るとの意見があった。

その他、労災保険の適切な保険料負担に関して以下の意見があった。

○　労働者以外の就業者については特別加入することを前提に、特別加入にかかる保険料相当額を発注事業者が自主的に経費に上乗せすることが望ましい。

○　現在の労災保険においては適用事業所とその賃金総額のみが特定され、給付の対象となる労働者は特定されていないため、労災の可能性のある事故等が発生して初めて、労働者でないために対象にならないことを認識することもあり得ることから、個人事業主と労働者の境界にいるような就労者がその働き方の実態に応じて受けるべき補償を受けられているのかといった点についても、適用関係をめぐり今後議論する際には補足的に考慮すべきである。

以上の議論を踏まえれば、現状においては、労災保険法の強制適用の範囲を労働基準法が適用される労働者以外の就業者にも拡大することについては、なお、多くの議論の余地がある。労災保険法の強制適用の範囲については、労働基準法上の「労働者」に関する概念の議論も踏まえつつ、労働基準法との関係も含めた労災保険制度の位置づけと保険料負担の在り方も含め、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

## ２　家事使用人への災害補償責任及び労災保険法等の適用

### （１）現状

#### ①　家事使用人をめぐる議論

本研究会に先行して開催された「労働基準関係法制研究会」においては、労働基準関係法制の将来像について、また、喫緊に対応しなければならない課題について検討がなされ、令和７年１月８日に報告書がとりまとめられた。同研究会では、個別職種の労働基準法の適用の課題として、現在、労働基準法の適用対象とされていない「家事使用人」[6]についても検討している。報告書は、家事使用人について、労働基準法制定当時においては家事使用人の労働の態様が各事業における労働と相当異なっていたが、現在では、住み込みの使用人という働き方をする家事使用人は減少しており、実質的な働き方が一般的な労働者とほとんど変わらなくなってきたこと、介護サービス事業者の労働者であると同時に家庭の家事使用人としても働く者が増えたこと等から「家事使用人のみを特別視して労働基準法を適用除外すべき事情に乏しくなってきたと考えられる。」とし、労働基準法が公法的規制であるとともに、「私法上重要な労働保護規範を設定しているものであることを踏まえると、家事使用人に対して労働基準法を全面的に適用除外する現行の規定を見直し、公法的規制については、私家庭に対する適用であることも踏まえて、実態に合わせて検討することが考えられる」としている。

「１　適用関係総論」で述べたとおり、労災保険法の保護の対象は、労働基準法の適用対象の労働者とされていることから、労災保険法においても、「家事使用人」について、現行では、労災保険は強制適用されず、本人の必要に応じ特別加入し、それに基づく保護が行われている。

上記「労働基準関係法制研究会」の報告書を踏まえ、家事使用人への労

[6] ここでいう家事使用人とは、個人宅に出向き、私家庭において家事使用人を使用する私人と直接労働契約を結び、その指示のもと家事一般に従事する者のことをいう。ただし、法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令下で家事一般に従事している者を含む。

働基準法の適用については、労働政策審議会労働条件分科会で別途議論がなされているところであるが、本研究会においても、仮に家事使用人に同法が適用される場合に、同法の災害補償責任及び労災保険法の適用についてどのように考えるべきかを検討した。

**②　家事使用人の業務災害の状況**

家事使用人の特別加入の状況は、第２種特別加入の対象である「介護作業従事者及び家事支援従事者」として特別加入している者が 1,714 人（令和５年度）となっており、給付の支給状況は、療養補償給付は 74 件、休業補償給付は 22 件、年金等給付は 18 件となっている[7]。

また、令和５年に独立行政法人労働政策研究・研修機構が全国の家政婦（夫）職業紹介所（541 か所）に登録し、個人家庭と契約し、個人家庭で家事業務を行ったことがある家事使用人（家政婦（夫））9,220 人に対して実施したアンケート調査[8]（有効回収数 1,997 人）によれば、15.2％の者が通勤時間を含む業務時間中に病気やけが等の経験があるとしており、それらの内訳（複数回答）は、骨折・ヒビ（27.1％）、切傷（26.4％）、腰痛（26.4％）、打撲（24.4％）が比較的高い割合を占めている。また、けがの発生時点（複数回答）については、掃除中（29.7％）、通勤時（23.8％）、調理中（18.8％）などとなっている。労災保険に特別加入していない理由に対する回答（複数回答）については、「民間保険に入っているから」が 57.0％、次に「制度を知らなかったから」が 19.3％とされている。民間保険に加入している者がどのような保険に加入しているか（複数回答）については、「傷害補償制度」が 30.8％、「医療費助成制度」が 25.6％などであった。

**③　労働基準法の災害補償及び労災保険法の適用に伴う使用者の責務**

家事使用人について、仮に現行の労働基準法の災害補償責任及び労災保険法の適用対象とした場合、それに伴って使用者が負うこととなる義務について確認した。

家事使用人を現行の労働基準法の災害補償の保護の対象とした場合、使用者となるのは私家庭において家事使用人を使用する私人であり、私家庭の私人が労働基準法第８章に規定する各種の災害補償責任を負うことになる。また、労災保険法の保護を家事使用人に適用する場合には、労災保険法や労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以

---

[7] 厚生労働省労働基準局「令和５年度労働者災害補償保険事業年報」。なお、令和４年度における当該対象の特別加入者は 1,848 人、療養補償給付は 152 件、休業補償給付は 16 件、障害補償一時金は１件、年金等給付は 20 件である。

[8] 労働政策研究・研修機構「ＪＩＬＰＴ調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」（2023 年）

下「徴収法」という。）において、事業主に課されている義務を私家庭に対して課すこととなる。

労災保険法は、事業主が故意又は重大な過失により後述する保険関係成立の届出をしていない期間中に生じた労働者の事故等について保険給付を行ったときは、労働基準法による災害補償の価額の限度において保険給付に要した費用の全部又は一部を事業主から徴収できる旨を定める（労災保険法第 31 条第１項）ほか、行政庁が使用者に対して法の施行に必要な報告等を命ずることができること（同法第 46 条）、さらに適用事業場への立入り等ができる（同法第 48 条第１項）旨を規定している。なお、これらに反した者に対する刑事罰も定められている（同法第 51 条）。

また、労災保険法が適用される事業主の義務は、同法のほか、徴収法に定められており、具体的には、以下のような義務がある。

・保険関係の成立の届出（徴収法第４条の２）
・概算保険料・確定保険料の申告及び納付（いわゆる年度更新）（徴収法第 15 条第１項、第 19 条第１項及び同条第３項）
・認定処分後の未納付の保険料・追徴金の納付（徴収法第 15 条第４項、第 19 条第５項及び第 21 条第１項）

なお、納付するべき労働保険料や追徴金等を納付しない者に対しては、政府は督促、延滞金の徴収や滞納処分を行う（徴収法第 27 条及び第 28 条第１項）とされている。

### （２）労働基準法の災害補償責任及び労災保険法等の適用について

家事使用人に労働基準法が適用される場合に、同法第８章に規定する災害補償責任や労災保険法の適用をどのように考えるべきかを議論した。

この点、家事使用人に労働基準法が適用される場合には、災害補償責任及び労災保険法も適用することが適当とすることについては概ね意見は一致した。

なお、適用することに否定的ではないが履行確保の課題を指摘する意見があった。

○　使用者の指揮命令下の労働について、使用者が労災リスクを管理できるという点に使用者の災害補償責任の根拠があり、私家庭であっても家事使用人に対する指揮命令が認められるのであれば、労働基準法の災害補償とこれを受けた労災保険の保険料に関する負担を私家庭に負わせることは可能。
○　家事使用人に対して労働基準法が適用される場合には、家事使用人を雇用する私家庭は、同法に定める使用者であるとの自覚を持って、適切に災害補償の責務を果たすことが必要。

との意見があった一方で、

○　強制適用された場合、保険料負担や手続履行などのコストがかかるので家事使用人を直接雇用しなくなる可能性がある。労働契約とのグレーゾーンが増えて取り締まるのが難しくなるのではないか。
　災害が発生した場合のみ手続をする等、災害が起こり得る危険の高い事業のみが顕在化するような逆選択の問題が生じるのではないか。
○　家事使用人については、強制適用をめぐる課題はありつつも労災補償の必要性は高い。他方で、実際に私家庭と直接労働契約を結んでいる家事使用人が実態としてどれだけ存在していて、適用対象になった場合にこれらの家事使用人を現実に把握・指導することができるのか、監督事務にかかる議論と平仄を合わせて議論する必要がある。

との意見があった。

また、上記で示した労災保険法及び徴収法上の義務は現行の労災保険法の適用事業の事業主を念頭に規定されているものであり、これらを、家事使用人を使用する私家庭の私人に適用するに際しては、事務負担の軽減等の課題を精査する必要があるとの意見があった。

具体的には、

○　私家庭の手続的、事務的側面の負担は、軽減すべき。具体的には、保険関係成立や変更の届出、保険料の納付等の事務を代行機関に負わせることが考えられる。
○　私家庭が直接家政婦（夫）を雇用する場合に事務負担を求めると、家事代行サービスと比べて競争上著しく不利になる。そのことで私家庭が契約を更新しなくなる等、現在働いている人との関係でも事務負担の影響を検討しなければならない。
○　危険責任から導かれる経済的補償に不可欠な責任（未納付の保険料・追徴金の納付、事業主からの費用徴収）は私家庭にも負わせることができる。一方で危険責任から導くことができない企業活動への適用を前提とした技術的な規定（使用者の報告・出頭、立入り検査など）は私家庭に負わせることは妥当ではない。
○　家政婦（夫）紹介所等に一定の手続促進のための（努力）義務を課し、実効性の確保を図ることもできるのではないか。
○　家事使用人は介護の業務に従事することもあるが、認知症などの判断能力が低下した主体が労働契約の相手方になる可能性が他の種類の事業よりも高い。労働保険事務組合を活用にするにしても判断能力が劣る人が活用するには工夫が必要。
○　労働保険事務組合の仕組みが使えるのか、家事使用人の実態は日雇いに近いといえるか、検討をしていくこともあり得る。

との意見があった。

その他、家事使用人についての議論において以下の意見があった。

○　家事使用人の働き方・実態が十分に見えてこない印象もある。今後、家事使用人のマッチングサービスの発展等により増えてくる可能性がある。労災保険の中でも可視化していく必要がある。

○　労働基準法の中で災害補償責任を認めないという話になると、問題の構造として特別加入のように労働基準法の責任とは結びついていないものを補償することになり、その場合は紹介所等を事業主に擬制するなども考え得るかもしれない。

以上の議論を踏まえれば、家事使用人の保護を巡っては、家事使用人に対する補償の必要性は高い。家事使用人への労働基準法の適用については、労働政策審議会労働条件分科会で別途議論がなされているところであるが、仮に労働基準法が家事使用人に適用される場合には、使用者である私家庭の私人は同法に定める災害補償責任も負うことが適当であり、労災保険法を強制適用することが適当と考える。

その際、労災保険法や徴収法を私家庭の私人に適用するに当たっては、履行確保の可能性、また私家庭の私人が負う保険関係の手続に係る事務負担の軽減も含めて、運用上の課題を検討することが必要である。

## 3　暫定任意適用事業について

### （1）現状　－暫定任意適用の経緯－

労災保険は、原則として、労働者を使用する全ての事業に適用されるが、農林水産業のうち、小規模な個人経営の事業については、「暫定任意適用事業」として、強制適用の例外となっている。なお、暫定任意適用事業であっても、労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合は強制適用の対象となる。

昭和 22 年の労災保険法の制定当時、同法では強制適用事業と任意適用事業とがそれぞれ書き分けられていたところ、昭和 40 年改正法により、労災保険に本格的な年金制度が導入され、給付改善がなされたことで、全面適用への要請が強まるに至り、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」（昭和 44 年法律第 83 号。以下「昭和 44 年改正法」という。）では、現行の労災保険法第３条第１項が整備され、昭和 44 年改正法附則第 12 条に暫定任意適用事業が規定されるとともに、対象事業は政令に委任されることとなった。その後、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」（平成２年法律第 40 号。以下「平成２年改正法」という。）により昭和 44 年改正法が改正されたことで、強制適用の範囲が更に拡大し、現行の暫定任意適用事業の範囲となっている。

これまで暫定任意適用事業が存置されてきた理由については、

・「ゆい・手間替え[9]」といった農業独自の労働慣行があるため、労働者か使用者かといった見分けがつきにくいこと
・農繁期のみに労働者を使用することが多く、実態把握が困難であること
・小規模の農林水産業は、家族労働を中心とする自営業に近く、かつ、広範囲な地域に散在するなど事業の性質上実態把握が困難であること
・その対象者数が膨大であり、あわせて災害が多発していないこと

等が指摘されてきた。

## （２）暫定任意適用事業である農林水産業の事業への適用について

暫定任意適用事業とされてきた農林水産業への適用の在り方について議論を行った。

現行の暫定任意適用事業については、強制適用すべきとの方向性については意見が一致したが、適用の課題とされてきた適用事業の把握や事業主の事務負担等の課題が解決される可能性がどの程度あるのかは検証することが必要との意見があった。

具体的には、

○　暫定任意適用事業となっている農業についても強制適用すべきと考える。労働実態の把握が困難であることが理由とされてきたが、農業特有の労働慣行がみられなくなって、「労働実態」は少しずつ現代的になっているはずであり、「把握」の手段も多様化している。言うまでもなく、農林水産業労働者の保護の必要性もある。

　また、労働基準法ならびに労災保険制度を、家事使用人に関し私家庭に適用するのであれば、暫定任意適用事業にも適用しなければバランスが悪い。把握の課題については、暫定任意適用事業は家事使用人の適用において使用者となる私家庭よりも把握は困難ではないと思料。家事使用人についての見直しと併せ、徹底した周知を図ることが考えられ、少なくとも新規事業については強制適用を徹底することが可能であり、必要である。

○　農林水産業を強制適用としない根拠は乏しい。労働基準法では農林水産業も労働として見分けられる前提である一方で、労災保険法では労働者かどうか見分けられないというのは一貫性がない。海外では賃金支払いの点で他の業種と違うものに、みなし保険料の仕組みを設けているケースもあるが、日本では農林水産業でも最低賃金法が適用されるので、この点でも特別に扱う必要はない。

---

[9] ゆい・手間替えの定義について、昭和 52 年農林省統計情報部の 1975 年農業センサスでは、「農業相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって労力の過不足を金銭、物品で清算したものも該当する。……(中略)……共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

逆選択の問題[10]はあるが、過半数の希望や法人化した場合のように、現在でも事業側（事業主や労働者）の選択により特別加入している場合には強制適用となることからみて、農林水産業についてはリスクの高い事業が保険の利益を享受しやすい逆選択の弊害はある程度許容されているようにみえる。

○　労働者として働く人については確実に労災保険への加入が行われるよう、暫定任意適用事業の速やかな見直しが必要。

との意見があった。同時に、

○　農業分野における暫定任意適用事業の強制適用化は望ましいが、農業の全面適用による事業者の把握や保険料の徴収といった実務上の課題については、農業協同組合の協力等の枠組みが活用可能なのか、どれだけの実効性が期待できるのか、農林水産省とも協力して検討をしていくべき。また、農業のみならず、林業、水産業を含めいずれの分野でも、全面適用に向けては、保険料の徴収等の運用面での課題や、零細事業主の事務負担等も十分に踏まえながら検討が進められるべき。

との意見があった。

暫定任意適用事業については、労働実態を把握する手段も多様化していると考えられることや既に労災保険に加入している暫定任意適用事業をみても、重大事故が散見され（参考資料 17 頁参照。）、保護の必要性が高まっているといえることを踏まえれば、農林水産省とも連携の上、順次、強制適用に向けた検討を進めることが適当と考える。

ただし、その際、農林水産事業者の理解に加え、これまで適用上の課題とされてきた事業者の把握や、保険料の徴収上の課題がどの程度解決されつつあるのかの具体的な検証が必要であり、また、零細な事業主の事務負担の軽減等も十分に配慮する必要がある。この点、例えば、事業主と関係団体等との連携や協力の在り方等についての検討も含め、その実現可能性や実効性についても農林水産省の協力も得つつ、検討することが必要である。また、林業及び水産業についても農業と同様、課題の解決策を検証した上で検討を進める必要がある。

## ４　特別加入制度について

### （１）現状

「１　適用関係総論」で述べたとおり、特別加入には第１種、第２種、第３種の３つの類型があるが、このうち、第２種特別加入については、そ

[10] 強制適用された場合、事業主が成立届を出さず保険料を滞納しても、労災が起これば労働者に給付が行われ、かつ、事業主に追徴される保険料には限度があるので、労災が発生しない以上は積極的に適用手続を行ったり保険料を納付したりしない、逆にいえば、労災が発生した事業ばかりが適用手続をとるような状況となりやすい、という意味。

の対象である一人親方等[11]又は特定作業従事者の団体（以下「特別加入団体」という。）が労災保険の適用を受けることの申請をすることとされており、労災保険法及び徴収法の適用上、特別加入団体を事業主とみなし、加入者を労働者とみなす旨の規定が設けられている（労災保険法第35条第１項第１号及び第３号）。

また、特別加入団体については、通知[12]で定める要件[13]を満たす必要があるが、この点、令和３年４月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックを超えて事務処理を行うことを認めているほか、令和６年に特定フリーランス事業が特別加入の対象に追加された際、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については加入者に対する災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加されている。また、既述のとおり、本年５月８日に改正労働安全衛生法が成立し、個人事業主等が労働安全衛生法の保護対象・義務の主体として位置づけられた。

### （２）災害防止に関して特別加入団体に期待する役割

このような経過の中で、個人事業主等の特別加入に関与する特別加入団体が、個人事業主等の災害防止に関する役割を果たし得るのかという点について検討を行った。

特別加入団体に災害防止の取組を期待できるかとの点について、特別加入団体に一定の取組を期待し得るとの意見と特別加入団体の取組には限界があるとの意見に分かれた。

具体的には、

○　特別加入団体の役割は特別加入の有無にかかわらず、特定の業種・職域で接点をもっている自営業者に、職業上のリスクの理解を深めてもらい、その上で保険加入への対処を促し、その際の選択肢として特別加入を示すような周知広報への貢献は求められるのではないか。

との意見があった一方で、

---

[11] 一人親方等その他の自営業者及びその事業に従事する者であり、「その事業に従事する者」とは労働者以外の家族従事者などが該当する。

[12] 昭和40年11月１日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第２条の規定の施行について」

[13] ア　一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。

イ　その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。

ウ　その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。

エ　その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

オ　その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、通達の別表に定める区域に相当する区域を超えないものであること。（一定の要件を満たす場合、区域を超えた事務処理も可）。

○　特別加入団体は必ずしも加入者の仕事の内容を把握しておらず権限もないため、予防の取組には限界がある。

との意見があった。

また、何らかの役割を義務付けることについては、特別加入団体に災害防止措置を義務付けるべきとする意見や何らかのインセンティブによるべきとの意見があった。

具体的には、

○　特定フリーランスの特別加入団体は、災害防止教育の実施を厚労省に報告することが要件になっており、既存の特別加入団体にも同様の要件を課す必要があるのではないか。

との意見があった。一方で、

○　通常の事業主のように保険料支出によって災害補償責任を免れる受益のない特別加入団体に災害防止の義務を課すのは団体を作るハードルが上がり、加入促進の妨げになるのではないか。義務や要件の設定ではなく、インセンティブの付与（社会復帰促進等事業の安全衛生確保等事業の利用を通じた災害防止措置などの推進）が適切ではないか。

との意見があった。

その他、個人事業主等の災害防止措置や特別加入団体について以下のような意見があった。

○　災害予防措置について、安衛法における注文者の安全管理の責任に注目されている状況も踏まえ、労災保険法でも注文者に何らかの責任ないし役割を求められないか検討の余地はある。

○　労災の性質、特別加入者の属性も時間経過とともに変わり得るところ、団体が機能しているのか、団体の機能を強化すべきか、定量的に評価するのは難しいが、継続的かつ掘り下げた分析の必要がある。

○　労災保険制度に課された役割として、労災を抑止するインセンティブが付されていると考えるなら、保険料を業種のリスクに見合ったものにしていくべき。団体に措置を講じさせるのが難しければ保険料で対応していくことも一般論としてある。現時点で業種毎の保険料率が適切でない部分も有るなら見直していく必要もある。

○　特別加入団体を介在させなければ特別加入制度が成り立たないのかの議論をしても良いのではないか。

上記のとおり特別加入団体の在り方について検討してきたが、特別加入団体が災害防止の取組を担うことができるのか、また、それを義務付けるべきかとの点については、本研究会において複数の意見が見られた。

既に特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、災害防止のための教育の結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加され、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においても、委員より、他の団体にも同様の要件を課すことについて意見が示されている。今後、労使を含めて

更に議論を深める必要がある。

### （３）法令上に特別加入団体の要件や手続を明確化することについて

現行では、労災保険法第 35 条第１項は、一人親方等の特別加入団体が、その構成員の業務災害等に関して労災保険法の適用について申請をし、政府の承認があったときは、特別加入団体を事業主と、その構成員である一人親方等を労働者とみなして、労災保険法及び徴収法の特定の条文の適用をする旨を定めている。しかし、政府の承認の要件については通知で定められており、法令上、特別加入団体の位置付け、役割が必ずしも規定されていない。

この点については、特別加入団体の承認要件について法令上に明記することについて積極的な意見があった。

具体的には、

○　労災保険法第 35 条第４項では、団体に法令違反があった場合には、政府の職権で保険関係の消滅ができる。一方で承認の要件は法令上の規定がなく、団体が承認要件を充足しなくなっただけでは、法令違反を問えず、保険関係の消滅ができない可能性がある。このため、承認要件に法令の根拠を与えるとともに、当該要件を満たさなくなった場合には政府から保険関係の消滅ができるようにしておく必要がある。適正手続の保障や団体側に予測可能性を与えるという観点からも、承認取消の要件を法律上整備することが適切。

　なお、現行法では政府による保険関係の消滅は詳細な手続が予定されていないが、保険関係の消滅は特別加入者に甚大な影響があるので、保険関係の消滅をさせるに先立って、特別加入団体に問題の改善を要求するなど段階的な手続も併せて設けてもよいのではないか。

○　特別加入団体に対して一定の役割や義務を負わせるのであれば、法令上の根拠が必要。災害防止の特別の役割を設けるのであれば、申請・承認と切り離した一定の安全確保の取組を求めるなどし、不適切な団体についての承認の取消しについても整理が必要。

との意見があった。また、特別加入の議論において、以下のような意見があった。

○　特別加入制度の一人親方と特定作業従事者の関係について、両者の区別が曖昧になっている。一人親方に当たる場合は事業の全体が保護対象になる一方で、特定作業は特定の作業のみが保護され、補償の範囲に差がある点は検討の余地がある。

○　家事使用人について特別加入制度を知らないという理由で活用されていない方が一定割合いるとのデータがある。家事使用人に限らず、制度の周知を徹底して保護の機会を広げてもらいたい。

以上の議論を踏まえ、特別加入団体の承認や取消しの要件については、特別加入団体の性質を明らかにする上でも法令上に明記しておくことが適

当と考える。

その際、承認の取消し（保険関係の消滅）に直結することは特別加入者に対して大きな影響をもたらすことから、承認の取消し等に先だって、改善を要求する等、段階的な手続を設けることが必要である。また、仮に、特別加入団体に災害防止措置に関わる役割や要件を求めるのであれば、法令的根拠を設けることが必要である。

## Ⅱ　給付関係

### １　遺族（補償）等年金について

#### （１）現状

労災保険法における遺族(補償)等給付は、労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を填補することを目的としており、遺族（補償）等年金と遺族（補償）等一時金の２種類がある。

労災保険制度の創設当時、遺族補償費は労働基準法の遺族補償と同一の支給内容・支給要件であった。その後、昭和 35 年の法改正（昭和 35 年法律第 29 号）により労災保険法の保険給付に年金が一部導入された際の国会の附帯決議[14]や、国際的にもＩＬＯ条約をはじめ先進諸国の災害補償制度においても遺族補償が年金制とされている状況を踏まえ、昭和 40 年改正法により、遺族補償給付については原則年金化が図られた。改正当時、遺族補償の年金化の趣旨は「補償を必要とする遺族に、補償を必要とする期間、必要な補償を行なう」と説明されている[15]。

支給対象者について、遺族（補償）等年金は「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者等」に支給され、遺族（補償）等一時金は遺族（補償）等年金の受給資格を有する遺族が存在しない場合に支給される。それぞれの受給資格者は下記表のとおりである。下記表のうち最先順位者（受給権者）だけが受給することが可能であり、受給権の順位は下記番号のとおりである（労災保険法第 16 条の２等)。

給付額について、遺族（補償）等年金は遺族（受給権者及び受給権者と

---

[14] 「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」について、昭和 35 年３月 29 日衆・社会労働委員会「二　遺族補償及び遺族給付は一時金となつているが、遺族の生活の安定をはかるため、政府はすみやかに遺族年金制を採用するよう検討せられたいこと。」、昭和 35 年３月 30 日参・社会労働委員会「二　長期療養者ならびに遺族の生活維持のため今後補償率及び補償条件に適切なる改善を図ること。」

[15] 労働省労災補償部編『新 労災保険法』(昭和 41 年)　315～316 頁

生計を同じくする受給資格者）の数等に応じ支給[16]され、遺族（補償）等一時金は給付基礎日額の 1,000 日分が支給される。

（表）

| 遺族（補償）等年金 | 遺族（補償）等一時金 |
|---|---|
| ① 妻又は 60 歳以上若しくは一定障害の夫<br>② 18 歳以下(注１)又は一定障害の子<br>③ 60 歳以上又は一定障害の父母<br>④ 18 歳以下(注１)又は一定障害の孫<br>⑤ 60 歳以上又は一定障害の祖父母<br>⑥ 18 歳以下(注１)若しくは 60 歳以上又は一定障害の兄弟姉妹<br>⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹(注２)<br>注１）「18 歳以下」の者とは、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者である。<br>注２）⑦内の親族は同位ではなく、記載されている親族の順に先順位者となっている。 | ① 配偶者<br>② 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母<br>③ 上記②に該当しない子、父母、孫及び祖父母(注３)<br>④ 兄弟姉妹<br>注３）③内の親族は同位ではなく、記載されている親族の順に先順位者となっている。 |

**（２）遺族（補償）等年金の趣旨・目的について**

上記のとおり、遺族補償給付の原則年金化が図られた昭和 40 年の改正当時、遺族補償の年金化の趣旨は「補償を必要とする遺族に、補償を必要とする期間、必要な補償を行なう」と説明されている。

また、遺族（補償）等年金の趣旨については、制度創設当時の政府答弁では、死亡した被災労働者の稼得能力の喪失の填補として説明されている一方[17]、当時は、実質的に「稼得能力の喪失の填補」と「被扶養利益の喪失の填補」とが同視されていたことがうかがえる。なお、昭和 60 年代の有識者の研究会の報告[18]の中では、業務災害に対する使用者の賠償責任を基礎としているとも説明されている。

以上のような経緯も踏まえ、遺族（補償）等年金の趣旨・目的について、本研究会において改めて議論を行った。議論においては、「被扶養利益の喪失の填補」という概念が今日でも妥当するという意見があった一方、「被扶養利益の喪失の填補」は妥当しない、あるいは「被扶養利益の喪失

[16] 年金額については、遺族数が１人の時は給付基礎日額の 153 日分（後述の「特別加算」あり）、２人の時は 201 日分、３人の時は 223 日分、４人以上の時は 245 日分である。

[17] 昭和 40 年５月 15 日衆議院社会労働委員会審議で、労災保険の理念について村上（茂）政府委員が「考え方としては損失のてん補でございますから、損害発生時点における稼得能力、アーニング・キャパシティの喪失程度を補てん、補完するという意味を持っておると思います。」と発言した。

[18] 労働省労働基準局編「今後の労災補償法制度のあり方 労働基準法研究会［災害補償関係］の中間的な研究内容について」（昭和 63 年）62 頁で、遺族補償の目的について「業務災害に対する使用者の賠償責任を基礎としつつ、被災労働者との血族関係に基づき受けていた遺族の被扶養利益の喪失を補償するもの」と記載されている。

の填補」以外の趣旨を見いだせるとの見解もあり、意見が分かれた。

具体的には、「被扶養利益の喪失の填補」の考え方は現代においても妥当するという以下のような意見があった。

○　目的としては今なお被扶養利益の喪失の補填という概念は有用。

○　遺族補償年金を、被災労働者に生じた損害を遺族に補償していく制度とすると、補償の範囲が労働基準法や労災保険制度が目的とした被災労働者や遺族の生活の安定等の範囲を超える広範なものとなり得る。「被扶養利益の喪失」の概念は損害の一部を構成するものであり、「損害の填補」と整合性のある概念を用いて、特に遺族の中でも補償の必要が高い人達に充実した年金の給付を行っているというのが今の考え方という理解ができるのではないか。

一方で、「被扶養利益の喪失の填補」以外の制度趣旨が見出せるとする、以下のような意見もあった。

○　給付期間を永続的にする必要があるかは疑問。18 歳以上の子どもと同様に、妻についても夫が亡くなった後で就労し自立すると考えられる。遺族厚生年金と同じように、遺族補償給付は遺族の生活水準の急激な低下を緩和し、その後の就労による自立までの期間を支えるものとして有期給付化することが望ましい。就労が難しい状況もあるため制度設計に当たっては個別の配慮は必要。

○　1948 年の解釈によれば、労働者の死亡は永久的全部不能の最たるものと解釈されている。遺族補償がカバーしようとしていたのは、具体的な被扶養利益というよりは、まずは永久的全部労働不能による何らかの永続的な損失と考えられていたのではないか。

また、遺族（補償）等年金の趣旨・目的に関連し、以下のような意見もあった。

○　労災保険は訴訟によらずに被災者への補償を図る機能も担っているため、有期給付化については訴訟との関係も考慮する必要がある。

○　生計維持要件の理解と整合的に考えていく必要がある。従来は、民法上の扶養義務を踏まえ抽象的に「被扶養利益が喪失された」と説明してきたのではないか。一方で、必要な遺族に必要な補償を行うものとの説明もあり、また、給付要件についての夫と妻の要件の差を説明する際には、実質的な扶養の必要性や実際の生活への打撃の緩和が重要な制度趣旨であるかのような説明もされており、これまでの制度は運用も含めて考えると、これらの説明は全体として整合的でなかったのではないか。

上記のとおり、遺族（補償）等年金の制度の趣旨・目的については、制

度創設当初に謳われた「被扶養利益の喪失の填補」という概念に今日でも意義を見出せるという意見があった一方、遺族が自立するまでの期間を支える生活保障としての意義、労働者の死亡によってもたらされる永久的全部不能を補うものといった意見などの多角的な意見が示されたものの、遺族（補償）等年金の今日における趣旨・目的について、研究会として意見の一致には至らなかったことから、引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある。

### （３）生計維持要件について

遺族（補償）等年金の受給要件である「生計を維持していた」とは、専ら、又は主として労働者の収入によって生計を維持していることを要せず、相互に収入の全部又は一部を共同計算している状態があれば足りるとされ、いわゆる共働きの夫婦も対象となる[19]。また、配偶者については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む（労災保険法第 11 条)。そして、「生計を維持していた」の認定に関しては、「厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行う」（労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）第 14 条の４）とされ、行政解釈に委ねられている。

生計維持要件に係る運用の変遷については、昭和 40 年改正法を受けた局長通達[20]では、認定の留意点として「もつぱら又は主として労働者の収入によつて生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によつて生計の一部を維持されていれば足りる。したがつて、いわゆる共稼ぎもこれに含まれる。」としている。その後、昭和 41 年 10 月に当該解釈が具体化され[21]、生計維持関係を労働者の「収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係･･･が常態であったか否かにより判断すること」とした上で、遺族の生活水準が、同様の年齢や職業の者と比べて著しく高い場合や死亡労働者との間に明らかに生計依存関係がなかった場合といった極めて特殊なケースでない限りは生計維持関係を認めることとした。

その後、３世代同居といった家族形態において、同居の事実を確認するだけで被災労働者の祖父母や孫に生計維持関係が認定されていることが問

---

[19] 昭和 41 年 1 月 31 日付け基発第 73 号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第３条の規定の施行について」

[20] 昭和 41 年 1 月 31 日付け基発第 73 号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第３条の規定の施行について」

[21] 昭和 41 年 10 月 22 日付け基発第 1108 号「労災保険法第 16 条の２第１項等にいう「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた」ものの取扱について」（以下「1108 号通知」という。）

題視され、平成２年に「生計維持要件に関しては労働基準局長が定める基準によるもの」という旨を定める労災則第 14 条の４が創設された。

同年に発出された通達[22]では労災則第 14 条の４に規定する基準について３世代同居に関する取扱いの補正を行うとともに、1108 号通知についても所要の改正を行っている。

このような変遷を経た現行の生計維持要件の取扱いについては、労災保険における「被扶養利益の喪失の填補」との趣旨の関係で不合理ではないとの意見、生計同一の意味を含む独自のものとして運用されているとの意見、また現行の取扱いが妥当なのか検討が必要ではないかとの見解もあり、意見は分かれた。

具体的には、

○　現行の生計維持要件は、共働きの夫婦であっても対象となるところ、夫婦であれば一般的に経済的な結びつきが認められ、配偶者の収入はお互いに引退するまでは続いていたことが想定される。一方配偶者からの収入が失われたという明らかな損害があることからすれば、当該配偶者の収入により共同生活を営む利益についても、広く見れば「被扶養利益」と呼んでもよく、損害の穴埋めを行う制度と解すれば、緩やかに生計維持関係を認めることはそれほど不合理ではない。

として、現行の生計維持要件の合理性を認める意見があった。

一方で、

○　労災保険法の生計維持要件は、遺族の労働者に対する経済的依存性というよりは両者の経済的基盤の共通性に着目するものであり、生計同一要件に類似しているといえる。

　これに関して、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」という。）第 42 条第２項で定める配偶者以外の遺族について、生計維持に並んで生計同一も対象となっていることを踏まえれば、労災保険法の「生計維持」とは、他の年金制度とは異なり、生計同一の意味合いを含んだ、より広い独自の概念と思料。一方で、労災保険法は、生計維持要件というよりは年齢や障害を理由に支給対象を制限している点で労働基準法と異なっており、これらの要件によりなぜ労働基準法よりも支給対象者が絞られるのかが検証されるべき。

として、労災保険法における「生計維持要件」の独自性を見出しつつ、労働基準法における遺族補償との間で要件の差異が生じていることを指摘する意見の他、

○　遺族補償年金の創設から半世紀以上が経過し、その間、離婚率の上昇、共働き世帯の増加、女性の賃金上昇といった大きな変化が生じて

[22] 平成２年７月 31 日付け基発第 486 号「労働者災害補償保険法施行規則第 14 条の４に規定する「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと」の認定に関し労働省労働基準局長が定める基準について」

いることも踏まえ、見直し前提ではないが、生計維持要件を設けた理由や考え方が現在でも妥当であるか検証が必要。

として、生計維持要件を現代的な視点で検証するべきとの意見もあった。

生計維持要件については、上記のとおり、現在の要件やその運用を是認し得るとの意見と、現在の生計維持要件の運用について検証が必要との意見があり、喫緊の見直しをすることは要しないものの、家族や家計維持の在り方が多様化していることを踏まえれば、遺族（補償）等年金の制度趣旨の検討と合わせて、引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある。

### （４）労働基準法の遺族補償との関係について

労働基準法第 84 条では、事業主の災害補償責任の免除について定めているが、昭和 40 年改正前は保険給付を受けるべき「価額の限度において」「補償の責を免れ」ていたところを、改正後は直接的に、労災保険法等に定める給付がなされるべき場合には「補償の責を免れる」こととなった。

労災保険給付と災害補償の関係性について、「労災保険法の保険給付は、その一部が労働基準法の労災補償と内容が異なっているが、それぞれ災害補償に相当するものとみなされている」と解釈されている[23]。

両者の関係性については、最高裁判決[24]でも同様の内容が認められている。この訴訟は、労災保険法の遺族補償一時金の給付額が昭和 45 年の改正前は給付基礎日額の 400 日分[25]であり、労働基準法の災害補償が 1,000 日分と差異があったことにつき、遺族が事業主に対してその差額の支払を求めたというものであるが、同判決の中では、労災保険制度が労働基準法の災害補償責任と「共通の基盤」を有しているものの「並行して機能する独立の制度である」とした上で、労災保険法による補償が行われている場合、事業主はたとえ支給額が「補償額に達しないときであつても」「災害補償義務の全部を免れると解するのが相当である」と判示している。

労災保険法の遺族（補償）等給付と労働基準法の遺族補償とでは、支給要件についても相違があり、具体的には、前者では先述のとおり夫に年齢等の要件があるものの、後者については、配偶者は、夫と妻との間で支給要件の差異はなく、あくまでも配偶者が第一順位者と規定されている[26]。

---

[23] 厚生労働省労働基準局編「令和３年版 労働基準法 下−労働法コンメンタール３−」955～956 頁

[24] 「戸塚管工事事件」最高裁昭和 48 年（オ）第 927 号同 49 年３月 28 日第一小法廷判決

[25] 昭和 45 年改正（昭和 45 年法律第 88 号）により、類似の災害補償制度との均衡を考慮して 1,000 日分に引き上げられた。

[26] 労働基準法の遺族補償でこのような順位付けがなされた理由は必ずしも明らかではないものの、

遺族（補償）等年金と労働基準法の遺族補償との関係について、本研究会においては、労働基準法の遺族補償では配偶者は生計維持要件を問われずに第一順位者になることと比較して、労災保険法の遺族（補償）等年金の支給対象者は労働基準法の遺族補償の対象者よりも限定されており見直すべきではないかとの意見があったほか、労働基準法より労災保険法の補償の方が下回るべきではなく、両法の整合性を確保するべきとの意見があった。

具体的には、

○　配偶者に関して、当然に負うような扶養義務関係ならまだしも、具体的な生活に踏み入った扶養の在り方のみをベースに制度設計を考えるのは労働基準法との関係において適切ではない。労働基準法及び労基則において、配偶者について、配偶者であること以外には何ら要件がない。遺族の支給要件に関して、夫婦に関して夫婦である以外の何らかの要件を設けると労働基準法の要件よりは狭くなってしまう。

○　労働基準法の災害補償の内容より労災保険法における給付内容・範囲が下回るべきではないというのが一般的理解。受給権者について労災保険法は法律に「配偶者」と規定している一方で、労働基準法では法律には「遺族」とだけ記載していて、詳細は施行規則に定めている。労災保険法との整合性を確保できていないのであれば、施行規則を変えていく、あるいは、労働基準法の遺族の範囲の解釈を検討するという考えもあるのではないか。

という意見があった。

なお、労災保険法と労働基準法との関係に関連する意見として、労災保険法の療養補償給付を受けている労働者に対して、休職期間満了後に打切補償を支払ってなされた解雇の有効性が争われた、「学校法人専修大学事件」（最高裁平成 25 年（受）第 2430 号同 27 年６月８日第二小法廷判決）を念頭に、労災保険給付を受ける労働者と労働基準法第 81 条の打切補償との関係を議論すべきとの意見があった。

以上の議論を考察すれば、現状では、労働基準法第 84 条に規定する事業主の災害補償責任の免除について、行政解釈では、労災保険給付と災害補償の関係性を、「労災保険法の保険給付は、その一部が労働基準法の労災

---

旧労働省の担当者が執筆した解説書によると、労働基準法の遺族補償では、死亡した被災労働者と最も関係の深い者に支給することとし、その関係の深さの程度は、死亡労働者とのいわゆる血の濃さと現実の生活関係の緊密さとの相関関係に基づいており、配偶者については現実の生活関係がどうであったかを問わずに、常に第一順位を与えているものと考えられる旨の記載がある。（桑原敬一『労災保険論』財団法人労務行政研究所編（昭和 47 年）350 頁）

補償と内容が異なっているが、それぞれ災害補償に相当するものとみなされている」としている。しかし、遺族（補償）等給付と遺族補償とでは、年金中心か一時金のみかという違いがあるだけでなく、遺族（補償）等年金の支給対象者が労働基準法の遺族補償の対象者よりも限定される場合があること等も踏まえれば、両者を「相当するもの」と位置付けることには疑問の余地もあろう。

制定当初の労災保険法の遺族補償と労働基準法の遺族補償は、いずれも「労働者の死亡による当該労働者の損失の填補」を趣旨・目的とし、受給資格者の範囲・順位は同一であったところ、昭和 40 年法改正で労災保険法の遺族補償の年金化が図られた際に、遺族補償年金の趣旨・目的が「被扶養利益の喪失の填補」とされ、その受給資格は年金にふさわしいものに改められた一方で、労働基準法の災害補償の受給資格者の範囲・順位については据え置かれたとの経緯がある。

このような状態が今日まで継続している理由は必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、今後、遺族（補償）等年金の制度趣旨を検証していく中で、労働基準法の遺族補償との関係についても、あわせて検討することが望ましい論点であり、引き続き、専門的見地から議論を行うことが必要である。

### （５）夫と妻との支給要件の差異

遺族（補償）等年金について、被災労働者の遺族である配偶者について、夫と妻とでは生計維持要件以外の支給要件に差異がある。つまり、生計維持要件を充足する妻は年齢にかかわりなく受給権者となることができるのに対し、夫については、生計維持要件に加え労働者である妻の死亡時に 55 歳以上[27]又は一定の障害がある状態でなければ受給権が発生しない（労災保険法第 16 条の２第１項及び昭和 40 年改正法附則第 43 条）。

さらに、受給資格者となる遺族が妻のみの場合、満 55 歳以上又は一定の障害があり、かつ、生計を同じくする他の受給資格者がいなければ、給付基礎日額について 153 日から 175 日に増額される特別加算が適用されるが、受給者となる遺族が一人かつ夫等妻以外の場合には、この特別加算は適用されない（労災保険法第 16 条の３第１項）。夫と妻の支給要件の差異が設けられた考え方については、昭和 40 年の法改正時、「男は 60 歳未満であれば障害等の場合を除き、独力で生計を維持しうると判断された」と研究会

[27] 夫の 55 歳以上という要件について、受給自体は 60 歳以降から可能となっており、55 歳から 60 歳までの期間に対しては「若年停止」期間として給付が猶予される。

の報告[28]で述べられている。

現行の支給要件の差異については、本研究会の議論においては、遺族補償年金の創設当時から半世紀以上が経過し、男女の就労状況や家族の在り方が変化していることも踏まえ、解消すべきとの点で意見は一致した。

具体的には、以下のような意見があった。

○　夫と妻の支給要件が異なる状態は解消するべき。

○　現在の実務が想定している程度の「被扶養利益の喪失」は妻を亡くした夫にも十分認め得る。

○　昭和 40 年当時には女性は独力では生計維持できないと考えられたのだろうが、今のデータを見れば、女性は独力で生計維持できるように思われ、性別で差を設ける必要性は失われている。

　共働き家庭も増えており、夫の収入に完全に依存している訳ではない。被扶養利益の喪失の填補との趣旨の妥当性は認めつつも、「被扶養」の実態が相当程度変化していることを踏まえた検討をするべき。なお、障害を有している者の社会参加は進んではいるが、女性の就労ほどではない。

○　労働基準法上、女性労働者の危険業務の制限等が原則撤廃され、業務上の危険の質が男女同等となった今日では、女性労働者の死亡損害の補償を男性労働者の補償の在り方に合わせるという道筋もあり得る。

また、具体的な支給要件の差異の解消方法については、以下のような、妻には課せられず夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することに親和性のある意見で概ね一致した。なお、少数意見としてこれに慎重な立場をとる意見もあった。

具体的には、

○　現在の実務が想定している程度の「被扶養利益の喪失」は妻を亡くした夫にも十分認め得る。パートタイムの妻を亡くした夫にも「被扶養利益の喪失」が認められることからすれば、男女ともに年齢要件を設けるべきではない。

○　夫妻について年齢要件を廃止する方向がよい。配偶者とそれ以外の遺族について年齢要件の有無で取扱いが異なることとなるが、遺族の中でも被災労働者から見た配偶者と未成熟の子は、法律上の扶養義務と社会通念のいずれからみても、被災労働者との結びつきが強く、他の遺族よりも被扶養利益の補償の必要性が高いといえる。

○　遺族補償や遺族補償給付が得べかりし賃金（生活の糧）の代替物だ

[28] 労働省労働基準局編「今後の労災補償法制度のあり方 労働基準法研究会［災害補償関係］の中間的な研究内容について」（昭和 63 年）56 頁

とするならば、生活保持義務関係にある配偶者には賃金によって支えられていた共同生活が続いたであろう期間は支給すべきであり、この期間は配偶者の平均余命と大差ないと考えられるから、年齢要件は不要。

との意見があった一方で、夫に課せられた支給要件を単に撤廃することに対して、以下のとおり慎重な意見も示された。

○　夫の年齢要件を撤廃し、妻に合わせることには賛同しかねる。年齢要件としてどのようなものがふさわしいかは検討の余地がある。また、家族、家計の変化を認識、分析した上で、中長期的に遺族補償年金のあり方を検討する必要がある。夫と妻の支給要件の差は立法論として解消すべきだが、家族形態の変化に相応した支給要件の見直しが求められる。現在有利な方に合わせればよいということにはならず、そうすべきではない。

なお、給付の要件に関連して、上記の他に以下のような意見があった。

○　被扶養利益の喪失の填補という趣旨目的に照らせば、年齢要件・障害要件で対象者を絞るのは目的と乖離がある。

　法律上の扶養義務で言えば、親と小さい子、夫婦における結びつきは強固であり、そこに充実した補償というのは不当ではないのではないか。

○　現行は、要件を満たすか否かで年金か一時金かという大きな差が生じる。技術的に可能ならば、要件を緩めたり、死亡当時の扶養の状況を踏まえ、給付基礎日額の調整等を行ったりすることも選択肢ではないか。

遺族（補償）等年金の在り方を考えるにあたっては、本来、制度の趣旨を踏まえることが前提であるが、上記（２）のとおり、本研究会においては遺族（補償）等年金の制度趣旨に関して一致した見解を得るには至らなかった。

しかし、制度趣旨に関して、上記（２）に記載したとおり、様々な意見があったが、そのいずれの考え方を採ったとしても、給付の要件に関して、遺族（補償）等年金における夫と妻との支給要件の差を設ける合理的理由を見出すことは困難であり、夫と妻の要件の差については解消することが適当と考える。

また、その具体的な解消方法については、夫に課せられた支給要件を撤廃することが適当であるとの意見が大宗を占めた。なお、妻の支給要件を夫に合わせることも検討すべきという少数意見があったことに留意が必要である。

将来的には、既に述べた遺族（補償）等年金の制度趣旨を踏まえた議論を行い、夫と妻以外の者に対する支給要件を含めた年金の支給対象者の範囲や給付期間の妥当性を含め、遺族（補償）等年金の制度全体の在り方について、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

### （６）給付の期間について

遺族（補償）等年金の制度趣旨を議論する過程において、現在の、遺族（補償）等年金の給付の期間の在り方についても議論があった。この点については現行の長期給付を維持することが現時点では適当とする意見で一致したが、中長期的には有期給付化を検討することが望ましいとの少数意見もあった。

具体的には、

○　遺族補償がカバーしようとしていたものは、具体的な被扶養利益というよりは、まずは永久的全部労働不能による何らかの永続的な損失と考えられていた。素直に考えれば長期給付が想定される。また、損害賠償との関係も踏まえるべき。労災保険は訴訟によらず迅速に被災者への補償を図るという趣旨もある。有期給付化により補償額が下がれば、損害賠償額との差額については別途争わなければならなくなる。そのような事態となれば制度趣旨に反する。更に、メリット制は災害発生予防の効果が期待され設けられたが、今後見直しで遺族補償給付の給付額が下がる、あるいは有期となると、障害補償給付の方がむしろメリット制に影響が出ることになるのではないか。メリット制との関係も含めて判断を行う必要があるのではないか。

○　遺族補償年金は「被扶養利益の喪失の補填」と「社会保障としての生活保障」の側面をもつと考えられ、前者は、これまでの運用も考慮すれば、現実に扶養されていたことよりも扶養義務を背景とした理論的・抽象的扶養の利益を念頭に置いて考えるべきであり、直ちに社会保障制度の遺族厚生年金のように有期化することには躊躇せざるを得ない。他方、生活保障としての側面から若年配偶者を含めて終身給付を出すことの必要性や適否について議論があり得る。年金の水準、給付期間の観点から「被扶養利益の喪失の補填」と「生活保障」の趣旨の双方に目配りしながら引き続き検討が必要。

○　年齢要件の廃止が妥当とすると、他の受給資格者との間で、現役世代のうちに配偶者を亡くした場合に取扱いの差異が出てくるが、これについても、夫婦間の扶養義務に鑑みれば別の取扱いをすることも理由がある。給付の期間について考えてみると、夫婦間では、配偶者を失ってしまったときに、経済面での夫婦の共同生活を前提とすると、

填補すべき損害というのは厳然として存在しており、夫婦間の扶養義務を考えると、その損害について期間を切らずに、損害が生じている間だけ長期給付を行うということにも合理性、妥当性がある。

一方で、以下のような意見もあった。

○　年金化当時に比べれば、人口あたり離婚率は倍になっていると言える。遺族補償年金の趣旨、目的について、今日においても被扶養利益の喪失の補填にあると考えても、配偶者が生存している場合には、一定の確率で離婚する可能性があるのに、配偶者が死亡した場合には、婚姻関係が生涯続き被扶養利益が一生続くという仮定をとることが妥当なのかということは検討課題となり得る。

民事損害賠償との関係は問題になり、損害賠償額の算定において死亡した者との婚姻関係が生涯続くことを前提としている以上、労災保険制度においてのみ離婚率の高まりを考慮して、遺族補償年金を有期給付化などしても、損害賠償による補填の必要が大きくなるだけとなる。ただ、労災保険が目的とするのは、あくまで公正な保護であって、全ての損害の補填ではないので、将来、その公正な保護の在り方を検討するに際しては、考慮要素の一つになる。

上記のとおり、遺族（補償）等年金の制度趣旨をどのように解するのかという点はあるが、給付の期間については、現行の長期給付を維持することが現時点では適当であると考える。ただし、中長期的には、公正な保護の検討に当たって有期給付化についても考慮要素の一つになりうるという少数意見があったことに留意が必要である。

### （７）特別加算について

特別加算については、当該制度の創設時（昭和 45 年）に、その制度趣旨について「高齢や障害の状態にある寡婦は、就労の機会の確保が困難の度を高めるところ、その妻という特別な身分に着目し生活の安定に資するために特にこのような加算を行うことにした」と説明されている[29]。

現行の特別加算の水準は昭和 55 年の法改正により制定されたものであるが、これは、遺族数が１人の場合において、50 歳以上 55 歳未満の妻については、従前の給付額が給付基礎年額[30]の 40％であることから遺族数が１人の場合の原則的な給付額に統合され、55 歳以上の妻又は一定以上の障害のある妻については 50 歳以上 55 歳未満の妻の場合の引上げ率等を考慮し

[29] 稲葉哲「労災保険の変遷と展望」（昭和 62 年）256～257 頁

[30] 給付額の表示方法は、昭和 55 年改正により、事務処理上の便宜等を図るため他の年金給付等の額の表示の仕方に合わせ従来の給付基礎年額に対する百分率から給付基礎日額の日数分による表示に改められた。

て給付基礎日額の 175 日分（給付基礎年額の約 48%）とされたものである[31]。

なお、厚生労働省が遺族（補償）等年金の支給実績を分析（いずれも令和６年８月時点集計）しているところであるが、以下のようなことが指摘できる。

- 遺族（補償）等年金の受給権者数を属性別に見ると、妻が全受給権者の約 88%と大部分を占め、年齢別に見ると、70 歳以上の受給権者が約 75%を占めている。
- 遺族(補償)等年金の受給権者を年齢階級別に見ると、80～84 歳で受給権者数はピークを迎えている。
- 遺族(補償)等年金の平均受給額は約 190 万円であるが、属性別に見ると妻の平均額が最も高い 193 万円であることに対して夫が最も低い 110 万円となっており、80 万円程度の差がある。
- 男女別支給決定件数を見ると、令和５年度の遺族(補償)等年金の支給決定が 2,202 件であるが、そのうち男性が被災した場合の支給決定件数は 2,127 件であり女性が被災した場合（75 件）より圧倒的に多い。また、令和５年度の遺族（補償）等一時金支給決定件数のうち被災者が女性である場合は 60 件であるが、その受給者の内訳を調査したところ、夫は２件、子は 41 件、父母は 11 件、兄弟姉妹は６件であった。

特別加算については、創設当時の考え方は現在では妥当せず、妻のみに加算を設ける合理性はないとの意見で一致した。

具体的には、

○ 特別加算創設当時の考え方は現在では妥当しないと考え、見直しが必要。高齢者の労働市場への参入が進み平均余命が伸びていることから、55 歳以上の者に加算を行う合理的な理由は見いだせない。

○ 現代において妻という身分を特別視して加算することは正当化できないため、少なくとも夫妻の取扱いは平等にすべき。

○ 現在、性別による役割分業は無くなったとまでは言えないが、夫婦間の稼得活動と家事労働の分担は、当事者同士の選択の結果と言えるため、現代においては妻のみに加算を設けることには合理性がない。

との意見があった。

一方で、特別加算の具体的な在り方については、以下に挙げるように、「配偶者と未成熟子に対して補償を充実することはあり得る」、「障害者への加算と合わせて考える必要がある」又は「遺族（補償）等年金の給付水準や加算が必要となる者の範囲についての議論が必要」といった様々な見

[31] 稲葉哲「労災保険の変遷と展望」（昭和 62 年）330 頁

解が示され、意見が分かれた。

具体的には、

○　遺族補償給付が得べかりし賃金であるなら、就労不能によって額が増える（加算を行う）ことは説明がつかない。他方、生命侵害への損害賠償における配偶者の相続割合や、制度創設時に考慮されたと思われる重度障害に係る障害補償給付とのバランスを踏まえれば、少なくとも配偶者についてはあえて水準を下げる必要はない。

○　扶養義務の内容や被扶養利益に対する補償の度合いで考えると配偶者と未成熟子に対して補償を充実させるのはあり得る。配偶者と子には加算をする余地はあるのではないか。

○　現状、遺族が二人の場合で障害を有する者がいても加算はない。その場合、支給額は増加しても遺族一人当たりの金額は、遺族一人の時の金額よりも小さい。遺族一人の時の金額が遺族二人の時と比べて大きすぎるのではないかと感じる。つきつめると、遺族自身の障害による就労機会の制約とそれに伴う所得保障の必要性については、労災保険ではなく障害年金制度によって対応すべきところ、障害者への加算の意味自体を改めて考える必要がある。

○　寡婦について55歳又は一定の障害を特別加算の要件としていたが、現在において55歳という年齢が一定の障害に比肩して就労を妨げるハードルになるのかは疑問。また、遺族が一人の場合と二人の場合における就労の難しさについて、立法から時間が経った今日において、どのように評価することが適切かは、改めて検討の余地がある。そのため、特別加算のもととなる本体の給付水準についての検討や、どういった状況にある遺族に特別な就労の困難性が認められるのか（障害や子ども遺族の場合など)、どのような者に加算が必要なのか議論が必要。

との意見があった。

上記のとおり、特別加算の取扱いについては、昭和45年の創設時の考え方は現代では妥当しないという意見で一致したものの、特別加算による夫と妻の差の解消の具体的な方策については、対象範囲を配偶者以外にも広げるのか、障害を持つ遺族に加算することの意義をどう考えるのか、さらには年金本体給付の水準との関係をどう考えるのか、など将来の受給者に広い影響を与える事項であることから、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

## ２　遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額について

### （１）現状

休業（補償）等給付などの給付額を算定するに当たっては、「給付基礎日額」を算定の基礎として用いるが、給付基礎日額は、原則として労働基準法第 12 条に定める平均賃金[32]に相当する額とされ（労災保険法第８条第１項）、平均賃金を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる場合は、平均賃金とは異なる方法で算定することとなっている（同条第２項）[33]。

労働者が、疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合の災害補償に係る平均賃金及び給付基礎日額の算定方法については、疾病発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場（以下「最終ばく露事業場」という）を離職した日以前３か月間の賃金を基礎に算定することとされている（昭和 50 年９月 23 日付け基発第 556 号。以下「556 号通知」という。）[34]。しかし、業務に従事したことを原因とする疾病の中には、有害業務に従事した時から有害業務を原因として当該疾病が発症する時までの潜伏期間が著しく長期にわたるものがあり、こうした「遅発性疾病」に業務上罹患した場合においては、現行の取扱いに課題があるとの声がある。具体的には、問題となり得る以下の２つの場合について、検討を行った。

・ケース１：有害業務に従事した最終の事業場を退職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合
・ケース２：有害業務に従事した事業場を退職した後、就業していない

---

[32] 平均賃金は、原則として、算定事由発生日以前３か月における賃金の総額をその期間の総日数で除して算定する。

[33] 労働基準法の平均賃金を用いることが適当でない場合は、具体的には労災則第９条第１項で定められており、①じん肺患者が同一の事業場内で粉じん作業以外の業務に作業転換した場合に平均賃金に相当する額が、じん肺にかかったため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなった日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする旨等が定められている（同項第２号）。また、労災則第９条第１項第４号に基づき、通知において、振動障害にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の平均賃金に相当する額が、振動業務以外の業務に常時従事することとなった日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、上記①の場合に準じて処理する。（昭和 57 年４月１日付け基発第 219 号）等、平均賃金とは異なる算定方法が定められている。なお、平均賃金に相当する額又は上記①等によって算定された平均賃金相当額が自動変更対象額に満たない場合（労災則第９条第１項第５号）、自動変更対象額（令和６年８月１日現在：4,090 円）を給付基礎日額とする（労災則９条第１項第５項イ～ニの場合を除く。）。

[34] 離職から発症まで数十年経過したため最終ばく露事業場が消滅している等の事由により離職した日以前３か月の賃金が不明である場合が想定される。賃金が不明である場合は同種・同規模等の事業場における同種労働者の賃金や、統計における同職種の労働者の賃金等を用いて推算するといった取扱いを定めている。（昭和 51 年２月 14 日付け基発第 193 号）。

期間に発症した場合

**（２）ケース１の場合の給付基礎日額の在り方について**

現在の 556 号通知によれば、20 代の頃に有害業務にばく露し、50 代で発症した場合、最終ばく露事業場の賃金、すなわち 20 代の最終ばく露事業場に勤務していた時点での賃金を基礎に給付基礎日額が算定されることとなる。しかし、年齢や勤続年数に応じて賃金が上昇する年功賃金制度が採用されている場合、50 代である発症時の賃金は 20 代の有害業務に従事していた時期の賃金に比べて高くなっている場合があり、現在の 556 号通知に基づく取扱いでは、休業（補償）等給付が発症時点における労働者の生活水準を補償するのに十分な水準に至らない可能性がある。このような場合に、どのような算定の方法が妥当と考えられるのか。

この場合、上記のような不合理を解消する方法としては、疾病の発症時の賃金（以下「発症時賃金」という。）を給付基礎日額の算定の基礎とすることを原則とし、その金額が最終ばく露事業場を離職した日以前３か月間の賃金（以下「ばく露時賃金」という。）に満たない場合にはばく露時賃金を給付基礎日額の算定の基礎とする方法が考えられる。

このような方法について、労災保険の社会保障的性格や生活保障の観点から、発症時賃金を原則とすることが適当であるとの意見で概ね一致した。なお、労働基準法との関係からそのような方法には慎重な意見もあった。

具体的には、

○　労災保険法施行規則をみれば、労災保険法第８条第２項は、算定すべき事由の発生した日を基準とする労働基準法の平均賃金だと労働者に不利益になることを原則として「適当でない」としていると解されるから、そうでないものを給付基礎日額の算定基礎とするときには説得的な理由が説明されるべき。そのような理由がない場合には、556 号通知は、疾病発生時の平均賃金を用いると労働者が不利益になる場合に適用するものと考えるべき。

○　労災保険の社会保障的性格を強調するなら、発症直前の生活水準を補償する趣旨から、発症時の事業場における平均賃金に基づき給付基礎日額を算定するのが適切。発症時賃金が、最終ばく露事業場の賃金より低くなる場合は、労働基準法の災害補償責任に基づいて、最終ばく露事業場の離職時賃金に基づいて最低限補償することが労働者の不利益にならないという趣旨から適切。

○　ばく露から発症の時期が乖離するものは、もともと労災保険法が想定していなかった補償水準の拡大になる可能性があるが、生活保障の観点からの補償範囲の拡大として意義はある。これは労災保険が生活

保障の趣旨から例外的に給付水準を拡大しているケースと考えるべきであり、そのため、発症時賃金が最終ばく露事業場の賃金よりも下がる場合には、危険因子へのばく露時の水準に戻る取扱いとし、どちらか有利になる水準を用いるという整理が望ましい。ただし、「遅発性疾病」の範囲をどのように確定し「疾病の発生が確定した日」をどのように定義するかは追加の論点となり得る。

○　労働基準法に基づく災害補償に関しては、事業主の立場からすれば、在職中の業務に起因する疾病が離職後に発症した場合に、離職後の賃金水準によって補償額を算定することは妥当ではない。

たしかに、労災保険が個別使用者の補償責任に関する責任保険の機能を持つことを重視するのであれば、最終ばく露事業場の離職時の賃金水準を最低基準として取り扱うべきであるという考え方があり得る。他方で、労働基準法に基づく使用者の災害補償責任の定型化という観点を強調すると、労働基準法に基づく災害補償においては離職後の賃金上昇まで事業主に責任を負わせるべきではないとの考慮があると考えられ、労災保険においてこの補償額を最低基準にする必然性はなく、最終ばく露事業場の賃金による補償額、補償水準を実質的な最低基準と位置付ける必要はない。

との意見があった一方で、

○　給付基礎日額の例外（556 号通知）は、労働基準法に基づく事業主の災害補償責任の考え方が基本にあるのではないか。労災保険の補償は、原因となる有害業務に従事させたことに対する事業主の補償と考えられ、有害業務への従事に着目すべき。その後の働き方の違いや退職時期・発症時期等で給付基礎日額の扱いが異なるのは公平ではない。

との意見があった。

なお、発症時賃金を基準に給付基礎日額を算定する方法が妥当との点では共通しつつも、それを原則とする考え方や発症時賃金がばく露時賃金に満たない場合にはばく露時賃金を給付基礎日額の算定の基礎とするとの点については、以下のような意見があった。

○　結論は妥当だが、論理構成として、労災保険法第８条第１項の疾病の発生が確定した日を基準にして例外を考えていくのは、ケースバイケースでの対応が見受けられる印象。理屈的には最終ばく露時点を基本として、例外的にいくつか考えていく方が適当ではないか。

○　労災保険が使用者の補償責任に関する責任保険である点を重視すると、労災保険においても最終ばく露事業場の賃金水準を最低基準とする取扱いもあり得る。他方、労働基準法の取扱いが使用者に離職後の

賃金上昇まで責任を負わせるのは妥当でないとの考慮から使用者の責任を限定するものであるとするならば、労災保険においてはこの補償額を最低基準とする必然性はないとも言える。労災保険においては、後者を採用し、最終ばく露事業場離職時の賃金を最低基準と位置づける必要は無い。

上記のとおり、本ケースに対する給付基礎日額の考え方については、労災保険の社会保障的性格や生活保障の観点から、発症時賃金を原則とし、発症時賃金が、ばく露時賃金より低くなる場合は、例外的にばく露時賃金を用いることが適当であるとの意見が大宗を占めたところであるが、その後の働き方の違い等で給付基礎日額の扱いが異なるのは公平ではないという少数意見があったことにも留意が必要である。

なお、労災保険法が労働基準法における使用者の災害補償責任を担保し、事業主の補償負担の緩和を図るために設けられたことを踏まえれば、疾病の発症原因となった有害業務への従事が行われた最終事業場に対するメリット制の適用においては、被災労働者のばく露時賃金を基礎とした給付のみを加味することが適当と考える。

### （３）ケース２の場合の給付基礎日額の在り方について

退職後や離職中に発症した場合にばく露時賃金をもとに給付基礎日額を算定することについて適当又は許容し得るとの意見とともに、労災保険法が想定していない場面とも考えられることから、今後の議論が必要との意見があった。

具体的な意見は以下のとおり。

○　労働基準法も労災保険法も発病時を基準に平均賃金、給付基礎日額を算定することが原則と考えられる。一方で発病時の賃金を基準時とすると、その時たまたま無職だと公平ではないため、例外的に他の時点を基準とすることも許容される。災害補償が危険責任の原則に則っているだろうことからも、危険の発現時でなければ危険との接触時（つまりばく露時）を基準とすることも考え得る一つのあり方。

○　未就労となっているのは定年退職をしている場合もあれば、現役世代がたまたま失業している場合などもある。未就労時の発症の場合を、現在得ている賃金がなく、発症した日の賃金が最終ばく露事業場を離職した日の賃金を下回る状態と捉えれば、災害補償責任に基づき、最終ばく露事業場を離職した日を基準とした補償を行うものと考えられるのではないか。

○　未就労時に発症した場合でも給付を行うことについては、稼得能力を失う老齢期でも補償を行っている現在の労災保険の取扱いと同じで

あり、遅発性疾病に限って特別な対応をとる理由はない。

○　このようなケースは労災保険法が想定していない場面とも思われ、今後の議論が必要。

その他、遅発性疾病に係る給付基礎日額の算定についての議論において、以下のような意見があった。

○　年齢別の賃金水準を考慮したスライドであれば、若年労働者には賃金水準の上昇を考慮し、高年齢の被災者労働者には本来の賃金水準が反映され、損害の補填という制度趣旨により沿ったものとなり得る。

○　有害業務に従事した事業場へのメリット制の適用は、当時（ばく露事業場離職時）の賃金水準を限度とする方法もある。

○　障害補償年金が稼得能力の減退・喪失に着目して損害の填補を図る給付であることを踏まえ、稼得能力の喪失を前提とする老齢厚生年金や老齢基礎年金との間で併給調整することも合理的ではないか。

○　発症時に労働者が役員になっている場合等は、役員報酬ではなく労働者であった時の最終ばく露事業場の賃金を給付基礎日額の算定に当たって参照すると予想され、役員報酬と比べて低くなるため、発症時に労働者であった場合の取扱いとバランスを欠くようにも思う。年齢別の賃金水準を意識したスライドを、個別の賃金の額に関わらずかけていくことも、将来的には検討対象とすることも公平にかなうのではないか。

上記のとおり、本ケースについては、労災保険法が想定していないケースとも考えられるという少数意見もあったが、労災保険法が使用者の災害補償責任を担保していることを踏まえれば、当面は現状を維持することが適当と考える。

一方、今後、各種給付の制度趣旨を検討することとあわせて、本ケースにおける給付の在り方について再度検証することが望ましい。

## ３　災害補償請求権、労災保険給付請求権に係る消滅時効について

### （１）現状

労働基準法上の災害補償請求権は、行使できるときから２年間行わない場合に消滅すると定められている（労働基準法第 115 条）。また、労災保険法上の給付請求権は、短期給付については行使できるときから２年を経過したとき、長期給付については行使できるときから５年を経過したとき消滅すると定められている（労災保険法第 42 条第１項）。

ここでいう短期給付は療養補償給付[35]、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等を指しており、長期給付は障害補償給付、遺族補償給付等を指している。また、「行使できるとき」とは、通説によれば、権利行使についての法律上の障害がなくなったときを意味しており、権利者の一身上の都合、権利行使への事実上の障害又は権利者が権利の存在を知らないことがあったとしても、原則として時効は進行する。

また、消滅時効を２年としている労災保険給付の短期給付に係る消滅時効の起算点については、それぞれの給付について以下のとおりとしている。

・休業(補償)等給付

業務上の傷病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日ごとに受給権が発生する。それぞれの請求権について、療養のために休業した日の翌日から時効が進行する。

・療養の費用の給付

療養の費用を支出した都度又は当該費用の支出が具体的に確定した都度受給権が発生する。それぞれの請求権について、当該費用ごとにその翌日から支給請求権の時効が進行する[36]。

・介護(補償)等給付

一定の障害の状態に該当し現に介護を受けた事実が生じた月の翌月の初日以降、月単位で受給権が発生する。それぞれの請求権について、支給事由が生じた月の翌月の初日から時効が進行する。

・葬祭料等

葬祭に要した費用に対する実費補償として支給されるものではなく、通常葬祭に要する費用として葬祭を行う者に受給権が発生する。労働者等が死亡した日の翌日から時効が進行する。

なお、災害補償請求は被災労働者等が使用者に対して直接行うものであって行政が本来介在するものではないため、その件数等は必ずしも明らかではないが、今日においては、休業最初の３日間（いわゆる「待期期間」）

---

[35] 療養（補償）等給付は指定病院等による診察や処置、手術その他の治療等の現物給付を原則としている（労災保険法第 13 条第２項、労災則第 11 条第１項）が、その「療養の給付」が困難である場合や労働者に相当の理由がある場合においては補完的に療養に要した費用を現金で給付する（労災則第 11 条の２）。これを「療養の費用の給付」と言うが、消滅時効の項目においては「療養の費用の給付」に係る消滅時効について検討することとする（なお、「療養の給付」に関する指定病院等から政府への診療費請求権の消滅時効は、民法 166 条第１項により、原則として診療月の翌月初日から起算して５年間で消滅時効が完成すると解されている。）。

[36] 療養の費用の給付に係る請求においては、健康保険等から切替えを行う場合、請求人は保険者から返還通知(納入告知)が送達されるまで具体的な返金額等保険者への返還義務を知り得ないという状況にあったことから、保険者から費用の返還通知(納入告知)があったときを当該費用の支出が具体的に確定した日、すなわち権利が行使できる日として取り扱うこととしている（平成 29 年２月１日付け基補発 0201 第１号「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」）。

の補償等を除いて、労災保険法に基づく保険給付が被災労働者等への補償機能の大部分を果たしていると考えられ、災害補償請求権の役割は限定的と言える。

労災保険給付のうち短期給付に係る時効期間徒過理由に関して、令和２年度～５年度における労災保険の不支給決定事案のうち時効期間を徒過して支給に至らなかった件数がどの程度あるのか、厚生労働省が集計を行った。時効期間を徒過した具体的な理由が調査復命書等から分かるもののみを対象として分析を行ったところ、①請求人の制度に対する不知や誤解、②請求人が手続を失念していた、③事業主等が手続漏れを起こした、④書類の不揃い、紛失等による手続の停滞、⑤多忙等による手続の停滞、⑥第三者行為災害において保険会社等との調整に時間を要したといった理由がそれぞれ複数挙げられた。また、⑦その他の理由では、逮捕後勾留されていた、健康保険から切り替えようとした時点で時効期間を徒過していた等の事例があった。

また、時効徒過件数について見ていくと、時効期間を徒過し、支給に至らなかった件数は以下のとおりである。

・休業(補償)等給付
　338 件（不支給決定総件数 47,560 件に占める割合 0.7%）
・療養の費用の給付
　502 件（不支給決定総件数 20,253 件に占める割合 2.5%）
・介護(補償)等給付
　379 件（不支給決定総件数 1,272 件に占める割合 29.8%）
・葬祭料等
　54 件（不支給決定総件数 2,092 件に占める割合 2.6%）

**（２）現行の時効期間に見直しは必要か**

平成 29 年の民法改正（平成 29 年法律第 44 号）においては一般債権の消滅時効の期間統一化によりいわゆる「短期消滅時効」の廃止が行われた。これに伴い、令和２年に労働基準法が改正され、賃金請求権の消滅時効期間について従前２年間であったものを５年間に改正した上で、当分の間３年間とするなどの見直しが行われている（令和２年法律第 13 号（以下「令和２年改正労働基準法」という。）、令和２年４月１日施行。）。

この点、災害補償請求権の消滅時効期間は現行の２年が維持されている

ところ、改正に先立つ労働政策審議会の建議[37]は、災害補償請求権の時効期間を維持した考え方について、早期の権利確定と労働者救済が労災保険制度の本質的な要請であって、事業主に早期に安全衛生措置を講じさせ早期に労働者が職場復帰を果たす効果があること、消滅時効の見直しを検討するに当たっては他の労働保険・社会保険[38]も含めた一体的な見直しの検討が必要であることを記載している。

また、令和２年改正労働基準法の附則においては、施行後５年を経過した際に検討を行うという検討規定[39]が付されており、法案審議の際には、労災保険法上の給付請求権と併せて労働基準法の災害補償請求権の消滅時効期間について検討することという附帯決議[40]がなされている。また、法案審議においては、特に精神障害を発症している被災労働者等にとって、現行の２年の消滅時効期間は請求のために十分な時間とはいえないとの指摘が複数なされている。

このような経緯を踏まえ、本研究会で消滅時効について議論を行った。

災害補償請求権及び労災保険給付請求権に係る消滅時効期間の見直しについては、請求手続自体が疾病の増悪を生じ得る場合には一定の配慮が必要であるとする意見があった一方、被害者の早期の権利実現を目指すべきであり、相談援助や周知等の運用改善で対応すべきとして見直しを前提としない意見もある等、その要否に関して意見が分かれた。

具体的には、

○　事故性の災害は、発生事実が明らかであり、消滅時効期間を延長す

---

[37] ・　災害補償の仕組みでは、労働者の負傷又は疾病に係る事実関係として業務起因性を明らかにする必要があるが、時間の経過とともにその立証は労使双方にとって困難となることから、早期に権利を確定させて労働者救済を図ることが制度の本質的な要請であること。
・　加えて、労災事故が発生した際に早期に災害補償の請求を行うことにより、企業に対して労災事故を踏まえた安全衛生措置を早期に講じることを促すことにつながり、労働者にとっても早期の負傷の治癒等によって迅速に職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれること。
・　なお、仮に見直しを検討する場合には、使用者の災害補償責任を免除する労災保険制度は当然のこと、他の労働保険・社会保険も含めた一体的な見直しの検討が必要である。（「賃金等請求権の消滅時効の在り方について（報告）」令和元年 12 月 27 日第 158 回労働政策審議会労働条件分科会）

[38] 雇用保険や健康保険の給付請求権の消滅時効は一般に２年である。

[39] 附則第３条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（令和２年法律第 13 号）

[40] ・　災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後５年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、検討を行うこと。（令和２年３月11日衆議院厚生労働委員会）
・　災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後５年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、速やかに専門的見地からの検討に着手すること。（令和２年３月 24 日参議院厚生労働委員会）

る理由はないものの、精神障害等の発症のように被災労働者にとって業務起因性が必ずしも明らかでない場合があることや請求手続等自体が疾病の増悪を招く場合には一定の配慮が必要である。

として、消滅時効期間の見直しに肯定的な意見があった一方、

○　原則として早期に請求を行うことで、証拠収集が容易になり、被災労働者の権利の実現につながる。

○　厚生労働省が行った実態調査によれば、請求人の失念や事業主の手続漏れなどがみられることから、相談援助や周知の仕組みが必要である。

として、消滅時効期間の見直しを前提としない意見もあった。

### （3）何らかの手当を行う場合に考え得る方法について

仮に消滅時効期間を見直すとした場合の方策についても複数の意見が示されたところ、一定の特例を設けるべきとする意見と一律に期間を延長すべきとする意見とに分かれた。

具体的には、一定の特例を設けることが適当と考える意見としては、

○　たとえばアメリカ・ニューヨーク州では、事故性の災害については補償を２年以内に請求しなければならないというように厳格だが、職業病については、明文上「知り又は知るべきであった時から２年」としている[41]。これをヒントに労災保険でも時効期間を延長するのではなく起算点の特例を考えることが早期に法律関係を確定する要請と労働者本人の業務起因性の認知の難しさの調整になるのではないか。

といったものがあった。一方で、一律に期間を延長すべきとする意見としては、

○　平成 29 年の民法改正により、消滅時効期間の起算点について、「主観的起算点」と「客観的起算点」に二元化されたところ、労災保険法第 42 条は後者を採用することが明記された等の法改正の経緯を踏まえれば、被災労働者の主観的事情をもって消滅時効の起算点が変動することは適当でない。一方で、労災保険給付請求権の行使は常に容易ではなく、業務上の傷病であることの認知も当然にできるとは言えないこと、また、賃金と同じ消滅時効とすることで使用者の労務管理に追加で負担を与えるとは考えられないことから、消滅時効期間については、労働基準法の改正を踏まえ５年間に揃えることが望ましい。

○　消滅時効期間の例外を設けるのであれば、明確な基準設定がなければ受給権者の地位が不安定になる懸念もあることから、当面は３年間

[41] ニューヨーク州労災補償法 28 条

に延長し、賃金請求権に係る消滅時効の動向を見守って、さらに５年への延長についても検討してはどうか。他方で、２年間の消滅時効期間が５年間に延長されたとしても、請求が困難な事例がすべて救済されるとは考えにくく、これを超えた特例の対象が定義できるかについては引き続き検討が必要である。

といったものがあった。

なお、消滅時効期間を見直す場合に考慮すべき点として、

○　労災保険では、他の社会保険や民法などよりも早期の法的安定性を要すると考えられる仕組みも散見され、短期の消滅時効が置かれていることにも説得力がある。

例えば労働基準法第 19 条の業務災害における解雇制限、労働基準法第 83 条、労災保険法第 12 条の５にある「退職後の補償や保険給付に影響がない」とする仕組みである。つまり、解雇制限については、業務災害ではないと考えられていた労働者を解雇して、その後業務災害であると認定された場合は混乱を来すのではないか。また、退職後にも補償や給付を認める仕組みは、退職後に各種の証拠が散逸しやすいだろうことを考えると、あまり長期の時効期間は予定していないように思う。仮に消滅時効を延ばすこととなった際には、これらの規定とも調整が必要ではないか。

との指摘もあった。

**（４）他の社会保険と異なる労災保険特有の事情があると考えられるか**

災害補償請求権及び労災保険給付請求権の消滅時効の見直しを検討するに当たっては、令和元年 12 月 27 日の労働政策審議会での建議も踏まえ、他の労働保険・社会保険との関係も踏まえた一体的な検討が必要である。具体的には、労災保険制度と他の保険制度とを比較した場合、前者に特有の事情が認められるのか、という点が問題になると言える。

この点、労災保険に特有の事情を見出し得るという意見があった一方で、労災保険に特有の事情を見出し得ないとの見解もあり、意見が分かれた。

具体的には、

○　被災労働者にとって、自らの疾病等が業務上であるかどうかの認識は難しく、例えば、健康保険の場合であれば、発熱等の体調不良が生じれば保険事故の発生が認識できるが、労災保険では、そもそも疾病が業務に起因するものなのかは当然に認知できないこともある。

早期に法律関係を確定させる要請と労働者が自身の業務災害を認知できないこととの調整を図る必要がある点において、労災保険は他の社会保障などと異なる取扱いをすることも許容される。

○　請求に際して、資料を収集し、事業者とコンタクトを取ることは、厳密には労災に限られないが特徴的な面であり、相対的に労災に一定の特殊性を認めてもよいのではないか。

との意見があった一方で、

○　健康保険や雇用保険でも受給者側から請求が必要な給付はあり、時効は２年間で統一されているところ、請求手続があることのみをもって時効を延ばす理由にはならず、仮に見直すのであれば制度横断的に検討する必要がある。

との意見があった。

### （５）まとめ

消滅時効期間の在り方に関しては、（２）～（４）までの論点について検討をしてきたが、いずれも委員の意見が分かれ、統一的な結論を得るには至らなかった。

消滅時効期間の在り方については、被災労働者の保護の観点から、これらの意見も踏まえて、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

## ４　社会復帰促進等事業について

### （１）現状

労災保険制度は、被災労働者等への保険給付に加え、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることを目的とし（労災保険法第１条）、社会復帰促進等事業（以下「社復事業」という。）を実施している（労災保険法第 29 条）。社復事業として、現在、多様な事業や給付が行われている[42]が、これらのうち、労働者やその家族・遺族に対する給付について、主として、これらの不服申立ての仕組みについて検討した。

### （２）社会復帰促進等事業の処分性について

まず、給付的な社復事業の処分性については、当初、給付的な社復事業は行政処分ではない、すなわち審査請求や取消訴訟の対象ではないという

[42] 保険給付との関係では大きくは３つの類型に分類され、①保険給付と一体的に行われるべきもの、②災害補償給付を補完するもの及び③保険給付を抑制し、保険給付事業の適正な運営に資するものがある。事業の具体例としては、①は義肢等補装具費、アフターケア及び通院費、労働者健康安全機構運営費、労災疾病臨床研究事業費補助金、②は、労災就学援護費、休業補償特別援護金、特別支給金（特別支給一時金、ボーナス特別支給金）、労災ケアサポート事業経費、③は、未払賃金立替払事務実施費、過労死等防止対策推進経費、安全衛生啓発指導等経費、じん肺等対策事業等がある。

取扱いがなされていたが、平成 15 年の最高裁判決[43]を踏まえ、同判決の対象となった労災就学援護費と同様の性質を有する給付的な社復事業については、局長通知[44]により処分性があるとする取扱いに変更された[45]。また、その後になされた給付的な社復事業に係る審査請求において、総務省行政不服審査会が処分性のある給付的な社復事業については厚生労働省令に定める必要がある旨答申[46]で指摘したことを受け、所要の省令改正[47]が行われている。ただし、特別支給金については、他の社復事業と比較しても執行額や支給実績が非常に大きい一方で、処分性がないものとして取り扱われてきた。

この点については、本研究会では、以下のように特別支給金も含めて処分性を認めることが適当との意見で一致した。

具体的には、

○　ボーナス特別支給金については、算定基礎日額などについて疑義が生ずる余地があり、紛争を生じさせる可能性は相当程度あると思われる。その点を踏まえ、長期にわたる給付内容に影響する事項に関して審査請求の機会を認めるのは意義があり、特別支給金について処分性を認めることが適当。

○　最高裁判決を契機に社復事業の処分性を広く認めるに至っており、特別支給金に処分性を認めていないことは理由に乏しく、認めることが妥当。

との意見があった。

したがって、本研究会としては、社復事業として実施される労働者やその家族に対する給付については、従来は処分性が認められなかった特別支給金も含めて処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることが適当と考える。

### （３）特別支給金の保険給付化について

特別支給金について処分性を認めることに関連し、その保険給付化についても議論を行った。

---

[43] 最高裁平成 11 年（行ヒ）第 99 号同 15 年９月４日第一小法廷判決

[44] 平成 22 年 12 月 27 日付け基発 1227 第１号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」、平成 26 年７月 10 日付け基発 0710 第５号「「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」の一部改正について」

[45] 処分性があるとされた社復事業：義肢等補装具費、外科後処置、アフターケア、アフターケア通院費、労災はり・きゆう施術特別援護措置、振動障害者社会復帰援護金、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護、労災就学援護費、労災就労保育費援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金

[46] 平成 29 年 12 月７日付け総務省行政不服審査会平成 29 年度答申第 28 号

[47] 令和２年厚生労働省令第 70 号

社復事業の１つとして位置づけられている特別支給金は、昭和 40 年代に入って関連する公的諸給付が上昇し、労使間の「上積み」と言われる慣行も踏まえて昭和 49 年に創設された。創設当時において、「範囲や内容について自ら過渡的制約を免れない情勢にあったため」、「性格、位置づけ等についても、情勢の推移と相まつて今後の検討にまつべき点があることはいうまでもない」とされていた[48]。

また、昭和 52 年には、ボーナスが我が国の一般的な賃金慣行であることを踏まえ、また労働者の稼得能力をより適切に反映することを目的として、特別給与を算定基礎とする[49]いわゆる「ボーナス特別支給金」が創設され、特別支給金の拡充が行われた。

現在、特別支給金の種類は９種類[50]に至っているが、保険給付については、使用者が被災労働者に損害賠償を支払った場合、保険給付の給付額を損害賠償額と調整（相殺）できるとされている（労働基準法第 84 条第２項）のに対し、特別支給金についてはその規定がない。この点、平成８年の最高裁判決[51]において、特別支給金の保険給付との差異を考慮して、損害賠償との調整の対象にならないことが判示され、今日ではこの判示内容に基づいた実務が広く行われている。

このような特別支給金については、保険給付と一体的に給付されていることや補償の安定性を確保すべきであること、事業主の二重負担を是正すること等の観点から保険給付化することが望ましいとの意見が多かったが、一方、ボーナス特別支給金については算定上の課題を指摘する意見もあった。

具体的には、以下の意見があった。

○　過去の最高裁判例を踏まえると、特別支給金を保険給付にすることで社会保障的な性格が後退するとの指摘も想定され、また、特別支給

---

[48] 昭和 50 年２月 28 日付け都道府県労働基準局労災主務課長宛て労働省労働基準局労災管理課長事務連絡「特別支給金について」において、特別支給金創設の背景について、「今回の制度改善については、上記背景のほかＩＬＯ勧告第 121 号の内容が一つの目安になっているが、これを直接考慮した保険給付自体の引上げは障害補償年金及び遺族補償年金のみについて行い、労働不能補償としての休業補償給付及び長期傷病補償給付の年金については、勧告の水準（賃金の 66% 2/3）にあわせた引上げをするよりも、労使間の「上積み」の実勢を考慮して実質的に賃金の 80%相当額になるように特別支給金を加給することとした。また、障害者及び遺族についても、給付の引上げのほか、労使間における上積みの動向を考慮して一時金の特別支給金を加給することとした。」としている。

[49] ボーナス特別支給金の算定に用いる「算定基礎日額」は、原則として、算定すべき事由の発生した日以前１年間に、その労働者が事業主から受けた特別給与（給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど、３か月をこえる期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれない。）の総額（算定基礎年額）を 365 で割った額をいう。

[50] 特別支給一時金として、休業特別支給金・障害特別支給金・遺族特別支給金・傷病特別支給金があり、ボーナス特別支給金として、障害特別年金・障害特別一時金・遺族特別年金・遺族特別一時金・傷病特別年金がある。

[51] 「コック食品事件」最高裁平成６年（オ）第 992 号同８年２月 23 日第二小法廷判決

金が民事上の損害賠償の調整対象となり労働者側に不利となり得るが、補償の安定の観点から、法定化して保険給付として扱うのが適当。

○　特別支給金は保険給付の上積みであり、実務としても一体的に行っている。事業主は社会復帰促進等事業費も含めて保険料を払っており、保険料を負担しているにもかかわらず、特別支給金が損害額から控除されないために事業主は二重の負担を負っていると言える。損害賠償と調整されると労働者にとっては一見不利益であるが、保険給付として法定化することが本来的な制度の在り方である。

○　法律上の根拠を具体的に置くことで、法的安定性を図ること、国民にとっての分かりやすさを確保するとの点から、保険給付化を考えてもよい。具体的な方法として、２つの方向性があり得る。一つは、この特別支給金について、休業補償給付とは別個の保険給付と位置づける。もう一つは、休業補償給付を給付基礎日額 80%とする方法。休業補償給付は給付基礎日額 80%と理解している者も多いと思料され、わかりやすさの観点からは後者の方法が適当ではないか。この場合、休業（補償）等給付の水準について、労働基準法の災害補償との関係から乖離が生じるが、既に年金給付などの労災保険独自の給付内容が広く認められている現状においては、十分許容され得る。

同時に、保険給付化を行う際の制度設計上の課題を指摘するものとして以下のような意見があった。

○　ボーナス特別支給金は、算定方法が直近１年間の特別給与をもとにしており、その中心は夏・冬のボーナスであり不確定要素に左右される。このため特別支給金を保険給付とした場合、適切なボーナス特別支給金の算定が非常に難しいのではないか。

特別支給金については、その果たしている機能や保険給付と一体として支給されている実態等を踏まえれば、これを保険給付として位置づけることにより補償の安定性を確保することに資すると考えられるが、これを保険給付として位置づけることで民事上の損害賠償の調整対象となり労働者側に不利となり得ることや、ボーナス特別支給金の算定が難しい等、保険給付化を行う際の具体的な課題も多いことから、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

### （４）給付的な社復事業に係る不服申立てを労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることについて

労災保険法に基づく処分のうち、保険給付に係る決定に対する不服申立てについては、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号。以下「労審法」という。）によることとされ（労災保険法第 38 条

第１項及び労審法第２条第１項)、不服申立ての一般法である行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）の手続の一部が適用除外されている（労災保険法第 39 条)。一方で、社復事業による労働者やその家族への給付に対する不服申立てについては、このような規定はなく、行審法によることとなっている。

このため、現状においては、同一の事案について、保険給付と給付的な社復事業に共通する支給要件である業務上外や労働者性といった同一の事柄が争点であるにもかかわらず、保険給付と社復事業で、労働者等が不服申立てを行う先（審査機関）が異なることとなる。また、このような体制においては、一方が棄却となり一方が認容となるとの矛盾が生じかねないことから、そのような齟齬が生じないよう、厚生労働省において、保険給付に関する処分に係る審査請求の決定又は再審査請求の裁決を待って、社復事業に係る審査請求に対する審査を行うといった対応が行われていた結果、社復事業に係る審査請求の決定等までの期間が長期化するに至っている等の課題も指摘されていた[52]。

この点については、国民のわかりやすさや手続の煩雑さを解消する観点から、社復事業として労働者やその家族に支給される給付についての不服申立ては、労審法の対象とすることが適当との意見で一致した。

具体的な意見は以下のとおり。

○　労働者が審査請求をしようとしても手続的なコストがかかるのは、申請を断念させる大きな要因になり得ることから、社復事業としての給付に係る不服申立て手続は、保険給付の不服申立て手続と同じくすることが適当。

○　保険給付と社復事業の不服申立ての手続が異なっていることは国民に分かりにくく、コストも考えると一本化するのが適当。その上で、労災保険法第 40 条で、保険給付の処分取消の訴えについて審査請求前置を定めているが、行審法の対象となっている社復事業は審査請求前置となっていない。労審法の対象とすることにより直接に取消訴訟を提起できなくなる点は留意すべき。

○　社復事業の審査請求を労審法の対象とすることは、国民に分かりづらいという理由によるもの。総務省からの指摘を踏まえれば、変更する方向が妥当。

そのほか、保険給付と社復事業の関係について以下のような意見があっ

[52] 総務省行政不服審査会の答申においても、審査請求人の手続負担を解消するよう制度改善を検討するよう指摘されている。（令和３年７月 26 日付け総務省行政不服審査会令和３年度答申第 23 号、令和３年 11 月５日付け総務省行政不服審査会令和３年度答申第 45 号)。

た。

○　アフターケアの具体的内容は保健指導など比較的柔軟な対応が必要なものであり、保険給付として定型化することが必要なものではないとため、現在の保険給付とアフターケアの区分は合理的と考えられる。

○　医療の進歩を鑑みると、医療の役割が治癒・症状固定にとどまることがなくなってくる。アフターケアが治癒・症状固定に続く段階で提供されるものであり、医学的アプローチとして相応の役割が客観的に評価できるのであれば、保険給付に位置づけることも議論の余地はあるのではないか。

以上の議論から、労働者等に対する給付的な社復事業に対する不服申立てについては、国民のわかりやすさや利便性の観点から、保険給付と同様に労審法の対象とすることが適当と考える。

## Ⅲ　徴収等関係

### １　メリット制

#### （１）現状

労災保険制度において事業主が納付することとなる労災保険料は、原則として、その事業に使用される労働者に支払う賃金総額に業種別の労災保険率を乗じて算定するが、業種が同一であっても、個々の事業場ごとの災害率には差が認められる。事業主の負担の公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進するため、一定規模以上の事業主については、個別の事業場の災害発生状況に応じて労災保険率又は労災保険料を増減するメリット制を適用している。

メリット制は、事業ごとに、その事業主が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額の割合（以下「メリット収支率」という。）に応じて最大 40%の範囲内で労災保険率及び労災保険料を増減させる制度である。

令和５年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場数は約 11 万事業場であり、全ての継続事業及び一括有期事業場数約 291 万事業場のうち約４％となっている。一方で、労働者数でみると、令和５年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場の労働者数は約 3,563 万人であり、全ての継続事業及び一括有期事業場の労働者数約 6,078 万人のうち、約 59%の労働者がメリット制適用事業場に使用される労働者である。

これらを踏まえ、メリット制の意義等について議論を行った。

（２）メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか。

メリット制をめぐっては、事業主の災害防止努力を促進するという目的に加えて実際に労災発生を抑止・低減させる効果があるのかといった点や今後も継続していくことの可否等について検証を求める声もある[53]ことから、本研究会において、事務局による分析結果をもとにメリット制の効果等について議論を行った。

まず、全事業場とメリット制適用事業場で被災者数の増減率を比較したところ、メリット制により労災保険率が高くなった事業場については、全事業場よりも増減率が概ね低く、一定程度はメリット制の効果があったと考えられた。また、メリット制により労災保険率が低くなった事業場については、業種全体よりも増減率が低い場合と高い場合が同程度混在しており、これだけをもってメリット制の効果の有無を判断できるものではなかった（参考資料 94 頁参照）。

次に、メリット増減率が一番高くなった事業場の３年毎のメリット増減率の推移を分析したところ、３年後、６年後も引き続き一番高いメリット増減率となった事業場の割合は、それぞれ 21.7%、6.9%であった（参考資料 97 頁参照）。

さらに、いわゆる労災かくし[54]で送検した事業者に係る動機の調査も行ったところ、元請けへの影響や企業イメージの低下を懸念したものが多く挙げられた一方、メリット制を理由とした事例はなかった（参考資料 102 頁参照）。

これらの分析に関し、委員からなされた具体的な意見は以下のとおりであり、メリット制の効果については、様々な留保を前提とするとの意見はあるものの、一定の災害防止効果があることについて意見は概ね一致した。

○　厳密には更に精緻なデータが必要であり、条件についても指摘すべき点はあるが、メリット保険料率の変化が労災の抑止に一定効果があることは可視化できている。

○　メリット制は災害防止に直接効果があるとされるが、たとえ明確な効果が認められなくとも、その効用は否定できない。労災保険制度は無過失責任を原則とし、事業主に予防可能性のない災害も補償対象とするが、生命・身体という重大な法益にかかわる以上、災害の多い事

---

[53] 令和４年 12 月 16 日第 106 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において、労働者代表委員から、「これまでの裁判や今回の検討会の発端となったともいえるメリット制については、制度設立当初と比較して産業構造なども大きく変化しており、今日においても、労災を低減させる効果があるのか検証すべきではないかと考えています。」との意見があった。

[54] 事業者が労災事故の発生をかくすため、労働者死傷病報告（労働安全衛生法第 100 条及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条）を故意に提出しないこと又は虚偽の内容を記載して提出すること。

業が相応のコストを負担し競争上不利となるのは当然である。その費用は消費者にも転嫁され、労働災害を伴う財やサービスの価値が費用と釣り合わなければ、市場原理により淘汰されうる。この点も災害予防と位置づけられる。

○　同種の事業であっても災害発生状況は事業場により多様。メリット増減率は事業場固有の災害発生状況を一定程度反映しており、メリット制を無くしてしまうと、同種の事業では、災害防止できている企業から災害防止できていない企業への利益の再分配（経済的な利益の移転）となり、それは労災保険に内在する論理からは正当化されず、産業施策の観点からも要請されていない。個々の事業主の負担の公平性を図る観点からメリット制の果たす役割は未だ軽視すべきではない。

○　メリット制の目的は事業主の負担の公平性と災害防止努力の推進であるが、それぞれ一定程度達成されている。

脳・心臓疾患等の疾病は制度創設当初は想定されていなかったと思うが、無過失であるものも含めて市場原理を通じて事業の妥当性を図るという側面がある。無過失であるものを完全に切り出すことは不可能であり、また切り出す必要もない。メリット制で災害防止努力の目的が達成されているか、災害防止に効果があるかは、メリット制を維持する限度で一定言えればよいのではないか。

ただし、一部の委員からは効果については一定の留保を前提とするとして、具体的には以下のような意見があった。

○　プラスのメリットが適用されている事業場について一定の効果が示され、また、労働者数で言えば広い範囲をカバーできている点も重要。その上で以下４点の留保が必要。

①　現状８割の事業場にマイナスのメリットが適用されている状況が、必ずしもメリットの効果であるとは言えない。

②　メリット制が有する効果は、業種や疾病の類型や事業場の規模で様々と思われ、災害予防の意識や努力が効果を上げやすいケースとそうでないケースがあり、メリット制が効果を持ちやすい業種や災害類型がある。

③　事業主の努力に関わらず避けられない労災は、努力しても大きな災害が起きれば重い保険料負担が発生するため、使用者の努力に影響を及ぼさない。

④　メリット制は労災かくしを誘引すると指摘があるが、こうした弊害はデータで示しにくく、費用対効果など政策決定に使われるデータで考慮されにくい。メリット制に伴う事実上の負担、被災労働者

遺族へのネガティブな負担には配慮が必要である。

○　メリット制が適用されている事業場は４％にすぎず、適用労働者数で見ても 59%と過半数を僅かに上回る数であり、これを多いと評価するか少ないと捉えるかは評価の問題。事業主間負担の公平化の徹底という趣旨から、全ての事業場にメリット制を適用することも考えられるが、一定規模以上の継続事業や有期事業に限定しているのは、小規模事業主は特にメリット制による保険料増額に耐えられないという理由なのだろう。

＋40%の事業所の多くは６年後には＋40%から脱出している。－40%の事業場もある程度出入りがあり、必ずしも固定化していない。どの程度が事業主の災害防止努力によるものか判断するのは難しく、事業主の努力でも避けられない災害や事業主に変化はなくともたまたま災害が生じないこともあるが、メリット制に一定の災害防止効果は認めてもよいのではないかと思う。メリット制は必須では無く、労働安全衛生上の監督業務によりモラルハザードを防止することも重要と考えるが、労災保険制度の中の自律的な仕組みとしてメリット制を設けておくことも選択肢の一つ。

また、メリット制と労災かくしとの関係について議論が及んだところ、以下の意見があった。

○　メリット制と労災かくしの関係については、議論の前提となった労災かくしの動機調査は調査範囲が限られた中での結果である等、一定の留保を前提とするが、メリット制が労災かくしの主たる要因ではないことが一定程度示されている。

○　労災かくしの動機についてメリット制を明示的にあげていなくても監督署からの処分を恐れたケースの中に含まれている可能性はあるが、メリット制の意義を損なうほどの悪影響があるものではないと言えるのではないか。

○　労災かくしについて、海外の研究では、不景気になると労災の申告が過少になるという報告があり、中長期的に観察していく必要がある。

その他、メリット制の効果検証に関する議論において、以下の意見があった。

○　メリット制の適用除外となっている小規模な事業場にとってはメリット制以外の労災防止手段が重要であることを踏まえても、労災抑止手段としてメリット制の是非を検討するに当たっては、災害防止教育や災害防止の取組への補助等の他の労災抑止の手段も勘案して検討する必要がある。

○　メリット増減率が＋40%で続く事業場について、その背景を分析した上でメリット制以外での対策が必要。

以上の議論から、本研究会としては、メリット制の効果については、様々な留保を前提とするとの意見はあるものの、一定の災害防止効果があり、また、事業主の負担の公平性の観点からもメリット制には一定の意義が認められるものと考える。また、労災かくしを助長するとの懸念についても、メリット制の意義を損なうほどの影響があるとは確認されなかった。

このため、メリット制を存続させ適切に運用することが適当と考える。

その際、今回の検証は初めての試みであり、今後も今回の検証において指摘のあった点も踏まえて、継続的に効果等を検証し、より効果的な制度となるよう必要な見直しを行うことが望まれる。

**（３）メリット収支率の算定対象は妥当か。**

メリット収支率の算定に当たっては、じん肺症等の特定疾病に係る保険給付を除いている。現行において特定疾病とされているものは、短期の雇用が多い業種で多く発生するものであって、発症に比較的長期間を要するものであり、発生責任を発症時の事業主にのみ帰属させることが困難なものである。

**①　脳・心臓疾患及び精神障害に係る保険給付の取扱いについて**

労災保険給付は、業務起因性が認められる場合に限り支給されるが、業務上の有害因子と業務以外の要因が競合する場合については業務上の有害因子が相対的に有力な原因である場合に限って業務起因性が認められる。脳・心臓疾患は、日常生活による諸要因や遺伝等の個人に内在する要因により業務災害に限らず一般的に発症し得る疾患だが、業務による過重な負荷が掛かることで自然経過を超えて著しく増悪することがあり、業務起因性の判断に際しては業務が過重であったか等を客観的に判断するため認定基準を設けている。精神障害は環境由来の心理的負荷と個体側の反応性との関係で発病に至るかが決まり、業務起因性の判断については業務による強い心理的負荷が認められるか等を客観的に判断するため認定基準を設けている。

このような取扱いの中で、脳・心臓疾患及び精神障害をメリット収支率の算定対象外とすることについて議論が及んだため、この点についてどのように考えるか検討を行った。

これらの疾病にかかる保険給付をメリット収支率の算定対象から除外する理由はないとする意見がある一方で、事業主が予防努力をしても業務上と認定される疾病に係る保険給付については、これをメリット収支率の算定対象とすることは公平性の観点や災害予防の観点から適当でないとの見解もあり、意見は分かれた。

○　現行、メリット制の算定対象外とされている特定疾病は、特定の事

業主に災害補償責任を負わせられないものに限定されており、疾病と特定の事業場の業務との間で相当因果関係があるときには算定対象から除くことは正当化できない。

○　算定対象から特定の疾病や特定の対象者を除くのは、事業主の災害防止行動の対象外となるため慎重であるべき。

○　脳心・精神疾患以外の職業病でも業務外の要因との競合はあり得るため、個体要因や私生活の影響があるからといって脳心・精神疾患だけを算定対象から除く理由にはならない。また、広範な裁量を持つ労働者が増えると、事業主が過重労働の防止に関与する余地が縮小するが、現時点では過重労働の予防に対する事業主の役割は未だに大きいと思われ、脳心・精神疾患を算定対象から外すべきではない。

という意見があった。

一方で、

○　業務起因性をめぐる裁判所の判断等においては現実には労働者の個別事情が考慮される傾向があり、事業主が予防努力をしていても結果として労災認定される疾病は生じ得るのであり、メリット制の算定対象とすることは必ずしも事業主の公平性の確保や予防促進の観点に資さないケースもあり、従来の特定疾病の観点とは異なる観点から算定対象からの除外を検討する余地がある。また、あんしん財団事件最高裁判決[55]を前提とすれば、事業主が支給された保険給付について保険料認定決定処分を争う手続の中で業務起因性を争うケースが増えることが想像され、将来の不服申立てを見据えた事業主の働きかけ等によって被災労働者、遺族、同僚労働者等に事実上の負担が生じる懸念があり、こうした点や、メリット制が、今後、使用者に対して行われるべき手続保障を含むものとして運用されていくことになるであろうことを考慮すれば、業務起因性をめぐり紛争が起きやすい一部の労災保険給付については、メリット制の算定対象を限定的にしていくことを検討すべきではないか。

○　脳・心臓疾患や精神疾患の労災認定においては、ある程度、業務上外が曖昧なものが含まれ得るのであり、そのようなものについては個別の事業主ではなく事業主全体でコストを引き受け、メリット制の対

[55] 最高裁令和５年（行ヒ）第 108 号同６年７月４日第一小法廷判決。この判決において、メリット制が適用される事業主には、労働者に対してなされる処分である労災保険給付の支給決定処分を争う原告適格はないとしつつ、メリット制の適用を受ける事業主は、「自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができる」ことから、「（労災保険給付支給決定処分の原告適格を有さないと解したとしても）事業主の手続保障に欠けるところはない」旨言及。

象から外すことが事業主間の公平に適う。また、メリット制の算定対象から外しても、民事訴訟があることを踏まえれば、ただちに事業主が災害防止の対応を行わなくなるとは考え難く、保険料認定決定の際に保険給付決定処分の妥当性に関する争いが増えることを想定すると紛争防止の観点から算定除外としてもいいのではないか。

という意見があった。

**②　高齢者や外国人労働者への給付の取扱いについて**

高齢者や障害者については国が雇用を推進しているが、労働災害による休業４日以上の死傷者に占める 60 歳以上の高齢者の割合は年々増加傾向にある。また、外国人労働者の労働災害発生状況については、全労働者との千人率と比較するとやや高い。

このような状況の中で、高齢者や障害者、外国人労働者をメリット収支率の算定対象外とすることについて議論が及んだため、この点についてどのように考えるか検討を行った。

高齢者や障害者等の労働者への給付をメリット収支率の算定対象から除外することについては、除外すれば、災害予防行動が取られなくなる懸念等の理由から算定対象から除外するべきではないとの意見があった一方で、脆弱性のある労働者を雇用した使用者に結果的に重い保険料負担をさせることは公平性を欠く等の見解もあり、意見は分かれた。具体的な意見は以下のとおり。

○　脆弱性のある労働者を就労させるのであれば、事業主はこれらの従業員の特性に適した災害防止努力をとるべきであり、これらの労働者を算定対象から除外する理由はなく、また、除外すれば事業主の災害防止に向けた努力の対象外となる懸念がある。

○　ダイバーシティマネジメントの観点からメリット制の算定対象外とすべきではなく、災害防止という使用者の責任をきちんと果たしてもらった上で活躍してもらうことが適切である。

○　メリット制を通じて労災保険制度が実現しようとしているのは生命・身体への侵害や傷病の防止であり、雇い控えへの懸念と同列には論じられない。

○　当該者に対する雇い控えの問題は労災保険ではなく、雇用保険や社復事業等を活用して解決する方が柔軟な対応が可能ではないか。

一方で、

○　高齢者や障害者など、脆弱性がありながら国の雇用政策で就労促進が図られている労働者については、労災保険の給付がなされることが適切であるが、これらの労働者を雇用した事業主に結果的に重い保険

料を負担させることは公平性を欠く。

国は既に高齢者や障害者の安全衛生対策について対応しており、これらの者への給付をメリット制の算定対象から除外することとしても、これらの者に対する災害防止努力が必要でないということにはならない。メリット制を適用することの弊害やメリット制を適用しても災害予防の努力に資さない場合があれば、算定対象から除外することも検討する余地があるのではないか。

○　高齢者や障害者は国で雇用促進をしていることから雇用政策との整合性を取るための何らかの対応は取れるのではないか。

○　災害リスクが高くなる高齢者への給付についてはメリット保険料の算定に当たって当該給付を縮減させて計算する等一定の工夫をする余地はある。

という意見があった。

外国人については、以下のようなメリット収支率の算定対象から除外する理由はないとする意見で概ね一致した。

○　外国人労働者に対する給付をメリット制の算定対象から除外することについては、たしかに外国人労働者が災害発生リスクの高い産業に従事している可能性や言語上の課題から災害が生じている可能性はあるものの、様々な外国人労働者がいることを踏まえると国籍で一括りにして対象外とすることは適切でない。

○　外国籍であることをもって特別な脆弱性は考えにくく特別な対応は不要である。

**③　その他の論点**

また、その他、災害復旧の事業に係るメリット制の取扱いについても議論があった。このような事業についてもメリット収支率の算定対象から除外する特例を設けることに否定的な意見があった一方、このような事業をそのままメリット収支率の算定対象とすることの適否については検討の余地があるとの見解もあり意見は分かれた。

具体的な意見は以下のとおり。

○　危険のある事業に従事させるのであれば事業主は安全衛生対策をすべきであり、メリット制を外す理由にはならない。国や自治体からの要請があっても、激甚災害地域内であっても被害の状況や作業の危険性は異なり得ることから、特例の対象とする災害復旧の対象の線引きが課題になる。災害復旧の場面にメリット制の特例を設けるというのは難しいと言わざるを得ない。

○　一般に業務災害にかかるコストは事業に伴い発生するコストであっ

て、直接的には災害を発生させた事業が負担すべきで、間接的にはその事業を利用するクライアントが価格への転嫁を通じて負担する費用というのが基本。他の事業主に分散させることは適切ではない。

との意見があった一方で、以下のような意見もあった。

○　災害時のエッセンシャルワーカーに従前のメリット制をそのまま適用して良いのかという問題は、軽々にメリット制の適用を外していいとは思わないが論点としてはあってもいい。

以上のとおり、メリット制に一定の災害防止効果があることを前提として、事業主間の公平性の確保という観点から見れば、脳・心臓疾患や精神障害等の業務外の要因の寄与が大きい疾患に係る保険給付や高齢者や障害者といった脆弱性を抱える労働者への給付については、メリット制を通じて、事業主の保険料負担が重くなることは事業主間の公平に欠けるとして、メリット制の算定対象から除外することが適当との意見と、メリット制の算定対象からこれらの給付を除外することは、事業主のこれらの災害防止対策がなされなくなることが危惧され、適当でないとの意見等、様々な意見が示された。

本研究会としては、この点については、意見の一致をみることはなかった。引き続き、専門的な見地から議論を行うことが必要である。

## ２　労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

### （１）現状

あんしん財団事件最高裁判決を受け、事業主が保険料認定の処分に係る不服申立てや取消訴訟の機会において労災保険給付の支給要件該当性について争えることが明確になり、今後は労災保険給付の支給に対する事業主の関心がより高まることが予想されるため、労災保険給付の支給決定に関する情報の、事業主への提供について検討を行った。

現状、労災保険の支給決定（不支給決定）処分に当たっては、被災労働者等から労災保険給付請求が行われる際に、請求書の事業主証明欄に事業主が署名等を行う他、災害発生状況等について労働基準監督署から事業主等に対する調査が行われることから事業主は被災労働者等から労災保険給付請求がなされていることを認識し得るが、最終的に、それら調査等の結果として、労災保険給付に関する支給決定（不支給決定）がなされた場合、その決定は請求人である被災労働者等に対しては通知されるものの、事業主に対しては通知されない。

また、メリット制の対象となる事業場において、労災事故が発生し、労災保険給付の支給決定がされると、当該事業場における労災保険給付総額

に応じて、その翌々年度以降のメリット収支率に反映され、労災保険率が増減され、都道府県労働局長から事業主に労災保険率決定通知書[56]が送付される。また、事業主が、通知された率と異なる率によって保険料の申告・納付を行った場合、都道府県労働局長が労災保険料を職権で決定する認定処分（行政処分）を行い、認定決定通知書により事業主へ通知する。しかし、労災保険率決定の基礎となった労災保険給付に関する情報については、労災保険率決定通知書及び認定決定通知書のいずれによっても事業主には通知されない。

**（２）支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについて**

この点については、早期の災害防止を図る観点やメリット制適用事業主が保険料の認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、保険料を負担する事業主に対して、支給・不支給の事実を知らせることは重要との点で意見は一致した。

具体的な意見は以下のとおり。

○　保険料を負担する事業主に保険給付の情報を伝えるべきであり、早期の災害防止という重要な観点からもできるだけ早く事業主に伝えるべきである。

○　使用者の保険料負担が労働基準法の災害補償責任を基礎としているという前提からすれば、保険給付の支給決定（不支給決定）の事実について使用者に知らせることには合理性が認められる。

○　事業主は災害防止の努力を求められているのであり、どのような災害予防策を取るかは災害の内容を知ることが出発点であり、個人情報への配慮から限界はありつつも、災害発生の有無、すなわち支給決定（不支給決定）があったとの事実程度の情報についてはメリット制適用の有無に関わらず全ての事業主に情報提供がなされるべきである。

○　あんしん財団事件最高裁判決の趣旨を踏まえても、支給決定が保険料率に反映されるのは２年後であり、支給決定の時期と事業主が保険料認定決定について不服申立てを行おうとする時期との間に時間的な隔たりがあることから、支給決定の時点で使用者にその事実が情報提供されることは事業主の手続保障の観点からも適切である。

○　支給決定（不支給決定）の事実が事業主に通知されることにより、労災保険給付の申請をする労働者や遺族が心理的プレッシャーを感じる懸念はあるが、この点に関しては、現在でも給付申請の段階で、労

[56] 主な記載事項としては、メリット料率、メリット収支率、メリット増減率、業務災害に係る率、非業務災害率等がある。

働者や遺族が事業主に事故の証明などの協力を求める仕組みであり、支給決定（不支給決定）を事業主に対して情報提供することには、こういった心理的負担の懸念を超えて、労働災害の再発予防という点から意義がある。

以上の議論を踏まえ、本研究会としては、労災保険給付の支給決定（不支給決定）の事実については、事業主が早期に災害防止に取り組む上で必要な情報であるとの点に加え、事業主の保険料負担が労働基準法の災害補償責任を基礎としている点、事業主が認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して情報提供されることが適当と考える。

その際、被災労働者の個人情報の取扱いに留意しつつ、検討する必要がある。

**（３）メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することについて**

現行では、事業主がメリット制の適用について不服がある場合には、既述の保険料の認定処分について行審法に基づく審査請求等が行われることとなるところ、あんしん財団事件最高裁判決において、メリット制適用事業主の手続保障に関して言及がされている。

このような状況を踏まえ、メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険給付に関する情報を提供することについて検討を行った。

この点については、メリット制の適用を受ける事業主が、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して保険料の前提となる事実を知らせることは重要との意見で一致した。ただし、労働者にとって機微な一定の情報については、慎重に取り扱うべきとの意見があった。具体的な意見は以下のとおり。

○　保険料を負担する事業主には情報提供をすべきであり、保険料を申告・納付した後ではなく、それより早い段階で情報提供をするべき。

○　保険料を負担する事業主にとっては、保険料額の前提となる事実を知ることは重要である。健康状態や療養内容を使用者に知られたくないという被災労働者の心理は理解し得るが、保険料額の算定の基礎となる「労働者」、「災害」、「傷病」、「給付額」などの情報については事業主への情報提供を正当化し得るのではないか。

○　あんしん財団事件最高裁判決が、保険給付支給決定処分に関して使用者の原告適格を否定するに当たって、保険料認定決定処分に関する使用者の手続保障に明示的に言及していることから、個人情報保護の

観点を踏まえても、メリット制を受ける事業主への十分な手続保障の担保として事業主に対して情報を提供することは重要である。

○　遅くとも労災保険率決定通知書の送付の時点では保険料がなぜ増減したのかがわかる情報が事業主に提供されるべきである。

○　事業主にとっての手続保障の観点から一定の情報が開示されるべきだが、業務上災害の支給決定に関する情報は、病歴や障害等、労働者にとって機微な情報を含み得ることから、そのような情報が開示されることとなれば、労働者が労災申請を躊躇うことも想定されるため、提供・開示される情報の範囲については慎重に検討する必要がある。

以上の議論を踏まえ、本研究会としては、メリット制適用事業場の事業主に対して提供する労災保険率の決定の基礎となった保険給付に関する情報については、事業主が保険料の認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して提供され、事業主が自ら負担する保険料が何故増減したのかがわかる情報を知り得る仕組みが設けられることが適当と考える。

その際、提供する情報の範囲については、保険給付に関する情報には被災労働者に係る機微な情報を含み得ることに留意しつつ、検討する必要がある。

## おわりに

以上のとおり、本研究会での議論の中で提起された労災保険制度の適用、給付及び徴収の場面における各論点について、見直しが必要と思われる点、更なる議論や検証が必要と思われる点、労使での議論が期待される点等について、一定の整理を行った。

厚生労働省においては、今後、早期の見直しが求められる事項や早期に検討に着手することが望まれる点について、公労使から成る労働政策審議会において更なる議論を行い、あるいは法制的観点や実務上の観点からの検討・検証を進めることが必要である。

また、労災保険制度の適用範囲の考え方や遺族（補償）等年金の制度趣旨、メリット制における算定対象の取扱い等、本研究会では結論に至らず、引き続き、働く者や働き方に関する社会の動向や関係制度の状況を注視しながら、中長期的に検証・検討を行うべき論点も残されている。その意味で、本報告書は「中間報告」としての位置づけであり、今後も、本研究会のような労災保険制度に関する検証・議論の場が設けられることを要望する。

# 労災保険部会における今後の議論の進め方（案）

労働条件分科会労災保険部会
（第119回）
令和7年9月2日
資料
No.2

別紙９

- 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書においては、適用関係、給付関係、徴収等関係という柱立てがなされている。

- 各論点については、
  ①　研究会委員の意見が一致又は概ね一致したもの
  ②　委員の意見がまとまらなかったが、労使を含めてさらに議論すべきとされたもの
  ③　引き続き専門的見地から議論を行うことが必要とされたもの
  があるところ（次ページ参照）、上記の柱立ても参考にしつつ、特に①②を中心に議論を行うこととしてはどうか。

- あわせて、③についても必要に応じて意見をいただくこととしてはどうか。

＜上記を踏まえた当面の進め方（案）＞

| | |
|---|---|
| ９月２日（本日） | 今後の議論の進め方、労災保険制度の具体的課題について①（適用関係その他） |
| ９月下旬 | 労災保険制度の具体的課題について②（給付関係その他） |
| 10月上旬 | 労災保険制度の具体的課題について③（徴収等関係その他） |
| 10月下旬 | 引き続き議論が必要な事項 |
| 11月上旬 | 引き続き議論が必要な事項 |

# 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

**はじめに**

**Ⅰ　適用関係**

1　適用関係総論

－強制適用の範囲(③)

2　家事使用人への災害補償責任及び労災保険法等の適用(①)

3　暫定任意適用事業について(①)

4　特別加入制度について

－災害防止に関して特別加入団体に期待する役割(②)

－法令上に特別加入団体の要件や手続を明確化することについて(①)

**Ⅱ　給付関係**

1　遺族（補償）等年金について

－遺族（補償）等年金の趣旨・目的について(③)

－生計維持要件について(③)

－労働基準法の遺族補償との関係について(③)

－夫と妻との支給要件の差異(①)

－給付の期間について(①)

－特別加算について(②)

2　遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額について(①)

3　災害補償請求権、労災保険給付請求権に係る消滅時効について

－現行の時効期間に見直しは必要か(②)

－何らかの手当を行う場合に考え得る方法について(②)

－他の社会保険と異なる労災保険特有の事情があると考えられるか(②)

4　社会復帰促進等事業について

－社会復帰促進等事業の処分性について(①)

－特別支給金の保険給付化について(③)

－給付的な社復事業に係る不服申立てを労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることについて(①)

**Ⅲ　徴収等関係**

1　メリット制

－メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか(①)

－メリット収支率の算定対象は妥当か(③)

2　労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

－支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについて(①)

－メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することについて(①)

**おわりに**

※　①：研究会委員の意見が一致又は概ね一致したもの

②：委員の意見がまとまらなかったが、労使を含めてさらに議論すべきとされたもの

③：引き続き専門的見地から議論を行うことが必要とされたもの

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労災保険制度の具体的課題について①
## （適用関係その他）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 家事使用人

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 家事使用人に係る災害補償・労災保険適用について

## 現行制度

労災保険法は、労働基準法の適用対象である労働者を使用する事業を適用対象としている。労働基準法の適用がない家事使用人については、労災保険法の特別加入による補償を行っている。

## 論点

**① 仮に労働基準法が家事使用人に適用される場合には、使用者である私家庭の私人が同法に定める災害補償責任も負うことについて、どのように考えるか。また、労災保険法を強制適用することについてどのように考えるか。**

**② 労災保険法や徴収法を私家庭の私人に適用するに当たっては、履行確保の可能性、また私家庭の私人が負う保険関係の手続に係る事務負担の軽減も含めた、運用上の課題についてどのような対処が必要となるか。**

## 研究会中間報告書（抜粋）

家事使用人の保護を巡っては、家事使用人に対する補償の必要性は高い。家事使用人への労働基準法の適用については、労働政策審議会労働条件分科会で別途議論がなされているところであるが、仮に労働基準法が家事使用人に適用される場合には、使用者である私家庭の私人は同法に定める災害補償責任も負うことが適当であり、労災保険法を強制適用することが適当と考える。

その際、労災保険法や徴収法を私家庭の私人に適用するに当たっては、履行確保の可能性、また私家庭の私人が負う保険関係の手続に係る事務負担の軽減も含めて、運用上の課題を検討することが必要である。

# 「家事使用人」について

## 労働基準法、労災保険法の適用が除外されている「家事使用人」

○　「家事使用人」については労基法の適用除外とされており、この「家事使用人」とは、個人宅に出向き、私家庭において家事使用人を使用する私人と直接労働契約を結び、その指示のもと家事一般に従事する者のことをいう。ただし、法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者を含む。（労働基準関係法制研究会報告書（令和７年１月８日公表））。

**（参考）労働基準法**

（定義）
第９条　この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
（適用除外）
第116条　（略）
②　この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

「家事使用人の労働の態様は、各事業における労働とは相当異なったものであり、各事業に使用される場合と同一の労働条件で律するのは適当ではないため、これまで労働基準法の適用除外とされてきた。」（厚生労働省労働基準局編「令和３年版 労働基準法　下-労働法コンメンタール3-」Ｐ1158）

○　労災保険法は、労基法の適用対象である労働者を使用する事業を適用対象としている。
○　労基法の適用がない家事使用人については、労災保険法の特別加入による補償を行っている。

**（参考）労災保険法**

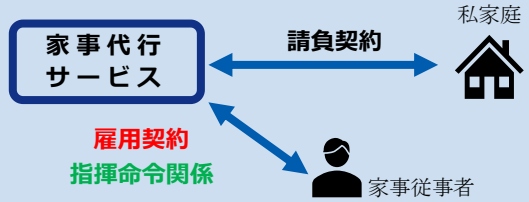
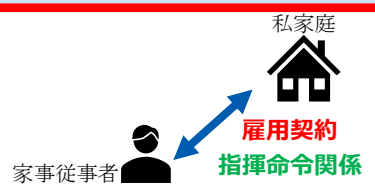
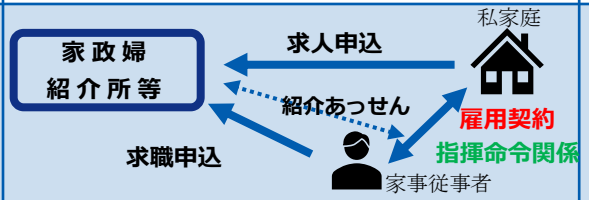
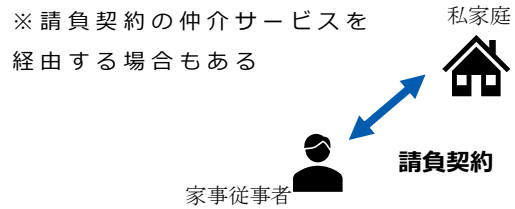
第３条　この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

「明文の規定はないが、・・・本法の業務災害に関する保険給付は労基法に規定する災害補償の事由が生じた場合にこれを行う旨定めていること、また本法が労基法と時を同じくして同法に規定する災害補償の裏付けをする制度として発足した経緯等から、労基法に規定する「労働者」と同一のものをいうと解される」
（厚生労働省労働基準局労災管理課編　「八訂新版　労働者災害補償保険法　労働法コンメンタール５－」Ｐ87）

事業とは、企業を指すものではなく、工場、鉱山、事務所のごとく、経営組織として独立性をもった最小単位の経営体（Betrieb）をいい、一定の場所において一定の組織の下に有機的に相関連して行われる作業の一体と認めることができれば、これを事業として扱うこととしている。（昭22年９月11日付基発第36号）

# 家事サービスの提供形態と労働基準法・労災保険法の適用関係

○　家事使用人については、これまで労基法の適用除外とされてきたが、今般、労働基準関係法制研究会でとりまとめられた報告書（令和７年１月８日公表）において、労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべきとされた。

| 類型 | | 関係図 | 労基法の適用 | 労災保険法の適用 |
|---|---|---|---|---|
| 家事代行サービス事業者（雇用） | |  | ○ | ○ |
| 家事使用人（私家庭に雇用） | 私家庭と直接契約 |  | × | ×（特別加入可） |
| | 職業紹介経由で契約 |  | × | ×（特別加入可） |
| 家事代行サービス事業者（個人請負） | |  | × | ×（特別加入可） |

※ その他、派遣元事業主と私家庭の労働者派遣契約に基づき、派遣元事業主と雇用関係にある派遣労働者が私家庭に派遣され、私家庭の指揮命令によって業務に従事するケースもあり得る。

**労働基準関係法制研究会報告書（令和７年１月８日公表）の概要**

○　現在では、住み込みの使用人という働き方をする家事使用人は減少しており、実質的な働き方が、一般的な労働者とほとんど変わらなくなってきたこと等から、**家事使用人のみを特別視して労働基準法を適用除外すべき事情は乏しくなってきた**。

○　家事使用人に対して労働基準法を全面的に適用除外する現行の規定を見直し、**公法的規制については、私家庭に対する適用であることも踏まえて、実態に合わせて検討すること**が考えられる。

○　私家庭において家事使用人を使用する**私人に対して使用者責任を負わせ、私家庭内に国家的な監督・規制を及ぼすことの是非や、どのようにその履行を確保するかなど課題も多く、慎重な検討が必要**である。

○　上記を踏まえ、**家事使用人に対して労働基準法やそれ以外の労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべき**である。

# 労働保険徴収法と労災保険法に規定する事業主の責任

## 1．労働保険徴収法に規定する事業主の責任

| | |
|---|---|
| 保険関係の成立の届出等 | ○適用事業の事業主は、事業が開始された日に労災保険の保険関係が成立し、保険関係が成立した日から10日以内に事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。（徴収法第４条の２） |
| 概算保険料・確定保険料の申告・納付<br>【年度更新】 | ○事業主は、毎保険年度６月１日から40日以内に当該保険年度に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料（概算保険料）を納付しなければならない。（徴収法第15条第１項）<br>○事業主は、毎保険年度６月１日から40日以内に前保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料（確定保険料）を申告し、上記で納付した概算保険料が確定保険料の額に満たない場合はその不足額を納付しなければならない。（徴収法第19条第１項及び第３項） |
| 未納付の保険料・追徴金の納付 | ○未納付の保険料がある場合には、政府は納付すべき労働保険料額を事業主に通知し、事業主は通知から15日以内に当該労働保険料及び追徴金を納付しなければならない（徴収法第15条第４項、第19条第５項及び第21条第１項） |

**◆徴収法の規定による徴収金（労働保険料、追徴金等）の納付をしない者に対して、政府は督促及び滞納処分を行う。（徴収法第27条）**

**◆督促による納期限の翌日からその完納又は財産差押えの前日までの期間の日数に応じ、政府は延滞金を徴収する。(徴収法第28条１項)**

## 2．労災保険法に規定する事業主の責任

| | |
|---|---|
| 事業主からの費用徴収 | ○政府は、次のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度において、保険給付に要した費用の金額の全部又は一部を事業主から徴収できる。（労災保険法第31条第１項）<br>・事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立の届出をしていない期間中に生じた事故<br>・事業主が一般保険料を納付しない期間（督促状に指定する期限後の期間に限る）中に生じた事故<br>・事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故 |
| **その他の関連する義務** | |
| 使用者の報告・出頭 | ○行政庁は、労働者を使用する者に対して、この法律の施行に関し、必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。（労災保険法第46条） |
| 立入検査 | ○行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。（労災保険法第48条第１項） |

**◆上記の規定（その他の関連する義務）に反し、報告せず若しくは虚偽の報告等をした場合、または当該職員の質問に対して答弁せず若しくは検査の拒否等を行った場合は、６か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（労災保険法第51条）**

# 家事使用人に係る業務上災害の状況

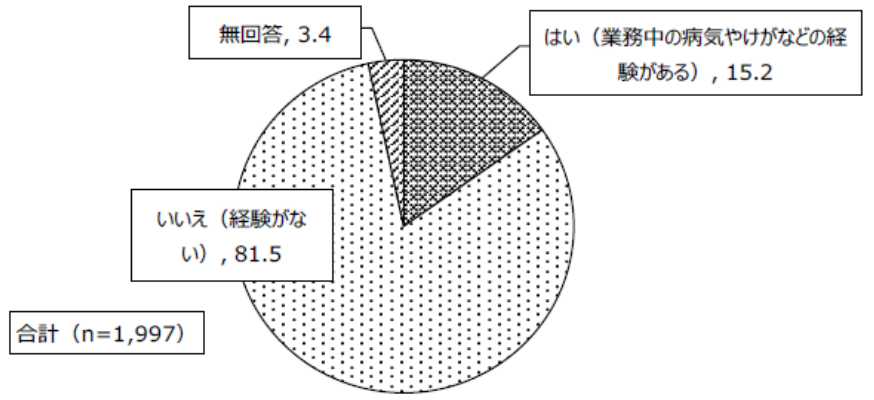
2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によれば、

○「（通勤時間を含め）業務中に病気やけがなどをした経験があるか」について**「はい（業務中の病気やけがなどの経験がある）」と回答した者は15.2%。**

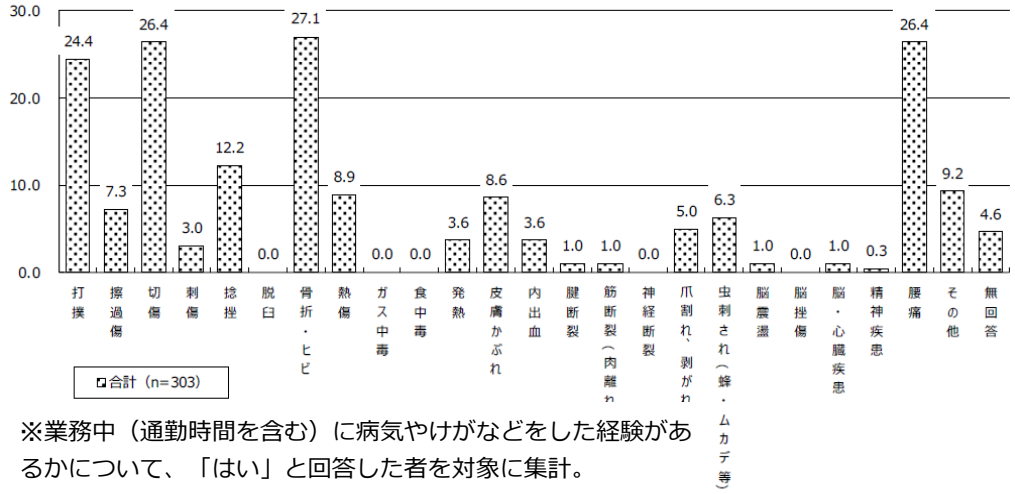
○それらの者のうち「病気やけがなどの内容」（複数回答）は、「骨折・ヒビ」（27.1%）、「切傷」（26.4%）、「腰痛」(26.4%)、「打撲」(24.4%)が他と比べ高い割合となっている。

○「けがの発生時点」（複数回答）は、「掃除中」(29.7%)が最も高く、次いで「通勤時」(23.8%)、「調理中」(18.8%)などとなっている。

**（通勤時間を含め）業務中に病気やけがなどをした経験があるか**
**（SA、単位＝%）**

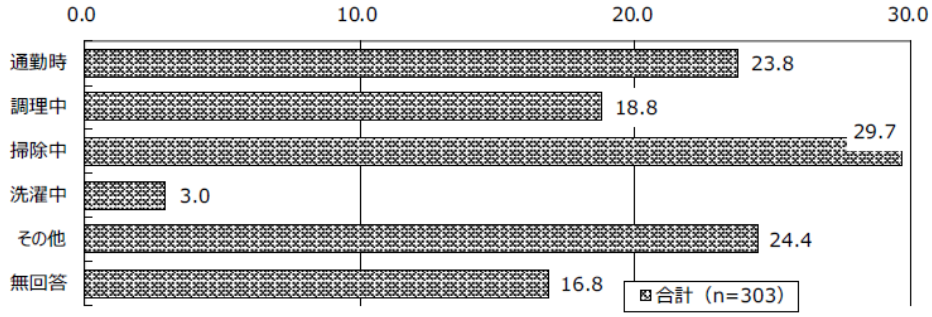



**業務中に経験した病気やけがなどの内容（ＭＡ、単位＝%）**




※業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるかについて、「はい」と回答した者を対象に集計。

**業務中に経験したけがの発生時点（MA、単位＝%）**




※業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるかについて、「はい」と回答した者を対象に集計。

（出典）労働政策研究・研修機構『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』（2023年）　図表7-1、図表7-３、図表7-4

# 家事使用人に係る特別加入の状況・業務上災害の補償状況について

**＜特別加入の状況＞**

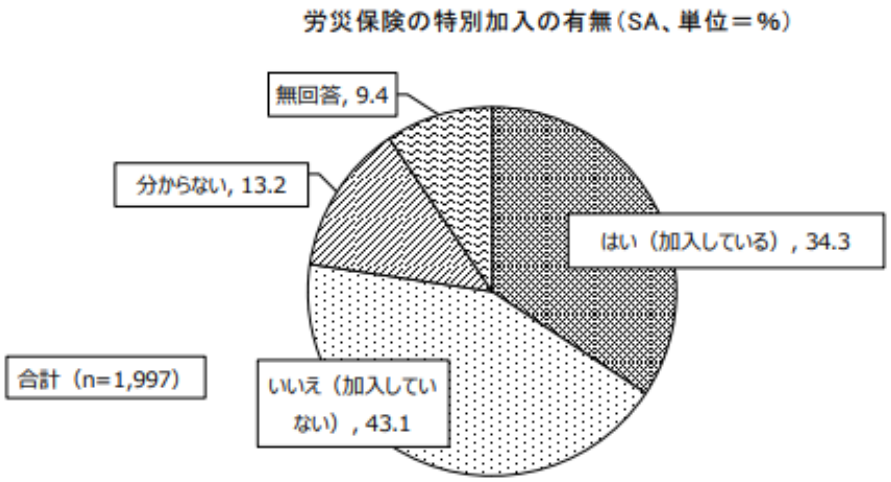
○　「労働者災害補償保険事業年報（以下「年報」）」によると、「介護作業従事者及び家事支援従事者」として特別加入している者は、令和５年度で1,714人（令和４年度1,848人）となっている。

○　2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によると、労災保険に特別加入している割合は34.3%。

**＜業務上災害・通勤災害の補償状況＞**

○　業務上災害・通勤災害の補償状況に関しては、年報によると、「介護作業従事者及び家事支援従事者」について「療養補償給付」「休業補償給付」「障害補償一時金」「年金等給付」の給付実績が見受けられる。

＜特別加入の状況＞




（出典）労働政策研究・研修機構
『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』
（2023年）図表8-1

＜業務上災害・通勤災害の補償状況＞

| 給付の種類 | 実績（支給件数） |
|---|---|
| **療養補償給付** | 令和４年度　152件<br>令和５年度　74件 |
| **休業補償給付** | 令和４年度　16件<br>令和５年度　22件 |
| **障害補償一時金** | 令和４年度　１件<br>令和５年度　０件 |
| **年金等給付** | 令和４年度　20件<br>令和５年度　18件 |

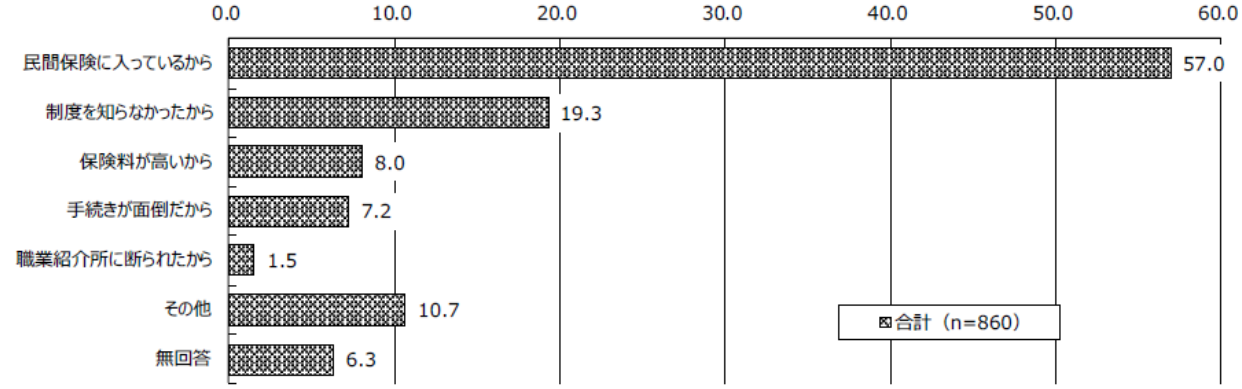
（出典）厚生労働省労働基準局
『令和５年度労働者災害補償保険事業年報』
『令和４年度労働者災害補償保険事業年報』

# 労災保険に特別加入しない理由と民間保険の加入状況

2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によれば、

○　労災保険に特別加入していない理由として最も多いのは「民間保険に入っているから」（57.0%）、次いで「制度を知らなかったから」（19.3%）となっている。

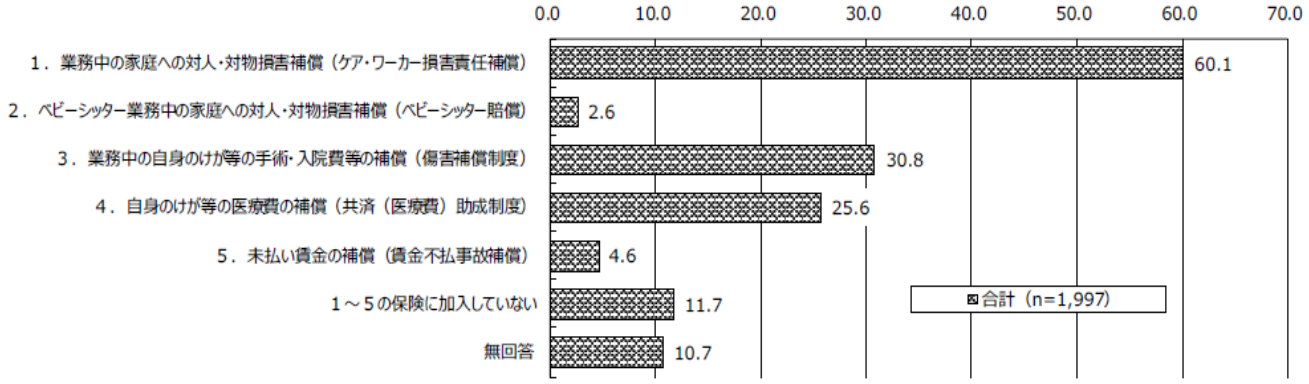
**労災保険に特別加入していない理由（労災保険特別加入をしていない者対象）（MA、単位＝%）**




※設問「労災保険（国が運営する社会保険制度の1つ）に特別加入しているか」で、「いいえ」と回答した者を対象に集計。

○　民間保険のうち「業務中の自身のけが等の手術・入院費等の補償（傷害補償制度）」に加入しているものは30.8%、「自身のけが等の医療費の補償（共済（医療費）助成制度）」に加入しているものは25.6%となっている。

**民間保険加入状況（MA、単位＝%）**



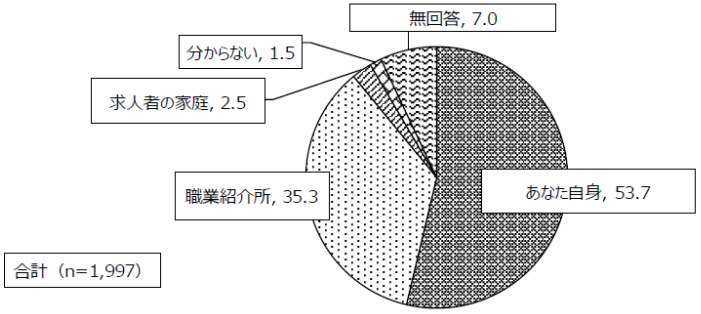

（出典）労働政策研究・研修機構 『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』 （2023年）図表8-2、図表8-4

# 家事使用人に係る保険料の負担

○　2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によると、一般に本人が負担している特別加入の保険料について、「職業紹介所」が負担していると認識している者は35.3%であった。

労災保険特別加入の保険料は誰が負担しているかに対する認識（労災保険特別加入をしている者対象）

（SA、単位＝%）

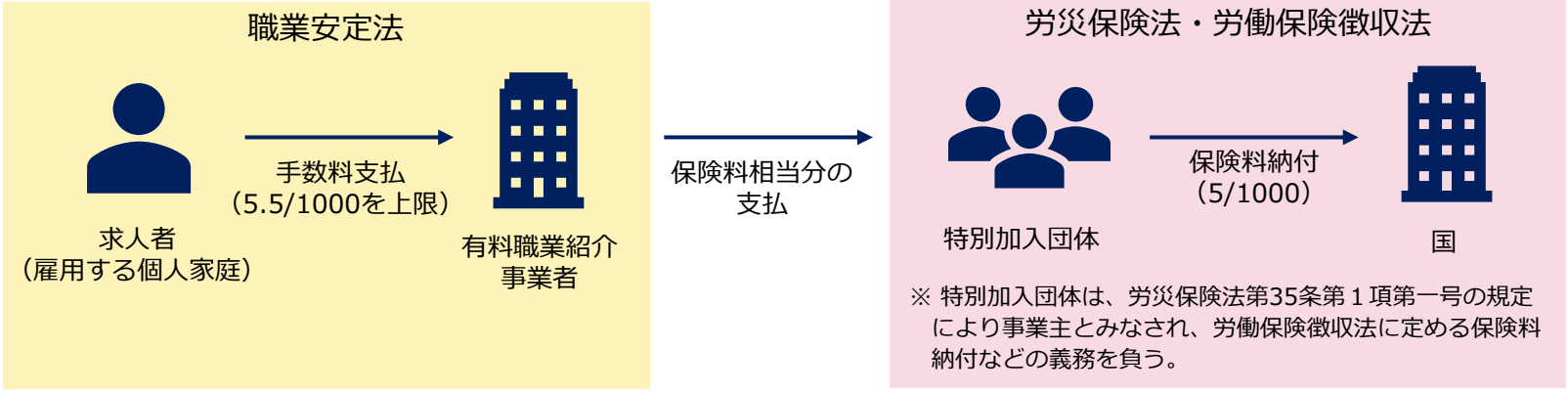



※設問「労災保険（国が運営する社会保険制度の1つ）に特別加入しているか」で、「はい」と回答した者を対象に集計。

（出典）労働政策研究・研修機構
『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』（2023年）図表8-3

○　家事使用人については、職業安定法及び同施行規則により、有料職業紹介事業者が求人者（雇用する個人家庭）から特別加入の保険料に充てるべきものを別途徴収できることとなっている。
○　これは有料職業紹介事業者に求職登録されている家事使用人については、職業紹介により個人家庭に雇用されるものであり、労基法の適用は除外されているが、雇用主である個人家庭から特別加入の保険料に充てるべきものを徴収できるよう措置を講じたもの。

<イメージ>



# 家事使用人に係る保険料の負担（職業安定法等の規定）

**○職業安定法（昭和22年法律第141号）**

（手数料）

**第32条の３**　第30条第１項の許可を受けた者（以下「有料職業紹介事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一　職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二　あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徴収する場合

**○職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）**

（法第32条の３に関する事項）

**第20条**　法第32条の３第１項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表に定めるところによる。

２～３（略）

４　有料職業紹介事業者は、法第32条の３第１項第二号に規定する手数料表に基づき手数料を徴収する場合であつて、その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の18第五号の作業に従事する者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第２項第三号の第２種特別加入保険料（以下この項及び別表において「第２種特別加入保険料」という。）に充てるべきものを徴収しようとするときは、当該手数料表において、第２種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料の額を定めるものとし、この場合において、当該手数料の額は、当該従事する者に支払われた賃金額の1000分の5.5に相当する額以下としなければならない。

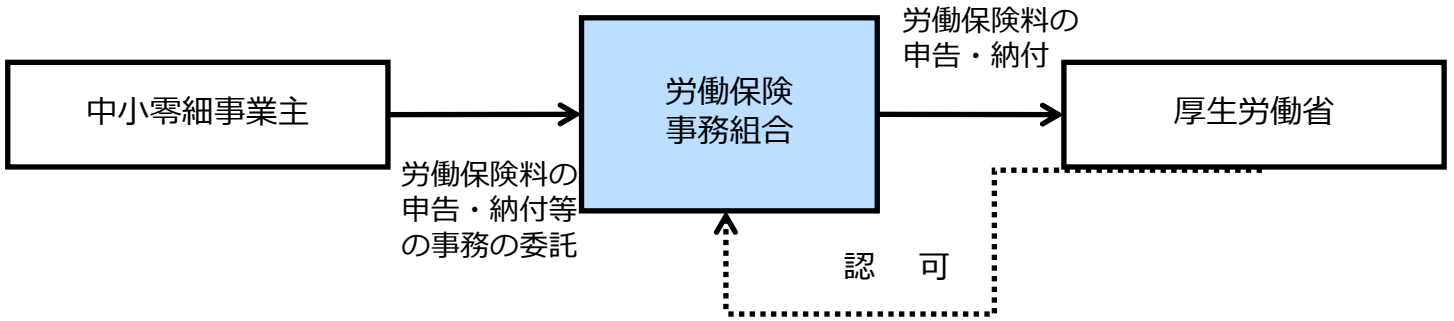
別表抜粋（第20条関係）

| 種類 | 手数料の最高額 | 徴収方法 |
|---|---|---|
| 第２種特別加入保険料に充てるべき手数料 | 支払われた賃金額の1000分の5.5に相当する額 | 徴収の基礎となる賃金が支払われた日以降求人者から徴収する。 |

# （参考）労働保険事務組合

○　労働保険事務組合制度：
中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体（商工会、事業協同組合等）に委託できる制度

＜参考＞
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
第33条第１項
　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。




（令和６年度末実績）

| | |
|---|---|
| 事務組合数 | ８，９０１組合 |
| 委託事業数 | 約１４０万事業（全適用事業場に占める割合：４０.７％） |

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 特別加入制度

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 特別加入制度について

## 現行制度

特別加入団体として承認を受けるためには、通知で定める要件を満たす必要があるが、この点、令和３年４月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックを超えて事務処理を行うことを認めているほか、令和６年に特定フリーランス事業が特別加入の対象に追加された際、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については加入者に対する災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加されている。

## 論点

**①　特別加入団体の承認や取消しの要件について、特別加入団体の性質を明らかにする上でも法令上に明記しておくことについてどのように考えるか。また、承認の取消し（保険関係の消滅）に直結することは特別加入者に対して大きな影響をもたらすことから、承認の取消し等に先だって、改善を要求する等、段階的な手続を設けることについてどのように考えるか。**

**②　特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、災害防止のための教育の結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加されているところ、他の団体にも同様に災害防止措置に関わる役割や要件を求めることについてどのように考えるか。また、災害防止措置に関わる役割や要件を求めるに当たっては、法令的根拠を設けることについてどのように考えるか。**

## 研究会中間報告書（抜粋）

特別加入団体の在り方について検討してきたが、特別加入団体が災害防止の取組を担うことができるのか、また、それを義務付けるべきかとの点については、本研究会において複数の意見が見られた。

既に特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、災害防止のための教育の結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加され、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においても、委員より、他の団体にも同様の要件を課すことについて意見が示されている。今後、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

（中略）特別加入団体の承認や取消しの要件については、特別加入団体の性質を明らかにする上でも法令上に明記しておくことが適当と考える。

その際、承認の取消し（保険関係の消滅）に直結することは特別加入者に対して大きな影響をもたらすことから、承認の取消し等に先だって、改善を要求する等、段階的な手続を設けることが必要である。また、仮に、特別加入団体に災害防止措置に関わる役割や要件を求めるのであれば、法令的根拠を設けることが必要である。

# 特別加入制度について

## 趣旨

○　特別加入制度は以下のような趣旨で創設され、第１種（中小事業主等）、第２種（一人親方その他の自営業者・特定作業従事者）及び第３種（海外派遣労働者）の３類型がある。

「業務災害」を保険事故とする労災保険においては、業務の実態、災害の発生状況などからみて労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対しては、業務災害という概念をいわば準用して、労災保険の保険技術的なしくみを供与し、保護を及ぼすことも、制度本来の建前を損なわない限度において可能であり、またその可能性を活用して中小企業の加入促進に役立てることもできるわけで、この趣旨から今次法改正により、労働者以外の一定の者にも保険加入の途をひらく特別加入の制度が新設された。
（労働省労災補償部編「新 労災保険法」昭和41年10月p.454）

○　このうち、第２種特別加入については、労働政策審議会建議（令和元年12月23日第83回労災保険部会）において、「昭和 40 年当時にはなかった新たな仕事（例えばＩＴ関係など）が創設され・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされたこと等を踏まえ、特別加入制度の対象を拡大してきた。

## 近年の特別加入対象となった事業又は作業　※日付は施行日

令和３年４月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- 芸能従事者及びアニメーション制作従事者
- 柔道整復師及び創業支援措置に基づく事業を行う高年齢者

令和３年９月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- 自転車配達員
- 情報処理に係る作業

令和４年４月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師

令和４年７月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- 歯科技工士

令和６年11月１日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加
- 特定フリーランス事業（※）

**（参考）昭和40年の特別加入制度成立時における対象業種**

○労災保険法施行規則施行規則の一部を改正する省令（昭和40年労働省令第18号）

第46条の17　法第34条の11第３号の労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。
- 一　自動車を使用して行なう旅客又は貨物の運送の事業
- 二　建設の事業
- 三　漁船による水産動植物の採捕の事業

第46条の18　法第34条の11第５号の労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。
- 一　農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、労働大臣が定める種類の機械を使用するもの
- 二　職業安定法（昭和22年法律第141号）第26条第１項第３号の訓練として行なわれる作業

（※）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する特定受託事業者が同条第５項に規定する業務委託事業者から同条第３項に規定する業務委託を受けて行う事業又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって、他に特別加入可能な事業または作業を除くもの。
（令和６年４月26日付基発0426第２号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

# 特別加入制度について

## 対象者

**①　第１種：中小事業主等**

**②　第２種：**

**○次の事業に従事する者（一人親方その他の自営業者）**

労災則第46条の17で定める事業

○タクシー業、貨物運送業及び自転車による貨物運送の業等　○建設業

○漁船による水産動植物の採補の事業　○植林、伐採、木炭製造等を行う林業　○医薬品の配置販売の事業

○廃品回収業、再生資源取扱業　○船員法第１条に規定する船員が行う事業

○柔道整復師が行う事業　○創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業

○あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業　○歯科技工士が行う事業

○特定フリーランス事業（他の第２種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

**○次の作業に従事する者（特定作業従事者）**

労災則第46条の18で定める作業

○一定規模の農業の事業場において行う危険有害な農作業　○特定の農業機械を用いる一定範囲の農作業

○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業

○危険有害な作業に従事する家内労働者等が行う作業（プレス機械を使う加工作業等の特定のもの）

○労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、団体交渉等の労働組合等の活動に係る作業

○介護関係業務に係る作業及び家事支援作業　○芸能の提供の作業または演出・企画の作業

○アニメーションの制作作業　○情報処理システムの設計、開発、管理、監査その他の情報処理に係る作業

**③　第３種：海外派遣者**

**（参考）労災則第46条の17で定める事業と同規則第46条の18で定める作業の考え方について**

○　労災則第46条の17で定める事業を行う一人親方等と同規則第46条の18で定める作業を行う特定作業は、業法等によって事業の範囲を明確にできるものを一人親方等に位置づけ、必ずしも事業の範囲が明確でないものは特定作業に位置づけている。なお、コンメンタールでは以下のように記載されている。

一人親方などの自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者については、その業務の危険度、業務の範囲を明確に特定できるか（業務災害の認定など保険関係の適用処理の技術的可能性）の観点から、特別加入できる事業が定められたものである。

また、特定作業従事者については、農業の機械化に伴う業務災害の増加傾向に鑑み、特に災害発生の危険性が高い一定の農作業の従事する者に特別加入の道を開くとともに、労基法上の労働者ではないが、その作業の実態、災害の発生状況などから一般労働者と同様に取り扱うとが妥当と考えられる職場適応訓練生及び事業主団体等委託訓練生や、危険有害な作業に従事する家内労働者、労働組合等の常勤役員についても、特別加入することができることにしたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法−労働法コンメンタール５−」 p 622）

# （参照条文）第２種特別加入について

**【労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）】**

第33条　次の各号に掲げる者（第2号、第4号及び第5号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一・二　（略）

三　厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者

四　前号の者が行う事業に従事する者

五　厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

六・七　（略）

**【労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）】**

第46条の17　**法第33条第3号の厚生労働省令で定める種類の事業**は、次のとおりとする。

一　自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業

二　土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

三　漁船による水産動植物の採捕の事業（七に掲げる事業を除く。）

四　林業の事業

五　医薬品の配置販売の事業

六　再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業

七　船員法第1条に規定する船員が行う事業

八　柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条に規定する柔道整復師が行う事業

九　高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

十　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業

十一　歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条に規定する歯科技工士が行う事業

十二　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第1項に規定する特定受託事業者（以下「特定受託事業者」という。）が同条第5項に規定する業務委託事業者（以下単に「業務委託事業者」という。）から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業（以下「特定受託事業」という。）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

第46条の18　**法第33条第5号の厚生労働省令で定める種類の作業**は、次のとおりとする。

一　農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業

イ　厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの

（1）　動力により駆動される機械を使用する作業

（2）　高さが2メートル以上の箇所における作業

（次ページに続く）

# （参照条文）第2種特別加入について

（3） 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6第7号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業
（4） 農薬の散布の作業
（5） 牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

二 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち次に掲げるもの

イ 求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業

ロ 求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であつて事業主又は事業主の団体に委託されるもの（厚生労働大臣が定めるものに限る。）として行われる作業

三 家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項の家内労働者又は同条第四項の補助者が行う作業のうち次に掲げるもの

イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シヤー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であつて、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコツクの製造又は加工に係るもの

ハ 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤若しくは有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第1条第1項第2号の有機溶剤含有物又は特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第2条第1項第3号の3の特別有機溶剤等を用いて行う作業であつて、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞄かばん、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミツト又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの

ニ じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項第3号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第4第6号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉ゆう薬を用いて行う施釉ゆう若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉ゆう若しくは絵付けを行つた物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの

ホ 動力により駆動される合糸機、撚ねん糸機又は織機を使用して行う作業

ヘ 木工機械を使用して行う作業であつて、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

四 労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働大臣が定めるもの（常時労働者を使用するものを除く。以下この号において「労働組合等」という。）の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であつて、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの（当該作業に必要な移動を含む。）

五 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

ロ 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為

六 放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

七 アニメーシヨンの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

八 情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理若しくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページの設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

# 特別加入制度について

## 現状

○　第２種特別加入については、一人親方等又は特定作業従事者の団体（以下「特別加入団体」という。）を事業主としてみなして労災保険を適用している。

＜労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）＞

第35条　**第33条第３号に掲げる者の団体又は同条第５号に掲げる者の団体**が、当該団体の構成員である同条第３号に掲げる者及びその者に係る同条第４号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第５号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第３章第１節から第３節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第１節から第２節の２まで）、第３章の２及び徴収法第２章から第６章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　**当該団体**は、第３条第１項の適用事業及び**その事業主とみなす**。

二　（略）

三　当該団体に係る第33条第３号から第５号までに掲げる者は、第１号の適用事業に使用される**労働者とみなす**。

四～七　（略）

②～⑤　（略）

○　特別加入団体については、労災則第46条の23第２項に基づき、**業務災害防止に関して講ずべき措置を定める等の義務**がある。これは、一般の労働者であれば、労働安全衛生法等に基づき、事業主が業務災害防止の措置を講ずるものとされているが、**一人親方等又は特定作業従事者は、一部の法令を除き業務災害防止の措置を義務付ける法令が存しないことから、一般の労働者との均衡を考慮して定められた**ものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編『八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール５-』ｐ669-670）

＜労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）＞

第46条の23　（略）

２　**法第35条第１項の申請をしようとする団体**（第46条の17第７号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第46条の18第３号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第33条第３号から第５号までに掲げる者の**業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない**。

# 特別加入団体の要件

## 現状

○　労災保険法第35条第1項の承認にあたっては、特別加入団体は下記５点の要件を満たす必要がある。（昭和40年11月１日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」）

ア　一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
イ　その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。
　その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
ウ　その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
エ　その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
オ　その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、通達の別表に定める区域に相当する区域（※）を超えないものであること。
※　例：東京都が主たる事務所の所在地である場合は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県。

## 最近の見直し

○　オの要件（地域要件）については、令和３年４月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックにおいて事務処理を認めることとし、事務処理区域の柔軟化を行った。
（令和３年３月９日付け基発0309第１号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

○　また、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、上記の要件に加え、下記4点も要件としている。

①　特別加入団体になろうとする者（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績を有していること。
②　全国を単位として特別加入事業を実施すること。その際には、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けること。
③　加入者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。
④　加入者に、適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。

# （参考）特別加入制度の状況

## ○中小事業主等

事業主数　…　６５万６４０人
家族従事者又は役員等数　…　４３万４，５４２人

| | 事業主数 | 家族従事者又は役員等数 |
|---|---|---|
| 林業 | 2,436人 | 987人 |
| 漁業 | 1,469人 | 1,057人 |
| 鉱業 | 274人 | 319人 |
| 建設事業 | 329,041人 | 131,829人 |
| 製造業 | 88,694人 | 91,205人 |
| 運輸業 | 10,760人 | 9,728人 |
| 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 152人 | 185人 |
| その他の事業 | 216,932人 | 198,449人 |
| 船舶所有者の事業 | 882人 | 783人 |

## ○一人親方等

加入者数　…　６３万７，２８７人
団体数　…　３，５３９団体

| | | |
|---|---|---|
| 個人タクシー・個人貨物運送業者 | 177団体 | 8,235人 |
| 建設業の一人親方 | 3,125団体 | 624,823人 |
| 漁船による自営漁業者 | 62団体 | 1,302人 |
| 林業の一人親方 | 110団体 | 1,869人 |
| 医薬品の配置販売業者 | 11団体 | 83人 |
| 再生資源取扱業者 | 21団体 | 326人 |
| 船員法第１条に規定する船員 | 18団体 | 70人 |
| 柔道整復師 | 6団体 | 101人 |
| 創業支援等措置 | 1団体 | 8人 |
| あん摩はりきゅう師 | 6団体 | 426人 |
| 歯科技工士 | 2団体 | 44人 |

## ○特定作業従事者

加入者数　…　９万９，５８５人
団体数　…　１，１５４団体

| | | |
|---|---|---|
| 危険有害な農作業 | | |
| 特定農作業 | 425団体 | 61,070人 |
| 指定農業機械作業 | 368団体 | 27,740人 |
| 訓練として行われる作業 | | |
| 職場適応訓練 | 38団体 | 156人 |
| 事業主団体等委託訓練 | 106団体 | 6,414人 |
| 家内労働 | | |
| 金属等の加工の作業 | 25団体 | 119人 |
| 洋食器・刃物等の加工の作業 | 4団体 | 23人 |
| 履物等の加工の作業 | 4団体 | 24人 |
| 陶磁器製造の作業 | 1団体 | 0人 |
| 動力機械による作業 | 7団体 | 40人 |
| 仏壇・食器の加工の作業 | 0団体 | 0人 |
| 労働組合等常勤役員が行う作業 | 3団体 | 45人 |
| 介護作業・家事支援作業 | 153団体 | 1,714人 |
| 芸能関係作業 | 14団体 | 1,909人 |
| アニメーション制作作業 | 1団体 | 32人 |
| ＩＴフリーランス | 5団体 | 299人 |

## ○海外派遣者

加入者数　…　８万２４１人
事業場数　…　９，８７１事業場

| | | |
|---|---|---|
| 技術協力（ＪＩＣＡ等） | 19事業場 | 1,883人 |
| 労働者 | 7,107事業場 | 71,346人 |
| 代表者等 | 2,745事業場 | 7,012人 |

**特別加入者数　合計：190万2,295人**
**（いずれも令和５年度末時点）**

# （参考）特別加入者の労災保険給付に係る新規受給状況（令和5年度実績）

**○中小事業主等**　新規受給者数　…　１万1,287人

**○一人親方等**　新規受給者数　…　１万4,373人

| | |
|---|---|
| 個人タクシー・個人貨物運送業者 | 246人 |
| 建設業の一人親方 | 13,832人 |
| 漁船による自営漁業者 | 128人 |
| 林業の一人親方 | 136人 |
| 医薬品の配置販売業者 | 2人 |
| 再生資源取扱業者 | 13人 |
| 船員法第１条に規定する船員 | 1人 |
| 柔道整復師 | 6人 |
| 創業支援等措置 | 2人 |
| あん摩はりきゅう師 | 6人 |
| 歯科技工士 | 1人 |

**○特定作業従事者**　新規受給者数　…　2,272人

| | |
|---|---|
| 危険有害な農作業 | |
| 特定農作業 | 1933人 |
| 指定農業機械作業 | 249人 |
| 訓練として行われる作業 | |
| 職場適応訓練 | 1人 |
| 事業主団体等委託訓練 | 5人 |
| 家内労働 | |
| 金属等の加工の作業 | 4人 |
| 洋食器・刃物等の加工の作業 | 1人 |
| 履物等の加工の作業 | 0人 |
| 陶磁器製造の作業 | 0人 |
| 動力機械による作業 | 0人 |
| 仏壇・食器の加工の作業 | 0人 |
| 労働組合等常勤役員が行う作業 | 3人 |
| 介護作業・家事支援作業 | 10人 |
| 芸能関係作業 | 65人 |
| アニメーション制作作業 | 0人 |
| ＩＴフリーランス | 1人 |

**○海外派遣者**　新規受給者数　…　31人

**（参考）特別加入団体が行う災害防止措置の実施事例**

○　業務災害防止措置に関する研修会を加入者に対して実施し、業務災害の予防方法や災害発生の現状等の講習を行う。

○　業務災害防止に資する内容のテキストや動画、メールマガジンを加入者に対して提供する。

○　災害防止措置に関して加入者が守るべき事項を定め、遵守を呼びかける。

# （参考）特別加入団体の災害防止に関する取組事例

特別加入団体の取組には、研修会やメールマガジン等により、労災保険の案内のほか、労災事故や不安全行動の事例紹介、事故防止対策の事例・規定の共有により加入者の意識啓発を図る等の取組が見られる。

## 業務災害防止措置に関する研修会の研修内容

**＜研修の内容＞**

○　一人親方等の安全衛生管理、建設業における労働災害発生の課題、災害発生の仕組み、統括安全衛生管理体制、安全衛生活動の進め方、リスクアセスメント等の災害防止について
○　直近１年間の労災事故の事例紹介、労働安全ビデオの上映、建設現場での不安全行動について
○　芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について・事例共有・規程の確認等
○　労働組合活動における安全衛生対策について
○　メンタルヘルス維持講習

**＜研修の形式＞**

○　特別加入の加入時に動画視聴を義務付けし、LINEの公式アカウントにて双方向の質疑応答を実施
○　施術所内における危険の把握について、各地域を訪問して個別研修を実施　等

## 業務災害防止に資する内容のメールマガジン等の内容

○　コロナ対策、労災保険の使い方、健康コラムについて
○　労災病院のかかり方、健康コラム、メンタルケアについて
○　事故発生届の書き方、コロナ対策、メンタルケアについて

（注）厚生労働省労働基準局労災管理課調べ。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 社会復帰促進等事業

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 社会復帰促進等事業について

## 現行制度

給付的な社会復帰促進等事業（以下「社復事業」という。）の処分性について、労災就学援護費と同様の性質を有する給付的な社復事業については、局長通知により処分性があるものとして取り扱われている一方、特別支給金については、処分性がないものとして取り扱われている。

労災保険法に基づく処分のうち、保険給付に係る決定に対する不服申立てについては、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）によることとされ、不服申立ての一般法である行政不服審査法（以下「行審法」という。）の手続の一部が適用除外されている一方、社復事業による労働者やその家族への給付に対する不服申立てについては、このような規定はなく、行審法によることとなっている。

## 論点

**①　社復事業として実施されている労働者やその家族に対する給付について、従来は処分性が認められてこなかった特別支給金も含めて処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることについてどのように考えるか。**

**②　労働者等に対する給付的な社復事業に対する不服申立てについては、保険給付と同様に労審法の対象とすることについてどのように考えるか。**

## 研究会中間報告書（抜粋）

社復事業として実施される労働者やその家族に対する給付については、従来は処分性が認められなかった特別支給金も含めて処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることが適当と考える。

（中略）労働者等に対する給付的な社復事業に対する不服申立てについては、国民のわかりやすさや利便性の観点から、保険給付と同様に労審法の対象とすることが適当と考える。

# 保険給付と社会復帰促進等事業の給付との関係

## 制度概要・経緯

○　労災保険制度では、被災労働者等への保険給付に加え、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることを目的に（第１条）、「社会復帰促進等事業」（第29条）を実施している。

○　現在の社会復帰促進等事業の前身である「労働福祉事業」は、労働基準法等に定められている事業主責任の履行の促進に資する事業として創設されたが、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等において、特別会計改革の一環として「廃止も含め徹底的な見直し」を行うことされ、労働福祉事業見直し検討会（平成18年）に於ける検討を経て、事業の位置づけを以下のとおり整理した。

（１）被災労働者の社会復帰を促進するために必要な事業
（２）被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
（３）保険給付事業の健全な運営のために必要な事業（労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業）

なお、この際、従来、「労働条件確保事業」とされた事業のうち、未払賃金立替払事業については（３）の事業と位置づけられた。

○　上記を踏まえた平成19年改正において、名称を「労働福祉事業」から「社会復帰促進等事業」に改めた。

（参考）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第29条　政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一　療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二　被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三　業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

| 事業の種類 | 保険給付との関係 | 具体的な事業<br>※下線は支給対象者が被災労働者や家族・遺族以外の事業 |
|---|---|---|
| **社会復帰を促進するために必要な事業　（法29条１項１号）** | **給付事業と一体的に行われるべきもの** | 義肢等補装具費、外科後処置、アフターケア及び通院費、労災はり・きゅう特別援護措置、振動障害社会復帰援護金、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護、（独）健安機構運営費、CO中毒患者に係る特別対策事業、労災疾病臨床研究事業費補助金 |
| **被災労働者及び遺族の援護を図るために必要な事業　（法29条１項２号）** | **災害補償給付を補完するもの** | 労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金、CO特措法に基づく介護料、<br>特別支給金（特別支給一時金、ボーナス特別支給金）<br>労災ケアサポート事業経費、労災診療被災労働者援護事業補助事業費 |
| **労働者の安全及び衛生の確保の事業　（法29条１項３号）** | **保険給付を抑制し、保険給付事業の適正な運営に資するもの** | 未払賃金立替払事務実施費<br>過労死等防止対策推進経費、安全衛生啓発指導等経費、職業病予防対策の推進、じん肺等対策事業、職場における受動喫煙対策事業　等 |

# 社会復帰促進等事業の給付に係る審査請求の在り方

## 1．社会復帰促進等事業の処分性について

○　平成15年の判決（下記参照）を踏まえ、**労災就学援護費と同様の性質を有するとされる社会復帰促進等事業については、処分性があるものとされた**。（平成22年12月27日付け基発1227第1号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」、平成26年７月10日付け基発0710第５号「「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」の一部改正について」）

○　また、社会復帰促進等事業に係る審査請求に対する行政不服審査会の答申（平成29年度答申第28号）等において、処分性のある社会復帰促進等事業の実施について厚生労働省令で定める必要がある旨の指摘がなされたことを踏まえ、**上記通達において処分性があると整理されている社会復帰促進等事業については、令和２年に労災則に規定が設けられた**（令和２年厚生労働省令第70号）。

## 2．労災就学援護費に関する判例

○　従来、社会復帰促進等事業は保険給付とは異なり処分性がないものと取り扱ってきたが、平成15年の最高裁判決によって社会復帰促進等事業の一つである労災就学援護費に処分性があると判決がなされた。

**【最高裁判所平成15年９月４日（平成11年（行ヒ）第99号）（抄）】**

法23条１項２号は，政府は，労働福祉事業として，遺族の就学の援護等，被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができると規定し，同条２項は，労働福祉事業の実施に関して必要な基準は労働省令で定めると規定している。これを受けて，労働省令である労働者災害補償保険法施行規則（平成12年労働省令第２号による改正前のもの）１条３項は，労災就学援護費の支給に関する事務は，事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。そして，**「労災就学援護費の支給について」と題する労働省労働基準局長通達（昭和45年10月27日基発第774号）は，労災就学援護費は法23条の労働福祉事業として設けられたものであることを明らかにした上，その別添「労災就学等援護費支給要綱」において，労災就学援護費の支給対象者，支給額，支給期間，欠格事由，支給手続等を定めており，所定の要件を具備する者に対し，所定額の労災就学援護費を支給すること，労災就学援護費の支給を受けようとする者は，労災就学等援護費支給申請書を業務災害に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならず，同署長は，同申請書を受け取ったときは，支給，不支給等を決定し，その旨を申請者に通知しなければならない**こととされている。

このような労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば，法は，労働者が業務災害等を被った場合に，政府が，法第３章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために，労働福祉事業として，保険給付と同様の手続により，被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。そして，被災労働者又はその遺族は，**上記のとおり，所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが，具体的に支給を受けるためには，労働基準監督署長に申請し，所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならず，労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するもの**といわなければならない。

そうすると，**労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は，法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり，被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから，抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる**ものと解するのが相当である。

# ３．労働者等向けの社会復帰促進等事業の現状

執行額・支給件数はＲ４年度実績

| | 制度名<br>◎は処分性があるとされているもの。 | 概要 | 執行額<br>(百万円) | 支給実績 |
|---|---|---|---|---|
| ◎ | **義肢等補装具費**（労災則第25条） | 義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。 | 3,324 | (実人員)<br>義肢:4,741人<br>旅費:93人 |
| ◎ | **外科後処置**（労災則第26条） | 外科後処置により障害（補償）等給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの | 28 | (実人員)<br>処置:65人<br>旅費:6人 |
| ◎ | **アフターケア**（労災則第28条）、**アフターケア通院費**（労災則第29条） | 症状固定後も後遺症状の程度に増減又は変動がある場合のほか、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 | 2,932 | アフターケア:<br>355,654件<br>通院費:<br>6,528件 |
| ◎ | **労災はり・きゆう施術特別援護措置**（労災則第27条）、**振動障害者社会復帰援護金**（労災則第30条）、**頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護（労災則第31条）** | 振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 | 290 | はり・きゅう:<br>145件<br>振動障害:<br>227件<br>頭頸部:０件 |
| ◎ | **労災就学援護費**（労災則第33条）、**労災就労保育援護費**（労災則第34条） | 労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。 | 2,061 | (受給対象者数)<br>就学援護:<br>7,262人<br>就労保育:<br>266人 |
| ◎ | **休業補償特別援護金**（労災則第35条） | 労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業３日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償３日分相当額を支給する。 | 1 | 30件 |
| ◎ | **長期家族介護者援護金**（労災則第36条） | 要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給する。 | 47 | 47件 |
| | **特別支給金（特別支給一時金）、特別支給金（ボーナス特別支給金）**（特支金則） | 被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして特別支給金を支給している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。 | 87,958 | 1,465,525件 |
| | **一酸化炭素中毒特措法に基づく介護料支給費**（同規則） | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。 | 5 | (実人員)<br>11人 |

# 社会復帰促進等事業の給付（対労働者）に係る審査請求について

## 1．現状

○　労災保険法に基づく処分のうち、保険給付に関する決定については、行政不服審査法に基づく審査請求ではなく、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）に基づく審査請求及び再審査請求をすることとされている。（労災保険法第38条）

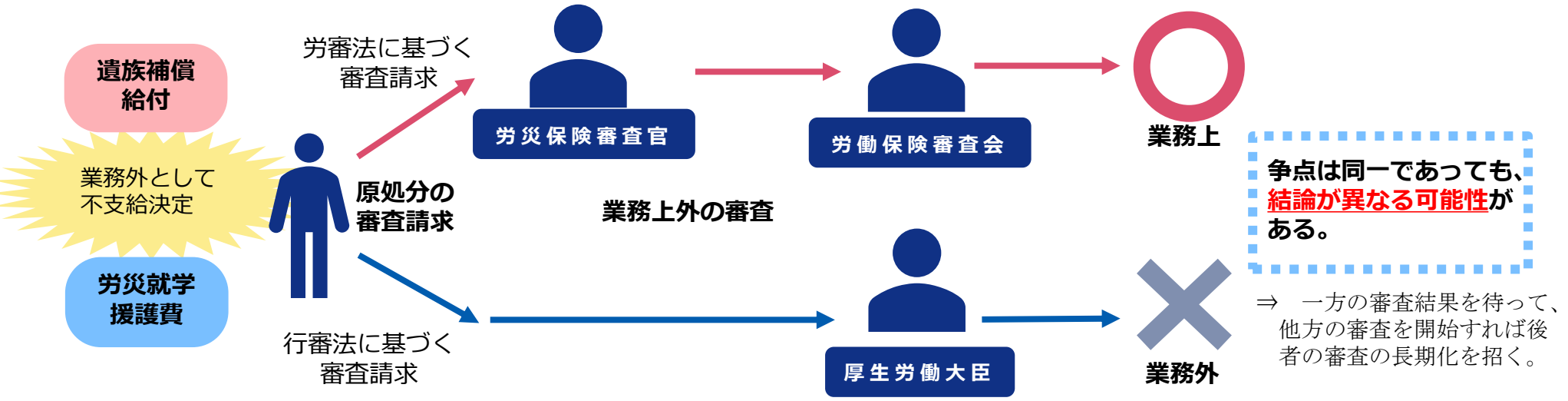
## 2．課題

○　労災保険給付に係る業務上外の判断など、保険給付と社会復帰促進等事業の給付に共通する同一事案に係る同一の争点について、異なる組織で、異なる判断がなされ得る。**仮に一方が棄却となり、一方が認容となれば、行政実務上の矛盾が生じかねない。**

（※）このような事例について、保険給付に係る審査請求又は再審査請求の裁決を待って社会復帰促進等事業に係る審査を進めるという対応をとれば、裁決までの期間が長期化する結果となる。

○　労災保険給付と社会復帰促進等事業の給付は、密接に関連した給付であるにも関わらず、審査請求先が異なることで双方の連動した審査を速やかに行うことが困難となっている。

## 具体例：業務外を理由として遺族補償給付及び労災就学援護費が不支給決定された場合に想定される課題



# 社会復帰促進等事業の給付（対労働者）に係る審査請求について

## 総務省の答申

○　現行の社会復帰促進等事業に係る審査請求の在り方については、総務省行政不服審査会の答申において、以下のとおり指摘されている。

**【 令和３年７月26日付け総務省行政不服審査会令和３年度答申第23号（抄）】**

当審査会は、本件と同様の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求事件についての令和元年度の答申（答申第15号、第41号及び第79号）において、次の指摘をしている（なお、最近の答申（令和２年度答申第89号、令和３年度答申第14号及び第17号）でも、同旨の指摘をしている。）。

ア　（略）

イ　審査庁が上記アの運用を相当と考えているのであれば、労災就学援護費の支給は、遺族補償年金の支給決定がされていることを　前提としているから、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。（略）

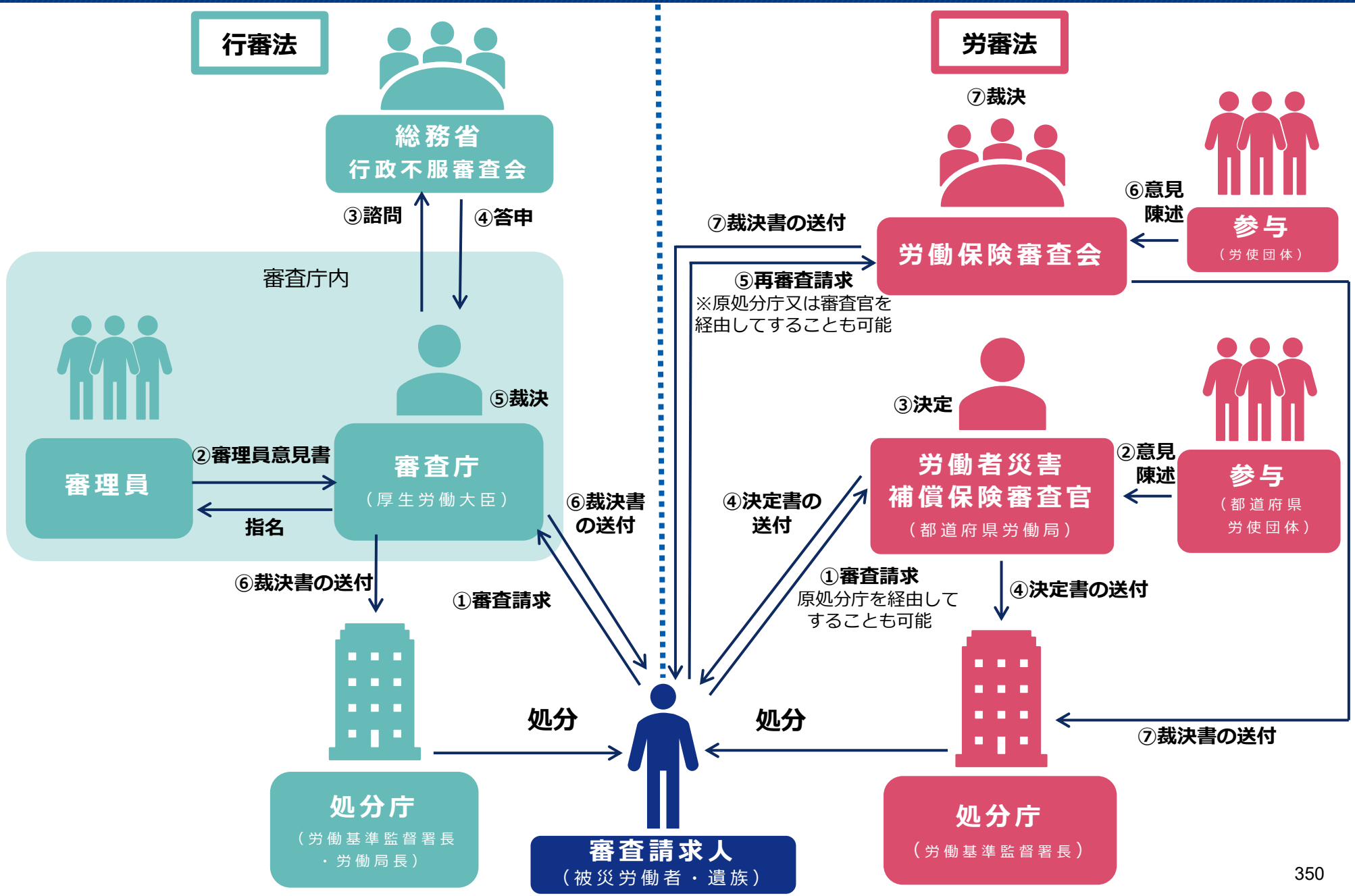
ウ　（略）

しかし、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続と労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手続が別個に設けられていること自体が審査請求人の負担となっているのであるから、審査庁においては、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続の中で争うことができる制度への変更を真剣に検討すべきである。

**【令和３年11月５日付け総務省行政不服審査会令和３年度答申第45号（抄）】**

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手続が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手続は、本来、独立して迅速に進めるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手続が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手続の帰結（審査請求の結論、再審　査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手続を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第１５号及び第４１号参照）、本件でも、その運用に従ったと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手続を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法１条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

# 【参考】社会復帰促進等事業及び保険給付に係る審査請求の流れ（行審法と労審法）



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# （参考）労災保険制度概要

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

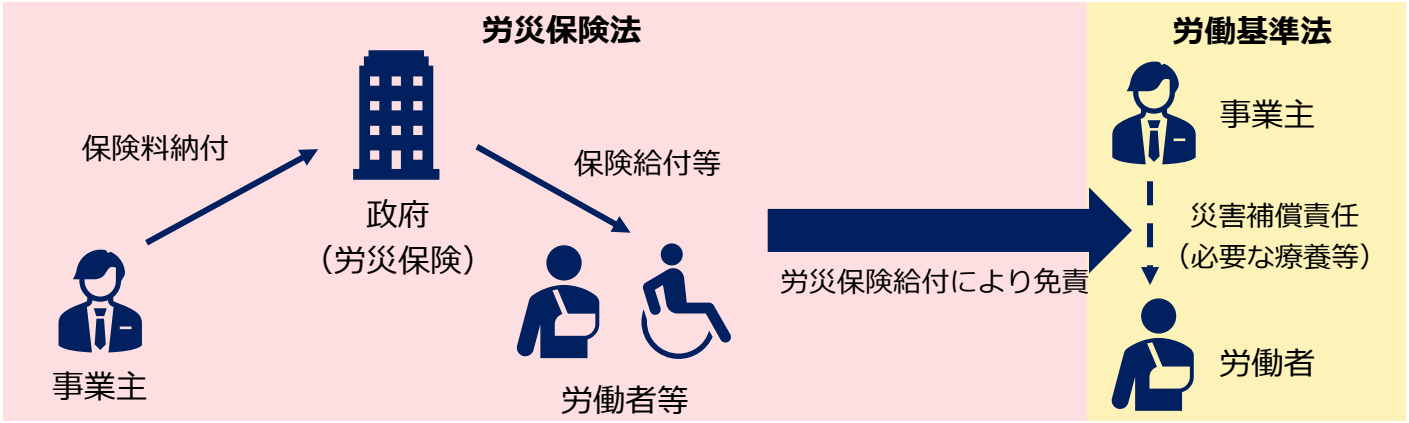
# 労働者災害補償保険制度の概要

## 趣旨・目的

○　労災保険は、**労働者の業務災害、複数業務要因災害（※）及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付**を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、**労働者の福祉の増進に寄与することを目的**としている。

※ 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいう。）の２以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいう。

○　労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、**労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている**。




## 概要・仕組み

○　労働者災害補償保険法により、**原則として労働者を使用するすべての事業に適用する**。

対象外
- 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）
- 農業、林業、水産業のうち一定の要件に当てはまる事業（暫定任意適用事業）

○　主な保険給付は、**療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付等**がある。
また、**労災保険の附帯事業として社会復帰促進等事業**があり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業や、労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業等を行う。

○　**原則として事業主の負担する保険料**によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

# 労働者災害補償保険制度の概要②

**基本データ**



**預託金利子収入**
**980億円**
（令和５年度決算）

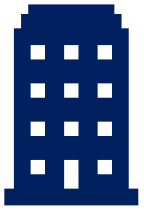


**労災保険適用労働者**
（特別加入含む）
**約6,202万人**
（令和５年度末）



**保険料収入**
**9,141億円**
（令和５年度決算）

**保険料収納率**
**99.1%**
（令和５年度）



政府

**保険給付等**
**8,062億円**
（令和５年度決算）



**新規受給者数**
**781,432人**
（令和５年度）



**年金受給者数**
**184,434人**
（令和５年度末）

**労災保険適用事業**
**約297万事業場**
（令和５年度末）

**社会復帰促進等事業**
**755億円**
（令和５年度決算）

（対労働者）



義肢・車椅子等の支給

（対事業主）



業務災害の防止に関する活動援助

## （労災保険新規受給者の推移）

令和５年度の労災保険給付の新規受給者数は781,432人であり、前年度に比べ4,006人の増加（0.5%増）となっている。

| 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|---|---|---|---|
| 602,927人 | 619,599人 | 618,149人 | 626,526人 | 650,534人 |

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 686,513人 | 687,455人 | 653,355人 | 678,604人 | 777,426人 | 781, 432人 |

# 労災保険給付の概要

業務や通勤に起因する負傷、疾病等に対してなされる主な労災保険給付は以下のとおり。

### ①療養（補償）等給付

被災労働者が傷病を受けたことについて、必要な療養の給付又は必要な療養の費用の支給を行う。

治療が必要

障害を残し症状固定

### ②休業（補償）等給付

治療のため休業が必要

傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するものとして、平均賃金の６割に相当する金額の支給を行う。

１年６か月経過
（一定の障害が残存）



労働災害発生

### ③障害（補償）等給付

傷病の治癒後において、身体に労働能力の全部又は一部を喪失するような障害を残し、将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害を填補するものとして、年金又は一時金の支給を行う。

### ④傷病（補償）等年金

傷病が一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するものとして、障害の程度に応じた年金の支給を行う。

障害を残し症状固定

不幸にして亡くなられた場合

### ⑤遺族（補償）等給付

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するものとして、遺族に対し年金又は一時金の支給を行う。

### ⑥葬祭料等（葬祭給付）

死亡した労働者の葬祭を行った者に給付を行う。

その他の保険給付

### ⑦介護（補償）等給付

傷病により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を支給する。

### ⑧二次健康診断等給付

過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付を行う。

# 労災保険給付の趣旨・目的①

| 保険給付の種類 | 給付の目的 | 支給事由 | 保険給付の内容 |
|---|---|---|---|
| ①療養補償給付<br>療養給付<br>複数事業労働者療養給付 | 被災労働者がその受けた傷病に係る療養の給付又は療養の費用の支給をするもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。 | 必要な療養の給付 |
| | | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。 | 必要な療養の費用の支給 |
| ②休業補償給付<br>休業給付<br>複数事業労働者休業給付 | 被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。 | 休業４日目から、休業１日につき給付基礎日額の60%相当額 |
| ③障害（補償）等給付<br>• 障害補償年金<br>• 障害年金<br>• 複数事業労働者障害年金 | 被災労働者がその受けた傷病の治癒後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために収入を得られなくなったことによる損害を填補するもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第１級から第７級までに該当する障害が残ったとき。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金<br>第１級　313日分　第５級　184日分<br>第２級　277日分　第６級　156日分<br>第３級　245日分　第７級　131日分<br>第４級　213日分 |
| • 障害補償一時金<br>• 障害一時金<br>• 複数事業労働者障害年金一時金 | | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第８級から第14級までに該当する障害が残ったとき。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金<br>第８級　503日分　第12級　156日分<br>第９級　391日分　第13級　101日分<br>第10級　302日分　第14級　56日分<br>第11級　223日分 |
| ④傷病補償年金<br>傷病年金<br>複数事業労働者傷病年金 | 被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が療養開始後１年６ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき<br>（１）傷病が治癒（症状固定）していないこと<br>（２）傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金<br>第１級　313日分<br>第２級　277日分<br>第３級　245日分 |

# 労災保険給付の趣旨・目的②

| 保険給付の種類 | 給付の目的 | 支給事由 | 保険給付の内容 |
|---|---|---|---|
| ⑤遺族（補償）等給付<br>• 遺族補償年金<br>• 遺族年金<br>• 複数事業労働者遺族年金 | 被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき。 | 遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金<br>１人　153日分<br>(一定の場合(※)は175日分)<br>２人　201日分<br>３人　223日分<br>４人以上　245日分<br>※遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合 |
| • 遺族補償一時金<br>• 遺族一時金<br>• 複数事業労働者遺族一時金 | | （１）遺族（補償）等年金を受け得る遺族がないとき<br>（２）遺族（補償）等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）等年金を受け得る者がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。 | 給付基礎日額の1000日分の一時金<br>（ただし、（２）の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額） |
| ⑥葬祭料<br>葬祭給付<br>複数事業労働者葬祭給付 | 業務上死亡した労働者の葬祭を行うために支給されるもの。 | 業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。 | 315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分） |
| ⑦介護補償給付<br>介護給付<br>複数事業労働者介護給付 | 労働災害の結果として介護を要する状態となった場合に、介護を受けることに伴う費用の支出等の損害を填補するもの。 | 業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害（※）を負って介護を要する状態となったとき。<br><br>※ 障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金受給者のうち第１級の者または第２級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害 | 常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、186,050円を上限とする）。<br>親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が85,490円を下回る場合は85,490円。<br>随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、92,980円を上限とする）。<br>親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が42,700円を下回る場合は42,700円。 |
| ⑧二次健康診断等給付 | 過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に二次健康診断及び特定保健指導の支給を行うもの。 | 事業主が行った直近の定期健康診断等(一次健康診断)において、次の(１)(２)のいずれにも該当するとき<br>（１）血液検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはＢＭＩ(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること<br>（２）脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること<br>※　船員法の適用を受ける船員については対象外 | 二次健康診断および特定保健指導の給付<br>（１）二次健康診断<br>脳血管および心臓の状態を把握するために必要な検査<br>（２）特定保健指導<br>脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導 |

# 労災保険における特別支給金について

被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして**特別支給金を支給**している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。特別支給金は以下の９種類（特支金支給規則第２条第１号～第８号）であり、**特別支給一時金とボーナス特別支給金とに大別**される。

## ２種類の特別支給金について

**特別支給一時金**

- 休業特別支給金
  （給付基礎日額の2割）
- 障害特別支給金
  （８万円～342万円）
- 遺族特別支給金
  （一律300万円）
- 傷病特別支給金
  （100万円～114万円）

○　特別支給一時金の性質は、災害補償そのものではなく、療養生活や治ゆ後の生活転換援護金、遺族への見舞金としての色彩が濃い。

○　現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的効果を持つ。

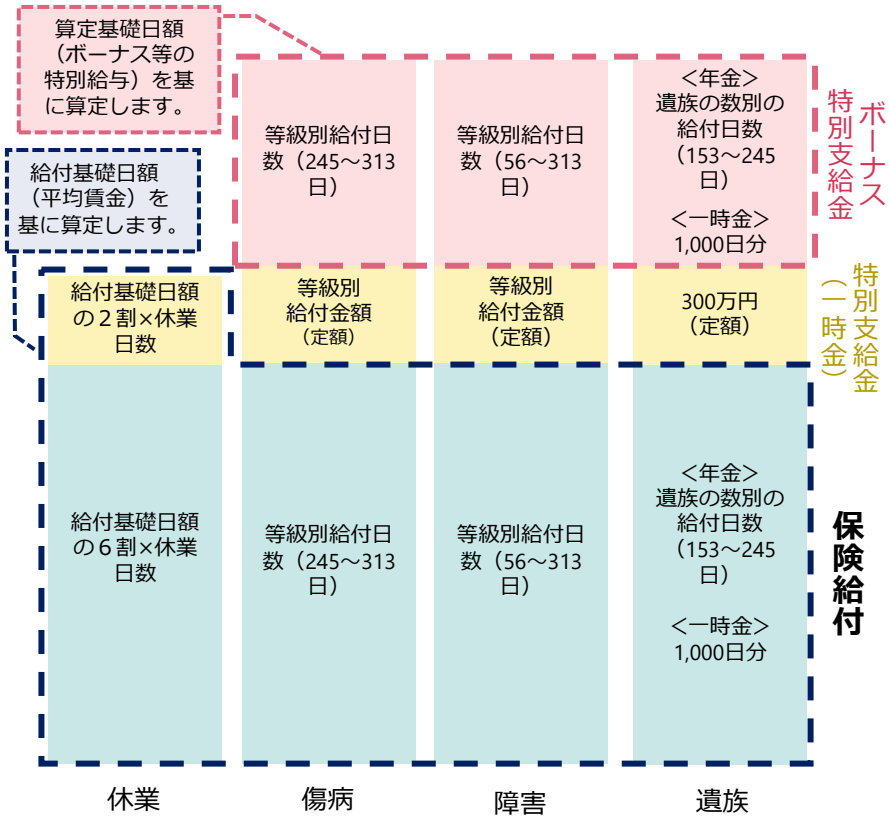
**ボーナス特別支給金**

- 障害特別年金
  （障害等級第1～7級：算定基礎日額 131日分～313日分）
- 障害特別一時金
  （障害等級第8～14級：算定基礎日額 56日分～503日分）
- 遺族特別年金
  （遺族数に応じ：算定基礎日額 153日分～245日分）
- 遺族特別一時金
  （一律、算定基礎日額 1,000日分）
- 傷病特別年金
  （傷病等級第1～3級：算定基礎日額 245日分～313日分）

○　給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことから、我が国の賃金慣行を考慮して、ボーナス等を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるよう保険給付に上積み支給するもの。

○　算定基礎日額は、原則として算定事由発生日以前１年間に支払われた賞与等の合計額を365で除して求めるが、上限（年額で150万円）が設定されている。

## 保険給付と特別支給金の関係図




※　特別支給金を受け取ることのできる遺族（受給資格者）の範囲は遺族（補償）等給付と同じであり、受給資格者の第一順位者（受給権者）のみが受け取ることができる。
※　また、特別支給金は保険給付と別個のものであることから、社会保険や損害賠償との併給調整の対象とならない。

# 労働基準法の災害補償責任との関係

○　労災保険法は、労基法の災害補償に対応した保険制度という姿から、労働災害の補償に係る総合的な保険制度ともいうべき実質を備えたものとなっている。

- 介護補償給付、二次健康診断等給付のように労災保険法で独自に支給しているもの
- 傷病補償（年金払）、障害補償（年金払）、遺族補償（年金払）、特別支給金のように労災保険法で労働基準法に基づく災害補償責任の上乗せとして保険給付や事業を行っているもの
- 労基法にはない通勤災害や複数業務要因災害に対して保険給付を行っているもの

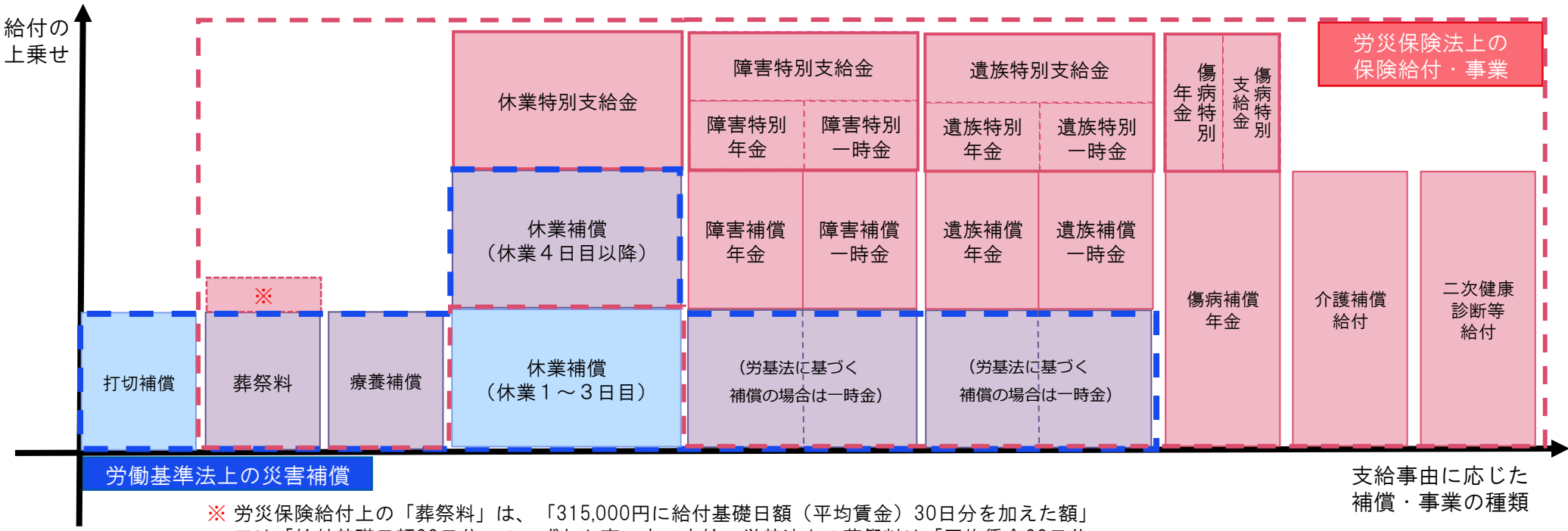
○　労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われるべきもの（下図の　）である場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。（労働基準法第84条第１項）

労働基準法独自の補償

労災保険法独自の保険給付・事業

支給事由が労働基準法・労災保険法で重複するもの

※本図は、労働基準法上の災害補償と労災保険法上の「業務災害」に係る保険給付等との関係を図示。




※ 労災保険給付上の「葬祭料」は、「315,000円に給付基礎日額（平均賃金）30日分を加えた額」又は「給付基礎日額60日分」のいずれか高い方で支給。労基法上の葬祭料は「平均賃金60日分」。

# 【参考】労働基準法と労働者災害補償保険法との関係

**「新 労災保険法」（昭和41年10月 労働省労災補償部編）p31～34**

三　労働基準法と労災保険

以上のように、業務災害についての保険制度は、戦時労働政策の一環として健康保険および厚生年金保険のなかで社会保険の形態をとり、あるいは失業対策を背景に責任保険の形態をとって終戦を迎えたが、戦後における各種法制の再編成のなかで統一的な業務災害保険として労災保険が成立するについては「労働基準法」の制定が決定的な意義をもった。

労働基準法は、わが国における近代的な労働関係の確立をめざす労働保護の総合法典として制定され、鉱業法、工場法および労働者災害扶助法以来の災害扶助も、その価額を一挙に倍増されて労働基準法第八章の「災害補償」に統合された。そして、まさに労働基準法のなかに位置づけられたことによって、それは災害補償一般のモデルのようにみられることとなった。

（中略）

ところで、このようにして発足した労災保険を、その後の制度改善の経過に照らしてみるとき、そこに、労災保険の発展を制約する重要な問題が伏在していることを指摘しなければならない。

まず個別事業主の災害補償が労働保護法たる労働基準法によって定められたことは、労働基準行政と相まって労災保険の普及が促進される決定的要因をなしているが、その反面において次のような問題もある。

（中略）

次に、個別事業主の災害補償が、個別労働関係の基本法たる労働基準法によって定められたこと、そしてそれが災害補償一般のモデルのようにみられたことは、統一的な労災保険の制度的および思想的基盤となったが、その反面、労働基準法上の災害補償がそのまま労災保険の保険給付のモデルとされ、また、その範囲があたかも業務災害に対する事業主の無過失損害賠償責任の限度を意味するかのようにとられがちで、労災保険の給付内容や保険料負担に対する考え方を呪縛し、制度改善の過程を曲折させる一因となっていることは後述のとおりである。

さらに、労災保険法が労働者災害扶助責任保険法を立法技術的に引き継いだことは、労働基準法と相まって統一的な保険制度を確立しようとする立法政策によく答えるものであった。しかし、その反面、前記の諸点と相まって労災保険を久しく労働基準法による個別事業主の補償責任に対する責任保険とみる理解をもたらし、制度の改善と事業の運営を制約してきた。

もとより、**立法当初から労災保険制度が労働基準法の災害補償をこえて独自に発展する可能性をもっていることは立案当局の自覚するところであったし、昭和三五年の法改正によって明らかとなったのであるが、そのことが全面的に周知されるためには、昭和四〇年の法改正による給付体系の再編成と大幅年金化をまたなければならなかった。**

（中略）

（5）**当時の立案担当者であった友納武人氏の「労働者災害補償保険法について」（「法律特報」第一九巻九号）によると「本法と労働基準法との関係は極めて密接**であって、平均賃金及び災害補償の事由は労働基準法の定むるところによっているのである。而かもその保険給付の範囲も一応労働基準法にその基準を置いている。**然しながらその本質に於ては、法第一条に明記する様に全く別個の独立した制度**である。由来無過失賠償の規定を工場法、鉱業法等の労働保護法規の中に収めることは、議論の存するところであって、多くの外国の立法例の示す如く災害補償保険の中に単一化せしめるか或は全然別個の独立した法制とすべきであると云う論もある。いずれにせよ**労働者災害補償保険法が、その保険給付を労働基準法の額に合致せしめていることは、一時的のことであって近い将来その基準以上の諸給付を行なうのでなければ、その本旨を発揚したものとは云い得まい。**」

# 労災保険料（率）について①　労災保険率表(令和６年４月１日施行)

労災保険率は３年に１度改定しており、５４業種ごとに災害発生状況等に応じて定められる。

最低2.5/1,000（金融業、保険業又は不動産業 ）～最高88/1,000（金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業）

| 事業の種類の分類 | 業種番号 | 事業の種類 | 労災保険率 |
|---|---|---|---|
| | 02,03 | 林業 | 52 |
| 漁業 | 11 | 海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。） | 18 |
| | 12 | 定置網漁業又は海面魚類養殖業 | 37 |
| 鉱業 | 21 | 金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業 | 88 |
| | 23 | 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 | 13 |
| | 24 | 原油又は天然ガス鉱業 | 2.5 |
| | 25 | 採石業 | 37 |
| | 26 | その他の鉱業 | 26 |
| 建設事業 | 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 34 |
| | 32 | 道路新設事業 | 11 |
| | 33 | 舗装工事業 | 9 |
| | 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 9 |
| | 35 | 建築事業（既設建築物設備工事業を除く。） | 9.5 |
| | 38 | 既設建築物設備工事業 | 12 |
| | 36 | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 6 |
| | 37 | その他の建設事業 | 15 |
| 製造業 | 41 | 食料品製造業 | 5.5 |
| | 42 | 繊維工業又は繊維製品製造業 | 4 |
| | 44 | 木材又は木製品製造業 | 13 |
| | 45 | パルプ又は紙製造業 | 7 |
| | 46 | 印刷又は製本業 | 3.5 |
| | 47 | 化学工業 | 4.5 |
| | 48 | ガラス又はセメント製造業 | 6 |
| | 66 | コンクリート製造業 | 13 |
| | 62 | 陶磁器製品製造業 | 17 |
| | 49 | その他の窯業又は土石製品製造業 | 23 |
| | 50 | 金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。） | 6.5 |
| | 51 | 非鉄金属精錬業 | 7 |
| | 52 | 金属材料品製造業（鋳物業を除く。） | 5 |
| | 53 | 鋳物業 | 16 |
| 製造業 | 54 | 金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。） | 9 |
| | 63 | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。） | 6.5 |
| | 55 | めつき業 | 6.5 |
| | 56 | 機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。） | 5 |
| | 57 | 電気機械器具製造業 | 3 |
| | 58 | 輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。） | 4 |
| | 59 | 船舶製造又は修理業 | 23 |
| | 60 | 計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。） | 2.5 |
| | 64 | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 | 3.5 |
| | 61 | その他の製造業 | 6 |
| 運輸業 | 71 | 交通運輸事業 | 4 |
| | 72 | 貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。） | 8.5 |
| | 73 | 港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。） | 9 |
| | 74 | 港湾荷役業 | 12 |
| | 81 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 3 |
| その他の事業 | 95 | 農業又は海面漁業以外の漁業 | 13 |
| | 91 | 清掃、火葬又はと畜の事業 | 13 |
| | 93 | ビルメンテナンス業 | 6 |
| | 96 | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 6.5 |
| | 97 | 通信業、放送業、新聞業又は出版業 | 2.5 |
| | 98 | 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業 | 3 |
| | 99 | 金融業、保険業又は不動産業 | 2.5 |
| | 94 | その他の各種事業 | 3 |
| | 90 | 船舶所有者の事業 | 42 |

※単位：1/1,000

# 労災保険料（率）について②　労災保険率（全業種平均）の推移

労災保険率は、引下傾向にある。
（なお、令和３年度の保険率改定は、新型コロナウイルス感染症の影響を折り込んだ形で将来の経済状況を予測することが困難であったことから、据え置きとなった。）

平成 元年度　10.8/1,000
↓
平成 ４年度　11.2/1,000
↓
平成 ７年度　9.9/1,000
↓
平成 １０年度　9.4/1,000
↓
平成 １３年度　8.5/1,000
↓
平成 １５年度　7.4/1,000
↓
平成 １８年度　7.0/1,000
↓
平成 ２１年度　5.4/1,000
↓
平成 ２４年度　4.8/1,000
↓
平成 ２７年度　4.7/1,000
↓
平成 ３０年度　4.5/1,000
↓
令和 ６年度　**4.4/1,000**

# 労災保険料（率）について③　メリット制（適用）

○労災保険料は、原則、（労働者に支払う賃金総額）×（労災保険率）で計算される。

○ただし、一定の事業については、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減する**メリット制**を適用し、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図っている。

（※）メリット制適用事業場数　147,302事業場（令和５年度）

## メリット制の適用要件

**<継続事業>**・・・事務所や工場など事業の期間が予定されないもの

○連続する３保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たすこと。

①**平均100人以上の労働者を使用**している場合

②平均20人以上100人未満の労働者を使用し、次の式を満たす場合　**【労働者数×（労災保険率－非業務災害率）≧0.4】**

※継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、増減幅を最大45%に拡大する特例がある。

通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

**<一括有期事業>**・・・事業期間が予定されている建設工事現場・木材伐出業について、複数の工事を一括りにしたもの
（請負額（生産量）や概算保険料額に要件あり）

○次の要件を満たすこと。

保険関係が成立した後３年以上経過しており、連続する保険年度中の各保険年度において**確定保険料額が40万円以上**であること。

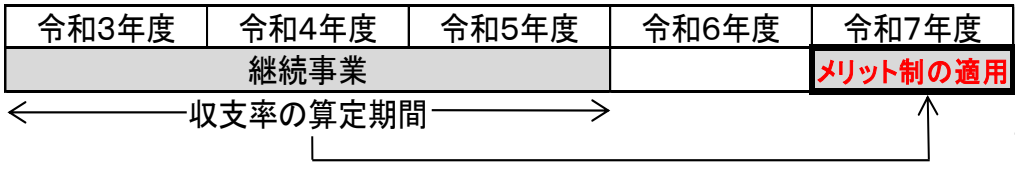
**<単独有期事業>**・・・一括有期事業とならない大規模な建設工事・木材伐出業

○次の要件のいずれかを満たすこと。

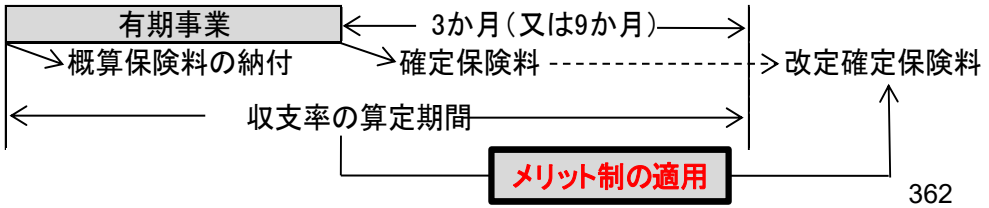
①**確定保険料額が40万円以上**　②**請負金額が1億1千万円以上（建設業）・素材生産量が1千立方メートル以上（木材伐出業）**

## メリット制の適用例

**<継続事業及び一括有期事業>**




**<単独有期事業>**



# 労災保険料（率）について④　メリット制（労災保険料の計算方法）

## ○基本となる計算方法（一般の労災保険率のみ適用を受ける事業）

全労働者に支払われた賃金総額 × 業種別労災保険率

## ○メリット制が適用される場合の計算方法

**・継続事業・一括有期事業**

$$\text{全労働者に支払われた賃金総額} \times \left\{ \left( \text{業種別労災保険率} - \text{非業務災害率(※)} \right) \times \frac{100 + \text{メリット増減率（%）}}{100} + \text{非業務災害率(※)} \right\}$$

(※)通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

**・単独有期事業（改定確定保険料）**

単独有期事業は、一度確定保険料を納付した後に 、以下のメリット制を考慮した改定確定保険料の計算を行う。この改定確定保険料と確定保険料との差額を算出し、保険料が追加納付となるか還付となるか追加納付も還付もないかのいずれかが決まる。

$$\text{確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額} \times \frac{100 + \text{メリット増減率（%）}}{100} + \text{確定保険料のうち非業務災害率に応ずる部分}$$

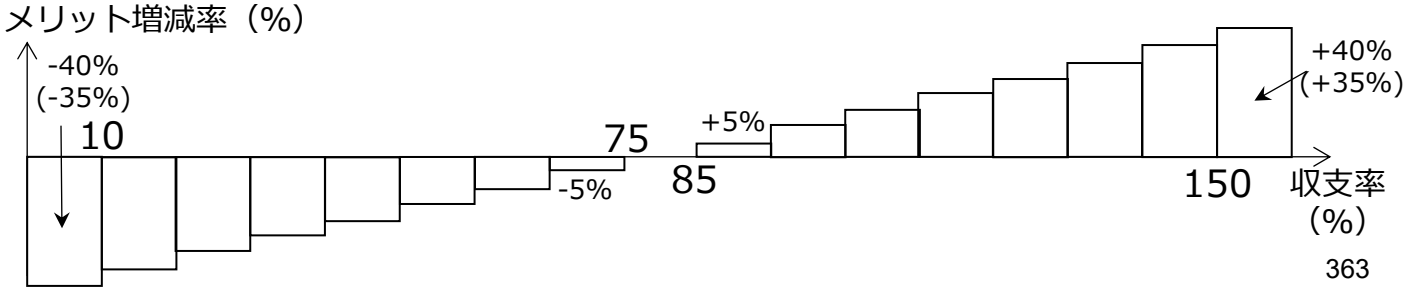
（確定保険料）－｛（確定保険料）÷（労災保険率）×（非業務災害率）｝により計算される。

（確定保険料）÷（労災保険率）×（非業務災害率）により計算される。

＜メリット増減率とは＞

収支率（※）に応じて適用される最大±40%の率のこと。

（※）収支率とは、事業場が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額（継続事業・一括有期事業においては３保険年度の間、単独有期事業においては事業終了後３（９）ヶ月後時点の実績を対象）の割合のこと。（詳細は14ページ参照）



# 労災保険料（率）について⑤　特例メリット制

継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、**メリット増減率の幅を±40%から±45%に変える特例（特例メリット制）**を受けることができる。（徴収法第12条の２）

## 特例メリット制の目的

中小企業向けに実施されている各種の労働災害防止施策と労災保険制度におけるメリット制を緊密に関連づけることにより、労働災害防止施策の利用を一層促進し、もって中小企業における労働災害防止活動を一層促進して成果を上げる。

## 特例メリット制の適用対象となる事業

以下の要件を全て満たす事業に特例メリット制が適用される。

(1) **メリット制が適用される継続事業**であって、建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること

(2) 厚生労働大臣が定める**労働者の安全又は衛生を確保するための措置として以下の①又は②が講じられた事業**であること

① 「快適職場推進計画」を作成して都道府県労働局の認定を受け、計画に従い職場環境の改善に着手していること（労働安全衛生規則第61条の３第１項）

② 「労働安全衛生マネジメントシステム」を導入し、そのシステムが厚生労働省の指針に沿っていると中央労働災害防止協会に認定を受け、その措置を行うこと（労働安全衛生法第88条第１項ただし書及び労働安全衛生規則第87条）

(3) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度において、**所定の人数（右表）以下の労働者を使用する事業主(中小企業事業主)が行う事業**であること（徴収則第20条の２）

(4) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から６箇月以内に、**労災保険率特例適用申告書が提出されている事業**であること(徴収則第20条の４)

<所定の人数>

| 主たる事業の種類 | 企業全体の常時使用する労働者数 |
|---|---|
| 金融業、保険業、不動産業、小売業 | 50人以下 |
| 卸売業、サービス業 | 100人以下 |
| 上記以外の業種 | 300人以下 |

# 労災保険料（率）について⑤　メリット制（メリット収支率の計算方法）

## メリット収支率の計算方法

### ＜継続事業・一括有期事業＞

**３保険年度の間**に業務災害に関して支払われた以下の額
- 保険給付
- 特別支給金
- 特別遺族給付金（※）

－

① 以下の**年金差額一時金等の額**
- 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② **じん肺症等の特定疾病にかかった者**に対し支払われた額

③ **第三種特別加入者**に係る保険給付及び特別支給金の額

×100

３保険年度間の一般保険料の額（労災保険率から**非業務災害率（0.6/1000）**を減じた率に応ずる部分）

＋

第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から**特別加入非業務災害率（0.6/1000）**を減じた率に応ずる部分）

× **第一種調整率**

### ＜単独有期事業＞

**事業終了日から３（９）箇月を経過した日前**における業務災害に関して支払われた以下の額
- 保険給付
- 特別支給金
- 特別遺族給付金（※）

－

① 以下の**年金差額一時金等の額**
- 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② **じん肺症等の特定疾病にかかった者**に対し支払われた額

×100

その事業の確定保険料の額（労災保険率から**非業務災害率（0.6/1000）**を減じた率に応ずる部分）

＋

第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から**特別加入非業務災害率（0.6/1000）**を減じた率に応ずる部分）

× **第一種調整率**
（９箇月の場合は第二種調整率）

※　特別遺族給付金とは、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害を生じた労働者や特別加入者が、労災保険の給付を受けずに石綿による疾病で亡くなったとき、その遺族にして給付金（年金又は一時金）を給付する制度。

## 計算の考え方

### ＜共通の考え方＞

$$\frac{\text{業務災害に係る保険給付} - \text{計算上除く保険給付}}{\text{収納した保険料（業務災害相当分）} \times \text{（調整率）}} \times 100$$

### ＜分子について＞

・労災保険は、労働基準法に定められている労働災害に関する事業主の無過失責任を保険システムにより担保するものであることから、**業務災害に係る保険給付をメリット収支率の計算として算入**する。（通勤災害等は含まない。）

・年金給付の額は長期間算入されてしまうため、労働基準法相当額への換算を行う。このため、年金差額一時金（受け取った年金額が一時金の額に満たない場合に支給される保険給付）は**計算上除く保険給付の①で除外**する。

・短期の雇用が多い業種で多発し、発症に比較的長期間を要する**「特定疾病」の発生責任を発症時の事業主にのみ帰属させないために計算上除く保険給付の②から除外**する。

・**第三種特別加入者は事業に使用される労働者とみなされないこと**から、**計算上除く保険給付の③から除外**する。

### ＜分母について＞

・**収納した保険料のうち非業務災害率を減じた率に応ずる部分にする**ことにより、**業務災害に係る分をメリット収支率に反映**させることができる。（第一種特別加入も同様。）

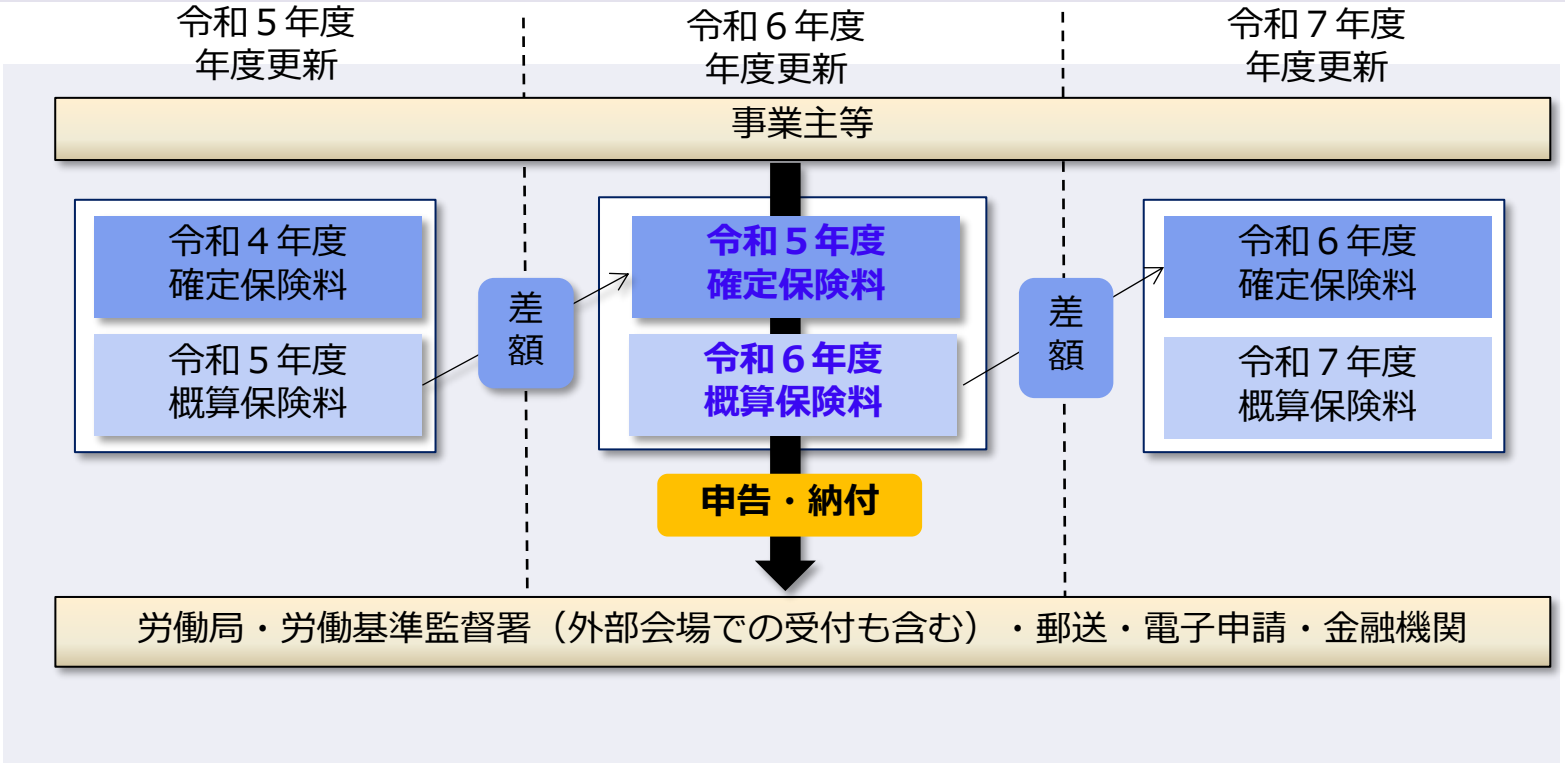
・分子では、**計算上除く保険給付**が規定されていることから、収納した保険料のうち、**計算上除く保険給付に相当する割合を第一種（第二種）調整率で調整**する。

# 保険料の徴収～労働保険の年度更新について～

○　労働保険（労災保険、雇用保険）の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上精算する仕組み。

**事業主は、年に１度、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を合わせて申告・納付**。

○　この手続を**「年度更新」**といい、その申告期間は、**労働保険の保険料の徴収等に関する法律において６月１日から40日以内（＝７月10日）**とされている。（徴収法第15条第１項及び第19条第１項）



# 労災保険特別加入制度について①

## 趣旨

○　労災保険は、原則として労働基準法上の労働者を対象としているところ、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者について、特別に加入を認めている。

## 対象者

①　第１種：中小事業主等

②　第２種：一人親方その他の自営業者・特定作業従事者

一人親方等

○個人タクシー業者、個人貨物運送業者、自転車配達員等　○大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
○漁船による水産動植物の採補の事業に従事する者　○植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方　○医薬品の配置販売業者
○廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者　○船員法第１条に規定する船員が行う事業に従事する者
○柔道整復師　○創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者
○あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師　○歯科技工士
○特定フリーランス事業に従事する者（他の第２種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

特定作業従事者

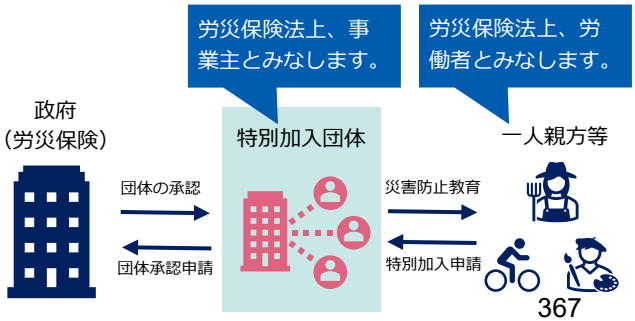
○一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者　○特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
○危険有害な作業に従事する家内労働者等　○労働組合等常勤役員　○介護作業従事者及び家事支援従事者　○芸能関係作業従事者
○アニメーション制作作業従事者　○ＩＴフリーランス

③　第３種：海外派遣者

## 特別加入団体

○　第２種については、加入者の団体（特別加入団体）が、労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、加入者を労働者とみなすこととされている。

○　特別加入団体は、加入者の業務災害防止に関して講ずべき措置を定める等の義務がある。



# 労災保険特別加入制度について②

特別加入者に対する保険給付、補償の対象範囲、労災保険率、給付基礎日額、労災保険料は下記の表のとおり。

| 特別加入の種類 | 第１種（中小事業主等） | 第２種（一人親方等） | 第３種（海外派遣） |
|---|---|---|---|
| 保険給付 | 労働者の場合と同様（二次健康診断等給付を除く） | | |
| 補償の対象範囲 | 特別加入申請した事業のためにする行為（事業主の立場で行うものを除く）　等 | 加入区分ごとに定められた業務を行っていた場合<br>※個人タクシー業者等、一部は通勤災害保護の対象外 | ・労働者の場合は国内の労働者の場合と同様<br>・中小事業の代表者の場合は第１種特別加入と同様 |
| 労災保険率 | 当該事業に適用される労災保険率と同一の率 | 第２種特別加入保険料率表に定める率（3～52/1000） | 3/1000 |
| 給付基礎日額 | 3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を選択し、都道府県労働局長が決定した額<br>※第２種のうち家内労働者等については、当分の間2,000円、2,500円及び3,000円の給付基礎日額も認められる。 | | |
| 労災保険料 | （給付基礎日額）×（365日）×（労災保険率） | | |

（参考）

第１種については、労働保険事務組合を通じて加入・保険料納付を行う。また、第２種については、一般に特別加入者が特別加入団体を通じて納付するが、政府（労災保険）との関係では特別加入団体が保険料を納付する義務を負う。



# 主要な労災保険法改正の経緯

| | |
|---|---|
| 昭和22年 | 労働者災害補償保険法の制定 |
| 昭和35年改正 | 長期傷病者補償の創設（障害補償の年金化など）等 |
| 昭和40年改正 | 遺族補償年金の創設、労災保険事務組合・特別加入制度の創設等 |
| 昭和44年改正 | 労災保険全面適用と暫定任意適用指定、労災保険・失業保険の徴収一元化等 |
| 昭和45年改正 | 障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の給付水準引上げ |
| 昭和48年改正 | 通勤災害保護制度の創設 |
| 昭和49年改正 | 障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の給付水準引上げ等 |
| 昭和49年 | 特別支給金の創設（支給金則制定） |
| 昭和51年改正 | 傷病補償年金の創設、労働福祉事業の新設等 |
| 昭和52年 | ボーナス特別支給金の創設（支給金則改正） |
| 昭和55年改正 | 使用者の民事損害賠償責任との調整、遺族（補償）年金の給付水準引上げ等 |
| 昭和61年改正 | 年金給付基礎日額の上下限設定、通勤災害の要件緩和等 |
| 平成２年改正 | 休業給付基礎日額の上下限設定等 |
| 平成７年改正 | 介護（補償）給付の創設、遺族（補償）年金の給付引上げ（遺族人数区分見直しなど）等 |
| 平成12年改正 | 二次健康診断等給付の創設 |
| 平成17年改正 | 通勤災害保護制度の拡充（複数就業場所間の移動等） |
| 平成19年改正 | 船員保険統合等、労働福祉事業を社会復帰促進等事業に変更 |
| 令和２年改正 | 複数業務要因災害の創設等 |

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労災保険制度の具体的課題について②
## （給付関係その他）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 遺族（補償）等年金

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 遺族（補償）等年金について

## 現行制度

遺族（補償）等年金の支給要件について、妻は被災労働者の収入によって生計を維持していたのであれば年齢にかかわりなく受給権者となることができるのに対し、夫については、生計維持要件に加え労働者である妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害がある状態でなければ受給権が発生しない。

更に、受給資格者となる遺族が妻のみの場合、満55歳以上又は一定の障害があり、かつ、生計を同じくする他の受給資格者がいなければ、給付基礎日額について153日から175日に増額される特別加算が適用されるが、受給者となる遺族が一人かつ夫等妻以外の場合には、この特別加算は適用されない。

## 論点

**① 遺族（補償）等年金について、夫と妻の支給要件の差を解消することについてどのように考えるか。**

**② 給付期間について、現行の長期給付を維持すべきか。**

**③ 受給権者が一人の場合、妻のみに認められた特別加算についてどのように考えるか。**

## 研究会中間報告書（抜粋）

制度趣旨に関して、上記（２）（※「（２）遺族（補償）等年金の趣旨・目的について」）に記載したとおり、様々な意見があったが、そのいずれの考え方を採ったとしても、給付の要件に関して、遺族（補償）等年金における夫と妻との支給要件の差を設ける合理的理由を見出すことは困難であり、夫と妻の要件の差については解消することが適当と考える。

また、その具体的な解消方法については、夫に課せられた支給要件を撤廃することが適当であるとの意見が大宗を占めた。なお、妻の支給要件を夫に合わせることも検討すべきという少数意見があったことに留意が必要である。

（中略）遺族（補償）等年金の制度趣旨をどのように解するのかという点はあるが、給付の期間については、現行の長期給付を維持することが現時点では適当であると考える。ただし、中長期的には、公正な保護の検討に当たって有期給付化についても考慮要素の一つになりうるという少数意見があったことに留意が必要である。

（中略）特別加算の取扱いについては、昭和45年の創設時の考え方は現代では妥当しないという意見で一致したものの、特別加算による夫と妻の差の解消の具体的な方策については、対象範囲を配偶者以外にも広げるのか、障害を持つ遺族に加算することの意義をどう考えるのか、さらには年金本体給付の水準との関係をどう考えるのか、など将来の受給者に広い影響を与える事項であることから、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

# 遺族（補償）等年金について

**研究会中間報告書（抜粋）** ※「引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある」とされた事項

遺族（補償）等年金の制度の趣旨・目的については、制度創設当初に謳われた「被扶養利益の喪失の填補」という概念に今日でも意義を見出せるという意見があった一方、遺族が自立するまでの期間を支える生活保障としての意義、労働者の死亡によってもたらされる永久的全部不能を補うものといった意見などの多角的な意見が示されたものの、遺族（補償）等年金の今日における趣旨・目的について、研究会として意見の一致には至らなかったことから、引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある。

（中略）生計維持要件については、（中略）現在の要件やその運用を是認し得るとの意見と、現在の生計維持要件の運用について検証が必要との意見があり、喫緊の見直しをすることは要しないものの、家族や家計維持の在り方が多様化していることを踏まえれば、遺族（補償）等年金の制度趣旨の検討と合わせて、引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある。

（中略）現状では、労働基準法第84条に規定する事業主の災害補償責任の免除について、行政解釈では、労災保険給付と災害補償の関係性を、「労災保険法の保険給付は、その一部が労働基準法の労災補償と内容が異なっているが、それぞれ災害補償に相当するものとみなされている」としている。しかし、遺族（補償）等給付と遺族補償とでは、年金中心か一時金のみかという違いがあるだけでなく、遺族（補償）等年金の支給対象者が労働基準法の遺族補償の対象者よりも限定される場合があること等も踏まえれば、両者を「相当するもの」と位置付けることには疑問の余地もあろう。

制定当初の労災保険法の遺族補償と労働基準法の遺族補償は、いずれも「労働者の死亡による当該労働者の損失の填補」を趣旨・目的とし、受給資格者の範囲・順位は同一であったところ、昭和40年法改正で労災保険法の遺族補償の年金化が図られた際に、遺族補償年金の趣旨・目的が「被扶養利益の喪失の填補」とされ、その受給資格は年金にふさわしいものに改められた一方で、労働基準法の災害補償の受給資格者の範囲・順位については据え置かれたとの経緯がある。

このような状態が今日まで継続している理由は必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、今後、遺族（補償）等年金の制度趣旨を検証していく中で、労働基準法の遺族補償との関係についても、あわせて検討することが望ましい論点であり、引き続き、専門的見地から議論を行うことが必要である。

# 遺族（補償）等給付の概要

## 1．制度目的

○　労災保険法における遺族（補償）等給付は、労働者の業務上の死亡によってもたらされる**被扶養利益の喪失**を補填することを目的としている。

## 2．遺族（補償）等給付の支給対象者

○　遺族（補償）等給付には、（１）遺族（補償）等年金と（２）遺族（補償）等一時金（給付基礎日額の1000日分）の２種類がある。なお、遺族（補償）等一時金は遺族（補償）等年金の受給資格を有する遺族が存在しない場合に、その他の遺族に支給される。

| 遺族（補償）等年金 | 遺族（補償）等一時金 |
|---|---|
| ① 妻又は60歳以上若しくは一定障害の夫<br>② 18歳以下（注）又は一定障害の子<br>③ 60歳以上又は一定障害の父母<br>④ 18歳以下又は一定障害の孫<br>⑤ 60歳以上又は一定障害の祖父母<br>⑥ 18歳以下若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹<br>⑦ 55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹<br>注）「18歳以下」の者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 | ①配偶者<br>②労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母<br>③上記②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹 |

○　遺族（補償）等年金を受けることができる範囲の遺族（受給資格者）は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた※１配偶者※２等であるが、全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうちの最先順位者（受給権者）だけが受けることができる。受給権者の順位は上記表のとおり。（労災保険法第16条の２等）

※１：「生計を維持していた」とは、専ら、又は主として労働者の収入によって生計を維持していることを要せず、相互に収入の全部又は一部を共同計算している状態があれば足りる。（例えば共稼ぎの夫婦も対象となる。）（昭和41年1月31日付け基発第73号局長通達）

※２：配偶者については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。（労災保険法第11条）

## 3．年金額

遺族（受給権者及び受給権者と生計を同じくする受給資格者）の数等に応じ、下記の年金額が支給される。

| 遺族数 | 保険給付の内容（年額） |
|---|---|
| １人 | 給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分） |
| ２人 | 給付基礎日額の201日分 |
| ３人 | 給付基礎日額の223日分 |
| ４人以上 | 給付基礎日額の245日分 |

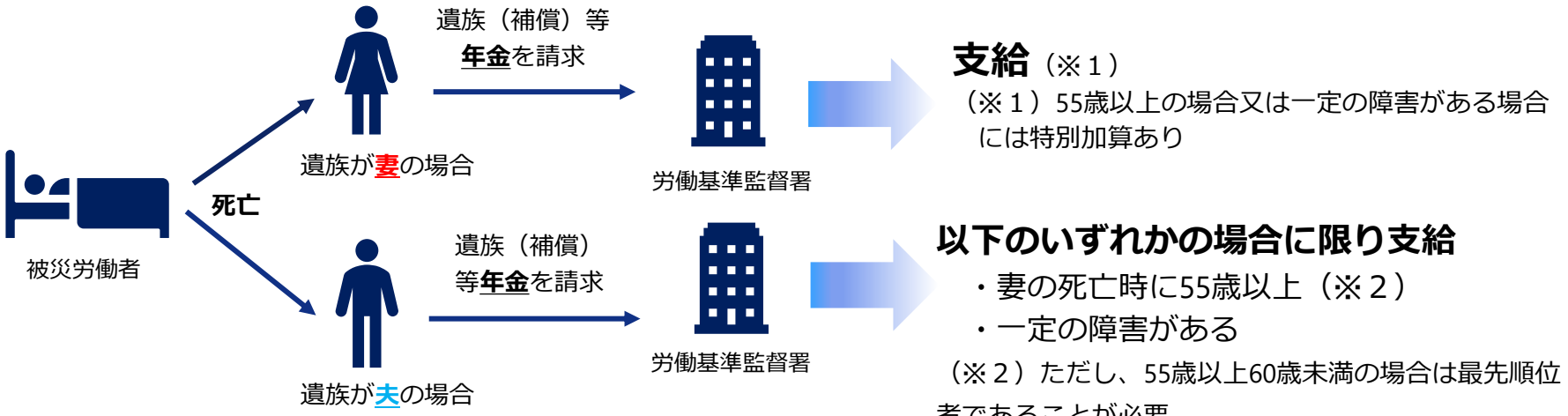
# 遺族（補償）等年金の支給要件について（夫と妻の要件の違い）

○　遺族（補償）等年金について、妻の受給権には年齢要件がないのに対して、**夫については、労働者たる妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態でなければ**受給権が生じない。また、妻については、55歳以上または一定の障害状態にある場合は、給付基礎日額が153日分から175日分になる特別加算が存在する。

**【参考】遺族（補償）等年金の支給要件に男女差が設けられた考え方**

○　昭和40年の改正当時、男は60歳未満であれば障害等の場合を除き、独力で生計を維持しうると判断されたからである（労働省労働基準局編「今後の労災補償法制度のあり方 労働基準法研究会［災害補償関係］の中間的な研究内容について」 昭和63年８月 ｐ56）。

○　妻以外の者の年齢制限についても、独力の稼得能力のない者として定められたものであり、特に55歳以上の年齢制限については、当初の改正案においては、厚生年金保険の例にならい60歳以上とした（当時は民間の定年制が従来55歳が多かったが、55歳から漸次延長される傾向にあることを考慮した。）のであるが、国会修正により暫定的に55歳以上とされたものである（労働省労災補償部編「新 労災保険法」昭和41年10月 ｐ318）。




注）遺族（補償）等年金を受給できる遺族がいない場合、夫（55歳未満かつ一定の障害を有しない者に限る。）は遺族（補償）等一時金を受給できる。

# 給付水準について～改正の経緯～

**昭和２２年の制定時以来、遺族（補償）等給付の給付水準は以下のように変化してきた。**

| | S22制定 | S40改正 | S45改正 | S49改正 | S55改正 | H７改正 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 給付内容 | 一時金　平均賃金の1,000日分 | 年金　1人　給付基礎年額の30%<br>2人　給付基礎年額の35%<br>3人　給付基礎年額の40%<br>4人　給付基礎年額の45%<br>5人以上　給付基礎年額の50% | 1人　給付基礎年額の30%〔50歳以上55歳未満の妻35%、55歳以上又は一定障害の妻　40%〕<br>2人　給付基礎年額の45%<br>3人　給付基礎年額の50%<br>4人　給付基礎年額の55%<br>5人以上　給付基礎年額の60% | 1人　給付基礎年額の35%〔50歳以上55歳未満の妻40%、55歳以上又は一定障害の妻　45%〕<br>2人　給付基礎年額の50%<br>3人　給付基礎年額の56%<br>4人　給付基礎年額の62%<br>5人以上　給付基礎年額の67% | 1人　給付基礎日額の153日分(42%)〔55歳以上又は一定障害の妻　175日分(48%)〕<br>2人　給付基礎日額の193日分（53%）<br>3人　給付基礎日額の212日分（58%）<br>4人　給付基礎日額の230日分(63%)<br>5人以上　給付基礎日額の245日分(67%) | 1人　給付基礎日額の153日分(42%)〔55歳以上又は一定障害の妻　175日分(48%)〕<br>2人　給付基礎日額の201日分(55%)<br>3人　給付基礎日額の223日分(61%)<br>4人以上　給付基礎日額の245日分(67%) |
| | | 一時金　給付基礎日額の400日分 | 給付基礎日額の1,000日分 | | | |
| 考え方 | 死亡の場合の100%労働能力喪失に対し、障害の最も重い1級の場合をILO第22号勧告を考慮して150%の喪失とし、1,340日（障害補償第1級）×100/150=893日を算出。その上で、諸外国の立法例において完全労働能力喪失と死亡とを同様に見ること等を考慮して1,000日分に修正。 | ○年金：ILO第102号条約において、標準家族（妻と子2人）については40%の給付率とされていることを考慮し、遺族3人の場合を40%とするとともに、上下に10%ずつの幅を設け、遺族1人の場合を30%、遺族5人の場合には最高を50%とする。最高を50%とすることについては、完全労働能力喪失の場合を50%とすることとの均衡を考慮。<br>○一時金：遺族補償年金を受ける遺族の平均家族数に対応する給付基礎日数の3年分を現価に計算した額 | ○年金：ILO第121号条約において、標準家族については50%の給付率とされていることを考慮。最高を60%とすることについては、完全労働能力喪失の場合を60%とすることとの均衡を考慮。<br>○一時金：労働基準法等の他の制度においては同様の遺族に対して平均賃金の1,000日分の一時金を支給することとされていることとの均衡を考慮。 | ○年金：ILO第121号勧告において、完全労働能力喪失の場合の給付率は67%とされていることを考慮して、遺族5人以上の給付率を引上げ、それ以外の遺族数の場合についても同じ割合で引き上げた。 | ○年金：遺族数が少ない場合を重点に引き上げた。具体的には、遺族数5人以上の給付率は現行どおり67%とし、それ以外の遺族数の給付率は、これを基準としつつ、被災労働者の遺族の家庭の消費支出の実態に鑑み、死亡労働者本人も含めた世帯の消費支出水準とこれを除いた世帯人数の消費支出水準との比較により給付率の格差を算定する方法により算定。 | ○年金：最高給付日数の支給対象となる遺族数を4人以上とする等により、遺族（補償）年金の額を引き上げた。また、受給資格者たる子・孫等の年齢要件を緩和し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとした。 |
| 備考 | 受給資格者は労働基準法の災害補償と同じ。 | 受給資格者は現行と同じ。 | | | | |

# 給付水準について～金額の考え方～

現行の遺族（補償）等給付の金額の算定方法は昭和55年改正時に採用されており、考え方は下記のとおり。

○　遺族補償年金の額は、別表第一に規定するところによって給付基礎日額の153～245日分とされる。
　すなわち、その額は、受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数によって異なり、また、受給権者が妻であり、妻以外に受給資格者がない場合においては、その妻の年齢若しくは障害の状態によって異なるものとされている。
　遺族1人の場合の給付率は、次の式によって算定された。

$$\text{遺族1人の場合の原則的なケースの給付率} = 67(\%) \times \frac{\text{家族数1人の家計の消費支出額（101,833円）}}{\text{家族数2人の家計の消費支出額（162,465円）}} = 42.0(\%)$$

（家族数２人の家計の消費支出額は、昭和53年度総理府統計局家計調査報告、家族数1人の家計の消費支出額については、経企庁「消費動向調査（独身勤務者）」による。）

すなわち、被災前の被災者本人を含めた世帯人数の消費支出水準を給付基礎日額の245日分（被災労働者が労働能力を完全に喪失した場合の基本的な給付水準であって、被災前における労働者の収入の約67パーセントに相当）とし、また、被災後の遺族の家庭の消費支出水準は、被災前に比べて被災者本人の消費支出額を除いた消費支出の水準となるものと考え、これを家族数2人の家計の消費支出額に対する家族数1人の家計の消費支出額の割合とみたものである。また、遺族4人以上の場合については、ILO第121号勧告において、遺族の全部に支払われる給付の合計について最大限を規定する場合には、その最大限は永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又は身体機能の相当喪失（わが国の労災保険制度では障害等級第３級（※）に相当）について支払われる給付額を下らないものとすべきであるとしているのを受けて、給付基礎日額の245日分を給付率としている。

また、遺族数が2人及び3人の場合の給付率は、遺族数1人の場合の給付率を42パーセントとしたこと及び遺族数4人以上の場合の給付率を67パーセントとすることを前提とし、遺族の人数に応ずる給付水準がこれらとバランスのとれたものとなるよう定められている。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール５-」 p 443-444）

※ 給付基礎日額の245日分が支給される。

# 給付水準について～特別加算～

## 特別加算

○　遺族（補償）等年金の受給権者たる妻が、①55歳以上又は②一定の障害の状態にある場合に、生計を同じくする他の受給資格者がないときには、給付基礎日額の22日分の加算（特別加算）がなされた区分が適用される（法第16条の３及び別表第１）。

例：18歳未満の子どもがいない55歳以上の寡婦は、**給付基礎日額の153日分ではなく、給付基礎日額の175日分が給付される**。

○　高齢又は一定障害の妻の区分は昭和45年の改正時に設けられたもので、当時の生計費調査等に基づき生活実情に即した額が設定され、単身者（給付基礎日額の30%）は家族のある者（家族2人：同45%、家族３人：同50%、家族4人：同55%、家族５人以上：同60%）に比べ生計費はかからないが、単身者のうち高齢又は一定障害の妻は就労が困難であることから、50歳以上55歳未満の妻の場合は同35%、55歳以上または一定障害の妻は同40%とされたところ。

その後、昭和55年改正において、50歳以上55歳未満の妻に対する区分は最低限（遺族１人の場合）に統合されたところ、現行制度では55歳以上又は一定障害の妻に対する区分（同48%（175日分））のみとなっている。

**【参考】特別加算創設当時（昭和45年）の考え方**

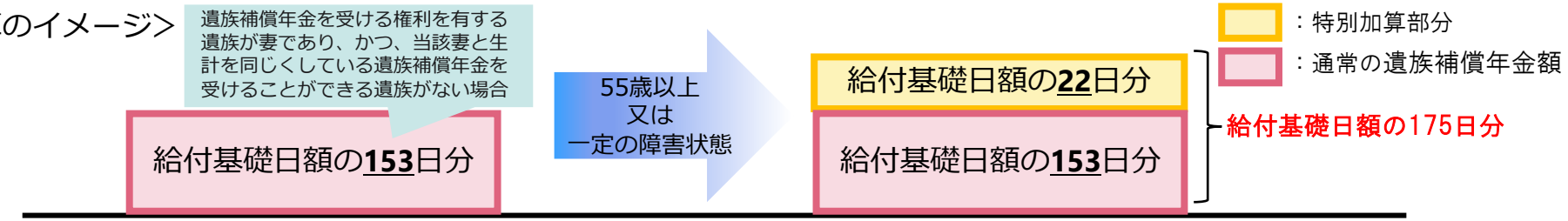
既に述べたように、遺族一人の場合の年金額は、従来同様給付基礎年額の30パーセントに据え置くものとしているが、その遺族が高齢・廃疾の妻の場合には5～10パーセントを加算するものとしている。すなわち、50歳以上55歳未満の妻の場合には給付基礎年額の35パーセントとし、55歳以上または一定の廃疾の妻の場合には40パーセントとしている。

これは、若年の妻は単身の場合には身軽なため就労が可能であって年金以外にも相当程度の所得が期待されるのに対し、高齢・廃疾の妻は、就労の機会が困難の度を高めるので、その妻という特別の身分に着目し、その生活の安定に資するためにとくにこのような加算を行うこととしたもので、諸外国においても同様の制度を認めている例がかなりみうけられる･･･（略）･･･。

なお、この加算は、遺族が一人の場合（その妻と生計を同じくする遺族がない場合）にのみ認められるもので、たとえば、18歳未満の子（受給資格者）を養育している妻については、その妻が50歳以上または廃疾であってもこのような加算は行わない。けだし、この加算は単身の若年の妻については就労等によって年金以外にも相当程度の所得をうることが期待されるのに対し、高齢・廃疾の妻はかりに単身であっても年金以外の所得をうることは、困難な実情を考慮して設けられたものである。ところが、子等を扶養しなければならない妻については若年であれ、高齢・廃疾であれ、就労が困難であることはさほど相違なく、この改正ではこの点をも考慮して遺族が二人の場合の年金額をとくに手厚くしているわけであり、このような事情で、かかる場合には加算を行わないものとしているのである。（稲葉哲「労災保険の変遷と展望」昭和62年3月 p256～257）

注）昭和55年法改正による給付引上げに伴い、現在の年齢区分に変更。

<特別加算のイメージ>



# （参考）石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の概要

## 1．制度概要

○　死亡労働者等の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給するもの。

## 2．特別遺族給付金の支給対象者

○　特別遺族給付金には、（１）特別遺族年金と（２）特別遺族一時金（1200万円）の２種類がある。なお、特別遺族一時金は特別遺族年金の受給資格を有する遺族が存在しない場合に、その他の遺族に支給される。

| 特別遺族年金 | 特別遺族一時金 |
|---|---|
| ① 妻又は55歳以上若しくは一定障害の夫<br>② 18歳以下（注）又は一定障害の子<br>③ 55歳以上又は一定障害の父母<br>④ 18歳以下又は一定障害の孫<br>⑤ 55歳以上又は一定障害の祖父母<br>⑥ 18歳以下若しくは55歳以上又は一定障害の兄弟姉妹<br>注）「18歳以下」の者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 | ①配偶者<br>②死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母<br>③上記②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹 |

○　特別遺族年金を受けることができる範囲の遺族（受給資格者）は、死亡労働者等の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者等であって、一定期間中に婚姻をした等の状態にない必要があるが、全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうちの最先順位者（受給権者）だけが受けることができる。受給権者の順位は上記表のとおり。（石綿健康被害救済法第60条等）

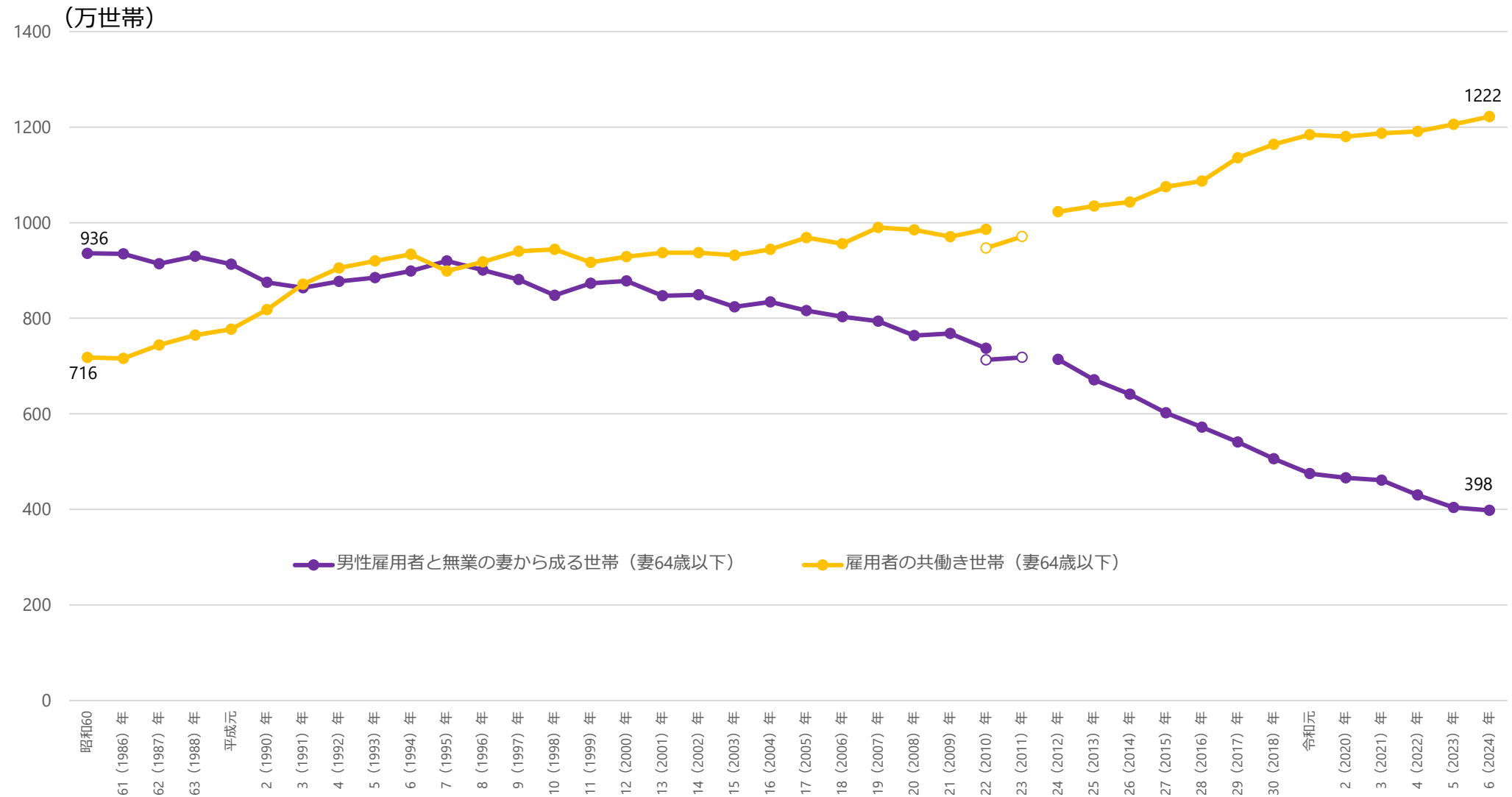
## 3．年金額

遺族（受給権者及び受給権者と生計を同じくする受給資格者）の数に応じ、下記の年金額が支給される。

| 遺族数 | 特別遺族年金の内容（年額） |
|---|---|
| １人 | 240万円 |
| ２人 | 270万円 |
| ３人 | 300万円 |
| ４人以上 | 330万円 |

# （参考）世帯構成の推移（妻が64歳以下の世帯）

○　妻が64歳以下の世帯構成について、1980年代は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」の方が「雇用者の共働き世帯」に比べて多かったが、1990年代を境に逆転し、2024年では３倍程度の差となっている。




（出典）男女共同参画白書　令和７年版　※平成22年及び平成23年（白抜き表示）は、岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果

# （参考）遺族（補償）等年金の支給状況①　受給権者数

2024年８月時点集計

○　遺族（補償）等年金の受給権者を属性別にみると、「妻」が全受給権者の約88%となっている。また、年齢別にみると、70歳以上の受給権者が約75%となっている。

## 受給権者の属性別、年齢階級別の受給権者数

| | 受給権者数 | | （年齢別内訳） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年齢計 | 割合 | 0～4歳 | 5～9歳 | 10～14歳 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
| 夫 | 1,299 | 1.2% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 妻 | 92,857 | 87.7% | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 82 | 173 | 483 | 956 | 1,945 |
| 子 | 1,903 | 1.8% | 5 | 74 | 265 | 273 | 18 | 16 | 15 | 24 | 44 | 85 |
| 父母 | 8,056 | 7.6% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 孫 | 590 | 0.6% | 13 | 61 | 163 | 172 | 16 | 19 | 23 | 29 | 27 | 28 |
| 祖父母 | 400 | 0.4% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 兄弟姉妹 | 828 | 0.8% | 2 | 7 | 17 | 28 | 2 | 1 | 9 | 8 | 11 | 28 |
| 合計 | 105,933 | | 20 | 142 | 445 | 473 | 50 | 118 | 220 | 544 | 1,038 | 2,088 |
| 割合 | | 100% | 0.0% | 0.1% | 0.4% | 0.4% | 0.0% | 0.1% | 0.2% | 0.5% | 1.0% | 2.0% |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90～94歳 | 95～99歳 | 100歳以上 |
| 夫 | 0 | 1 | 43 | 110 | 255 | 280 | 270 | 217 | 98 | 20 | 4 |
| 妻 | 3,083 | 3,907 | 4,915 | 7,036 | 12,793 | 14,685 | 16,420 | 14,908 | 8,373 | 2,647 | 437 |
| 子 | 157 | 189 | 201 | 216 | 183 | 82 | 34 | 20 | 2 | 0 | 0 |
| 父母 | 3 | 2 | 206 | 590 | 1,299 | 1,505 | 1,789 | 1,473 | 801 | 285 | 102 |
| 孫 | 21 | 10 | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 祖父母 | 0 | 0 | 1 | 6 | 17 | 38 | 76 | 79 | 110 | 63 | 10 |
| 兄弟姉妹 | 24 | 30 | 57 | 104 | 176 | 112 | 95 | 72 | 28 | 16 | 1 |
| 合計 | 3,288 | 4,139 | 5,429 | 8,063 | 14,724 | 16,702 | 18,684 | 16,769 | 9,412 | 3,031 | 554 |
| 割合 | 3.1% | 3.9% | 5.1% | 7.6% | 13.9% | 15.8% | 17.6% | 15.8% | 8.9% | 2.9% | 0.5% |

(注)　2022年度末時点の年金受給権者数。

(注)　１人の被災者に対して受給権者が複数人いる場合、複数人全てを計上している。
例：親死亡により受給権を得た子11歳、子7歳は、それぞれ「10～14歳」、「5～9歳」に１名ずつ計上。

# （参考）遺族（補償）等年金の支給状況②　支給決定件数

2024年８月時点集計

○　2023年度に遺族（補償）等年金が支給決定された2,202件について、うち男性が被災した場合の支給決定件数は2,127件であり、多くが男性被災者となっている。

## 被災者の男女別　遺族（補償）等年金、遺族（補償）等一時金の支給決定件数

| 年度 | 男性 | | | 女性 | | | | 男女計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年金 | 一時金 | 計 | 年金 | うち若年停止 | 一時金 | 計 | 年金 | 一時金 | 計 |
| 2013年度 | 2,761 | 423 | 3,184 | 90 | 1 | 57 | 147 | 2,851 | 480 | 3,331 |
| 2014年度 | 2,775 | 477 | 3,252 | 78 | 3 | 49 | 127 | 2,853 | 526 | 3,379 |
| 2015年度 | 2,614 | 411 | 3,025 | 65 | 0 | 51 | 116 | 2,679 | 462 | 3,141 |
| 2016年度 | 2,517 | 424 | 2,941 | 70 | 1 | 55 | 125 | 2,587 | 479 | 3,066 |
| 2017年度 | 2,328 | 472 | 2,800 | 71 | 1 | 47 | 118 | 2,399 | 519 | 2,918 |
| 2018年度 | 2,389 | 467 | 2,856 | 58 | 2 | 47 | 105 | 2,447 | 514 | 2,961 |
| 2019年度 | 2,189 | 410 | 2,599 | 61 | 2 | 49 | 110 | 2,250 | 459 | 2,709 |
| 2020年度 | 2,208 | 429 | 2,637 | 65 | 2 | 62 | 127 | 2,273 | 491 | 2,764 |
| 2021年度 | 2,217 | 463 | 2,680 | 71 | 0 | 40 | 111 | 2,288 | 503 | 2,791 |
| 2022年度 | 2,081 | 515 | 2,596 | 48 | 1 | 52 | 100 | 2,129 | 567 | 2,696 |
| 2023年度 | 2,127 | 542 | 2,669 | 75 | 0 | 60 | 135 | 2,202 | 602 | 2,804 |

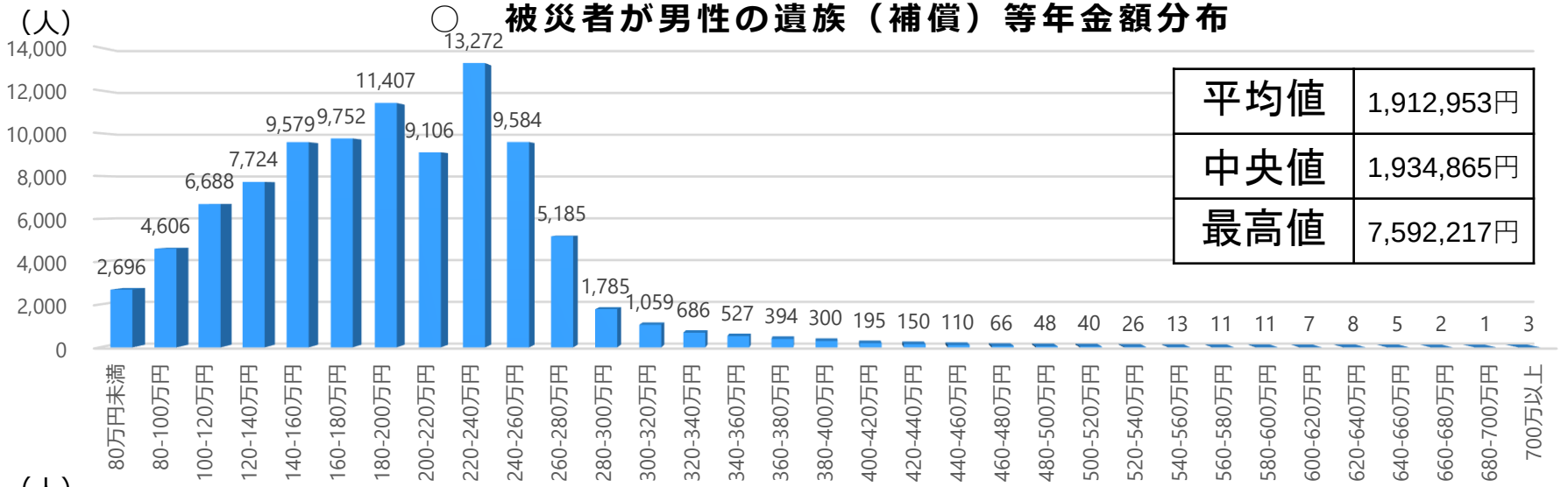
注1）　受給権者が失権した場合の差額一時金及び毎月勤労統計の訂正に伴う追加給付は除いて集計。
注2）　前払一時金は年金に含む。
注3）　「うち若年停止」欄には、妻が死亡した当時、55歳以上60歳未満であった夫が60歳に達したことにより、新規に受給することとなった件数を計上。
注4）　特別遺族年金、特別遺族一時金の支給決定も含めた件数。
注5）　2023年度の被災者が女性で遺族が一時金を受給している60件に係る受給者の内訳は、夫２、子41、父母11、兄弟姉妹６。

# （参考）遺族（補償）等年金の支給状況③　年金額分布(2023年度)

2024年８月時点集計

○　被災者が男性の場合と女性の場合で、遺族（補償）等年金額の平均値に約70万円ほどの差がある。

## ○　被災者が男性の遺族（補償）等年金額分布




| | |
|---|---|
| 平均値 | 1,912,953円 |
| 中央値 | 1,934,865円 |
| 最高値 | 7,592,217円 |

## ○　被災者が女性の遺族（補償）等年金額分布




| | |
|---|---|
| 平均値 | 1,239,932円 |
| 中央値 | 1,113,609円 |
| 最高値 | 4,450,080円 |

(注)　2022年度末の年金受給権者（属性が不明な者を除く）に、2023年度中に支払われた遺族（補償）等年金額を調べたものであり、以下の条件で集計している。

1. 年金額には特別支給金を含む。
2. 2023年度中の年金の支払いが６回あった者に限定。
3. 特別支給金を除く遺族（補償）等年金額が最低限度額×153日～最高限度額×245日に収まる者に限定。
4. 被災者１人に対して受給権者が複数人いる場合には、複数の受給権者の年金を合算して、被災者１人に対して受給権者が１人になると仮定した年金額。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 消滅時効

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 消滅時効について

## 現行制度

労働基準法上の災害補償請求権は、行使できるときから２年間行わない場合に消滅すると定められている。また、労災保険法上の給付請求権は、療養補償給付 、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等については行使できるときから２年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付等については行使できるときから５年を経過したとき消滅すると定められている。

## 論点

**①　災害補償請求権及び労災保険給付請求権に係る消滅時効について、期間の見直しの要否をどのように考えるか。**

**②　仮に消滅時効期間を見直すとした場合の方策についてどのように考えるか。**

**③　他の社会保険と異なる労災保険特有の事情についてどのように考えるか。**

## 研究会中間報告書（抜粋）

消滅時効期間の在り方に関しては、（２）～（４）（※「（２）現行の時効期間に見直しは必要か」「（３）何らかの手当を行う場合に考え得る方法について」「（４）他の社会保険と異なる労災保険特有の事情があると考えられるか」）までの論点について検討をしてきたが、いずれも委員の意見が分かれ、統一的な結論を得るには至らなかった。

消滅時効期間の在り方については、被災労働者の保護の観点から、これらの意見も踏まえて、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

# 消滅時効について

## （参考）研究会での主な意見

**（２）現行の時効期間に見直しは必要か**

災害補償請求権及び労災保険給付請求権に係る消滅時効期間の見直しについては、請求手続自体が疾病の増悪を生じ得る場合には一定の配慮が必要であるとする意見があった一方、被害者の早期の権利実現を目指すべきであり、相談援助や周知等の運用改善で対応すべきとして見直しを前提としない意見もある等、その要否に関して意見が分かれた。

具体的には、

○　事故性の災害は、発生事実が明らかであり、消滅時効期間を延長する理由はないものの、精神障害等の発症のように被災労働者にとって業務起因性が必ずしも明らかでない場合があることや請求手続等自体が疾病の増悪を招く場合には一定の配慮が必要である。

として、消滅時効期間の見直しに肯定的な意見があった一方、

○　原則として早期に請求を行うことで、証拠収集が容易になり、被災労働者の権利の実現につながる。

○　厚生労働省が行った実態調査によれば、請求人の失念や事業主の手続漏れなどがみられることから、相談援助や周知の仕組みが必要である。

として、消滅時効期間の見直しを前提としない意見もあった。

# 消滅時効について

## （参考）研究会での主な意見

**（３）何らかの手当を行う場合に考え得る方法について**

仮に消滅時効期間を見直すとした場合の方策についても複数の意見が示されたところ、一定の特例を設けるべきとする意見と一律に期間を延長すべきとする意見とに分かれた。

具体的には、一定の特例を設けることが適当と考える意見としては、

○　たとえばアメリカ・ニューヨーク州では、事故性の災害については補償を２年以内に請求しなければならないというように厳格だが、職業病については、明文上「知り又は知るべきであった時から２年」としている。これをヒントに労災保険でも時効期間を延長するのではなく起算点の特例を考えることが早期に法律関係を確定する要請と労働者本人の業務起因性の認知の難しさの調整になるのではないか。

といったものがあった。一方で、一律に期間を延長すべきとする意見としては、

○　平成29年の民法改正により、消滅時効期間の起算点について、「主観的起算点」と「客観的起算点」に二元化されたところ、労災保険法第42条は後者を採用することが明記された等の法改正の経緯を踏まえれば、被災労働者の主観的事情をもって消滅時効の起算点が変動することは適当でない。一方で、労災保険給付請求権の行使は常に容易ではなく、業務上の傷病であることの認知も当然にできるとは言えないこと、また、賃金と同じ消滅時効とすることで使用者の労務管理に追加で負担を与えるとは考えられないことから、消滅時効期間については、労働基準法の改正を踏まえ５年間に揃えることが望ましい。

○　消滅時効期間の例外を設けるのであれば、明確な基準設定がなければ受給権者の地位が不安定になる懸念もあることから、当面は３年間に延長し、賃金請求権に係る消滅時効の動向を見守って、さらに５年への延長についても検討してはどうか。他方で、２年間の消滅時効期間が５年間に延長されたとしても、請求が困難な事例がすべて救済されるとは考えにくく、これを超えた特例の対象が定義できるかについては引き続き検討が必要である。

といったものがあった。

なお、消滅時効期間を見直す場合に考慮すべき点として、

○　労災保険では、他の社会保険や民法などよりも早期の法的安定性を要すると考えられる仕組みも散見され、短期の消滅時効が置かれていることにも説得力がある。

例えば労働基準法第19条の業務災害における解雇制限、労働基準法第83条、労災保険法第12条の５にある「退職後の補償や保険給付に影響がない」とする仕組みである。つまり、解雇制限については、業務災害ではないと考えられていた労働者を解雇して、その後業務災害であると認定された場合は混乱を来すのではないか。また、退職後にも補償や給付を認める仕組みは、退職後に各種の証拠が散逸しやすいだろうことを考えると、あまり長期の時効期間は予定していないように思う。仮に消滅時効を延ばすこととなった際には、これらの規定とも調整が必要ではないか。

との指摘もあった。

# 消滅時効について

## （参考）研究会での主な意見

**（４）他の社会保険と異なる労災保険特有の事情があると考えられるか**

労災保険に特有の事情を見出し得るという意見があった一方で、労災保険に特有の事情を見出し得ないとの見解もあり、意見が分かれた。

具体的には、

○　被災労働者にとって、自らの疾病等が業務上であるかどうかの認識は難しく、例えば、健康保険の場合であれば、発熱等の体調不良が生じれば保険事故の発生が認識できるが、労災保険では、そもそも疾病が業務に起因するものなのかは当然に認知できないこともある。

　早期に法律関係を確定させる要請と労働者が自身の業務災害を認知できないこととの調整を図る必要がある点において、労災保険は他の社会保障などと異なる取扱いをすることも許容される。

○　請求に際して、資料を収集し、事業者とコンタクトを取ることは、厳密には労災に限られないが特徴的な面であり、相対的に労災に一定の特殊性を認めてもよいのではないか。

との意見があった一方で、

○　健康保険や雇用保険でも受給者側から請求が必要な給付はあり、時効は２年間で統一されているところ、請求手続があることのみをもって時効を延ばす理由にはならず、仮に見直すのであれば制度横断的に検討する必要がある。

との意見があった。

# 災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効

## 労働基準法と労災保険法における消滅時効

- 労働基準法における災害補償請求権は、行使できるときから２年間で消滅する（労基法第115条）。
- 労災保険法上の給付請求権は、行使できるときから２年間で消滅する給付と５年間で消滅する給付がある（労災保険法第42条第１項）。

**労働基準法第115条**
　この法律の規定による賃金の請求権はこれを行使することができる時から５年間、この法律の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行使することができる時から２年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

**労災保険法第42条**
　療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から２年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から５年を経過したときは、時効によつて消滅する。

- ここでいう「行使できるとき」とは、権利を行使するのに法律上の障害がなくなった時であり、権利者の一身上の都合で権利を行使できないことや、権利行使に事実上の障害があることは影響しない。したがって、権利者が権利の存在を知らない場合にも、原則として、時効は進行する（客観的起算点）。

# （参考）労働基準法と労災保険法の関係と消滅時効期間

## 労働基準法

待期期間３日分の休業補償を支払います。

事業主

**待期期間３日分の休業補償を請求**
（４日目以降は労災保険により給付）

業務上の負傷等で４日以上療養を伴う休業をしました。

労働者

業務上の負傷等と認められるので、労災保険給付を行います。

**療養（補償）等給付、休業（補償）等給付を請求**

労働基準監督署

行使できるときから
**２年間**

休業補償であれば休業した各日の翌日が時効の起算点



**請求権は消滅**

## 労災保険法

業務上の負傷等で後遺障害が残りました。

死亡労働者の遺族

労働者

業務上の負傷等で労働者が死亡しました。

業務上の負傷（死亡）等と認められるので、労災保険給付を行います。

**遺族（補償）等給付、障害（補償）等給付を請求**

労働基準監督署

行使できるときから
**５年間**

遺族補償であれば労働者が死亡した日の翌日が時効の起算点
なお、遺族（補償）等給付及び障害（補償）等給付は、支給が長期間にわたる、高額であるなど、労働者や遺族の長期的な生活保障の目的があることから、消滅時効期間は５年とされている。

# （参考）労災保険給付（消滅時効が2年のもの）における時効の起算点

## 消滅時効に係る起算点

○　休業（補償）等給付、療養の費用、介護（補償）等給付、葬祭料等の時効起算点は、それぞれ以下のとおり。（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法−労働法コンメンタール５−」ｐ728～729）

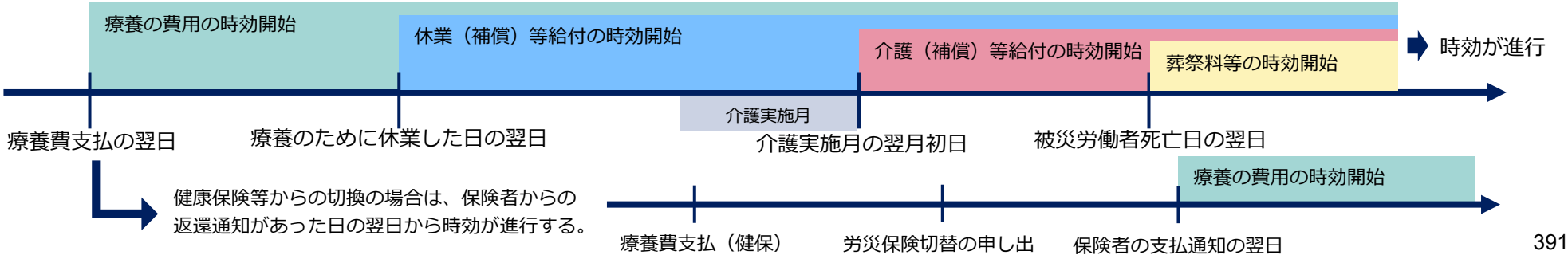
・休業（補償）等給付：業務上の傷病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日ごとに受給権が発生。それぞれの請求権について、発生日（療養のために休業した各日）の翌日から時効が進行する。

・療養の費用　　：療養の費用を支出した都度（又は当該費用の支出が具体的に確定した都度）受給権が発生。それぞれ、その翌日から当該費用ごとの支給請求権の時効が進行する（注）。

（注）健康保険等からの切替の場合、保険者から返還通知（納入告知）がなされるまで、請求人は保険者への返還義務（具体的な返還額を含む。）を知り得ないものであることから、保険者から費用の返還通知（納入告知）があったときを当該費用の支出が具体的に確定した日（権利を行使することができる日）として取り扱う。（平成29年2月1日基補発0201第1号「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」）

・介護（補償）等給付：当該給付は月単位で支給することとしており、受給権を行使し得るのは支給事由（一定の障害の状態に該当し現に介護を受けた事実）が生じた月の翌月の初日以降であることから、支給事由が生じた月の翌月の初日から時効が進行する。

・葬祭料等　　：葬祭に要した費用に対する実費補償として支給されるものではなく、葬祭を行う者に通常葬祭に要する費用として支給されるものである。労働者が死亡した日の翌日から受給権の時効が進行する。



# 災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効

## 経緯①

- 平成29年の民法改正では、一般債権の消滅時効の期間の統一化や短期消滅時効の廃止等が行われた。
- 民法改正に伴い、令和２年に労基法が改正され、**賃金請求権の消滅時効期間を５年間（当面は３年間）とする等の見直し**が行われた（令和２年４月１日施行）。一方で、**災害補償請求権の消滅時効期間については現行の２年間が維持**された。この点、当該改正に先立つ、労働政策審議会の建議（令和元年12月27日）では、災害補償請求権の時効期間を維持した考え方について、以下のとおり記載されている。

> 災害補償の仕組みでは、労働者の負傷又は疾病に係る事実関係として業務起因性を明らかにする必要があるが、時間の経過とともにその立証は労使双方にとって困難となることから、早期に権利を確定させて労働者救済を図ることが制度の本質的な要請であること。
>
> 加えて、労災事故が発生した際に早期に災害補償の請求を行うことにより、企業に対して労災事故を踏まえた安全衛生措置を早期に講じることを促すことにつながり、労働者にとっても早期の負傷の治癒等によって迅速に職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれること。
>
> なお、仮に見直しを検討する場合には、使用者の災害補償責任を免除する労災保険制度は当然のこと、他の労働保険・社会保険も含めた一体的な見直しの検討が必要である。
>
> 注）雇用保険や健康保険の給付請求権の消滅時効期間は２年

# 災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効

## 経緯②

- **また、令和２年改正法附則では、施行後５年を経過した際に検討を行うこととされている**ことに加え、法案審議の際の附帯決議において、**労災保険法上の給付請求権についても併せて検討する**ことが求められている。

**【参考】令和２年改正法における附帯決議**

○ 災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、検討を行うこと。（令和２年３月11日衆・厚労委）

○ 災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、速やかに専門的見地からの検討に着手すること。（令和２年３月24日参・厚労委）

**【参考】令和２年改正法案審議に係る質疑（衆議院）**

○ （質疑者）
災害補償請求権について最後に伺いたいと思います。これについては現行のまま2年とされたんですけれども、そもそも審議会で十分に議論されておりましたでしょうか。例えば、業務に起因してメンタルヘルスに係る疾患を発症した場合に、こういったケースというのはすぐに災害補償請求はできないと思います。ある程度治癒してから請求しようとした場合に、消滅時効によって請求権が消滅している場合もあると考えられます。災害補償請求権は労災保険とあわせて見直す必要があるのではないかと考えますけれども、いかがですか。

○ 加藤勝信国務大臣
災害補償請求権は、労働基準法上創設された権利であります。これまでも、民法の一般債権の消滅時効期間は10年とされた中で、労基法では2年の消滅時効期間とされております。今回の民法改正で一般債権の消滅時効期間が原則5年となった場合においても、現行の消滅時効期間である2年を維持したところであります。災害補償の仕組みでは、労働者の負傷等の業務起因性を明らかにする必要があるわけですが、時間の経過とともにその立証は困難となり、早期に権利を確定させ、労働者の救済を図る必要があること、また、労災事故が発生した際に早期の災害補償の請求を行うことにより、企業に安全衛生措置を早期に講ずることを促すことにつながり、労働者にとっても迅速な職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれるといった議論もあって、労政審の審議において、現行の2年を維持するということが適当とされたと承知をしております。なお、災害補償及び労災保険給付の請求権の消滅時効については、疾病に罹患する等により実際に療養や休業等をするときから進行するものであります。メンタルヘルスのような疾病については、現実に療養等をした時点から消滅時効が進行するということになります。

○ （質疑者）
答えていただいていないんですけれども、審議会の経緯をたどってみても、十分に議論は行われていません。やはり労災保険のあり方とあわせてしっかりと今後の課題として見直していっていただきたい、そのことは強く申し上げます。・・・（後略）（令和２年３月11日衆・厚労委）

# 災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効

## 経緯③

**【参考】令和２年改正法案に係る質疑（参議院）**

○　（質疑者）

確認しますが、労政審労政審と言われますけど、この件については、ちゃんとした専門家を交えた議論、検討、これしていただいたんでしょうか。労政審のメンバーだけじゃない、これは今の多様な、先ほども申し上げたとおり、多様な働き方があります。特に、昨今は残念ながら精神障害、様々な職場関係でメンタルヘルス含めた問題がもう本当に増加してしまっています。そうすると、この災害補償についても、この2年という範囲の中では請求できない方々って現におられるんじゃないですか。いないと言い切れるんですか。2年のままで大丈夫だって、大臣、これ責任持って言い切れるんですか。できない現状があるんじゃないでしょうか。そういう検討をちゃんとしたんですか、今回。

○　政府参考人（坂口卓君）

繰り返しになりますけれども、この災害補償の関係については、先ほども申し上げましたように、やはり業務起因性を明らかにするということとの関係では、やはり時間と経過がございますと立証が困難になるというようなこともあるということで今回のような議論にも至ったということでございますし、また、検討の過程という形でございますと、今回、労政審に先立っては、消滅時効についてそういった点も、その他の請求権、賃金請求権以外の消滅時効の観点も含めて、学者の方に集まっていただいて、この消滅時効の在り方についての論点の整理をしていただいた上で労政審の方では御議論をいただいたということでございまして、そういった必要な点の議論も含めてこういった労政審での御議論をしていただいたということかと考えております。（令和２年３月24日参・厚労委）

**【参考】令和２年改正法案に係る反対討論（参議院）**

○　（質疑者）

私は、労働基準法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

・・・（中略）・・・さらに、災害補償請求権は2年に据え置かれています。この期限がうつ病など精神疾患による労働災害で休職した場合の補償請求の壁になっています。労災保険法と併せた早急な見直しを求めるものです。以上、反対討論といたします。（令和２年３月24日参・厚労委）

# （参考）労災保険給付に係る時効期間徒過理由

## 時効期間徒過件数

○ 令和２年度～５年度における労災保険の不支給決定のうち、時効期間を徒過し、支給に至らなかった件数は以下のとおり（注）。

・休業（補償）等給付：３３８件（不支給決定総件数４７，５６０件に占める割合　０．７%）
・療養の費用　　：５０２件（不支給決定総件数２０，２５３件に占める割合　２．５%）
・介護（補償）等給付：３７９件（不支給決定総件数　１，２７２件に占める割合２９．８%）
・葬祭料等　　：　５４件（不支給決定総件数　２，０９２件に占める割合　２．６%）

（注）消滅時効期間が２年の給付について調査。ただし、現物給付及び年金前払一時金を除く。

## 時効期間を徒過した理由

○ 令和２年度～５年度に請求書を受理した上記４つの給付に係る事案のうち時効期間を徒過して請求されたものについて、その理由を把握できた件数及び理由の内訳は下表のとおり（注）。（注）療養の費用については、施術機関からの請求を除き、労働者や遺族からの請求に限る。

| | 休業 | | 療養 | | 介護 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 請求人の制度の不知・誤解 | 8件 | 13.3% | 7件 | 21.2% | 5件 | 23.8% |
| ② 請求人が手続を失念していた | 6件 | 10.0% | 7件 | 21.2% | 10件 | 47.6% |
| ③ 事業主等の手続漏れ | 18件 | 30.0% | 6件 | 18.2% | 0件 | 0.0% |
| ④ 書類の不揃い・紛失等のため手続遅滞 | 9件 | 15.0% | 6件 | 18.2% | 2件 | 9.5% |
| ⑤ 多忙等により手続が遅滞した | 4件 | 6.7% | 1件 | 3.0% | 2件 | 9.5% |
| ⑥ 保険会社等との調整に時間を要した（第三者行為災害） | 6件 | 10.0% | 1件 | 3.0% | 0件 | 0.0% |
| ⑦ その他 | 9件 | 15.0% | 5件 | 15.2% | 2件 | 9.5% |
| （その他の事例） | ○ 逮捕後勾留され服役しており、請求できなかった<br>○ 健康保険からの切替えであり、請求時には既に時効期間が徒過していた | | ○ 医療機関への支払を滞納しているうちに時効期間を徒過した | | ○ 障害補償給付の決定後（症状固定から２年経過後に障害請求）に介護請求を行った | |
| 計 | 60件 | 100.0% | 33件 | 100.0% | 21件 | 100.0% |

○ 葬祭料については、時効期間経過後に請求された事案のうち、理由が把握できる事案は１件（請求人の制度の不知・誤解）のみだった。

○ 「令和２～５年度に請求を受け付けた事案のうち、請求日が時効期間経過後のもの」について、時効起算点から請求書受理日までに経過した期間を年数ごとにまとめて割合をとると、３年目までに請求のあった割合が75.5%、４年目までが88.6%、５年目までが94.1%であった。

# （参考）民法上の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

## 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間の見直し内容

- 民法（明治29年法律第89号）上の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間については、損害及び加害者を知った時から３年間、かつ、不法行為の時から20年間とされている（同法第724条）。また、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間については、損害及び加害者を知った時から５年間、かつ、不法行為の時から20年間とされている（同法第724条の２）。
- 不法行為による損害賠償請求権については、従前、人の生命又は身体が侵害された場合であるか、その他の利益が侵害された場合であるかの区別はされていなかったところ、
  - 人の生命・身体という利益は、財産的な利益などと比べて保護すべき度合いが強く、その侵害による損害賠償請求権については、権利を行使する機会を確保する必要性が高いといえること
  - 生命・身体について深刻な被害が生じた後、被害者は、通常の生活を送ることが困難な状況に陥るなど、速やかに権利を行使することが難しい場合も少なくないこと

  から、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権について、特別に権利を行使することができる期間を長くしたもの（令和２年４月１日施行）。

（出典）法務省HP「民法の一部を改正する法律（債権法改正）について」

民法（抄）
（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）
第724条　不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
一　被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
二　不法行為の時から二十年間行使しないとき。

（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）
第724条の２　人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額

# 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

## 現行制度

休業（補償）等給付などの給付額を算定するに当たっては、「給付基礎日額」を算定の基礎として用いるが、給付基礎日額は、原則として労働基準法第12条に定める平均賃金に相当する額とされ、平均賃金を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる場合は、平均賃金とは異なる方法で算定することとなっている。

労働者が、疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合の災害補償に係る平均賃金及び給付基礎日額の算定方法については、疾病発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前３か月間の賃金（以下「ばく露時賃金」という。）を基礎に算定することとされている。

## 論点

**① 有害業務に従事した最終の事業場を退職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額について、現行の取扱い（疾病の発症時の賃金（以下「発症時賃金」という。）ではなく、ばく露時賃金を基礎に算定する。）についてどのように考えるか。**

**② 有害業務に従事した事業場を退職した後、就業していない期間に発症した場合における給付基礎日額について、どのように考えるか。**

## 研究会中間報告書（抜粋）

本ケース（※論点①の場合）に対する給付基礎日額の考え方については、労災保険の社会保障的性格や生活保障の観点から、発症時賃金を原則とし、発症時賃金が、ばく露時賃金より低くなる場合は、例外的にばく露時賃金を用いることが適当であるとの意見が大宗を占めたところであるが、その後の働き方の違い等で給付基礎日額の扱いが異なるのは公平ではないという少数意見があったことにも留意が必要である。

（中略）本ケース（※論点②の場合）については、労災保険法が想定していないケースとも考えられるという少数意見もあったが、労災保険法が使用者の災害補償責任を担保していることを踏まえれば、当面は現状を維持することが適当と考える。

一方、今後、各種給付の制度趣旨を検討することとあわせて、本ケースにおける給付の在り方について再度検証することが望ましい。

# 労災保険給付の給付基礎日額について

**労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）**
第八条　給付基礎日額は、労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額とする。この場合において、同条第一項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、前条第一項第一号から第三号までに規定する負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて同項第一号から第三号までに規定する疾病の発生が確定した日（以下「算定事由発生日」という。）とする。
②　労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。
③（略）

○　保険給付のうち、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、傷病（補償）等年金、遺族（補償）等給付、葬祭料等（葬祭給付）は、給付額の算定の基礎として**給付基礎日額**を用いるが、給付基礎日額は原則として労基法第12条の平均賃金（※）に相当する額とされている（労災保険法第８条第１項）。
※　平均賃金は、原則として、算定事由発生日以前３か月における賃金の総額をその期間の総日数で除して算定する。

○　**平均賃金を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる以下の場合**は、**上記の平均賃金とは異なる方法で算定**することとしている（労災保険法第８条第２項・労災則第９条第１項）。

①　**平均賃金の算定期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間がある場合**（労災則第９条第１項第１号）
- 平均賃金に相当する額が、その休業した期間及びその期間中に受けた賃金の額を平均賃金の算定基礎期間及びその期間中の賃金の額から控除して算定した平均賃金に相当する額に満たない場合には、後者の額（業務外の事由による休業期間及びその期間中に受けた賃金を控除して算定した平均賃金に相当する額）を給付基礎日額とする。

②　**じん肺患者が同一の事業場内で粉じん作業以外の業務に作業転換した場合**（労災則第９条第１項第２号）
- 平均賃金に相当する額が、じん肺にかかつたため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなつた日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

③　**１年を通じて船員として船舶所有者に使用される者の賃金について、基本となる固定給のほか、変動がある賃金が定められる場合**（労災則第９条第１項第３号）
- 固定給が、乗船することにより増加する又は下船することによりてい減する等の変動する場合には、労基法第12条第1項から第6項までの規定に定める方式により、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前1年間について算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とする。

④　**①～③のほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる場合**（労災則第９条第１項第４号）
- ④については、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定
  - 振動障害にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の平均賃金に相当する額が、振動業務以外の業務に常時従事することとなった日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、上記②の場合に準じて処理する。（昭和57・4・1基発第219号）
  - 労働者が疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、「疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場」を離職した日以前の3か月間の賃金を基礎に算定する。（昭和50年9月23日付け基発第556号）

等

⑤　**平均賃金に相当する額又は①～④によって算定された平均賃金相当額が自動変更対象額に満たない場合**（労災則第９条第１項第５号）
- 自動変更対象額（令和6年8月1日現在：4,090円）を給付基礎日額とする（労災則第9条第1項第5項イ～二の場合を除く。）。

# 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

## 現状

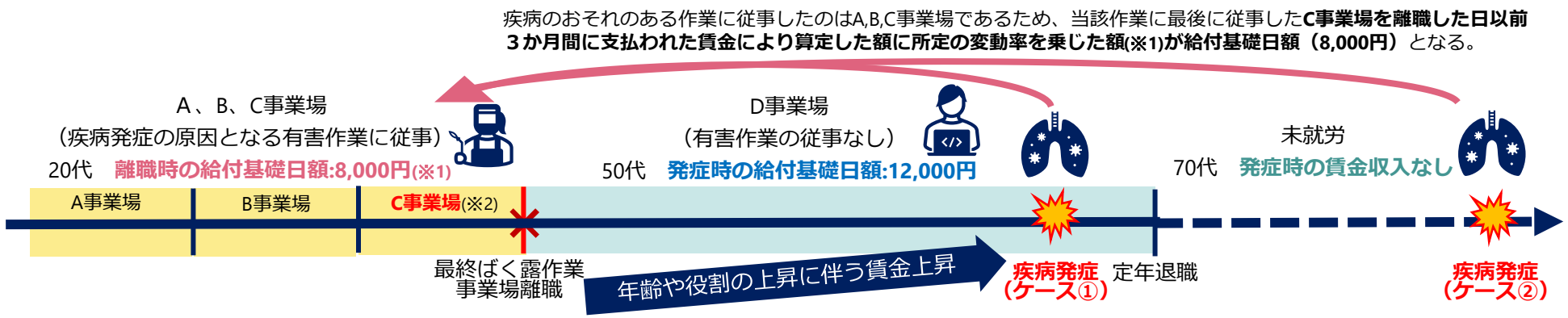
○　給付基礎日額（平均賃金）は、原則として、算定すべき事由の発生した日（疾病による休業であれば診断確定日）以前の３か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額と定めているところ、**労働者が疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、「疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場」を離職した日以前の３か月間**の賃金（※）を基礎に算定する。（昭和50年９月23日付け基発第556号）

※　ただし、離職した日以前３か月の賃金総額が不明の場合は、診断により疾病発生が確定した日における最終事業場又は同種・同規模等の事業場における同種労働者の賃金や統計調査における同職種の労働者の賃金等を考慮して得た額を基礎に推算する。（昭和51年２月14日付け基発第193号）

○　業務上疾病のうち、石綿関連疾患等の遅発性疾病については、石綿ばく露作業などの有害業務（疾病の発生のおそれのある作業）に従事した時から疾病の発症までの期間が長い。（通常30～40年）

○　このため、既に原因時の事業場を離職している労働者については、**当該原因時の事業場（下記C事業場）の離職当時の平均賃金(※1)をもとに算定されるため、保険給付の額が発症時の賃金（D事業場の賃金）に比べて相当程度低くなる可能性**がある。【ケース①】

○　また、**労働者が定年退職後等で就労しておらず、賃金収入がないときに発症した場合においても、当該原因時の事業場（下記C事業場）の離職当時の平均賃金(※1)をもとに算定**される。【ケース②】




※1：離職日以前３か月間から算定事由発生日(発症日)までの給与水準の上昇を考慮するために、離職日以前３か月間に支払われた賃金により算定した金額に、同一事業場の労働者の賃金額又は毎月勤労統計調査の結果を用いて算出した変動率を乗じる。（昭和50年９月23日付け基発第556号）

※2：図のような事例においては、原則、C事業場のメリット収支率に反映されることになる（ただし、一定の場合(業種、従事期間等の要件を満たす場合)には反映されない。）。

| 労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会（第６回） | 資料No. 1 |
| --- | --- |
| 令和７年６月27日 | |

これまでの議論を踏まえた論点の整理③

**別紙10**

（検討の背景）
- 昭和27年の電産スト等が国民経済と国民の日常生活に与えた影響は甚大であったこと等に鑑み、翌28年に制定。
- 平成27年のスト部会報告（以下、「平成27年部会報告」という。）では、スト規制法は「現時点では存続することでやむを得ない」としつつも、「スト規制法の在り方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討するべき」と結論。
- 平成27年の電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、平成27年部会報告における再検討の指摘に基づき、スト規制法の「廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとすること」とされた。

## １．スト規制法の法的位置づけ

○ 平成27年部会報告で以下のとおり整理している。
- スト規制法は、憲法第28条における争議権の保障が及ばない「正当ではない争議行為」の方法の一部を明文で禁止。
- スト規制法は、正当でない争議行為の範囲を明らかにしてその防止を図ることが主眼で、正当な争議行為も含めて一定期間禁止し、その間にあらゆる手段を講じて労働争議を調整・解決することを狙いとする労働関係調整法とは目的が異なる。
- 諸外国の労使関係法制では、電気事業に限定して争議行為を規制する法制は見当たらないが、電力供給を維持するための何らかのシステムを設けている。

○ スト規制法の法的効果とその役割について更に検討を行ったところ
- スト規制法第２条の条文上は、争議行為が一律に禁止されている国家公務員法及び地方公務員法と同様に行為を規制する規定ぶりになっているが、①国家公務員及び地方公務員は、争議行為の正当性の有無に関わらず、全ての争議行為が認められておらず、争議行為をした場合の懲戒規定があること②スト規制法はその対象を正当性が認められない争議行為に限っており、罰則等も規定されていないことから、スト規制法上の「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」とは、正当性が認められない争議行為を確認的に規定したもので、行為規範として示すことにより、保護法益である国民経済及び国民の日常生活に支障が生じないようにする役割をもった法律であると考えられる。

＜論点１＞

⇒ スト規制法の法的効果は行為規範であり、それを示すことで保護法益を守るための予防的役割を担っていると解されるが、スト規制法の必要性については、論点２以降の状況、他の措置による代替可能性、保護法益に係る視点（消費者・需要家からの視

点）を含めて検討すべきではないか。

（※第５回部会資料での論点）

論点１：平成27年部会報告からの変化等を踏まえた上で、スト規制法の必要性を検討することが重要ではないか。

（参考）

[別添１]スト規制法において禁止している正当でない争議行為（電気事業関係）について（第１回資料４　抜粋）

[別添２]平成27年７月３日付け政労発第0703第１号「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の解釈について」

## ２．電気及び電気の安定供給を取り巻く状況の変化等

○　電力システム改革検証の結果

・　資源エネルギー庁において、今般の電力システム改革に関する諸制度の見直しや、それによって我が国の電力供給の状況や電力供給を支える事業の状況がどのように変化したか等について全体にわたる検証が行われ、「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」が令和７年３月にとりまとめられた。

・　検証における現状の評価としては、広域的な電力需給・送配電ネットワーク整備や、700 社を超える小売事業者の参入による料金メニューの多様化等について評価出来るとされた。その一方で、電力システムを取り巻く経済社会環境の変化を踏まえた課題として、①DX 等により需要が増加する見込みの中で供給力の維持・確保、②国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化、③地政学的な環境の変化に伴う国際燃料価格の高騰をはじめとする様々なリスクへの対応が挙げられている。そのため、安定供給確保を大前提とした電源の脱炭素化の推進、電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築、電源・系統への投資に対するファイナンス等への対応の方向性が示された。

電力システム改革の検証を踏まえて以下を議論。

○　電気の特殊性

（物理的性質における特殊性）

・　電気は貯蓄不可能で、需給バランスを崩すと予測不能な大規模停電が発生することに変化はない。

（国民生活やエネルギー構成比における電気の重要性）

・　電気は引き続き常時不可欠で代替不可能なエネルギー源で、データセンターや半導体工場の新増設、生成AIの利活用拡大等に伴い、DXが進展する中でより電力需要が増加する見込み。

・　今後のエネルギー需給の見通しでは、効率的なエネルギー活用により、2040年までに最終エネルギー消費量の総量は減少するが、電化により総量に対する電力需要の割合は高まる見込み。

＜論点２＞

⇒　電気の特殊性については、物理的特殊性のみならず、国民生活やエネルギー構成比における位置づけを含め平成27年部会報告からの変化を評価しながら検討し、その上で、スト規制法の必要性を検討すべきではないか。

（※第５回部会資料での論点）

論点２：電気の特殊性は、平成27年部会報告から変化がないといえるか。

○　電気の安定供給の重要性

・　国民経済及び国民の日常生活における電気の安定供給の重要性は平成27年部会報告時に比べ増大。

・　再生可能エネルギー拡大により、火力発電における発電量のボラティリティが増加し、調整負荷が重くなっている中で、カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの更なる拡大・火力発電の脱炭素化も同時に求められている。また、電源と需要の状況を踏まえた形での系統の効率的な整備も求められる。

・　自然災害の頻発で電気設備の保全負荷が増大しており、今後も大規模災害のリスクがある。また、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、地政学的な経済安全保障のリスクが高まりつつある。こうした様々な不確実性を念頭に、電気の安定供給の確保を進める必要がある。

＜論点３＞

⇒　電気の安定供給確保に係る課題の困難度が高まる中、安定供給確保のためのリスクマネジメントの方策を、社会の安定や国民生活における安心といった観点も含めながら安定供給を阻害するリスクや法律が持つ社会へのメッセージ性も考慮して検討し、その上で、スト規制法の必要性を検討すべきではないか。

（※第５回部会資料での論点）

論点３：電気の重要性が高まるとともにその安定供給を取り巻くリスクが多様化し、その対応が様々に求められる中、安定供給確保に係る課題の困難度は高まっていると言えるか。また、電気の安定供給を確保するためにはどのような対応が必要か。

○　電気事業における労使関係

・　電力システム改革により、発送電の法的分離があったものの、電力労使は対等の立場に立ち、健全な労使関係を築いている。

・　近年では争議行為の実績はなく、引き続き労使関係は安定・成熟している。

・　引き続き良好な労使関係を維持しながら電気の安定供給に努めていくという点について、労使の認識は一致している。

○　電気事業の業務

・　電気事業の業務は、平成27年部会報告時に比べ主に定型・日常業務の自動化・省力化により省人化が進んでいる。一方で、完全自動化には至らず、再生可能エネルギー拡大に伴う発電設備の出力調整への対応など、人による判断・対応が増加している部分もあり。

・　業務内容の複雑化、技術革新に伴う頻繁なアップデートにより、複数月～複数年をかけた人材育成が必要な業務も見受けられる。

○　電気事業者間の競争環境

・　自由化された発電事業については、再生可能エネルギー電源は、新規参入が拡大。原子力発電所はベースロード電源。石炭火力発電所は、以前はミドルベース運転をしていたが、現在は再生可能エネルギー電源増加により、発電量を調整しつつ運転する役割に変化。安定供給には需給バランスの確保が必要で、現時点では火力発電所が安定供給の要の役割を担っている。

・　電力システム改革により発電事業の自由化がなされ、様々な事業者が参入したが、発電設備の大半（75%）については、旧一般電気事業者等が保有している。また、再生可能エネルギーの導入に伴う火力発電の稼働率・収益性の低下により休廃止が進展するとともに、現在も発電事業者による電源の新設・リプレースに向けた設備投資は容易ではない状況であり、送配電事業については、引き続き地域独占となっている。

○　事業者間の連携体制

・　電力システム改革により、地域間連系線や周波数変換設備の増強、需給ひっ迫の地域間融通などの取組が進展するなど、広域融通の仕組みの構築に一定の進捗があるとされている。

・　今後も電力広域的運営推進機関が策定した広域系統長期方針に基づき、再生可能エネルギー大量導入とレジリエンス強化のため、全国各所での地域間連系線や地内基幹系統の増強が予定されている。

＜論点４＞

⇒　平成27年部会報告で取り上げられた電気事業の業務の自動化や代替性、労使関係、競争環境について、平成27年部会報告からの変化を評価した上で、スト規制法の必要性を検討すべきではないか。

（※第５回部会資料での論点）

論点４：現状では、労使関係は安定・成熟しているが、今後の労使関係をどのようにとらえるか。

論点５：争議行為時の非組合員（管理職）による業務の代替性についてどう考えるか。代替ではなく電気の安定供給に支障を生じさせないために必要な範囲で組合員が協力するようあらかじめ労使で取り決めるなどが考えられるか。

論点６：電気事業者間の競争環境についてどう考えるか。

論点７：電気の安定供給の観点から事業者間の連携による代替性をどう考えるか。

第１回労働政策審議会労働条件分科会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会（令和６年４月５日）資料４より抜粋

別添１

# スト規制法において禁止している正当でない争議行為（電気事業関係）について

## 法の概要

○　スト規制法は、憲法上の争議権の保障が及ばない「正当でない争議行為」として、「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」を明文で禁止している。

| | |
|---|---|
| **禁止対象の争議行為の例** | ○　スイッチオフ等の積極的行為<br>○　作為・不作為の別を問わず、当該行為の性質上発電、送電、給電、変電及び配電に直接に障害を生じさせる行為（結果の発生について客観的具体的な可能性がある行為であれば必ずしも障害が現実に発生することを要しない）<br>○　停電のみならず電圧・周波数の低下を来す等の行為<br>○　事故時・災害時等の緊急時において電気の安定供給を維持・回復するための作業に従事しないこと等 |
| **禁止対象外の争議行為の例** | ○　庶務等、業務の性質上、当該労働者の争議行為が、電気の正常な供給に直接に障害を与えないことが、客観的に明らかな場合<br>○　当該事業場の設備及び規模、電力需給の状況、人員の配置及び稼働の状況、業務の運行状況等の諸般の事情を考慮すれば、当該争議行為が電気の正常な供給に直接に障害を生じさせないことが客観的に明らかな場合<br>○　使用者側の何らかの対応措置が採られない限り、当該争議行為により「電気の正常な供給に直接に障害」が生ずる可能性がある場合であっても、あらかじめ電気の正常な供給に障害を生じさせることがないように関係労使間で十全の協定がなされ、それに従って現実に措置が採られる場合 |

※　平成27年７月３日付け政労発第0703第１号電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の解釈について

## 保護法益

○　スト規制法の保護法益は、電気事業における労使の争議行為により、電気の正常な供給に障害が生じることによって、国民経済や国民の日常生活に支障が生じないようにすること

『電気の正常な供給』に障害　⇒　『国民の日常生活』や『企業の経済活動』などに大きな支障
（例）医療機関等での診療、電車の運行、水道水の供給、工場での生産活動など
※現在の電力使用量は、スト規制法制定当時（昭和28年）と比較して約20倍の規模

別添２

政労発第０７０３第１号
平 成 27年 ７ 月 ３ 日

各都道府県知事　殿

厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官
（公　印　省　略）

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律
（電気事業関係）の解釈について

１　本通知発出の趣旨

本通知は、労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会報告書「今後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の在り方について（報告）」（別添、平成27年２月２日）において「スト規制法第２条において禁止される争議行為に関する解釈通知については、現在の電気事業の状況や、今後の電力システム改革等に伴い業務内容の変化が見込まれることも踏まえて必要な見直しを行うべき」とされたことを受けて発出するものである。

このため、昭和28年８月12日労働省発労第27号通知中、【定義】（一）及び【第二条の解釈】を削除し、昭和52年11月２日労発第95号通知についてはこれを廃止するものとするが、本法の趣旨については何ら変わるものではない。

２　電気事業の定義

本法にいう「電気事業」とは、①一般送配電事業、②送電事業、③事業主又は労働者が第２条の禁止行為を行うことによって、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者が営む発電事業を指す。

したがって、電気供給に直接関係のない小売電気事業における事業主及び労働者の争議行為が本法の対象外であることは言うまでもない。

３　第２条の解釈

(1)　判断基準

本法は、特定の業務における争議行為を一律に禁止しているのではなく、具体的な争議行為が第２条にいう行為に該当するか否かについては、専ら当該行為が発電、送電、給電、変電及び配電に直接に障害を生じさせる客観的具体的な可能性があるか否かにより決すべきである。

(2)　本条に違反する行為

「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜ

しめる行為」とは、電気供給に直接関係のある発電、送電、給電、変電及び配電の業務について規定したものであり、スイッチオフ等の積極的行為はもちろんのこと、作為・不作為の別を問わず、当該行為の性質上このような障害を生じさせる行為をいい、結果の発生について客観的具体的な可能性がある行為であれば必ずしも障害が現実に発生することを要しない。

すなわち、停電のみならず電圧・周波数の低下を来す等の行為はもちろん、事故時・災害時等の緊急時において電気の安定供給を維持・回復するための作業に従事しないこと等も含むものである。

(3)　本条に違反しない行為

庶務等、業務の性質上、当該労働者の争議行為が、電気の正常な供給に直接に障害を与えないことが、客観的に明らかな場合には、本条に違反しない。また、当該事業場の設備及び規模、電力需給の状況、人員の配置及び稼働の状況、業務の運行状況等の諸般の事情を考慮すれば、当該争議行為が電気の正常な供給に直接に障害を生じさせないことが客観的に明らかな場合も、本条に違反するものではない。

使用者側の何らかの対応措置が採られない限り、当該争議行為により「電気の正常な供給に直接に障害」が生ずる可能性がある場合であっても、あらかじめ電気の正常な供給に障害を生じさせることがないように関係労使間で十全の協定がなされ、それに従って現実に措置が採られる場合にあっては、争議行為時における電気の供給態勢が労使のかかる措置により客観的に確保されているといえるのであって、このような状況の下になされた争議行為は、本条に違反するものではない。

(4)　本条違反の効果

本条違反の行為に対しては、本法では罰則規定は設けていないが、このような行為は当然労働組合の正当な行為ではないから、労働組合法第１条第２項による刑事上の免責が失われる結果、電気事業法の罰則等が適用される。また、民事上の免責も失われる結果、このような行為によって生じた損害の賠償責任を生じ、かつ、解雇その他の不利益取扱いを受けても不当労働行為の救済を受けられないこととなる。なお、かかる行為をなすべき旨の指令は違法行為を指令するものであるから、労働組合の正当な行為でなく、したがって労働法上の保護を受けられない。また当該行為が現実に行われた場合には、その指令の性格にもよるが、刑法の共犯理論によって、その指令した者も処罰されることがある。

本条は労働者のみならず事業主にも適用されるのであるから、事業主も例えば発電、送電、給電、変電及び配電の運転要員等に対するロックアウトのような、電気の正常な供給を停止しその他電気の正常な供給に直接に障害を生じさせるような争議行為を行い得ないものである。このようなロックアウトを行った場合には、電気事業法の罰則の適用を受ける。

(5)　その他

本条は、電気事業における正当でない争議行為のすべてを規定したものではない。

したがって本条に抵触しない争議行為であっても、それが暴力の行使（労働組合法第１条第２項）を伴う等、一般法理に照らし正当性を欠く争議行為が許されないことはもちろんである。

電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめないことが客観的に明らかであるような方法、態様において争議行為が開始された場合であっても、その後の状況の推移いかんによっては、電気の正常な供給に直接に障害がもたらされる可能性が生ずる場合がある。このような場合にあっては、争議行為を中止するなり、あるいは争議行為の方法、態様を変更するなりして、電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめるような結果の発生を回避する義務があることは当然である。

| 労働条件分科会組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会（第1回） | 資料No.4 |
| --- | --- |
| 令和7年3月25日 | |

**別紙11**

# 組織再編に伴う労働関係に関する制度等の現状について

# １　事業性融資推進法の概要

２　組織再編に関する法整備と労働関係の調整に関する検討経緯

３　事業譲渡等指針の概要

４　企業価値担保制度の概要

５　金融審WG報告書について

# 事業性融資推進法の概要

## 事業性融資推進法の成立

○　有形資産に乏しいスタートアップ等が、不動産担保や経営者保証によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、「企業価値担保権（※）」を創設するもの

※　労働契約上の使用者の地位を含む事業全体を担保とする制度（概要は８頁以下）

○　令和６年６月14日公布
　　施行日は「公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日」

※　令和8年春頃を予定

## 事業性融資推進法　附帯決議（衆・参）（抄）

○　「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」（※）については、政府において、専門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。

※　事業譲渡における労働契約の承継に必要な労働者の承諾の実質性を担保し、併せて、労働者及び使用者との間での納得性を高めること等により、事業譲渡及び合併の円滑な実施及び労働者の保護に資するよう、会社等が留意すべき事項について定めたもの（概要は７頁のとおり）

○　加えて、合併・事業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題については、その実態把握を行うとともに、速やかに検討を進め、結論を得た後、必要に応じて立法上の措置を講ずること。

１　事業性融資推進法の概要

２　組織再編に関する法整備と労働関係の調整に関する検討経緯

３　事業譲渡等指針の概要

４　企業価値担保制度の概要

５　金融審WG報告書について

# 組織再編に関する法整備と労働関係の調整に関する検討経緯①

| 時期（施行日） | 内容 ※赤字＝過去の研究会・検討会（計４回） ※太字・下線部＝労働関係法令の施行等 |
|---|---|
| Ｈ９．６ | • 純粋持株会社の解禁（独占禁止法） |
| Ｈ９．10 | • 合併手続の簡素化（商法） |
| Ｈ11．７～８ | • 産業活力再生特別措置法案に対する附帯決議（衆議院商工委員会、参議院経済・産業委員会）① |
| Ｈ11．10 | • 株式交換・株式移転制度の導入（商法）<br>• 営業譲渡・分社化の手続に関する商法の特例の導入（産業活力再生特別措置法） |
| Ｈ11．12 | • 民事再生法案に対する附帯決議（衆議院法務委員会、参議院法務委員会）② |
| ～Ｈ12．２ | ◆ 企業組織変更に係る労働関係法制等研究会（座長　菅野和夫教授）Ⓐ<br>①②が契機。学識経験者で構成。提言を受け、労働契約承継法案を提出。 |
| Ｈ12．５ | • 労働契約承継法案に対する附帯決議（衆議院労働委員会、参議院労働・社会政策委員会）③ |
| Ｈ13．２<br>～Ｈ14．８ | ◆ 企業組織の再編に伴う労働関係上の諸問題に関する研究会（座長　西村健一郎教授）Ⓑ<br>③が契機。学識経験者で構成。組織再編に当たって企業が措置、配慮すべき事項等に関する指針の策定を提言。 |
| **Ｈ13．４** | • 会社分割制度・簡易な営業全部の譲受け制度の導入（商法）<br>◆ **労働契約承継法・同法施行規則の施行、同法指針の適用** |
| Ｈ14．11～12 | • 会社更生法案に対する附帯決議（衆議院法務委員会、参議院法務委員会）④ |
| **Ｈ15．４** | • 三角合併制度の導入（産業活力再生特別措置法）<br>• 事業再生（営業譲渡等）支援制度の導入（株式会社産業再生機構法）<br>◆ **各都道府県労働局長あて厚生労働省大臣官房地方課長・政策統括官通知**<br>**Ⓑ④が契機。営業譲渡等に伴う労働契約の承継等に関する相談等への対応に当たって留意すべき事項を通知。** |

# 組織再編に関する法整備と労働関係の調整に関する検討経緯②

| 時期（施行日） | 内容 | |
|---|---|---|
| H18．5 | • 簡易組織再編要件の緩和、略式組織再編制度・略式事業譲渡制度の導入（会社法） | |
| H19．5 | • 吸収合併等の場合における対価の柔軟化（会社法） | |
| H26．1 | • 事業再編円滑化のための税制優遇・金融支援措置の導入（産業競争力強化法） | |
| H26．6 | • 規制改革実施計画<br>農協の分割・再編等を可能とするための必要な法律上の措置を講じる。 | |
| H26．12<br>～H27．11 | ◆ 組織の変動に伴う労働関係に関する研究会（座長　荒木尚志教授）Ⓒ<br>Ⓑから10年余りが経過し、会社法その他の法整備も進められ、裁判例も蓄積されてきたこと、農協等についても分割法制を導入することが検討されたことが契機。学識経験者・実務家で構成。主に会社分割と事業譲渡に焦点を当て、過去10年余りの状況の変化に留意しつつ、今後の方向性について議論。 | |
| H27.5 | • 詐害的会社分割に関する残存債権者の保護規定の導入（会社法） | |
| H28．1<br>～H28．4 | ◆ 組織の変動に伴う労働関係に関する対応方策検討会（座長　鎌田耕一教授）Ⓓ<br>学識経験者・労使関係者で構成。Ⓒの報告書を踏まえ、実効ある政策を実施するための必要な対応方策を議論。 | |
| **H28．4** | ◆ **改正労働契約承継法施行規則の施行、改正指針の適用** | **ⒸⒹでの議論を踏まえて改正・策定** |
| **H28．9** | ◆ **事業譲渡等指針の適用** | |
| R３．3 | • 株式交付制度の導入（会社法） | |
| R６．５～６ | • 事業性融資推進法案に対する附帯決議（衆議院財務金融委員会、参議院財政金融委員会） | |
| R８春頃 | • 企業価値担保制度の導入（事業性融資推進法）（予定） | |

１　事業性融資推進法の概要

２　組織再編に関する法整備と労働関係の調整に関する検討経緯

３　事業譲渡等指針の概要

４　企業価値担保制度の概要

５　金融審WG報告書について

# 事業譲渡に当たって留意すべき事項について

○　事業譲渡に当たっては、労働者の承諾の実質性を担保し、労働者と使用者との間での納得性を高めるために、「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」（平成28年厚生労働省告示第318号）において、次のことに留意すべきことを提示。

**手続の流れ・概要**

**労働組合等との事前協議**

譲渡会社等は、労働者の理解と協力を得るために、労働者の過半数で組織する労働組合等と事前に協議するよう努めることが適当。

**承継予定労働者との事前協議**

事業譲渡を行う際に、譲渡会社との間で締結している労働契約を譲受会社等に承継させる場合には民法の規定により承継予定労働者から承諾を得る必要がある。このため承諾に向けた事前の協議を行うことが適当。

**労働契約の承継についての承継予定労働者の承諾**

**事業譲渡の効力発生・労働契約の承継**

**ポイント**

**労働組合法上の団体交渉**

- 譲渡会社等は、左記協議が行われていることをもって、労働組合による当該事業譲渡に係る適法な団体交渉の申し入れを拒否することができないこと
- 団体交渉に応ずべき使用者の判断に当たっては、雇用主以外の事業主であっても使用者に該当する場合があること

**解雇に関する留意事項**

- 承継予定労働者が労働契約の承継に同意しなかったこと、労働者が従事していた事業が譲渡されたことのみを理由とする解雇等は認められないこと

**その他の留意事項**

- 承継予定労働者の選定を行うに際し、譲渡会社等又は譲受会社等は、労働組合員に対する不利益な取扱い等の不当労働行為など、法律に違反する取扱いを行ってはいけないこと

# 合併に当たって留意すべき事項について

○　合併に当たっては、同指針において、合併により消滅する会社等との間で締結している労働契約は、存続会社又は設立会社等に包括的に承継されることから、労働契約の内容である労働条件についても、そのまま承継すべきことを留意することを提示。

１　事業性融資推進法の概要

２　組織再編に関する法整備と労働関係の調整に関する検討経緯

３　事業譲渡等指針の概要

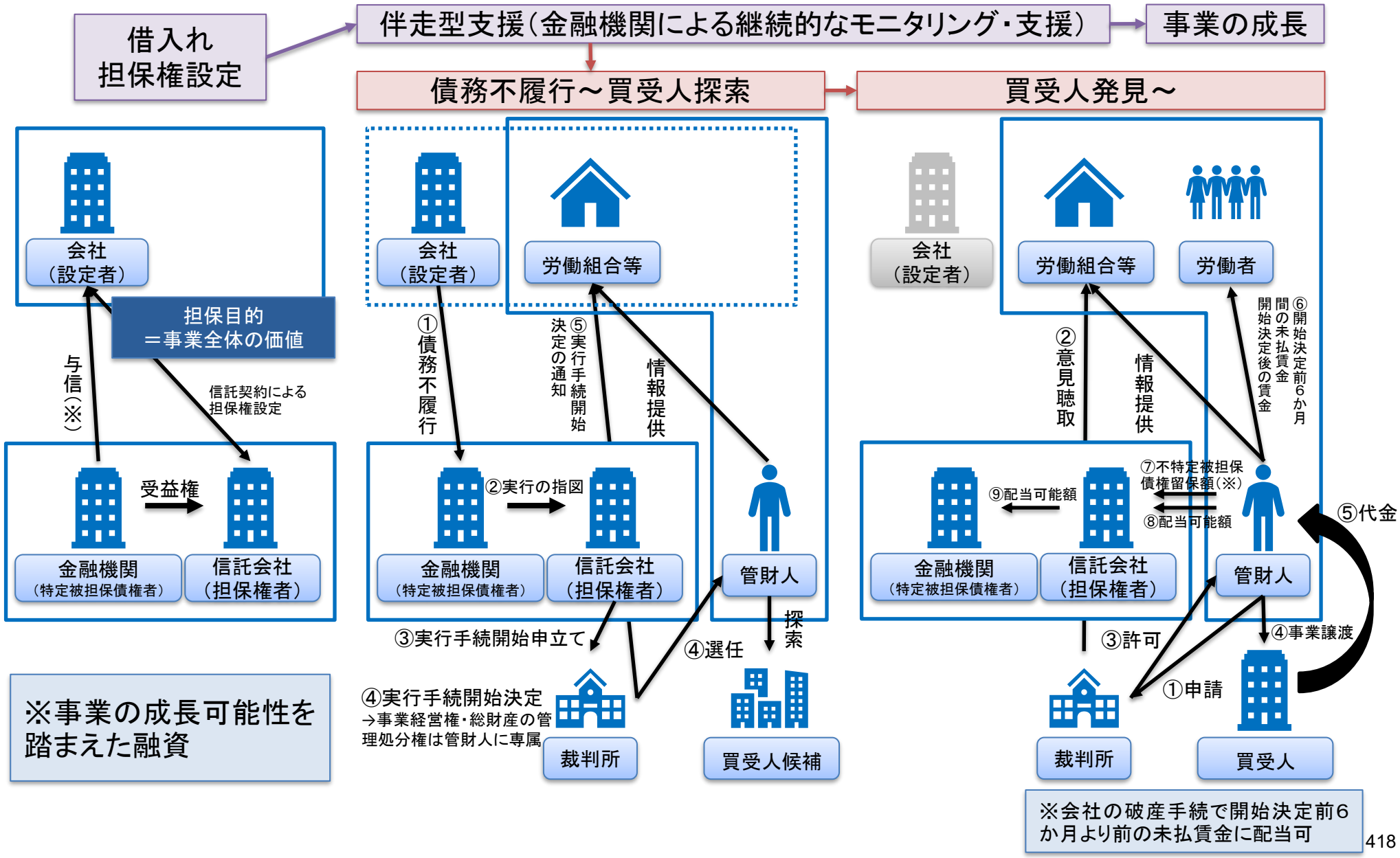
４　企業価値担保制度の概要

５　金融審WG報告書について

# 企業価値担保制度のイメージ

## ※事業譲渡により換価する場合（原則）

事業性融資推進法等を基に、労働行政に関係する部分について厚生労働省で作成



１　事業性融資推進法の概要

２　組織再編に関する法整備と労働関係の調整に関する検討経緯

３　事業譲渡等指針の概要

４　企業価値担保制度の概要

５　金融審WG報告書について

## 金融審WG報告書について

- 2025年3月

# 金融審議会　事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ（金融審WG）

2022年９月30日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業性に着目した融資実務のあり方も視野に入れつつ、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達できる制度について検討を行うこと」との諮問がなされたことを受け、金融審議会に「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」（座長・神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授（当時））が設置された。

**第１回（2022年11月２日）　／　事業成長担保権の基本的な論点について①**

- 奥参考人(PwC)から現在の融資実務から見た課題について、川橋参考人(NRI)より海外の融資実務についてプレゼン
- 事業成長担保権の制度の創設趣旨や設定時に係る論点について議論

**第２回（2022年11月11日）　／　事業成長担保権の基本的な論点について②**

- 経団連、日商、みずほ銀行、地銀協（横浜銀行）によるプレゼン
- 事業成長担保権の期中・実行・倒産局面それぞれに係る論点について議論

**第３回（2022年12月13日）　／　追加的な論点について**

- 事業単位での事業成長担保権の設定や簡易な実行手続のあり方等について議論

**第４回（2022年12月23日）　／　労働者保護のあり方について**

- 東京南部法律事務所の竹村弁護士、AI-EI法律事務所の森弁護士によるプレゼン
- 労働者、労働組合等への情報提供のあり方や実行における雇用維持のあり方等について議論

**第５回（2022年12月27日）　／　担保権者の範囲等について**

- 信託方式による事業成長担保権の設定等のあり方について議論

**第６回（2023年１月25日）　／　残された論点（労働関係等）について**

- 労働者保護や簡易な実行手続の追加的な議論、報告書（案）について討議

**第７回（2023年２月２日）　／　報告書（案）について**

※金融審WG報告書をもとに事業全体に対する担保制度の法制化が進められ、2024年6月に企業価値担保権の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律」が成立。本法に関するガイドラインも、金融審WGの報告書がベース。

# 金融審WG報告書の記載①

- **担保目的財産の考え方について**

✓ 事業成長担保権（注：企業価値担保権の旧称）に期待されている機能は、より具体的には、その設定により、事業者と金融機関との関係を緊密なものとすること（加えて、金融機関において、一定程度の融資額の大口化や一定の取引先企業へのリソース投入等を通じて、事業者支援を行うことが合理的になること）である。（7頁）

✓ 事業成長担保権は、労働者や商取引先を適切に保護し、金融機関による事業の継続及び成長のための支援を円滑にすることを目指すものであり、事業性に着目した融資実務に適合する新たな選択肢となる。（39頁）

- **労働契約等における契約上の地位について**

✓ なお、設定者の契約上の地位も担保目的財産に含まれることとなるが、これは、契約の相手方を拘束するものではないことに留意が必要である。すなわち、…（中略）…担保権の実行時において事業売却がされた場合には、契約の移転に際しては契約の相手方の個別の承諾を要すると考えられる。（8頁脚注19）

✓ 事業成長担保権の制度における労働者保護のあり方を検討するに当たっては、例えば、以下のような事項を考慮する必要がある。

（中略）

➢ 事業成長担保権の設定自体は、設定者と労働者の間の労働契約の締結・変更等について追加的な制約を加えるものではないこと（29頁）

✓ 労働契約上の使用者の地位が含まれるとしても、事業成長担保権者は労働条件等について決定する等の権限を有するものではない点や、事業成長担保権設定の目的は事業成長担保権者が労働条件等に影響を及ぼすことではない点には留意が必要となる。（30頁脚注102）

✓ 事業成長担保権の制度設計に当たっては、労働者保護の観点も重要である。事業価値を高めていくためには労働者からの労務提供が必要不可欠であり、また、価値ある事業を継続及び成長させていくことは労働者の雇用の安定の観点などから極めて重要であるためである。（29頁）

# 金融審WG報告書の記載②

- **担保目的財産の換価の方法について**

✓ 事業成長担保権の制度における労働者保護のあり方を検討するに当たっては、例えば、以下のような事項を考慮する必要がある。

（中略）

- ➢ 実行手続について、個別資産への担保権の実行手続のように個別資産の売却によって事業を解体させるものではなく、事業そのものを承継させるものとすることで、事業価値を維持するのみならず、労働者の雇用の継続にもつながるものとなること（29頁）

✓ 実行手続における事業の承継先への労働契約の承継のあり方については、以下のように整理し、制度運用上明確化することが考えられる。

① 労働者・労働組合等を含めた利害関係人全体から見て公正な実行手続を実現するため、

- ➢ 実行手続における管財人は、担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人全体に対して善管注意義務を負い、
- ➢ 加えて、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することを原則とする（個別財産の換価は、事業の譲渡が困難である場合における例外とする）こととし、
- ➢ 上記の事業の承継等については、裁判所が、労働組合等の意見を聴取した上で許可することとする。（31頁）

✓ 管財人によるスポンサー選定及び上記の裁判所の許可に際しては、倒産手続における事業譲渡と同様に、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなくて、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められると考えられる。（31頁）

✓ 事業譲渡とする場合に、どの範囲の財産や契約上の地位などを事業譲渡の対象とするか、既存債務を譲受人に承継させるか、その範囲をどう画するかなどの問題についても、裁判所が担保目的財産全体としての換価価値の増大と迅速かつ円滑な換価の必要性、債権者間の公平などの観点からその許否を判断すべきものと考えられる。（21頁脚注66）

# 金融審WG報告書の記載③

- **企業価値担保権の実行に係る労働者とのコミュニケーション**

✓ 労働者が実行手続に不安を抱く状況では、労働者の流出による事業価値の毀損を防止できないと考えられることから、実行手続におけるスポンサー選定における上記原則を含め、実行手続の進め方について労働組合等を通じて労働者の理解と協力が得られるよう、

- 裁判所が、実行手続の開始を決定するに際して、労働組合等にその旨を通知する手続や、
- 裁判所が、事業の承継先・条件の決定（許可）に当たって、労働組合等の意見を聴取する手続、
- 管財人が、開始決定後、遅滞なく、労働組合等に対し、担保権実行手続の概要や事業承継先選定に当たっての原則、実行後における譲渡会社での破産手続の開始の見込みや破産手続の概要等、必要な情報を提供する手続

を設けるなど、管財人が可能な限り高い事業価値を維持することができるスポンサーを選定した際に、管財人やスポンサーが意図しない形で労働者が流出することにより引き継がれない労働者が出ることを防止することが考えられる。（31～32頁）

✓ 実行手続における事業の承継先への労働契約の承継のあり方については、以下のように整理し、制度運用上明確化することが考えられる。

① 労働者・労働組合等を含めた利害関係人全体から見て公正な実行手続を実現するため、

- 実行手続における管財人は、担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人全体に対して善管注意義務を負い、
- 加えて、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することを原則とする（個別財産の換価は、事業の譲渡が困難である場合における例外とする）こととし、
- 上記の事業の承継等については、裁判所が、労働組合等の意見を聴取した上で許可することとする。（31頁）

✓ 裁判所は、事業の承継先・条件の決定（許可）に当たって、労働組合等の意見を聴取（意見聴取を通じて、不当労働行為の禁止などの労働法制上のルール等に照らして一部の労働者が承継から不当に排除されてないかどうか等も検討）するものとする。（33頁）

✓ 会社更生法や破産法等には、労働基準法と異なり、過半数労働組合が存在しない場合の過半数代表者の選出手続が定められていない点、過半数代表者を選出しないまま意見聴取を行われないことも想定されている点で問題であるが、中小企業には労働組合がないケースも多く、特に当該問題が妥当する。（29頁脚注99）

✓ 管財人が、労働者との合意に向けて、労働組合等に対して必要な情報を提供するに際しては、労働者保護の実効性を高める観点から、事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針等における留意事項を参考にすることが考えられる。（32頁）

✓ （注：管財人が）「分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針」第２の４労働者の理解と協力に関する事項も参考にすることが考えられる。（32頁脚注108）

# 金融審WG報告書の記載④

- **企業価値担保権の設定に係る労働者とのコミュニケーション**

✓ 企業の置かれた状況や経営者と労働者の間のコミュニケーションの密度やスタイルは様々であるため、ルール・ベースで特定の事項の伝達等を義務づけてしまうと、例えば、コンプライアンスの観点から伝達した事実を明確に記録に残せるようにするなど、伝達のあり方が硬直的となり、かえって、コミュニケーションの質の低下につながるケースがあるとの指摘もある。（33～34頁）

✓ もとより、経営者と労働者の間で労働者にも関係がありうる経営方針や重要事項について日常的に適切なコミュニケーションが確保されることが望ましいところ、その一環として他の重要事項と同様に資金調達やそれに伴う事業成長担保権の設定に際しても、労働者の自発的な協力を得るためには、労使間の情報共有が重要と考えられる。また、労使間のコミュニケーションの改善を図ろうとする取組は、日常的な経営の中で実現されることが望ましいと考えられるものの、資金調達やそれに伴う事業成長担保権の設定を契機になされることがあってもよい。このため、事業成長担保権の設定の際に、労働者の理解と協力を得るべく、担保権の内容を含め、企業が置かれている環境や経営課題などを併せて労働者とコミュニケーションを図ることが考えられ、労使関係者の意見も踏まえながら、そうした労働組合等への情報提供等の促進に向けて取り組むことが望まれる。（34頁）

- **労働関係法令との関係についての考え方の整理**

✓ ② 労働組合法上の使用者性の論点については、
  - 通常、担保権を設定すること又は与信を提供することのみをもって、労働組合法上の使用者に該当するとはいえないものの、担保権者や与信者が「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合には、労働組合法上の使用者性を有する可能性がある旨を、金融機関等に対して周知することが考えられる。（34～35頁）

✓ 管財人は労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、その権限に関し労働組合等からの団体交渉に応じる義務が認められるほか、管財人によるスポンサー選定のあり方が、労働者保護に照らして不適当であり善管注意義務に違反する場合は、労働者・労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなる。（31頁脚注104）

✓ 事業成長担保権の制度における労働者保護のあり方を検討するに当たっては、例えば、以下のような事項を考慮する必要がある。（中略）
  - 実行手続における労働契約の承継においても、労働契約の承継に係る労働法制上のルール等が適用されること（29頁）

（脚注100）具体的には、解雇権濫用法理（労働契約法第16 条）、不当労働行為（労働組合法第７条）や、過去の裁判例において認められたいわゆる法人格否認の法理、労働契約の承継についての黙示の合意の認定等が当てはまる。また、「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」に定める留意事項がここでも該当すると考えられる。

安全衛生分科会（第176回）
令和7年5月27日
資料
No.2

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

別紙12

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について（報告）

第176回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）の概要

## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### １．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。

② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### ２．職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

○ ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### ３．化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。

② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。

③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### ４．機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。

② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### ５．高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

○ 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和８年４月１日（ただし、１①の一部は公布日、４②は令和８年１月１日、３③は令和８年10月１日、１②の一部は令和９年１月１日、１①及び②の一部は令和９年４月１日、 ２は公布後３年以内に政令で定める日、 ３①は公布後５年以内に政令で定める日）

# 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」の国会における審議経過

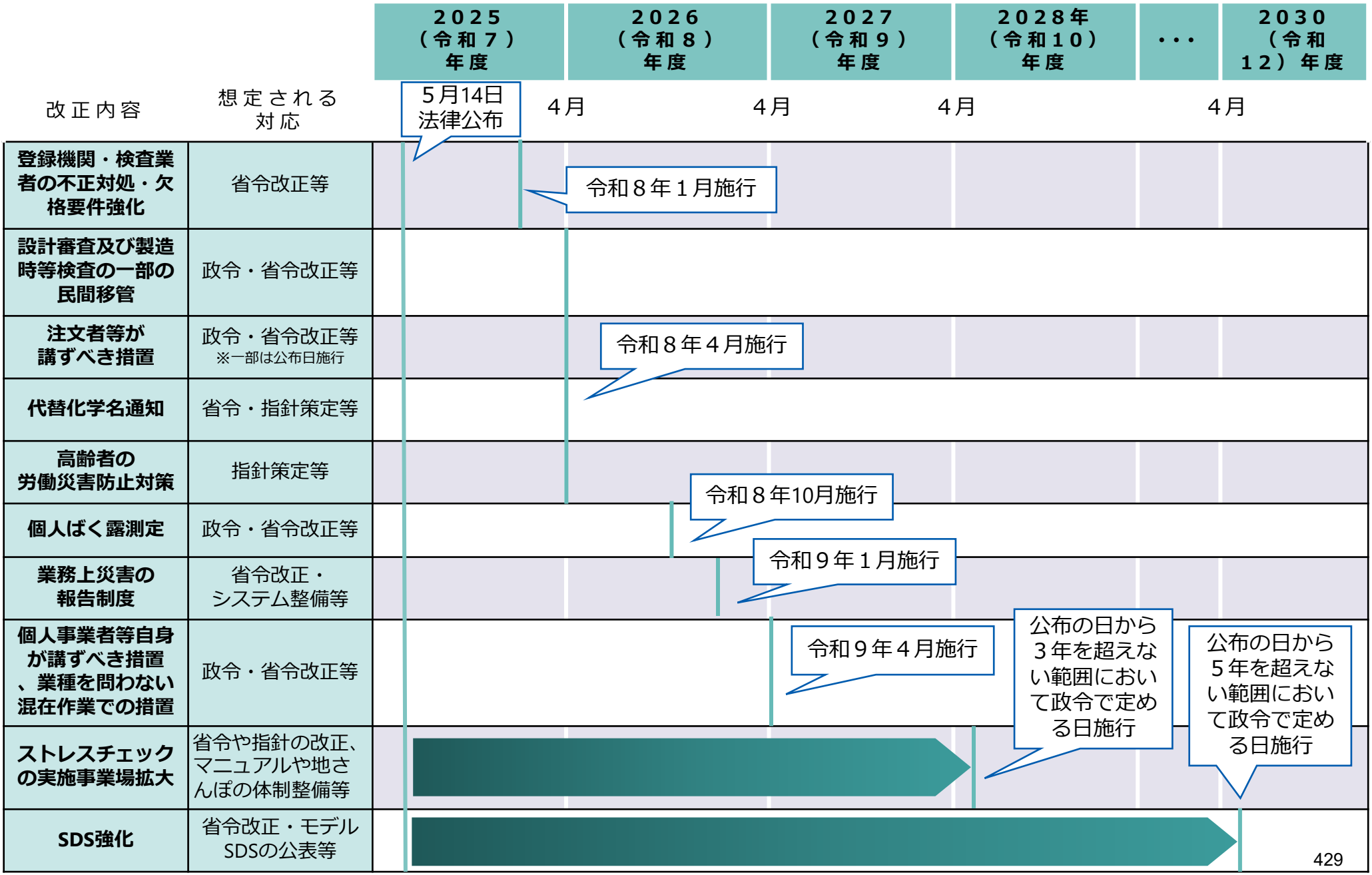
【参議院】

| | | |
|---|---|---|
| 令和７年３月14日 | 第217回通常国会提出（閣法第57号） | |
| ４月２日 | 参議院厚生労働委員会 | 付託 |
| ４月３日 | 〃 | 提案理由説明 |
| ４月８日 | 〃 | 質疑１回目 |
| ４月10日 | 〃 | 質疑２回目 |
| ４月11日 | 参議院本会議 | 可決（同日、衆議院へ送付） |

【衆議院】

| | | |
|---|---|---|
| 令和７年４月22日 | 衆議院厚生労働委員会 | 付託 |
| ４月23日 | 〃 | 提案理由説明 |
| ４月25日 | 〃 | 質疑１回目 |
| ５月７日 | 〃 | 質疑２回目 |
| ５月８日 | 衆議院本会議 | 可決、成立 |
| ５月14日 | 法律公布（令和７年法律第33号） | |

# 施行スケジュール（予定）


2025（令和７）年度
2026（令和８）年度
2027（令和９）年度
2028年（令和10）年度
・・・
2030（令和12）年度
改正内容
想定される対応
5月14日 法律公布
4月
4月
4月
4月
登録機関・検査業者の不正対処・欠格要件強化
省令改正等
令和８年１月施行
設計審査及び製造時等検査の一部の民間移管
政令・省令改正等
注文者等が講ずべき措置
政令・省令改正等 ※一部は公布日施行
令和８年４月施行
代替化学名通知
省令・指針策定等
高齢者の労働災害防止対策
指針策定等
令和８年10月施行
個人ばく露測定
政令・省令改正等
令和９年１月施行
業務上災害の報告制度
省令改正・システム整備等
個人事業者等自身が講ずべき措置、業種を問わない混在作業での措置
政令・省令改正等
令和９年４月施行
公布の日から３年を超えない範囲において政令で定める日施行
公布の日から５年を超えない範囲において政令で定める日施行
ストレスチェックの実施事業場拡大
省令や指針の改正、マニュアルや地さんぽの体制整備等
SDS強化
省令改正・モデルSDSの公表等

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）に対する附帯決議（参議院厚生労働委員会①）

**参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日）**

一　個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。

二　新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。

三　労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。

四　個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォーマーに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。

五　本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

六　過重労働やハラスメントが原因の自殺を含む脳・心臓疾患及び精神障害による労災申請・認定件数が引き続き増加傾向にあることに対する強い危機意識を政労使で共有しつつ、残業時間や深夜・休日労働の一層の抑制による総実労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入促進、ハラスメント対策の一層の強化に努めるとともに、直近の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の変更によって労働災害被害者の認定・救済がより適切かつ迅速に行われているかを検証し、公表すること。

七　ストレスチェック制度の効果を高めるため、集団分析・職場環境改善の実施を計画的かつ着実に推進すること。また、集団分析・職場環境改善の在り方について、義務化の可否を含め、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。

八　ストレスチェックの実施義務対象の拡大に鑑み、中小零細企業を支援するため、産業保健活動総合支援事業に関する体制整備を行うとともに、産業医・産業保健スタッフの育成に努めること。

九　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十　成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

十一　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

十二　高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）に対する附帯決議（参議院厚生労働委員会②）

| 参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日） |
| --- |
| 十三　身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。 |
| 十四　重大な労働災害を発生させた企業については、特別安全衛生改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表などを確実に実施すること。また、個別事業場の法令違反に対して厳格に対応すること。 |
| 十五　本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の大幅な増員と、労働安全衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。 |
| 十六　第十四次労働災害防止計画の政府目標の達成に向け、各種対策を講ずるとともに、各指標に対する政策評価に基づき追加対策を検討すること。特に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、熱中症予防に効果的な設備・機器の普及のための支援を図ること。 |

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）に対する附帯決議（衆議院厚生労働委員会①）

**衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日）**

一　個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。

二　労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。

三　新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。

四　労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。

五　個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォーマーに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。

六　個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。

七　本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

八　過重労働やハラスメントが原因の自殺を含む脳・心臓疾患及び精神障害による労災申請・認定件数が引き続き増加傾向にあることに対する強い危機意識を政労使で共有しつつ、残業時間や深夜・休日労働の一層の抑制による総実労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入促進、ハラスメント対策の一層の強化に努めるとともに、直近の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の変更によって労災保険の特別加入者及び労働災害被害者の認定・救済がより適切かつ迅速に行われているかを検証し、公表すること。

九　労働者数五十人未満の事業場におけるストレスチェックを適正に実施するため、ストレスチェック実施者等が秘密保持義務に違反している場合は、適切に対処すること。

十　ストレスチェックを希望しないことや受検結果及び医師による面接指導の申出を理由とする不利益取扱いが行われることのないよう、事業者に対して必要な監督・指導を行うこと。

十一　ストレスチェック制度の効果を高めるため、ストレスチェック項目の評価・検証を行うとともに、集団分析・職場環境改善の実施を計画的かつ着実に推進すること。また、集団分析・職場環境改善の在り方について、義務化の可否を含め、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）に対する附帯決議（衆議院厚生労働委員会②）

| 衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日） |
| --- |
| 十二　ストレスチェックの実施義務対象の拡大に鑑み、中小零細企業を支援するため、産業保健活動総合支援事業に関する体制整備を行うとともに、産業医・産業保健スタッフの育成に努めること。また、個人事業者等においても自身のストレス状況を把握しメンタルヘルス対策を講ずることは重要であることから、個人事業者等が労働者と同水準のストレスチェックを実施することができるような環境整備を図ること。 |
| 十三　労働者数五十人未満の事業場におけるストレスチェックについては、事業者に過度な経済的負担及び業務上の負担が生じることのないよう、十分な準備期間を確保し、事業場の状況に鑑み、導入時期を慎重に検討するとともに、ストレスチェックを的確に行うことができるように支援すること。また、地域産業保健センターへの相談事例の増加に対応するため、相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスに一定の知見のある医師確保を積極的に行うために必要な措置を講ずること。 |
| 十四　デジタル化の進展に伴い、デジタルを活用したストレスチェックによって適時適切に実施することができるようにする等、デジタルを活用した実効性を伴うストレスチェックの実施の在り方を示すこと |
| 十五　職場のメンタルヘルス対策を一層推進するため、これまでのメンタルヘルス対策の効果を検証するとともに、ストレスチェック以外の方法についても検討すること。 |
| 十六　職場のメンタルヘルス不調者の職場での早期把握のための研究等を行い、その取組の好事例等を各事業者に提供するよう努めること。 |
| 十七　高ストレス者の面接指導について、小規模事業場の特性を踏まえ、小規模事業場の高ストレス者が安心して面接指導の申出をすることができる環境を整備すること。また、事業者が、面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するために必要な措置に関する医師の意見を聴いて、必要な措置を講ずるよう、事業者に対して指導の徹底を図ること。 |
| 十八　産業医がその専門性を発揮し、独立的かつ中立的に活動できるような配慮を事業者に求めるとともに、事業者に対する産業医の勧告を尊重するよう指導すること。また、産業医の勧告を理由とした不利益取扱いの禁止を徹底するよう、事業者に対して指導の徹底を図ること。 |
| 十九　産業医の選任義務のある労働者数五十人以上の事業場で産業医が選任されていない事業場に対して、その選任を促すとともに、産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握することができる仕組みの検証を行うこと。また、労働者と同一の場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等も含めた事業場における作業環境に関してもその事業場の産業医が勧告できることについて、早期に周知すること。 |
| 二十　事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよう、周知・指導に努めること。 |
| 二十一　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。 |
| 二十二　成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。 |
| 二十三　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。 |

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）に対する附帯決議（衆議院厚生労働委員会③）

| 衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日） |
| --- |
| 二十四　有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。 |
| 二十五　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。 |
| 二十六　高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。 |
| 二十七　身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。 |
| 二十八　身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高い高年齢労働者の増加に伴って、労働災害による死傷者数に占める高年齢労働者の割合が増加している現状に鑑み、脳・心臓疾患の労災認定基準について高年齢労働者の特性に配慮し、適切に運用すること。また、会社が事業主証明を拒否するなど事業主証明を得られない場合においても労災保険の請求ができることを高年齢労働者に更に周知すること。 |
| 二十九　芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができる児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。 |
| 三十　重大な労働災害を発生させた企業については、特別安全衛生改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表などを確実に実施すること。また、個別事業場の法令違反に対して厳格に対応すること。 |
| 三十一　本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の大幅な増員と、労働安全衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。 |
| 三十二　第十四次労働災害防止計画の政府目標の達成に向け、各種対策を講ずるとともに、各指標に対する政策評価に基づき追加対策を検討すること。特に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、熱中症予防に効果的な設備・機器の普及のための支援を図ること。 |

安全衛生分科会（第176回）
令和7年5月27日
資料
No.3

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

（第175回安全衛生分科会資料一部修正）

**別紙13**

# 職場における熱中症対策の強化について

第176回 安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第174・175回分科会でのご意見を踏まえた今後の対応について

## いただいた主なご意見

### 1　制度の運用について
○　今年の夏に向けて、短い期間になるが、改正内容をしっかり周知すべき
○　新たに罰則付きで義務付ける内容や具体的な実施方法を明確にすべき

### 2　現場での周知について
○　周知等は口頭でもよく、周知した結果の記録の保存までは義務付けない旨を明確にすべき

### 3　現場の実情に応じた措置内容について
○　一人作業の場合など、連絡が困難な場合の対策を明確にすべき
○　救急隊や医療機関の負担が大きくなる可能性があるため、適切な搬送ができるよう、検討いただきたい
○　手順の作成だけでなく、手順に基づく措置の義務化についても今後、施行状況を踏まえて検討すべき
　その際、休業に至らなかった事案も含めて、体制・手順等についてエビデンスベースで分析すべき

### 4　今後の予防策の検討について
○　予防策は重要であり、休業に至らなかった事案も含めて検証すべき

### 5　その他
○　今回、提示されたWBGT等の基準でこれまでの熱中症災害をカバーできているのか

## 今後の国の対応について

○　周知のためのリーフレット等を作成し、クール・ワークキャンペーン等を通じ広く周知する
○　義務付けの内容、範囲を条文上で明確にするとともに、具体的な実施方法を通達やリーフレット等で例示を含めて周知する

○　報告先等が確実に伝わることが必要であり、口頭による周知でも差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知では確実に伝わることが担保できないときには、文書の配布、掲示、メール等によるものとする
○　現場で周知した結果の記録の保存は求めない
しかしながら、労働基準監督署による確認に際しては適切に対応すること

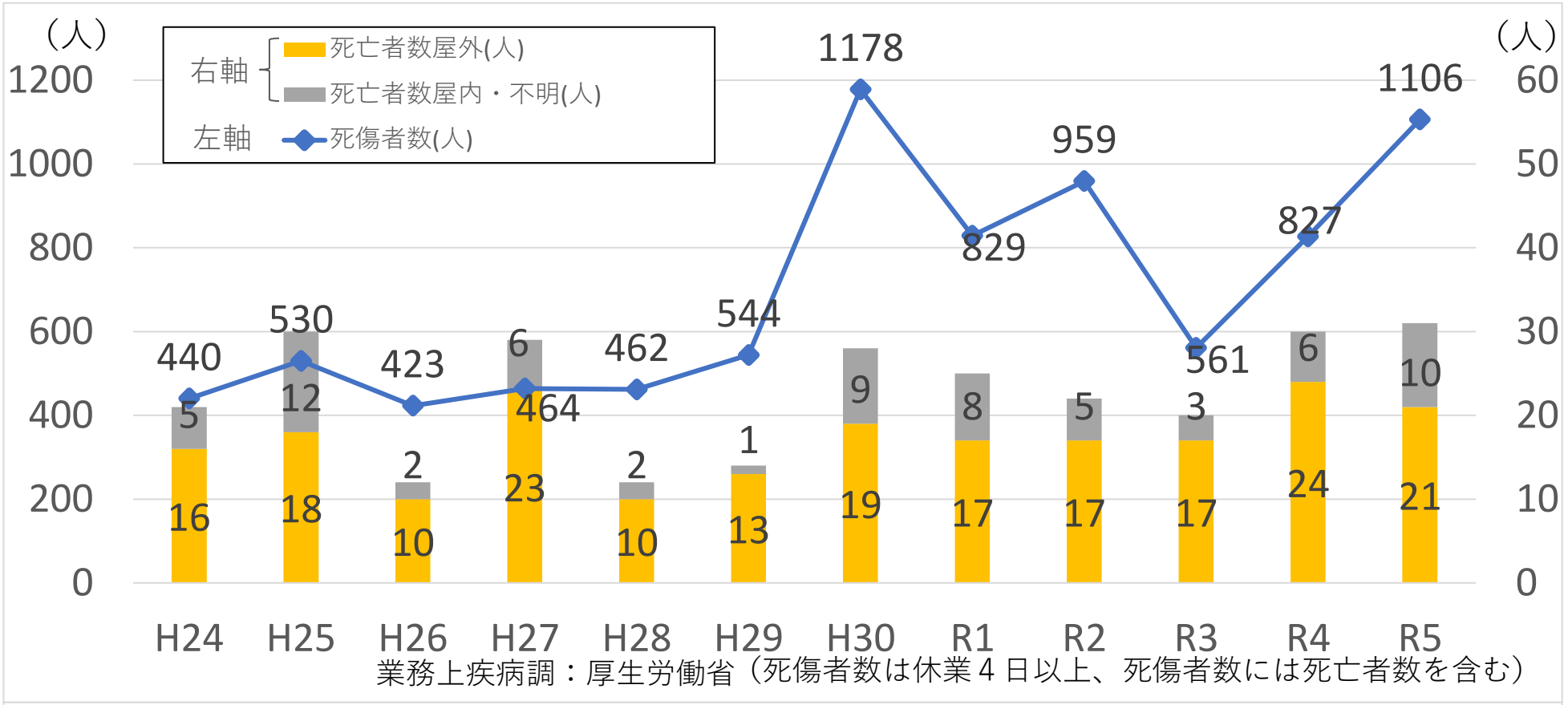
○　ウェアラブルデバイスの活用や他の事業者との連携など、現場の実情に応じた対策について通達で周知する
○　医療機関への搬送、判断に迷う場合等は、＃7119等への相談等を通達等で明記し、リーフレット等で周知する
○　措置の義務化については、新たに立ち上げる検討会において改正省令の施行状況を踏まえつつ、具体的な手順内容の有効性も含め、データに基づき検討する

○　クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図るとともに、新たに立ち上げる検討会において、休業に至らなかった事案の把握方法も含め、データに基づいた予防策の検討を行う

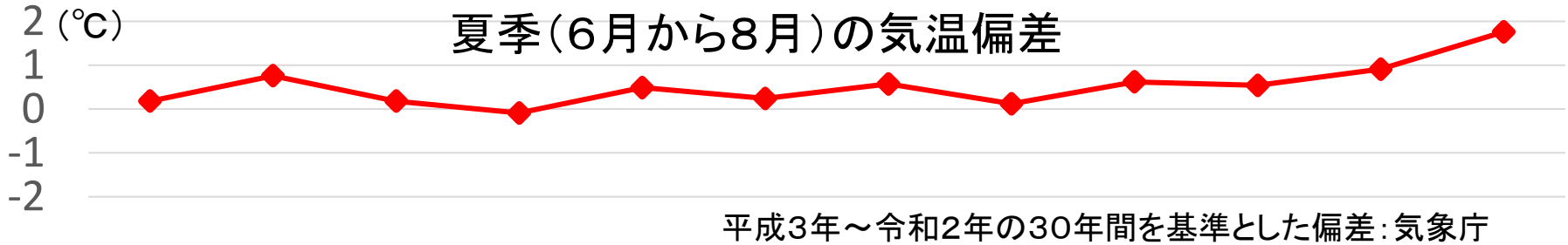
○　今回義務づける範囲により、労災死亡事例（R2-5災害調査で確認できているもの）のうち、約８割をカバーできる
その余は、「持病あり」、「体調不良」といった個別の状況も見られることから、通達等で同様の措置を推奨するとともに、クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図ることとしたい

# 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）

第174回提出資料




業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業４日以上、死傷者数には死亡者数を含む）




平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

# 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

第174回提出資料

## 職場における熱中症による死亡災害の傾向

○　死亡災害が２年連続で30人を超え、令和６年もそれを上回るペースで発生

○　熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約５～６倍

○　死亡者の約７割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念

○　**ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**

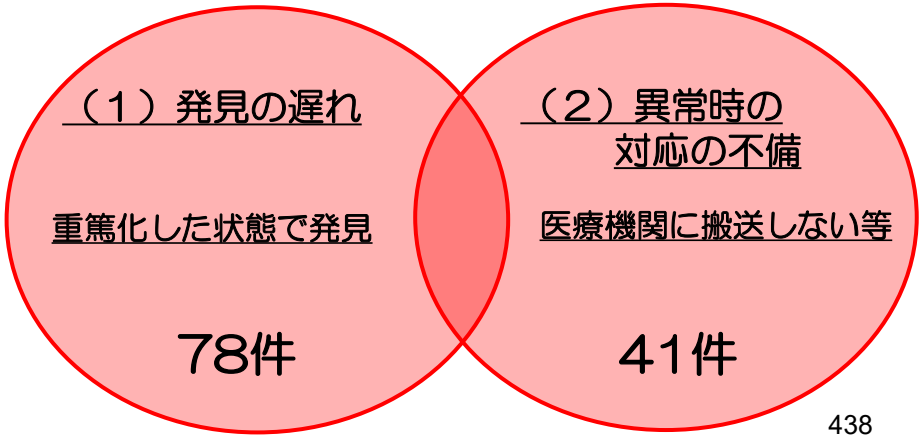
## 早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

## 熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果




100件の内容は以下のとおり



# 熱中症対策に関する有識者ヒアリングについて

第174回提出資料

## 有識者ヒアリング

○　令和６年10月18日及び22日にオンラインで実施

神田　潤　　日本救急医学会 熱中症および低体温症に関する委員会 委員長
　　帝京大学医学部救急医学講座講師
齊藤　宏之　独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
　　化学物質情報管理研究センターばく露評価研究部長
細川　由梨　早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ科学部准教授
堀江　正知　産業医科大学副学長
横堀　將司　日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授
　　（兼）日本医科大学付属病院高度救命救急センター部長

# 熱中症対策に関する有識者ヒアリングの結果概要

第174回提出資料

## ヒアリング概要（総論）

○　「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
○　熱中症を重篤化させないためには、以下の２点が重要。
　①　可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
　②　異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
○　熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①～②の具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。

## ヒアリング概要（各論・一部抜粋）

○　具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによることが必要であるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
○　異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とするべき。
○　異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業者に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

# 今後の熱中症対策について（案）

第174回提出資料

## 基本的な考え方

見つける

↓

判断する

↓

対処する

現場の実態に即した具体的な対応

## 現場における対応

○　熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者に罰則付きで義務付けることとする。

1　熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※　報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

2　熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

①　事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②　作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※　「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間以上の実施」が見込まれる作業**

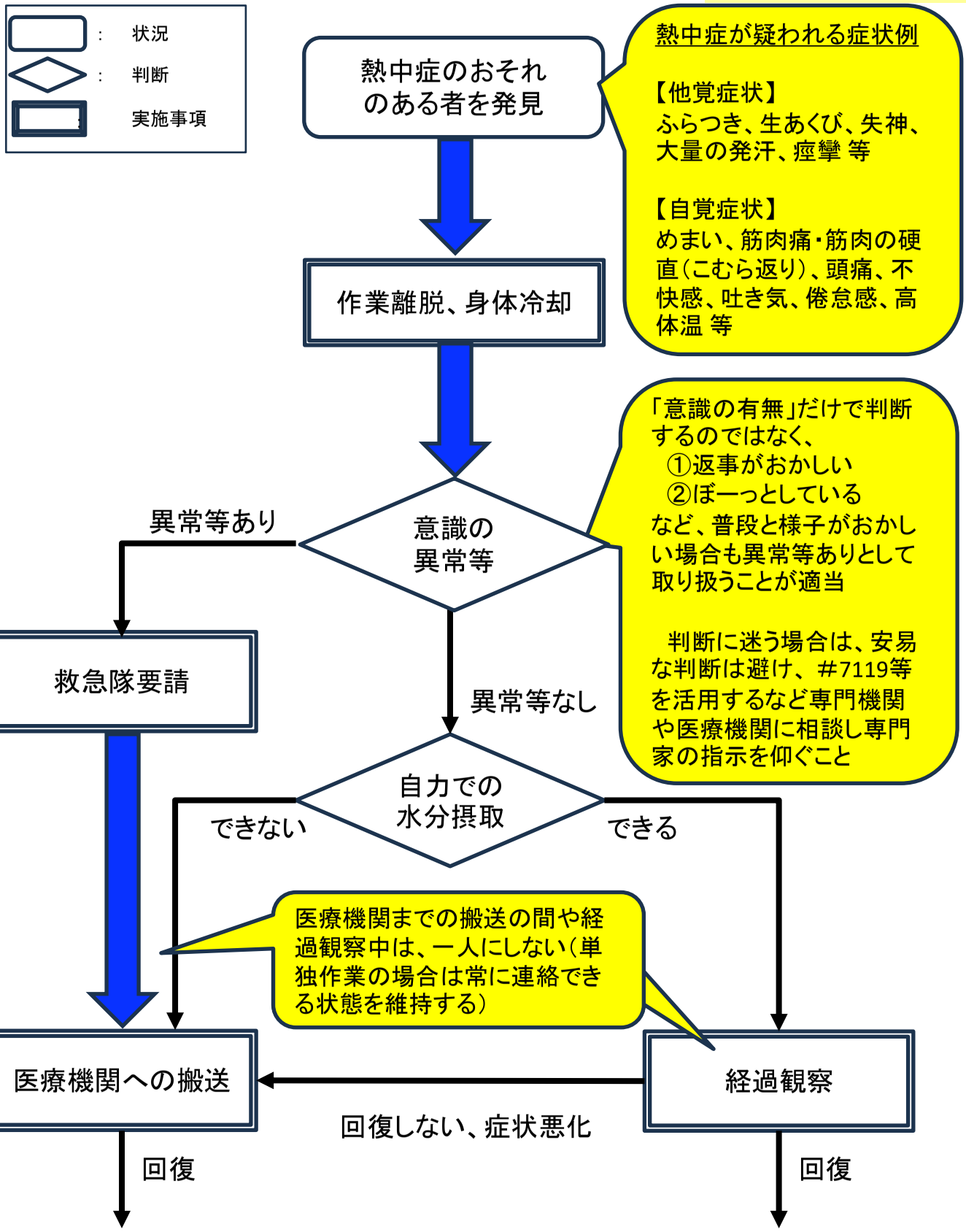
※　作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※　なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）

別添①
442

第174回提出資料




回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）

別添②443

第174回提出資料　一部修正

：　状況

：　実施事項

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却等

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

※①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく

# 第174・175回分科会でのご意見を踏まえた今後の対応について

参考

| いただいた主なご意見 | 今後の国の対応について |
| --- | --- |
| 1　制度の運用について<br>○　今年の夏に向けて、短い期間になるが、改正内容をしっかり周知すべき<br>○　新たに罰則付きで義務付ける内容や具体的な実施方法を明確にすべき | ○　周知のためのリーフレット等を作成し、クール・ワークキャンペーン等を通じ広く周知する<br>○　義務付けの内容、範囲を条文上で明確にするとともに、具体的な実施方法を通達やリーフレット等で例示を含めて周知する |
| 2　現場での周知について<br>○　周知等は口頭でもよく、周知した結果の記録の保存までは義務付けない旨を明確にすべき | ○　報告先等が確実に伝わることが必要であり、口頭による周知でも差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知では確実に伝わることが担保できないときには、文書の配布、掲示、メール等によるものとする<br>○　現場で周知した結果の記録の保存は求めない~~が、~~<br>しかしながら、労働基準監督署による確認~~の調査等~~に際しては適切に対応すること~~説明できる必要がある~~ |
| 3　現場の実情に応じた措置内容について<br>○　一人作業の場合など、連絡が困難な場合の対策を明確にすべき<br>○　救急隊や医療機関の負担が大きくなる可能性があるため、適切な搬送ができるよう、検討いただきたい<br>○　手順の作成だけでなく、手順に基づく措置の義務化についても今後、施行状況を踏まえて検討すべき<br>　その際、休業に至らなかった事案も含めて、体制・手順等についてエビデンスベースで分析すべき | ○　ウェアラブルデバイスの活用や他の事業者との連携など、現場の実情に応じた対策について通達で周知する<br>○　医療機関への搬送、判断に迷う場合等は、＃7119等への相談等を通達等で明記し、リーフレット等で周知する<br>○　措置の義務化については、新たに立ち上げる検討会において改正省令の施行状況を踏まえ~~そ~~つつ、具体的な手順内容の有効性も含め、データに基づき検討する |
| 4　今後の予防策の検討について<br>○　予防策は重要であり、休業に至らなかった事案も含めて検証すべき | ○　クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図るとともに、新たに立ち上げる検討会において、休業に至らなかった事案の把握方法も含め、データに基づいた予防策の検討を行う |
| 5　その他<br>○　今回、提示されたWBGT等の基準でこれまでの熱中症災害をカバーできているのか | ○　今回義務づける範囲により、労災死亡事例（R2-5災害調査で確認できているもの）のうち、約８割をカバーできるその余は、「持病あり」、「体調不良」といった個別の状況も見られることから、通達等で同様の措置を推奨するとともに、クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図ることとしたい |

| 安全衛生分科会（第177回） | 資料 No.1 |
| --- | --- |
| 令和7年9月5日 | |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

別紙14

# 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律について（報告）

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第63号）の概要

## 改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### １．ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。

※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること

② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。

③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

### ２．女性活躍の推進【女性活躍推進法】

① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。

② 女性活躍推進法の有効期限（令和８年３月31日まで）を令和18年３月31日まで、10年間延長する。

③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。

④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。

⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。

⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

### ３．治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

○ 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

## 施行期日

公布の日から起算して１年６月以内で政令で定める日 （ただし、１③及び２②から④までは公布日、２①及び⑥並びに３は令和８年４月１日）

# 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」の国会における審議経過

【衆議院】

| | | |
|---|---|---|
| 令和７年３月11日 | 第217回通常国会提出（閣法第50号） | |
| ５月８日 | 衆議院厚生労働委員会 | 付託 |
| ５月９日 | 〃 | 提案理由説明 |
| ５月13日 | 〃 | 参考人質疑 |
| ５月14日 | 〃 | 質疑１回目 |
| ５月16日 | 〃 | 質疑２回目、採決 |
| ５月20日 | 衆議院本会議 | 可決（同日、参議院へ送付） |

【参議院】

| | | |
|---|---|---|
| 令和７年５月21日 | 参議院厚生労働委員会 | 付託 |
| ５月22日 | 〃 | 提案理由説明 |
| ５月27日 | 〃 | 質疑１回目 |
| ５月29日 | 〃 | 参考人質疑・質疑２回目 |
| ６月３日 | 〃 | 採決 |
| ６月４日 | 参議院本会議 | 可決、成立 |

６月11日　法律公布（令和７年法律第63号）

# 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第63号）に対する附帯決議

**衆議院厚生労働委員会（令和７年５月16日）**

一～十一　（略）

十二　治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十三　疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に取り組むこと。

**参議院厚生労働委員会（令和７年６月３日）**

一～十三　（略）

十四　治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十五　疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に取り組むこと。

| 安全衛生分科会（第177回） | 資料 No.2 |
| --- | --- |
| 令和7年9月5日 | |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

別紙15

# 「経済財政運営と改革の基本方針2025」等について（報告）

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」について・・・・・2
- 「規制改革実施計画」について　・・・・・・・・・・・・・・4
- デジタル社会の実現に向けた重点計画について・・・・・・・7

# 「経済財政運営と改革の基本方針2025」

# 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和７年６月13日閣議決定）

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

## 第２章　賃上げを起点とした成長型経済の実現

### ４．国民の安心・安全の確保

#### （５）「誰一人取り残されない社会」や心豊かな国民生活の実現

**（女性・高齢者の活躍）**

全ての意思決定に女性が参画することを基本とし、男女共同参画の視点に立ち、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた政策・事業の計画・実施や男女別のデータ収集・分析の強化を進め、あらゆる分野における意思決定の質を向上させる。

**女性版骨太の方針2025** [193]に基づき、女性の所得向上・経済的自立に向け、Ｌ字カーブの解消に資するよう、女性の起業支援、改正女性活躍推進法による男女間賃金差異及び女性管理職比率の開示、仕事と育児・介護・女性の健康課題との両立支援、女性デジタル人材の育成、男女間賃金格差の大きい５業界でのアクションプラン策定を推進する。（略）

[193]女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（令和７年６月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）。

（関連する政府方針等）

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）（抄）

**Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり**

**（３）仕事と健康課題の両立の支援**

**②健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進**

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、**事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）の標準的な問診票に、月経随伴症状や更年期障害等に係る質問を追加する。**あわせて自治体検診における骨粗鬆症検診について検診受診率向上に向けた取組を進める。

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨をだ改正女性活躍推進法を踏まえ、職場における女性の健康支援の取組を促すに当たっての方策を検討する。

**事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいてセルフチェックの重要性に触れるとともに、女性特有の健康課題に関する啓発を含め情報提供を行う。**

また、更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取組を、企業や自治体に促す。あわせて**事業所内に働く女性の相談に対応する担当者を配置するなど女性の健康を話題とする場づくりを推進する。**

**労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、事業者が産婦人科医等の専門医の早期受診を勧奨すること及び専門医の診断書を持って事業者に相談することが可能であること等を事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいて明示するとともに、今後の普及、活用促進について取組を進める。**

**加えて、企業において、従業員の産婦人科受診に対するハードルを下げることに資する相談事業が行われることを促進する。**

# 「規制改革実施計画」

# 規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

Ⅱ 実施事項

２． 賃金向上、人手不足対応

（４）デジタル・ＡＩ

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | デジタル・ＡＩ技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について | a 厚生労働省は、建設機械を含めデジタル・ＡＩ技術を活用した機械（以下「デジタル・ＡＩ機械」という。）の開発が進んでいることを踏まえ、労働者の安全及び健康を守りつつ、デジタル・ＡＩ機械全般の更なる技術的発展及び利用を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関係法令（以下「安衛法関係法令」という。）が適用される機械で遠隔運転・自律運転（以下「無人運転」という。）を行う場合の労働災害防止対策に関する専門家検討会を設置する。当該検討会において、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を把握・確認した上で、作業ごとに必要となる労働災害防止のために必要な措置（以下「安全義務」という。）及び免許・技能講習の要件（以下「技能要件」という。）、機械の技術水準など検討すべき項目を整理する。<br>また、厚生労働省は、関係省庁と連携しつつ、当該専門家検討会による検討・整理の結果を踏まえ、安衛法関係法令に無人運転を行う場合の安全義務や技能要件を明記するなどの具体的な措置を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。<br>b 厚生労働省は、aが措置されるまでの間、現状の安衛法関係法令に基づく機械の無人運転における労働災害防止のために必要な措置に関する相談が労働基準監督署にあった際、労働基準監督署ごとに異なる判断（ローカルルール）が発生しないよう、労働基準監督署から都道府県労働局を通じ、厚生労働省本省に照会させるなど、集約し、判断の統一性を確保する。 | a：（前段・専門家検討会設置）令和７年措置（前段・整理）令和８年上期措置（後段）令和８年上期以降検討開始、結論を得次第速やかに措置<br>b：令和７年度措置 | 厚生労働省 |

# 規制改革実施計画のフォローアップ結果（令和７年５月28日公表）

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

Ⅱ 実施事項

３．良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動

（１）良質な就労の確保

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | これまでの実施状況 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方 | a (略)<br>b 厚生労働省は、例えば、取引相手たる配達業務従事者にヘルメット等の安全器具の着用を求めることや、事故等の発生時に安全確保のために退避指示を行うこと、長時間就業する者に就業時間の短縮を推奨することなど、業務委託の発注者が安全管理又は健康確保のために取引相手（就業者）に対して行う「指示」「推奨」その他の連絡が、就業者の労働者性を肯定する要素である「指揮命令」や「拘束」と評価されるか否かが明確でない場合、当該連絡が「指揮命令」や「拘束」に該当するのではないかとの懸念から、発注者が、当該就業者自身及び顧客のための安全管理又は当該就業者自身の健康確保に資する連絡をちゅうちょするおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、法令等に基づき国が発注者に義務付けているものも含め、安全管理又は健康確保のための就業者に対する連絡について、例えば、就業者への拘束を強める目的ではなく、安全管理又は健康確保を目的として行う就業時間の上限管理に係るものについて、業務委託契約の内容として、長時間就業による健康への影響を防止する観点から、就業時間の上限の目安について就業者と発注者が合意した上で、就業者がその目安に沿って自ら就業時間管理を行えるよう発注者が注意喚起を行うことは、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として評価されるものではないと整理するなど、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として労働者性を肯定する方向に働くものとそうでないものを整理し、発注者及び就業者に周知する。<br>c (略)<br>d 厚生労働省は、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和６年５月28日）において、作業時間が契約期間で平均週40時間程度、契約期間が１年以上など労働者に近い専属性がある個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を発注者が負担することが望ましいとされている点について、フリーランス・ギグワーカーへの発注控えにつながるおそれがあるとの指摘が当事者自身から行われていることを踏まえ、当該ガイドラインの公表後、一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態を調査し、当該理由による発注控えが生じていることを把握した場合には、当該ガイドラインの見直しも含めて必要な対応を検討し、実施する。 | b：令和６年度措置<br>d：令和６年度措置、それ以降継続的に措置 | a (略)<br>b 重層請負による作業が行われている主な業種、個人事業者等に業務委託が行われている主な業態を中心に、注文者からなる団体等にヒアリングを行い、把握した現場における問題意識を踏まえ、既存の判断基準を元に、安全衛生上の指示等が、労働基準法上の労働者に該当するか否かの判断等に直に影響を及ぼさない場合や、留意が必要な場合について整理し、その内容をとりまとめた通知を2025年３月に発出した。<br>c (略)<br>d 2025年２月までにフリーランスを会員とする11の団体等に対して実施したヒアリングの結果、把握した限りでは、一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えはなかった。 |

# 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

# デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和７年６月13日閣議決定）①

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

## 第２　重点政策一覧

**○[No.1-45]国家資格オンライン・デジタル化の拡大**

・国家資格等のオンライン・デジタル化については、各資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築をデジタル庁にて行い、2024年8月より提供を開始した。具体的には、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を行うとともに、資格所持者が当該資格を所持していることを提示・証明できるようにする。2024年度において、7資格の利用を開始したところであり、引き続き利用開始の拡大を図る。（略）

（対象資格）
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続、労働安全衛生法に基づく免許証の申請手続、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験の受験申請、指定登録機関に対する労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録の申請、作業環境測定士試験の受験申請、作業環境測定士の登録申請

**○[No.1-46] 技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン、デジタル化拡大**

・ 技能士、技能講習等について、デジタル庁が開発する国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始するため、必要な調整等を実施。

※　[No.1-45]及び[No.1-46]について、昨年度計画の取組内容から変更はない。

# デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和７年６月13日閣議決定）②

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

## 第４　オンライン化等を実施する行政手続の一覧等

### Ⅳ 更なる利便性の向上を図る行政手続等

### ２．国民等、民間事業者等と国等との間の手続

### 61．労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）（抄）

**（２）取組内容**

②労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業４日以上）（手続ID:50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（2021年度実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（当該システムから直接電子申請できるようにする改修（2023年度実施済））等を実施した。

また、2025 年１月１日より、労働者死傷病報告（死亡及び休業４日以上）（手続ID:50263）等の手続きについて、原則電子申請を義務付け、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムを改修し、プルダウンメニュー等の入力支援機能を強化するとともに、労働者死傷病報告（休業４日未満）（手続ID:50262）についても、帳票入力支援システムから直接、届出が提出できるようにした。

**（３）KPI**

オンラインによる申請等の割合：20%（2026 年度末）

※規制改革実施計画（令和３年６月18日閣議決定）を受けて厚生労働省において策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に記載した目標と同一

（参考）

年間10万件以上の手続を含む事業についてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされている（「規制改革実施計画（令和３年６月18日閣議決定）」）。

＜年間手続件数が10万件以上の行政手続（労働安全衛生法関係）＞

①労働者死傷病報告　　目標：令和８年度末までにオンライン利用率20%
参考実績：令和元年0.7%、令和２年1.1%、令和３年2.1%、令和４年3.9%、令和５年4.4%、令和６年10.2%

②一般定期健康診断報告書　目標：令和８年度末までにオンライン利用率20%
参考実績：令和元年0.2%、令和２年1.3%、令和３年4.1%、令和４年7.1%、令和５年10.8%、令和６年31.2% (R7.7.22時点)

③労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続　目標：令和７年度末までにオンライン利用率25%
参考実績：令和６年度38.0%

（厚労省HP：取組計画の掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/kihonkeikaku.html

**別紙16**

厚生労働省発基安 0905 第１号

令 和 ７ 年 ９ 月 ５ 日

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

# 労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一　労働安全衛生規則の一部改正

一　個人事業者に仕事を請け負わせた注文者（当該個人事業者と同一の場所で仕事を自ら行う場合に限り、かつ、当該仕事が数次の請負契約によって行われることにより当該場所にその者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も後次の請負契約における注文者とする。以下この一から五までにおいて「特定注文者」という。）は、当該個人事業者である作業従事者が、労働者と同一の場所において、特定注文者から請け負った仕事の作業を行う場合であって、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業（四日以上のものに限る。以下この一から三まで、五及び七から九までにおいて同じ。）をしたことを把握したとき（当該業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害による休業である場合を除く。二において同じ。）は、遅滞なく、

電子情報処理組織を使用して、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、当該場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならないものとすること。

二　災害発生場所管理事業者（仕事の作業を行う場所を管理する事業者をいい、その労働者が、当該場所において仕事の作業を行う場合に限る。以下この二、五及び六において同じ。）は、個人事業者である作業従事者（三、五及び七において「作業従事個人事業者」という。）が、当該災害発生場所管理事業者が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業をしたことを把握したときは、当該場所に特定注文者がある場合を除き、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、当該場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならないものとすること。

三　個人事業者は、当該個人事業者である作業従事個人事業者が、仕事の作業を行う特定注文者及び労働者と同一の場所において特定注文者から請け負った仕事の作業を行う場合であって、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業をしたとき（当該業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又は

これらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害による休業である場合を除く。五及び八において同じ。）は、遅滞なく、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、特定注文者に報告しなければならないものとすること。ただし、当該負傷又は疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合は、この限りでないものとすること。

四　特定注文者は、個人事業者が三の報告をしたことを理由として、当該個人事業者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

五　個人事業者は、当該個人事業者である作業従事個人事業者が、災害発生場所管理事業者が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業をしたときは、当該負傷若しくは疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合又は当該場所に特定注文者がある場合を除き、遅滞なく、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、災害発生場所管理事業者に報告しなければならないものとすること。

六　災害発生場所管理事業者は、個人事業者が五の報告をしたことを理由として、当該個人事業者に対し、自らが管理する場所への立入禁止その他の不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

七　個人事業者は、当該個人事業者である作業従事個人事業者が、その従事する業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業をしたときは、疾病の発生状況及び原因等を、電子情報処理組織を使用して、当該作業従事個人事業者が主として事業を行う場所を所轄する労働基準監督署長に報告することができるものとすること。

八　事業者（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十六において定める数以下の労働者を使用するものに限る。九において同じ。）は、当該事業者である作業従事事業者が、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合であって、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業をしたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、負傷又は疾病の発生状況及び原因等を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとすること。

九　事業者は、当該事業者である作業従事事業者が、その従事する業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業をしたときは、疾

病の発生状況及び原因等を、電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署長に報告することができるものとすること。

十　その他所要の改正を行うこと。

第二　施行期日等

一　この省令は、令和九年一月一日から施行すること。

二　この省令による改正後の第一の一、二、七、八及び九の報告は、当分の間、書面により行うことができるものとすること。

三　その他所要の改正を行うこと。

| 安全衛生分科会（第177回） | 資料 No.3－2 |
| --- | --- |
| 令和7年9月5日 | |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要について（諮問）（個人事業者等災害報告制度関係）

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 改正省令案の概要（業務上災害報告関係）

## １.改正の趣旨

個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設することにより、労働災害防止をはじめとする施策の検討に資する。

※ 改正労働安全衛生法（以下「法」という。）第100条の２第２項の規定により、厚生労働大臣は、調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとされた。また、厚生労働大臣の調査に係る権限は労働局長や労働基準監督署長に委任できることとされている。

## ２．改正の概要（その１）

（１）個人事業者等が労働者と同一の場所における就業に伴う事故等により、死亡し、又は休業（４日以上）した場合には、以下のとおり、所轄労働基準監督署が情報を把握できるよう、関係者に必要事項の報告を義務付ける【罰則なし】。

① 災害発生場所における直近上位の注文者（特定注文者）※（当該者が存在しない場合には、災害発生場所を管理する事業者（災害発生場所管理事業者）。以下「報告主体」という。）は、個人事業者の業務上の災害を把握した場合には、所轄労働基準監督署に個人事業者の当該災害について遅滞なく報告することとする。

② 上記①の場合において、個人事業者が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合には、個人事業者は、報告主体に業務上災害について遅滞なく報告することとする。
　当該報告を受けた報告主体は、その内容を踏まえ、必要事項を補足した上で所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

③ 中小企業の事業主や役員の業務上災害については、上記①、②にかかわらず、所属企業は、所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

※ 個人事業者が請け負った仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含む）であって、自らも当該場所で仕事を行う者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち当該個人事業者に対して最も後次の請負契約における注文者）

# 改正省令案の概要（業務上災害報告関係）

## ２．改正の概要（その２）

（２）個人事業者等の脳・心臓疾患及び精神障害事案については、上記（１）によらず、個人事業者等（中小事業の事業主や役員の場合は所属企業）が直接、労働基準監督署に報告することができることとする。

（３）上記（１）及び（２）のうち労働基準監督署への報告は、電子情報処理組織を使用することを原則とし、報告事項については、労働者死傷病報告の報告事項を参考（下線部は個人事業者等で追加となる事項）とし、以下に掲げる事項とする。

①報告者に関する情報
労働保険番号、事業場の名称、災害発生場所の事業場や工事名、元方事業者名称等

②被災者に関する情報
氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、経験期間、傷病名、傷病部位、特別加入の状況、
休業見込期間又は死亡日時、外国人の場合における国籍等

③災害に関する情報
負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

④その他
報告年月日、報告者の職氏名

※　労働者死傷病報告の報告事項で、個人事業者等の場合に不要な報告事項（常時使用する労働者の数、派遣労働者の場合における派遣先の事業場の名称等の情報）は削除している。

（４）報告主体は、個人事業者が上記（１）②に基づき、法令上の義務となる業務上災害の報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととする。

（５）その他所要の改正

## ３．公布日等

公　布　日：令和７年11月（予定）

施行期日：令和９年１月１日

## ４.経過措置

電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告を当面の間認める旨を規定

# 運用にあたっての対応

## 報告制度の円滑化のため、通達等で示す事項（案）

【報告制度の適正化】
- 「労働者と同じ場所」等の考え方の明示
- 不利益取扱いの具体的な内容について
- 個人事業者に報告主体への報告義務が生ずる場合の具体的なケースの例示
- 報告主体への報告義務とは別に個人事業者が監督署へ行う情報提供について
- 特定注文者や災害発生場所管理事業者を報告主体とする考え方や報告義務と災害防止上の責任との違いについて
- 報告主体が災害発生の事実を知り得なかった場合における報告義務の考え方について
- 個々の事案における作業態様や事業場の管理実態を踏まえた災害発生場所管理事業者の考え方
- 災害発生場所管理事業者が報告義務を負う災害の範囲について
- 個人事業者が災害発生場所管理事業者に対して報告義務を果たす上での注文者の関与の在り方について
- 報告対象とならない災害（休業４日未満の災害や労働者と異なる場所で就業していた場合の災害等）に関する監督署への情報提供について

【報告者等の負担軽減】
- 業務上災害報告の書式の作成・周知について
- 災害報告制度の適正な運営に当たっての個人事業者、報告主体の負担に配慮した環境整備について

【関係団体による支援等】
- 個人事業者等から自身が加入している業種・職種別団体に対する業務上災害に関する情報共有について
- 業種・職種別団体による災害の把握及び災害発生状況の分析及びその結果の加入者への周知について

【災害報告データの活用等】
- 国による災害データの分析及びデータ公表による利活用の促進について

【周知】
- 新たな報告制度であることを踏まえた個人事業者等や報告主体となり得る関係者に対する周知について

＜参考＞

# 【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等
## －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

### （１）個人事業者等の業務上の災害の把握の仕組み

**対応案**

○　個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、災害防止対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の把握のための監督署への報告に係る仕組みを構築することとしてはどうか。

### ア　報告対象

**対応案**

○　監督署への報告を義務付ける対象とする個人事業者等の業務上災害については、労働者死傷病報告に係る規定等を踏まえ、休業４日以上の死傷災害としてはどうか。

### イ　報告主体

**対応案**

○　業務上災害の報告制度の目的が今後の災害防止対策の企画・立案に資するためであることを踏まえれば、その報告主体は、①被災時に個人事業者等が行っていた業務の内容を把握している者、②災害発生場所の状況を把握している者、であることが適当ではないか。

○　これらをいずれも満たすのは、被災者である個人事業者等自身のほか、仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者（「特定注文者」）や、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」）が考えられるのではないか。
※以下、「特定注文者」、「災害発生場所管理事業者」を併せて「特定注文者等」という。

○　特定注文者について、重層請負構造によって仕事が行われるような場合において、直近上位の注文者が災害発生場所に来ることが一切ない場合は、災害発生場所で業務を行う一つ上位の注文者（当該注文者も災害発生場所に来ることが一切ない場合は、さらにその上位の注文者。以下、最先次の注文者まで同じ。）を特定注文者としてはどうか。

# 【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等
## －災害報告制度－



（続き）

**対応案**

○　個人事業者等自身が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合については、個人事業者等自身に特定注文者等への報告を義務付けるとともに、当該報告を受けた「特定注文者」（特定注文者が存在しない場合は「災害発生場所管理事業者」）が当該報告内容を踏まえ、必要に応じ、注文している業務の内容や災害発生場所の状況等の必要事項を補足した上で、当該特定注文者等に対して監督署に報告することを義務付けてはどうか。

○　個人事業者等自身が災害発生の事実を伝達・報告することが不可能な場合は、「特定注文者」（特定注文者が存在しない場合は「災害発生場所管理事業者」）に監督署に対する業務上災害の報告を義務付けることとしてはどうか。

○　被災した個人事業者等が中小事業の事業主又は役員である場合には、所属企業が監督署に報告することを義務付けてはどうか。

○　総論②の考え方を踏まえれば、上記の報告を義務付けるのは、災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に限ることとしてはどうか。

※個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業していた際の業務上災害については、p. 22で記載しているとおり、情報提供としてはどうか。

# 【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等
## －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

（続き）

**対応案**

○　休業４日以上の報告義務対象の業務上災害について、労働者とは異なる場所で就業していた場合には報告義務の対象とはしないが、特定注文者等に対し、情報提供を求めることとしてはどうか。また、個人事業者等が一般消費者から住宅建築を元請として請け負った場合など、特定注文者等が存在しない場合についても、報告義務の対象とはせず、

・個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが不可能な場合にあっては、業務上災害の幅広い把握のため、個人事業者等が業種・職種別団体（特別加入団体を含む。以下同じ。）に加入している場合には、当該団体が監督署に情報提供できることとしてはどうか。

・個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合にあっては、個人事業者等自身が監督署に情報提供することとしてはどうか。

○　休業４日未満の報告義務対象ではない業務上災害についても、個人事業者等による業務上の災害を幅広に把握する観点や、報告制度の実効性を高める観点からは、報告義務対象とならない業務上災害（事業場外で発生したものを含む。）について、個人事業者等自身や個人事業者等が加入する業種・職種別団体が可能な範囲で監督署に対し情報提供できることとしてはどうか。

# 【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等
## －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

**ウ　報告時期**

対応案

○　報告対象が休業４日以上の死傷災害であることを踏まえ、報告義務が課される業務上災害に該当する場合は、労働者死傷病報告の場合と同様、個々の災害について、当該災害の発生を把握した後、「遅滞なく」報告を求めることとしてはどうか。

**エ　罰則の適用**

対応案

○　報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、特定注文者等にとっては、雇用関係や（災害発生場所管理事業者については）請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当でないと考えられるため、報告を義務付ける場合は「罰則なしの義務規定」としてはどうか。

**オ　報告事項**

対応案

○　報告事項については、労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の概要を把握するために必要な項目として、労働者死傷病報告における報告事項を参考として、加えて、特定注文者等の報告者に関する情報や、被災した個人事業者の労災保険の特別加入の有無等について報告を求めることとしてはどうか。

# 【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

## カ 報告を行ったことによる不利益取扱いの禁止

対応案

○ 特定注文者等は個人事業者等が義務対象である業務上災害の報告を特定注文者等に対して行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととするべきではないか。

○ 不利益取扱いの内容としては、雇用関係にある労働者に対する不利益取扱いとは性質が異なることから、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、全体像を通達等で示すこととしてはどうか。

## 業務上災害報告制度の詳細な運用等のあり方

対応案

○　監督署への報告義務主体である特定注文者等について、雇用関係や請負関係にない場合がある者の災害を報告するという特殊性を踏まえ、こうした報告等については、電子申請システムを活用し、個人事業者から報告を受けた内容を監督署への報告の際に活用できるようにするなど、特定注文者等にとって過度な負担とならないような環境整備を図るとともに、報告制度の普及・定着を図ることとしてはどうか。

○　その他、

・報告主体の考え方における「個人事業者等自身が災害発生の事実を伝達・報告することが不可能な場合」（資料８ページ）について、個人事業者等が死亡した場合や入院中の場合等、具体的なケースの通達等での提示

・個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合において、特定注文者等による監督署への報告とは別に、個人事業者等自身が監督署へ情報提供を行うことが可能である旨の通達等での明示

を含めた報告制度の詳細な運用等については、検討会報告書に示されている事項や、本分科会で議論等がなされた事項を踏まえ、ガイドライン等で示すこととしてはどうか。

# 【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等
## －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

### （２）脳・心臓疾患及び精神障害の報告の仕組み

**対応案**

○　個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、原因の特定が困難な場合があることや、個人情報保護の観点等から、他の業務上災害とは区別して、個人事業者自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備することとしてはどうか。

○　その際は、業種・職種別団体が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとしてはどうか。

○　報告事項については、労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の脳・心臓疾患や精神障害の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上の脳・心臓疾患や精神障害の災害の概要を把握するために必要な項目として、労働者死傷病報告における報告事項を参考として、加えて、報告を代行する業種・職種別団体等に関する情報や、被災した個人事業者の労災保険の特別加入の有無等について報告を求めることとしてはどうか。

# 【各論③】その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

【報告対象】

○　報告義務の対象となるのは、労働者と同じ場所で就業する場合に被災した災害に限定されるが、なるべく多くの災害を把握する観点からは、そのような災害についても法令での義務付けも含め、積極的に把握できるようにすべき。

【報告主体】

○　個人事業者等の災害には、つまずきや転倒など、施設を管理する者（災害発生場所管理事業者）とは直接関係のない災害もあることから、直近上位の注文者が災害発生場所で業務を行っていない場合（特定注文者が存在しない）であっても、当該注文者にも災害発生の事実を情報提供すべき。

○　実効性を高めるため、「労働者と同じ場所」等の考え方を示すことにより、報告主体になり得る者（個人事業者等が出入りするスーパーのバックヤードを管理する者等）に分かりやすく周知すること。

○　商業施設等のバックヤード等における災害について、災害発生場所管理事業者が契約関係にもない者について災害報告を行うことは負担が大きいため、その場にいないとしても、注文者にも一定の役割を担っていただくべきではないか。

【報告データの活用】

○　災害報告制度によって把握したデータについては、高年齢就業者の雇用の安定や就業環境の整備、労災保険の特別加入の制度見直し等の検討に積極的に活用すべき。

○　把握したデータは、個人情報を除き、可能な限り生データに近い形で公開すべき。

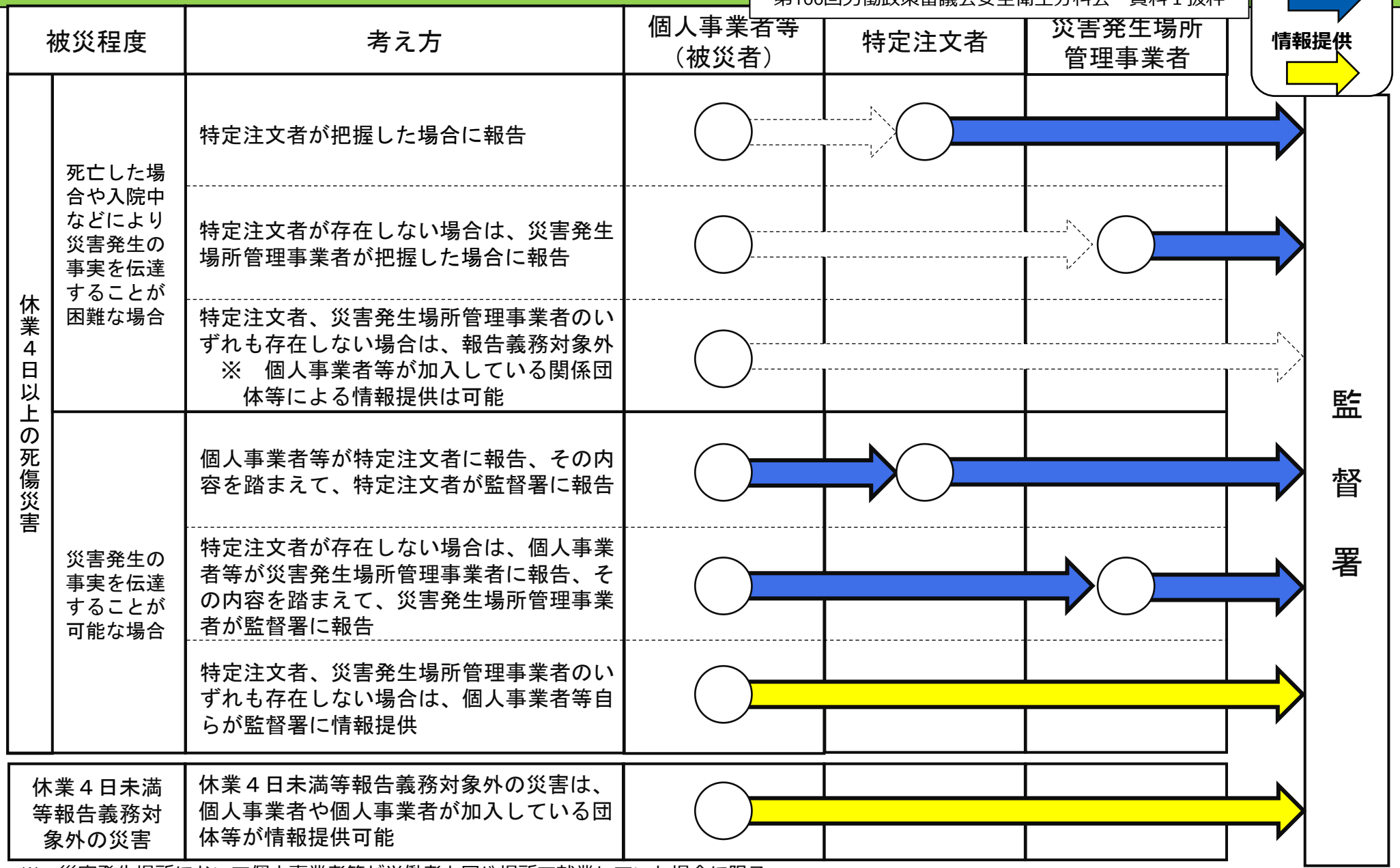
○　報告制度については、制度の運用状況を踏まえ、実効性が乏しい場合には、罰則化も含め必要な見直しを行うべき。

○　報告制度をはじめとする対策の強化がなされる中、その円滑な施行に当たっては、労働基準行政の体制強化を図るべき。

○　電子申請を基本とするに当たっては、デジタル技術に精通していない者に対にも配慮すること。

# （参考）個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋




| 被災程度 | | 考え方 |
|---|---|---|
| 休業４日以上の死傷災害 | 死亡した場合や入院中などにより災害発生の事実を伝達することが困難な場合 | 特定注文者が把握した場合に報告 |
| | | 特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告 |
| | | 特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外<br>※　個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能 |
| | 災害発生の事実を伝達することが可能な場合 | 個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告 |
| | | 特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告 |
| | | 特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供 |
| 休業４日未満等報告義務対象外の災害 | | 休業４日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能 |

※　災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

# 【参考】検討会報告書（抜粋）：個人事業者等の業務上災害の報告制度関係

※ 安全衛生分科会において論点としては提示しなかったが通達等で示す必要があると考えられる事項

**イ 報告主体**

**【報告主体を選定する際の基本的考え方】**

○ 特定注文者や災害発生場所管理事業者を報告主体に含めるのは、災害発生の事実や報告事項を把握しやすい立場にあることを踏まえてのものであるため、報告対象となる業務上災害のすべてについて、災害防止上の責任を負うものではない点に留意する必要があり、通達等でその旨を明確化することとする。

**【個人事業者等が死亡した場合や入院中など災害発生の事実を伝達・報告することが不可能な場合】**

○ 特定注文者又は災害発生場所管理事業者に報告義務が生じるのは、災害の発生を現認し、又は被災者の救助や救急搬送等の事実を把握した場合のほか、仕事の性質上又は災害発生場所の管理権原を有する立場から、災害の発生を当然に把握すべき立場にある場合が含まれるものであるが、災害発生の事実を知り得なかった場合についてまで報告義務を負う趣旨ではない旨を通達等で明確にすることとする。

**【特定注文者の適用について】**

○ 被災した個人事業者に仕事を注文している者が個人事業者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている場合には、当該個人事業者を特定注文者とする。

**【災害発生場所管理事業者の適用について】**

○ 個々の事案における作業態様や事業場の管理実態によっては、災害発生場所となった事業場等の全体を管理する者に災害の把握・報告を一律に求めることが適当でない場合も考えられることから、災害発生場所管理事業者の適用について、以下のような内容を通達等で示すこととする。

・ 特定注文者が存在しない場合に報告主体となる災害発生場所管理事業者は、原則として、災害発生場所である事業場等の全体を管理する者とするが、災害発生場所となった事業場等の一部を他者の管理に委ね、当該部分については独立した管理がなされているような場合等については、当該部分を管理する者を報告主体として取り扱うこと。

（例）

災害事例：大規模商業施設のバックヤードで発生した災害

報告主体：バックヤードの管理を委託された物流業者

**キ 業種・職種別団体に対する情報共有**

○ 業種・職種別団体の同種災害防止等の取組の推進に資するため、①個人事業者等が特定注文者や災害発生場所管理事業者に報告した情報や②個人事業者自らが監督署に情報提供した情報について、個人事業者等から、当該個人事業者等が加入している業種・職種別団体に対して共有することが望ましい旨を通達等で示すこととする。

**ク 報告制度に関する周知について**

○ 上記報告制度は、新たに創設される制度であり、雇用関係にない者や請負関係にない者の災害に係る報告を特定注文者や災害発生場所管理事業者に義務付けるものであるほか、①被災者である個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告可能であるか否か、②特定注文者や災害発生場所管理事業者が災害発生場所に存在するか否かによって報告義務を負う者が異なることとなる。このため、国は、個人事業者等のみならず、報告主体となり得る関係者に対して幅広に、分かりやすい形で制度の内容を周知することとする。

**(3)業務上災害の分析等**

○ 個人事業者等が、自らが属する業種・業態における災害の傾向を把握することが可能となるよう、国は、労働者死傷病報告と同様、個人事業者等による災害データを分析・公表することとする。

○ 業種・職種別団体は、災害の把握及び災害発生状況を分析し、その結果及びその結果を踏まえて必要となる災害防止対策について加入者に対して周知するよう努めることとする。

※ なお、業務上災害の情報は個人情報に該当する場合があるので、その取扱い等については「個人情報の保護に関する法律」を踏まえて、通達で示すこととする。

# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（個人事業者関係①）

| 参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日） |
| --- |
| 一　個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。 |
| 二　新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。 |
| 三　労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。 |
| 四　個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォーマーに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。 |
| 五　本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。 |

# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（個人事業者関係②）

**衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日）**

一　個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。（参一と同様。）

二　労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。

三　新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。（参二と同様。）

四　労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。（参三と同様。）

五　個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォーマーに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。（参四と同様。）

六　個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。

七　本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。（参五と同様。）

二十　事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよう、周知・指導に努めること。

二十九　芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができる児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。

| 安全衛生分科会（第177回） | 資料 |
| --- | --- |
| 令和７年９月５日 | No.４－１ |

別紙17

厚生労働省発基安 0905 第２号

令 和 ７ 年 ９ 月 ５ 日

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令案要綱

第一　労働安全衛生規則の一部改正

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律による改正後の労働安全衛生法において、厚生労働省令で定める資格を有する労働者等が実施することとされていた特定自主検査について、厚生労働省令で定める資格を有する事業者（事業者が法人である場合には、その代表者や役員）が実施することも可能とされたことに伴い、特定自主検査に係る規定中「労働者」とあるのを「もの」と改めること。

第二　施行期日等

一　この省令は、令和八年一月一日から施行すること。

二　その他所要の改正を行うこと。

安全衛生分科会（第177回）
令和7年9月5日
資料
No.4－2

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令案等の概要について（諮問及び報告）（不正防止強化関係）

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 法改正を踏まえた法令対応（令和８年１月施行・不正防止対策関係）

- **労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理等に関する省令案（諮問）**

　令和７年改正法により、特定自主検査を実施する者に、必要な資格を有する代表者や役員等が追加されたこと等を踏まえ、関係省令を整理するもの。

- **労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案（報告）**

　令和７年改正法により、技能講習修了証を不正に交付し回収命令に従わない登録教習機関に対し、登録取消しの際に10年を超えない範囲で登録できない期間を指定できることとされたことに伴い、その基準を定めるもの。

- **特定自主検査基準案（仮称）（報告）（次回以降分科会で議論予定）**

　令和７年改正法により、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければいけないとされたことに伴い、特定自主検査の基準を定めるもの。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理等に関する省令案の概要（不正防止強化関係）（諮問）

## １.改正の趣旨

- 令和７年改正法において、特定自主検査を行う際大臣の基準への遵守義務、検査業者がこれに従わない場合の改善命令や登録取消しに関する制度が新設され、併せて特定自主検査を実施する者に、必要な資格を有する代表者や役員等が追加された。
- これを踏まえ、法改正の施行に合わせ、必要な改正・規定整理を行う。

## ２．改正の概要

（１）労働安全衛生規則の改正

①　改正法において、特定自主検査は、厚生労働省令で定める資格を有する労働者のみならず代表者や役員等が実施することも可能となったことから、特定自主検査に係る規定中「労働者」とあるのを「もの」と改める。

②　その他、令和７年改正法における安衛法の改正に伴う規定の整理等、所要の改正を行う。

（２）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の改正

①　令和７年改正法における安衛法の改正に伴う規定の整理等、所要の改正を行う。

## ３．公布日等

公 布 日：令和７年９月（予定）

施行期日：令和８年１月１日

# 労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案の概要（報告）

## １.改正の趣旨

法改正において、技能講習修了証を不正に交付し回収命令に従わない登録教習機関に対し、登録取消しの際に10年を超えない範囲で登録できない期間を指定できることとされたことに伴い、その基準を定める。

## ２．改正の概要

欠格期間の指定の基準は、以下に掲げるものとする。

- 欠格期間は登録の取消しの日から起算して10年とする。
- 上記に関わらず、都道府県労働局長は、不正に交付した技能講習修了証等の回収の状況、自主的な申告の有無、回収への協力の程度及び情状等に照らして適当と認めるときは、欠格期間を10年未満（年単位で２年を超えるもの）とすることができる。

## ３．公布日等

告 示 日：令和７年９月（予定）

適用期日：令和８年１月１日

# （参考）不正に交付された技能講習修了証等の回収命令に従わない機関への処分について

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料２抜粋

## その他、登録機関制度等に関する論点(案)②
## （登録教習機関による技能講習関係）

### 登録教習機関による技能講習の不正防止に関する現状の課題

技能講習※を実施する登録教習機関は、技能講習を適法に修了した者に対して、技能講習修了証を交付することが義務付けられている。しかし、不正に交付された**技能講習修了証の回収を命ずる規定がない**。また、意図的に違反を改善せずに**取消処分**となった場合の**欠格期間が２年**にすぎない。

※　フォークリフトの運転業務等、一定の危険有害な業務に従事する際、修了することが求められる講習

- 複数の登録教習機関で、小型移動式クレーン等複数の**技能講習を全く、あるいは一部しか行わなかった**にも関わらず、大量の**技能講習修了証を不正に交付した**事案がある。技能講習修了証を回収しないと、**技能を有しない者が危険な業務を行う可能性や、それを根拠に上位資格を受験するおそれ**があるため、**当該修了証の回収**を**行政指導**したが、**当該機関は指導に誠実に応じなかった**（未回収修了証は約500枚(平成24年事案)、約1,000枚(平成29年事案)）。
- 当該機関は取消処分となったが、**未回収の修了証が多く出回っていた**ため、関係業界団体に**当該機関名と修了証の種類番号等を周知し、当該修了証保持者に業務を行わせないように指導**した。

### 改善のための論点

- 技能講習修了証が回収されないと、危険な業務に無資格者が従事するおそれがあり、幅広い事業場で労働災害が発生するおそれがある。このため、都道府県労働局長が、不適正な技能講習修了証を交付した登録教習機関に対し、その**修了証の回収を命じる**ことができるとしてはどうか。
- 上記に違反した場合、都道府県労働局長が**登録取消等を実施**できるとしてはどうか。
- 回収命令に誠実に応じずに登録取消を受けても、欠格期間が短ければ十分な抑止効果がないため、回収命令等に誠実に応じない等**悪質な事由による取消についての欠格期間を延長**してはどうか。

分科会の御議論を踏まえ、改正法により、都道府県労働局長が不正に交付された技能講習修了証等の回収命令に従わない登録教習機関の登録を取り消したとき、厚生労働大臣が定める基準に従い、10年を超えない範囲で処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定できることとされた。（法第77条関係）

# （参考）令和７年改正法（関係部分抜粋）

・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）による
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）改正部分（令和８年１月１日施行箇所のうち**関係部分抜粋**）

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （定期自主検査）<br>第四十五条　事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。<br>２　事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、**当該事業者（事業者が法人である場合には、**その**代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその**使用する労働者で**当該**厚生労働省令で定める資格を有するもの**若しくは**第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。<br>３～５　（略） | （定期自主検査）<br>第四十五条　事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。<br>２　事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの**又は**第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。<br>３・４　（略） |
| （登録教習機関）<br>第七十七条　第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。<br>２・３　（略）<br>**４　都道府県労働局長は、前条第二項の規定による命令に従わない登録教習機関に対して、前項において準用する第五十三条第一項第五号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が第一項の規定による登録を受けることができない期間を指定することができる。**<br>５～８　（略） | （登録教習機関）<br>第七十七条　第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。<br>２・３　（略）<br>（新設）<br>４～７　（略） |

# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（機械関係）

| 参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日） |
| --- |
| 十一　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。 |

| 衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日） |
| --- |
| 二十五　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。（参十一と同様。） |

**別紙18**

厚生労働省発基安 0905 第３号

令 和 ７ 年 ９ 月 ５ 日

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一　労働安全衛生規則の一部改正

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物について、労働安全衛生規則別表第二に規定されているステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルを削除すること。

第二　施行期日等

一　この省令は、公布の日から施行すること。

二　労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第十二号）の規定中、労働安全衛生規則別表第二に規定されているステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルの削除に係る規定を削ること。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要について（諮問及び報告）（リスクアセスメント対象物関係）

第177回安全衛生分科会資料

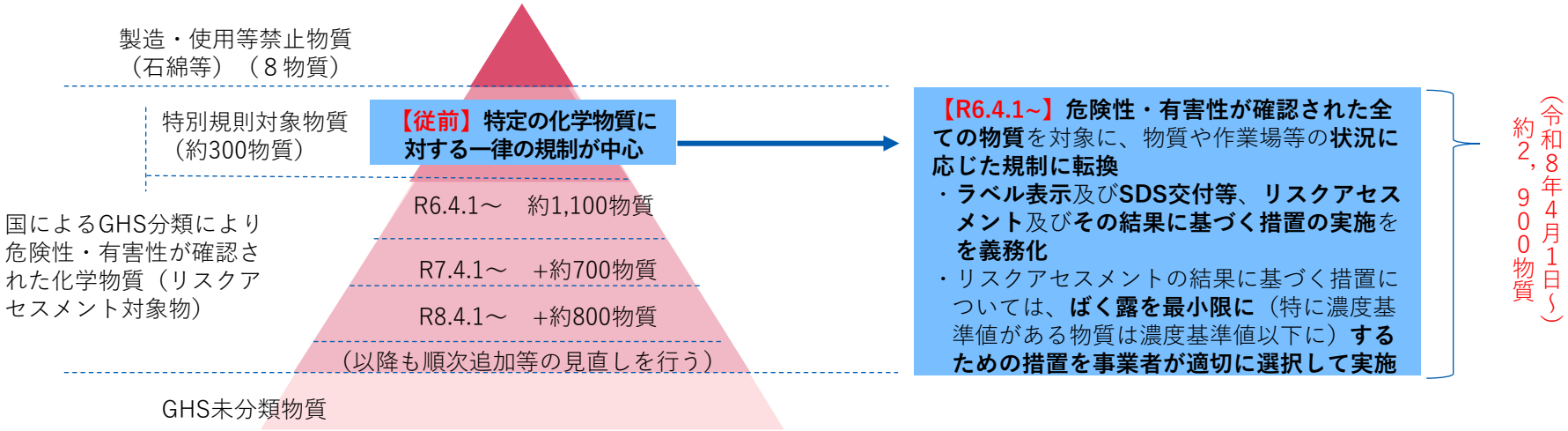
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 化学物質規制の制度概要

## 改正の前提

- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、**事業者等による自律的な管理を基軸とする規制**へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われた。（令和４年、令和５年政省令改正・順次施行）
- 新たな化学物質規制として、**国が行う化学品の分類**（**ＪＩＳ Ｚ7252（ＧＨＳ※1に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類**）**の結果**、**危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質**を、労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）第57条第１項及び第57条の２第１項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等の**ラベル表示及びＳＤＳ※2交付等の義務対象物質**（以下「**リスクアセスメント対象物**」という。）とし、令和６年４月以降、順次追加されている。
- **リスクアセスメント対象物を譲渡・提供する者**には、**①ラベル表示、②ＳＤＳ交付等をする義務**が課されている。また、**譲渡・提供を受けたユーザー企業等**は、ラベル及びSDS等の情報を踏まえ、**危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて必要なばく露低減措置を講ずる義務**が課されている。

※１　GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）
「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。
※２　SDS（Safety Data Sheet；安全データシート）
化学物質の成分や人体に及ぼす作用等の危険有害性情報を記載したデータシート。



# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の趣旨（諮問）

## １．改正の趣旨（省令改正）

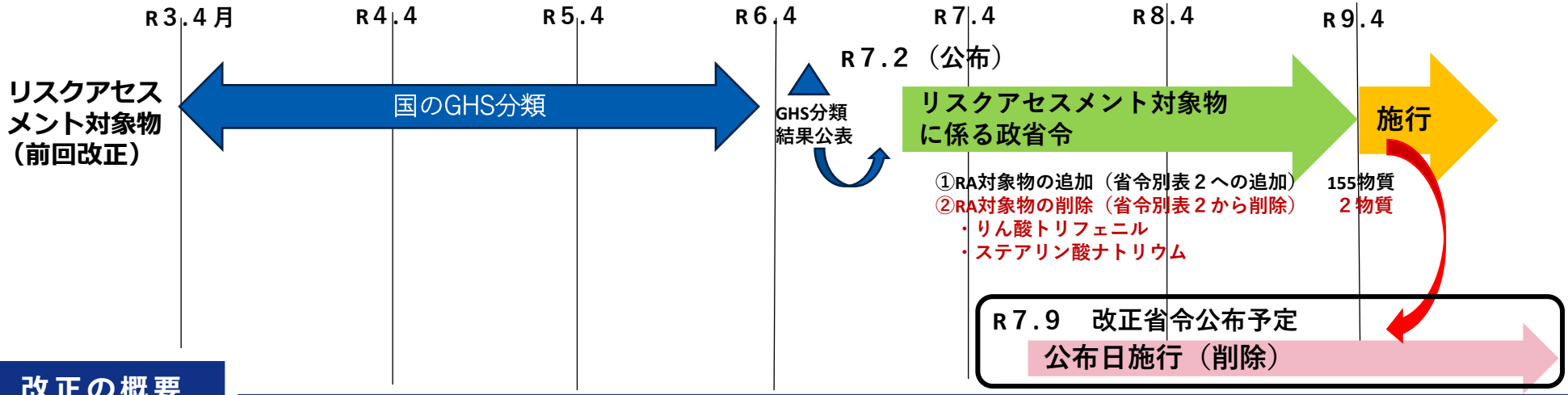
○　リスクアセスメント対象物は政令及び省令で規定しており、直近では、令和７年２月に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第35号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和７年厚生労働省令第12号）により、**令和６年３月31日までの新たな危険性及び有害性分類**（※１）**に基づきリスクアセスメント対象物の追加、削除等がなされ**、令和９年４月１日に施行されることとなっている。

○　しかしながら、**リスクアセスメント対象物の削除については、**SDSの変更等に係る準備期間を設ける必要がなく、**従来から（※２）公布日施行**で実施。

○　従って、**令和７年改正省令において削除の対象となったリスクアセスメント対象物について、令和９年４月1日を待たずに速やかに削除を行う**もの。

※１　国が行う化学品の分類。毎年度実施しているもの。

※２　平成29年８月、非結晶性シリカについて、リスクアセスメント対象物質から政省令改正の公布日に削除。
令和５年8月、自律的な管理を基軸とする規制への移行に伴い、リスクアセスメント対象物を国による GHS 分類の結果、危険性又は有害性の区分がある全ての物質とする政省令改正において、既存のリスクアセスメント対象物質のうちGHSの有害性区分が付かない物質について、政省令改正の公布日に削除。




## ２．改正の概要

○　リスクアセスメント対象物の削除を公布日施行で行い、令和７年厚生労働省令第12号におけるリスクアセスメント対象物の削除の部分を削る。

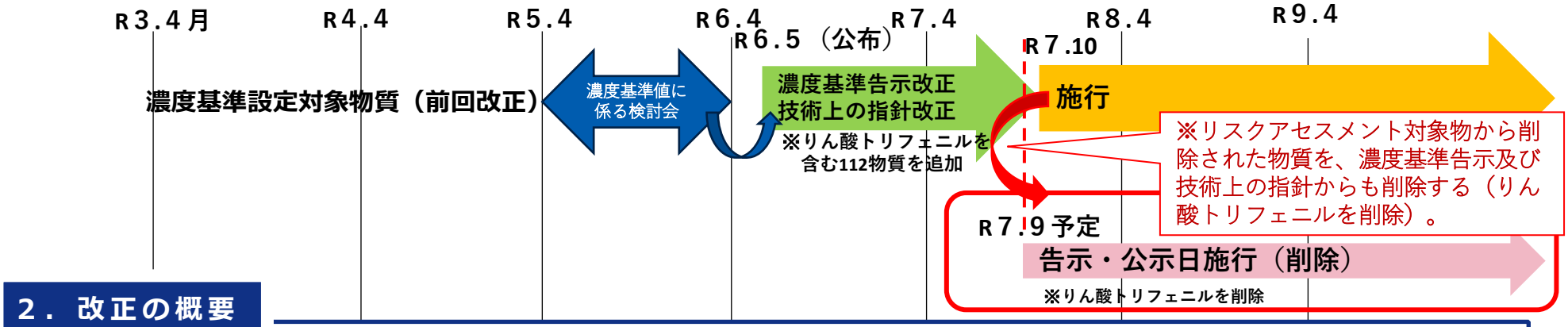
【公布日】令和７年９月下旬（予定）　　【施行期日】公布の日

# 安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件（案）等の趣旨（報告）

## １．改正の趣旨（告示及び指針改正）

○　リスクアセスメント対象物からの**削除対象の物質のうち「りん酸トリフェニル」は、**「安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和６年厚生労働省告示第196号。以下「令和６年改正告示」という。）により**濃度基準値が定められ、令和７年10月１日より適用される**こととなっている。また、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」（令和６年５月８日技術上の指針公示第26号）により、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（令和５年４月27日技術上の指針公示第24号。以下「**技術上の指針**」という。）の別表１及び別表２**にそれぞれ当該物質の測定方法及び濃度基準値が追加され、令和７年10月１日より適用される**こととなっている。

○　そのため、**本省令改正に併せて、令和６年改正告示及び技術上の指針を改正**し、**「りん酸トリフェニル」について濃度基準値設定対象物質から削除し、濃度基準値を適用しないこととするとともに、技術上の指針からも削除する**もの。




## ２．改正の概要

○　令和６年改正告示を、改正省令の施行日に併せて改正し、りん酸トリフェニルを濃度基準設定対象物質から削除する。

【告示日】令和７年９月下旬（予定）　　【適用期日】告示の日

○　技術上の指針を、改正省令の施行日に併せて改正し、別表１及び別表２中、りん酸トリフェニルに係る項を削除する。

【公示日】令和７年９月下旬（予定）　　【適用期日】公示の日

# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（化学物質関係）

| 参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日） |
| --- |
| 九　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。 |
| 十　成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。 |

| 衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日） |
| --- |
| 二十一　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。（参九と同様。） |
| 二十二　成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。（参十と同様。） |
| 二十三　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。 |
| 二十四　有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。 |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正等について（報告）
# （化学物質による健康障害防止のための濃度の基準関係）

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 化学物質規制における濃度の基準に関する規定

化学物質規制においては、濃度基準値について、次のとおり労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に規定している。

◆ 事業者は、**リスクアセスメント対象物※のうち**、**厚生労働大臣が定めるもの**を製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、**厚生労働大臣が定める濃度の基準**以下としなければならない

※　リスクアセスメントの実施を義務付けられている労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の２第１項に規定する通知対象物

**【参照条文】**

○　安衛則第577条の２（令和６年４月１日施行）

２　事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として**厚生労働大臣が定めるもの**を製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、**厚生労働大臣が定める濃度の基準**以下としなければならない。

# 令和６年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書（濃度基準値等の検討）

## 1　検討会の趣旨（概要）

**事業者**が、危険性・有害性の情報に基づく**リスクアセスメントの結果に基づき**、国の定める基準等の範囲内で、**ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度**を導入したことを踏まえ、この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、２に掲げる事項を検討するもの。

## 2　検討事項

- **労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法**
- 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- その他

## 3　報告書

今般、本検討会は、２に掲げる検討事項のうち、次に掲げる事項について、報告書としてとりまとめた（令和７年３月18日公表）。

- **対象物質ごとの濃度基準値・測定方法**について
- 危険有害性情報の通知関係について

## 4　検討会の参集者

| | |
|---|---|
| **（全般に関する事項）** | |
| **大前　和幸** | 慶應義塾大学 名誉教授 |
| **尾崎　智** | 一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンシブル・ケア推進 管掌（～令和５年度第９回） |
| **小野　真理子** | 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長代理 |
| **佐藤　恭二** | 建設労務安全研究会　副理事長　飛島建設株式会社　安全環境部　担当部長（令和６年度第１回～） |
| **城内　博** | 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長 |
| **髙田　礼子** | 聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授 |
| **鷹屋　光俊** | 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長 |
| **武林　亨** | 慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授 |
| **西村　杉雄** | 一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部　部長（令和６年度第１回～） |
| **平林　容子** | 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長 |
| **宮内　博幸** | 産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授 |
| **宮本　俊明** | 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医 |
| **最川　隆由** | 一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員<br>西松建設株式会社 安全環境本部安全部担当部長（～令和５年度第９回） |
| **森　浩二** | 一般社団法人 日本印刷産業連合会 環境安全部 部長（令和６年度第１回～） |
| **（毒性に関する事項）** | |
| **上野　晋** | 産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授 |
| **川本　俊弘** | 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長 |
| **宮川　宗之** | 帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科　非常勤講師 |
| **（ばく露防止対策に関する事項）** | |
| **津田　洋子** | 帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師 |
| **保利　一** | 産業医科大学 名誉教授 |
| **山室　堅治** | 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役 |

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）①

## １．改正の趣旨

安衛則第577条の２第２項に規定されている**厚生労働大臣が定める濃度の基準**（以下「**濃度基準値**」という。）は、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和５年厚生労働省告示第177号。以下「濃度基準告示」という。）で定められており、現在**179物質について濃度基準値が定められている。**

今般、「令和６年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和７年３月18日公表）を踏まえ、**新たに78物質について、濃度基準値を定める**等の所要の改正を行う。

## ２．改正の概要

（１）新たに78物質について、濃度基準告示別表の左欄に物の種類を掲げると共に、当該物の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に濃度基準値を定める。

（２）告示に規定する別表の酢酸ブチル（酢酸ターシャリーブチルに限る。）に酢酸－セカンダリーブチルを追加する。

## ３．告示日等

告示日：令和７年９月下旬（予定）
適用期日：令和８年10月１日

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）②

| 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 |
|---|---|---|
| アクリル酸２－エチルヘキシル | ２ppm | － |
| アクリル酸２－ヒドロキシプロピル | 0.5ppm | － |
| ２－アミノ－２－メチル－１－プロパノール | １ppm | － |
| イソオクタノール | 50ppm | － |
| ４，４’－イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールＡ） | ２mg/m$^3$ | － |
| Ｎ－イソプロピルアミノホスホン酸Ｏ－エチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）（別名フェナミホス） | 0.05mg/m$^3$ | － |
| Ｎ－イソプロピル－Ｎ’－フェニル－パラ－フェニレンジアミン | 10mg/m$^3$ | － |
| Ｏ－エチル－Ｓ－フェニル＝エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス） | 0.1mg/m$^3$ | － |
| １－エトキシ－２－プロパノール | 60ppm | － |
| ３－エトキシプロパン酸エチル | 100ppm | － |

| 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 |
|---|---|---|
| １，２－エポキシ－３－イソプロポキシプロパン | １ppm | － |
| 塩化シアン | － | 0.3ppm |
| オルト－セカンダリ－ブチルフェノール | 20mg/m$^3$ | － |
| 過酢酸 | － | 0.5ppm |
| ぎ酸 | ５ppm | － |
| ぎ酸エチル | － | 100ppm |
| ２－クロロ－１，３－ブタジエン | １ppm | － |
| 酢酸１－エトキシ－２－プロピル | 20ppm | － |
| 酢酸ベンジル | 10ppm | － |
| 酢酸１－メトキシ－２－プロピル | 50ppm | － |

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）③

| 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 |
|---|---|---|
| ジイソブチルケトン | 15ppm | – |
| ジエチレングリコール | 10ppm | – |
| シクロヘキセン | 20ppm | – |
| ジクロロベンゼン（メタ－ジクロロベンゼンに限る。） | 2 ppm | – |
| ジシアン | 5 ppm | – |
| ジチオりん酸Ｏ－エチル－Ｏ－（４－メチルチオフェニル）－Ｓ－ノルマル－プロピル（別名スルプロホス） | 0.1mg/m$^3$ | – |
| ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－エチルチオメチル（別名ホレート） | 0.05mg/m$^3$ | – |
| ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－（ターシャリ－ブチルチオメチル）（別名テルブホス） | 0.01mg/m$^3$ | – |
| ジメチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン） | 0.02mg/m$^3$ | – |
| 臭化水素 | – | 1 ppm |

| 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 |
|---|---|---|
| ４－ターシャリ－ブチルフェノール | 0.5mg/m$^3$ | – |
| チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）（別名クロルピリホス） | 0.05mg/m$^3$ | – |
| チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（２，４，５－トリクロロフェニル）（別名ロンネル） | 5 mg/m$^3$ | – |
| １，２，３，４－テトラヒドロナフタレン | 2 ppm | – |
| トリクロロフルオロメタン（別名ＣＦＣ－１１） | – | 1000ppm |
| １，２，４－トリクロロベンゼン | 0.5ppm | – |
| Ｎ－（トリクロロメチルチオ）－１，２，３，６－テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン） | 5 mg/m$^3$ | – |
| トルイジン（パラ－トルイジン及びメタ－トルイジンに限る。） | 4 mg/m$^3$ | – |
| ニコチン | 0.5mg/m$^3$ | – |
| ニトリロ三酢酸 | 3 mg/m$^3$ | – |

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）④

| 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 |
|---|---|---|
| 乳酸ノルマル－ブチル | 10mg/m³ | － |
| パラ－メトキシフェノール | 10mg/m³ | － |
| ビス（２－クロロエチル）エーテル | 0.5ppm | － |
| ビス（ジチオりん酸）Ｓ，Ｓ’－メチレン－Ｏ，Ｏ，Ｏ’，Ｏ’－テトラエチル（別名エチオン） | 0.05mg/m³ | － |
| ピレトラム | ２mg/m³ | － |
| ２－フェノキシエタノール | １mg/m³ | － |
| フタル酸ジメチル | ５mg/m³ | － |
| フタル酸ノルマル－ブチル＝ベンジル | 20mg/m³ | － |
| ２，３－ブタンジオン（別名ジアセチル） | 0.01ppm | － |
| ブタン（ノルマル－ブタンに限る。） | 500ppm | － |

| 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 |
|---|---|---|
| ブチルベンゼン（ノルマル－ブチルベンゼンに限る。） | 10ppm | － |
| 弗化（ふっ）スルフリル | １ppm | － |
| 弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。） | 弗素として2.5mg/m³ | － |
| プロパン | 1000ppm | － |
| プロピオンアルデヒド | 20ppm | － |
| プロピルアルコール（ノルマル－プロピルアルコールに限る。） | 300ppm | － |
| ２－プロピン－１－オール | １ppm | － |
| ２－ブロモ－２－クロロ－１，１，１－トリフルオロエタン（別名ハロタン） | 0.1ppm | － |
| ブロモクロロメタン | 100ppm | － |
| ヘキサクロロシクロペンタジエン | 0.005ppm | － |

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）⑤

| 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 |
|---|---|---|
| ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド（別名ベンゾエピン） | 0.1mg/m³ | – |
| ヘキサヒドロ－１，３，５－トリニトロ－１，３，５－トリアジン（別名シクロナイト） | 0.5mg/m³ | – |
| ヘキサン（２－メチルペンタンに限る。） | 200ppm | – |
| ペンタクロロエタン | 2ppm | – |
| １－ペンタナール | 30ppm | – |
| １－ペンタノール | 100ppm | – |
| ホルムアミド | 5ppm | – |
| Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン） | 0.05mg/m³ | – |
| メチルナフタレン | 0.3mg/m³ | – |
| Ｎ－メチル－２－ピロリドン | 1ppm | – |
| ２－メチル－２－ブタノール | 10ppm | – |
| ２－メチルブタン－１－オール | 10ppm | – |
| Ｓ－メチル－Ｎ－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル） | 0.05mg/m³ | – |
| １，１′－メチレンビス（イソシアナトベンゼン）（メチレンビス(４，１－フェニレン)＝ジイソシアネートに限る。） | 0.05mg/m³ | – |
| １－メトキシ－２－（２－メトキシエトキシ）エタン | 1ppm | – |
| モリブデン及びその化合物（三酸化モリブデン、モリブデン酸アンモニウム、モリブデン酸ナトリウム及びリンモリブデン酸に限る。） | モリブデンとして0.5mg/m³ | – |
| りん酸ジメチル＝（Ｅ）－１－（Ｎ－メチルカルバモイル）－１－プロペン－２－イル（別名モノクロトホス） | 0.05mg/m³ | – |
| ロテノン | 0.3mg/m³ | – |

備考

1　この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、１気圧の空気中における濃度を示す。

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部改正

## １．改正の趣旨

○安衛則第577条の２第２項に規定されている濃度基準値の適用等については、法第28条第１項に基づき「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（以下「技術上の指針」という。）で定めており、濃度基準値が設定されている物質等の測定方法を定めている。新たに濃度基準値が設定された物質（78物質）のうちメタ-ジクロロベンゼンを除く77物質について測定方法を追加する。メタ-ジクロロベンゼンは、すでに測定方法が定められているジクロロベンゼン（パラ-ジクロロベンゼンに限る。）と同様の測定方法であるため、ジクロロベンゼン（パラ-ジクロロベンゼンに限る。）に追加する。また、酢酸ブチル（酢酸ターシャリーブチルに限る。）に酢酸－セカンダリーブチルを追加する。

○発がん性が明確な物質については、技術上の指針において濃度基準値は設定できないこと及び当該物質については労働者のばく露を最小限にしなければならないことを定めており、発がん性が明確なため濃度基準値が設定できない物質についても測定方法を定めている。新たに発がん性が明確なため濃度基準値が設定できないとされた２物質についても測定方法を追加する。

## ２．改正の概要

（１）新たに濃度基準値が設定された物質（78物質）のうちメタ－ジクロロベンゼンを除く77物質及び発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた２物質（２－ニトロプロパン及びブロモエチレン）について、別表１に当該物質の測定方法を追加する。

（２）別表１中、酢酸ブチル（酢酸ターシャリ－ブチルに限る。）に酢酸－セカンダリ－ブチルを、ジクロロベンゼン（パラ-ジクロロベンゼンに限る。）にメタ－ジクロロベンゼンを追加する。

（３）その他所要の改正を行う。

## ３．公示日等

（１）公示日：令和７年９月下旬（予定）

（２）適用期日：令和８年10月１日

**別紙19**

厚生労働省発基安0905第４号

令　和　７　年　９　月　５　日

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱

第一　労働安全衛生規則の一部改正

一　特別教育を必要とする危険又は有害な業務のうち、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務について、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影業務に限定しないものとすること。ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除くものとすること。

二　様式第二十七号の備考欄の一部改正

1　医療用のエックス線装置の定義について、第二の四に準じた改正を行うこと。

2　その他所要の改正を行うこと。

三　その他所要の改正を行うこと。

第二　電離放射線障害防止規則の一部改正

一　放射線装置に係る事業者の措置義務の拡大

1　事業者がエックス線装置又は荷電粒子を加速する装置に電力が供給されている場合等にその旨を関係者に周知させる措置について、関係者が確実に認識できる方法によるものでなければならないものとすること。

2　1の周知の方法は、工業用等の特定エックス線装置等を放射線装置室で使用する場合は、自動警報装置によらなければならないものとすること。

3　事業者は、放射線装置室又は放射線装置室に設置された工業用等の特定エックス線装置について、インターロックその他の偶発的な被ばくを防ぐための安全装置（以下「安全装置」という。）を設置しなければならないものとすること。

4　事業者は、労働者が事業者の許可を得て、臨時に安全装置を取り外し又はその機能を失わせたときは、偶発的な被ばくを防止する代替措置を講じなければならないものとすること。

5　事業者は、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線装置のうち医師等が管理する装置については、医療法施行規則に規定する基準を満たさなければならず、また、獣医師が管理する装置については、獣医療法施行規則に規定する措置を講じなければならないものとすること。

二　エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務の追加

1　エックス線作業主任者に事業者が行わせる職務について、次に掲げる職務を加えるものとすること。

(一)　エックス線装置に電力が供給されていることを関係者に周知させる措置等に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

(二)　労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。

(三)　安全装置を点検すること。

(四)　安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

(五)　一の4の措置が講じられていることを確認すること。

2　ガンマ線透過写真撮影作業主任者に事業者が行わせる職務について、次に掲げる職務を加えるものとすること。

(一)　ガンマ線照射装置で照射していることを関係者に周知させる措置等に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

(二)　労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。

三　特別教育の対象者及び科目について、第一の一に準じた改正を行うこと。

四　医療用のエックス線装置の定義の明確化を行うこと。

五　その他所要の改正を行うこと。

第三　施行期日等

一　施行期日

1　第一の二並びに第二の四及び五の一部については、公布の日から施行すること。

2　第一の一及び三、第二の二の1の(一)及び(二)並びに2、三並びに五の一部並びに二の4については、令和八年四月一日から施行すること。

3　第二の一、二の1の(三)から(五)まで及び五の一部並びに二の1から3まで及び5については、令和九年十月一日から施行すること。

二　経過措置

1　第二の一の施行の際現に存在する特定エックス線装置について、改修等により自動警報装置を設置することにつき著しく困難な事情があるときは、事業者は、警報機能を有する放射線測定器の装着その他自動警報装置の設置に代わる措置により関係者に周知させる措置を講じなければならないこと。

2　第二の一の施行の際現に存在する特定エックス線装置について、改修等により安全装置を設置することにつき著しく困難な事情があるときは、事業者は、警報機能を有する放射線測定器の装着その他安全装置の設置に代わる措置により偶発的な被ばくを防止する措置を講じなければならないこと。

3　事業者は、エックス線作業主任者に2の措置が講じられていることを確認させなければならないこと。

4　この省令の施行前にした行為についての罰則の適用については、なお従前の例によること。

5　その他所要の経過措置について定めること。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案の概要について（諮問）

第177回 安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課電離放射線労働者健康対策室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案（概要）①

## １．改正の趣旨

- 令和3年、製鉄所において製品のメッキ膜厚を検査するためのエックス線装置の点検作業中、2名の労働者がエックス線照射口に付着したゴミを手工具で除去するにあたり、エックス線が照射中であることに気づかないまま、約20分間にわたり作業を継続した。その結果、当該労働者２名は大量のエックス線（※１）に被ばくし、皮膚の紅斑等の急性放射線障害を発症する労働災害（以下「本件災害」という。）が発生した。なお、本件災害は、国際的な事故評価尺度において「重大な異常事象」に当たる（※２）として、国際原子力機関（IAEA）に対して報告されている。

  ※１：生物学的線量評価によれば被ばくが多かった1名は300～500mGy。年間被ばく限度の約10倍。
  ※２：国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価レベル３（重大な異常事象）に該当。

- 本件災害の発生原因としては、①労働者が放射線照射中であることを確実に認識できる措置が講じられていなかったこと、②設置された安全装置が有効に保持されていることを定期的に確認できる体制がなかったこと、③放射線に被ばくする可能性のある労働者に対して、安全又は衛生のための特別の教育を受講させていなかったこと等があげられる。

- 本件災害等を受けて開催された「エックス線装置に係る放射線障害防止対策に関する検討会」において、（１）自動警報装置と安全装置、（２）エックス線作業主任者、（３）特別教育、（４）管理区域の適用・運用、（５）事業者・業界団体が行う安全活動への支援の５つの論点について検討が行われ、当該検討会報告書において必要な法令改正等を行うべきとされたことを踏まえ、同様の災害の発生防止のため、エックス線装置等を取り扱う業務における安全対策を強化するため労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）及び電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）の改正を行う。

【エックス線装置に係る放射線障害防止対策に関する検討会 報告書（令和６年８月30日）（抄）】

- 「自動警報装置による周知を行わなければならない工業用等のエックス線装置の範囲は、現行の 150kV 超の装置から、特定エックス線装置（エックス線装置構造規格の対象となる管電圧（※３） 10kV 以上の装置）に拡大すべきである。」、「安全装置の設置を義務づけるエックス線装置は、放射線装置室において使用する工業用等の特定エックス線装置とすべきである。」

  ※３：波高値による定格管電圧。以下「管電圧」という。

- 「自動警報装置やインターロック等の安全装置の点検が作業主任者の職務に含まれていれば、今回の事故を防げた可能性があることも踏まえ、（略）自動警報装置や安全装置を点検することや、これらに異常を認めた場合に直ちに必要な措置を取ることも、エックス線作業主任者の職務とすべきである。」

- 「透過写真の撮影の業務以外のエックス線装置及びガンマ線装置を取り扱う業務においても、同様の事故の発生を防ぐ観点から、（一社）日本保健物理学会「エックス線被ばく事故検討WG」第１分科会の報告も踏まえ、管理区域内あるいは周辺で業務を行う全てのエックス線（ガンマ線）装置ユーザーに特別教育を実施すべきである。」

# 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案（概要）②

## ２．改正の概要

**（１）工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置の操作室設置義務化等　【電離則 改正】**

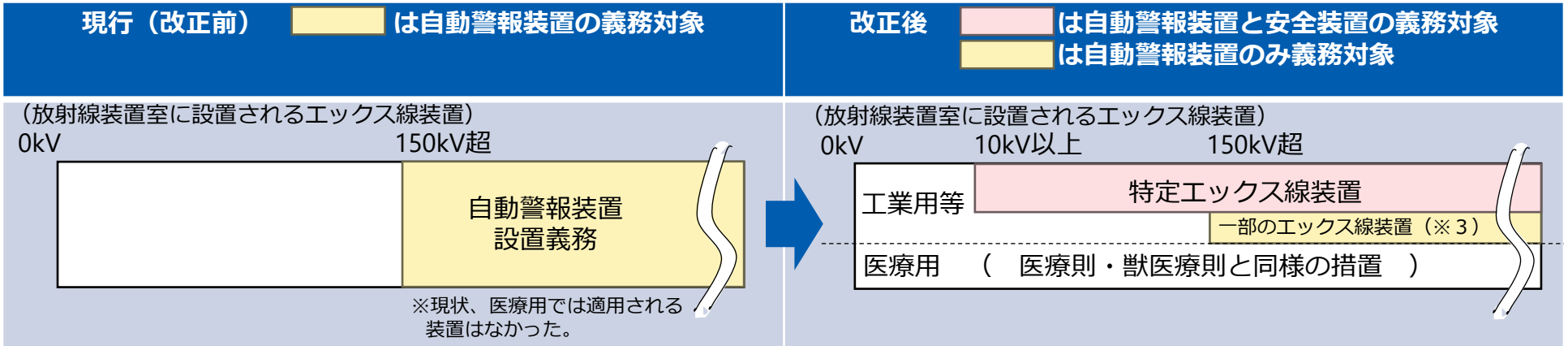
○　現在、自動警報装置の設置対象となるエックス線装置は、放射線装置室に設置される管電圧 150kV 超の装置とされている。
今般、**対象となるエックス線装置**を、**放射線装置室に設置**される**工業用等**（※１）のエックス線装置のうち、**特定エックス線装置**（※２）および管電圧 150kV 超の一部のエックス線装置（※３）**に拡大する。**

○　意図しない被ばくを防ぐための**安全装置について、放射線装置室に設置**される**工業用等**の**特定エックス線装置**に設置を**義務付ける。**

○　また、**医療用**（※４）の**特定エックス線装置**のうち**放射線装置室に設置**される装置について、事業者は、

・　**医療法施行規則**の取り扱い**と同様に、医師等の管理下**にあるものについて、エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこととしなければならず、

・　**獣医療法施行規則**の取り扱い**と同様に、獣医師の管理下**にあるものについて、遮へい壁その他を設けること等により放射線の遮へい等を行わなければならないこととする。




（※１）「工業用等」とは、「医療用」以外をいう（電離則第12条第２号）
（※２）「特定エックス線装置」とは、「管電圧が 10kV 以上のエックス線装置（エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用の都度組み立てるエックス線装置を除く。）」をいう。
（※３）「一部のエックス線装置」とは、「エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用の都度組み立てるエックス線装置」をいう。
（※４）「医療用」とは、「医師、歯科医師、診療放射線技師又は獣医師の管理下における、医療又は獣医療の用その他臨床研究、治験、医療従事者若しくは獣医療従事者の養成若しくは教育訓練又は死因究明等の用」をいう（今回の改正で明確化を行う。）。

# 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案（概要）③

## ２．改正の概要

**（２）エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務の見直し　【電離則 改正】**

○　エックス線作業主任者の職務について、電離則第 47 条各号に掲げられている標識の掲示や安全のための措置、放射線測定器の装着等の確認等の職務に以下の職務を追加。

・　安全装置の点検
・　自動警報装置等による周知措置及び安全装置に異常を認めた際、直ちに必要な措置を講ずること
・　安全装置をやむを得ず取り外し、または機能を失わせた場合の代替措置が講じられていることの確認
・　作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること

○　ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務について、電離則第 52 条の３各号に掲げられている標識の掲示や安全のための措置、放射線測定器の装着等の確認等の職務に以下の職務を追加。

・　自動警報装置等による周知措置に異常を認めた際、直ちに必要な措置を講ずること
・　作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること

**（３）特別教育の実施対象となる業務の拡大　【安衛則・電離則 改正】**

○　現在、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務のうち、**透過写真撮影業務に限定されている特別教育の実施対象となる業務を、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務全体に拡大**する。一方で、**装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務（※）**については、特別教育の対象から**除外**する。

（※）いわゆるボックス型のエックス線装置等が該当する。

# 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案（概要）④

## ３．公布日等

【公布日】令和７年９月下旬（予定）

【経過措置】

（１）既設のエックス線装置のうち、新たに自動警報装置の義務対象となる装置（放射線装置室内に設置されている工業用等の特定エックス線装置のうち管電圧 10kV 以上 150kV 以下の装置）について、事業者は、改修等により自動警報装置を設置することにつき著しく困難な事情があるときは、警報機能を有する放射線測定器（以下「APD」という。）の装着その他の代替措置を講じなければならないこととする。

（２）既設のエックス線装置のうち、新たに安全装置の義務対象となる装置（放射線装置室内に設置されている工業用等の特定エックス線装置）について、事業者は、改修等により安全装置を設置することにつき著しく困難な事情があるときは、APDの装着その他の代替措置を講じなければならないこととする。

（３） 事業者は（２）の代替措置が講じられていることを、エックス線作業主任者に確認させなければならないこととする。

（注） （１）の代替措置が講じられていることの確認は、エックス線作業主任者の既存の職務（電離則第47条第５号）に含まれる。

【施行日】 公布日

ただし、

２（１）及び２（２）のうち安全装置に関すること並びに上記の経過措置に関すること： 令和９年10月１日

２（２）のうち自動警報装置等による周知措置並びに作業の方法の決定及び放射線業務従事者の指揮に関すること並びに２（３）： 令和８年４月１日

# （参考）
# 国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）について

- 国際原子力・放射線事象評価尺度（The International Nuclear and Radiological Event Scale 以下「ＩＮＥＳ」という。）は、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）及び経済協力開発機構原子力機関（ＯＥＣＤ／ＮＥＡ）において策定された、原子力・放射線事故がどのようなレベルであるか、一般にもわかるようにするための国際的な指標として１９９０年に開発されたコミュニケーションツールである。我が国でも１９９２年８月１日より運用を開始。

## 各国におけるINES評価の例

| | レベル | 事故例 |
|---|---|---|
| 事故 | 7<br>深刻な事故 | 旧ソ連・チェルノブイリ原発事故（1986年）<br>日本・東京電力福島第一原子力発電所事故（2011年） |
| 事故 | 6<br>大事故 | 平成23年4月12日にレベル7と暫定評価 |
| 事故 | 5<br>広範囲な影響を伴う事故 | 英国・ウインズケール原子炉事故（1957年）<br>米国・スリーマイル島発電所事故（1979年） |
| 事故 | 4<br>局所的な影響を伴う事故 | 日本・ＪＣＯ臨界事故（1999年）<br>フランス・サンローラン発電所事故（1980年） |
| 異常な事象 | 3<br>重大な異常事象 | スペイン・バンデロス発電所火災事象（1989年） |
| 異常な事象 | 2<br>異常事象 | 日本・美浜発電所２号機蒸気発生器伝熱管損傷事象（1991年） |
| 異常な事象 | 1<br>逸脱 | 日本・「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故（1995年）<br>日本・敦賀発電所２号機１次冷却材漏れ（1999年）<br>日本・浜岡発電所１号機余熱除去系配管破断（2001年）<br>日本・美浜原子力発電所３号機２次系配管破損事故（2004年） |
| 尺度未満 | 0<br>尺度未満 | （安全上重要ではない事象） |
| | 評価対象外 | （安全に関係しない事象） |

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」から作成

## INES で事象を評価するための一般基準

| INES レベル | 人と環境 | 施設における放射線バリアと管理 | 深層防護 |
|---|---|---|---|
| 7<br>（深刻な事故） | 計画された広範な対策の実施を必要とするような、広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出。 | | |
| 6<br>（大事故） | 計画された対策の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の相当量の放出。 | | |
| 5<br>（広範囲な影響を伴う事故） | ・計画された対策の一部の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の限定的な放出。<br>・放射線による数名の死亡。 | ・炉心の重大な損傷。<br>・高い確率で公衆が著しい被ばくを受ける可能性のある施設内の放射性物質の大量放出。これは、大規模臨界事故または火災から生じる可能性がある。 | |
| 4<br>（局所的な影響を伴う事故） | ・地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうもない軽微な放射性物質の放出。<br>・放射線による少なくとも１名の死亡。 | ・炉心インベントリーの 0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷。<br>・高い確率で公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。 | |
| 3<br>（重大な異常事象） | ・法令による年間限度の 10 倍を超える作業者の被ばく。<br>・放射線による非致命的な確定的健康影響（例えば、やけど）。 | ・運転区域内での 1Sv/時を超える被ばく線量率。<br>・公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低いが設計で予想していない区域での重大な汚染。 | ・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態。<br>・高放射能密封線源の紛失または盗難。<br>・適切な取扱い手順を伴わない高放射能密封線源の誤配。 |
| 2<br>（異常事象） | ・10mSv を超える公衆の被ばく。<br>・法令による年間限度を超える作業者の被ばく。 | ・50mSv/時を超える運転区域内の放射線レベル<br>・設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染 | ・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。<br>・安全設備が健全な状態での身元不明の高放射能密封線源、装置、または、輸送パッケージの発見。<br>・高放射能密封線源の不適切な梱包。 |
| 1<br>（逸脱） | | | ・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。<br>・十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題。<br>・低放射能の線源、装置または輸送パッケージの紛失または盗難。 |
| 安全上重要でない（評価尺度未満／レベル0） | | | |

INES ユーザーズマニュアル 2008 年版邦訳版

# （参考）エックス線装置に係る放射線障害防止対策に関する検討会

## 趣旨

エックス線装置等を使用する業務については、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）により、労働者の放射線被ばくをできるだけ少なくするため、装置の構造や使用の際に必要な措置等について、規定されている。

一方で、令和3年5月には、エックス線装置を点検中の作業員が被ばくする事故が発生し、国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価レベル３（重大な異常事象）として国際原子力機関（IAEA）に報告されるなど、重大な災害が発生したところである。

このため、昨今のエックス線装置の使用状況や事故事例を踏まえ、エックス線装置の使用時における放射線管理の水準向上に向けた対策を検討することとする。

## 検討事項

・エックス線装置を使用する業務における健康障害防止対策のあり方について
・その他関連する事項について

## 構成員

| | | |
|---|---|---|
| ○ | 飯本　武志 | 東京大学　環境安全本部　教授 |
| | 釜田　敏光 | ポニー工業株式会社　執行常務取締役　技術本部　副本部長 |
| | 黒島　巌 | 日本基幹産業労働組合連合会　事務局次長 |
| | 郡　佳伸 | 三菱重工パワー検査株式会社　高砂事業部　検査部技術グループ技術チーム主任チーム統括 |
| | 古渡　意彦 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　量子生命・医学部門放射線医学研究所　計測・線量評価部　物理線量評価グループグループリーダー |
| | 田北　雅彦 | 株式会社IHI検査計測　検査事業部　横浜検査部　品質管理グループ　主幹 |
| | 夏原　正仁 | 株式会社島津製作所　グローバル共創営業戦略室　産学官連携推進ユニット特任部長 |
| | 松島　勤 | 日本マテック株式会社　会長 |
| | 山脇　義光 | 日本労働組合総連合会　労働法制局長 |

（50音順、敬称略、○：座長）

## 開催実績

第１回（令和６年２月21日）
第２回（令和６年３月13日）
第３回（令和６年５月14日）
第４回（令和６年７月29日）

# （参考）
# 2 改正の概要　（２）エックス線作業主任者の職務の見直し　関係

＜職務＞（電離則第47条）

| 現行の職務 | 改正後の職務 |
|---|---|
| ①　電離則第３条第１項（管理区域）又は第18条第４項（立入禁止）の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。 | ①　電離則第３条第１項（管理区域）又は第18条第４項（立入禁止）の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。 |
| ②　第10条第１項の照射筒若しくはしぼり又は第11条のろ過板が適切に使用されるように措置すること。 | ②　第10条第１項の照射筒若しくはしぼり又は第11条のろ過板が適切に使用されるように措置すること。 |
| ③　第12条各号（間接撮影時の措置）若しくは第13条各号（透視時の措置）に掲げる措置又は第18条の２（透過写真の撮影時の措置等）に規定する措置を講ずること。 | ③　第12条各号（間接撮影時の措置）若しくは第13条各号（透視時の措置）に掲げる措置又は第18条の２（透過写真の撮影時の措置等）に規定する措置を講ずること。 |
| ④　前２号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。 | ④　前２号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。 |
| ⑤　第17条第１項の措置（エックス線装置への電源供給の周知）がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。 | ⑤　第17条第１項の措置（エックス線装置への電源供給の周知）がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。 |
| （新設） | **⑥　第17条第１項の措置（エックス線装置への電源供給の周知）に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。** |
| （新設） | **⑦　安全装置を点検すること。** |
| （新設） | **⑧　安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること** |
| （新設） | **⑨　安全装置を取り外し又は無効にした場合に、代替措置が講じられていることを確認すること。** |
| ⑥　照射開始前及び照射中、第18条第１項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。 | ⑩　照射開始前及び照射中、第18条第１項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。 |
| ⑦　第８条第３項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。 | ⑪　第８条第３項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。 |
| （新設） | ⑫　前各号に掲げるもののほか、**労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。** |

# （参考）
# 2 改正の概要　（２）ガンマ線透過写真撮影作業主任者の見直し　関係

＜職務＞（電離則第52条の３）

| 現行の職務 | 改正後の職務 |
|---|---|
| ①　電離則第３条第１項（管理区域）又は第18条第４項（立入禁止）の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。 | ①　電離則第３条第１項（管理区域）又は第18条第４項（立入禁止）の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。 |
| ②　作業の開始前に、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の機能の点検を行うこと。 | ②　作業の開始前に、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の機能の点検を行うこと。 |
| ③　伝送管の移動が第18条の４第1号の規定に適合して行われているかどうか及び放射線源の取出しが第18条の３の規定に適合して行われているかどうかについて確認すること。 | ③　伝送管の移動が第18条の４第1号の規定に適合して行われているかどうか及び放射線源の取出しが第18条の３の規定に適合して行われているかどうかについて確認すること。 |
| ④　照射開始前及び照射中に、第18条第１項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。 | ④　照射開始前及び照射中に、第18条第１項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。 |
| ⑤　第17条第１項の措置（照射中の周知）が同項の規定に適合して講じられているかどうか及び第８条第３項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。 | ⑤　第17条第１項の措置（照射中の周知）が同項の規定に適合して講じられているかどうか及び第８条第３項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。 |
| （新設） | ⑥　**第17条第１項の措置（照射中の周知）に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。** |
| ⑥　第18条の２の措置（作業従事者のいない方向に照射）を講ずること。 | ⑦　第18条の２の措置（作業従事者のいない方向に照射）を講ずること。 |
| ⑦　第18条の４第２号の措置（コリメーター等の使用）を講ずること。 | ⑧　第18条の４第２号の措置（コリメーター等の使用）を講ずること。 |
| ⑧　前２号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。 | ⑨　前２号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。 |
| ⑨　作業中、放射線測定器を用いて放射線源の位置、遮蔽の状況等について点検すること。 | ⑩　作業中、放射線測定器を用いて放射線源の位置、遮蔽の状況等について点検すること。 |
| ⑩　第19条第１項の点検（使用後の線源の格納点検）をすること。 | ⑪　第19条第１項の点検（使用後の線源の格納点検）をすること。 |
| ⑪　第42条第１項第４号に掲げる事故（放射線源の脱落等）が発生した場合、同条に定める措置を講じ、かつ、当該事故が発生した旨を事業者に報告すること。 | ⑫　第42条第１項第４号に掲げる事故（放射線源の脱落等）が発生した場合、同条に定める措置を講じ、かつ、当該事故が発生した旨を事業者に報告すること。 |
| ⑫　第42条第１項第４号に掲げる事故（放射線源の脱落等）が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業を行うときは、第18条の10第１項の措置（遮へい等）を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けること。 | ⑬　第42条第１項第４号に掲げる事故（放射線源の脱落等）が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業を行うときは、第18条の10第１項の措置（遮へい等）を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けること。 |
| （新設） | ⑭　前各号に掲げるもののほか、**労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。** |

# （参考）
# 2 改正の概要　（３）特別教育の実施対象となる業務の拡大　関係

＜科目＞（電離則第52条の５）　＜範囲と時間＞（告示）

| 現行の科目・範囲・時間 | | | 改正後の科目・範囲・時間 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 透過写真撮影業務特別教育規程 | | | エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程 | | |
| 透過写真の撮影の作業の方法 | 作業の手順　電離放射線の測定　被ばく防止の方法　事故時の措置 | 1.5h | エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識 | 作業の手順　電離放射線の測定　被ばく防止の方法　事故時の措置 | 1.5h |
| エツクス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法 | エツクス線装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの<br>エツクス線装置の原理　エツクス線装置のエツクス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能　エツクス線装置の操作及び点検 | 1.5h | エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | エックス線装置を取り扱う業務を行う者にあっては、次に掲げるもの<br>エックス線装置の原理　エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能　エックス線装置の操作及び点検 | 1.5h |
| | ガンマ線照射装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの<br>ガンマ線照射装置の種類及び型式　線源容器の構造及び機能　放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能　放射線源の構造及び放射性物質の性質　ガンマ線照射装置の操作及び点検 | 1.5h | | ガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う者にあっては、次に掲げるもの<br>ガンマ線照射装置の種類及び型式　線源容器の構造及び機能　放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能　放射線源の構造及び放射性物質の性質　ガンマ線照射装置の操作及び点検 | 1.5h |
| 電離放射線の生体に与える影響 | 電離放射線の種類及び性質　電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 | 0.5h | 電離放射線の生体に与える影響 | 電離放射線の種類及び性質　電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 | 0.5h |
| 関係法令 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項 | 1.0h | 関係法令 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項 | 1.0h |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 透過写真撮影業務特別教育規程の改正について（報告）

第177回 安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課電離放射線労働者健康対策室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 透過写真撮影業務特別教育規程の改正について（報告）

## １．改正の趣旨

- 労働安全衛生法関係法令に基づき、事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせる時には、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならないこととされており、当該特別教育の科目の範囲等は、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第52条の５第２項に基づき、透過写真撮影業務特別教育規程（昭和50年労働省告示第50号）において定められている。
- 今般、令和３年に国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価レベル３（重大な異常事象）の労働災害が発生したことを踏まえ、同様の災害の発生防止に向けて、エックス線装置を取り扱う業務における安全対策を強化するため、特別教育の実施対象となる業務を透過写真撮影からエックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に拡大することに伴い、透過写真撮影業務特別教育規程についても特別教育の実施対象となる業務を拡大するための改正を行う。

## ２．改正の概要

- 特別教育の実施対象となる業務について、透過写真の撮影の業務を、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務全体（注）に拡大することに伴い、特別教育の科目及び科目の範囲のうち「透過写真の撮影の業務」に限定されている箇所を「エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務」に対応するよう拡大する改正を行う。告示名についても変更を行う。

（注）装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く。

## ３．告示日等

【告示日】令和７年９月下旬（予定）
【適用期日】令和８年４月１日

| 安全衛生分科会（第177回） | 資料 No.7 |
| --- | --- |
| 令和７年９月５日 | |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

別紙20

# ボイラー構造規格等の一部を改正する告示について（報告）

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# ボイラー構造規格等の一部を改正する告示の概要

## 1.改正の趣旨

- ボイラー等の**製造にあたり、都道府県労働局長の許可を受ける際に適合しなければならない基準**、また、小型ボイラー等を**譲渡等を行う際に具備しなければならない規格等を定める基準**として、**ボイラー構造規格等**が定められている。これらの基準は、従来から**ASME（米国機械学会規格）**※1に整合するよう定められている。
- 今般、（一社）日本ボイラ協会における**有識者検討会**より、これらのボイラー構造規格等について、**最新のASMEに整合**したものとなるよう見直すべきである等との提言が盛り込まれた「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格等改正に関する報告書」（令和7年5月）が厚労省に対し提出されたことから、厚労省において本報告書の内容を精査したところ、**その妥当性が確認**されたため、本報告書の内容を踏まえボイラー構造規格等を改正をする。
- 具体的には、近年の技術革新による**材料の品質向上**、**材料製造規格の高度化による材料の均一性の向上**、**溶接部の品質向上**、**試験検査技術の進歩**等を踏まえ、最新のASME等に合わせて見直した場合でも**適切な安全確保**が引き続き可能と確認された**安全係数等**について、**規制内容を見直す**※2。

※1　米国機械学会が定める機械の材料、設計、製造、検査等に関する規格。ボイラー、圧力容器のASME規格は、アメリカ、カナダはじめ国際的に広く採用されている。

※2　ASME規格に整合した構造規格を具備している状態での構造上の欠陥を原因とする事故はこれまで発生していないところ、引き続き、適切な検査等により構造規格への適合を確認し、安全を確保することとする。また、ASME規格で製造されたボイラー、圧力容器について、安全係数を見直したことに起因する事故は報告されていない。

## 2．改正の概要

（1）材料の品質向上等により強度不足による損傷のリスクは低減しており、設計の計算に用いる**安全係数**、**水圧試験の圧力**、**引張試験の合格基準**に関し、ASMEに合わせて見直した場合でも**安全確保に影響しない**ことが確認されたことから、最新の**ASMEに整合させる**。また、近年の技術革新に対応した**電子式の圧力計**に関する規定の整備、**放射線検査の方法の追加**等を行う。

（2）構造規格中で引用する**日本産業規格（JIS）について、最新版への更新**その他所要の改正を行うほか、必要な**経過措置**を規定する。

## 3．適用期日等

告 示 日：令和７年10月（予定）

適用期日：令和８年４月１日（予定）

# （別紙）改正内容の詳細

**（１）近年の技術革新等を踏まえた改正**

（１）－１　安全係数等は様々な**損傷を考慮**して定められているところ、近年の材料の品質向上等により**強度不足による損傷のリスクは低減**しており、国内外で安全係数等がASMEに合わせて見直されていることを踏まえ、**安全確保に影響しない**ことが専門家によって確認されているものについて見直す。

- 材料の許容引張応力の計算に用いる材料の**安全係数**を**４から3.5**に改める。
- **水圧試験**の圧力を最高使用圧力の**1.5倍から1.3倍**に、**気圧試験**の圧力を**1.25倍から1.1倍**に改める。
- 材料の**引張試験**の合格基準を許容引張応力の**４倍から3.5倍**に改める。

（１）－２　近年の技術革新に対応した改正

- ボイラー等に取り付ける**圧力計**について、従来の機械式のものと**同等以上の性能**を有し、**電源喪失時に機能を維持**できる**電子式**のものを使用可能にする。
- 溶接部の**新たな検査方法**である**スポット放射線検査**について、**信頼性が確認**されたことから、その検査の規定を整備する。

**（２）最新のJISとの整合性を図るための改正その他所要の改正**

- **曲げ加工**又は**成形加工**を行う場合に**熱処理**を行わなければならないこととする。
- **多管式の貫流ボイラー**について**ガラス水面計**及び**吹出し弁**を取り付けなければならないこととする。
- 材料の**許容圧縮応力**は、許容引張応力のみを用いていたところ、**許容引張応力又は許容座屈応力※のうちいずれか小さい値**とするよう改める。※ 材料が曲がって変形する現象が起こる応力
- 板の最小厚さ、フランジ、衝撃試験の要否の基準を、**機器の形状等に応じて安全を確保**できるものに改める。
- ステンレス鋼板等の一定の鋼材の**使用制限箇所**に関する規定を**危険性に応じたもの**に改める。

# （参考）「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格等改正に関する報告書」（令和７年5月（一社）日本ボイラ協会作成）について

## 報告書の概要

**ASME（米国機械学会規格）に整合性を図るためさせるよう、ボイラー構造規格等について、以下の見直しを行うことは、技術的に妥当であり、安全性には影響しないことを確認。**

- 材料の安全係数の見直し
- 水圧試験の圧力の見直し
- 引張試験の合格基準の見直し
- 電子式の圧力計に関する規定の整備
- スポット放射線検査に関する規定の追加
- 熱処理の規定の追加
- 多管式貫流ボイラーに関する規定の追加
- 材料の許容圧縮応力の算出方法の変更
- 材料の使用制限の見直し
- 板の最小厚さ、フランジ、衝撃試験の要否の基準の合理化　等

（例）電子式の圧力計に関する規定の整備

近年の技術の進歩に伴い、機械式の圧力計と同等の機能を有するデジタル式の圧力計が開発されている。

一方で、外部電源を喪失した場合、圧力を表示できない懸念もあることから、**電源喪失時に機能を維持できるデジタル式の圧力計のみ使用を認めるべき**である。このため、電子式の圧力計は、**機械式の圧力計と同等以上の性能を有し、停電時に機能に異常を生じないと認められるものであるという要件を追加**するとともに、「目盛盤」「最大指度」といった機械式の圧力計を前提とした表現を改正すべきである。

### （参考）安全係数の国際比較

※ボイラー等の材料の許容引張応力に採用されている安全係数

| | 構造規格 | ASME(米国) | PED(EU) | BS(英国) |
|---|---|---|---|---|
| ボイラー | 4 | 3.5 | 2.4 | 2.35 |
| 圧力容器 | 4 | 3.5 | | |

## 検討委員会

**学識経験者、検査機関、認証機関、設計製造の有識者等による以下の協会傘下委員会にて、公益性、中立性を確保の上検討が行われた。**

○ボイラー構造委員会

| | |
|---|---|
| 大川　富雄 | 電気通信大学 |
| 大石　勇一 | 一般財団法人発電設備技術検査協会 |
| 瀧　洋和 | 三菱重工パワーインダストリー株式会社 |
| 田中　敦 | 株式会社高尾鉄工所 |
| 仲　真氏 | 株式会社IHI汎用ボイラ |
| 橋口　豊司 | 株式会社ヒラカワ |
| 正井　文敏 | 川重冷熱工業株式会社 |
| 松矢　久美 | 三浦工業株式会社 |
| 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課（オブザーバー） | |

○圧力容器構造委員会

| | |
|---|---|
| 吉川　暢宏 | 東京大学 |
| 正田　委巳 | 瀬尾高圧工業株式会社 |
| 杉原　明 | テュフラインランドジャパン株式会社 |
| 関　利永 | 月島機械株式会社 |
| 高橋　憲一 | エイチエスビージャパン株式会社 |
| 瀧　比左志 | 三菱化工機株式会社 |
| 野口　健司 | 東洋エンジニアリング株式会社 |
| 三苫　俊邦 | イーアンドエフサービス株式会社 |
| 矢部　俊介 | 日揮株式会社 |
| 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課（オブザーバー） | |

## 日本ボイラ協会について

**安衛法に基づく登録性能検査機関**であるほか、**技能講習**、**調査研究**、**JIS規格作成**等、**公益性の高い業務**を実施。公益法人から一般社団法人に移行後も、引き続き**公益目的事業**として**技術資料の収集**、**外部委員を主体とする委員会による調査研究**、その成果の**普及・啓発**等を実施。従来、**ボイラー構造規格等は、日本ボイラ協会の検討を踏まえ改正**している。

| 安全衛生分科会（第178回） | 資料 No.１－１ |
| --- | --- |
| 令和７年９月24日 | |

厚生労働省発基安0924第１号

令 和 ７ 年 ９ 月 ２ ４ 日

**別紙21**

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第１　労働安全衛生法施行令の一部改正

１　統括安全衛生責任者等の選任に係る基準の見直し

統括安全衛生責任者等の選任を要しない事業場の基準を、労働者の数ではなく、作業従事者の数とする。（第七条第二項関係）

２　機械等貸与者が講ずべき措置に係る対象機械等の拡大

他の事業を行う者に機械等を貸与している者が、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場において、当該機械等による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない機械等に、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える。（第十条関係）

３　建築物貸与者が講ずべき措置に係る対象建築物の拡大

他の事業を行う者に建築物を貸与する者が、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない建築物について、事務所又は工場の用に供される建築物から、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物に拡大する。（第十一条関係）

４　登録教習機関の登録有効期間に係る規定の整理

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律により、同法第七十七条第四項が同条第五項となることに伴い、同項を引用する規定について所要の改正を行う。（第二十三条の二関係）

５　車両系機械運転技能講習の対象となる車両系機械の規定

車両系機械運転技能講習の対象となる車両系機械を、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用及び基礎工事用に限る。）とする。（第二十四条関係）

６　その他所要の改正を行う。

第２　労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

１　特定機械等の製造許可に係る手数料の見直し

特定機械等の製造許可に係る都道府県労働局長への申請手数料を、登録設計審査等機関が特定機械等の設計審査を実施した場合は四万四千円、都道府県労働局長が当該設計審査を実施した場合は八万二千五百円とする。（第一条第二号関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第１の４の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案の概要について（諮問）

第178回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 改正政令案の概要①（安衛令第７条）

## １.改正の趣旨

- 令和７年改正労働安全衛生法において、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、特定事業（建設業及び造船業）を行う特定元方事業者等が選任する**統括安全衛生責任者の管理の対象に労働者以外の作業従事者を含める**こととされた。
- 上記の改正に伴い、安衛令第７条第２項について、次のとおり、**労働者の数**ではなく、個人事業者や会社役員等を含めた**作業従事者の数と改正する**もの。

## ２．改正の概要

- 安衛令第７条第２項中、「労働者」を「作業従事者」に改める。

【改正前】

法第15条第１項ただし書及び第３項の政令で定める**労働者**の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

【改正後】

法第15条第１項ただし書及び第３項の政令で定める**作業従事者**の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

## ３．公布日等

（１）　公布日：令和７年10月（予定）　　（２）　施行日：令和８年４月１日

# 改正政令案の概要②（安衛令第１０条）

## １.改正の趣旨

- 令和７年改正労働安全衛生法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、機械等貸与者が機械等を**「個人事業者」に貸与した場合についても**、貸与した機械による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならないとされたところ、当該機械等の範囲は安衛令第10条各号に規定されており、現状以下のとおりとなっている。

  ①つり上げ荷重が〇・五トン以上の移動式クレーン
  ②安衛令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの
  ③不整地運搬車　　④作業床の高さが二メートル以上の高所作業車

- これら４種類の機械は、**機械等貸与者がリースすることが一般的**であり、**「不特定の場所に自走する機械」**であって**「運転の業務に際して必要な資格等が定められている」**（※）もので、**一定の労働災害が発生**している。
- **「フォークリフト」、「ショベルローダー」、「フォークローダー」の３機械**についても、**上記の機械と同様の状況**にあることから、対象機械等に追加する必要がある。

※　安衛法第61条の就業制限又は同法第59条第３項の特別教育の受講義務

- このため、安衛令第10条について、次のとおり改正するもの。

## ２．改正の概要

- 安衛令第10条に規定する安衛法第33条第１項の政令で定める機械等に**フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える**。

## ３．公布日等

（１）　公布日：令和７年10月（予定）　　（２）　施行日：令和８年４月１日

# （参考）フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダー



図１　フォークリフト（カウンターバランス）

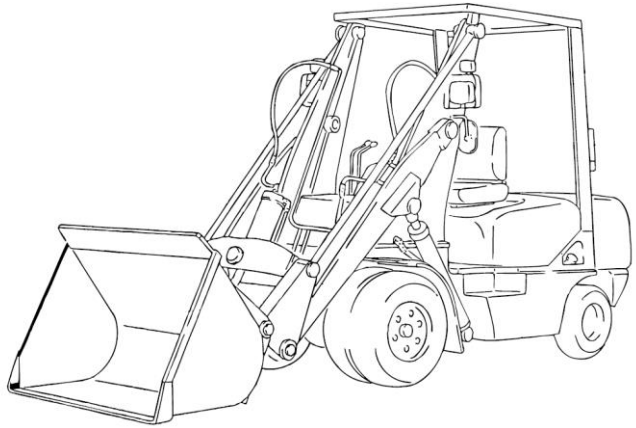


図２　ショベルローダー（リーチ機構なし）

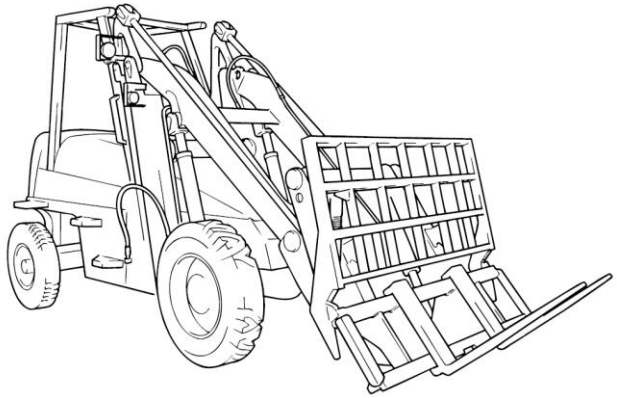


図３　フォークローダー

# 【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策
## －発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

### ア　機械等貸与者等の講ずべき措置等（法第33条）

**対応案**

○　貸与された機械等による危険性は、貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。

○　個人事業者等を保護し、規制を課すのは安衛法上は労働者と同じ場所で働く場合であることを踏まえれば、機械等貸与者に措置を義務付けるのは個人事業者等が労働者と同じ場所で働く場合とすべきであるが、機械等貸与者が

①事業者であるか個人事業者等であるか

②個人事業者等の場合に労働者と同じ場所で使用するか否か

を判断することは困難であるため、個人事業者等に貸与する場合にも事業者に貸与する場合と同様の措置を機械等貸与者に義務付けることとしてはどうか。

○　法第33条で労働災害を防止するための措置を求められている機械は、運転の業務に当たり必要な資格等が定められていて、（機械のリースが一般的な）不特定の場所に自走する機械であるため、これらの条件を同様に満たすフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを追加してはどうか。

# 改正政令案の概要③（安衛令第１１条）

## １.改正の趣旨

- 令和７年改正労働安全衛生法では、建築物等貸与者が建築物を**「個人事業者」に貸与した場合についても**、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならないとされた。なお、当該建築物の全部を一の事業者若しくは事業を行う者に貸与する場合及び二以上の個人事業者のみに貸与する場合には適用されない。
- 現状、安衛法第34条の対象となる建築物を安衛令第11条にて**「事務所または工場の用に供される建築物」**と定めているところ、建築物等の管理に起因する労働災害は**事務所や工場に含まれない、例えばスーパーマーケットのバックヤード、物流センター、倉庫等あらゆる場所で発生している**現状を踏まえると、安衛法第34条の対象となる建築物を**事務所と工場のみに限定するのではなく、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とするのが適当**であるため、次のとおり改正するもの。

  ※　対象建築物を貸与する際の建築物貸与者の講ずべき具体的な措置については、別途安衛則で定められており、災害事例等を踏まえ拡充予定。

## ２．改正の概要

- 安衛令第11条において、安衛法第34条の対象となる建築物を、**あらゆる事業の用に供される建築物**とする。

## ３．公布日等

（１）　公布日：令和７年10月（予定）　　（２）　施行日：令和８年４月１日

# 【各論②】個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策
## －発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

### イ　建築物貸与者の講ずべき措置（法第34条）

**対応案**

○　貸与された建築物等による危険性は貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。

○　災害の実態を踏まえ、あらゆる場所で、建築物等の管理に起因する労働災害が発生しうることから「建築物」の範囲を事務所、工場に限らず事業の用に供される建築物としてはどうか。また、屋外駐車場等、建築物には当たらないものを貸与する場合は、貸与者に求める措置をガイドライン等で明確にしてはどうか。

○　建築物貸与者の講ずべき措置については、共用の避難器具の表示・有効保持や警報設備の設置・有効保持などに加え、災害の実態を踏まえ、貸与を受けた者の占有部分以外の部分における墜落危険箇所の周知や安全な通路の確保等、災害の原因となっているものも追加してはどうか。

**《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》**

○　屋外駐車場など、建築物に該当しない場所についても、リスクに応じた措置が徹底されるよう、ガイドライン等に基づく指導の対象とすべき。

# 改正政令案の概要④（安衛令第24条【新設】）

## 1.改正の趣旨

- 令和７年改正法では、改正前の法別表第18に目的に応じて規定されていた車両系機械の運転技能講習の区分を統合し、法別表18第33号に「車両系機械運転技能講習」を規定するとともに、同表備考において、「「車両系機械運転技能講習」とは、車両系機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習をいう」と規定されたものであり、技能講習の対象となる車両系機械の種類を政令で定める必要がある。
- このため、令和７年改正前の法別表第18に規定されていた、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」、「車両系建設機械（解体用）」及び「車両系建設機械（基礎工事用）」を技能講習の対象となる車両系機械として政令で規定する必要がある。

## 2．改正の概要

- 安衛令第24条において、法別表第18の備考の政令で定める車両系機械として、
  - ➢車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
  - ➢車両系建設機械（解体用）
  - ➢車両系建設機械（基礎工事用）

  の３種類の車両系機械を規定する。

## 3．公布日等

（１）　公布日：令和７年10月（予定）　　（２）　施行日：令和８年４月１日

# （参考）安衛法に基づく技能講習対象業務の指定について

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料２抜粋

## その他、登録機関制度等に関する論点(案)③
## （技術の進歩に応じた迅速な型式検定機械等の改正のための規定関係）

### 型式検定対象機械及び技能講習対象業務の指定に関する現状の課題

- 電子制御技術の進歩等により、様々な安全装置等が考案されており、こうした機械等に迅速に型式検定を義務付けることが必要となる。また、技術の進歩により、車両系建設機械をはじめ様々な機械等が開発されており、こうした機械等の運転業務への迅速な技能講習の設定が必要となる。
- 現行法令では、型式検定対象機械及び技能講習の種類は、法律別表で定めることとされており、技術の進歩等に応じた迅速な改正が困難となっている。

### 改善のための論点

- 型式検定機械及び技能講習の対象となる業務について、電子制御技術の進歩等に迅速に対応するための方策を講じてはどうか。

分科会の御議論を踏まえ、改正法により、技能講習のうち「車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習」を「車両系機械運転技能講習」と位置づけることとした上で、法別表第18の「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」、「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」及び「車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習」を、別途政令で定めることを前提に削除した。（別表第18から別表第20関係）

# 改正政令案の概要⑤（手数料令第１条）

## １.改正の趣旨

- クレーン・ボイラー等の特に危険な作業を必要とする機械等（特定機械等）を製造する場合、安衛法第37条第１項に定める都道府県労働局長の許可が必要であり、製造許可申請に当たっては労働安全衛生法関係手数料令に定める手数料（82,500円）の納付が必要となっている。この手数料は、設計審査を含めた都道府県労働局職員の業務量を踏まえ算出している。
- 令和7年改正法において、安衛法第37条第３項を新設し、製造許可の申請には、登録設計審査等機関が設計審査※を行った結果を添付することが新たに義務付けられ、都道府県労働局が行っていた設計審査に係る業務を登録設計審査等機関が行うこととなった。（登録機関がない場合等は引き続き都道府県労働局が実施）
- **<u>今後都道府県労働局が設計審査を行わなくなった場合、都道府県労働局が徴収する手数料を、設計審査分を除いた業務量を元に算出したものとする必要があることから、</u>**

  ①　登録設計審査等機関が設計審査を行う場合の製造許可手数料

  ②　登録設計審査等機関がない等の理由から、都道府県労働局が代わって設計審査を行う場合の製造許可手数料

  の２つの額を設定することとする。

※　申請に係る特定機械等の設計が、厚生労働大臣の定める構造規格に適合するかどうかの審査

## ２．改正の概要

- 現行、一律82,500円とされている製造許可手数料について、都道府県労働局が設計審査を行うか否か応じて以下２つに分けた額を設定する。

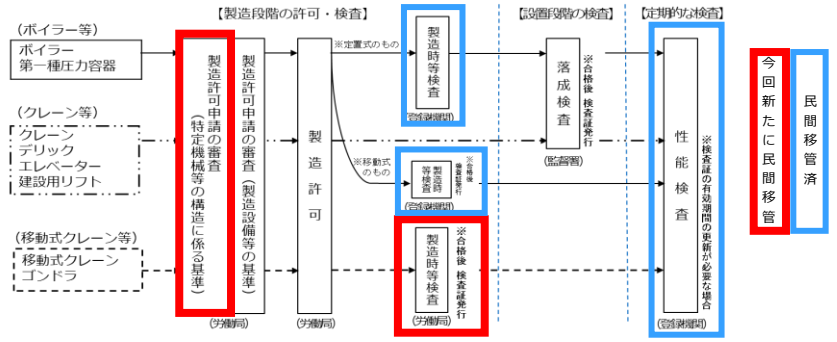
  ①　登録設計審査等機関が設計審査を行う場合、44,000円

  ②　都道府県労働局が代わって設計審査を行う場合　82,500円（従前どおり）

## ３．公布日等

（１）　公布日：令和７年10月（予定）

（２）　施行日：令和８年４月１日



# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（個人事業者関係①）

| 参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日） |
| --- |
| 一　個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。 |
| 二　新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。 |
| 三　労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。 |
| 四　個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォーマーに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。 |
| 五　本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。 |

# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（個人事業者関係②）

**衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日）**

一　個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。（参一と同様。）

二　労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。

三　新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。（参二と同様。）

四　労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。（参三と同様。）

五　個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォーマーに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。（参四と同様。）

六　個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。

七　本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。（参五と同様。）

二十　事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよう、周知・指導に努めること。

二十九　芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができる児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。

# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（機械関係）

| 参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日） |
| --- |
| 十一　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。 |

| 衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日） |
| --- |
| 二十五　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。（参十一と同様。） |

| 安全衛生分科会（第178回） | 資料 No. 2 － 1 |
| --- | --- |
| 令和７年９月24日 | |

厚生労働省発基安 0924 第４号

令 和 ７ 年 ９ 月 ２ ４ 日

**別紙22**

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第１　労働安全衛生規則の一部改正

１　労働安全衛生法に規定する免許に係る免許証の交付手続等における様式について、個人番号の記入欄を設けることとする。

２　その他所要の改正を行う。

第２　施行期日等

１　この省令は、令和八年三月二日から施行する。

２　この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。

厚生労働省発基安 0924 第５号

令 和 ７ 年 ９ 月 ２ ４ 日

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（労働安全衛生法関係）」について、貴会の意見を求める。

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（労働安全衛生法関係）

1　改正内容

指定納付受託者に歳入等の納付を委託して納付することができる歳入等に、労働安全衛生法に規定する免許に係る免許証の交付等に関する手数料を追加するものとする。

2　施行期日

この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」及び「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要について（諮問）（労働安全衛生法免許関係）

第178回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案

## 1．改正の趣旨

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月13日閣議決定等）を踏まえ、安衛法上の免許について、国家資格等情報連携・活用システムと労働基準行政システムを連携させることで、令和８年３月より、**マイナポータルから免許発行申請や、自身の保有する資格情報の参照**を可能とする予定である。
- システム連携後は、安衛法上の免許の交付申請受付事務はマイナンバー登録事務となるところ、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和６年５月22日デジタル庁）により、申請者から申請時にマイナンバーの提供を受け、その上で本人確認を行うことを原則とすることとされているため、**申請書（安衛則様式第12号）に個人番号記載欄を追加する**もの（①）。
- また、免許試験の受験会場として、東京試験場及び大阪試験場が開設されたことに伴い、**安衛則様式第12号の「試験を受けた地域の番号」の選択肢に「８．東京」及び「９．大阪」を追加する**もの（②）。

## 2．改正の概要

- 安衛則様式第12号に個人番号の記載欄を追加するとともに、「試験を受けた地域の番号」の選択肢に「８．東京」及び「９．大阪」を追加する。

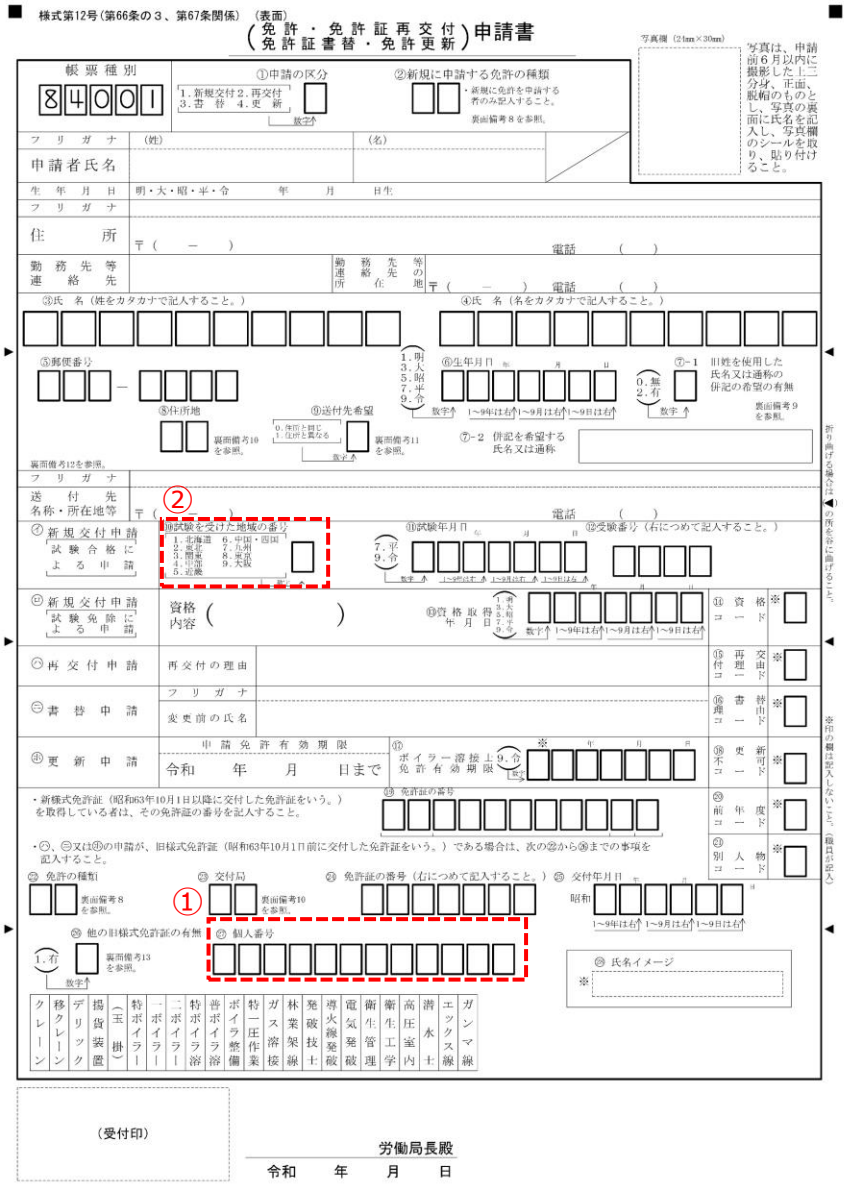
## 3．公布日等

（１）　公布日：令和７年10月（予定）

（２）　施行日：令和８年３月２日（予定）

## 4．経過措置

- 旧様式による申請書については当分の間、取り繕って使用することができることとする等。


様式第12号（第66条の３、第67条関係）（表面）

（免許・免許証再交付／免許証書替・免許更新）申請書

帳票種別 84001

①申請の区分 1.新規交付 2.再交付 3.書替 4.更新

②新規に申請する免許の種類

申請者氏名

生年月日

住所

勤務先等連絡先

③氏名（姓をカタカナで記入すること。）

④氏名（名をカタカナで記入すること。）

⑤郵便番号

⑥生年月日

⑦-1 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無

⑧住所地

⑨送付先希望

⑦-2 併記を希望する氏名又は通称

送付先名称・所在地等

② 地試験を受けた地域の番号 1.北海道 2.東北 3.関東甲信越 4.中部北陸 5.近畿 6.中国・四国 7.九州沖縄 8.東京 9.大阪

⑩試験年月日

⑪受験番号（右につめて記入すること。）

⑫新規交付申請（試験免除による申請）

資格内容（ ）

⑬資格取得年月日

⑭資格コード

⑮再交付申請

再交付の理由

⑯書替申請

変更前の氏名

⑰更新申請

申請免許有効期限 令和 年 月 日まで

ボイラー溶接士免許有効期限

⑱免許証の番号

⑲交付年月日

⑳免許の種類

㉑交付局 ①

㉒免許証の番号（右につめて記入すること。）

㉓個人番号

㉔他の旧様式免許証の有無

㉕氏名イメージ

クレーン／移動式クレーン／デリック／揚貨装置／特別ボイラー／一級ボイラー／二級ボイラー／特別ボイラー溶接／普通ボイラー溶接／ボイラー整備／特定化学物質作業主任者／ガス溶接／林業架線／発破技士／導火線発破／電気発破／衛生工学／高圧室内／潜水士／エックス線／ガンマ線

（受付印）

労働局長殿

令和 年 月 日

# 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

## 1.改正の趣旨

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月13日閣議決定等）を踏まえ、安衛法による免許の発行申請についても、国家資格等情報連携・活用システムと労働基準行政システムを連携させることで、令和８年３月より、**マイナポータルから免許発行申請**や、自身の保有する資格情報の参照を可能とする予定である。
- マイナポータルから連携システムを経由した電子申請においては、手数料の納付方法としてキャッシュレス決済（クレジットカード決済、ペイジー決済、QRコード決済）が想定されているが、**現状の安衛法令上、納付義務者（申請者本人）が手数料を国に直接納付することとしている**ため、 これらのうち、**クレジットカード決済・QRコード決済（納付義務者が第三者に納付を委託して納付する方法）は認めていない**。
- 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和４年法律第39号。以下「キャッシュレス法」という。）第４条において、**各省が主務省令で定めた手続きについては、個別法令の規定にかかわらず、納付義務者が指定納付受託者に手数料等の納付を委託して納付させることができる**とされている。
- 厚生労働省所管関係の手続きにおける同条の適用に当たっては、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和６年厚生労働省令第106号。以下「キャッシュレス主務省令」という。）において、対象となる歳入等を同規則の別表において定める必要があるため、**キャッシュレス主務省令別表に安衛法による免許の申請（新規交付、再交付・書替え、更新）に係る手数料を追加する改正を行うことで、当該申請について納付義務者が第三者に納付を委託して行う手数料の納付を可能とするもの**。

## 2．改正の概要

- キャッシュレス主務省令別表に、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条第１項の規定による手数料（同項第１号、第９号及び第10号に掲げる者に係るものに限る。）」を追加する。

## 3．公布日等

（１） 公布日：令和７年10月（予定）　　（２） 施行日：公布の日

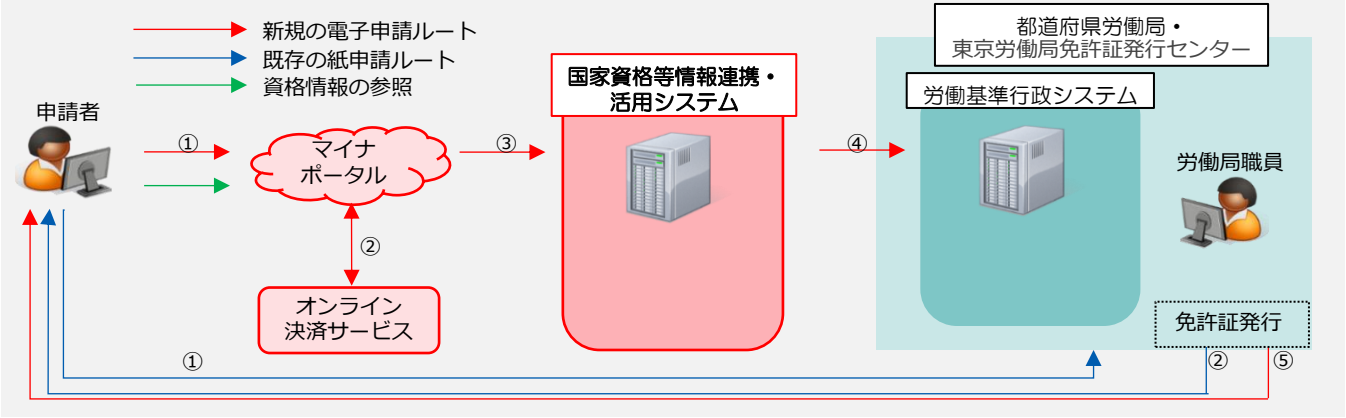
# （参考）国家資格等情報連携・活用システム及びデジタル社会の実現に向けた重点計画

## 国家資格等情報連携・活用システム

- デジタル庁が開発・構築し、2024年８月より提供しているシステム。本システムと免許の資格管理システム（労働基準行政システム）を連携することで、マイナポータル（※）から連携システム経由で免許の各種申請手続き（下図赤矢印）や、自身の保有する資格情報を参照すること（下図緑矢印）が可能となる。

  ※個人向け行政サービスのオンライン窓口。マイナンバーカードを利用して、引越しやパスポートなどの手続き、医療費などの本人情報の確認などの行政サービスを利用可能。

- マイナポータルからの申請における手数料等の納付に当たっては、オンライン決済サービスを利用することとなるが、当該サービスの支払い方法はキャッシュレス決済（クレジットカード決済、ペイジー決済（令和７年秋以降実装予定）、QRコード決済（令和８年以降実装予定））に限定されている。




## デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和７年６月13日閣議決定）

（安衛法による免許関係部分抜粋）

第２　重点政策一覧

○[No.1-45]国家資格オンライン・デジタル化の拡大

・国家資格等のオンライン・デジタル化については、各資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築をデジタル庁にて行い、2024年8月より提供を開始した。具体的には、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を行うとともに、資格所持者が当該資格を所持していることを提示・証明できるようにする。2024年度において、7資格の利用を開始したところであり、引き続き利用開始の拡大を図る。また、本システムの導入により、国・地方全体で見た事務の効率化・合理化を図る観点から、都道府県の経由事務廃止を推進する。

| 安全衛生分科会（第178回） | 資料No.3 |
| --- | --- |
| 令和７年９月24日 | |

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

別紙23

# 特定自主検査基準の策定について（報告）

第178回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 法改正を踏まえた法令対応（令和８年１月施行・不正防止対策関係）

- **労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理等に関する省令案（諮問）　（前回分科会で議論）**

　令和７年改正法により、特定自主検査を実施する者に、必要な資格を有する代表者や役員等が追加されたこと等を踏まえ、関係省令を整理するもの。

- **労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案（報告）（前回分科会で議論）**

　令和７年改正法により、技能講習修了証を不正に交付し回収命令に従わない登録教習機関に対し、登録取消しの際に10年を超えない範囲で登録できない期間を指定できることとされたことに伴い、その基準を定めるもの。

- **特定自主検査基準案（報告）（今回の分科会で議論）**

　令和７年改正法により、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければいけないこととされたことに伴い、特定自主検査の基準を定めるもの。

# 特定自主検査基準案の概要

## 1.制定の趣旨

- 特定自主検査については、検査が技術的に難しく、機械の不備による労働災害が生じた場合に重大な結果を招くことが予想される機械（※）を対象に、一定の資格を有する者又は検査業者による検査を義務づけるもの。

  ※　フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車、作業床の高さが２メートル以上の高所作業車及び動力により駆動されるプレス機械

- 現行では、検査方法と判定基準を記載した定期自主検査指針を定め、適切かつ有効な実施を図ることとしているが、特定自主検査の対象であるフォークリフトについて、部品の摩耗を調べずに合格とした後に作業中にフォークが折損する等、当該指針に従わずに検査を実施し、事故に至った事例が存在している。

- このため、令和７年改正法により、定期自主検査のうち特定自主検査について、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないこととされたことに伴い、当該基準について、現行の定期自主検査指針を元に、新たに特定自主検査基準を定め、検査の適正な実施を図る必要がある。

## 2．基準案の概要

- 遵守義務のない厚生労働大臣公示となっていた現行の5つの定期自主検査指針を、遵守義務のある厚生労働大臣告示に位置付け直すこととし、所要の文言の整理等、必要な修正を加え、特定自主検査の対象機械（※）ごとに特定自主検査基準を定める。

  ※　フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車、作業床の高さが２メートル以上の高所作業車及び動力により駆動されるプレス機械（詳細は次頁）

- 当該基準では、当該機械の構造及び装置等に応じて、検査方法及び判定基準を定める。定める基準の一例（フォークリフト）は次々頁のとおり。

## 3．施行期日等

告示日：令和７年10月（予定）

適用期日：令和８年１月１日

## 4.その他

現在厚生労働大臣が公表している定期自主検査指針のうち、特定自主検査に係る５つの指針を廃止する旨、別途公示する。

# 特定自主検査基準の対象となる機械

## フォークリフト



（カウンターバランス式）

## 不整地運搬車



（クローラ式）

## 高所作業車

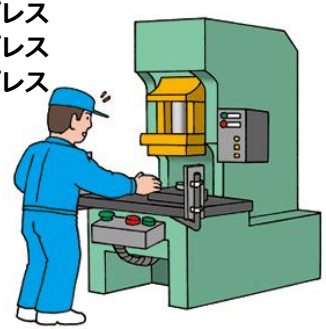
ブーム型



（トラック式）

## 動力プレス

- 機械プレス
- 液圧プレス
- 安全プレス

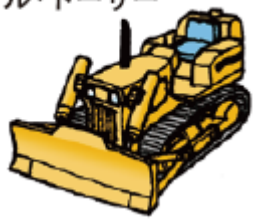


## 車両系建設機械

### 整地・運搬・積込み用機械

- ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル〔クローラ式〕
- トラクター・ショベル〔ホイール式〕
- スクレーパー
- スクレープ・ドーザー
- モーター・グレーダー

ブル・ドーザー



### 掘削用機械

- パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕
- パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕
- 機械式クラムシェル〔クローラ式、トラック式、ホイール式〕
- 油圧式クラムシェル〔クローラ式、ホイール式〕

ドラグ・ショベル



（クローラ式）

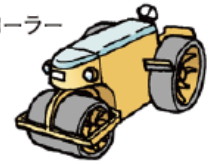


（ホイール式）

### 締固め用機械

- ロードローラー及びタイヤローラー
- 振動ローラー

ロードローラー



### 基礎工事用機械

- ディーゼルパイルドライバー（くい打機）
- 油圧パイルドライバー（くい打機）
- 硬質地盤油圧式くい圧入機
- 振動パイルドライバー〔電動式〕（くい打機・くい抜機）
- 振動パイルドライバー〔油圧式〕（くい打機・くい抜機）
- アース・ドリル〔油圧式〕
- アース・ドリル〔機械式〕
- 分離型せん孔機
- アース・オーガー
- 建柱車

アース・オーガー



### コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



### 解体用機械

- 油圧ブレーカ
- 空圧ブレーカ
- 鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機
- コンクリートポンプ車

ブレーカ



イラスト出典：(公社)建設荷役車両安全技術協会ほか

# フォークリフト特定自主検査基準（案）

## 構造及び装置

- フォークリフトについて下表に掲げる構造及び装置等に応じて検査方法及び判定基準を定める。

| 構造及び装置等 |
|---|
| ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、電動機・制御装置等、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制御装置、荷役装置、油圧装置、安全装置・車体関係、総合テスト |

## 検査方法及び判定基準(抜粋)

| 検査対象の構造及び装置 | | | 検　査　方　法 | 判　定　基　準 |
|---|---|---|---|---|
| 1 ガソリンエンジン | （1）本体 | a　始動性 | エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。 | 始動が容易で、異音がないこと。 |
| | | b　回転の状態 | ①　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。〔非電子制御式に適用〕 | ①　回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 |
| | | | ②　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。〔電子制御式に適用〕 | ②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。 |
| | | | ③　エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。 | ③　引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。 |
| | | c　排気の状態 | ①　エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。 | ①　排気色及び排気音が正常であること。 |
| | | | ②　排気管の取付部、マフラー本体、継手部等　からのガス漏れの有無を調べる。 | ②　ガス漏れがないこと。 |

# （参考）令和７年改正法（関係部分抜粋）

・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）による
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）改正部分（令和８年１月１日施行箇所のうち**関係部分抜粋**）

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （定期自主検査）<br>第四十五条　事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。<br>２　事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。<br>**３　特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならない。**<br>４　厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査**（特定自主検査を除く。）**の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。<br>５　（略） | （定期自主検査）<br>第四十五条　事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。<br>２　事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。<br>**（新設）**<br>３　厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。<br>４　（略） |

# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（機械関係）

| 参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日） |
| --- |
| 十一　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。 |

| 衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日） |
| --- |
| 二十五　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。（参十一と同様。） |

| 安全衛生分科会（第178回） | 資料 No.２－１ |
| --- | --- |
| 令和７年９月24日 | |

**別紙24**

厚生労働省発基安 0924 第２号

令 和 ７ 年 ９ 月 24 日

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第１　労働安全衛生規則の一部改正

１　がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に係る健康診断の結果及びばく露の状況等の記録については、事業者が事業を廃止しようとするときに、事業者が所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

２　厚生労働大臣は、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物を定めるものとする。

３　その他所要の改正を行う。

第２　施行期日

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要について（諮問及び報告）（がん原性物質等及び皮膚等障害化学物質等関係）

第178回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（がん原性物質の記録等）（諮問）

## １．改正の趣旨

**がん原性物質**は、労働安全衛生規則第577条の２第５項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和４年厚生労働省告示第371号）において、**リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分１に該当する物等**と規定されている。

**がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対して健康診断**を行ったときは、**その結果を30年間保存しなければならない**ことが定められている。また、同条第11項において、**がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況等**を、１年を超えない期間ごとに１回、定期的に記録し、**当該記録を30年間保存しなければならない**こと等とされている。

**がん原性物質**は、**遅発性の健康への影響であることを踏まえ、健診結果、作業の記録等の30年間保存が規定されている**が、**事業者が事業を廃止する場合の記録等の取扱いは規定されていないことから、事業廃止時に対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出する規定を設ける**ものである。

## ２．改正の概要

がん原性物質の記録等について、事業廃止時に所轄労働基準監督署長に提出する規定を設ける。

## ３．公布日等

公布日：令和７年10月上旬（予定）
施行期日：令和８年１月１日

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（皮膚等障害化学物質等）　（諮問）

**皮膚等障害化学物質等**は、安衛則594条の２第１項において「**皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの**」と規定され、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣等の適切な保護具を使用させなければならないとされている。

**皮膚等障害化学物質等の解釈は、以下のとおり通達で示している。**

○　**皮膚刺激性有害物質**：皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質とし、以下のとおり示している。

① 国が公表するGHS分類の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに該当する化学物質

② 譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに該当する化学物質

○　**皮膚吸収性有害物質**：皮膚から吸収され若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質とし、「経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報がある物質」等の要件を示した上で、通達の別表で具体的な物質名を示している。

## １．改正の趣旨

皮膚等障害化学物質等のうち、**皮膚刺激性有害物質の①については、国が公表するGHS分類結果の公表時に即適用となっており、事業者がSDSの作成やリスクアセスメント等を適正に行うための十分な準備期間を設ける必要がある**。

そのため、がん原性物質等と同様に**皮膚等障害化学物質等について大臣告示で規定する。**

なお、このうち、**皮膚刺激性有害物質の①**は、がん原性物質と同様に**GHS分類上の該当区分を規定**し、**毎年度、適用される当該分類の年度を改正**するとともに、**当該改正大臣告示の適用日**を、がん原性物質と同様に**GHS分類の公表の約２年後（削除は即日適用）とするもの。**

また、**皮膚吸収性有害物質**は、専門家検討会での検討結果に基づいて指定する仕組みのため、**物質を追加する際に十分な周知期間をおくことが可能**であることから、**従来どおり、労働基準局長が定める**旨、大臣告示に規定する（物質一覧は、これまでと同様に通達で示す）。

## ２．改正の概要

皮膚等障害化学物質等に該当するものについて大臣告示で定めることとし、所要の改正を行う。

## ３．公布日等

公布日：令和７年10月上旬（予定）　　施行期日：令和８年１月１日

# 労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（案）の概要（報告）

## １．告示案の趣旨

改正後の安衛則第594条の２第１項の規定に基づき、**皮膚等障害化学物質等を定めるもの**。

## ２．告示案の概要

改正後の安衛則第594条の２第１項の規定に基づき**皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの**は、（１）**皮膚刺激性有害物質**、（２）**皮膚吸収性有害物質及び（１）又は（２）を含有する製剤その他の物**と規定する。ただし、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

（１）**皮膚刺激性有害物質**

皮膚刺激性有害性物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質とし、具体的には、次の①又は②に該当するものとする。

①国が行う化学物質の分類の結果「**皮膚腐食性・刺激性**」、「**眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性**」及び「**呼吸器感作性又は皮膚感作性**」のいずれかで**区分１**に該当する物であって、**令和７年３月31日**までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

②労働安全衛生法**第57条の２第１項の規定に基づく事業者による通知（ＳＤＳ等）**において、「**皮膚腐食性・刺激性**」、「**眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性**」及び「**呼吸器感作性又は皮膚感作性**」のいずれかで**区分１**に該当する旨が示されたもの

（２）**皮膚吸収性有害物質**

皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質で、厚生労働省労働基準局長が定めるものとする。

（３）**（１）又は（２）を含有する製剤その他の物**

## ３．告示日等

告示日：令和７年10月上旬（予定）　　適用期日：令和８年１月１日

# （参考）がん原性物質の告示例

## 労働安全衛生規則（省令）

（ばく露の程度の低減等）
第五百七十七条の二　（略）
２～４　（略）
５　事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（**リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。**）である場合は、三十年間）保存しなければならない。

## 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（告示）

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二(GHSに基づく化学品の分類方法)の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物(エタノール及び特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。)であって、**令和六年三月三十一日**までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

- 発がん性の区分が分類された年月日を基準に定めており、この基準となる年月日を毎年改正して、２年後の適用とし、十分な準備期間を設けている。
  （この例だと、令和６年３月31日までのGHS分類の結果が含まれることが令和７年２月19日に告示され、令和９年４月１日から適用される。）
- 具体的な物質一覧は、厚労省HPに適用の２年前に公表している。

# （参考）皮膚等障害化学物質等　参照条文（現行）

## 【省令】安衛則594条の２第１項

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（**皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。**）を製造し、又は取り扱う業務（略）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

## 【通達】令和4年5月31日付基発0531第9号

**記の第４の８(2)**

**本規定の「皮膚等障害化学物質等」には**、国が公表するＧＨＳ分類の結果及び譲渡提供者より提供されたＳＤＳ等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分１に分類されているもの及び別途示すものが含まれること。

## 【通達】令和5年7月4日付基発1109第１号

**記の2(1)皮膚刺激性有害物質**

皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。具体的には、施行通達の第４の8(2)の「国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの」に該当する化学物質をいうこと。

**記の2(2)皮膚吸収性有害物質**

皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。

記の３　皮膚吸収性物質に該当するもの（略）

**記の５(１)**

３の**皮膚吸収性有害物質に該当するものは、別添に掲げるとおり**であること。

# （参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）附帯決議（化学物質関係）

| 参議院厚生労働委員会（令和７年４月10日） |
| --- |
| 九　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。 |
| 十　成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。 |

| 衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日） |
| --- |
| 二十一　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。（参九と同様。） |
| 二十二　成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。（参十と同様。） |
| 二十三　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。 |
| 二十四　有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。 |

| 安全衛生分科会（第178回） | 資料 No.２－１ |
| --- | --- |
| 令和７年９月24日 | |

厚生労働省発基安０９２４第３号

令　和　７　年　９　月　２　４　日

**別紙25**

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　福岡　資麿

別紙「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

# 石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第１　石綿障害予防規則の一部改正

１　様式第一号の報告事項に事前調査を実施した者の修了した講習の区分を追加する。

２　その他所要の改正を行う。

第２　施行期日等

１　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

２　この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

# 石綿障害予防規則の一部を改正する省令案の概要について（諮問）（様式改正関係）

第178回 安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課環境改善・ばく露対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 石綿障害予防規則の一部を改正する省令案の概要

## １．改正の趣旨

○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第３条第１項において、事業者が、建築物、船舶又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等の使用の有無を事前に調査（以下「事前調査」という。）しなければならないこととしている。このうち、建築物、船舶の事前調査は、同条第４項において、厚生労働大臣が定める必要な知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習又は船舶石綿含有資材調査者講習を修了した者。以下「有資格者」という。）に行わせなければならないこととしている。

○ 有資格者は、石綿則第３条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和２年厚生労働省告示第276号）において、調査対象物の区分に応じ、それぞれ対応する講習を修了した者のみが行うことができることとしている。

○ また、事業者は、石綿則第４条の２第３項の規定に基づき、一定規模以上の工事に関しては、様式第１号により事前調査を行った者の氏名及び講習実施機関の名称等について、監督署に報告することとなっている。

○ 令和５年１月11日付けで石綿則を改正し、調査対象物に一部の工作物が追加されたこと（令和８年１月１日施行）に合わせ、令和５年３月27日付けで建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年10月23日号外厚生労働省、国土交通省、環境省告示第１号）を改正し、工作物石綿事前調査者講習を新たに設けるとともに、講習実施機関の登録が行われたところ、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習の双方の講習を行う講習実施機関が出てきたもの。

○ これまでは、事前調査を行った者の修了した講習の実施機関の名称のみを報告させることとしていたが、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習の双方の講習を行う講習実施機関が出てきたことから、様式第１号について、事前調査を行った者の修了した講習の区分を報告事項に加えるもの。このほか、所要の改正を行う。

## ２．改正の概要

○ 様式第１号の一部改正

・事前調査を行った者が有資格者であることを確認するため、事前調査を行った者が修了した講習の区分を報告事項として追加する。

・その他所要の改正を行う。

## ３．施行日等

【公布日】令和７年10月下旬（予定）

【施行日】令和８年１月１日

# 様式第１号（第４条の２関係）事前調査結果等報告の改正箇所（表面）

様式第１号（第４条の２関係）（表面）

## 事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 元方事業者の情報 | | | | |
| 事業者の名称 | | | 事業者の代表者氏名 | |
| 担当者のメールアドレス | | | 事業者の電話番号 | －　　－ |
| 事業者の住所 | 郵便番号 | －（　　－　　） | | |
| | 都道府県・市区町村名等 | | | |
| | 住所（続き） | | | |
| 工事現場の情報 | | | | |
| 労働保険番号 | 都道府県　－　所掌　－　管轄　－　基幹番号　－　枝番号 | | | |
| | 　　－　　－　　－　　－ | | | |
| 作業場所の住所 | 郵便番号 | －（　　－　　） | | |
| | 都道府県・市区町村名等 | | | |
| | 住所（続き） | | | |
| 工事の名称 | | | | |
| 工事の概要 | | | | |
| 建築物等の概要 | | | | |
| 建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日 | 西暦　　年　　月　　日 | 構造 | □ 木造　□ RC造　□ S造　□ その他 | 耐火　□ 耐火　□ 準耐火　□その他 |
| 延べ床面積 | ㎡ | 階数（地上階） | 階建 | 階数（地下階）　階建 |
| その他工作物・船舶<br>※複数選択可 | □ 反応槽　□ 加熱炉　□ ボイラー及び圧力容器　□ 配管設備　□ 焼却設備　□ 煙突　□ 貯蔵設備　□ 発電設備　□ 変電設備　□ 配電設備 | | | |
| | □ 送電設備　□トンネルの天井板　□ プラットホームの上家　□ 遮音壁　□ 軽量盛土保護パネル　□ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板　□ 観光用エレベーターの昇降路の囲い　□ 船舶 | | | |
| 解体工事を行う床面積の合計 | ㎡ | 解体工事又は改修工事の実施期間 | 西暦　　年　　月　　日 ～ 西暦　　年　　月　　日 | |
| 解体工事又は改修工事の請負金額 | 億　　万円 | 石綿に関する作業の開始日 | 西暦　　年　　月　　日 | |
| 事前調査の終了年月日 | 西暦　　年　　月　　日 | | | |
| 事前調査を実施した者 | | | | |
| 氏名 | | 講習実施機関の名称 | | |
| 修了した講習等の区分<br>※複数選択可 | □一般　□特定　□一戸建て等　□工作物　□船舶　□その他 | | | |
| 分析調査を実施した者 | | | | |
| 氏名 | | 講習実施機関の名称 | | |
| 作業に係る石綿作業主任者 | | | | |
| 氏名 | | | | |

# 様式第１号（第４条の２関係）事前調査結果等報告の改正箇所（表面続き）

| | | |

# 様式第１号（第４条の２関係）事前調査結果等報告の改正箇所（裏面）

様式第１号（第４条の２関係）（裏面）

## 事前調査結果等報告

| 事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容 | 作業対象の材料の種類 | 石綿使用の有無 | | | 石綿使用なしと判断した根拠<br>※石綿使用が無の場合のみ記載<br>①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析<br>④材料製造者による証明 ⑤製造年月日 | 作業の種類 | | | 切断等の有無 | | 作業時の措置<br>①負圧隔離 ②隔離（負圧なし）<br>③湿潤化 ④除じん性能を有する電動工具の使用 ⑤③、④以外の粉じん発散防止措置<br>⑥呼吸用保護具の使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 有 | 有とみなす | 無 | | 除去 | 封じ込め | 囲い込み | 有 | 無 | |
| | 吹付け材 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | □ | □ | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 保温材 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | □ | □ | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 煙突断熱材 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | □ | □ | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 屋根用折版断熱材 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | □ | □ | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第２種を含む） | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | □ | □ | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 仕上塗材 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | スレート波板 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | スレートボード | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 屋根用化粧スレート | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | けい酸カルシウム板第１種 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 押出成形セメント板 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | パルプセメント板 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | ビニル床タイル | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 窯業系サイディング | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | 石膏ボード | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | ロックウール吸音天井板 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |
| | その他の材料 | □ | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ | | | | □ | □ | ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ |

年　　月　　日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

備考

1 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。

2 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。

3 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。

4 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。

5 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。

6 「石綿に関する作業の開始日」の欄は、石綿が使用されている又は使用されているとみなして工事を行う場合に記入すること。

7 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。

8 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。

9 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。

10 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「有とみなす」に記入すること。

11 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

12 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿(せん)孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。

13 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

# 石綿障害予防則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第２号）による改正後（令和８年１月１日施行）の石綿障害予防規則

石綿障害予防規則（抄）※下線箇所は令和８年１月１日施行部分

第三条　事業者は、**建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修(封じ込め又は囲い込み　を含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、**石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、**当該建築物、工作物又は船舶**(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)について、**石綿等の使用の有無を調査**しなければならない。

２・３　（略）

４　事業者は、**事前調査については、**前項各号に規定する場合を除き、**適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。**ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。

５・６　（略）

７　事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、第一号から第十号まで及び第十二号前段に掲げる事項(第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、当該記録並びに第十一号及び第十二号後段に掲げる書類を事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日)(第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。)から三年間保存するものとする。

一～八　（略）

九　事前調査を行った者の氏名

十　（略）

十一　第四項の事前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が同項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

十二　分析調査を行った場合においては、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

第四条の二　事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一・二　（略）

三　工作物(第三条第四項ただし書の厚生労働大臣が定める工作物に限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)

四　（略）

２　前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。

一　第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号

二　解体工事又は改修工事の実施期間

三　前項第一号に掲げる工事にあっては、当該工事の対象となる建築物(当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計

四　前項第二号又は第三号に掲げる工事にあっては、当該工事に係る請負代金の額

五　**第三条第七項第五号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項の概要**

六　前条第一項に規定する作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名

七　材料ごとの切断等の作業(石綿を含有する材料に係る作業に限る。)の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

３　**第一項の規定による報告は、様式第一号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出することをもって代えることができる。**

# じん肺標準エックス線写真集の改定について

| 安全衛生分科会じん肺部会（第27回） | 資料No.2 |
| --- | --- |
| 令和7年7月28日※持ち回り開催 | |

別紙26

## 1．これまでの経緯

- じん肺管理区分については、じん肺法（昭和35年法律第30号）第13条に定めるとおり、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果により決定されるものであり、このうちエックス線写真の像の区分の判定にあたっては、「改正じん肺法の施行について」（昭和53年４月28日付け基発第250号、最終改正平成23年３月31日）において、「じん肺標準エックス線フィルム」（昭和53年）及び「じん肺標準エックス線写真集」（平成23年3月。以下、「写真集」という。）を用いて行うこととされている。
- 平成29年～令和元年度に実施した厚生労働科学研究において、写真集について、追加症例が提示された。
- 令和５年11月～令和６年３月、「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）において、写真集について、現行の22症例に新たに16症例を追加し、計38症例とする旨の結論が得られた。
- 令和６年３月、労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会（以下、「部会」という。）において、38症例のパブリックコメント実施について了承を得られた。
- 令和６年12月～令和７年１月、写真集改定案についてパブリックコメントを実施。
- 令和７年３月、部会において、パブリックコメントに寄せられた意見を報告の上、専門家の意見を踏まえて回答案を作成する旨を説明。
- 令和７年３月、検討会構成員に対し、ヒアリングを実施。

## 2．今後のスケジュール（案）

・令和７年７月　持ち回りにて部会を開催（再パブリックコメントの実施について）、再パブリックコメントの実施
・令和７年９月　じん肺部会（再パブリックコメントの結果報告）

| 安全衛生分科会じん肺部会（第27回） | 資料 No.２－２ |
| --- | --- |
| 令和７年７月28日※持ち回り開催 | |

じん肺標準エックス線写真集改定案に関する御意見に対する対応（案）

令和７年●月●日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

じん肺標準エックス線写真集改定案について、令和６年12月16日（月）から令和７年１月17日（金）まで御意見を募集したところ、10件の意見提出があった。

個別の症例については、お寄せいただいた御意見について、「じん肺標準エックス線写真集の改訂等に関する検討会」構成員に御確認いただき、以下のとおり、取り扱うこととし、再パブリックコメントを実施する。

また、個別の症例以外についてお寄せいただいた御意見に対する対応については、次のとおりとする。

| No. | 案に対する御意見の要旨 | 御意見に対する対応 |
| --- | --- | --- |
| １ | 【個別の症例に関するご意見】<br>○　写真通番11について、粒状影第２型（2/1）と12階尺度を追記してほしい。 | ２型については12階尺度を記載しておらず、今回も記載しないこととさせていただきます。 |
| ２ | 【個別の症例に関するご意見】<br>○　「通番22」は「芦澤班症例９」であるが胸膜病変と肺内病変が混在し、石綿肺の1/0と0/1の判断が容易でなく「0/1」「1/0」と評価が分かれる症例であり、削除を求める。 | 通番22は、12階尺度について、「1/0」のままとし、採用することとさせていただきます。 |
| ３ | 【個別の症例に関するご意見】<br>○　「通番23」の不整型陰影は「1/1」が妥当と考える。 | 通番23は、12階尺度について、「1/1」に変更することとしました。 |
| ４ | 【個別の症例に関するご意見】<br>○　「芦澤班症例11」である「通番26」及び「構成員提案の症例２」である「通番28」は検討会において「2/1」相当とされたものであり、標準写真として相応しくない。どうしても掲載する際には典型例を示す「第２型」とするのではなく「2/1」と明示する必要がある。 | 通番26、28は、石綿粉じん作業歴を有する症例を充実させるため、追加することとしたものです。２型については12階尺度を記載しておらず、今回も記載しないこととさせていただきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| ５ | 【個別の症例に関するご意見】<br>○　「通番 29」は心臓の手術症例であり胸膜病変と肺内病変が混在しており標準写真としてはふさわしくなく、削除を求める。 | 通番 29 は、引き続き標準写真として追加することとさせていただきます。 |
| ６ | 【個別の症例に関するご意見】<br>○　30 番の写真は、同じ２型の 38 番の写真、しかも同様に macule を作るタイプのじん肺でありながらかなり、薄く見えてしまう。１型相当に見える。チタンのじん肺がまれであることを考えると、混乱を起こしかねない 30 番の写真は今回外した方が良いと思う。<br>○　写真通番 30 について、不整形陰影というより、両側中肺野又は下肺野内側に透過性低下があると読影する。淡く小さな粒状影の集簇があるため、透過性が低下していると考える。<br>○　30 番の酸化チタン症例は従来の不整形陰影とは異なっており、その他陰影として分類すべきと考えます。 | 通番 30 は、型の変更は行わず、２型のままとすることとしますが、陰影の種類については「その他の陰影」に変更することとしました。 |
| ７ | 【個別の症例に関するご意見】<br>○　No.30 と No.37 については、profusion の程度の再考を希望する。 | 通番 30、37 は、profusion の程度は原案どおりとさせていただきます。 |
| ８ | 【個別の症例に関するご意見】<br>○　その他の症例として追加された「構成員提案の症例７」である「通番 33」は検討会の読影では第２型とする意見がある中で、行政判断が「第１型 1/2」であったことから、「第１型」とされている。標準写真として相応しくないものと考える。<br>○　No.33 と No.38 の画像では 2/1 と 2/2 のように、同じ２型に入れたい。 | 通番 33 は１型のまま、通番 38 は２型とさせていただきます。 |
| ９ | 【個別の症例に関するご意見】 | |

| | | |
|---|---|---|
| | ○　写真通番 33 は粒状影と読影する。右鎖骨中線上下肺野内側および左下肺野心陰影外側に淡い陰影を認めるため、「その他の陰影」となっているのか。<br>○　写真通番 34 は粒状影と読影する。右下肺野内側横隔膜上部に淡い斑状の陰影があるため、「その他の陰影」となっているのか。<br>○　写真通番 35 は粒状影と読影する。<br>○　写真通番 36 は粒状影と読影する。<br>○　写真通番 37 は不整形陰影第３型（3/2）と考える。<br>○　写真通番 38 は粒状影と読影する。 | 写真通番 33～38 は、原案どおりとさせていただきます。 |
| 10 | 【個別の症例に関するご意見】<br>「芦澤班」報告書を踏まえ、「通番 39」の粒状影組合せ写真の１型は今回追加された「通番８」と差し替える必要がある。<br>また、不整型陰影に関しても写真番号 15 は「胸部単純 X 線写真と CT の所見が乖離していたため、胸部単純 X 線写真の所見が軽め」のもとのとの差し替えが、写真番号 17 は肺野の所見に左右差があり差し替えが指摘されているが、今回の改定案では考慮されておらず、本改定案には大きな限界がある。 | 写真番号 15（通番 20）、写真番号 17（通番 24）及び通番 39 は、いずれも差し替え不要と判断しました。 |
| 11 | 【画像データに関するご意見】<br>○　今回の改定にあたり、「じん肺標準エックス線写真集」の DICOM データを公開し「じん肺」の診療に当たるすべての医師がアクセスできるようにしていただきたい。 | DICOM 画像については、改ざんのおそれがあること等の観点から、ホームページ等での公開は難しいと考えます。 |
| 12 | 【画像データに関するご意見】<br>○　少なくとも追加された画像には CT 画像も併置してもらえないだろうか。 | 今回追加した胸部エックス線画像については、全例で CT 画像を併置することとしております。 |

| | | |
|---|---|---|
| 13 | 【画像データ及び判定に関するご意見】<br>○　すべての画像を一括でダウンロードして保存して、PC やタブレット端末で見たいので、その点をご検討いただきたい。 | いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 14 | 【意見募集方法について】<br>○　今回のじん肺標準エックス線写真集改定案については、ホームページに胸部レントゲンの JPEG 画像が提示された。情報量の少ない JPEG 写真ではじん肺の粒状影や不整型陰影を詳細かつ正確に読影することは困難である。 | DICOM 画像については、改ざんのおそれがあること等の観点から、ホームページ上では JPEG 画像の提示とし、DICOM 画像については希望者のみ指定の場所で閲覧するという形態を取らせていただきました。 |
| 15 | 【単純 X 線写真による判定に関するご意見】<br>○　単純 X 線写真の客観的な判定にはやはり限界があり、再現性のある判定はできていないと思う。専門家による１型判定に関する再現性評価が行われたことはあるのか。また単純 X 線写真による判定には限界があることを記載していただけないか。 | 御指摘の「１型判定に関する再現性評価」を行ったことはありませんが、独立行政法人労働者健康安全機構において、じん肺健康診断に従事する医師等が必要な法制度の知識及び専門技術を習得することを目的としてじん肺診断技術研修を実施しており、胸部エックス線写真の読影能力の向上に努めています。<br>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 |
| 16 | 【COPD と判定に関するご意見】<br>○　COPD 症例では微細粒状影の様に見える所見が多く、それがじん肺の所見なのか、COPD による陰影なのか判別に苦慮することがある。写真集でなくとも結構なので、判定する時には背景にある COPD などは考慮しなくともよい、という文言を明記していただきたい。 | いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 17 | 【判定及び項目の記載に関するご意見】 | |

| | | |
|---|---|---|
| | ○　じん肺審査において、第０型(0/1)なのか第１型（1/0）とすべきかの判定に迷うことがしばしばある。この範疇の標準エックス線写真をいくつか追加して頂きたい。<br>○　じん肺標準エックス線写真集電子媒体版（平成 23 年３月）及び今回のじん肺標準エックス線写真集改定案ではじん肺陰影の種類として「その他の陰影」の項目が設定されている。一方、じん肺審査ハンドブック本文に「その他の陰影」なる記載は認められない。じん肺審査会において「その他の陰影」と判定した場合、エックス線像の型の分類法、じん肺審査結果の記載法につき、ご提示いただきたい。 | 今回の改定案では、第１型（1/0）を１例追加しています。<br><br>現在、じん肺診査ハンドブックの改訂を検討しているところであり、「その他の陰影」と判定した際の取扱いについては、当該改訂の際に検討させていただきます。 |
| 18 | 【検討会を踏まえた対応に関するご意見】<br>○　検討会の議論を踏まえれば、「症例２」のような「0/1」の症例を提示する必要があるのではないか。 | 最終報告書において、症例２は採用されませんでした。「0/1」の写真については、２例提示しておりますので、御意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 19 | 【じん肺診断に関する御意見】<br>○　じん肺の診断は胸部エックス線写真で行い、胸部 CT はあくまで補助的検査であることを明示する必要がある。 | じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第３条において、じん肺健康診断はエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真）による検査によって行うこととされていますが、引き続き周知を行ってまいります。 |
| 20 | 【意見集約の方法に関する御意見】<br>○　標準写真集の改定を直ちに行うのではなく、多くの研究者やじん肺診断・診療にあたっている医師の合意を得ることを目的に日本産業衛生学会職業性呼吸器疾患研究会をはじめとした研究 | 今回の写真集改定にあたっては、幅広い意見集約が必要と考え、日本産業衛生学会や日本呼吸器学会等にも意見照会を行いました。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 会等で DICOM データを示して意見集約を行うことが必要と考える。<br>　またより適切な方法として、長期間継続して石綿健診等を受けた事例について、画像の経年的変化を観察しとりわけ 0/1、1/0 を割り出すこと、そうした例を多数集めることが考えられる。 | 　いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 21 | 【シェーマ添付に関する御意見】<br>○　経験の少ない医師でも適切なじん肺の診断が行うことが出来るように、1978 年版の標準写真に添付されていたような、シェーマの添付が必要である。厚労省において検討して頂きたい。 | 　今回改訂する写真集には、解説を添付する予定です。 |

| 安全衛生分科会じん肺部会<br>（第29回） | 資料<br>No.２－１ |
| --- | --- |
| 令和７年９月30日 | |

じん肺標準エックス線写真集改定案に関する御意見（その２）

※御意見募集期間：令和７年８月 18 日～31 日

○　型の典型例でない症例を、あたかも典型例であるかのような誤解を招く追加は行うべきでない。

（以上）

| 安全衛生分科会じん肺部会（第29回） | 資料 No. 2 － 2 |
|---|---|
| 令和７年９月30日 | |

# じん肺標準エックス線写真集改定案

太字は現行の写真集に追加する画像

赤字は当初案（第 26 回じん肺部会において提示）からの変更点

| 通番 | 陰影の種類 | 型（区分） | 年齢 | 性別 | 粉じん作業歴 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 所見なし | 第 0 型（0/0） | 33 | 男 | 鉄粉製造 15 年 |
| 2 | 所見なし | 第 0 型（0/0） | 42 | 男 | トンネル運搬 15 年 |
| 3 | 粒状影 | 第 0 型（0/1） | 69 | 男 | 耐火レンガ製造 35 年 |
| 4 | 粒状影 | 第 1 型（1/0） | 79 | 男 | 耐火レンガ製造 41 年 |
| 5 | 粒状影 | 第 1 型（1/0） | 58 | 男 | トンネル掘削 21 年 |
| 6 | 粒状影 | 第 1 型（1/1） | 76 | 男 | 耐火レンガ製造 55 年 |
| 7 | 粒状影 | 第 1 型（1/1） | 69 | 男 | 耐火レンガ製造 43 年 |
| **8** | **粒状影** | **第 1 型（1/1）** | **89** | **男** | **石の粉砕・運搬 30 年** |
| 9 | 粒状影 | 第 2 型（2/2） | 73 | 男 | 耐火レンガ製造 38 年 |
| 10 | 粒状影 | 第 2 型（2/2） | 65 | 男 | 石材運搬 39 年 |
| **11** | **粒状影** | **第 2 型（2/2）** | **79** | **男** | **クレー23 年、レンガ 6 年** |
| 12 | 粒状影 | 第 3 型（3/3） | 79 | 男 | 石材掘削 45 年 |
| 13 | 粒状影 | 第 3 型（3/3） | 66 | 男 | トンネル掘削 11 年 |
| 14 | 大陰影 | 第 4 型（A） | 71 | 男 | 掘進・採炭・坑内運搬 30 年 |
| **15** | **大陰影** | **第 4 型（A）** | **79** | **男** | **レンガ 11 年コンクリ 34 年** |
| 16 | 大陰影 | 第 4 型（B） | 72 | 男 | トンネル掘削 8 年 |
| **17** | **大陰影** | **第 4 型（B）** | **81** | **男** | **石材掘削、運搬 46 年** |
| 18 | 大陰影 | 第 4 型（C） | 69 | 男 | 採炭・坑内運搬 31 年 |
| **19** | **大陰影** | **第 4 型（C）** | **79** | **男** | **石材加工 42 年** |
| 20 | 不整形陰影 | 第 0 型（0/1） | 71 | 男 | 石綿吹付 12 年 |
| 21 | 不整形陰影 | 第 1 型（1/0） | 78 | 男 | 船舶ボイラー補修等 35 年 |
| **22** | **不整形陰影** | **第 1 型（1/0）** | **74** | **男** | **石綿加工 25 年** |
| **23** | **不整形陰影** | **第 1 型（1/1）** | **77** | **男** | **石綿吹きつけ 10 年** |
| 24 | 不整形陰影 | 第 1 型（1/1） | 67 | 男 | 鋳物工場アーク溶接 38 年 |
| 25 | 不整形陰影 | 第 2 型（2/2） | 72 | 男 | 造船溶接 20 年 |
| **26** | **不整形陰影** | **第 2 型（2/1）** | **70** | **男** | **石綿使用 40 年** |
| **27** | **不整形陰影** | **第 2 型（2/2）** | **68** | **男** | **石綿板の作成 30 年** |
| **28** | **不整形陰影** | **第 2 型（2/1）** | **78** | **男** | **断熱・保温作業 31 年** |
| **29** | **不整形陰影** | **第 2 型（2/2）** | **73** | **男** | **断熱・保温作業 34 年** |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| **30** | **その他の陰影** | **第 2 型 (2/2)** | **52** | **男** | **粉状酸化チタン袋詰め作業 23 年** |
| 31 | 不整形陰影 | 第 3 型 (3/3) | 66 | 男 | 造船溶接 28 年 |
| **32** | **不整形陰影** | **第 3 型 (3/3)** | **54** | **男** | **石綿吹きつけ 15 年** |
| **33** | **その他の陰影** | **第 1 型 (1/2)** | **41** | **男** | **電気溶接作業** |
| 34 | その他の陰影 | 第 2 型 (2/2) | 77 | 男 | 黒鉛取扱 31 年 |
| 35 | その他の陰影 | 第 2 型 (2/2) | 73 | 男 | 金属研磨 40 年 |
| 36 | その他の陰影 | 第 2 型 (2/2) | 66 | 男 | い草製品製造 36 年 |
| **37** | **その他の陰影** | **第 2 型 (2/2)** | **65** | **男** | **ベリリウム磁器製造 2 ヶ月** |
| **38** | **その他の陰影** | **第 2 型 (2/2)** | **58** | **男** | **溶接 23 年** |
| 39 | 粒状影 | それぞれの陰影について、各型（区分）を一覧できるようまとめたもの。 | | | |
| 40 | 不整形陰影 | | | | |

# じん肺診査ハンドブックの改訂について

別紙27

## １．趣旨

- じん肺管理区分については、じん肺法（昭和35年法律第30号）第13条に定めるとおり、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果により決定されるものであり、じん肺健康診断の具体的実施手法及び判定については、「改正じん肺法の施行について」（昭和53年４月28日付け基発第250号、最終改正平成23年３月31日）において、別途発行される「じん肺診査ハンドブック」（以下、「ハンドブック」とする。）（Ⅱの５の（１）及び（４）を除く。）に記載された内容並びに平成22年６月28日付け基発第0628第６号「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」記中第１の１及び２を基本として行うこととしている。
- ハンドブックについては、昭和53年に発刊してから大幅な改訂が行われていないことから、医療の進展、医学的知見の集積等を踏まえた現状に即したハンドブックを作成することとし、「じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の適切な実施に関する研究」（令和４～６年度）（研究代表者：芦澤　和人）において、ハンドブック改訂案を作成した。

## ２．改訂案の検討

今後、以下のスケジュール案により、ハンドブック改訂案について、審議をお願いしたい。

令和７年３月５日　じん肺部会（ハンドブック改訂についての説明）
令和７年９月16日、30日　じん肺部会（ハンドブック改訂案についての検討）
令和７年10月～11月　パブリックコメント募集
令和７年12月　じん肺部会（パブコメ結果報告・ハンドブックの内容確定）
令和８年３月　通知発出、ハンドブック公開
令和８年４月～　ハンドブック適用開始、冊子作成

| 安全衛生分科会じん肺部会（第 28 回） | 資料 No.2-1 |
| --- | --- |
| 令和 7 年 9 月 16 日 | |

労災疾病臨床研究事業費補助金
「じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の適切な実施に関する研究」
総括・分担研究報告書（令和 6 年度）

# じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の適切な実施に関する研究

## 研究者一覧


**研究代表者**

| | | |
| --- | --- | --- |
| 長崎大学大学院　医歯薬学総合研究科　臨床腫瘍学 | 教授 | 芦澤　和人 |

**研究分担者**

| | | |
| --- | --- | --- |
| 医療法人岡山水清会　岡山水清会病院 | 院長 | 岸本　卓巳 |
| 川崎医科大学　総合放射線医学 | 教授 | 加藤　勝也 |
| 東北大学　環境・安全推進センター | 教授 | 黒澤　一 |
| 浅間南麓こもろ医療センター　放射線科 | 部長 | 丸山　雄一郎 |
| 奈良県総合医療センター　放射線診断科 | 副部長 | 西本　優子 |

**研究協力者**

| | | |
| --- | --- | --- |
| 北海道中央労災病院　じん肺内科 | 院長 | 大塚　義紀 |
| 東北労災病院　呼吸器内科 | 部長/副院長 | 三浦　元彦 |
| 東北大学　環境・安全推進センター | 教授 | 小川　浩正 |
| 仙台市立病院　呼吸器内科 | 部長 | 小荒井　晃 |
| 北海道中央労災病院　病理診断科 | 部長 | 岡本　賢三 |
| 長崎大学大学院　医歯薬学総合研究科　臨床腫瘍学 | 客員研究員 | 鎌田　理嗣 |
| 長崎大学病院　放射線科 | 助教 | 筒井　伸 |
| 北海道中央労災病院 | 名誉院長 | 木村　清延 |
| 北海道中央労災病院/北海道大学 | 名誉院長/名誉教授 | 宮本　顕二 |
| 旭労災病院　呼吸器内科 | 院長 | 宇佐美　郁治 |
| 旭労災病院　呼吸器内科 | 部長 | 横山　多佳子 |

| | | |
|---|---|---|
| 東北労災病院　中央検査部 | 部長 | 植木　進一 |
| 旭労災病院　中央検査部 | 部長 | 岩月　恵子 |
| 北海道中央労災病院　中央検査部 | 部長 | 谷　清彦 |

# じん肺診査ハンドブックにおける検査の取扱い

## １．喀痰中好中球エラスターゼ検査

- じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者については、じん肺法第３条第１項第３号の厚生労働省が定める検査を行うこととされている（じん肺法第３条第３項）。
- 同検査は結核菌検査、たんに関する検査、エックス線特殊撮影による検査とされている（じん肺法施行規則第７条）。
- このうち、たんに関する検査は、現在は目視によるたんの量と性状の検査が行われている。
- 合併症のうち、続発性気管支炎では、気道の慢性炎症性変化に細菌感染等が加わっているため、たんの中の細菌検査が必要になることがある。また、膿性たんの客観的な指標として、たんの好中球エラスターゼ検査がある。
- たんの好中球エラスターゼ検査については、膿性たんの客観的な指標として、有益と考えられるが、たんの採取方法によっては適切な結果が出ないことも考えられる。

したがって、じん肺診査ハンドブックの今回の改訂において、以下のように記載してはどうか。

膿性たんの客観的な指標として、たんの好中球エラスターゼ値があり、膿性たんが持続する場合には検査して確認することが望まれる。ただし、この検査結果が陰性であったとしても、採取された検体が適切に採取されたものでなかったこと等も考えられることから、この検査結果のみをもって、合併症の有無が機械的に判定されるものではなく、あくまで、総合的な医学的判断で判定することとする。

# じん肺診査ハンドブックにおける検査の取扱い

## ２．胸部CT検査

- じん肺法第３条において、じん肺健康診断はエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）とされている。
- また、CT 写真はじん肺健康診断の際に参考資料として閲覧して、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合に利用して差し支えない、とされている（「第10次粉じん障害防止総合対策の推進について」令和５年３月30日付け基発0330第３号）。
- CT写真については、じん肺の評価において、適切なスライス厚は今後の課題として残る、との報告もある（平成28年度厚生労働科学研究「じん肺の診断基準及び手法に関する調査研究」研究代表者：芦澤和人）。

したがって、じん肺診査ハンドブックの今回の改訂において、以下のように記載してはどうか。

　じん肺審査におけるCT検査の位置づけは、通常の呼吸器診療と異なっており注意が必要である。
　じん肺健康診断に用いる画像はじん肺法第3条にてエックス線写真とされており、胸部エックス線写真をじん肺標準写真と対比して、じん肺のPR分類を決定することになる。したがって日常の呼吸器診療においてCTは幅広く利用されているが、じん肺審査においては、エックス線写真を用いずにCT所見に基づいてPR分類を決定することはない。ただし、 CT写真をじん肺健康診断の際にCT検査の限界も考慮しつつ参考資料として閲覧して、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合には、利用して差し支えない。
　したがって、じん肺審査の対象者がCTを撮像されている場合は、必要があれば都道府県労働局から申請者にCT写真の提出を依頼することができる。
　また、管理区分2以上と決定され、経過観察中に胸部エックス線写真においてじん肺陰影以外の異常陰影が認められた場合や臨床所見から合併症が疑われる場合は、その精査として胸部CT検査を積極的に施行すべきである。

| 安全衛生分科会じん肺部会<br>（第29回） | 資料<br>No.１ |
| --- | --- |
| 令和７年９月30日 | |

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課編

# じん肺診査ハンドブック

# 目　　次


Ⅰ　じん肺の病像

1　じん肺の定義と肺気腫……

2　じん肺の種類エックス線写真像と病理所見との関連……

【付】じん肺と肺気腫……

3　じん肺のエックス線写真像、CT 像と病理所見との関連について……

(1) けい肺……

(2) 石綿肺……

(3) 炭坑夫じん肺……

(4) 溶接工肺……

(35) その他のじん肺……

3　じん肺の定義……

4　じん肺の合併症・続発症……

(1) 続発性気管支炎……

(2) 続発性気管支拡張症……

(3) 続発性気胸……

(4) 原発性肺がんその他の疾病……

Ⅱ　じん肺健康診断の方法と判定

1　じん肺健康診断の体系……

(1) じん肺健康診断時の項目……

(2) じん肺健康診断の種類、対象労働者及び実施時期……

2　粉じん作業についての職歴の調査……

3　エックス線撮影検査及びエックス線写真の読影……

(1) エックス線撮影法……

(2) じん肺陰影の特徴……

(3) じん肺エックス線写真像の分類……

(4) じん肺標準エックス線フィルム写真の概略と使用法……

(5) じん肺の合併症・続発症の評価における CT 検査の有用性……

(6) じん肺の鑑別診断における CT 検査の有用性……

【付】じん肺審査における CT 検査の位置づけ……

4　胸部臨床検査……

(1) じん肺の経過の調査……

(2) 既往歴の調査……

(3) 自覚症状の調査……

(4) 他覚所見の検査……

【付】問診票……
5　肺機能検査……
(1) 肺機能検査の体系……
(2) 1 次検査の内容と方法……
(3) 2 次検査の内容と方法……
【付 1】LMS 法を用いたスパイログラムの基準値……
【付 2】じん肺における呼吸機能評価に関する改訂の変遷……
(4) じん肺の呼吸機能の特徴検査結果の判定……
~~(5) その他の検査~~……
6　合併症に関する検査……
(1) 肺結核……
(2) 結核性胸膜炎……
(3) 続発性気管支炎……
(4) 続発性気管支拡張症……
(5) 続発性気胸……
(6) 原発性肺がん……
7　その他の検査……
(1) 心電図検査……
(2) 心エコー~~選択的肺胞気管支造影~~……
【付】「じん肺健康診断結果証明書」（様式第 3 号）への記載に当たっての留意点……

Ⅲ　健康管理のための措置
1　「じん肺管理区分」決定の流れ……
(1) じん肺管理区分とは……
(2) じん肺管理区分の決定申請について……
(3) じん肺管理区分決定までの流れ……
2　健康管理のための措置……
(1) 一般的措置……
(2) じん肺管理区分に基づく措置……
3　離職後のじん肺有所見者の健康監視……

【付】1. 参考図書・文献・通達……
2. じん肺法、関係政省令……

# Ⅰ　じん肺の病像

# Ⅰ　じん肺の病像

~~じん肺の臨床、病理等については、すでに多くの成書で述べられているため、詳細については成書にゆずり、じん肺法改正の作業の過程で検討の焦点となった主な医学的問題のうち、次の事項について述べる。~~

~~① じん肺と肺気腫との関連~~

~~② じん肺のエックス線写真像と病理所見との関連~~

~~③ じん肺の定義~~

~~④ じん肺の合併症・続発症~~

## 1. じん肺の定義と肺気腫

じん肺(Pneumoconiosis)という用語は、Zenker(1866)の提唱によるもので、「粉じんを吸入することによって起こる肺の病変」[1]をじん肺と定義した。

Wilson (1909)は、「じん肺とは、種々の工業的粉じんを習慣的に吸入することによって生ずる肺の散撒布性結節性増殖である」[2]と定義した。これは、粉じんが単に肺に沈着しているだけではなく、その局所において生体に反応を起こしたものでないとじん肺とよばないことを明らかにした点ですぐれているとされ~~てい~~る。

じん肺の病像、起因粉じん等についての研究の進展をふまえて、1971 年にブカレストで開催された第 4 回国際じん肺会議では、じん肺は、「肺内の粉じん集積が存在することに対する組織反応(the accumulation of dust in the lung and the tissue reactions to its presence)」と定義~~すると~~されている。

日本では、昭和 30 (1955) 年制定の「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法」において、けい肺の定義がなされている。それによると、けい肺は、「遊離けい酸じん又は遊離けい酸を含む粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化の疾病」と定義されている。また、けい肺に合併した肺結核も「けい肺」に含めて保護の対象とすることを明記している。

昭和 35 (1960) 年に制定された「じん肺法」のじん肺の定義では、じん肺の病像を明記していないが、行政解釈では「鉱物性粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化の疾病」としており、法においては、合併した肺結核もじん肺に含めている。

その後、~~1 で述べたような~~細気管支～肺胞レベルの病変の形態学的把握、Fletcher らによる慢性細気管支炎の定義を用いた粉じんばく露労働者及びじん肺有所見者の呼吸器症状有症率の実態解明、肺生理学、肺機能検査法の進歩による細気管支～肺胞レベルでの肺機能障害の把握、剖検例の集積、HRCT (High resolution computed tomography) ~~SAB 等の撮影法~~による気管支～肺胞レベルの形態学的変化の把握等の医学の進歩により、じん肺の病像が詳細に把握されるに至った。

~~従来、じん肺の病変は、線維増殖性変化としてとらえられてきたが、上述の研究成果から、じん肺の病変は、線維増殖性変化のほかに、気道の慢性炎症性変化、気腫性変化を伴ったものであることが明らかにされてきている。気道の慢性炎症性変化及び気腫性変化については、粉じんばく露以外の因子、特~~



コメントの追加 [芦澤1]: 編成の変更に伴い、削除。

コメントの追加 [芦澤2]: 肺気腫との関連性は付録にとどめ、定義を記載。

コメントの追加 [芦澤3]: 現在は侵襲性の高い SAB（選択的気管支肺胞造影検査）は臨床でほぼ行われなくなっており、微細な肺胞・気管支系の検索には HRCT 撮像が行われているため。

に喫煙、加齢との関連も示唆されているが、粉じんが相当程度関与しているとの報告が多く、じん肺有所見者に多く認められる病変と考えられる。

このような点また、有機性の粉じんによるじん肺への適用の可能性も考慮し、昭和 53 年に以上をふまえて、改正されたじん肺法においては、じん肺は、「粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病」と定義されることとになった。

なお、従来、じん肺と合併した肺結核はじん肺の定義に含められていたが、肺結核及びじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病は、「合併症」として定義されることとなった。

じん肺は、その早期の段階から気腫様変化を伴うことが多く、肺気腫がじん肺有所見者の肺機能低下に及ぼす影響は大きいといわれてきた。しかし、肺気腫の臨床診断は従来必ずしも容易でないといわれてきており、特に、じん肺の場合、通常のエックス線写真、肺機能検査等の検査では把握しにくいといわれている。

近年、選択的気管支肺胞造影（Selective Alveolo-Bronchography：SAB）（検査法はⅡの 7 参照のこと）の普及により、比較的容易に細気管支及び肺胞領域における病的な形態変化を表現することが可能になり、これに伴ってじん肺における気腫像に関する知見も漸次増加してきている。

肺気腫についての最初の定義は、1919 年に Laennec による「肺の過膨張状態で、肺組織の萎縮を伴うもの」という定義である。その後、1959 年に開催された Ciba Guest Symposium では、肺気腫は次のように定義されている。

Emphysema is condition of the lung characterized by increase beyond the normal in the size of air spaces distal to the terminal bronchiole either from dilatation or from destruction of their walls.

1961 年の WHO の専門家会議では、単なる壁の拡張によるものが除かれて次のように定義されている。

Emphysema is a condition of the lung characterized by increase beyond the normal in the size of air spaces distal to the terminal bronchiole, with destructive changes in their walls.

また、1962 年の American Thoracic Society でも次のように定義されている。

Emphysema is an anatomic alteration of the lung characterized by an abnormal enlargement of the air spaces distal to the terminal, non-respiratory bronchiole accompanied by destructive changes of the alveolar walls.

肺気腫は、Ciba Guest Symposium で次のように分類されている。

イ．拡張のみのもの

① 病変の広がりが均一なもの――代償性肺気腫や太い気道の部分的閉塞に由来する肺気腫

② 主として呼吸細気管支に生じるもの――粉じん吸入による限局性肺気腫(Focal Emphysema)

ロ．肺組織の破壊を伴うもの



コメントの追加 [芦澤4]: 詳細は付：じん肺と肺気腫に記載。粉じん暴露と肺気腫の関連性については一定の見解が得られておらず、今後さらなる検討が必要と考えられるため。

① 小葉中心性肺気腫（Centrilobular Emphysema）

② 汎細葉性肺気腫（Panacinar Emphysema）

③ 不規則性肺気腫（Irregular Emphysema）――瘢痕形成に伴うもの

これらのうち，粉じん沈着に伴って起こる Focal Emphysema と瘢痕形成に伴う Irregular Emphysema はその発生過程が今日おおむね明らかであり，かつ，これだけでは有意の臨床所見を呈さないものが多いといわれている。一般に注目されている肺気腫は，1958 年に Leopold と Gough により提唱された Centrilobular Emphysema と，1959 年に Wyatt により提唱された Panlobular，Panacinar Emphysema である。正常肺及びこれらの肺気腫の形態像の模式図は図 1 に示すとおりである。

じん肺における肺内変化は極めて複雑かつ多彩で，SAB によっても読解し難い所見もあり，将来における研究の進歩を待たなければならない部分も残されているものの，SAB は肺気腫の有無，その型及び破壊の程度，細気管支及びその周辺の形態変化等については良い情報を提供しているといえる。

粉じん作業従事労働者を対象として SAB を用いて肺内変化を追求した事例を紹介する。

図 2 の写真は，銅山の坑内作業歴 35 年の労働者の胸部エックス線直接撮影による写真像及び SAB の所見である。胸部エックス線直接撮影による写真像では粒状影が認められず，不整形陰影が軽度に表現されている程度であるが，SAB の所見においては，風船状に拡張した小葉中心性肺気腫の像（矢印）が認められる。部分的には正常に近い構造も表現されている。

図 3 の写真は，硫黄鉱山で 25 年間粉じん作業に従事した 69 歳の男性の労働者の胸部エックス線直接撮影による写真像と SAB 所見である。胸部エックス線写真では，両側上肺野に撒布性粒状影が比較的密に分布し，両側下肺野は気腫様変化を思わせる過透過になっており，横隔膜も下降している。SAB の所見では，正常の肺胞構造は全く失われて細葉単位に融合拡張しており，この部分に造影剤が多く流入している。小葉中心性肺気腫と混合型かもしれないが，汎細葉性肺気腫と考えてよい所見である。更に，気管支及び細気管支の壁の不整が著明である。

図 4 はベンガラ（$Fe_2O_3$）を用いて 20 年間レンズ研磨に従事していた 59 歳の男性の症例である。胸部エックス線写真では，右の中肺野から下肺野にかけてブラ（bulla）様の透亮像がみられ，特に下肺野では不規則な線状影の増強がみられる。SAB 所見においては，$B_6$の高度の気管支炎とブラの存在が認められ，その周囲に径が 800～1,200 $\mu$ にも達する duct ectasis が多数存在している。下肺野においては $B_{10}$の気管支拡張が著明であり，矢印のごとく横隔膜に接して irregular emphysema もみられる。

図 5 は活性炭袋詰作業に 5 年間従事した 58 歳の女性の症例である。胸部エックス線写真では極めて微細な粒状影が密在しており，いわゆるスリガラス様陰影（ground glass appearance）であるが不整形陰影が主体である。SAB の所見では，肺胞への造影剤の流入がみられず，枯枝状になって先端が拡張しており，クローバーの葉のような変化（矢印）があることから focal emphysema 又は duct ectasis の所見と考えられる。

図 1　正常肺及び肺気腫の模式図

T. B.　終末細気管支

$RB_{1-3}$　第 1～3 次呼吸細気管支

A. D.　肺胞道

~~図 2-1　銅山の坑内作業者の胸部エックス線直接撮影による写真像~~

~~図 2-2　銅山の坑内作業者の SAB 所見~~

~~図 3-1　硫黄鉱山での粉じん作業従事労働者の胸部エックス線撮影による写真像~~

~~図 3-2　硫黄鉱山での粉じん作業従事労働者の SAB 所見~~

~~図 4-1　レンズ研磨従事労働者の胸部エックス線直接撮影による写真像~~

~~図 4-2　レンズ研磨従事労働者の SAB 所見~~

~~図 4-3　レンズ研磨従事労働者の SAB 所見~~

~~図 5-1　活性炭取扱い作業者の胸部エックス線直接撮影による写真像~~

~~図 5-2　活性炭取扱い作業者の SAB 所見~~

**コメントの追加 [芦澤5]:** 肺気腫についての記載を削除。
また付属する症例写真については、症例自体が古いのに加え、検査法が古いものもあり、削除。

## 2. じん肺の種類~~エックス線写真像と病理所見との関連~~

じん肺は、粉じんの種類による分類と作業別による分類（炭坑夫じん肺、溶接工肺など）とがある。表の前半は粉じんの種類によるものを、後半は作業別によるじん肺を挙げた。なお、表には主な発生職場を示している（表 1)。

~~ここ以下~~では代表的なじん肺を説明する~~（表 1)~~。

1．けい肺（Silicosis）

遊離けい酸（シリカ）を吸入することによる肺の病変は三つに分類される。

①急性けい肺症 （Acute silicosis または silicoproteinosis）

短期間に高濃度の遊離けい酸を吸入することで発症する肺胞蛋白症に似た病態である。

②急進じん肺 （Accelerated silicosis）

高濃度の遊離けい酸を含む粉じんを吸入することにより 5 年から 10 年の短期間でけい肺を発症する病態をいう。

③慢性けい肺症 （Chronic silicosis）

濃度の高い遊離けい酸を含む粉じんを吸入することにより、粉じんばく露からおよそ 10 年以降に発症するけい肺である。

ア）単純型けい肺：遊離けい酸により形成されたけい肺結節と呼ばれる硝子化した膠原線維からなる結節が上肺野背側を中心に多数みられるけい肺症。

イ）複雑型けい肺症：けい肺結節が増大または癒合してできる進行性線維化塊状巣（PMF:Progressive massive fibrosis）にいたる、それらを併せ持つけい肺症。

2．混合粉じん性じん肺（MDP：Mixed dust pneumoconiosis）

遊離けい酸と線維形成が弱いけい酸塩の混合物を吸入してできるじん肺で、斑(macule)、結節、PMF を形成する。けい肺結節の球形に対して星芒状をしめす。遊離けい酸の含有比率によって画像や病理の所見が異なる。

3．石綿肺（Asbestosis）

けい酸塩の一種である石綿を吸入しておこるじん肺であり、職業的に大量吸入で発症する。病変の陰影はけい肺とは異なり、下肺野から上肺野へと進展する。特発性肺線維症（IPF:Idiopathic pulmonary fibrosis）と似た画像を呈するため、職歴等を含めて鑑別することが重要である。

4．炭坑夫じん肺（CWP ： Coal workers’ pneumoconiosis）

炭坑内の粉じんによって起こるけい肺、混合粉じん性じん肺を主に指す。けい肺同様に進行して大陰影を呈する。

なお近年、炭坑内の粉じんによって起こる肺疾患群である炭坑夫肺、けい肺、混合粉じん性じん肺、粉じん起因性のびまん性肺線維症（DDF：Dust related diffuse fibrosis）を包括して炭坑粉じん肺疾患（CMDLD：Coal mine dust lung disease）とする概念が提唱されている。

5．溶接工肺（Welder’s lung）

溶接の際に発生するヒューム（主成分は酸化鉄）を吸入することによって発症するじん肺である。非粉じん作業に配置転換することで病変に改善が認められる唯一のじん肺である。最近ではヒュームに含まれるマンガンによる神経障害が問題となっている。



コメントの追加 [芦澤6]: レントゲン写真等検査所見による分類はⅠ-3 に譲り、ここでは粉じんの種類・作業別の分類を中心に記載。

コメントの追加 [事務局7]: 第 28 回じん肺部会での御指摘を踏まえ、発生職場が主なものであることを明示した。

６．その他

けい酸塩肺(滑石肺、ろう石肺、ペントナイト肺、けい藻土肺等)、炭素系じん肺（炭肺、黒鉛肺、活性炭肺等)、金属肺(鉄肺、アルミニウム肺、アルミナ肺等)等のじん肺があり、これらは、けい肺と比較して肺の線維化が弱い。じん肺の胸部エックス線写真像は、じん肺の肺内病変を投影したものであり、エックス線写真に表現されている異常陰影とその原因となる病理学的変化との関連は、じん肺の病像を理解する上で有用である。

以下、じん肺のエックス線写真像と病理所見との関連について、けい肺、石綿肺、その他のじん肺別に概説する。

（１）けい肺

イ．粒状影

けい酸粉じんは、他の粉じんに比べて気管支周囲の間質に移行しやすく、所属リンパ腺の変化は最も強い。間質変化が進行し強い線維化が起こると、けい肺に特徴的な 3～10㎜ の粒状影がエックス線写真に現われてくる。けい肺の初期には粒状影が明らかに認められないが、これは、粉じん巣が大部分 1.5㎜ 以下で、かつ、線維化が進行していないためである。また、粒状影は、通常、中～下肺野に初めて認められることが多いが、この時期でも肺の後上部の粉じん巣の密度は高い。

粒状影は、粉じん巣が大きく、線維化が強いほど明確なものとして認められる。

表１　じん肺の種類、起因物質、主な発生職場ロ．大陰影

左右とも後上部(右 $S^3$、$S^2$、$S^6$、左 $S^3$、$S^{1+2}$、$S^6$等)に結節が融合することによって生じる。融合は、結節内細気管支の閉塞によって生じる局所的無気肺による結節の接近、無気肺部の線維化等によると考えられる。塊状巣内に取り込まれた気管支の狭窄はブラ形成の主因となる。通常、塊状巣を形成した際にみられる胸膜の肥厚・癒着は後外上部に起こり前上部にまでは及ばない。

(2) 石綿肺

イ．不整形陰影

石綿肺における線状影を主体とする不整形陰影は、長い石綿粉じんによる細気管支～肺胞の変化を表現したものであり、陰影の重なりによって少数の粒状影が現われることがあっても、これは、肺内に結節性の変化があることを意味しない。

病理学的には、細気管支粘膜が肥厚し、粘膜下組織に次第に細胞増殖、線維増殖、平滑筋増殖をみるようになる。

線状影を主体とする不整形陰影は、これらの変化が重なり合ったものである。細気管支炎が進行すると、無気肺、細気管支拡張が起こる。このため、細網状、網状の像が加わり、更に進行すると、蜂窩状影を呈するようになる。

ロ．大陰影

細気管支～肺胞の変化が進展した結果大陰影にまでなることは殆んどない。下肺野に大陰影様の陰影が認められることがあるが、これは胸膜肥厚、無気肺、不整形陰影の重なりによると考えられる。



コメントの追加 [事務局8]: 第 28 回じん肺部会での御指摘を踏まえ、追記。

ハ．胸膜の変化

肺野の変化が明らかでないときでも、胸膜に肥厚、石灰化が現われ、時間とともに進行する。これは、石綿粉じんの胸膜への到達によって形成されるものと考えられる。

(3) その他のじん肺

このじん肺に属するものは、非典型けい肺（低濃度けい酸けい肺）、炭素系じん肺（炭素肺、炭鉱夫じん肺、黒鉛肺、活性炭肺等）、けい酸塩肺（滑石肺、ろう石肺、ペントナイト肺、けい藻土肺等）、金属肺（溶接工肺、鉄肺、アルミニウム肺、アルミナ肺等）等のじん肺であり、これらは線維化が弱く、結節が小さいじん肺である。

イ．粒状影

これらのじん肺では、肺胞内に粉じんが貯溜し1.0～1.5㎜の大きさの小結節が形成される。炭鉱夫じん肺では、粉じん巣周辺に局所肺気腫が高頻度に発生するといわれている。

吸入粉じん量が増加すれば塊状巣にまでなる例もあるが、多くの例では、小結節密在のままで局所肺気腫が広汎に起こり、細気管支変化も加わる。

粒状影は、線維化が弱いために濃度の低い極めて小さな陰影である。

ロ．不整形陰影

密在する小結節の陰影が重なり合うと容易に粒状影としては認められないことがある。密在する小結節により細い血管影がみえにくくなり、肺野に粒状と認めることが困難な濃度の低い陰影が重なって、不整形陰影を形成する。

ハ．大陰影

吸入粉じん量が増加すると、肺胞に粉じんが充満し塊状巣を形成する。胸膜癒着を伴うものもある。塊状巣内に非結核性、非炎症性の組織壊死による空洞が生じることも少なくない。このような例としては、滑石肺、ろう石肺、硫化鉄肺、黒鉛肺がある。

| じん肺の種類 | 起因物質 | 主な発生職場 |
|---|---|---|
| けい肺 | 遊離けい酸（シリカ） | 採石業、採鉱業、窯業、鋳物業、金属精錬業、セメント製造業、船舶製造業、けい酸化学工業、他 |
| 石綿肺 | 石綿（アスベスト） | 石綿加工業、石綿セメント製造業、断熱性石綿製品、ブレーキライニング製造等、その他の石綿製品取り扱い作業 |
| 滑石肺 | 滑石（タルク） | 滑石粉砕作業、ゴム工場等 |
| 蝋石肺 | 蝋石 | ガラス溶融用坩堝製造 |
| 珪藻土肺 | 珪藻土 | 珪藻土採掘、粉砕作業等 |
| 陶土肺 | カオリナイト（クレー） | 乾燥カオリンの粉砕、袋詰め作業等（陶磁器用、製紙コーティング） |
| アルミニウム肺 | アルミニウム | アルミニウム粉末製造業（塗料原料）等 |

コメントの追加 [事務局9]: 第28回じん肺部会での御指摘を踏まえ、追記。

| | | |
|---|---|---|
| アルミナ肺 | アルミナ(酸化アルミニウム) | アルミニウム再生工場(溶滓の粉砕、節別作業)等 |
| ボーキサイト肺 | 酸化アルミニウム、けい酸 | ボーキサイト精錬作業 |
| 黒鉛肺 | 黒鉛 | 黒鉛精錬工場、電極工場 |
| 炭素肺 | カーボンブラック(無晶型炭素) | 製墨工場、カーボンブラック工場 |
| 活性炭肺 | 活性炭 | 活性炭製造工場 |
| 炭肺 | 炭粉、石炭粉 | 木炭、石炭の粉砕作業(練炭製造業等) |
| 超硬合金肺 | タングステン、コバルト | 金属切削、研磨、加工、金型作成 |
| ベリリウム肺 | ベリリウム | ベリリウム化合物、ベリリウム精錬、航空機製造工程、原子炉等 |
| インジウム肺 | インジウム錫酸化物 | ITO ターゲット製造・リサイクル液晶パネル作業、はんだ材料製造作業、歯科合金溶解作業等など |
| 炭坑夫じん肺 | 石炭粉じん、けい酸 | 炭坑の採炭、掘進、支柱作業等 |
| 窯業じん肺 | 陶土 | 窯業原料の粉砕、ふるい、成形 |
| 溶接工肺 | 酸化鉄、マンガン、けい酸等 | 電気溶接作業、ガス切断作業 |
| い草染土じん肺 | 粘土 | い草栽培、畳表、ござ、花むしろ織機作業 |
| 歯科技工じん肺 | けい酸、コバルト、アルミニウム、インジウム等 | 義歯研磨、切削作業 |

(城戸優光.　粉じんとじん肺.　「じん肺ハンドブック第Ⅱ版　P20」より、一部改変)

参考文献

1) Zenker FA. Ueber Staubinhalationskranken der lunge. Leipzig, 1986.

2) Petsonk EL, et.al. Coal mine dust lung disease: new lessons from an old exposure. Am J Respir Crit Care Med187:1178-85, 2013.

## 付録.　じん肺と肺気腫

じん肺は、その早期の段階から気腫様変化を伴うことが多く、従来、肺気腫がじん肺有所見者の肺機能低下に及ぼす影響は大きいといわれてきた。しかし、肺気腫の臨床診断は必ずしも容易でなく、特に、じん肺の場合、通常のエックス線写真、肺機能検査等の検査では把握しにくいと考えられる。

最近の文献から、炭坑夫じん肺では喫煙とは独立して肺気腫と閉塞性換気障害を来す、また、石炭のばく露量が増えるほど、肺気腫を含むCOPD (Chronic Obstructive Pulmonary Disease) での死亡者が



**コメントの追加 [事務局10]:** 第 28 回じん肺部会での御指摘を踏まえ、文言の整理、歯科技工士のインジウム肺を追記。

**コメントの追加 [事務局11]:** 第 28 回じん肺部会での御指摘を踏まえ、歯科技工士のインジウム肺の追記。

**コメントの追加 [芦澤12]:** 肺気腫は「4.胸部臨床検査、(2)既往歴の調査、ヘ. 肺気腫」のところで、「石炭じん肺に肺気腫が合併することが指摘されている」と記載されており、一方、病理のテキストでは「珪肺では肺気腫は来たさない」と記載されており、非喫煙者で大陰影がない人での意見と考えられる。このように、一定の見解が得られていない状況であるため断定的な記載とせず、「炭鉱夫じん肺では肺気腫は起こりうる」という程度で、肺気腫については簡潔な記載でよいのではないかという意見に集約され、付としてとどめることとした。

増えるという報告がある。実際の臨床の場では、じん肺症例で肺気腫を合併している例が多くみられるが、これには粉じん作業従事者には喫煙者が多かったことが、影響していたものと思われる。また、大陰影を伴う場合は、その周囲に不規則性（irregular）あるいは傍瘢痕性(paracicatricial)肺気腫を呈することが多い。

大陰影の存在が喫煙とは関係なく、ガス交換の低下に関係するため、大陰影を認めないけい肺患者のうち肺気腫と認められたのは僅かのみであるとする報告と、けい肺の程度は喫煙とか肺気腫のパーセントとは独立してガス交換に関連していたという報告等もあり、一定した見解が得られていないと思われる。現時点では、粉じん吸入により局所的な肺気腫の発症はありうるが、閉塞性換気障害までは来さないと考えられており、今後のさらなる検討が必要である。

## 32. じん肺のエックス線写真像、と CT 像と病理所見との関連について

コメントの追加 [芦澤13]: 旧版には写真が使われていないが、胸部X線、CT、病理所見の写真を新たに記載。画像については胸部X線だけでなく CT 所見を追記した。

じん肺の胸部エックス線写真像は、CT 像は、じん肺の肺内病変を投影反映したものであり、エックス線写真、CT に表現されている異常陰影とその原因となる病理学的変化との関連は、じん肺の病像を理解する上で有用である。

以下、じん肺のエックス線写真像と、CT 像と病理所見との関連について、けい肺、石綿肺、炭坑夫じん肺、溶接工肺、その他のじん肺別に概説する。

**（1）けい肺**

**イ．粒状影**

けい酸粉じんは、他の粉じんに比べて線維起因性が強く結節形成を起こし、リンパ行性病変進展により気管支周囲の間質に移行しやすく、所属リンパ腺の変化は最も強い。間質変化が進行し強い結節状線維化が起こると CT にて粒状影として描出され、けい肺に特徴的な 3～10㎜ の粒状影がエックス線写真に現われてくる。けい肺の初期には CT では粒状影を認めるものの胸部エックス線写真にて粒状影が明らかに認められない。が、これは、粉じん巣の大部分が小さく、が大部分 1.5㎜ 以下で、かつ、線維化が進行していないためである。

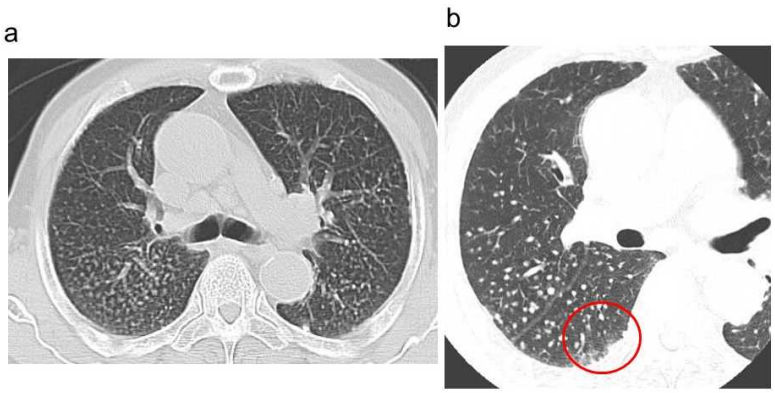
また、粒状影は、通常、中～下肺野に初めて認められることが多いが、この時期でも肺の後上部の粉じん巣の密度は高い。

粒状影は、粉じん巣が大きく、線維化が強いほど明確なものとして認められる。

CT/HRCT にてけい肺の粒状影は、細気管支周囲の病変であることを反映して、小葉中心性分布を示す（図２①）。個々の粒状影は比較的境界明瞭で、内部に石灰化を伴う場合もある。さらに吸入粉じんは小葉中心部からリンパ流によるクリアランスに伴い胸膜直下に移動し、そこでも線維化巣を形成し、いわゆる“pseudo-plaque”という病変を形成することもある（図２②）。こうなると小葉中心性分布では無く、広義間質に病変が分布し、リンパ行性分布病変の形態をとる。



（図①）けい肺胸部エックス線写真
上肺野優位、左右対称に比較的境界明瞭な粒状影を多数認める。



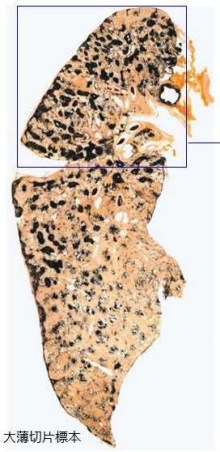

（図②）けい肺　CT/HRCT 像

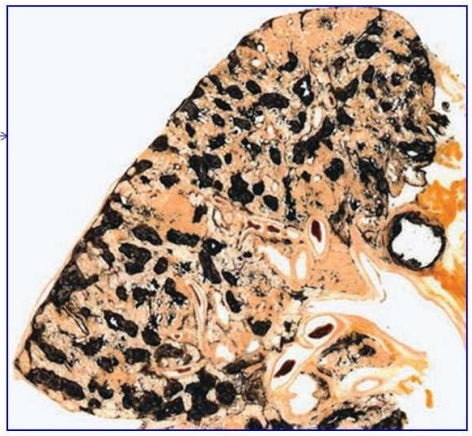
a. 胸部単純 CT 肺野条件（7㎜ 厚）では上肺野背側優位に密に分布する粒状影を認める。

b. HRCT（2㎜ 厚）では、粒状影が小葉中心構造と連続して胸膜と少し距離をおいて存在しており、小葉中心性分布の所見である。背側では胸膜と接する粒状影も認められ、いわゆる“pseudo-plaque”の所見である(円内)。

病理組織での結節病巣が粒状影として画像に現れる。けい肺結節 silicotic nodule は、線維起因性の高い遊離けい酸の濃度が大きく関与し、肺内堆積粉じん中 18%以上の濃度の場合に生じるとされ、病理組織では、細胞成分の乏しい同心円状の硝子化層を有する粉じん沈着性の境界明瞭な 3～6mm 径の結節像を呈する。この結節が主体のじん肺が「けい肺」と診断される。じん肺の予防・管理などによりけい肺は著しく減少した。

けい肺結節



上方に分布が強い

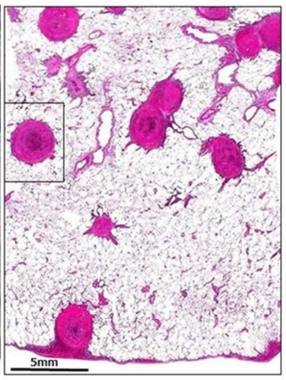
境界明瞭な円形結節。癒合も有り。

けい肺結節

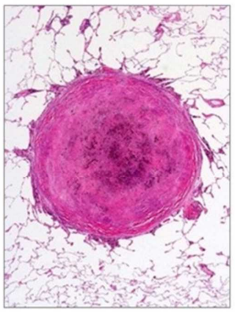


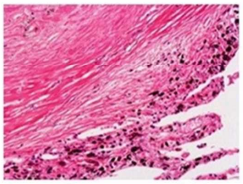

境界明瞭な黒色円形結節。

ロ.



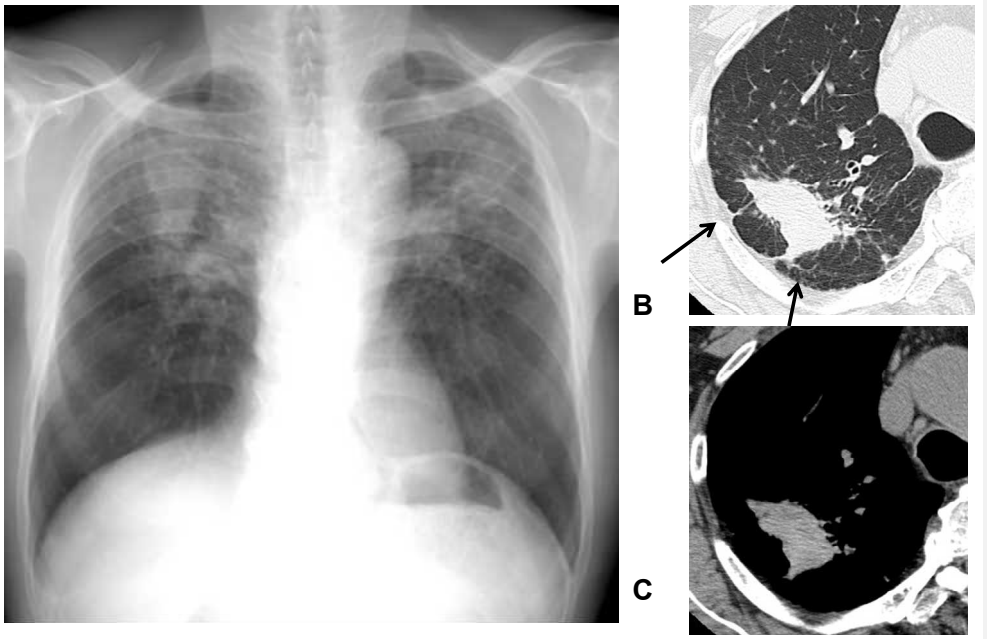

境界明瞭な円形結節。
癒合傾向像や胸膜に波及する像がみられる。





同心円状の硝子化層を有する細胞成分の乏しい結節。

左右とも後上部(右 S3、S2、S6、左 S3、S1+2~~-2~~、S6~~5~~等)にけい肺結節が融合することによって生じ、胸部エックス~~X~~線写真~~画像~~で径 1cm を超えるものを大陰影とする。病理組織では、大陰影におおよそ相当するものとして、進行性塊状線維化（progressive massive fibrosis (PMF)）病巣がある。その径は、1cm 以上とする病理学者の定義もあるが、胸部エックス~~X~~線~~画像~~写真での大陰影に相当するサイズとして径 1cm よりも径 2cm 以上とするじん肺病理学者の定義が妥当とされる。




けい肺症　大陰影

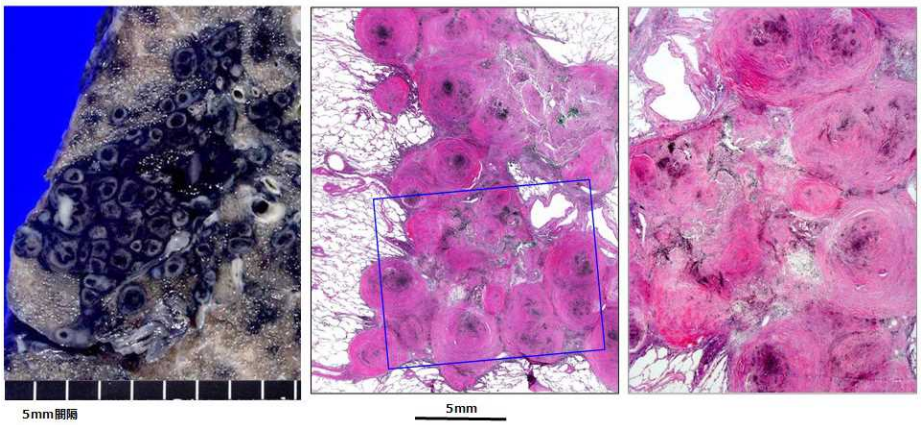
A　胸部エックス線写真　両側上肺に腫瘤影を認め、周囲には上肺優位の粒状影を伴っている。

B　CT 肺野条件　比較的境界明瞭な腫瘤形成を認める。周囲に線維化所見を伴っており、末梢肺は若干過膨張しており低吸収化している（矢印）。大陰影は病理像で示したようにけい肺結節が集簇し塊状化して生じるため、周囲のけい肺結節が目立たなくなっている。

C　CT 縦隔条件　筋肉よりもやや高吸収を呈している。壊死や石灰化の所見を認めることもあるが、本症例では認められない。

けい肺の大陰影を裏付ける進行性塊状線維化

Progressive massive fibrosis：PMF




けい肺結節が癒合して 2cm 以上の塊状病巣を形成

**(2) 石綿肺**

**イ．不整形陰影**

胸部エックス線写真にて、微細な線状･網状影が両側下肺野外側から内側､上方に向かって広がり不整形陰影を呈する。線維性収縮のため、下肺野は縮小する。また、病変が進行するに従って、心陰影の境界は不鮮明となり、中･下肺野主体に輪状の蜂巣肺所見を呈してくる。石綿肺における線状影を主体とする不整形陰影は、~~長い~~石綿粉じんによる細気管支～肺胞の変化を表現したものであり、陰影の重なりによって少数の粒状影が現われることがあっても、これは、肺内に結節性の変化があることを意味しない。~~病理学的には、細気管支粘膜が肥厚し、粘膜下組織に次第に細胞増殖、線維増殖、平滑筋増殖をみるようになる。~~

~~線状影を主体とする不整形陰影は、これらの変化が重なり合ったものである。細気管支炎が進行すると、無気肺、細気管支拡張が起こる。このため、細網状、網状の像が加わり、更に進行すると、蜂窩状影を呈するようになる。~~石綿肺の CT/HRCT 所見としては下肺優位、胸膜下優位に牽引性気管支拡張を伴ったすりガラス影から網状影を呈し、蜂巣肺も認める。早期病変で胸膜直下や小葉中心に網状あるいは粒状影を呈し(intralobular core lines, subpleural dots)、さらに病変が進むと胸膜下曲線様陰影(subpleural curvilinear lines)を認め、これが石綿肺の特徴的 CT/HRCT 所見である。石綿肺では特発性肺線維症（IPF:Idiopathic pulmonary fibrosis）に比し、牽引性気管支拡張が弱く、蜂巣肺所見も典型的ではない場合が多い。これらの所見は細気管支中心性の線維化であることが理由である。石綿肺の診断において、胸膜プラークの存在があっても subpleural curvilinear line や dots を HRCT で確認することが肝要である。特発性肺線維症（IPF）や気腫合併肺線維症（CPFE:Combined pulmonary fibrosis and emphysema)、膠原病肺、線維化性過敏性肺臓炎等との鑑別は画像所見のみならず職業歴や経過等を十分に考慮して判断する。

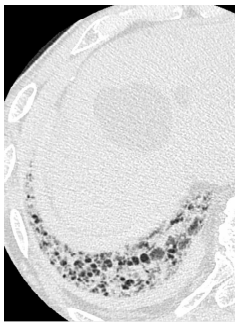
A



B



C



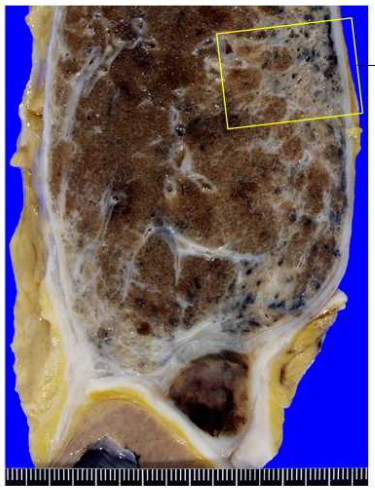
石綿肺 断熱作業 18 年

A　胸部エックス線写真　下肺やや優位に網状影とすりガラス影を認め、上肺野にも変化が及んでいる。PR2 型の所見である。右横隔膜上には板状の石灰化胸膜プラークを認めている。

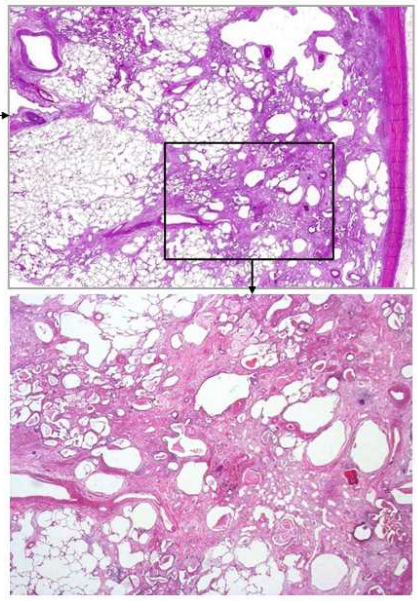
B、C　HRCT では肺底部では牽引性気管支拡張と蜂巣肺といっていいかどうか程度の小嚢胞集簇像(+)、蜂巣肺のサイズは IPF/UIP に比し、小さめで揃っている。上肺野では胸膜下主体に fibrotic consolidation と呼ばれる不整形の consolidation を認める。中肺野背側では、胸膜下粒状影、胸膜下線状影の所見を認めている。

石綿はけい酸塩の繊維状鉱物で、石綿による線維化は大量のばく露により生じ、病理組織では、呼吸細気管支壁と周囲肺胞隔壁に及んだ線維性変化から始まり、その線維化が緩徐に広がり、隣接病巣との接合、および胸膜下無気肺硬化の線維化とを随伴して、胸膜下からの不規則不整な広い線維化像を形成する。胸膜下無気肺硬化を伴わない早期の場合に、画像での subpleural dot-like lesions や　subpleural curvilinear　lines として現れる。けい肺のような結節は形成しない。この一連の線維性変化は細胞成分が乏しく、進行は緩徐である。線維形成の高度進行過程で細気管支末梢部の拡張が起こり蜂巣肺を呈することがある。

石綿肺の線維化



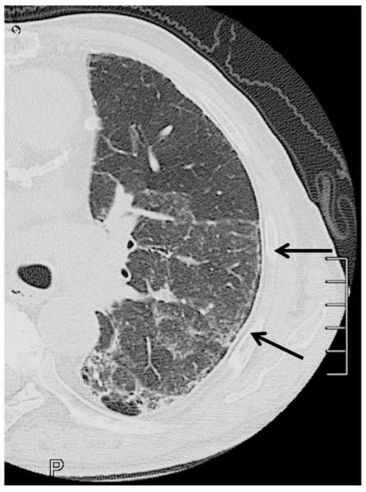
胸膜下からの不整形蒼白色調線維化。
びまん性胸膜肥厚を随伴。

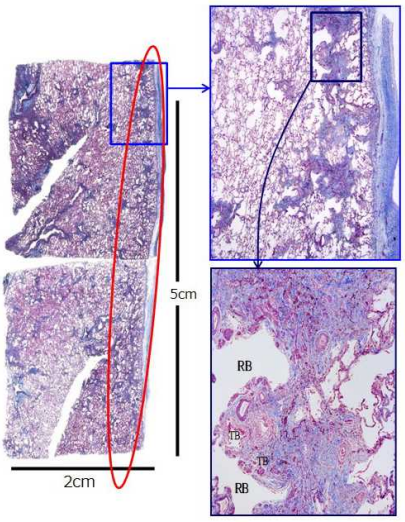


小葉（細葉）中心性線維化の連結および肺胞組織部の線維化と合わさり、幅の広い線維化領域を形成。
線維化領域内に細気管支拡張の嚢胞像が散在。

石綿小体数：194 万本/g(dry)

subpleural curvilinear lines






呼吸細気管支部中心性（細葉中心性）の線維巣が隣接病巣と連結した変化

厚労省「岸本班」研究から

**ロ．大陰影**

石綿肺では細気管支～肺胞の変化が進展した結果大陰影にまでなることは~~殆んど~~ない。下肺野に大陰影様の陰影が認められることがあるが、これは胸膜肥厚、無気肺、不整形陰影~~の重なり~~によると考えられる。

**ハ．胸膜~~の~~変化プラーク**

胸膜プラークは、壁側胸膜が硝子化し、時に石灰化も加わる限局性の層状高度線維性肥厚である。

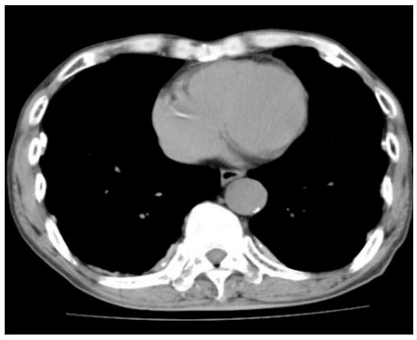
胸部エックス線写真にて、肺野の変化が明らかでないときでも、胸膜に肥厚、石灰化が現われ、時間とともに進行する。胸膜肥厚として描出され、背側外側部、横隔膜面、心横隔膜角の胸膜に好発する。第 7～10 肋間後外側、第 6～9 肋間外側、心膜上縦隔側の胸膜なども特徴的である。石灰化を伴うと認識しやすくなる。

CT では筋肉と同程度の吸収値を呈する限局性・板状の胸膜肥厚である。ばく露後、10 年程度を経て生じ、時間の経過とともに厚みを増し、石灰化を伴ってくるものもある。両側性が多いが片側性のものもあり、葉間胸膜にも見られることがある。

~~肺野の変化が明らかでないときでも、胸膜に肥厚、石灰化が現われ、時間とともに進行する。これは、石綿粉じんの胸膜への到達によって形成されるものと考えられる。~~

コメントの追加 [芦澤14]: 旧版では胸膜の変化についての記載が乏しく、追記。





胸膜プラーク

胸部エックス線写真　両側中下肺野に板状や斑状の陰影を多数認める。横隔膜上の板状石灰化所見は特徴的で石灰化を伴う胸膜プラークの所見である。

胸部 CT　板状の限局性胸膜肥厚を両側に多数認め、典型的な石灰化胸膜プラークの所見である。両側背側縦隔側の胸膜プラークの石灰化は壁側胸膜よりに存在しており、陳旧性結核関連の石灰化との鑑別点となる所見である。

## （3）炭坑夫じん肺

炭坑夫じん肺は炭素系じん肺に入れられているが、日本では岩盤掘削による遊離けい酸ばく露や、けい酸塩ばく露の、純粋な炭素ではない粉じん成分を吸入することにより、画像での淡い小葉中心性陰影から粒状および大陰影までの多彩な線維化病巣像を呈する。

### イ.粒状影

胸部エックス線写真では、上肺野優位、左右対称に多数の粒状影を認める。けい肺の粒状影と比較すると境界が不鮮明なものが多い(図 1、2)。

CT/HRCT では、びまん性粒状影を認め、けい肺と同様に主に小葉中心性の分布を呈するが、リンパ流によるクリアランスに伴い胸膜直下にも分布する。典型的には上葉、背側に優位で、内部に石灰化を伴うこともある。けい肺の粒状影と比べ、境界が不鮮明な傾向がある(図 2)。

ばく露する遊離けい酸が高い場合にはけい肺結節をつくり、低い場合には下記に述べる混合型線維化巣 mixed dust fibrosis を造る。採炭の遊離けい酸・けい酸塩ばく露がかなり低い作業では純粋な炭肺としての、下記に述べる粉じん斑 dust macule が主体となる。このように作業内容により線維化像は異なり、それが画像に現れる。

**コメントの追加 [芦澤15]:** 炭鉱夫じん肺について、ここ数年で出た呼吸器病学のテキストでは、三大じん肺として珪肺、石綿肺、炭鉱夫じん肺をあげているので、炭鉱夫じん肺の項目も加えた方がよいとの意見があり、独立に記載することにした。



図１　炭坑夫じん肺　粒状影

胸部エックス線写真

両側全肺野、左右対称に多数の粒状影を認め、けい肺の粒状影と比較し、境界はやや不鮮明である。

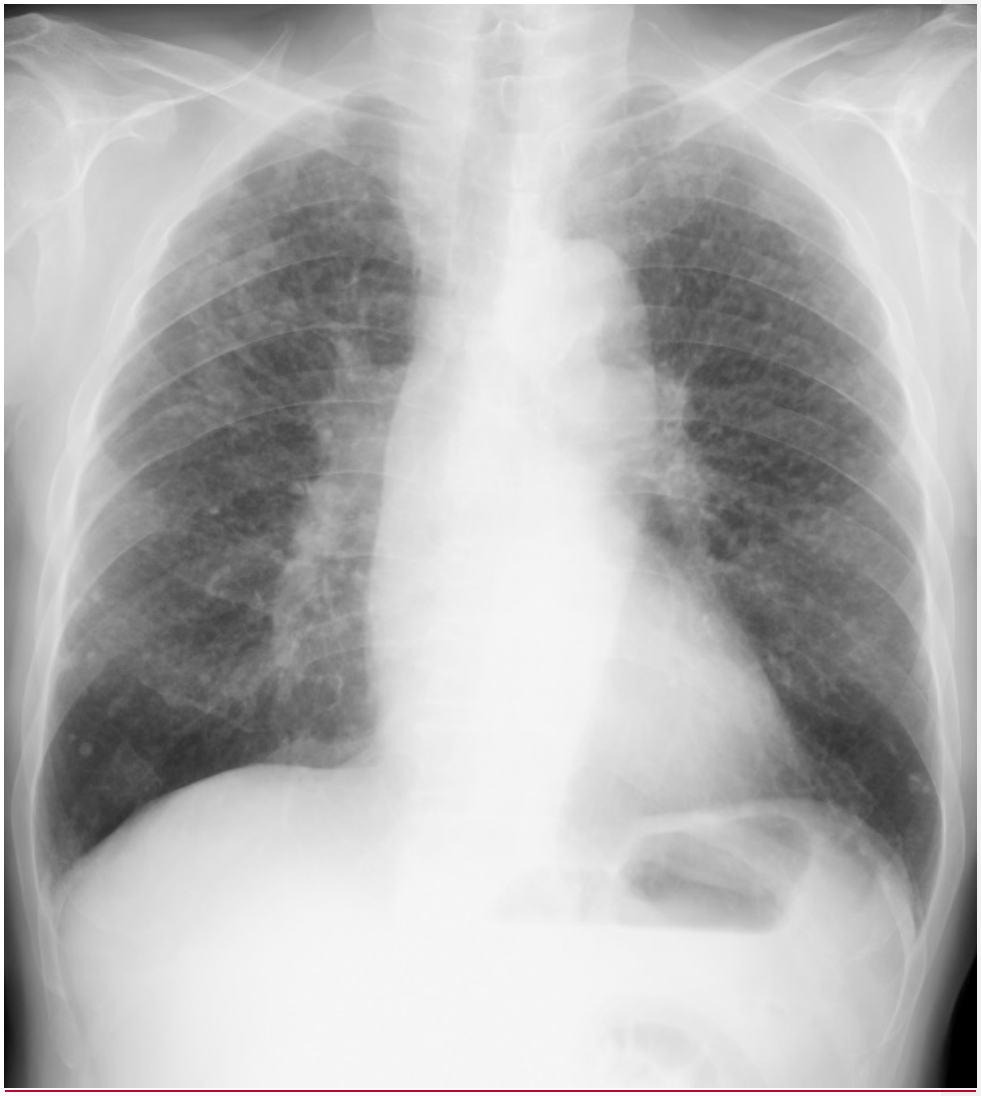
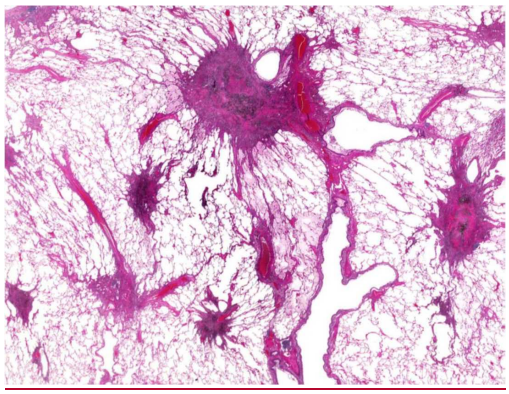


図２　炭坑夫じん肺　粒状影
　胸部エックス線写真
上肺野優位、左右対称に多数の粒状影を認める。



薄層 CT 肺野条件(1.25 ㎜厚)

多数の粒状影が認められ、主に小葉中心性に分布するが、背側では胸膜と接する粒状影も認められる。



大小の星芒状結節。大きい線維化結節は、MDFとけい肺結節の中間的な結節像。

**ロ.大陰影**

両肺の後上部主体に胸部X-エックス線画像写真にて径 1cm を超える大陰影が認められることがあり、病理組織での径 2cm 以上の進行性塊状線維化 progressive massive fibrosis(PMF)におよそ相当する。炭坑夫じん肺では、結節病巣の癒合による癒合型 PMF と、癒合ではない単一型 PMF とがある。

**（4）溶接工肺**

**イ.粒状影**

胸部エックス線写真所見は、中下肺野やや優位に左右均等に分布する比較的大きさが揃った軟らかい小粒状影である。個々の粒状影はけい肺例などに比べると淡く、辺縁は不鮮明なものが多い。

CT/HRCT 所見は、軽症例では細気管支周囲に鉄貪食マクロファージが集簇することによる分岐状影のみを認め、病変の進行に伴い分岐状影周囲にすりガラス影を伴ってくる（図)。さらに小葉中心性の微細粒状影や結節状のすりガラス影を認め、結節状のすりガラス影を伴うような症例では夏型過敏性肺臓炎と類似した所見を呈する（図)。



コメントの追加 [芦澤16]: 溶接工肺について、現在増加傾向にあるじん肺であり、ヒュームの発がん性や、ヒュームに含まれるマンガンについても問題となるので独立させた方がよいとの意見があり、独立に記載することとした。



溶接工肺　胸部エックス線写真
中下肺優位に密に分布するやや不整形の小粒状影を認める。

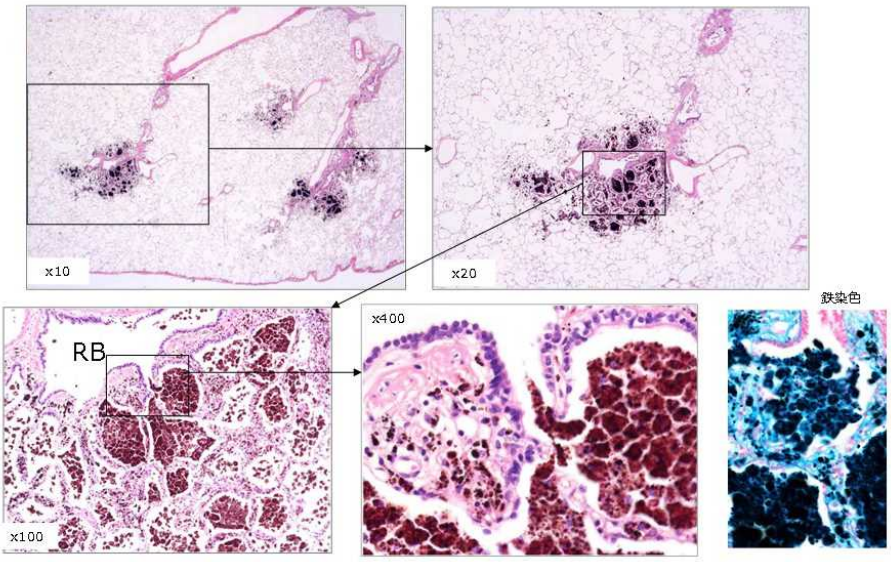
変更されたフィールド コード



溶接工肺　胸部 CT　すりガラス濃度の粒状影例(61 M; 溶接 46 年)
小葉中心性の結節状のすりガラス濃度の粒状影を呈する症例では過敏性肺臓炎様の所見を呈し特徴的所見である。

病理組織では細葉（小葉）中心性の病巣で、暗茶色顆粒状粉じん食食マクロファージの肺胞腔内充満像および同粉じん沈着による肺胞隔壁・細気管支壁部の肥厚像を呈し、結節は造らない。線維性変化は乏しい。沈着粉じんは鉄染色で濃青色を呈する鉄成分よりなる。この鉄成分は吸収やリンパ路で運ばれ軽減され得る。

溶接工肺




粉じん斑としての線維化。腔内 RB 周囲肺胞腔内・RB 壁部の鉄成分貪食組織球の高度集簇をみ、線維化に乏しい。

**ロ. 大陰影**

純粋の溶接の際のヒュームの吸入のみでは大陰影は生じないが、同時に行う鋳造、研磨の作業の際に発生する他の粉じんを吸入することでけい肺で見られるような大陰影を生じることがある。

**（~~35~~）その他のじん肺**

このじん肺に属するものは、~~非典型けい肺（低濃度けい酸けい肺）、炭素系じん肺（炭素肺、炭鉱夫じん肺、黒鉛肺、活性炭肺等）、~~けい酸塩肺（滑石肺、ろう石肺、ペントナイト肺、けい藻土肺等）、炭素系じん肺（炭肺、黒鉛肺、活性炭肺等）、金属肺（~~溶接工肺、~~鉄肺、アルミニウム肺、アルミナ肺等）等のじん肺であり、これらは線維化が弱く、境界不明瞭な粒状～淡い小葉中心性陰影のじん肺である。~~結節が小さいじん肺である。~~

**イ．粒状影**

これらのじん肺では、呼吸細気管支壁や周囲の肺胞内に粉じんが貯溜し様々な程度の線維化が生じ、濃度の低い粒状や淡い小葉中心性の陰影としてあらわれる。線維化周囲に気腫性変化を随伴する傾向がある。

~~1.0～1.5㎜の大きさの小結節が形成される。炭鉱夫じん肺では、粉じん巣周辺に局所肺気腫が高頻度に発生するといわれている。~~

~~吸入粉じん量が増加すれば塊状巣にまでなる例もあるが、多くの例では、小結節密在のままで局所肺気腫が広汎に起こり、細気管支変化も加わる。~~

~~粒状影は、線維化が弱いために濃度の低い極めて小さな陰影である。~~

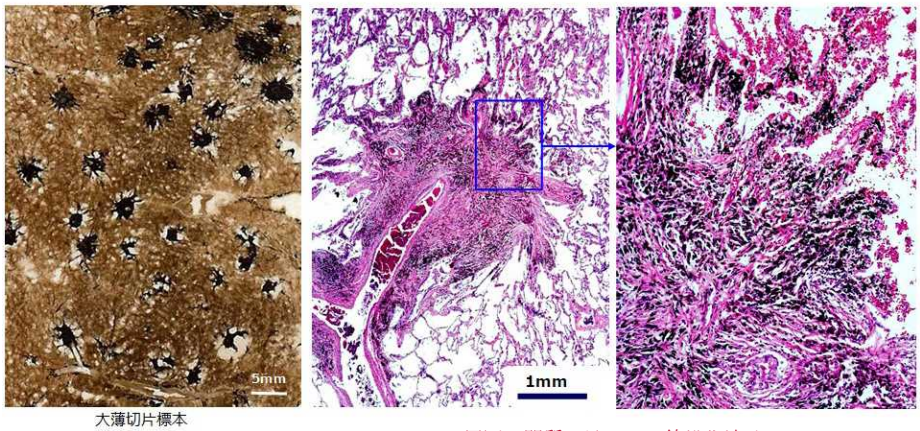
遊離けい酸濃度が低く、線維起因性の低いけい酸塩粉じんによって形成される結節は、細胞成分が目立ち線維化が周囲肺組織に波及した境界不明瞭な星芒状を呈し、病理組織学的にけい肺結節と区別し、混合型粉じん線維化 mixed dust fibrosis と名付けられている。肺内堆積中の遊離けい酸濃度が 18%未満で、けい酸塩粉じんと相まって生じるとされ、この結節病巣像が主体のじん肺は病理では混合型粉じん性じん肺 mixed dust pneumoconiosis と呼んでいる。じん肺の予防・管理などにより、けい肺に代わってこの種のじん肺が相対的に増えてきた経緯がある。

画像の進歩により、CT 画像上の淡い小葉中心陰影のじん肺が増加している。その画像に相当する病理組織像は、呼吸細気管支壁中心性の終末細気管支～肺胞道壁、随行する肺動脈周囲間質部を含む、線維成分よりも細胞成分の多い、非結節状線維性肥厚像であり、粉じん塵斑 dust macule と呼ばれている。この軽いじん肺の線維性変化は、肺内堆積中の遊離けい酸濃度が 1%未満で、不活性粉じんおよび線維起因性の低いけい酸塩粉じんばく露によって生じるとされている。このようなじん肺には炭肺や鉄肺（溶接工肺）などがある。線維化の程度が極めて弱い状態では、ばく露環境から離脱することにより病変の軽減があり得る。

**コメントの追加 [芦澤17]:** CT の撮像機会が増えたことにより、早期で診断されるじん肺が増加傾向にあり、その所見を追記。

混合型粉じん線維化

mixed dust fibrosis：MDF

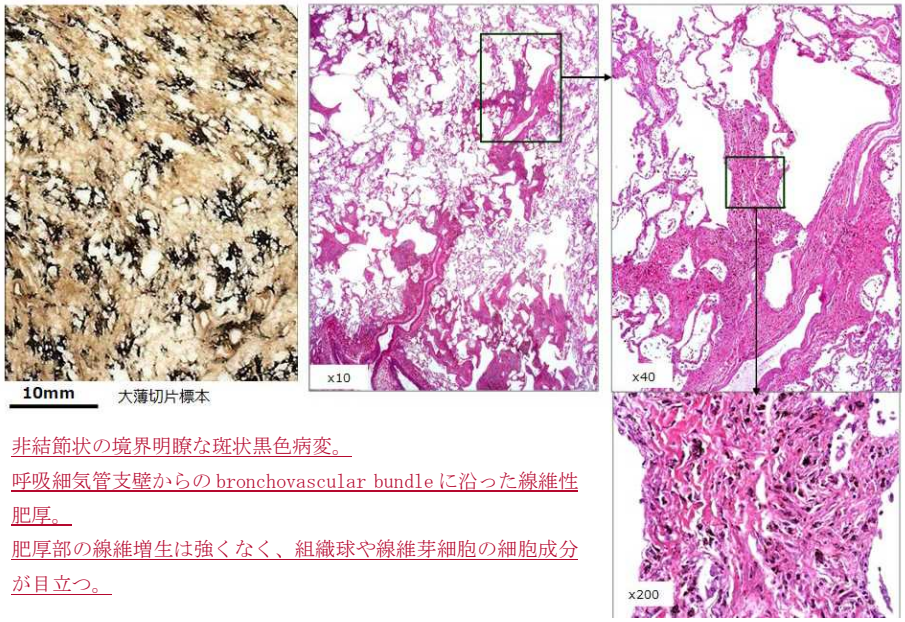



大薄切片標本

星芒状黒色結節

周囲の間質に沿っての線維化波及。
硝子化層状線維化像みない。
細胞成分目立つ。

粉じん斑　dust macule




非結節状の境界明瞭な斑状黒色病変。
呼吸細気管支壁からの bronchovascular bundle に沿った線維性肥厚。
肥厚部の線維増生は強くなく、組織球や線維芽細胞の細胞成分が目立つ。

**ロ．不整形陰影**

密在する小結節の陰影が重なり合うと容易に粒状影としては認められないことがある。密在する小結節により細い血管影がみえにくくなり、肺野に粒状と認めることが困難な濃度の低い陰影が重なって、不整形陰影を形成する。

下葉下部に間質性肺線維化の像を呈することがあるが、上肺野など、背景にじん肺としての病変が通常認められる。

**ハ．大陰影**

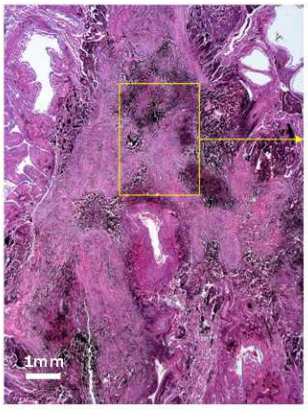
混合型粉じん線維化 mixed dust fibrosis もその癒合により~~吸入粉じん量が増加すると、肺胞に粉じんが充満し~~塊状巣を形成~~する。病理組織でのし~~、胸部 X 線エックス線画写真像にて径 1cm を超えるものを大陰影とする。病理組織では径 2cm 以上のものを進行性塊状線維化 progressive massive fibrosis(PMF)と呼び、おおよそ大陰影に相当する。胸膜癒着を伴うものもある。塊状巣内に非結核性、非炎症性の組織壊死による空洞が生じることも少なくない。このような例としては、滑石肺、ろう石肺、硫化鉄肺、黒鉛肺がある。~~

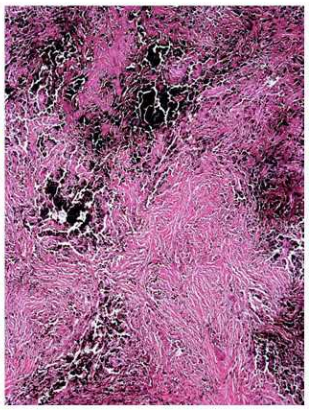
MDP じん肺の大陰影を裏付ける進行性塊状線維化：
progressive massive fibrosis：PMF



大薄切片標本

MDF が癒合し 2cm 以上の塊状病巣形成。不整形傾向。



塊状部は高度に線維化、MDF 像はわからなくなる。

## 4. じん肺の合併症・続発症

じん肺の病変の進展に伴って種々の疾病が合併または続発してくる。これらの疾病のうち、従来肺結核は最も重要な合併症であったが、近年、療養を要する者に占める肺結核合併者の比率が低下してくるとともに、療養者の死因に占める肺結核の割合も、結核に対する治療法の進歩等に伴って減少してきた。~~る。じん肺有所見者に肺結核罹患率が高いことは従来から知られており、じん肺の健康管理対策における肺結核管理の比重は極めて高かった。しかし、近年、療養を要する者に占める肺結核合併者の比率が相対的に低下してくるとともに、療養者の死因に占める肺結核の割合も、結核に対する治療法の進歩等に伴って減少してきている。しかし、このような傾向が認められるとはいえ、肺結核がじん肺の重要な合併症であることは言うまでもない。また、肺機能障害の進行の結果、肺循環に負荷がかかり、右心不全、肺性心に至ることもよく知られている。~~

しかし、近年、これらの諸疾病以外の呼吸器系諸疾病とじん肺との関連性が注目されるようになった。これらの疾病としては、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺気腫、自然気胸、胸膜炎、肺炎、肺化膿症、肺がん等があげられる。このうち、石綿ばく露労働者に肺がん、中皮腫の発生頻度が高いことが既に国の内外で知られている。

その他の疾病については、じん肺との因果関係について、疫学、臨床、病理学等の分野からの調査研究が進められてきており、これらの成果をもとに、じん肺法では次の 65~~-~~つの疾病を合併症とし、罹患者は療養の対象とすることとしている。

① 肺結核
② 結核性胸膜炎
③ 続発性気管支炎
④ 続発性気管支拡張症
⑤ 続発性気胸
⑥ 原発性肺がん

これらの 65~~-~~つの疾病のうち、①及び②は、~~前述したように、~~肺結核とじん肺との密接な関連性を考慮して合併症として規定されたものである。

③から⑤に掲げる疾病は、じん肺の基本的な病変(線維増殖性変化、気道の慢性炎症性変化、気腫性変化)を素地として発症すると考えられる疾病である。⑥の原発性肺がんについては、疫学的検討にてじん肺有所見群での肺がんに対するリスクの高さから、原発性肺がんもじん肺の~~法的な~~合併症として扱うこととなった。

以下、合併症として規定するための医学的根拠について検討された専門家会議での検討結果の概略を紹介する。

### (1) 続発性気管支炎

じん肺有所見者のせき、たん等の呼吸器症状有症率について、今日用いられている慢性気支炎の定義を用いた報告は諸外国では多いがわが国では極めて少ない。

~~諸外国の報告では炭坑夫を対象とした疫学的な調査結果が多く、じん肺有所見者には対照者に比べて有症率が高いとする報告と高くないとする報告とがある。また、エックス線写真像と有症率との関連に~~



コメントの追加 [芦澤18]: 肺結核患者の減少を鑑みて修正。

コメントの追加 [芦澤19]: 平成 15 年 4 月からじん肺患者の合併症として原発性肺がんが追加されたため、追記。

~~ついての報告は少なく、これらの報告ではエックス線写真像の進展に伴って有症率が増加するとの報告と関連性が認められないとする報告とがある。~~

わが国における疫学的調査では、地域、じん肺の種類を限定しないで、エックス線写真像と有症率との関連を調査しており、それによると、じん肺有所見者では対象者に比べて有症率が高く、かつ、エックス線写真像の進展に伴って有症率が増加することが認められている。

じん肺と呼吸器症状との関連については、粉じんばく露、じん肺のエックス線写真像、喫煙、加齢等との関連が指摘されているが、諸報告を総合的に評価すると、対象者に比べてじん肺有所見者では有症率が高いと考えられ、エックス線写真像の進展につれて有症率も増加すると考えられる。

持続性のせき、たんの症状を呈する気道の慢性炎症性変化はじん肺の病変と考えられ、一般的には不可逆性の変化と考えられるが、このような病変に細菌感染等が加わった状態は一般に可逆性であり、このような場合には積極的な治療を加える必要がある。このような病態をじん肺法では「続発性気管支炎」と呼称し、合併症としている。

**(2) 続発性気管支拡張症**

じん肺による気管支拡張の発生機転として、気管支の炎症・瘢痕等の気管支自体の変化、リンパ節腫脹・、じん肺結節病変等の肺の萎縮性変化等の病変が指摘されている。じん肺有所見者における気管支拡張についての疫学的調査の報告は少ない。わが国においても、療養中のじん肺患者を対象とした調査結果の報告はあるが、対照群をとって発生頻度を比較検討した報告は極めて少ない。しかし、前述した発生機転についての考察、療養中のじん肺患者を対象とした気管支造影による検索の結果等から、じん肺有所見者は気管支拡張を招来しやすいと考えられる。

気管支拡張は不可逆性の変化であるが、これに細菌感染等が加わった場合には積極的な治療の対象とする必要があり、じん肺法では、「続発性気管支拡張症」と呼称し、合併症としている。

**(3) 続発性気胸**

~~近年、一般人口における自然気胸の発生頻度が増加する傾向があることが指摘されており、じん肺有所見者についても、同様の傾向が患者を対象とした調査結果から明らかにされている。また、呼吸器疾患で入院した患者を対象とした調査によれば、じん肺以外の呼吸器系疾患で入院した患者よりもじん肺で入院した患者の方に気胸の発生頻変が高いことが報告されている。~~

~~—~~エックス線写真像別の発生頻度を患者を対象とした調査結果からみると、大陰影の所見の認められる者には発生頻度が高いことが認められて~~いる。おり、フィールド調査においても同様の傾向が認められている。~~大陰影の所見のある者では、気腫性変化、ブラ形成を伴いやすいことが指摘されており、発生頻度とこれらの病変との関連が推測される。大陰影を呈さないエックス線写真像の者については、大陰影の所見のある者に比べて発生頻度は低いが、エックス線写真像の進展に伴って発生頻度が増加する傾向が認められている。

じん肺法では、じん肺有所見者に起こった気胸を「続発性気胸」と呼称し、合併症としている。

近年「続発性気胸」は肺がんとともに合併症としての頻度が多く、また高度なじん肺を伴った例に発生する気胸は、難治であることも多く、死亡率が高いことが知られている。また、「自然気胸」と異なり、癒着や線維化を伴ったじん肺例では、気胸が発生しても漏れ出た空気が Free - air とならない場合がある。そのため立位の胸部エックス線写真では、肺尖部にその air が認められず、肺底部にの



コメントの追加 [芦澤20]: 報告が古いため削除。

み認められるような場合もある。「続発性気胸」の発生が疑われた場合は、その点を考慮して、CT 検査を迅速に行うなど、早期の診断が求められる。

**（4）原発性肺がん**

じん肺患者においてかなり以前より肺がん合併率の高いことが指摘されてきたが、喫煙との関連が複雑に関与するため、真の因果関係が長い間検討されてきた。原発性肺がんの合併にて医療実践上の不利益が認められるとして昭和 53（1978）年 11 月 2 日基発第 608 号にて管理 4 の患者のみが肺がんの労災補償対象として認められた。平成 12（2000）年にさらに的確な労災補償を行う観点から症例収集を行い医療実践上の不利益を検討する会が立ち上がった。結果、管理 2 では不利益はなく、画像診断の上で PR2,PR3（管理 3）のじん肺では肺がんの診断率が落ちることが明らかにされた。また管理 3 以上では手術率が下がることも明らかにされ、平成 14（2002）年 3 月 27 日基発第 0327005 号にて管理 3 における肺がんも労災補償の対象とされるに至った。その後、1997 年に IARC が結晶質シリカを発がん性 Group Ⅰに分類し、また分子生物、病理学、疫学的研究の集積からも肺がん発生との医学的関連性が強く示唆されたことを受けて、最終的に平成 14（2002）年 11 月 11 日基発第 1111001 号にて、管理 2 を含めたじん肺有所見者にみられる肺がんもじん肺の合併症とされることになった。

その他の肺炎、肺化膿症等の疾患については、じん肺有所見者に有意に発生頻度が高いとの報告はなく、現時点でじん肺との関連を評価することは困難である。

一般に、じん肺の病変の進展に伴って合併症発症のリスクが増加する傾向が認められていることから、合併症罹患をおさえる意味でもじん肺の進展防止が極めて重要であると考えられる。また呼吸器に有害なガス・蒸気等へのばく露低減・防止のほか、感染症に対する予防、喫煙に対する指導等についても日常の健康管理活動の中で留意する必要がある。

~~（4）その他の疾病~~

~~上記以外の疾病のうち、じん肺と悪性腫瘍との関連が注目されているものの、石綿ばく露労働者における悪性腫瘍についての疫学的な調査報告を除いては必ずしも報告は多くない。しかし、わが国における最近の調査結果によれば、石綿肺以外のじん肺で療養している者（じん肺管理区分が管理 4 相当の者）における肺がんの発生頻度は一般人口における発生頻度よりも高い傾向があることが指摘されている。~~

~~石綿肺に合併した肺がんの症例は 1935 年に報告され、その後世界各国において石綿ばく露労働者を対象とした疫学第査が行われてきている。これら多くの調査報告では、石綿ばく露労働者では、石綿肺のほかに、肺がん、胸膜又は胸膜の中皮腫の発生頻変が非ばく露労働者に比べて有意に高いことが明らかにされている。~~

~~その他の肺炎、肺化膿症等の疾患については、じん有所見者に有意に発生頻度が高いとの報告はなく、現時点でじん肺との関連を評価することは困難である。~~

~~一般に、じん肺の病変の進展に伴って合併症発症の危険が増加する傾向が認められていることから、合併症罹患をおさえる意味でもじん肺の進展防止が極めて重要であると考えられる。また呼吸器に有害なガス・蒸気等へのばく露低減・防止のほか、感染症に対する予防、喫煙に対する指導等についても日常の健康管理活動の中で留意する必要がある。~~



**コメントの追加 [芦澤21]:** 気胸は合併頻度が高く、難治であることから、読影上の注意点を中心に追記。

**コメントの追加 [芦澤22]:** 肺がんがじん肺の合併症として認定されるに至った経緯を記載した。
肺炎・肺化膿症等の疾患については、関連性の評価が困難であるため削除した。

# II　じん肺健康診断の方法と判定

## 1. じん肺健康診断の体系

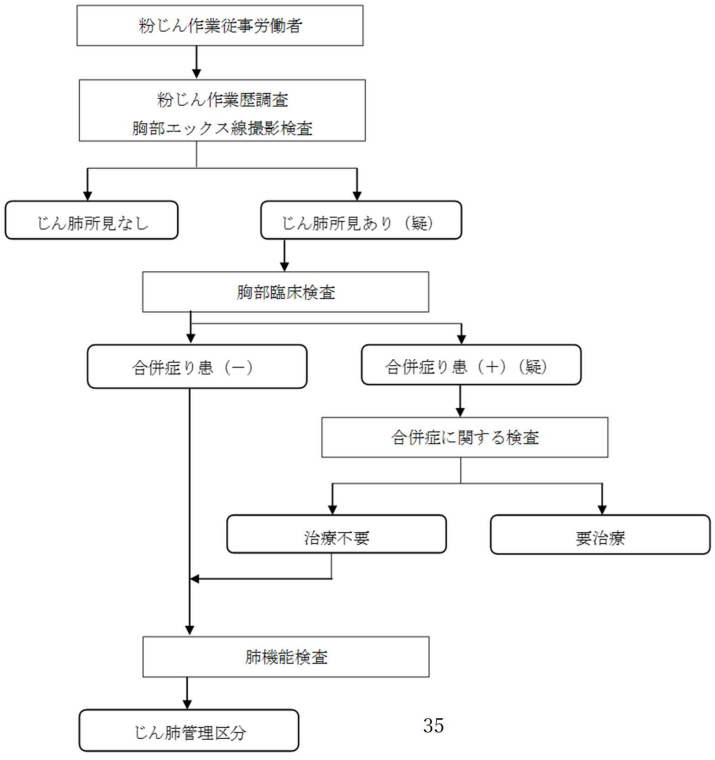
**(1) じん肺健康診断の項目**

じん肺法に基づくじん肺健康診断の項目は、法第 3 条により次のように定められている。

① 粉じん作業歴の調査
② 胸部エックス線~~直接~~撮影検査
③ 胸部臨床検査
④ 肺機能検査
⑤ 合併症に関する検査

これらの項目による健康診断で、粉じん作業従事労働者のじん肺管理区分及び合併症罹患の有無の判定が行われるが、上記①から⑤の調査または検査の結果のみでは適正なじん肺管理区分の決定ができない場合には、法第 13 条第 3 項により都道府県労働基準局長が再検査または検査項目を追加して行うよう命ずる場合がある。

諸検査の流れは図 ~~6~~ のとおりである。



**(2) じん肺健康診断の種類、対象労働者及び実施時期**

じん肺法に基づいて事業者が行うこととされている健康診断は、次のとおりである。

① 就業時健康診断（第 7 条）

② 定期健康診断（第 8 条）

③ 定期外健康診断（第 9 条）

④ 離職時健康診断（第 9 条の 2）

以下、これらの健康診断の対象労働者、時期等について概説する。

**イ．就業時健康診断**

就業時健康診断は、粉じん作業に従事することとなった労働者が、じん肺にかかっているかどうか、じん肺の程度がどの程度かを把握し、その労働者の就労上及び健康管理上の指標を得ることをその目的としている。

この目的から、新たに常時粉じん作業に従事することとなった労働者に対して就業の際に健康診断を行うこととされている。ただし、就業前に粉じん作業に従事したことのない者及び次のいずれかに該当する労働者については就業時健康診断の実施が免除されている。

| 就業前に受けたじん肺健康診断<br>＿＿＿と就業日との期間 | 当該じん肺健康診断の結果<br>決定されたじん肺管理区分 |
|---|---|
| 1 年以内 | 1，2，3　イ |
| 6 月以内 | 3　ロ |

**ロ．定期健康診断**

定期健康診断は、じん肺の早期発見とじん肺有所見者の経過の的確な把握を目的としている。対象労働者及び頻度については、医学的な検討結果をふまえて次のように定められている。

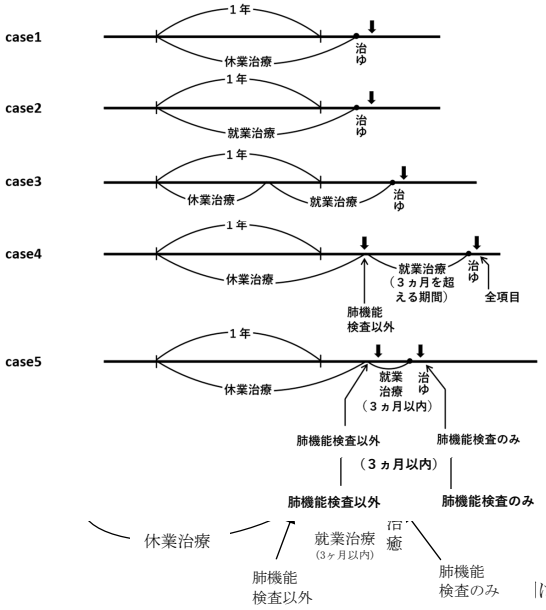
| 粉じん作業従事との関連 | じん肺管理区分 | 頻　度 |
|---|---|---|
| 常時粉じん作業に従事 | 1 | 3 年以内 |
| | 2，3 | 1 年以内 |
| 常時粉じん作業に従事したことがあり現に非粉じん作業に従事 | 2 | 3 年以内 |
| | 3 | 1 年以内 |

**ハ．定期外健康診断**

定期外健康診断は、従来無所見とされていた労働者がじん肺健康診断以外の健康診断でじん肺所見があるか又はその疑いがあると診断された場合に、適正にじん肺管理区分を決定し、それに基づいて適切な措置を講ずる必要があることから定められている。

また、合併症に罹患し療養している者は、その療養の経過中にじん肺が進展するおそれがあることから、休業の有無にかかわらず合併症により 1 年を超えて療養した後に、休業又は療養を要しないと診断された場合にも定期外健康診断を行うこととされている。

合併症により療養をした者の定期外健康診断は、次のような場合に行う。




（注）⬇：定期外健康診断

療養の期間が１年以内のときは、合併罹患前のじん肺管理区分が治ゆ後のじん肺管理区分となる。また、じん肺健康診断の際に合併症罹患が認められたときは、肺機能検査を行わずエックス線写真の像の区分によりじん肺管理区分が決定される。

は事業場の健康管理体系に包含され、労働者が離職すると、事業場の健康管理体系における一貫した健康管理の対象から外れることとなる。このような観点から、次に掲げるような一定の者については、離職の際に事業者に健康診断の実施を請求できるとされており、このような請求があった場合には、事業者は健康診断を行うこととされている。

| 粉じん作業従事との関連 | じん肺管理区分 | 直前のじん肺健康診断から離職までの期間 |
|---|---|---|
| 常時粉じん作業に従事 | 1 | 1年6月以上 |
| | 2，3 | 6月以上 |
| 常時粉じん作業に従事したことがあり現に非粉じん作業に従事 | 2，3 | 6月以上 |

## 2．粉じん作業についての職歴の調査

粉じん作業歴は、労働者が現在の事業場で就業する前と現在の事業所に来てからを分け、事業所名と下記の表のじん肺法施行規則別表を参考に粉じん作業名（括弧内には該当の号数 1～24 を記載）、粉じん作業従事期間を記載する。

作業名は、それぞれの作業名を記載するが、「～する場所における作業」と表現することもあり注意を要する。

近年、歯科技工じん肺や、超硬合金じん肺、ベリリウム肺、インジウム肺、高純度シリカによる急進じん肺なども認められるようになった。

~~じん肺に罹患するおそれのある作業は、じん肺法施工規則別表に次の 24 の作業が列挙されている。~~

1　土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ　坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業

ロ　屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業

1 の 2　ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業

2　鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第 3 号の 2、第 9 号又は第 18 号に掲げる作業を除く。）

3　坑内の、鉱物等を破砕し、粉砕し、ふるい分け~~わけ~~、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ　湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

ロ　水の中で破砕し、粉砕し、又はふるい分け~~わけ~~る場所における作業

ハ　設備による注水をしながらふるい分け~~わけ~~る場所における作業

3 の 2　ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

4　坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。

5　坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）

5 の 2　ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業

5 の 3　坑内であ~~つ~~って、第 1 号から第 3 号の 2 まで又は前 2 号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業



コメントの追加 [芦澤23]: 粉じん作業について、じん肺法施行規則にあわせて修正。

6　岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業。（第 13 号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ　火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業

ロ　設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業

7　研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業。（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。

8　鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分け~~わけ~~る場所における作業。（第 3 号、第 15 号又は第 19 号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ　水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分け~~わけ~~る場所における作業

ロ　設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分け~~わけ~~る場所における作業

ハ　屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破砕し、又は粉砕する場所における作業

9　セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第 3 号、第 3 号の 2、第 16 号又は第 18 号に掲げる作業を除く。）

10　粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業

11　粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第 14 号までに掲げる作業を除く。）

12　ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

13　陶磁器、耐火物、けい藻~~そう~~土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ　陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業

ロ　水の中で原料を混合する場所における作業

14　炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

15　砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型をこわし壊し、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業。（第７号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。

16　鉱石専用埠頭に接岸している鉱石専用船の鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）

又はかき集める作業

17　金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。

18　粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積たい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

19　耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業

20　屋内、屋外、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。

20の２　金属をアーク溶接する作業

21　金属を溶射する場所における作業

22　染土の付着した藺草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業

23　長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業

24　石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

粉じん作業の職歴の調査は、事業場の名称、従事している、又は従事していた粉じん作業の内容及び従事した期間を把握することによって行う。

この調査によって、粉じんへのばく露期間間を確認することができると同時に、ばく露した粉じんの種類を推定することができる。また、その結果は、疫学的な評価を行う際のばく露の指標として重要なものである。

粉じん作業の職歴の調査に当たって注意すべき点は、別表に掲げられている作業のなかで、4 号の作業、12 号の作業のうちの「原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業」、13 号の作業のうちの「窯の内部に立ち入る作業」、16 号の作業、19 号の作業、20 号の作業以外のものは、「～する場所における作業」と表現されており、各号に掲げられている作業行動（例えば、1 号の場合には「掘削する」）に該

当する作業を行っていなくても、その場所で別の作業（例えば、現場事務）を行っていれば、その作業は粉じん作業に該当するということである。

粉じん作業についての職歴を正確に把握するためは、事業場の衛生管理者等から被検者の粉じん作業の職歴に関する記録を提出させ、これをもとに調査することが望ましい。特に、被検者から正確な情報を聴き取り得ない場合には、この方法によることが有効である。

被検者のばく露の程度を把握するためには、ばく露期間間のみでなく、ばく露度濃度を把握することが重要であるが、蓄積ばく露量の推定には、過去からの正確なばく露レベルについてのデータが集積されている必要があり、必ずしも容易ではない。しかし、じん肺が短期間で進展している労働者等においては、高濃度の粉じんにばく露されていることが考えられる。そのような場合、粉じん作業を行う屋内作業場については、労働安全衛生法第 65 条により粉じん濃度の測定が事業者に義務づけられており、かつ、その記録を 5 年間保存することとされているので、その測定結果を参考とすることが診断の一助となるとともに、予防及び進展の防止のための諸対策を講ずる基礎ともなる。

## 3．エックス線撮影検査及びエックス線写真の読影

### （１）エックス線撮影法

~~じん肺の診断に当たって、最も望ましい胸部エックス線フィルム像は、肺の細部までよく判る至適な濃度とコントラストをもつフィルム像であり、コントラストの強いものは避けるべきである。~~
~~現在、撮影方法としては低圧撮影と高圧撮影の方法があるが、高圧撮影法を採用する利点として次の諸点があげられる。~~
~~① 低圧撮影に比べて短時間撮影が可能となる。~~
~~② 電源電圧のドロップ、フォトタイマーの作動不足、露出条件不良などの影響が少なくなる。~~
~~③ 骨部の陰影の減弱度が大きく、肺の変化をみるのに適している。（ただし、石灰化影は骨部と同様に見にくくなる。）~~
~~④ 肺野の辺縁部、中心部とも、濃度とコントラストが平均化し、病変の存在する位置によって微細な変化が見落とされる危険が極めて少なくなる。~~
~~⑤ 国の内外において、すでに高圧撮影が標準化されており、国際的診断基準もこれにより確立されている。~~
~~なお、高圧撮影法の場合、二次散乱線が増加する等の不利な点があるが、適切な散乱線除去法をとれば読影に適切なフィルム像を得ることができる。従って、じん肺の胸部エックス線撮影検査の方法として高圧撮影法を採用することが望ましい。~~

~~以下、撮影法について概説する。~~じん肺法に基づき、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定（以下「じん肺健康診断等」という。）においては、胸部エックス線写真を用いることとされている。じん肺健康診断等に用いることができる胸部エックス線写真には、アナログ画像であるフィルム写真、デジタル画像である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」（以下「DR（FPD）写真」という。）、Computed Radiography による写真（以下「CR 写真」という。）がある。

じん肺健康診断等を行う前に、次の事項を確認することになっている[1)]。

①全肺野の細部まで十分に読影が可能であること。

②適正な濃度とコントラストであること。

③陰影が強調されすぎていないこと。

じん肺の診断に当たっては、全肺野の細部まで十分に読影が可能な適正な濃度とコントラストをもつ胸部エックス線写真により実施することが必要であり、コントラストの強過ぎるもの等を用いることは避ける[2)]。

令和５年現在、じん肺健康診断等に用いられている胸部エックス線写真は、ほとんどが DR（FPD）写真あるいは CR 写真であることから、本稿ではこれらの撮影法について述べる。スクリーン/フィルム（SF）システムによるフィルム写真の撮影条件等については、「じん肺診査ハンドブック改訂第 4 版（労働省安全衛生部労働衛生課編　1987 年　中央労働災害防止協会発行）」[3)] を参照されたい。

胸部エックス線写真像は、じん肺の程度を把握するための基本的な資料であり、このためには、適正な胸部エックス線写真で区分を行う必要がある。

#### イ．じん肺健康診断等のための DR（FPD）撮像表示条件

１．撮影条件：



**コメントの追加 [芦澤24]:** じん肺健康診断に用いられる胸部 X 線画像はほとんど DR あるいは CR 画像であることから、X 線フィルム写真についての記載を削除し、CR・DR 画像について撮影条件を中心に記載した。

撮影時の吸気は適切に行わせ、呼吸の吸気停止時に撮影を行う。

| | |
|---|---|
| 電圧 | 110～140［kV］ |
| 焦点被写体間距離 | 180～200［cm］ |
| 出力サイズ | ライフサイズ（半切または大角~~フィルム~~） |
| 撮影倍率 | 等倍撮影（縮小撮影は認めない） |
| 撮影条件表示 | 出力~~フィルム~~画像に「メーカー毎画像処理条件」が分かるように表示すること |
| グリッド | 限定しない |
| 空間分解能 | 限定しない |

２．画像処理条件（一般的表記）：

| | |
|---|---|
| 階調処理 | 肺野部の最高濃度を 1.6～2.0 程度とすること |
| 周波数処理 | マルチ周波数処理を原則行わないこと。 ただし、縦隔の画質の劣化等臨床的な問題が生じる場合には、専門家による読影委員会において認められたマルチ周波数処理を行うことができる。 |

３．メーカー毎画像処理条件：

撮影においては、メーカー毎の画像処理条件[4, 5]を遵守しなければならない。これ以外の条件による DR(FPD)写真の審査は適正ではない。

**ロ．じん肺健康診断等のための CR 撮像表示条件**

１．撮影条件：

撮影時の吸気は適切に行わせ、呼吸の吸気停止時に撮影を行う。

| | |
|---|---|
| 電圧 | 110～140［kV］ |
| 焦点被写体間距離 | 180～200［cm］ |
| 出力サイズ | ライフサイズ（半切または大角~~フィルム~~） |
| グリッド | 高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること |
| 空間分解能（画素数） | 画像~~フィルム~~サイズがフルサイズ(半切)の場合<br>イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 ［pixel］ 以上とすること |

２．画像処理条件（一般的表記）：

| | |
|---|---|
| 階調処理 | 肺野部の最高濃度を 1.6～2.0 程度とすること |
| 周波数処理 | 低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上)におけるレスポンスを 1.0～1.2 倍程度とすること |

| | |
|---|---|
| | （なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、上記範囲内であること。） |

３．メーカー毎画像処理条件：

撮影においては、メーカー毎の画像処理条件[4，5]を遵守しなければならない。これ以外の条件によるCR写真の審査は適正ではない。

**ハ．じん肺健康診断に用いる医療機器の必要要件6)**

下記(1)から(4)の要件を満たす必要がある。

(1)　画像データの保存装置

・画像データの保存は、グレースケール10ビット(1024階調)以上、画素サイズ200ミクロン以下のフォーマットで行うこと。

(2)　キャプチャー機器(CR又はDR(FPD)の撮影装置)及びビューワー(画像を表示するソフトウェア)

・DICOM　Part14に準拠したP―Value(グレースケール変換処理後の画素値)に対応した運用が行われていること。

(3)　医療用モニター(ディスプレイ)

・解像度は3メガピクセル(1536×2048ピクセル)以上のモニターを二面用いることが望ましい。6メガピクセル以上であればその限りでない。

・輝度が300cd／m2以上であること。

・DICOM　Part14に準拠したキャリブレーション(表示の補正)がなされていること。

(4)　イメージャー(フィルム出力装置)

・DICOM　Part14に準拠したP―Valueの画像データを適切に出力すること。

**ニ．モニターを用いたじん肺画像の読影方法**

モニターにデジタル版じん肺標準エックス線写真と審査する画像を表示して、両者を比較し、どの型に最も近い陰影であるかを検討して診断する。

参考通達および図書

１）基安労発0115第1号　　（平成28年1月15日）
２）基発0314第4号　　（平成28年3月14日）
３）労働省安全衛生部労働衛生課編：じん肺診査ハンドブック改訂第4版，中央労働災害防止協会，東京，1987
４）基安労発0624第1号　　（平成22年6月24日）
５）基安労発0115第1号　　（平成28年1月15日）
６）基安労発0926第1号　　（平成23年9月26日）

~~イ．装置等~~

~~(イ) エックス線発生装置~~

a. 装置の定格

変圧器式の場合、基本的には最高定格電圧 150kV、最高定格電流 500mA の容量の規格のものが望ましいが、少なくとも最高定格電圧 125kV、最高定格電流 300mA の容量の規格のものが必要である。コンデンサ式の場合、最高定格電圧を 150kV、コンデンサ容量 1μF の容量の規格のものが望ましいが、少なくとも最高定格電圧 125kV、コンデンサ容量 1μF の容量の規格のものが必要である。

なお、変圧器式の場合には、電源の容量を十分にし、かつ、変動を避けるため専用のトランスを持つことが望ましい。

b. タイマー

変圧器式の場合には、1/30（0.03）秒以下で撮影が可能なように、精度のよいタイマー（±20%）を備えつけることが望ましい。

コンデンサ式の場合には、短時間露出ができるような波尾切断方式を用いなければならない。

c. エックス線管

回転陽極管を必ず備えており、焦点は実効焦点として 1mm のものが望ましい。

d. フィルター

一次エックス線束の総ろ過は、付加フィルターとエックス線管固有のものとを合わせて少なくともアルミニウム 2.5mm 相当とする。

（ロ）照射野の制限

多重絞りにより、照射野を被検者の検査部位だけに制限するとともに、絞りの影が撮影したフィルムの少なくとも下縁には見えるようにすることが望ましい。

（ハ）グリッド

① 格子比 10：1 位のものを用いる。ただし、固定式のグリッドを用いる場合は 1cm 当たり 40 本程度の格子があることが望ましい。

② グリッドを使用しない場合には、2.4m の焦点フィルム間距離で、フィルムと被写体との間隙を 20～25cm 離すこととする。

（ニ）増感紙

良い鮮鋭度と短時間露出が最もよく両立するためには、中間感度（標準感度）の増感紙を使う。

（ホ）エックス線フィルム

一般目的用で中間感度のものとする。また、フィルムの大きさは、両肺を横隔膜肋骨角（似下「肋横角」という。）まで含めてカバーするのに必要な程度のものとすることが望ましい。

（ヘ）現像

自動現像装置を用いることとするが、これ以外の場合でも、定時恒温現像を厳密に守らなければならない。

（ト）その他装置に関する事項

三相交流エックス線発生装置、高速回転陽極管、微小焦点等を使用することによりフィルム像の質的改善を図るようにすることが望ましい。

ロ．撮影条件

① 撮影時の吸気は適切に行わせ、呼吸の吸気停止時に撮影を行う。

~~② 焦点フィルム間距離は、1.8m 以上とすることが望ましい。1.5m 以下にしてはならない。~~

~~③ 撮影は 100kV 以上で行い、撮影時間は 1/30（0.03）秒より長くならないようにする。エックス線写真像は、じん肺の程度を把握するための基本的な資料であり、このためには、上記条件による鮮明なフィルムでエックス線写真像の区分を行う必要がある。~~

**（２）じん肺陰影の特徴**

**イ．粒状影**

粒状影を示すじん肺の代表はけい肺であるが、炭坑夫肺、溶接工肺、その他のじん肺でも粒状影を示す。以下、これら~~、けい肺とその他の~~じん肺の粒状影の特徴について概説する。

**（イ）けい肺**

けい肺の胸部エックス線写真像は、その他のじん肺と同様に、一般的に、吸入粉じん量により異なり必ずしも一律ではない。初期の極めて線維化の弱い時期には、個々の粒状影結節像は認めにくく、末梢の血管影が見えにくくなり、血管影と血管影との間に異常陰影が出現し次第に増加してくる。このような陰影は、上中~~下~~肺野に初発する~~も~~（特に側方部である~~。~~）。~~次第に上肺野に及んでくる。~~けい肺の示す粒状影は結節像、一般に濃厚濃度が高く~~で~~円形である。粒状影が両肺野に少数認められる段階のものをじん肺法では第~~1~~1 型としている。粒状影は、経過とともに次第に大きさと数を増してきて全肺野に及ぶようになる。遊離けい酸含有率の高い粉じんによる~~典型的な~~けい肺では、個々の結節の径が 10mm に達することがある。

吸入粉じん量が少ない場合や粉じんばく露期間が短い場合等には、このような胸部エックス線写真像を示すよりも、次に述べる「その他のじん肺」に類似した所見を呈することがある。

**（ロ）炭坑夫じん肺**

炭坑夫じん肺の胸部エックス線写真像は、けい肺に類似するが、けい肺の粒状影と比較すると、やや淡く、境界不鮮明な傾向にある。病理学的に線維化の程度が異なるためである。詳細は次に述べる「その他のじん肺」に記載する。

**（ハ）溶接工肺**

溶接の際に発生する酸化鉄ヒュームが吸入されて、肺胞内でマクロファージに貪食されることにより生じる。胸部エックス線写真像にて中下肺野優位、左右均等に分布し、大きさが揃った淡い小粒状影を呈する。通常大陰影は形成せず、縦隔リンパ節腫大は伴わない。他のじん肺と異なり粉じん吸入環境からの離脱により陰影の改善を認めることがある。

コメントの追加 [芦澤25]: 炭坑夫じん肺、溶接工肺について独立に記載とした。

**（~~ロ~~ニ）その他のじん肺**

遊離けい酸含有率の低い粉じんや遊離けい酸を含まない粉じんによるじん肺のエックス線写真像および~~及び~~その経過は、けい肺の場合と多少異なっている。このようなじん肺の粒状影も、一般的に~~、~~粉じんの種類や吸入粉じん量により異なり、胸部エックス線写真像の推移も異なっている。一般に、粒状ではあるがその形は種々であり、小さく、濃度が低い（淡い）。このような粒状影は、進展に伴ってその数を増してくるが、けい肺のように個々の径を増すことは稀である。

その他のじん肺のなかで、Mixed Dust（結晶質けい酸および弱線維原性けい酸塩の混合粉じ

ん）により生じ、病理学的にMixed Dust Fibrosis（以下MDF)を示すじん肺がある。MDF主体のじん肺では、胸部エックス線写真上、けい肺で認める粒状影に比し淡く、その境界は不鮮明で粒状影がぼけて見える。これはMDF結節では、周囲への線維化波及による境界不明瞭な結節像が反映されている。また結晶質けい酸が極めて少ない混合粉じんによるmacule主体の病変は、強くなければ胸部エックス線写真では描出されない。なお、以前は非典型けい肺という表現も使われていたが、この表現は正確ではなく使用するべきではない。

コメントの追加 [芦澤26]: 画像の進歩により近年増加傾向の淡い陰影を伴うじん肺について追記。

**ロ．不整形陰影**

不整形陰影は~~、~~石綿肺のほかにその他のじん肺にも認められる。

**（イ）石綿肺**

石綿肺の不整形陰影は、下肺野に初発し~~、~~次第に中肺野に及んでくる。最も初期の変化は、両側下肺野の微細な粒状影、異常線状影である。進行してくると、小さな輪型の陰影が加わって、細網状、網目状等の不整形陰影がその密度を増し、肋横角(肋横隔膜角)が消失し、横隔陰~~膜~~影(横隔膜陰影)や心界（心陰影）は不明瞭になる。さらに進行すると、網状影~~のう状影~~や蜂窩状影も現われて~~くる~~肺容量が低下してくる。通常は対称性であるが時に一側に優勢なこともある。

石綿肺の特徴としては、以上述べた肺野の変化のほかに、胸膜プラークによる側壁胸膜の変化、横隔膜の変化、横隔膜上の石灰化影等があげられるが、これらについて後述する。

**（ロ）その他のじん肺**

その他のじん肺の場合にも、粒状影のほかに、種々の形の小さな濃度の低い（淡い）陰影が認められ、進展に伴ってその数を増してくる。

**ハ．大陰影**

けい肺の場合には、上肺野における粒状影がその数と大きさを増してきて、次第に個々の粒状影が識別できない塊状影となり、比較的鮮鋭な辺縁と濃厚な陰影を示す大陰影になるのが一般的な経過である。この大陰影の形成進展の前半では、肺野全般の粒状影分布はほとんど~~余り~~影響されない~~が、。~~しかし、収縮機転を伴う塊状影の形成に~~大塊状影の形成は萎縮機転を伴い、~~胸膜の癒着肥厚等が加わると、下肺野での気腫（性変化）が著明となり、肺門部の上方、側方、後方への偏位、心陰影ほか~~、中心影の変型~~縦隔陰影の変形が生じ、~~、横隔膜の下降と天幕形成、雨垂~~状血管像等~~をみるに~~至り、下肺野での粒状影はエックス線写真像上粗あるいはほとんど識別認識できない~~しえない~~状態と~~さえ~~なることがある。その際、~~このようになると~~他肺野の粒状影も同様に認識出来なくなっている~~明瞭に判読されない~~こと~~の方~~が多い。

その他のじん肺でも、吸入粉じん量の増加等により大陰影に発達することがあるが、石綿肺~~では、大陰影が出現することは極めて少ない。~~をはじめとする不整形陰影を主体とするじん肺で、大陰影が出現することはない。

**ニ．その他の変化**

**（イ）肺門影の変化**

けい肺以外のじん肺でも肺門影の多少の増強を伴うが、特にけい肺ではその初期、肺野

に明らかな粒状影を示さない以前にすでに肺門影の変化が目立ち、断層像や側面像も含めで肺門リンパ節の腫脹が明白な明らかな場合が少なくないもある。著しい肺門部の病変は、肺門影の濃度を増強させまし血管影の判読を困難とする。けい肺では、特に肺門リンパ節の高度の変化を伴うので、肺門影はコンマ状、腎臓形等の輪郭が比較的はっきりした陰影を示し、さらに長期間にわたる粉じんばく露者及び吸じん後長期間を経た者にはしばしば卵殻状石灰像をみる。なお、肺門の偏位（上・側方かつ後方）はじん肺の進展とともに多少とも認められる場合が多い。

**（ロ）肺気腫**

一般にじん肺はその種類を問わず、程度の差はあれ気腫性変化を伴い、けい肺では結節の周囲に気腫を呈することは少ない。著明でないが気腫が目立ち、肺野は明るく、その部分の結節像は粗となり、かつ、判別に困難さを加えてくる。その他のじん肺では、小結節周囲の局所の気腫が主で、ブラの発生はけい肺に比べれば少ない。大陰影を伴うじん肺では、その周囲の肺気腫が著しいのみならず、上下肺野におけるブラの像も著名になる。一方炭坑夫じん肺では粉じん斑や炭粉結節周囲に気腫を伴うとの報告もあり、そのような気腫は focal emphysema とよばれる。大陰影を伴うじん肺では、大陰影が大きくなるにしたがって、その周囲残存肺の過膨張性変化/気腫化を生じ、傍瘢痕性(paracicatricial)肺気腫とよばれる。

**（３）じん肺エックス線写真像の分類**

じん肺法では、エックス線写真の区分は次のように定められている。

| 型 | エックス線写真の像 |
|---|---|
| 第１型 | 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの |
| 第２型 | 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの |
| 第３型 | 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの |
| 第４型 | じん肺による大陰影があると認められるもの |

じん肺管理区分の決定に当たっては、上記に掲げた第１型から第４型までの区分を行う必要があるが、それ以上の詳細な分類は必要ではない。しかし、エックス線写真像から得られる情報については、病変の進展の判断、種々の比較検討などのために必要な限度において分類する必要がある。

小陰影の密度(profusion rate: PR)と大陰影の有無に応じて第1～4型が決定されるが、「じん肺管理区分決定通知書」の「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものである。

PR0:じん肺の所見がない。
PR1:エックス線写真の像が第１型である。
PR2:エックス線写真の像が第２型である。
PR3:エックス線写真の像が第３型である。

PR4:エックス線写真の像が第４型である。

**イ．小陰影の分類**

**（イ）粒状影**

粒状影のタイプは、主要陰影の径に従って分類する。

p　＝直径 1.5㎜ までのもの

q~~(m)~~ ＝直径 1.5㎜ を超えて 3㎜ までのもの

r~~(n)~~ ＝直径 3㎜ を超えて 10㎜ までのもの

~~（上記中カッコ内は旧来用いられていたタイプについての記号である。）~~

型の区分は、粒状影の密度に応じて次のように区分する。

第１型―両肺野に~~粒状影があるが~~少数ある~~の~~もの

第２型―両肺野に~~粒状影が~~多数あるもの

第３型―両肺野に~~粒状影が~~極めて多数あるもの

型の区分に当たっては、標準エックス線~~フィルム~~写真によることとする。標準エックス線~~フィルム~~写真は第１型、第２型及び第３型の中央のものを示しているほか、じん肺の所見がないと判断する~~フィルム~~エックス線写真の上限のもの、第１型の下限のものを示している。型の区分を行う際には明確にある型のものと判断できない場合があるため、12 階尺度を用いることとする。

12 階尺度の概要は次のとおりである。

0/－……正常構造が特によくみえるもの（普通若い人にみられる。このような所見はあまり多くない。）

0/0 ……じん肺の陰影が認められないもの

0/1 ……じん肺の陰影は認められるが、第１型と判定するに至らないもの

1/0 ……第１型と判定するが、標準エックス線~~フィルム~~写真の“第１型(1/1)”に至っているとは認められないもの

1/1 ……標準エックス線~~フィルム~~写真の“第１型(1/1)”におおむね一致すると判定されるもの

1/2 ……第１型と判定するが、~~―~~標準エックス線~~フィルム~~写真の“第１型(1/1)”よりは数が多いと認められるもの

2/1 ……第２型と判定するが、~~―~~標準エックス線~~フィルム~~写真の“第２型(2/2)”よりは数が少ないと認められるもの

2/2 ……標準エックス線~~フィルム~~写真の“第２型(2/2)”におおむね一致すると判定されるもの

2/3 ……第２型と判定するが、標準エックス線~~フィルム~~写真の“第２型(2/2)”よりは数が多いと認められるもの

3/2 ……第３型と判定するが、標準エックス線~~フィルム~~写真の“第３型(3/3)”よりは数が少ないと認められるもの

3/3 ……標準エックス線~~フィルム~~写真の“第３型(3/3)”におおむね一致すると判定されるもの

3/＋……第３型と判定するが、標準エックス線~~フィルム~~写真の“第３型(3/3)”よりは数が多いと認められるもの



コメントの追加 [事務局27]: 誤って削除されていたため、復元。

型の区分に当たっては、じん肺の種類に応じ対応する標準エックス線~~フィルム~~写真を用い、粒状影の密度に応じて区分する。

じん肺健康診断結果証明書には、従来の読影結果との推移を点検すること、疫学的情報を得ること等の目的から、この 12 階尺度により区分し記載する~~とともに~~こととし粒状影のタイプについて記載する。

| 分類 | PR0 | | | PR1 | | | PR2 | | | PR3 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 細分類 | 0/- | 0/0 | 0/1 | 1/0 | 1/1 | 1/2 | 2/1 | 2/2 | 2/3 | 3/2 | 3/3 | 3/+ |

**（ロ）不整形陰影**

不整形陰影は、主に線状、細網状、線維状、網目状、蜂窩状、斑状とよばれている像をいう。1971 年 ILO U/C 分類では、不整形陰影のタイプを s、t、u と分類しているが、じん肺法ではこの区分~~分類~~は採用しない。

型の区分は、不整形陰影の密度に応じて次のように区分する。

第 1 型―両肺野に~~不整形陰影があるが~~少数ある~~の~~もの

第 2 型―両肺野に~~不整形陰影が~~多数あるもの

第 3 型―両肺野に~~不整形陰影が~~極めて多数あるもの

型の区分に当たっては標準エックス線~~フィルム~~写真によることとし、じん肺の種類に応じて対応する標準エックス線~~フィルム~~写真を用い、不整形陰影の密度に応じて、粒状影と同様に 12 階尺度を用いて区分する。

じん肺健康診断結果証明書には、粒状影の場合と同様に 12 階尺度を用いて記載する。

**（ハ）その他の陰影**

典型的な粒状影や不整形陰影ではなく、例えば小葉中心性の淡いすりガラス状の粒状影を示したり、粒状影や不整形陰影と混在したりするものをその他の陰影とする。

型の区分は、その他の陰影の密度に応じて次のように区分する。

第 1 型―両肺野に少数あるもの

第 2 型―両肺野に多数あるもの

第 3 型―両肺野に極めて多数あるもの

型の区分に当たっては、標準エックス線写真によることとする。

コメントの追加 [事務局28]: パブコメの意見を踏まえ、追記したもの。

**（~~ニ~~ハ）小陰影の型の区分**

粒状影及び不整形陰影の各々については、（イ）及び（ロ）で述べたごとく区分するが、（2）で述べたように、じん肺のエックス線写真~~像~~には、しばしば両方の陰影が同時に明らかに存在することがある。このような場合の型の区分について、1971 年 ILO U/C 分類では、「複合密度」の概念を

示している。しかし、具体的な区分の方法を示すことは困難であるとされている。従って、小陰影を呈するエックス線写真についで、じん肺法に定める第1型から第3型までのエックス線写真像の区分を行う際には、じん肺の種類に対応する標準エックス線~~フィルム~~写真を用いて区分を行う。

じん肺健康診断結果証明書への記載に当たっては、粒状影及び不整形陰影の区分のほかに、小陰影の型の区分を12階尺度で記載する。

**ロ．大陰影の分類**

1つの陰影の長径が1cmを超えるものが大陰影であり、その径に従って次のように分類する。

A ―― 陰影が1つの場合には、その最大径が1cmを超え5cmまでのもの（図1A）。
数個の場合には、個々の影が1cm以上で、その最大径の和が5cmを超えないもの（図1B）。

B ―― 陰影が1つ又はそれ以上で、Aを超えており、その面積の和が1側肺野の1/3（右上肺野相当域）を超えないもの（図2）。

C ―― 陰影が1つ又はそれ以上で、その面積の和が1側肺野の1/3(右上肺野相当域)を超えるもの（図3）。

じん肺管理区分に係る大陰影の区分は、上記Cに該当するか否かの区分で足りるが、疫学的情報を得る等の目的からA、B、Cの区分を行う。

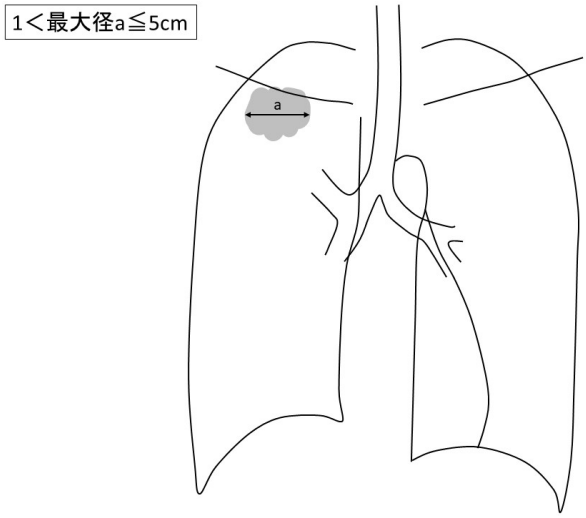



図1A

最大径a≧1cm
最大径b≧1cm
最大径c≧1cm
a+b+c≦5cm

注）大陰影が3個の場合

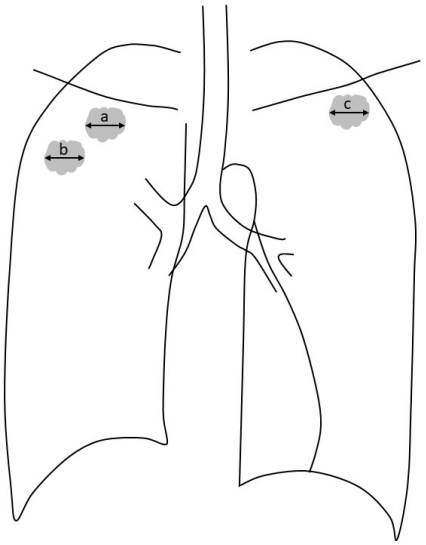



図 1B

面積a+b+c
≦一側肺野の1/3
(右上肺野相当域)

注）大陰影が3個の場合

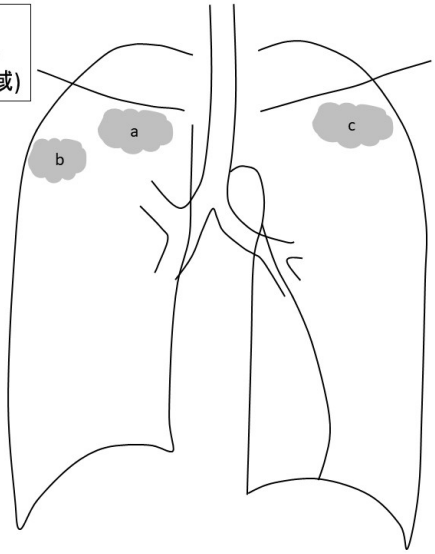



図 2

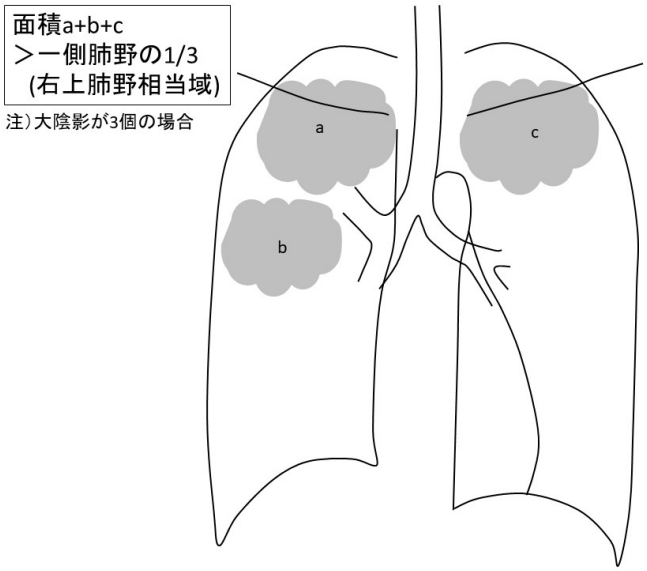



図３

**ハ．その他の像**

ロで述べたじん肺エックス線写真像の区分のほかに、エックス線~~フィルム~~写真に現れたじん肺所見以外の所見についても、合併症に関する情報、疫学的情報、保健指導のための資料の収集等の目的から、その所見の有無について読影の際に留意する必要がある。留意すべき所見は次のとおりである（図４）。

① 胸膜肥厚等の胸膜の変化（石灰化像を除く）　(pl)
② 胸膜石灰化像　(plc)
③ 心臓の大きさ、形状の異常　(co)
④ ブラ（のう胞）　(bu)
⑤ 空胴　(cv)
⑥ 著明な肺気腫　(em)
⑦ 肺門又は縦隔リンパ節の卵殻状石灰沈着　(es)
⑧ 肺又は胸膜のがん　(ca)
⑨ 気胸　(px)
⑩ 肺結核　(tb)

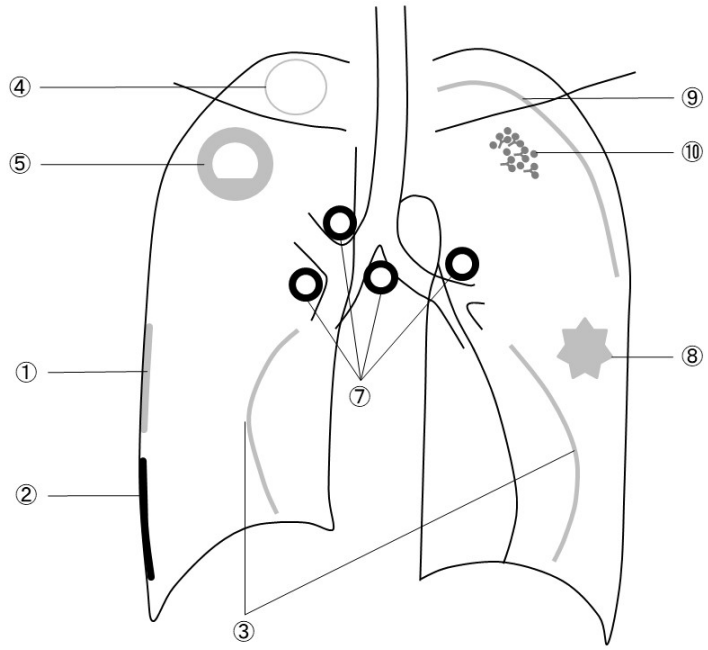



図４

**（４）じん肺標準エックス線~~フィルム写真~~の概略と使用法**

近年エックス線写真はデジタル撮影が主流となっていることから、エックス線写真像の区分にはじん肺標準エックス線写真集（平成 23 年３月）電子媒体版を用いることが望ましい。その構成は次表のとおりである。なお、標準エックス線写真集については、今後改定される可能性もあり、その際は、最新版を参照されたい。~~エックス線写真像の区分に用いるじん肺標準エックス線フィルム（増補版）の構成は次表のとおりである。~~

| ~~じん肺の種類~~ | ~~フィルム番号~~ | ~~エックス線写真の型~~ | ~~（区分）~~ | ~~性別~~ | ~~年齢~~ | ~~粉じん作業歴~~ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ~~け~~ | ~~1~~ | ~~第０型~~ | ~~（0/0）~~ | ~~男~~ | ~~30~~ | ~~土木工事業・掘削~~ | ~~10 年~~ |
| | ~~2~~ | ~~第０型~~ | ~~（0/1）~~ | ~~男~~ | ~~62~~ | ~~金属鉱業・運搬~~ | ~~26 年~~ |
| ~~い~~ | ~~3~~ | ~~第０型~~ | ~~（0/1）~~ | ~~男~~ | ~~49~~ | ~~製紙業・滑石粉取扱い~~ | ~~15 年~~ |
| | ~~4~~ | ~~第１型~~ | ~~（1/0）~~ | ~~男~~ | ~~51~~ | ~~土木工事業・掘削、窯業・タイル製造~~ | ~~16 年~~ |
| ~~肺~~ | ~~5~~ | ~~第１型~~ | ~~（1/1）~~ | ~~男~~ | ~~55~~ | ~~窯業・瓦成型、砕石業・砕石~~ | ~~21 年~~ |



コメントの追加 [芦澤29]: じん肺標準エックス線写真改定版にあわせて差し替える。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 6 | 第１型 | (1/1) | 男 | 49 | 窯業・タイル成型 | 22 年 |
| | 7 | 第２型 | (2/2) | 男 | 67 | 金属鉱業・選鉱 | 41 年 |
| | 8 | 第３型 | (3/3) | 男 | 54 | 金属鉱業・削岩 | 21 年 |
| | 9 | 第４型 | (A) | 男 | 60 | 窯業・練瓦積 | 31 年 |
| 石 | 10 | 第１型 | (1/0) | 男 | 56 | 石綿製品製造業・加工 | 29 年 |
| | 11 | 第１型 | (1/1) | 男 | 55 | 石綿製品製造業・加工 | 32 年 |
| 綿 | 12 | 第２型 | (2/2) | 男 | 56 | 石綿紡積業・原料混合 | 29 年 |
| | 13 | 第２型 | (2/2) | 男 | 45 | 石綿製品製造業・加工 | 17 年 |
| 肺 | 14 | 第３型 | (3/3) | 男 | 55 | 石綿製品製造業・加工 | 32 年 |
| | 15 | 第１型 | (1/0) | 男 | 47 | 炭素製品製造業・活性炭袋詰 | 7.5 |
| そ | 16 | 第１型 | (1/0) | 男 | 45 | 造船業・アーク溶接 | 年 27 |
| の | 17 | 第１型 | (1/0) | 男 | 50 | 造船業・アーク溶接 | 年 |
| 他 | 18 | 第１型 | (1/1) | 男 | 53 | 石炭鉱業・掘進 | 32 年 |
| の | 19 | 第２型 | (2/2) | 男 | 52 | 金属鉱業・削岩 | 28 年 |
| じ | 20 | 第３型 | (3/3) | 女 | 58 | 炭素製品製造業・活性炭混炭 | 13 年 |
| ん | 21 | 第４型 | (C) | 男 | 56 | 炭素製品製造業・黒鉛粉砕 | 6 年 |
| 肺 | | | | | | | 24 年 |

| 掲載画像番号 | 陰影の種類 | エックス線写真の型（区分） | 性別 | 年齢 | 粉じん作業歴 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 所見なし | 第０型(0/0) | 男 | 33 | 鉄粉製造 | 15 年 |
| 02 | | 第０型(0/0) | 男 | 42 | トンネル運搬 | 15 年 |
| 03 | 粒状影 | 第０型(0/1) | 男 | 69 | 耐火レンガ製造 | 35 年 |
| 04 | | 第１型(1/0) | 男 | 79 | 耐火レンガ製造 | 41 年 |
| 05 | | 第１型(1/0) | 男 | 58 | トンネル掘削 | 21 年 |
| 06 | | 第１型(1/1) | 男 | 76 | 耐火レンガ製造 | 55 年 |
| 07 | | 第１型(1/1) | 男 | 69 | 耐火レンガ製造 | 43 年 |
| 08 | | 第２型 | 男 | 73 | 耐火レンガ成形 | 38 年 |
| 09 | | 第２型 | 男 | 65 | 石材運搬 | 39 年 |
| 10 | | 第３型 | 男 | 79 | 石材掘削 | 45 年 |
| 11 | | 第３型 | 男 | 66 | トンネル掘削 | 11 年 |
| 12 | 大陰影 | 第４型（Ａ） | 男 | 71 | 掘進・採炭・坑内運搬 | 30 年 |
| 13 | | 第４型（Ｂ） | 男 | 72 | トンネル掘削 | 8 年 |
| 14 | | 第４型（Ｃ） | 男 | 69 | 採炭・坑内運搬 | 31 年 |
| 15 | 不整形陰影 | 第０型(0/1) | 男 | 71 | 石綿吹付 | 12 年 |
| 16 | | 第１型(1/0) | 男 | 78 | 船舶ボイラー補修等 | 35 年 |
| 17 | | 第１型(1/1) | 男 | 67 | 鋳物工場内アーク溶接 | 38 年 |
| 18 | | 第２型 | 男 | 72 | 造船溶接 | 20 年 |
| 19 | | 第３型 | 男 | 66 | 造船溶接 | 28 年 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | その他の陰 | 第２型 | 男 | 77 | 黒鉛取扱 | 31 年 |
| 21 | 影 | 第２型 | 男 | 73 | 金属研磨 | 40 年 |
| 22 | | 第２型 | 男 | 66 | い草製品製造 | 36 年 |
| 23 | 粒状影 | 組み合わせ | 第０型、第１型、第２型、第３型 | | | |
| 24 | 不整形陰影 | 組み合わせ | 第０型、第１型、第２型、第３型 | | | |

また、じん肺標準エックス線フィルム(増補版、昭和 53 年)の構成は次表のとおりである。

| じん肺の種類 | フィルム番号 | エックス線写真の型（区分） | 性別 | 年齢 | 粉じん作業歴 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| けい肺 | 1 | 第０型(0/0) | 男 | 30 | 土木工事業・掘削 | 10 年 |
| | 2 | 第０型(0/1) | 男 | 62 | 金属鉱業・運搬 | 26 年 |
| | 3 | 第 0 型(0/1) | 男 | 49 | 製紙業・滑石粉取扱い | 15 年 |
| | 4 | 第 1 型(1/0) | 男 | 51 | 土木工事業・掘削、窯業・タイル製造 | 16 年 |
| | 5 | 第 1 型(1/1) | 男 | 55 | 窯業・瓦成型、砕石業・砕石 | 21 年 |
| | 6 | 第 1 型(1/1) | 男 | 49 | 窯業・タイル成型 | 22 年 |
| | 7 | 第 2 型(2/2) | 男 | 67 | 金属鉱業・選鉱 | 41 年 |
| | 8 | 第 3 型(3/3) | 男 | 54 | 金属鉱業・削岩 | 21 年 |
| | 9 | 第４型( A ) | 男 | 60 | 窯業・練瓦積 | 31 年 |
| 石綿肺 | 10 | 第 1 型(1/0) | 男 | 56 | 石綿製品製造業・加工 | 29 年 |
| | 11 | 第１型(1/1) | 男 | 55 | 石綿製品製造業・加工 | 32 年 |
| | 12 | 第 2 型(2/2) | 男 | 56 | 石綿紡績業・原料混合 | 29 年 |
| | 13 | 第２型(2/2) | 男 | 45 | 石綿製品製造業・加工 | 17 年 |
| | 14 | 第３型(3/3) | 男 | 55 | 石綿製品製造業・加工 | 32 年 |
| その他のじん肺 | 15 | 第 1 型(1/0) | 男 | 47 | 炭素製品製造業・活性炭袋詰 | 7.5 年 |
| | 16 | 第 1 型(1/0) | 男 | 45 | 造船業・アーク溶接 | 27 年 |
| | 17 | 第１型(1/0) | 男 | 50 | 造船業・アーク溶接 | 32 年 |
| | 18 | 第 1 型(1/1) | 男 | 53 | 石炭鉱業・掘進 | 28 年 |
| | 19 | 第 2 型(2/2) | 男 | 52 | 金属鉱業・削岩 | 13 年 |
| | 20 | 第 3 型(3/3) | 女 | 58 | 炭素製品製造業・活性炭混炭 | 6 年 |
| | 21 | 第４型( C ) | 男 | 56 | 炭素製品製造業・黒鉛粉砕 | 24 年 |

| フィルム番号 | 組合せエックス線写真の型 |
|---|---|
| 22 | けい肺　0 型、1 型、2 型、3 型 |
| 23 | 石綿肺　0 型、1 型、2 型、3 型 |

~~フィルム番号　組合せエックス線写真の型~~

~~22　けい肺　0 型、1 型、2 型、3 型~~

~~23　石綿肺　0 型、1 型、2 型、3 型~~

**~~イ.~~ じん肺標準エックス線~~フィルム~~写真の使い方**

コメントの追加 [芦澤30]: エックス線フィルムについての読影方法となっているため、記載を修正。

~~個々の標準エックス線フィルムの詳細については、標準エックス線フィルムに添付されている解説書に記載されているので参照されたい。~~エックス線~~フィルム~~写真の読影に当たっては、粉じん作業についての職歴調査の結果等により、どの種類のじん肺の~~フィルム~~エックス線写真を用いるかをまず判断し、各型の標準エックス線~~フィルム~~写真~~の間に読影のと~~対象~~とするフィルムのエックス線写真を置いて~~比較しながら 12 階尺度を用いて判断する。どこから第 1 型と判断するかについては、石綿肺とその他のじん肺の場合には第 1 型の下限(1/0)の~~フィルム~~写真を用いて判断し、けい肺については、じん肺の所見がないと判断する上限(0/1)の~~フィルム~~写真と第 1 型の中央(1/1)の~~フィルム~~写真とを用いて判断を行う。~~また、100kV 未満の撮影電圧で撮影されたフィルムを読影する場合、撮影電圧により多少陰影が異なることがあるため、標準エックス線フィルムでは、けい肺の第 2 型(2/2)及び石綿肺の第 1 型(1/1)については低圧撮影によるフィルムも添付されており、これらを参考に読影する必要がある。これらのフィルムを用いても判断し難い場合には、高圧撮影（撮影電圧 100kV 以上）により再撮影を行って読影を行う必要がある。~~

**（5） じん肺の合併症・続発症の評価における CT 検査の有用性**

じん肺管理区分決定に際し、CT 所見はあくまでも参考までで、単純エックス線写真の所見をもって決定される。しかし、管理区分 2 以上が疑われ、胸部エックス線写真においてじん肺陰影以外の異常陰影が認められた場合、その陰影を詳細に検討する際に胸部 CT 検査が~~極めて~~有用である。胸部 CT 検査は、骨、縦隔陰影や既存のじん肺陰影のため胸部エックス線写真では十分に把握できない病巣の情報を得ることができる。以下にそれぞれの合併症・続発症についての留意点を述べる。

1. 肺結核

胸部 CT 検査は、空洞の有無や微小な粒状影の検出に優れている。病態の把握には過去画像との比較も有力になることが多い。

2. 結核性胸膜炎

胸部エックス線写真で描出されない胸水を確認できることがある。自覚症状で胸痛や発熱を認めるが、肺内に肺炎像を認めない場合には結核性胸膜炎の罹患を疑い、必要な検査（胸水中の結核菌検査、細胞診、アデノシンデアミナーゼ測定など）を行う。

3. 続発性気管支拡張症、続発性気管支炎

胸部エックス線写真でも気管支拡張がかなり進行した場合には読影しうるが、気管支の形態的変化を確認するためには胸部 CT 検査が~~極めて~~有用であり、罹患領域における気管支壁肥厚や気管支陰影の円柱状、静脈瘤様、のう胞状拡張が確認できれば、気管支拡張症の診断が可能である~~は確定する~~。

4. 続発性気胸

続発性気胸は、じん肺の進行とともに発生頻度が増加する。じん肺の合併症のなかでも頻度が多く、致死的になる場合もある。一般的には胸部エックス線写真およびその他の所見（突然の胸痛、呼吸困難、呼吸音減弱など）により診断は確定する。しかし、じん肺または肺結核などによる胸膜癒着、大陰影にともなう気腫性嚢胞などにより非典型的な胸部エックス線写真の所見を示し、必ずしも診断を確定しえない場合もある。このような場合には胸部 CT 検査が~~極めて~~有用である。

5. 原発性肺がん



コメントの追加 [芦澤31]: 撮像機会の増えた CT について、改めて有用性を記載。

コメントの追加 [事務局32]: 第 26 回じん肺部会での御意見を踏まえて、削除。

コメントの追加 [事務局33]: 第 26 回じん肺部会での御意見を踏まえて、削除。

コメントの追加 [事務局34]: 第 26 回じん肺部会での御意見を踏まえて、削除。

2003 年 4 月からじん肺の合併症に原発性肺がんが追加され、年に 1 回の肺がんに関する検査（肺がんに罹患している疑いがないと診断された時以外は、胸部らせん CT 検査および喀痰細胞診）の実施が事業者に義務づけられた。

肺がんは気胸とともに頻度が高く、また高度に進行したじん肺例では治療も制限されることが多いことから、早期に診断することが必要である。胸部エックス線写真で、典型的なじん肺の分布とは異なる陰影、新たに生じた陰影、進展の速い陰影などが認められた場合は CT 検査が極めて有用である。

コメントの追加 [事務局35]: 第 26 回じん肺部会での御意見を踏まえて、削除。

**（6）じん肺の鑑別診断における CT 検査の有用性**

じん肺以外にも胸部エックス線写真にて粒状影を呈する疾患があり、それら鑑別疾患の CT 所見を以下に挙げる。

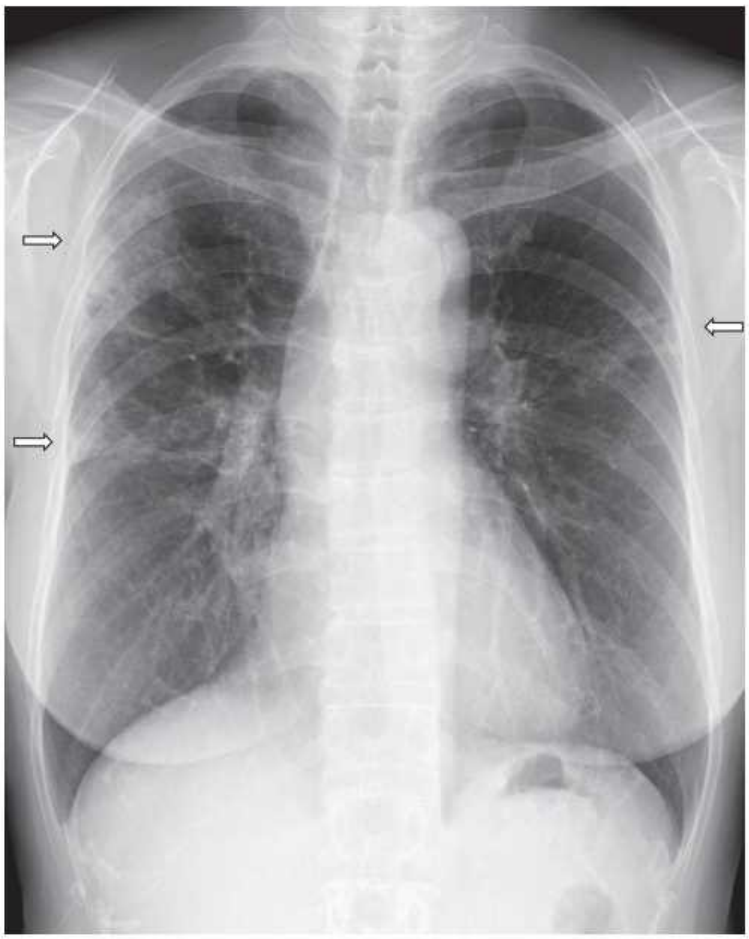
（厚生労働省 労災疾病臨床研究事業費補助金事業 「モニターを用いたじん肺画像診断に関する研究」じん肺 画像診断テキストーじん肺を正しく診断するためのポイントーより転載）

コメントの追加 [芦澤36]: じん肺の鑑別疾患について、記載。

非結核性抗酸菌症

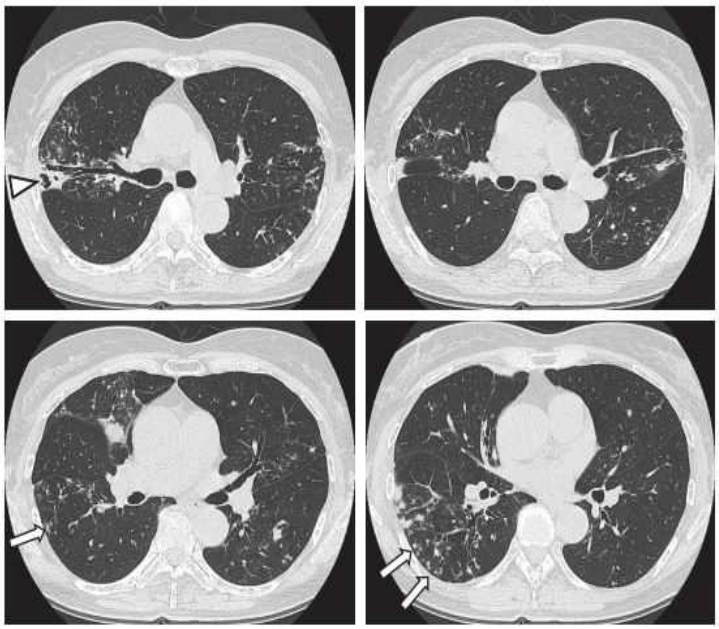
症例 非結核性抗酸菌症（MAC症）

●60歳台　女性　　●鑑別：粒状影　第2型



▲胸部X線

右側優位に両側の上中肺野に気管支拡張や壁肥厚が認められ、周囲に粒状影や結節影が認められる（矢印）。



▲胸部CT

肺野条件の薄層CTで、中肺野レベル優位に気管支拡張や気管支壁肥厚が認められ、末梢では胸膜と少し離れた小葉中心性粒状影や粒状影が融合した結節が認められる（矢印）。一部には空洞形成を伴う小葉性陰影が認められる（矢頭）。

~~ロ．組合せエックス線写真の使い方~~

~~一じん肺のエックス線写真を読影する場合、その写真がおおよそどの型に分類されるかを判断してからその型の標準写真を取り出して見くらべ、診断を行っている。この作業は一見簡単そうに見えるが、実際に行う場合には複数の標準写真を並べて見くらべなければならないので、シャウカステンのゆとりがないとフィルムの交換をしなければならず、大変な作業となる。このため、読影者は「頭の~~

コメントの追加 [芦澤37]: フィルム写真を読影する際の手間について述べられており現状に即さないため、削除。

~~中の標準写真」によって読影してしまう傾向があり、それにより読影結果の偏りが生じるおそれがある。そのため、スクリーニング用として標準エックス線フィルムの中に組合せエックス線写真が新たに加えられた。~~

~~この組み合わせ写真の実際の使用方法は慎重でなければならず、これのみで型の決定を行ってはいけない。まず、読影する写真をこの組み合わせ写真によって0～3型にふるい分ける。次に、ふるい分けた型に相当する標準写真により、肺野全体の影を対象とした最終診断を行うこととされたい。~~

サルコイドーシス

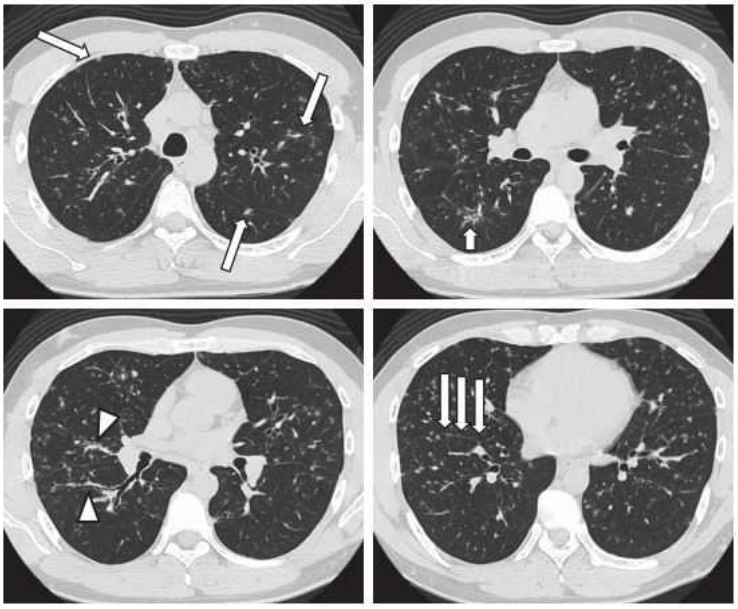
症例 サルコイドーシス②

●40歳台　男性　●鑑別：粒状影　第3型



▲胸部X線

両側肺野にびまん性に粒状影が認められ、背景血管の走行が不明瞭な部分もあり、第3型の珪肺が疑われる。

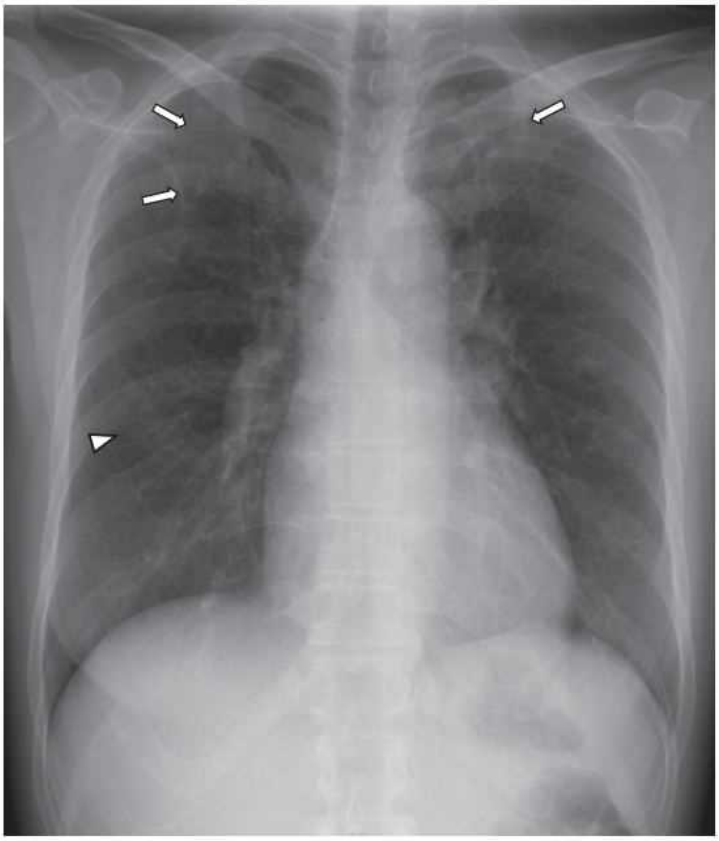


▲胸部CT

肺野条件の薄層CTで、両側上中肺野レベル主体に、不整形の粒状影、収縮機転を有する結節などがびまん性に認められる。多くは血管構造、胸膜、葉間胸膜に接している（長矢印）。また、気管支血管束の不整な肥厚像も認められ（矢頭）、病変がリンパ路性間質に親和性を有していることが疑われる。不整に粒状影が集簇している所見もみられるが（短矢印）、病変の軽度線維化によって収縮機転を生じている可能性がある。縦隔にリンパ節腫大も観察される。

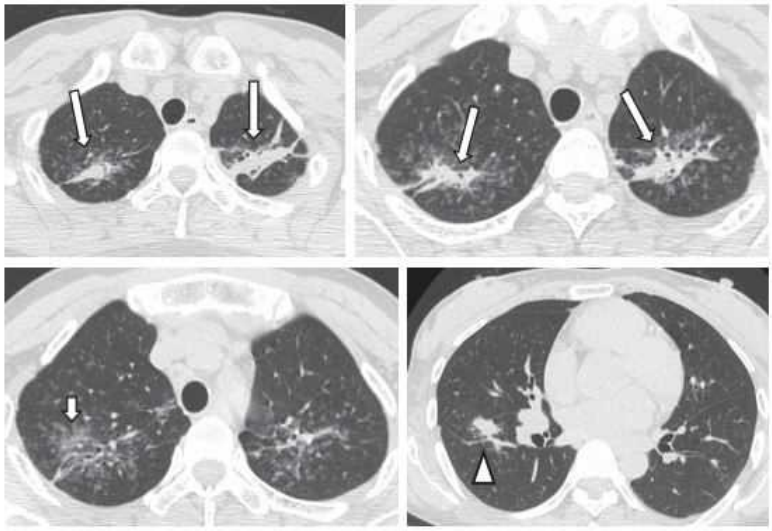
症例 サルコイドーシス④

●50歳台　男性　　●鑑別：大陰影　第4型（A）



▲胸部X線

両側上肺野に比較的境界明瞭な透過性低下領域が認められる（矢印）。右側中肺野にも辺縁不明瞭な限局性の透過性低下領域が認められる（矢頭）。



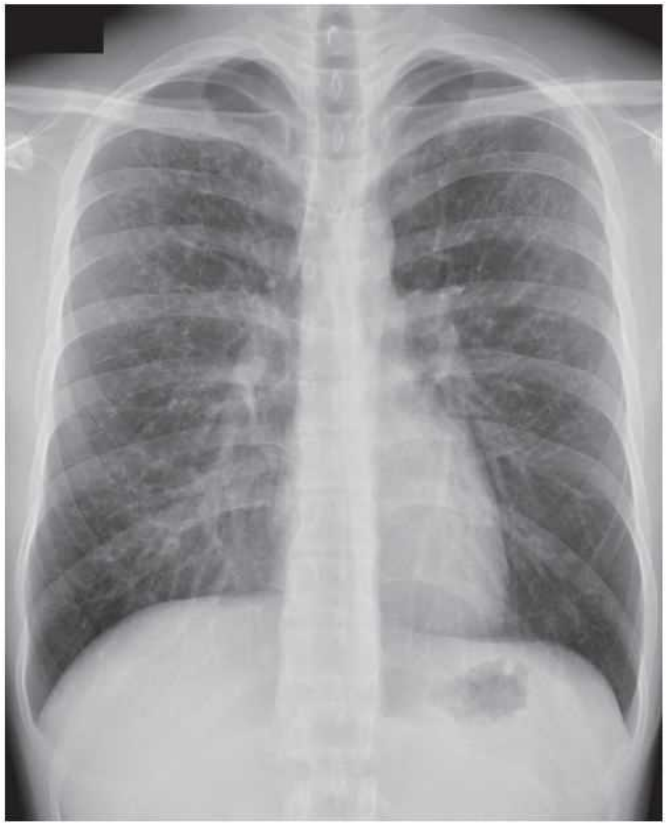
▲胸部CT

肺野条件の薄層CTで、両側上葉主体に、厚い索状影あるいは扁平な腫瘤様陰影が認められ、その周囲には微細な粒状影が集簇している。（長矢印）。病変はひきつれを伴った不整な形状をしており、ある程度の器質化、線維化を伴っている可能性が高い。尾側の肺にも淡い粒状影の集簇が認められ、多くは血管や気道との関連性が高い（短矢印）。右下葉の葉間胸膜に接しても不整形の腫瘤が認められるが（矢頭）、同部においてもその周囲には微細な粒状影が認められる。粗大陰影が胸部X線で第４型（A）として捉えられる可能性がある。

肺ランゲルハンス細胞組織球症

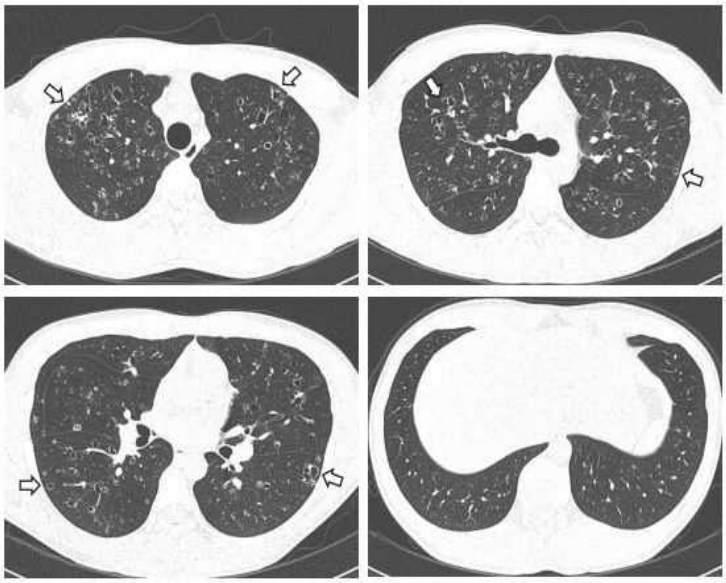
症例 ランゲルハンス細胞組織球症①

●20歳台　男性　●喫煙歴：不明　●鑑別：粒状影　第２型



▲胸部X線

両側上中肺野優位に多数の粒状・結節影が認められる。肋骨横隔膜角部に病変は明らかでない。



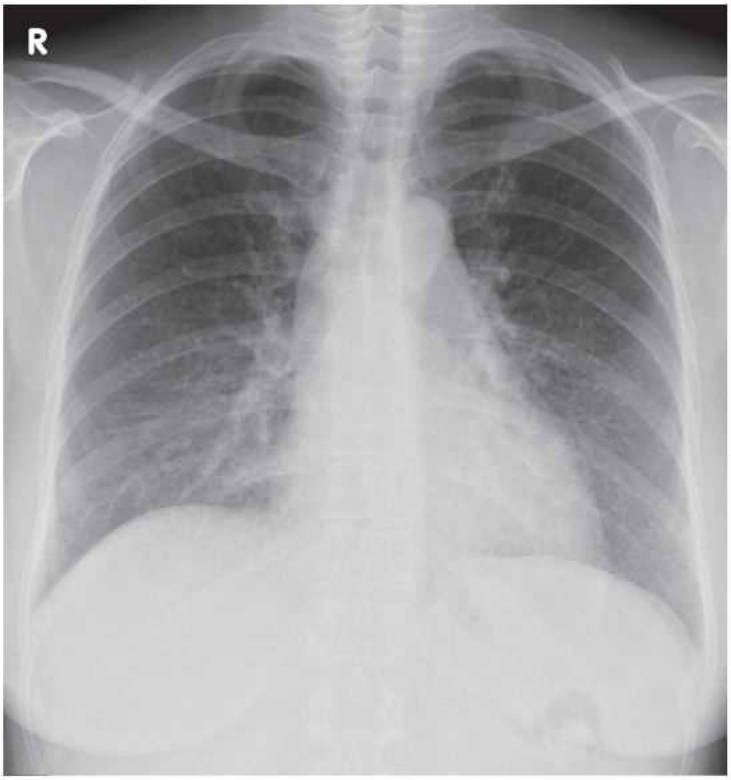
▲胸部CT

肺野条件の薄層CTで、壁の厚さが不同で歪な形状の嚢胞が多数認められる（矢印）。10㎜以下の小結節と空洞性結節の混在も確認される。肺底部には比較的病変が少ない。

非線維化性過敏性肺臓炎

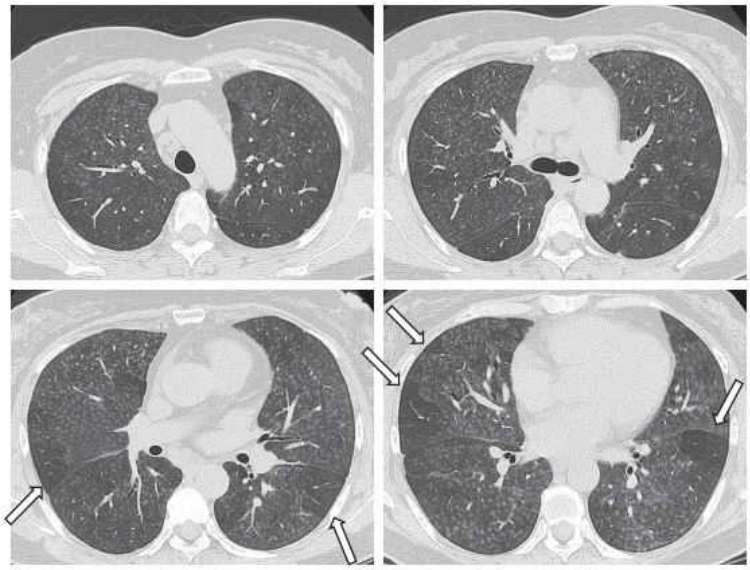
症例 非線維化性（亜急性）過敏性肺臓炎

●50歳台　女性　●鑑別：溶接工肺、い草染土じん肺




▲胸部X線

両側肺野びまん性に境界不明瞭な淡い微細粒状影が多発性に認められる。



▲胸部CT

肺野条件の薄層CTで、両側肺びまん性に極めて多数の淡い小葉中心性粒状影が認められる。Air trappingによると思われる低吸収域がモザイクパターンとして認められる（矢印）。

**【付】じん肺審査における CT 検査の位置づけ**

じん肺審査における CT 検査の位置づけは、通常の呼吸器診療と異なっており注意が必要である。

じん肺健康診断に用いる画像はじん肺法第３条にてエックス線写真とされており、胸部エックス線写真をじん肺標準写真と対比して、じん肺の PR 分類を決定することになる。~~いる。従~~したがって日常の呼吸器診療において CT は幅広く利用されているが、じん肺審査においては、エックス線写真を用いずに CT 所見に基づいて~~、~~PR 分類を決定することは~~な~~無い。~~あくまでも胸部エックス線写真をじん肺標準写真と対比して、じん肺の PR 分類を決定することになる。~~ただし、CT 写真画像をじん肺健康診断~~審査~~の際に CT 検査の限界も考慮しつつ参考資料として閲覧して、~~することを妨げているわけではなく、~~特にじん肺所見があると総合的に判断する場合には、利用して差し支えない。

~~従~~したがって、じん肺審査の対象者が CT を撮像されている場合は、必要があれば~~地方~~都道府県労働局から申請者に CT 写真の提出を依頼~~し、その所見を参考にしたうえで、最終的には胸部エックス線写真の所見により、じん肺所見の有無を決定~~することができ~~は可能であ~~る。

また、管理区分２以上と決定され、経過観察中に胸部エックス~~Ｘ~~線画像写真においてじん肺陰影以外の異常陰影が認められた場合や臨床所見から合併症が疑われる場合は、その精査として胸部 CT 検査を積極的に施行すべきである。~~じん肺審査における CT 検査の位置づけは、通常の呼吸器診療と異なっており注意が必要である。~~

コメントの追加 [芦澤38]: じん肺審査における CT 検査の位置づけについて追記。

コメントの追加 [事務局39]: 令和７年５月７日衆議院での審議を踏まえ、修正。

# 4. 胸部臨床検査

**(1) じん肺の経過の調査**

じん肺所見が初めて確認された時期及びその後のじん肺の経過を詳細に把握することは、健康診断実施時点でのじん肺の病像の的確な把握に不可欠であるとともに、じん肺の進展の程度に応じた適切な健康管理を進めていくうえでも極めて重要である。

粉じん作業に長期間従事している労働者では、初めてじん肺所見が確認された時期を受診者の問診によって正確に把握することが困難な場合が少なくない。また、じん肺のエックス線写真~~像~~及び肺機能障害の程度を問診により的確に把握することも困難な場合がある。従って、じん肺の経過の把握に当たっては、じん肺法第 14 条に基づき事業者が労働者にじん肺管理区分等を通知した書面（様式第 5 号「じん肺管理区分等通知書」）又は事業者が保存している「じん肺の健康管理の区分の決定通知書」（旧じん肺法によるもの）、「じん肺管理区分決定通知書」（様式第 4 号）等の書面を参考にするほか、事業場で作成している管理台帳、健康管理個人票等を利用して、できる限り正確に記載する必要がある。

**(2) 既往歴の調査**

胸部の疾患の既往についての調査は、じん肺の診断、経過の判断のためのみならず、健康管理のための資料を得る上からも重要である。既往の調査に当たっては、既往の有無、罹患の時期等について調査を行う必要がある。なお、調査は、被検者に直接問診を行うか、あらかじめ、被検者に問診票に記入させて、検査の場面で再確認を行ってもよい。以下、調査の対象とすべき疾患の概略について述べる。

**イ．肺結核**

肺結核がじん肺における重篤な合併症であることはよく知られている。~~じん肺には肺結核の合併率が高く、~~また、じん肺の予後に悪影響を及ぼす。このため、既往歴の調査に当たっては特に注意を払う必要がある。

コメントの追加 [事務局40]: エビデンスが古いとの研究班の指摘を踏まえ、削除。

**ロ．胸膜炎**

胸膜炎には結核性のものが多く、一般に経過は良好であるが胸膜肥厚をきたすことがある。このような変化を伴う場合、肺機能に影響を及ぼすことがある。また、胸膜炎の罹患はじん肺の進展等にも影響があるとの指摘もあり、その既往を点検する必要がある。

**ハ．気管支炎**

じん肺の所見のある者に持続性のせき、たんの症状を訴える者が多いことが~~は~~多くの調査で知られている。じん肺は気道の慢性炎症性変化を伴っていることは既に述べたとおりであり、このような慢性炎症性変化に細菌感染等が加わると膿性のたんを伴う気管支炎を発症する。このような気管支炎に何回も罹患すると肺の荒廃が進行し、肺機能障害も進行する。このような意味で、慢性的な気管支炎の既往を調査することは重要である。

**ニ．気管支拡張症**

じん肺には、気管支自体の変化、肺実質の変化等により気管支拡張が起こりやすい。気管支拡張が広範に及ぶと感染をきたしやすくなり、じん肺有所見者の健康保持上からも十分な配慮が必要である。

**ホ．気管支喘息**

じん肺と喘息とは自覚症として呼吸困難、せき、たんを伴うことから類以している部分もある。喘息における~~の際の~~呼吸困難は発作的で、かつ、非発作時には症状が消失することから、~~健康者と何ら変わりがないところまで回復することから、~~典型的な喘息では鑑別は容易である。~~感染性喘息では、せき、たんを伴うことが多い。~~

喘息~~は放置することにより気道のリモデリングを起こし、ことに感染性喘息はやがて慢性肺気腫を招来しやすいから~~、じん肺の予後、治療に影響を及ぼす~~ところが大であり~~ことがある。一方、適切な治療により症状が改善し、リモデリングを予防できることから、~~、また、気管支拡張剤による治療が有効なことから、~~的確に喘息の存在を把握し、対処しなければならない。そのためには既往歴のみならず、家族歴、気管支拡張剤投与前後の1秒量の変化、呼気中のFeNO、血清IgEや血中あるいは喀痰中の好酸球数により~~スパイログラフィー施行等によって~~喘息の有無を知る必要がある。

**ヘ．肺気腫**

~~大陰影を伴う進行した~~じん肺~~で~~は、~~程度の差はあれ~~気腫性変化を伴うもの~~が多い~~であり、~~ってくる。前述のように、特に石炭じん肺に肺気腫が合併することが指摘されている。一方、~~じん肺と肺気腫との関連については~~すでに述べたところである。~~肺気腫はじん肺の肺機能障害に及ぼす影響が大きく、かつ、その変化が不可逆的なものである。肺気腫の有無は、このような意味でじん肺の肺機能障害を判断する際に極めて重要である。喫煙は肺気腫の進展に大きな影響を与えるため、判断に際しては喫煙の影響も考慮する必要がある。

**ト．心臓疾患**

じん肺有所見者の訴える呼吸困難が、実はその患者の心臓疾患に起因していたということがしばしばあり、また、高齢者で冠動脈硬化症、高血圧性心疾患を伴う場合、じん肺と心疾患いずれが主体であるか決め難いことが少なくない。いずれにせよ心疾患患者はじん肺と同様の自覚症を伴うことから、既往歴をよく確かめ、心疾患の有無をできるだけ丹念に調べる必要がある。

**(3) 自覚症状の調査**

じん肺では、一般的に画像所見が自覚症状の出現より先行し、当初は無症状であることが多い。しかし、病状の進行に伴って、画像所見は増強し、自覚症状が出現してくる。自覚症状には、じん肺そのものによるものと合併症によるものがある。また、自覚症状の内容や発現する時期と頻度が個々のじん肺患者によって異なる場合もある。そのため、じん肺に伴う症状を正しく聴取することは、じん肺の進行度の評価のみならず、合併症の診断や鑑別診断のためにも重要である。

**イ．呼吸困難**

呼吸困難はじん肺の自覚症状として最も重要であり、多くのじん肺~~また、~~患者が最初に~~意識し、~~自覚する症状である。じん肺の進行例では日常生活に最も影響を与える症状である。そのため、じん肺患者における呼吸困難の程度を正確に把握することは、じん肺による肺機能障害の程度を客観的に判定するうえで重要である。一方、じん肺患者の高齢化に伴い、じん肺以外の疾患（例えば心不全、腎不全、貧血など）でも呼吸困難を訴えることに留意する。~~苦しめられるのが呼吸困難である。~~

~~―~~呼吸困難の程度の判定に際しては、~~調査は通常聴取りによって調査を行う。呼吸困難の分類にはいくつかの方法があるがよく用いられるのは~~過去に頻用された~~Fletcher~~,~~Hugh-Jones~~の~~分類~~であるに基~~



**コメントの追加 [芦澤41]:** 喘息の病態生理に基づき、じん肺との関連性を追記。
検査についても、近年行われるようになった検査項目を追加した。

**コメントの追加 [芦澤42]:** 肺気腫とじん肺の関連性について、最近の知見に基づき修正・追記。

**コメントの追加 [芦澤43]:** 自覚症状を聴取することの重要性を追記。

**コメントの追加 [芦澤44]:** 前述の通り自覚症状として頻度の高い呼吸困難感についての聴取の重要性と、じん肺患者の高齢化に伴い他の疾患によるものとの鑑別を要するとの記載を追加。

づいて以下のように区分する。なお、呼吸困難が第Ⅲ度以上は2次検査の対象になる。~~この分類を基礎として次のように区分する。~~

第Ⅰ度：同年齢の健康者と同様に仕事ができ、歩行、登山あるいは階段の昇降も健康者と同様に可能である。

第Ⅱ度：同年齢の健康者と同様に歩くことに支障ないが、坂や階段は同様に昇れない者

第Ⅲ度：平地でも健康者なみに歩くことができないが、自己のペースでなら 1Km 以上歩ける者

第Ⅳ度：50m 以上歩くのに一休みしなければ歩けない者

第Ⅴ度：話したり、着物を脱ぐのにも息切れがして、そのため屋外に出~~ら~~られない者

＊距離は参考程度

呼吸困難は、じん肺の肺機能障害を判断するうえで重要であり、被検者から正確に聴き取る必要がある。聴き取りに当当たっては、問診票（○ページ）を用いる。~~と比較的的確な判断が可能である。~~問診票は、検査の場面で問診票に記載された方法により直接被検者から聴き取ってもよいし、あらかじめ被検者に記人させて、検査の場面で再確認を行ってもよい。

判定は問診票の記載に基づいて次のように行う。

第Ⅰ度――“息切れを感じない”、又は、①に“できる”
第Ⅱ度――①に“できない”、②に“歩ける”
第Ⅲ度――②に“歩けない”、③に“歩ける”、又は、③に“歩けない”、④に“歩ける”
第Ⅳ度――④に“歩けない”、⑤に“できる”
第Ⅴ度――⑤に“できない”

なお、現在、我が国や欧米では修正 MRC（modified Medical Research Council;mMRC）息切れスケールが広く使われているが、じん肺健康診断で用いる呼吸困難分類とは異なる。両者で判定の基準が異なるだけでなく、じん肺健康診断で使用する呼吸困難分類では第Ⅰ度から、修正 MRC 息切れスケールでは 0 度から始まっていることに留意すること。

コメントの追加 [芦澤45]: 現在広く使われる呼吸困難感の指標である修正 MRC との相違点を記載。

**ロ．せきとたん**

じん肺は基本的に肺実質の線維性変化であるため、典型的なけい肺や石綿肺では、喀痰喀出は見られないこともある。一方、画像変化を伴うような炭鉱夫肺患者や慢性的な気道炎症を合併したじん肺患者では、せきやたんの喀出がみられる。またこれには喫煙歴も影響する。~~気道の慢性炎症性変化に伴う症状を把握するためには、せきとたんの症状について的確に調査する必要がある。~~慢性的なせき、たんの症状を把握するための調査方法として~~現在最も~~以前からよく用いられている方法は、BMRC(British Medical Research Council)の呼吸器症状についての問診票を用いた方法である。この方法では、せき又はたんの有症者を、「1 年のうち 3 か月以上毎日のようにせき又はたんがあり、2 冬以上にわたるもの」

コメントの追加 [芦澤46]: せき・たんの有無を聴取する上での注意点を追記。

としている。じん肺における気道の慢性炎症性変化の把握のためには、上記の定義を勘案して「1 年のうち 3 か月以上毎日のようにせきとたんがある」ことを最低限把握する必要がある。

症状の把握に当たっては、呼吸器症状の調査の際に通常用いられているような問診票をもとにして行う必要がある。問診票への記載は、原則として検査の場面で被検者に質問をしてその結果を記入する。あらかじめ被検者に問診票を渡して記入させた場合でも、検査の場面では必ずチェックする必要がある。

このような方法でせき及びたんの症状があって、かつ、たんの量が多く膿性である場合には「続発性気管支炎」の罹患を疑う必要がある。

一方、気管支拡張症や肺がんを合併した場合には、血痰がみられることがあり、血痰の有無についても聴取することが望ましい。

**ハ．心悸亢進**

じん肺が進行して肺機能障害が進行すると、肺高血圧を呈し、この結果右心負荷がかかり、肺性心となる。この状態になると、特に労作時に動悸が出現し、心悸亢進を訴えるようになる。~~肺機能の低下に伴って体動時に心悸亢進を訴えることがあるが、~~心悸亢進をしばしば呼吸困難と誤って表現することがあるため、両者を区別して聴取する必要がある。

**ニ．その他の症状**

じん肺では、気胸発症時や肺がん併発時などに胸痛を訴えることがある。また、気管支炎の合併や結核の合併では熱感や盗汗を訴えることがある。これらの心呼吸器系の自覚症状についても、合併症の罹患を念頭に検査の場面で聴き取りを行う。

~~その他の心呼吸器系の自覚症状についても、検査の場面で聴取りを行う。胸痛、熱感、脱力感、盗汗等の訴えがある場合には合併症の罹患を疑う必要がある。~~

**ホ．喫煙歴の調査**

喫煙は~~じん肺の罹患や進展と特に呼吸器症状との関連が注目されているが、その影響の的確な評価については必ずしも明確にされていない。~~関連すると言われている。したがって、何歳から 1 日何本を何歳まで喫煙したか、また現在も喫煙しているか否かについて聞き取りして記録しておくことも重要であり、具体的には問診票を用いて調査を行う。また、じん肺健康診断結果証明書においても記載するように変更されている。~~しかし、じん肺有所見者の健康保持のために行う保健指導等の場面では、喫煙歴の情報は重要であり、問診票を用いて調査を行う。~~

**(4) 他覚所見の検査**

**~~主に、視診と聴診により他覚所見の検査を行う。~~**

**イ．チアノーゼ視診**

じん肺の進~~行展~~に伴って肺機能障害が進行し、~~低酸素血症が生じるようになると、動脈血中の酸素分圧が低下してくる。~~毛細管血の還元ヘモグロビン量が増加~~すると~~し、口唇~~など~~等にチアノーゼを認めることがある。貧血で全ヘモグロビン量が低下している場合は、低酸素血症があってもチアノーゼは出にくいので注意を要する。



**コメントの追加 [芦澤47]:** 増加傾向にある肺がん患者の症状として典型的な血痰についての記載を追加。気管支拡張症患者においても血痰は聴取すべき症状である。

**コメントの追加 [芦澤48]:** じん肺による肺機能障害と、心負荷との関連性を追記。

**コメントの追加 [芦澤49]:** その他の症状別に疑うべき疾患について追記。

**コメントの追加 [芦澤50]:** 喫煙とじん肺の罹患・進展の関連性について、最近の知見を記載。

**コメントの追加 [芦澤51]:** その他認められ得る所見について、より具体的に記載。

~~が出現するほか、ばち状指が出現することもある。~~

~~**ロ．ばち状指**~~

~~呼吸機能障害が長期間持続した際に、指の先端が太鼓のばち状に太くなることがある。一般的にじん肺ではばち状指は出現しにくいと言われているが、肺がんの合併例でも認められることがあるため、出現時には肺がんの合併に注意が必要である。~~

**ロ~~ハ~~．副雑音聴診**

じん肺の進展に伴って呼吸音の減弱等の呼吸音の異常、水泡音や捻髪音等の副雑音が聴取されることがある。

石綿肺では、その早期から両肺底部に捻髪音が聴取されることが特徴であり、石綿ばく露労働者については特に注意を払う必要がある。

**ハ~~ロ~~．ばち状指**

呼吸機能障害が長期間持続した際に、指の先端が太鼓のばち状に太くなることがある。一般的にじん肺ではばち状指は出現しにくいと言われているが、肺がんの合併例でも認められることがあるため、出現時には肺がんの合併に注意が必要である。

**【付】問診票**

記入　昭和　　年　　月　　日
　　大正

氏名　　（男・女）　生年月日　昭和　　年　　月　　日（　　）才
　　平成

1. 次の病気にかかったり、かかっていると言われたことがありますか？（はい、いいえのいずれかの□に✓の印をつけて下さい。）

| | はい | いいえ |
|---|---|---|
| ① 肺結核 | □ | □ |
| ② 胸膜炎（ろく膜炎） | □ | □ |
| ③ 慢性の気管支炎 | □ | □ |
| ④ 気管支拡張症 | □ | □ |
| ⑤ 気管支喘息 | □ | □ |
| ⑥ 肺気腫 | □ | □ |
| ⑦ 心臓の病気 | □ | □ |
| ⑧ その他の胸部の病気 | □ | □ |

2. 「呼吸困難（息切れ）」について次の質問の「感じる」「感じない」のいずれかの□に✓印をつけて、「感じる」と答えた人は次の質問に移って下さい。

階段をのぼったり、ゆるやかな坂をのぼる時に息切れを感じますか？　感じる □　感じない □（ここで終り）

→その程度はどの程度ですか？　矢印に従って答えて下さい。
（「ここで終わり」になる人は次の質問に進まなくて結構です。）

①息切れを感じないで同年齢の健康な人と同じように仕事をしたり、坂や階段を登れますか？　できる □　できない □（ここで終わり）

②同年齢の健康な人と同じように息切れを感じないで平らなところを歩くことが出来ますか？　歩ける □　歩けない □（ここで終わり）

③平らなところを自分のペースでなら 1Km 以上休まずに続けて歩くことができますか？　歩ける □　歩けない □（ここで終わり）

④息切れのために途中で休まずにないと平らなところを 50m 以上歩くことが出来ますかけませんか？　歩ける □　歩けない □

（ここで終わり）

⑤話をしたり、衣報を脱ぐのにも息切れがし、息切れのために外出することができませんか？　できる □　できない □

3.「せき」についての次の質問のはい、いいえのいずれかの□に✓印をつけて下さい。
（「はい」の場合には矢印に従って次の質問に移って下さい。）

| | はい | いいえ |
|---|---|---|
| ①冬に、朝起きると、いつも、すぐせきがでますか？ | □ | □ |
| ②そのようなせきは週 5 日以上できますか？ | □ | □ |
| ③冬に昼間や夜、よくせきがでますか？ | □ | □ |
| ④そのようなせきは 1 日 7 回以上、週 5 日以上でますか？ | □ | □ |
| ⑤このようなせきは、年に 3 か月以上続けて毎日のようにでますか？ | □ | □ |

4.「たん」についての次の質問のはい、いいえのいずれかの□に✓印をつけて下さい。
（「はい」の場合には矢印に従って次の質問に移って下さい。）

| | はい | いいえ |
|---|---|---|
| ①冬に、朝起きると、いつもすぐ、たんがでますか？ | □ | □ |
| ②その様なたんは週 5 日以上でますか？ | □ | □ |
| ③冬に昼間や夜、よくたんがでますか？ | □ | □ |
| ④そのようなたんは 1 日 2 回以上、週 5 日以上でますか？ | □ | □ |
| ⑤このようなたんは、年に 3 か月以上続けて、毎日のようにでますか？ | □ | □ |

5. 動悸についての次の質問のはい、いいえのいずれかの□に✓印をつけて下さい。

| | はい | いいえ |
|---|---|---|
| 最近歩いたりすると動悸がしますか？ | □ | □ |

6. 喫煙について次の質問の①と②についてはい、いいえのいずれかの□に✓印をつけて下さい。（「はい」の場合には矢印に従って次の質問に移って下さい。）

| | はい | いいえ |
|---|---|---|
| ①今までにたばこを吸ったことがありますか？ | □ | □ |
| ②現在たばこを吸っていますか？ | □ | □ |
| ③何才の頃から吸いはじめましたか？ | （　） | 才頃から |

④一日何本くらい吸いますか？

- 10 本未満　□
- 10 本～19 本　□
- 20 本以上　□

# 5. 肺機能検査

**(1) 肺機能検査の体系（図 1）**

じん肺の所見があると認められた者(エックス線写真像で一側肺野の 1/3 を超える大陰影があると認められた者を除く。)のじん肺管理区分の決定に当たっては、じん肺による肺機能障害が著しいか否かを判断する必要がある。そのため、じん肺法においては、じん肺にかかっているか又はその疑いのある者で胸部エックス線撮影検査と胸部臨床検査により合併症に罹患している疑いのない者及び合併症に関する検査で療養を要する合併症に罹患していないと診断された者を対象に肺機能検査を行うこととされている。

肺機能検査は、1 次検査と 2 次検査に分けて行う。

※1 次検査では、スパイロメトリーによる検査とを行い、フロー・ボリューム曲線の検査を行い、スパイロメトリーによる検査よりパーセント肺活量（%VC）及び 1 秒率（$FEV_{1.0}$%$FEV_1$/FVC）、パーセント 1 秒量（%$FEV_1$）を求める。を求め、フロー・ボリューム曲線の検査より最大呼出位から努力肺活量の 25%の肺気量における最大呼出速度($V_{25}$)を求める。

2 次検査では、動脈血ガスを測定する検査を行い、動脈血酸素分圧（$Pa_{O_2}$,$PaO_2$）及び動脈血炭酸ガス分圧（$Pa_{CO_2}$,$PaCO_2$）を測定し、これらの結果から肺胞気・動脈血酸素分圧較差（$AaDo_2$）を求める。

動脈血ガスの測定に先立って耳朶血の酸素分圧を測定し、酸素分圧が 80TORR 以上であれば動脈血採血を省略して「著しい肺機能障害がない」と判定してよい。

2 次検査は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

① 自覚症状、他覚所見等から 1 次検査の実施が困難と判断された者

② 1 次検査の結果等から“著しい肺機能障害がある”と判定されないもので、た者以外の者で、下記のいずれかに該当する者 1 次

a）%肺活量が 60%以上で 80%未満の場合

b）1 秒率が 70%未満かつ%1 秒量が 50%以上で 80%未満

c）呼吸困難度第Ⅲ度以上

d）胸部エックス線写真が第 3 型又は第 4 型（A, B）と診断された者

**(2) 1 次検査の内容と方法**

**イ．スパイロメトリーによる検査スパイログラム**

肺内気量の変化を口から出入りするガス気量で表し、気ガス量を縦軸に、時間を横軸にとって表現した曲線をスパイログラムと呼ぶよぶ。スパイログラムに基づく検査をスパイロメトリー、スパイロメトリーのための器械をスパイロメータ―という。（日本呼吸器学会「呼吸機能検査ハンドブック」参照）。

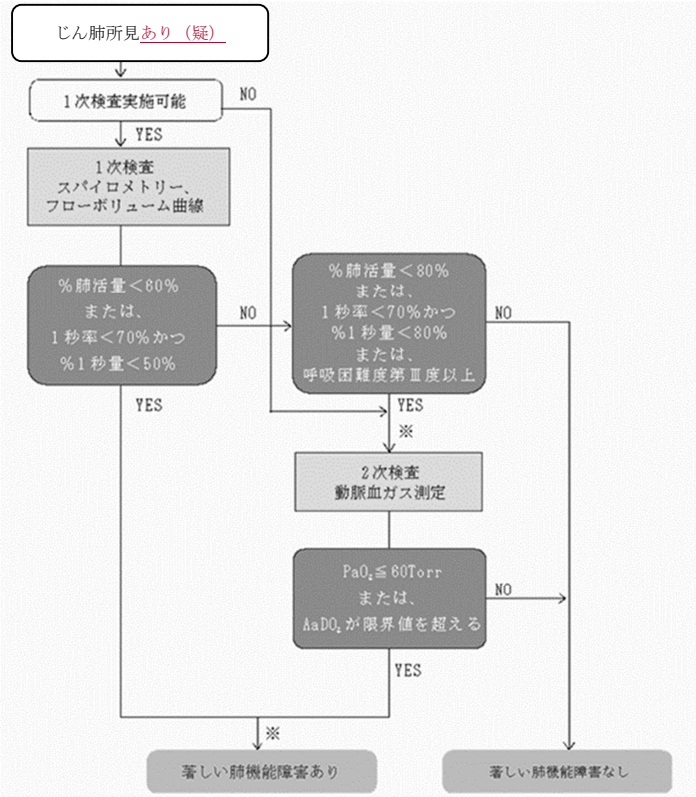
**ロ．スパイロメータの種類**

スパイロメータには直接換気量を測定する気量型と、気流量を積分して計算する気流型の 2 種類がある。どちらのタイプの機器を用いてもよいが、適切な保守管理と測定に際しての注意を怠ってはならない。



コメントの追加 [芦澤52]: 現在一般的な検査項目・方法に差し替え。

コメントの追加 [芦澤53]: 以下、呼吸機能検査の内容・方法を現在一般的なものに差し替え。
（日本呼吸器学会「呼吸機能検査ハンドブック」参照）




＊肺機能検査の結果及び2次検査の実施の判定に当たっては、肺機能検査によって得られた数値をアにおいて示した判定基準に機械的にあてはめて判定することなく、粉じん作業の職歴、エックス線写真像、既往歴及び過去の健康診断の結果、自覚症状及び臨床所見、その他の検査等を含めて総合的に判断すること。過去には、例えば、%VC、%FEV1、呼吸困難度等が基準を満たさない例について、胸部写真等も踏まえて2次検査を行った事例もある。

＊合併症にかかっている場合は肺機能検査を免除されていることに留意すること。

＊喘息や心不全の急性増悪時に肺機能検査を行い、じん肺による肺機能障害かどうか評価が難しい例がみられることから、肺機能検査を行うに当たっては、検査を実施するタイミングに留意すること。

（昭和53年4月28日付け基発第250号「改正じん肺法の施行について」（最終改正平成23年3月31日））

図1. 肺機能検査のフローチャート

じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について：中央労働災害防止協会　安全衛生情報センター　平成22年6月28日

https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-51/hor1-51-26-1-0.htm 別紙より引用、一部改変

**ハ.測定指標**

肺活量（VC）は、ゆっくりとした呼吸での最大呼気位と最大吸気位の間の肺気量変化のこと（図2)。それに対して最大吸気位からできるだけ早く最大努力呼気をさせて得られるスパイログラムを努力呼気曲線（Tiffeneau 曲線）の最大吸気位から最大呼気位間の肺気量変化を、努力性肺活量（FVC）という（図 2)。努力呼気開始から 1 秒間の呼出肺気量である 1 秒量（$FEV_1$）は気流制限の指標として用いる。閉塞性換気障害の診断の指標として一秒率（$FEV_1/FVC$）が用いられる。予測値に対する肺活量や 1 秒量の割合をそれぞれ対標準肺活量（%VC)、対標準 1 秒量（$\%FEV_1$）とし、その重症度判定の指標として用いる。

FVC の測定において、気流量（flow）と肺気量（volume）の関係を記録したものをフローボリューム（F-V）曲線と呼ぶ（図 3)。気流は気量の時間に対する微分値であるので、時間―気量曲線において各肺気量における傾き（ΔV/Δt）を求めれば F-V 曲線が得られる（図 4)。F-V 曲線は閉塞性換気障害や拘束性換気障害などの疾患においてそれぞれの疾患に特徴的な形を呈する。肺疾患の診断に有用であるとともに、実際の測定時にリアルタイムに見ながら行うガイドとしても有用である。

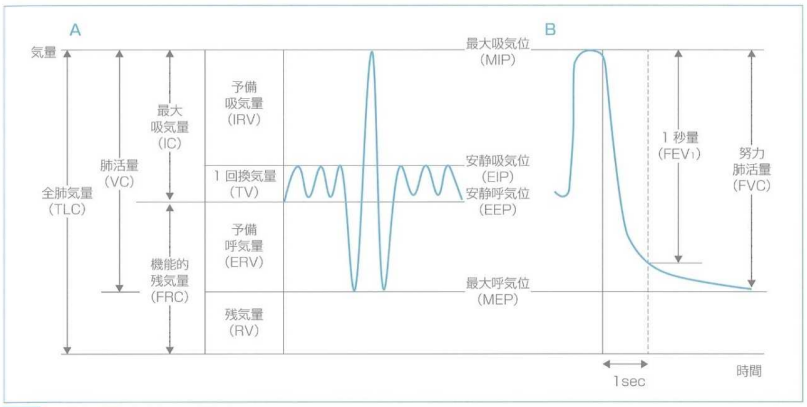



図 2 スパイログラムと肺気量分画
A：緩徐な換気で測定した場合(VC 手技)。
B：努力換気で測定した場合(FVC 手技)(Tiffeneau 曲線)。
縦軸は気量(volume)，下方向が呼気側，上方向が吸気側を表す。横軸は時間軸であるが A と B では時間軸のスケールが異なる。

図 2. スパイログラムと肺気量分画

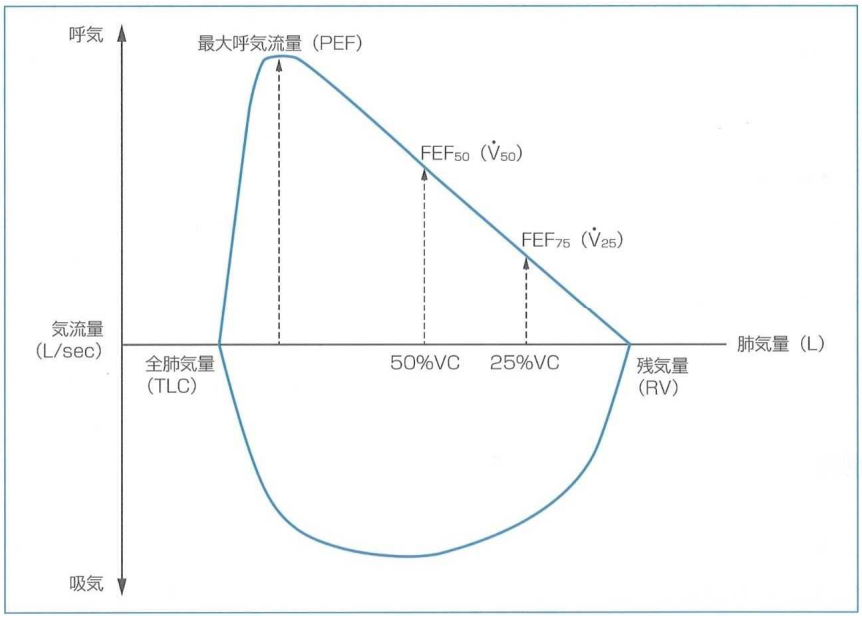



図 3．F-V 曲線

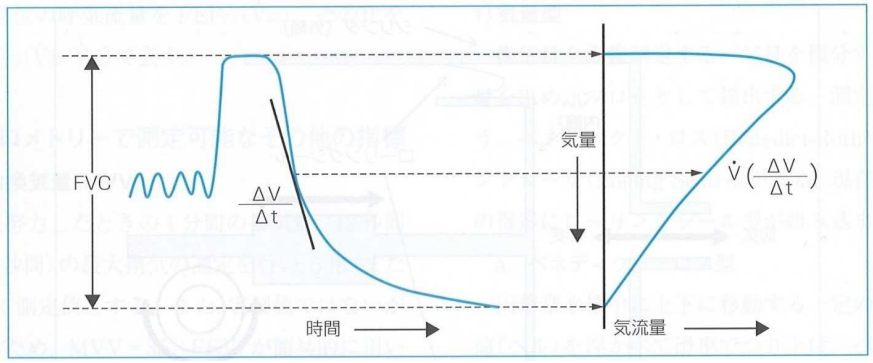



図 4．スパイログラム（時間―気量曲線）と F-V 曲線の関係

**ニ. 検査の実際**

**（イ）測定前の準備**

**①［ 機器動作の確認 ］** 検査室は快適な温度に保ち、検査を開始する前に機器のウォーミングアップ、較正と精度確認を行っておく。

② ［ **被験者情報の収集** ］ 相対的禁忌項目（表 1）に該当しないことを確認する。被験者の全身状態（体調、耳の聞こえ方、目の見え方など）を観察し、性別、年齢、身長、体重など基本情報を機器に入力する。

③ ［ **目的の説明と呼吸方法の指導** ］検者は被験者に検査の目的や重要性を分かりやすく説明して理解させたのち、測定時の呼吸方法を指導する。FVC 測定では検者自身が実際に努力呼吸を行ってみせる。

④ ［ **測定体位と姿勢** ］ 座位または立位で測定を行う。立位で行う場合には安全性を考慮し、すぐに座ることができるように椅子を用意しておく。きつい着衣（襟、ネクタイ、ベルト、下着など）は緩めさせ、椅子には深く腰掛け、背筋を伸ばし、肩に力が入らないようリラックスした姿勢をとってもらう。

⑤ ［ **マウスピース** ］ 円筒状のディスポーザブルマウスピースか、つば付のシリコン製マウスピースを使用する。高齢者や顔面麻痺のある被験者など漏れが生じやすい場合は後者を用いる。マウスピースをくわえさせ、ノーズクリップをつける。マウスピースからの空気漏れがないことを確認し、それぞれの検査を開始する。

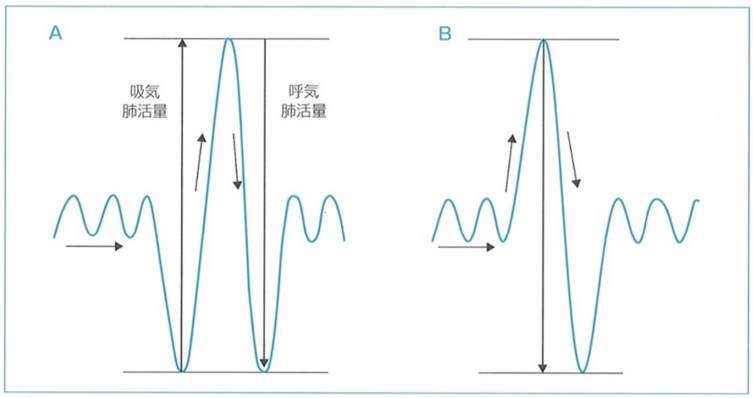
⑥ ［ **フィルタ** ］被験者間の感染を予防し、装置の汚染を防止するために、排出される唾液や喀痰などの汚染飛沫を除去する機能を有するディスポーザブルフィルタを被験者毎に単回使用する。

| | |
|---|---|
| 循環器への負担<br>血圧の変動 | ①１週間以内の急性心筋梗塞<br>②低血圧，重症高血圧<br>③重症不整脈<br>④非代償性心不全<br>⑤急性肺性心<br>⑥臨床的に不安定な肺塞栓症<br>⑦咳嗽失神の既往 |
| 頭蓋内圧・眼圧上昇 | ①脳動脈瘤<br>②４週間以内の脳手術<br>③継続する症状を伴う脳震盪<br>④１週間以内の眼科手術 |
| 副鼻腔・中耳圧上昇 | ①１週間以内の副鼻腔手術または感染<br>②１週間以内の中耳手術または感染 |
| 胸腔内圧・腹圧上昇 | ①気胸<br>②４週間以内の胸部手術<br>③４週間以内の腹部手術<br>④妊娠後期 |
| 感染制御 | ①結核を含む伝染性感染症の疑い<br>②血痰，多量の分泌物，口腔内病変など |

表１．スパイロメトリーの相対的禁忌

**（ロ）肺活量（VC）の測定**

VC の測定は、安静呼吸からゆっくりとした呼吸で最大呼気、最大吸気、最大呼気を行う。結果的に吸気肺活量のあとに呼気肺活量を測定することになり、これが標準法となっている（図 5）。標準法では妥当な VC 測定が得られない低肺機能などの被験者には、安静呼気から最大吸気、最大呼気を行う呼気肺活量をもって肺活量とする。標準法では吸気肺活量と呼気肺活量のうち大きいほうを VC とする。




A：標準法。吸気肺活量のあとに呼気肺活量を測定する。
B：標準法では妥当な肺活量測定が得られない被験者に行う。安静呼気から最大吸気，最大呼気を行う。

**図 5. 肺活量の測定方法**

① **［ 測定方法 ］** スパイログラムをモニターしながら測定する。安定した安静呼吸を得ることは安静呼気位の正確な判定に重要である。少なくとも 3 回以上の安定した安静呼吸をさせる。安定した呼気位を視認し、次に、安静呼吸と同じスピードで最大呼気位まで呼出させる。最大呼出のプラトーに達したら、最大吸気位まで吸入させる。最大吸気のプラトーに達したら、再び最大呼出させプラトーを確認し、吸気させて測定終了とする。

② **［ 妥当性の確認 ］** 測定後、モニター上のスパイログラムで、1 ）安静呼気位が安定していること、2 ）最大呼気位と最大吸気位のプラトーが確認できること、3 ）吸気肺活量と呼気肺活量がほぼ同じであることを確認できれば妥当な結果と判断する（閉塞性換気障害では吸気肺活量＞呼気肺活量となる場合がある）（表 2)。測定結果が妥当でなければ、良くない点を被験者にわかるように十分説明し、もう一度検査を行う。

③ **［ 再現性の確認と結果の解釈 ］** 妥当な 2 回以上の測定結果で再現性を判断する。最大の VC と 2 番目に大きい VC の差が 0.15L および最大 VC の 10%以下であれば再現性があると判断する（表 2)。VC が最大値を示したスパイログラムを採択する。差が 0.15L あるいは最大 VC の 10%いずれか小さい値を超える場合は検査を繰り返す。最大 8 回まで実施しても再現性が得られない場合は、妥当な測定結果のうち肺活量が最大のものを採択し、報告書に理由を記載する。

表 2. 肺活量測定の妥当性・再現性と採択基準

| | 基準 |
|---|---|
| 妥当性 | モニター上のスパイログラムで以下を確認する<br>①安静呼気位が安定<br>②最大呼気位と最大吸気位のプラトーが確認できる<br>③ IVC ≒ EVC |
| 再現性 | 妥当な 2 回以上の測定結果で再現性を判断する<br>最大 VC と 2 番目に大きい VC の差が 0.15 L 以下および最大 VC の 10%以下 |
| 採択 | 最大の VC を示した測定結果を採択する |

**（ハ）努力肺活量（FVC）の測定**

1 回の検査で努力呼気曲線と F-V 曲線は同時に得られる。測定時は F-V 曲線をモニターしながら検査を実施する。

① **［ 測定方法 ］** 安静呼吸が安定したのち、安静呼気位から最大吸気位まで迅速に吸気を行わせ、2 秒以内に最大限の力で一気に努力呼気をさせて最大呼気位まで呼出させる。呼気終了後、最大限の力で一気に努力吸気をさせて最大吸気位まで吸気させて測定を終了する。努力呼気終了で測定を終了することが多いが、2019 年の米国胸部学会（ATS）/欧州呼吸器学会（ERS）ステートメントでは、努力呼気終了後に努力吸気肺活量（FIVC）を測定することを推奨している。

努力呼気時は最低 6 秒以上呼気努力を続けるよう声をかけ、最低 2 秒以上呼気量が変化しないことを確認して測定終了とする（VC を測定している場合は、VC を呼出量の目安として声かけを行う）。健常者では呼気時間が 6 秒あればほとんど十分であるが、閉塞性換気障害患者では、努力呼気終末で多大な呼気努力を要し、しかも呼気時間が著明に延長する。そのため、呼気排出時間がわずかずつ持続している場合は 15 秒を超えたら努力呼気を終了とする。努力呼気時は被験者の状態に十分注意を払う。

② **［ 妥当性の確認 ］** 測定終了後、表 3 に示す 1 ）F-V 曲線のパターンが良好、2 ）呼気開始が良好、3 ）十分な呼気、4 ）FIVC と FVC の差が小さい、の 4 つ（FIVC 未測定時は a～c の 3 つ）を満たせば妥当性があると判断する。

**③ ［ 再現性の確認と結果の採択 ］** 再現性の確認のため最低 3 回の測定を行う必要があるが、1 度の検査では最大 8 回までにとどめる。最良の 3 回分の記録を保存する。妥当な測定結果 3 回の F-V 曲線のパターンを比較する。最大努力をした結果では、ほぼ同じ曲線パターンとなる。最大の FVC と 2 番目に大きい FVC の差が 0.15L 以下であれば再現性があると判断する（表 3）。FVC と $FEV_1$ との和がより大きいことも参考にし、ピーク到達までの呼気量が少なく、ピークフローが大きい、呼気努力の最も良好な測定結果を採択する。

閉塞性換気障害があると、最大努力をしたときより少し弱い呼気をしたときの $FEV_1$ が大きくなることがある。このようなときは、ピーク到達までの呼気量がより少なく、ピークがより高い F-V 曲線の測定結果を採択する。

表 3. 努力肺活量測定の妥当性・再現性と採択基準

| | 基準 |
|---|---|
| 妥当性 | ①F-V 曲線のパターンが良好<br>・最大吸気，呼気開始，ピーク，最大呼気努力の確認が得られている<br>・アーチファクト(咳や声出しなど)がない<br>②呼気開始が良好<br>・外挿気量が 0.10 L あるいは FVC の 5%のいずれか大きい値より少ない<br>③十分な呼気<br>・呼気プラトー(最低 1 秒以上呼気量の変化が 0.025L 未満)の確認<br>・プラトーにならない場合は呼気時間が 15 秒以上<br>④FIVC と FVC の差が小さい<br>・FIVC-FVC が 0.10 L あるいは FVC の 5%のいずれか大きい値より少ない |
| 再現性 | ①妥当な測定結果 3 回の F-V 曲線のパターンを比較<br>②最大の FVC と 2 番目に大きい FVC の差が 0.15 L 以下<br>③最大の $FEV_1$ と 2 番目に大きい $FEV_1$ の差が 0.15 L 以下 |
| 採択 | ピーク到達までの呼気量が少なく，ピークフローが大きい，呼気努力の最も良好な曲線の測定を採択(FVC と $FEV_1$ との和がより大きいことも参考にする) |

**ホ. 検査の流れ**

検査は VC 測定を先に行い、次に FVC 測定を行う。FVC が VC よりも 5%を超えて大きい場合は VC 測定の努力不足が考えられるため再検査を行う。

**ヘ. 再現性が得られない場合の結果の採択**

**① 2 回の良好な結果に再現性がない場合**

一般に、呼吸機能検査の測定結果のばらつきは健常者では小さいが、閉塞性肺疾患患者では大きい。また、気管支喘息などでは努力呼気により気道れん縮が起こり、測定を繰り返すごとに閉塞が強くなることもある。すなわち妥当な測定は得られても再現性が確認できないことがある。その場合は再現性にこだわらず、最大 VC、良好な F-V 曲線を採択し、その理由を報告書に記載する。

**② 1 回しか良好な結果が得られない場合**

被験者の状態から十分な検査回数が実施できない、あるいは要領の悪さから 1 回しか妥当な結果が得られない場合は、その 1 回の結果を採択し、その理由を報告書に記載する。被験者の理解があり疲労がなければ検査回数の上限を超えても良い。

**ト.基準値の算出と判定基準**

**① %肺活量（%VC）の算出**

2001 年日本呼吸器学会の以下の予測式による正常予測値を用いて判定を行う。

%VC<80%を拘束性換気障害とし、%VC<60%を「著しい肺機能障害あり」、80%>%VC≧60%を「二次検査を要する」の判定基準として用いる。

（予測式） 男性：0.045×身長（cm）－0.023×年齢－2.258（L）

女性：0.032×身長（cm）－0.018×年齢－1.178（L）

**② 1秒率（$FEV_1$/FVC）の算出**

$FEV_1$/FVC を計算し、%表示とする。70%未満を閉塞性換気障害とする。

**③ %1秒量(%$FEV_1$）の算出**

2001 年日本呼吸器学会の以下の予測式による正常予測値を用いて判定を行う。

$FEV_1$/FVC<70%を前提として、%$FEV_1$<50%を「著しい肺機能障害あり」、80%>%FEV1≧50%を「二次検査を要する」の判定基準として用いる。

（予測式） 男性：0.036×身長（cm）－0.028×年齢－1.178（L）

女性：0.022×身長（cm）－0.022×年齢－0.005（L）

**【参考】機器の精度管理とメインテナンス**

最近の呼吸機能測定装置はコンピュータ内蔵で較正も半自動化され、無較正の装置も登場している。しかし、測定結果の信頼性と装置の精度を保つために、較正シリンジや健常者を用いて、機器が正確に作動していることを定期的に確認することが精度管理上重要である。2019 年の ATS/ERS のステートメントではスパイロメータの規格、性能については ISO 26782 に準拠すべきとされ、本邦の機器は ATS/ERS の基準に準拠した装置が多い（表 4）。

| | 規格 |
|---|---|
| 気量 | 測定範囲：8L 以上(BTPS) |
| | 許容誤差：± 3% または± 0.05L |
| | 収集時間：15sec 以上 |
| 気流 | 測定範囲：0 ～± 14L/sec |
| | 再 現 性：± 5%または± 0.2L/sec |
| | 許容誤差：± 10%または± 0.3L/sec |
| | 周波数応答：12Hz までフラット(± 5%) |
| | 回路抵抗：1.5cm$H_2O$/L/sec 未満(気流 14L/sec 時) |
| 表示 その他 | ガス量はすべて BTPS で測定 |
| | 肺活量測定時：時間 - 気量グラフ(リアルタイム) |
| | F-V 曲線測定時：気流 - 気量グラフ(リアルタイム) |
| | 時間 - 気量グラフ(測定終了時) |
| | 較正用シリンジ許容誤差：± 0.5% |

表 4. スパイロメータに必要な規格

**イ. 機器の精度管理とメインテナンス**

① **［ 日常点検 ］** 装置を安定させるため、電源投入後、10 分以上（ガス分析計を有している場合は 30 分以上）ウォームアップ時間を取ったのち、環境条件（気温、湿度、気圧）を正確に入力する（表 5）。気流型の装置では気流の較正は直接行うことができないので、較正用の 3L シリンジを用いて気量の較正と精度管理（期待値の±3%、シリンジ許容誤差 0.5%を含む）を毎日行う。気量型の装置でも同様に気量の精度確認を毎日行う。また、装置の全体が正確に作動していることを確認するため定期的に既知健常者の測定を行い、VC、FVC、$FEV_1$の変動が 100mL 以内で、F-V 曲線に変化がないことを確認する。

② **［ 定期点検 ］** 気量の直線性（気量型においてはベルの測定位置による直線性、気流型においては気流量による直線性）、装置の漏れ、較正シリンジの精度および漏れ、時間の精度、コンピュータソフトウェアなどについて、メーカーによる総合的な点検を半年あるいは 1 年ごとに行うことが望ましい（表 5）。

表 5. 機器の点検

| | |
|---|---|
| 毎日 | 〈使用前〉<br>・十分なウォーミングアップ<br>・コンピュータの動作確認<br>・機器の清浄が保たれていること<br>・環境データ(気温，湿度，気圧)入力<br>・気量の較正*と精度確認<br>〈使用後〉<br>・電源スイッチ OFF<br>・機器の清浄と消毒 |
| 週に 1 回 | ・既知健常者による測定値の精度確認 |
| 月に 1 回 | ・電源コードとプラグの安全点検 |
| 年に 1～2 回 | ・機器メーカーによる定期点検 |

＊気流型の測定装置のみ。

**ロ. 感染対策**

一般に、呼吸機能検査機器が感染源になって被験者や検者に感染が伝播することを防ぐため、適切な清掃と消毒が必要である。

① **［ 日常的な清掃と消毒 ］** 標準予防策（スタンダード・プリコーション）を遵守する。手が触れる環境表面では日常的な清拭を行い、埃や汚れを取り除いておく。その際、消毒薬を用いる必要はない。血液や体液で汚染された環境表面は、ただちに手袋を装着しペーパータオルで拭き取ったのち、0.1%（1000 ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭消毒する。

② **［ 検査時の感染予防 ］** 検者は被験者ごとに手洗いを行う。目に見える汚染がある場合は石鹸と流水による手洗いを行う。目に見える汚染がなければ、アルコールをベースとした速乾性手指消毒薬や、皮膚過敏の場合には抗菌性石鹸を使用してもよい。手荒れのひどい検者は手袋を着用する。手袋は清潔であれば非滅菌のものでよい。

口腔粘膜に直接接触するマウスピースは被験者ごとに交換する。マウスピースを清潔に保つため、装置に接続する際は口にくわえる部分には触らないように注意して持つ。また、飛沫や微生物を捕捉するためディスポーザブルフィルタを使用する。ノーズクリップはティッシュペーパーなどでカバーして使用し、カバーは被験者ごとに交換する。

装置の口元に近い部分は被験者ごとに消毒用エタノールで清拭する。閉鎖型ではベルを 5 回以上フラッシュする。

**③ ［ 感染者への対応 ］** COVID-19 や結核が疑われる被験者の検査は行わない。飛沫予防策を必要とする病原体（マイコプラズマ、インフルエンザ、風疹など）に感染している、あるいは感染の疑いがある被験者は検査を控えることを原則とする。やむえない場合は順番をその日の最後とし、検者はサージカルマスクを着用する。

接触予防策を必要とする病原体（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌など）が気道系に感染している被験者、口腔内に明らかな出血や血痰がある被験者は検査を控えることが望ましいが、やむえない場合は順番をその日の最後とする。

感染している被験者の検査後は装置の清掃と消毒を行う。

**④ ［ 検査機器の洗浄、消毒、保管 ］**

マウスピースならびに装置の清掃と消毒を行う。装置内は 1 日の検査終了時および汚染が疑われたときにおこなう。

医療機器の感染のリスクはその機器が使用される部位によって決定され、クリティカル、セミクリティカル、ノンクリティカルに分けられる。クリティカル器具は無菌組織や血管系に挿入するもので、感染のリスクが高いため滅菌による処置が必要となる。マウスピース、トランスデューサー、呼吸回路は口腔粘膜と接触するためセミクリティカル器具に相当し、感染リスクは中等度である。高水準消毒を基本とするが、中水準消毒で結核菌その他の細菌、ほとんどのウイルスや真菌を不活化もしくは死滅させることができる。基本的に流水による洗浄が最も大切であり、乾燥ならびに保管は汚染されない場所で行う。熱や消毒薬は材質により腐食作用や劣化など装置に悪影響を及ぼす場合があるため、あらかじめ機器メーカーに消毒方法を確認しておく。ノーズクリップは粘膜とは接触しない無傷の皮膚に接触するため、ノンクリティカル器具に相当する。感染リスクは低いため、汚染時には低水準消毒液による浸漬もしくは消毒用エタノールで清拭する。

**⑤ ［ 消毒方法 ］**器具の材質や設備に応じて適切な消毒方法を選択する（表 6）。

**a. 耐熱性・耐水性のある器具** シリコン製のマウスピースなど耐熱性・耐水性の器具はウォッシャーディスインフェクター（洗浄熱水消毒機）で高水準消毒を行う。あるいは流水下で確実な洗浄を行ったあとに高圧蒸気滅菌器にかける。

**b. 非耐熱性の器具** 熱を使用できない場合、あるいはウォッシャーディスインフェクターや高圧蒸気滅菌器が使用できない場合は、流水下で確実な洗浄を行ったあとに消毒液による浸漬消毒を行う。消毒薬には生体毒性があるため手袋を装着して行う。消毒液の種類によっては上記などの有害ガスを吸い込まないように注意する。

**c. 非耐熱性で浸漬消毒ができない器具**　基本的には滅菌の必要はないが、上記のいずれにも対応できない場合には予備洗浄、完全乾燥のあと（流水による予備洗浄ができない器具は消毒用エタノールで清拭の後）、酸化エチレンガス滅菌もしくは過酸化水素プラズマ滅菌を行う。

**d. 取り外しができない器具**　ベル内など取り外しができない部分は、消毒用エタノールを染み込ませたガーゼなどにより一方向に清拭する。

表 6. 消毒方法

| 対象 | 消毒回数 | 消毒方法 |
|---|---|---|
| マウスピース | ・被験者ごと | 〈高水準消毒〉<br>・ウォッシャーディスインフェクター（洗浄熱水消毒機）による熱水消毒（80～93℃，3～10 分間）<br>・2%グルタラール 20 分以上浸漬* |
| トランスデューサー<br>取り外しできる呼吸回路 | ・1 日の終了時<br>・感染が疑われるとき | 〈中水準消毒〉<br>・0.1%次亜塩素酸ナトリウム 10 分間浸漬**<br>・消毒用エタノール（または 70%イソプロパノール）10 分間浸漬<br>〈滅菌***〉<br>・高圧蒸気滅菌<br>・酸化エチレンガス滅菌<br>・過酸化水素プラズマ滅菌 |
| 取り外しできない呼吸回路<br>流水洗浄できないもの | ・1 日の終了時<br>・感染が疑われるとき | ・消毒用エタノール清拭と回路乾燥 |
| 環境 | ・汚染時 | ・消毒用エタノール清拭<br>・0.1%次亜塩素酸ナトリウム清拭 |
| ノーズクリップ | ・汚染時 | ・消毒用エタノール（または 70%イソプロパノール）10 分間浸漬あるいは清拭 |
| 手・指 | ・被験者ごと | ・石鹸と流水による手洗い<br>・アルコールをベースとした速乾性手指消毒薬 |

＊：蓋付容器を使用し，換気を十分にして蒸気曝露に注意する。
＊＊：低残留毒性であるが，金属腐食性があり金属器具には使えない。
＊＊＊：滅菌を第一選択とする必要はない。

**（3）2 次検査の内容と方法**

2 次検査では、動脈血ガス分析を実施する。

**イ. 動脈血ガス分析の概要**

動脈血ガス分析は動脈血酸素分圧（$PaO_2$）、動脈血二酸化炭素分圧（$PaCO_2$）、pH、重炭酸イオン（$HCO_3^-$）などが求められ、換気状態、酸素化能、酸塩基平衡の評価に有用である。また、これらの結果から、次の式により肺胞気―動脈血酸素分圧較差（$AaDO_2$）を求める。

$$AaDO_2\ (Torr) = P_AO_2 - PaCO_2/0.83 - PaO_2$$

ただし、$P_AO_2$ は肺胞気酸素分圧のことで、酸素を吸入していない室内気の状態であれば、数値として 150 Torr を使用する。

動脈血ガス分析の測定は、化学反を原理とした方法（Van-Slike Nail 法など）、電極法、質量分析法などがある。適切な保守管理と測定の際の注意を適切に行う限り、どの測定を用いてもよい。

**ロ. 動脈血採血の実際**

採血器具にはプラスチック製ディスポーザブル型の血液ガス測定用キットと再利用が可能なガラスシリンジなどがある。一般的に前者が用いられているが、後者でも差支えない。



コメントの追加 [芦澤54]: 動脈血ガス分析の内容・方法を、現在一般的なものに差し替え。

動脈血採血は、安静時の安定している状態で行う。被験者が息こらえや過換気をすると測定値に影響するので、採血者側は注意して被験者が安定した安静換気の状態であることを観察し確認する必要がある。

採血時の被験者の体位は、臥位の状態で採血することが望ましい。採血は、可能である限り酸素を吸入しない室内気で行うことが基本であるが、安全の観点などでやむを得ない場合には酸素吸入下の状態で行う。採血に際しては、採血部位、採血してから分析終了までのおよその時間、酸素吸入の有無と酸素吸入した場合の酸素流量および使用酸素器具などの測定時の条件を記録する。人工換気など何らかの手段での換気補助がある場合も、換気モード、圧、流量などの条件を記録する。採血部位は通常、橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈などである。上肢から採血する場合には、利き腕を避けることが望ましい。

血液ガスの試料は採血後、直ちに測定する。採血から測定まで時間がかかるほど、測定値が変化する。

**ハ. 動脈血ガス分析の判定基準と評価**

$PaO_2$≦60Torr または、$AaDO_2$が限界値（表 7）を超える場合を、「著しい肺機能障害あり」の判定基準としている。なお、81 歳以上には、80 歳の判定基準を便宜的に使用し、参考にする。

なお、年齢などの影響はあるものの、一般的な正常の目安は、$PaO_2$≧75Torr、35Torr≦$PaCO_2$<45Torr、および、7.35≦pH≦7.45、21mmol/L≦$HCO_3^-$<27mmol/L とされる。一般に低 $PaCO_2$は過換気および高 $PaCO_2$は低換気の状態を表す。

**ニ. パルスオキシメータ**

経皮的に動脈血酸素飽和度（$SpO_2$）を測定する。非侵襲的であり、経時的に測定することが容易であるため、動脈血ガス分析の補助的役割をする。$PaO_2$と Sp02 の関係は直線的なものではなく、S 字曲線となる（図 6）。この S 字曲線となる関係は一定ではなく、様々な因子により変動する。一般的に「著しい肺機能障害あり」の目安となっている $PaO_2$の値である 60Torr は、$SpO_2$が 90%前後のレベルにあたるとされている。なお、パルスオキシメータでは $PaCO_2$を評価することはできない。

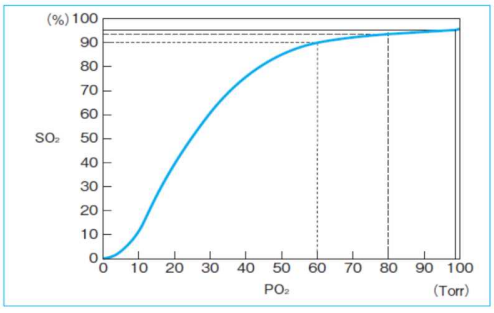



図 6　$PaO_2$と Sp02 の関係
（日本呼吸器学会　酸素療法マニュアルより）

表７　著しい肺機能障害があると判定する限界値($AaDO_2$)

（男性、女性）

| 年齢（歳） | 限界値(Torr) | 年齢（歳） | 限界値（Torr） |
|---|---|---|---|
| 21 | 28.21 | 51 | 34.51 |
| 22 | 28.42 | 52 | 34.72 |
| 23 | 28.63 | 53 | 34.93 |
| 24 | 28.84 | 54 | 35.14 |
| 25 | 29.05 | 55 | 35.35 |
| 26 | 29.26 | 56 | 35.56 |
| 27 | 29.47 | 57 | 35.77 |
| 28 | 29.68 | 58 | 35.98 |
| 29 | 29.89 | 59 | 36.19 |
| 30 | 30.10 | 60 | 36.40 |
| 31 | 30.31 | 61 | 36.61 |
| 32 | 30.52 | 62 | 36.82 |
| 33 | 30.73 | 63 | 37.03 |
| 34 | 30.94 | 64 | 37.24 |
| 35 | 31.15 | 65 | 37.45 |
| 36 | 31.36 | 66 | 37.66 |
| 37 | 31.57 | 67 | 37.87 |
| 38 | 31.78 | 68 | 38.08 |
| 39 | 31.99 | 69 | 38.29 |
| 40 | 32.20 | 70 | 38.50 |
| 41 | 32.41 | 71 | 38.71 |
| 42 | 32.62 | 72 | 38.92 |
| 43 | 32.83 | 73 | 39.13 |
| 44 | 33.04 | 74 | 39.34 |
| 45 | 33.25 | 75 | 39.55 |
| 46 | 33.46 | 76 | 39.76 |
| 47 | 33.67 | 77 | 39.97 |
| 48 | 33.88 | 78 | 40.18 |
| 49 | 34.09 | 79 | 40.39 |
| 50 | 34.30 | 80 以上 | 40.60 |

**【付 1】LMS 法を用いたスパイログラムの基準値**

LMS 法を用いた新しい基準値は、直近の日本人の体格の変化に適応することと、コンピュータの計算能力の向上による LMS 法による基準値計算が生物における基準値として使われることが一般化したために、日本呼吸器学会肺生理専門委員会が中心となり 2014 年に新たに LMS 法を用いた肺活量および努力肺活量、1 秒量、1 秒率の基準値が作成された。LMS 法は、人間の各種臓器の大きさのように平均値を中心とした正規分布を取らない計測値を集計して、正常値を非線形曲線で得る方法である。このため、得られる理論正常値はより実態に沿うことになるが、一方で非線形曲線を記述するために数値表を参照する必要がある（呼吸器学会ホームページ上の Excel ファイル参照）。

閉塞性換気障害の指標として固定値の $FEV_1/FVC<70\%$ を用いた場合により生じる若年者での閉塞性換気障害の過小評価と高齢者での過剰診断の可能性を LMS 法を用いることで是正できる。現在、研究など学術的には LMS 法を用いた正常値式を用いることが推奨されているが、実臨床においては検査機器への導入にはコンピュータが必要であることなどから未だ十分には普及していない。そのため、現在も身障者診断書・意見書（呼吸機能障害）の判定基準は 2016 年 4 月 1 日に改定されたが、その肺機能の基準値としては LMS 法を用いた 2014 年版は採用されず、2001 年版の正常値式が現在も用いられている。同様に現在のじん肺健康診断の判定基準にも採用していない。

**【付 2】じん肺における呼吸機能評価に関する改訂の変遷**

**イ.拘束性障害の評価指標**

管理区分の決定する肺機能障害の程度の一つにパーセント肺活量（%VC）があるが、VC の正常値の予測式が欧米人を対象に求められ、日本人を対象に求められたものではなかった。日本呼吸器学会では多くの高齢者を含む日本人健康者を対象とした正常値式を 1993 年と 2001 年に発表したが、予測式の使いやすさの問題、学会内部の問題、呼吸機能検査機器メーカーの問題、使用施設の問題等により、それらの正常値は普及していなかった。しかしながら、正常・異常の判定、異常の程度の判定には、多くの高齢者を含む日本人健康者を対象に求められた正常値を使うべき事は明白であることから、平成 22 年 7 月 1 日より VC の正常値の予測式が欧米人を対象とした「Baldwin らによる VC の基準値の予測式」から、「2001 年に日本呼吸器学会から発表された VC の基準値の予測式」に変更がなされた。

＊ Baldwinらの式は男性16～69 歳、女性16～79 歳の被験者より仰臥位のスパイログラムで得られたデータで作成されている。仰臥位の肺活量は座位又は立位の肺活量に対して7～8%低いことや日本人の人種的体型の差により、2001年の基準値はBaldwinらの予測値より10～15% 高値を示す。

**ロ.閉塞性換気障害の評価指標**

閉塞性換気障害の評価指標としては 1 秒率（$FEV_1/FVC$）がこれまで用いられ、以前のじん肺診査ハンドブック（73 頁　表 2、表 3）では著しい肺機能障害があると判定する限界値（%）が示されていた。しかし、慢性閉塞性肺疾患の国際ガイドラインである GOLD のガイドラインや日本呼吸器学会による慢性閉塞性肺疾患ガイドラインでは、1 秒率は閉塞性換気障害の有無の判定のみ用い、重症度は予測値に対する 1 秒量の比率（$\%FEV_1$）によって評価されている。また、以前より

$FEV_1$/FVC は閉塞性換気障害の重症度を示す指標としては適切でないとの指摘があった。これらを踏まえ、平成 22 年 7 月 1 日より「著しい肺機能障害がある」と判定するじん肺の基準として $FEV_1$/FVC<70%未満を前提に、%$FEV_1$ が判定基準として追加された。%$FEV_1$ の予測式は VC と同様「2001 年に日本呼吸器学会から発表された $FEV_1$ の基準値の予測式」が用いられるが、「著しい肺機能障害がある」基準としては%$FEV_1$<50%が採用された。なお、これらの基準値の変更に際して、平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）分担研究において平成 6 年度のじん肺管理区分の申請者データを元に検証が行われている。

また、これまでフローボリューム曲線から求められる $\dot{V}_{25}$/HT が著しい呼吸機能障害の指標として用いられてきたが、ばらつきが多いことや年齢による低下が大きく、日本人の年齢別の正常予測値でみると、60 歳以上において（正常予測値－1 SD）が既に旧基準の著しい機能障害に相当する状態であったことから、平成 22 年 7 月 1 日の改定では $\dot{V}_{25}$/HT は判断項目から除外されている。

**（4）じん肺の呼吸機能の特徴**

じん肺の呼吸機能の特徴は、①混合性換気障害　②肺気量低下　③肺拡散能力低下である。

**イ. 混合性換気障害**

吸入粉じんが細気管支領域での炎症と肺実質の線維化を惹起する。それらにより、FEV1 および VC の低下を来す。FEV1 が低下し、FEV1/FVC＜70%を満たした場合は閉塞性換気障害であり、VC が低下し VC＜80%を満たした場合は拘束性換気障害である。また、両方を満たす場合は混合性換気障害である。FEV1 か VC の減少は一様ではなく、どちらかの低下が先行したりするが、いずれにしても VC および FEV1 の双方が減少していくため、混合性換気障害にむかって進行する。

図 7 および図 8 にエックス線写真の区分ごとの FVC および FEV1 の経過(6)を示す。図にある PMF は塊状線維化巣（Progressive massive fibrosis）で、4 型にあたる。0 型から 3 型および PMF の進行に伴い、FVC および FEV1 いずれも低下していく。低下の程度は正常範囲からやや下回る程度である。0 型と 1 型ではほぼ正常であり、2 型で正常範囲を逸脱しはじめる。換気障害が認められる割合の参考として、エックス線写真でじん肺の所見がある場合の閉塞性換気障害の有病率は 16.4%、PMF に合致する陰影を認める場合の閉塞性換気障害の有病率は 32.3%との報告がある(7)。

コメントの追加 [芦澤55]: じん肺の呼吸機能の特徴、その他の疾患との鑑別について追記。

コメントの追加 [事務局56]: 文言の整理。

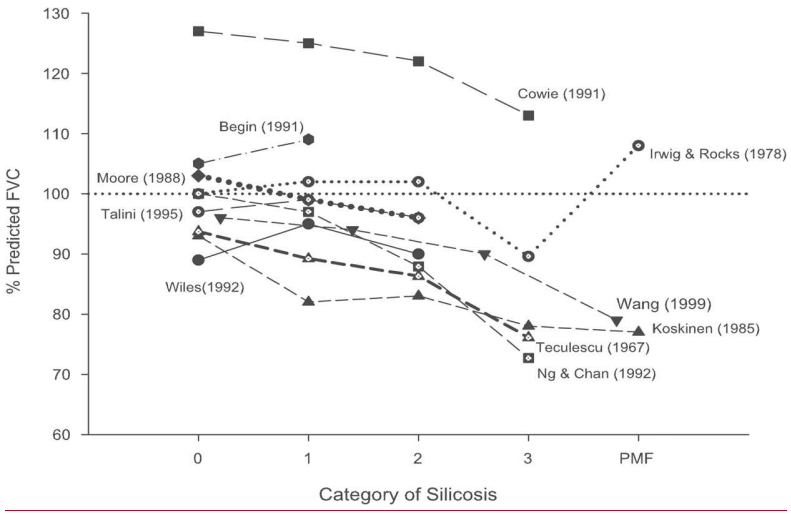



図 7. FVC と胸部レントゲン分類との関係（文献 6 より）

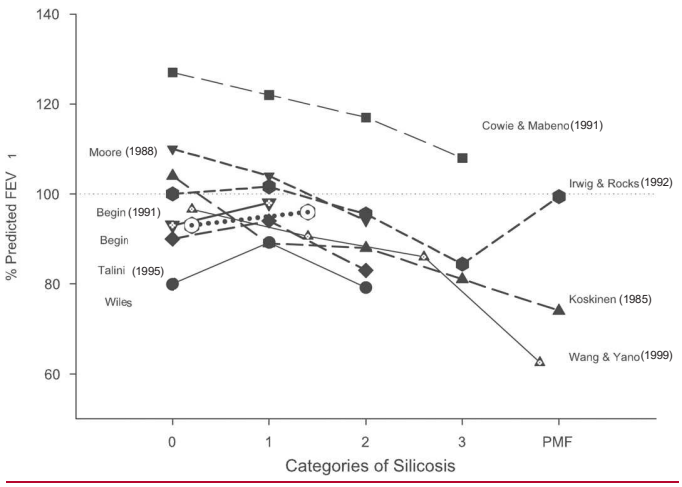



図 8. $FEV_1$ と胸部レントゲン分類との関係（文献 6 より）

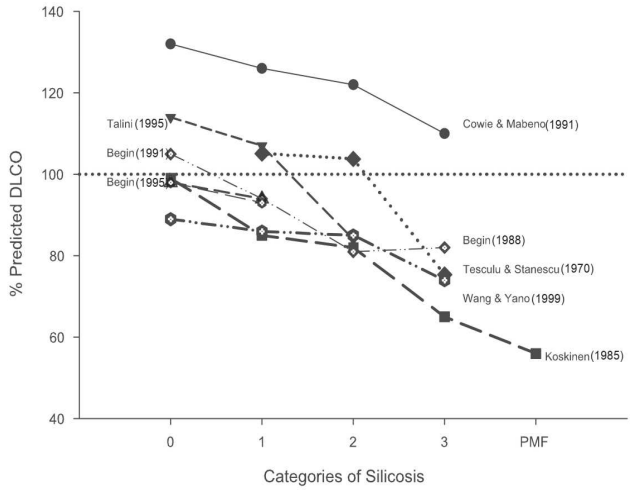



図 9. $DL_{CO}$と胸部レントゲン分類との関係（文献 6 より）

**ロ. 肺気量低下**

肺の線維化により弾性圧は増加するため、静肺コンプライアンスは低下する。そのため、全肺気量（TLC）、機能的残気量（FRC）、残気量（RV）の各肺気量が低下する。閉塞性換気障害が進行した場合には RV が相対的に増加し、RV/TLC の増大がみられる。線維化のみならず気腫化をきたしている場合、線維化および気腫化の程度によって静肺コンプライアンスが変化する。気腫化の程度が強ければ、静肺コンプライアンスが大きくなり、それに伴って FRC は増加する方向に動く。

**ハ. 肺拡散能力低下**

じん肺の進行により $DL_{CO}$は徐々に低下していく。単位肺胞面積あたりの $DL_{CO}$ である $DL_{CO}/V_A$ 値は、じん肺初期では正常をとり、進行にともない低下する。線維化および気腫化が併存する場合、$DL_{CO}$は著しく低下するものの、見かけ上の換気障害はしばしば軽度である。エックス線写真上、0～2 型では DLCO 値の低下は軽度であり、3 型および PMF になって低下がはっきりしてくる（図 9）(6)。

**ニ. 鑑別**

肺機能変化がじん肺の進行の結果であるかどうか、粉じん吸入とは別の要因が関係していないか、などについては慎重に判断する必要がある。例えば、特発性間質性肺炎などの疾患のほか肥満や神経筋疾患による呼吸筋力の低下などでも VC は減少する。また、喫煙者では高率に慢性閉塞性肺疾患（COPD）を発症しており、$FEV_1$が減少する要因となる。

コメントの追加 [事務局57]: 文言の整理。

（参考文献）


1．スパイロメトリー、呼吸機能検査ハンドブック、日本呼吸器学会　肺生理専門委員会編、メディカルレビュー社、東京：4−23、2021

2．産業保健ハンドブックⅣ　じん肺―臨床・予防管理・補償のすべて―［追録版］平成 23 年 3 月　（財）産業医学振興財団

3．阿部直、他：じん肺有所見者の肺機能の評価に関する研究、平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）分担報告書

4．じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について：中央労働災害防止協会　安全衛生情報センター　平成 22 年 6 月 28 日

5．Kubota M et al. Reference values for spirometry, including vital capacity, in Japanese adults calculated with the LMS method and compared with previous values. Respir Investig 52: 242-250, 2014

6．Gamble JF, et al. Relationship between silicosis and lung function. Scand J Work Environ Health. 2004 Feb;30(1):5-20.

7．Weissman DN. Progressive massive fibrosis: An overview of the recent literature. Pharmacol Ther. 2022 Dec;240:108232.


~~スパイロメーターには機械式と電子式がある。前者には湿式と乾式とがある。肺内気量の変化に応じて自由に移動する円筒又はふいごの動きをペンの動きに変え、記録紙の上にスパイログラムを描記する装置が機械式スパイロメーターである。気流速度をフローメーターにより電気的に検出し、電子回路で積算して気量変化を求める装置が電子式スパイロメーターである。通常、それぞれの指標の値がディジタル表示されるか又はプリントアウトされるが、スパイログラムは、必要に応じてブラウン管又はX-Y レコーダーに表示される。~~

~~機械式スパイロメーターは、構造が単純で大きい誤差を生ずることがなく、価格が安いのが特色であるが、機械的な構造に由来する抵抗（インピーダンス）が結果に影響すること、計算の手間がかかることが欠点である。電子式スパイロメーターではこのような欠点は回避されており、操作が簡単で特性もよく、次に述べるフロー・ボリューム曲線の指標を含めて結果を直ちに読み取ることができる特色がある。ただし、較正を常時行っておくことが大切である。~~

コメントの追加 [芦澤58]: 以下、呼吸機能検査について、現在は一般的でない方法であるため、旧版での説明を削除。

~~(イ)検査法~~

~~a. ベネディクト・ロス型レスピロメーターを用いるスパイロメトリー~~

~~最もよく用いられている 13.5ℓベネディクト・ロス型スパイロメーターの構造は図 8 のごとくである。~~

~~なお、スパイログラフィーを行うときは弁を取りはずして換気時の抵抗を減らす。~~

~~また、カイモグラフの速度は、⑧の速度切替レバーを用い、肺気量分画の測定では速度 1（低速度）を、努力肺活量、1 秒量の測定では速度 60（高速度）を用いる。~~

~~スパイログラムは次のようにして求める。~~

~~① スパイロメーターの準備をととのえた後、まず被検者に立位又は坐位でなるべく楽な姿勢をとらせ、検査の目的、方法などを十分に説明する。マウスピースを正しくくわえさせ、ノーズクリップで鼻を閉塞する。マウスピースはくわえた時に上下の歯の間げきを確保するためのストッパーがついたものを用いる。ディスポーザブルのマウ~~

スピースを用いる時には、唇とマウスピースとの間から空気がもれないように特に注意する。高齢者などで、口からの空気もれのあるときには、絆創膏で唇とマウスピースを固定するとよい。

② 被検者の呼吸の状態が平静にもどったら、活栓をまわしてスパイロメーターの回路に連結し、ベルの中のガスを呼吸させる。同時にスイッチを低速度目盛1（32㎜/分）に入れて、記録紙を回転させる。

③ 数回の安静換気を行わせて、基準位が安定したことを確かめる。

④ 安静換気につづいて、特に深い吸気を行うことなく安静吸気の終わりに続いて、ゆっくり最大呼出を行わせる。呼出が終わったら安静呼吸に戻らせる。この場合の最大呼出は急激に行うことなく、ゆっくり行わせる。

⑤ スパイログラム上で、呼気位がもとの基準位に戻ったのを確認したら、ゆっくりと吸気を行わせる。最大吸気位に達したと思われたら、再びゆっくりとできるだけ頑張って呼出させる。十分に呼出したら、再び安静呼吸に戻し基準位を記録した後、被検者からマウスピースをはずす。

最大呼気位及び最大吸気位に達すると、スパイログラムはほぼ水平にギザギザを画き、横ばいの状態となる。これは被検者が適切に行ったか否かの目安になる。なお、測定開始時と終了時の基準位とはほぼ一致する。大きな差、ずれがあるときは空気もれがあると考えられる。マウスピースのくわえ方に注意するとともに、スパイロメーターの回路の点検を行う必要がある。

⑥ 次に回路内の空気を入れかえた後、再び被検者にマウスピースをくわえさせ、努力呼出曲線の検査を行う。すなわち、数回安静呼吸をした後、できるだけ頑張って最大吸気位に達したら、カイモグラフの回転を高速（速度目盛60、32㎜/秒）に切り替えるとともにできるだけ速く、かつ、できるだけ一気に呼出を行わせる。呼出が完全に終わったことを確認してスイッチを切り、ノーズクリップをとり、マウスピースから口をはずす。この最大努力下に呼出させたガス量が、努力肺活量（FVC）で、呼出開始からの1秒間の呼出ガス量が1秒量（$FEV_{1.0}$）である。（図9参照）

スパイログラムによって得られる肺気量諸値は、図10の残気量、機能的残気量を除いた値である。

スパイログラムから得られた実測値（高さ㎜）にベルファクターを乗じて得られたガス量は大気圧、室温、水蒸気飽和状態（ATPS:ambient temperature and pressure、sa-turated with water vapor）であり、これを37℃、大気圧、水蒸気飽和状態（BTPS: body temperature and ambient pressure、saturated with water vapor）に換算する。換算に当たっては表1の係数を用いれば便利である。

表1　ATPSからBTPSへの換算のための表

| A | B | C | A | B | C |
|---|---|---|---|---|---|
| ℃ | $P_{H2O}$ | BTPS　Factor | ℃ | $P_{H2O}$ | BTPS　Factor |
| 6 | 7.0 | 1.174 | 22 | 19.8 | 1.091 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 7.5 | 1.168 | 23 | 21.1 | 1.085 |
| 8 | 8.0 | 1.164 | 24 | 22.4 | 1.080 |
| 9 | 8.6 | 1.159 | 25 | 23.8 | 1.075 |
| 10 | 9.2 | 1.153 | 26 | 25.2 | 1.068 |
| 11 | 9.8 | 1.146 | 27 | 26.7 | 1.063 |
| 12 | 10.5 | 1.143 | 28 | 28.3 | 1.057 |
| 13 | 11.2 | 1.138 | 29 | 30.0 | 1.051 |
| 14 | 12.0 | 1.133 | 30 | 31.8 | 1.045 |
| 15 | 128 | 1.128 | 31 | 33.7 | 1.039 |
| 16 | 13.6 | 1.123 | 32 | 35.7 | 1.032 |
| 17 | 14.5 | 1.118 | 33 | 37.7 | 1.026 |
| 18 | 15.5 | 1.113 | 34 | 39.9 | 1.020 |
| 19 | 16.5 | 1.107 | 35 | 42.2 | 1.014 |
| 20 | 17.5 | 1.102 | 36 | 44.6 | 1.007 |
| 21 | 18.7 | 1.096 | 37 | 47.0 | 1.000 |

b. 電子式スパイロメーターを用いたスパイロメトリー

電子式スパイロメーターには、フライシュ型のものと熱線型のものとがある。検査法は次のとおりである。

① 電子式スパイロメーターを電源につなぎ、スイッチを ON にして検出部である気速計が温まるのを待つ。気速計が温まらないうちに呼気を気速計に吹き込むと、水滴が付着して正しい測定ができなくなる。

② 気速計の較正を行う。

③ 被検者に、検査の目的、要領を十分に説明して理解させる。

④ スパイロメーターに性別、年齢、身長、室温等の情報を入力する。

⑤ 被検者を立位又は坐位とし、正しい、安定した姿勢をとらせる。

⑥ 検出部を被検者に正しく保持させ、マウスピースを口にくわえさせる。これとともに、ノーズクリップで鼻からの呼吸をとめる。

⑦ この時、一時呼吸をとめさせる。

⑧ 手早く準備をすませたら、被検者に深吸気をさせる。最大吸気位でスパイロメーターのトリガーが働いたことを確認する。

⑨ できるだけ速やかに、かつ、できるだけ大量の呼出を一気に行わせる（努力呼出）。

⑩ 最大呼気位まで呼出を終了したことが確かめられたら、被検者に軽く吸気を行わせる。この吸気でスパイロメーターのトリガーが作動する。

⑪ ブラウン管又は X-Y レコーダーの表示を見て、正しい努力呼出が行われたか否かをチェックする。

⑫ 必要な指標の値を読み取る。

⑬ 少なくとも 2 回この操作を行う。もし、この 2 回の検査成績が異なるときには、更

に１回検査を追加する。

⑭ 電子式スパイロメーターでは、準備が整ってから呼出に入るまでに時間がかかると誤差が大きくなる。この場合には、リセット・スイッチを押すか、又は操作をはじめからやり直す。

⑮ 電子式スパイロメーターの表示した数値はBTPSに換算されているので、特に換算を行う必要はない。

（ロ）パーセント肺活量及び１秒率の算出

a.パーセント肺活量（%VC）の算出

このようにして得られた肺活量と身長及び年齢から算出された肺活量基準値との比をとり、パーセント肺活量を算出する。肺活量基準値の算出に当たってはBaldwinらによる式を用いる。なお、Baldwinらの式では肺活量はmlの単位で得られる。しかし、肺活量は１の単位で表すことが便利なので計算式は次のように表現できる。この場合の身長はmの単位で表す。

男性：(2.763-0.0112×年齢)×身長(m)

女性：(2.178-0.0101×年齢)×身長(m)

Baldwinらの式は、背臥位の健常者について求められたものである。健康診断における肺活量の測定は、通常、立位で行われるため、Baldwinらの式で計算して得られる値は、健常予測値として用いるのではなくて、１つの尺度として利用するにすぎないので、被検者の検査時の体位が異なるが便宜的にこれを利用する。

パーセント肺活量＝肺活量/肺活量基準値×100（%）

なお、算出に当たっては、図11に示すノモグラムを用いるとよい。

b. １秒率（$FEV_{1.0}$%）の算出

通常、１秒率はGaenslerによるものを用いる。１秒率を算出するためには、スパイログラムより努力肺活量と１秒率を求め、これより算出する。

１秒率＝１秒率/努力肺活量×100（%）

ロ.フロー・ボリューム曲線の検査

スパイログラムは、縦軸に肺気量を、横軸に時間をとって表現されるものであるが、フロー・ボリューム(Flow-volume)曲線は縦軸に気流速度を、横軸に呼出気量をとって表現された図形である。普通フロー・ボリューム曲線というときは、呼気時のものであり、吸気時のものは、吸気フロー・ボリューム（Inspiratory flow-volume)曲線と呼ぶ。横軸上の原点は曲線の左端で最大吸気位に、右端は努力呼出終了時の呼気位に相当する。この２点間の距離は努力肺活量である。この図形から最大吸気位から呼出を行う際の任意の肺活量における呼気気流速度を求めることが出来る。（図12参照）

フロー・ボリューム曲線の高さは、呼出の際にみられる最大の気流速度、すなわちPeak flowを表し、図形からそのPeak flowに到達したときの肺気量も知ることができる。フロー・ボリューム曲線のはじめの部分は、被検者の肺・胸郭系の換気力学的特性に加えて、被検者の呼出努力の程度によってきまる（Effort dependent）が、曲線の終わりに近い部分の形状は、被検者の努力の程度に影響されることなく（Effort independent）、肺・胸郭系の換気力学的特性によって決定される。

フロー・ボリューム曲線を求めるには最大吸気位から努力呼出を行う間の時々刻々の肺気量とそれに対応する呼気（又は吸気）気流速度とを同時に測定する。この曲線の横軸上に表示される“気量Volume”は本来“肺内気量”であるべきであるが、曲線の起点と終点は最大吸気位と努力呼出の終わり（吸気フロー・ボリューム曲線の場合は最大呼気位と努力吸入の終わり）であるから、それは必ずしも残気量を含めた肺内気量の絶対値でなくともよい。日常の検査では、呼出（又は吸入）された気量をこれにあてる。しかし、努力呼出の際には胸腔内圧が上昇し、肺内ガスが圧縮されるので呼気量と肺内気量の変化とは必ずしも一致しない。気道閉塞が強いほど肺内ガス圧縮は著明となる。フロー・ボリューム曲線を求めるには、体プレチスモグラフを用いて肺内気量を測定する方法もあるが、臨床検査では気速計で呼気（又は吸気）気流速度を求めて、それを積分するか、スパイロメーター（ふいご型、WEDGE型、box型）を用いて求めた気量を採用することが普通に行われている。この場合の呼気量（又は吸気量）は肺気量の変化分とは正確に等しくはなく、実用的に両者の差は無視できるとの立場にたっている。スパイロメーターを用いてフロー・ボリューム曲線を求めるため努力呼出を行うには、スパイロメーターの機械的インピーダンスが曲線の形状に影響を及ぼすので、あらかじめその性能を吟味する必要がある。気速計を用いて測定をする場合には気速計の周波数特性に注意しなければならない。20Hz位までの変化に忠実に反応するFleisch型気速計、あるいはこの目的のために作製された熱線流量計は十分利用できる。曲線をオッシロスコープ、特にストレージ型オッシロスコープに表示し、これを写真撮影する方法が望ましい。気流速度をA-D変換して記憶素子に記憶させ、それを加算して呼出気量を求め、ブラウン管にフロー・ボリューム曲線を表示し、また評価のためのパラメーターを算出する方法もとられるようになった。曲線をX-Yレコーダーで描記する方法は便利ではあるが、X-Yレコーダーの周波数特性の制約をうけて曲線に変形をきたすことがある。この変形は呼出初期の立上がり部分に著しいが、曲線の評価を呼出の終わりの部分に限定して行うのであれば、検出部と表示部の周波数特性にさほど神経質にならずとも実用上大きな支障はない。

[フロー・ボリューム・メーターの較正]

フロー・ボリューム曲線を調べるためのフロー・ボリューム・メーターのほとんどは電子式のスパイロメーターそのもの又はその応用型である。気流速度の測定にはいろいろな種類の検出器が用いられているが、いずれのものであっても、検査実施の際に患者の気道内分泌物がとび出して検出器にひっかかってその精度をくるわせることがある。したがって、検出器は使用のたびに清浄にしなければならない。検出器は水洗できるものが望ましいが、なかには構造上の理由で水洗できないものもある。最低1日1回は水洗を行う必要があるが、可能なら検査のたびに目で見て検出器に喀痰が付着していないことを確かめる。検出器（気速計）は予備を少なくとも1台用意しておいて必要に応じて取替えることが望ましい。

なお、検出器の較正のためにプラスチック製の容量一定のピストン式の簡単な装置が市販されている。これを検出器に接続して一定量の空気を検出器に送り、メーターの読みを送った空気既知量と比

較する。この操作を異なる送気速度で数回試みればフロー・ボリューム・メーターの日常の較正の目的を達することができる。この較正は、頻回に検査を行うときには少なくとも１日１回、及び、検査中にメーターの読みに不審を生じたときには適宜較正を行う。この簡便な較正では不十分な場合にはメーカーに修理・点検を依頼する。メーターの読みと送気量との相違が僅かである限りは補正係数で読みを補正してもよいが、両者の相違が著しい場合にはメーカーによる修理を行う必要がある。

上述したようなピストン型較正器が手許にない場合には、ベネディクト・ロス型レスピロメーターを代りに用いることができる。

（イ）検査法

検査は、スパイロメトリーに準じて行う。最大吸気位から、被検者に最大限の速やかな努力性呼出を行わせる。少なくとも適当な間隔をおいて３回検査を反復する。

（ロ）$V_{25}$（努力肺活量の25%における最大呼出速度）の算出

努力肺活量の25%における呼出速度（l/秒）を読みとる。

なお、気管や喉頭の狭窄がなくてPeak flowがカットされたような型を示す場合は、呼出努力が十分でない場合であり、このような曲線は採用するべきではない。

**（３）２次検査の内容と方法**

２次検査は、（1）で述べたように、１次検査で“要２次検査”と判断された者等に対して行う。

イ．肺胞気・動脈血酸素分圧較差（$AaD_{O2}$）測定の意義

呼吸機能障害の総括的評価の指標として動脈血ガスは重要な意義を有する。ことに末梢気道・肺胞領域を中心とする、いわゆる肺の末梢領域における障害を検知する手段としてその役割は重い。近年、血液ガス分圧測定の技術が進歩したので測定そのものの実用性も十分高まったといえる。しかしながら、動脈血の酸素又は炭酸ガス分圧が肺におけるガス交換障害のみならず、循環障害あるいは組織レベルにおけるガス代謝障害を含めて、生体におけるガス運搬障害を総体的に反映することは当然であり、またその評価に当たって、酸素分圧と炭酸ガス分圧とを別個に評価することは、妥当性を欠くきらいがあり、何らかの検討の必要性が考えられてきた。

動脈血酸素分圧の異常低下は、すなわち、いわゆる低酸素動脈血症であり、それ自体の生理学的意義は大きい。しかしながら、動脈血酸素分圧の異常低下を認めたからといって直ちに肺におけるガス交換障害が原因であるとはいい難い。また、動脈血酸素分圧が正常範囲内にあっても、肺胞換気の状態によっては肺胞レベルにおける交換障害が存在しないとは断定できない。したがって、肺におけるガス交換障害の評価を肺胞気・動脈血酸素分圧較差（$AaDo_2$）について検討することが望ましい。$AaDo_2$は肺におけるガス交換障害の総括的評価の指標であって敏感にその異常を反映することが知られている。

ロ．検査法

肺胞気・動脈血酸素分圧較差を算出するためには、動脈血の酸素及び炭酸ガス分圧を測定する必要がある。酸素分圧及び炭酸ガス分圧の測定は動脈より採血した動脈血を用いて行うが、上腕又は股動脈採血の前段階で耳朶血を採血し、これを用いて酸素分圧を測定し、測定結果が80 TORR以上であれ



コメントの追加 [芦澤59]: 以下、動脈血ガス分析検査について、現在では古くなった説明を削除。

ば、上腕又は股動脈からの採血を省略して、「著しい肺機能障害がない」と判定してよい。また、2次検査を1次検査との別の日に行う場合には、必要に応じて2次検査に先立って1次検査もあわせて行う。(なお、TORRはトリチェリ(torricelli)の略である。トリチェリは真空の分野で用いられ、水銀柱1mmにほぼ等しい。したがって1TORR＝1mmHgと取り扱って差し支えない。)

検査方法の基本は次に述べるとおりである。

(イ) 採血の方法

a. 動脈血採血

(a) 動脈の穿刺部位

普通上腕動脈から採血するが、穿刺困難な場合は大腿動脈を穿刺する。また橈骨動脈から採血してもよい。上腕動脈を穿刺するときは、硬い腱膜のところは避け、正中神経に刺入しないように気を付ける。大腿動脈では内側に太い静脈が走っているから、誤って静脈血を採血しないように注意する。

(b) 必要な器具と薬品

5ml又は10ml ルアロック注射器　硬めの腕枕　生ゴム片

バイアル入りのヘパリン (1,000単位/ml)　アルコール綿　水銀

(c) 採血の手順

① 呼吸の状態によって検査成績が変わるから、常に静かな呼吸をするように指示する。できるだけ採血に先立って20分間静臥させる。

② ヘパリンを約0.2ml注射器にとる。(なお、使用するヘパリンの量は、注射器の内面をうるおし、かつ、その死腔をうめる量である。ヘパリンに溶解している $O_2$ 及び $CO_2$は、血液中に含まれている $O_2$及び $CO_2$ に比べれば著しく少ないため、その絶対量はあまり問題にならない。)

③ 注射器内部によくヘパリンをゆきわたらせる。

④ 死腔をヘパリンで満たして、注射器内部の気泡を完全に駆除し、更に採血するときに気泡が入らぬようにする。

⑤ 腕枕を被検者の肘関節の下に入れ、前腕をやや外転させる。(図13参照)

図13　採血時の腕の位置

⑥ 穿刺部位を清潔にする。石鹸水であらかじめ洗っておく方がよい。消毒はアルコール綿により、穿刺する皮膚をよく拭く。

⑦ 針の刺入を行う前に、まず指先で肘関節部の上腕動脈の脈拍を触れて、動脈の存在位置とその走行をよく調べる。次に動脈の真上から刺入角度約30°で皮膚を穿刺し、血管の走行に沿って針先をすすめ、針先が拍動の最もよく触れる点にくるようにする(大腿動脈では垂直に刺入する)。皮膚穿刺の刺激のため被検者の換気量が増加していることが多いから、ここで再び呼吸を静かにさせ、数呼吸待ってさらに針をすすめ動脈を穿刺する。穿刺に成功すれば、血液は拍動性に注射器内に上がってくる。通常の検査のためには3mlを採血すればよい。(図14参照)

図 14　動脈穿刺

⑧ 採血後、針を抜き取ったら皮下出血を防止するため、直ちに動脈穿刺部位より心臓に近い部位を指でしっかりと 5 分間圧迫する。（図 15 参照）

図 15　圧迫

⑨ 採血に用いた注射器に時計皿に入れた水銀を 1 滴吸込み、すぐに針先にゴム片をつけて針孔を塞ぐ。注射筒を両手のひらにはさんで、これをころがすように動かし、ヘパリンを血液全体に行き渡らせる。（図 16 参照）

図 16　針先をふさぐ

⑩ 血液サンプルは、採血後できるだけ速かに分析を終了する。採血終了から分析までに時間をおくと、血液サンプルの酸素分圧、炭酸ガス分圧、pH が変化するので補正を行わなければならない。補正を行う場合でも、経過時間が長くなると誤差が大きくなるので、極力、採血後、短時間に分析を終了すべきである。

b. ガラス毛細管採血

採血に当たって被検者に十分に安静を保たせることは動脈血採血の場合と同様である。

耳朶を切開して、内腔をヘパリンに浸したガラス毛細管を用いて耳朶血を採血する。（図 17 参照）

あらかじめ耳朶を加湿し、摩擦して十分充血させたうえで耳朶を十分深く切開して自然に流出してくる血液は、前毛細管血液とみなされるので、動脈血として測定に供しうる。

採血部位を切開したら、最初の血液の 1 滴は拭き去り、続いて流出する血液をガラス毛細管に採取する。採血後毛細管の一側をパテで塞ぎ、他側から鉄片を挿入しその側もパテで塞ぐ。毛細管の外側に磁石をあてて中の鉄片を動かし、採血直後にヘパリンと血液を混和する（図 17 参照）。測定直前に血漿と血球を混和するのはもちろんである。採取した血液サンプルは、空気と接触すると酸素分圧が実際より高い値に出てくることがあるため、手早く採血を終了しなければならない。

ガラス毛細管による採血法は、採血量が少なくてすむ。

図 17　ガラス毛細管への採血

（ロ）酸素分圧及び炭酸ガス分圧の認定

原則として、血液ガス分析は採血後直ちに実施すべきである。室温の下で血液の $0_2$ 分圧は分単位でも急速に低下することを銘記すべきである。

動脈血の酸素及び炭酸ガス分圧の測定方法には、正確に速く測定でき、検体量が少なくて済む等の理由により電極法が勧められる。ここでは、IL 社の IL メーターとラジオメーター社のアストラップ装置を例に測定法の実際を示す。

a. 酸素分圧測定の実際

(a) $Po_2$電極の整備

キュベット内に電極を固定しているネジをゆるめて $Po_2$電極をとり出し、次のようにして電極の整備をする。(図 18 参照)

図 18　クラーク電極

[IL メーターの $Po_2$電極の場合]

電解液とポリプロピレン膜の交換は、図に従って行う。(図 19 参照)

膜の交換がすんだら電極の先端をよく観察する。もし気泡があったら、指で軽く膜面を押さえて輪状毛管部の方へこれを追い出す。さらに、電極の先端部を下に向けて振りながら、毛管部の気泡を電解液貯留槽へ移動させる。

電極をキュベット内に挿入する際には、事前に電極の外面とキュベットの内面をガーゼで拭き、乾いた状態にしておく必要がある。キュベット内の電極は、固定ネジによって締める。締めすぎると、白金電極先端の電解液と輪状毛管部の電解液との交通が途絶し、逆にゆるすぎると、試料室の気密性が得られず、いずれも、不安定で測定不能の原因となる。適当なネジ締めにするには、ネジを締めながら、急に抵抗を感じ始めたところから約半回転さらに締めればよい。試料排出口又は注入口の一方を塞いでおいて、他方から注射器で空気を軽く押し込み、空気もれをテストしながら、電極固定ネジを締めていき、空気もれがなくなる所まで締めれば、最も確実である。

電極を固定したら試料室に生理食塩水などの伝導性液体を注入する。切換えスイッチを $Po_2$測定位置にし、電源スイッチを“MEMB CHK”(メンブランチェック)に切り換える。電極が正常に働いている場合、メーターの針は $Po_2$0 を指す。針が振り切れるときは、ポリプロピレン膜に穴があいているか、キュベット内が濡れている場合である。“MEMB CHK”で異常の時は、試料室の生理食塩水を蒸溜水で洗った後に、空気を注入して試料室を空にしてから、電極をキュベットから取り出し、キュベット内面と電極の外面などをガーゼでよく拭きとる。このような処置によって“MEMB CHK”が正常になることもあるが、なお異常があるときは、再び膜を交換し正常になるようにする。“MEMB CHK”が正常であったら、試料室に蒸溜水を満たしておく。膜を交換したばかりの電極は、不安定であるから一晩放置した方がよい。

膜の定期的交換は通常 1 か月毎に行うが、“MEMB CHK”が不良となれば直ちに行う。

図 19　$P_{o2}$電極の整備 (IL メーター)

[アストラップの $Po_2$電極の場合]

基本的には、IL メーターの $Po_2$ 電極と同じである。内部電極はジャケットからはずせるようになっている。

ポリプロピレン膜の交換は、図 20 に示す順序に従って行い、同時に電解液も交換する。ただし、アストラップでは簡単なメンブランチェックの装置は付属していない。膜が不良のときは、$Po_2$ ゼロ溶液を注入したときには、指針が目盛の 0 から大きくずれるか、液体サンプルを入れたときに、指針が不安定で左右に振れるか、あるいは、メーターの感度が異常に高くなる。この場合は膜を交換する。

図 20　$P_{O2}$ 電極の整備（アストラップ）

(b) $Po_2$ 電極の較正

$Po_2$ 電極の較正は、被検血液の一部をガス平衡装置トノメーターによって、既知の $Po_2$ の混合ガスで平衡させたものによって行う。これが最も正確な方法である。臨床検査としては、それほどまでの正確さは要求されないので、既知 $Po_2$ の混合ガスか、または既知 $Po_2$ の混合ガスと平衡に達している水溶液で較正する。

IL メーターとアストラップとの較正法を以下に述べる。装置によって較正法が決められているのではなく、いずれの方法を用いてもよい。

［IL メーターの $Po_2$ 電極の較正］

IL メーターでは、$Po_2$ 電極のゼロ点調整に、$O_2$ を含まない約 10% $CO_2$ 混合 $N_2$ ガス（$P_{CO2}$ 電極の較正にも用いる）を用いる。もちろん、$O_2$ を含まない $N_2$、He などを用いてもよい。高い方の $Po_2$ 点の較正には、室内空気（20.93% $O_2$）又は $N_2$ に 5% $CO_2$ と 12% $O_2$ をまぜた混合ガスを用いる。

$Po_2$ 電極較正の手順は、次のようにして行う。

① 切り替えスイッチを“160$Po_2$”にセットする。

② 較正ガスの流量調整がしやすいように、試料室を通って出てくるガスをビーカーに入れた少量の水の中に導き、生ずる気泡を観察する。まず $O_2$ ゼロのガスを試料室に流入させる。静かに小流量からはじめ、気泡がボコボコと一つずつ数えられる程度に調節する。この量で 5～10 秒間流したら、ガスの注入を一時止める。

③ 約 20 秒の間隔で $O_2$ ゼロガスの注入を繰り返し、メーターの針が安定して働かなくなるまで続ける。毎回のガス注入は、温度平衡の点から少量とし、数回気泡が出る程度にする。

④ “$Pro_2$ ZERO”調節ツマミを回して、メーター指針が $Po_2$ 0mmHg を指すように調節する。

⑤ 更に $O_2$ ゼロガスを少量流し、指針が 0mmHg からずれていないことを確かめたら、“$Po_2$ ZERO”ツマミをロックして動かないようにする。

⑥ 次いで、12% $O_2$ 混合ガスあるいは空気を、$O_2$ ゼロガスの場合と全く同じ流量、間隔で注入し、メーター指針が安定するまで続ける。

⑦ “$Po_2$ BALANCE”ツマミを回して、指針を較正ガスの $O_2$ 分圧に合わせる。

較正ガスの $Po_2$ は、

$$Po_2\,(mmHg) = (P_B - 47) \times \text{ガスの濃度}\,(\%) / 100$$

$P_B$　大気圧

47　37℃のときのガス体中の飽和水蒸気圧

により算出する。

この場合“$Po_2$ BALANCE”ツマミをいっぱいに回しても、メーターの針が合わせようとしている目盛までこない場合は、メーター裏面の“$Po_2$ RANGE”切換えスイッチを操作して、針が合うようにする。

⑧ 較正ガスをもう一度注入して、較正を再確認する。

［アストラップの$Po_2$電極の較正］

アストラップでは、電極の較正に水溶液を用いる。ゼロ点調整には、

0.01モル　硫酸液　5ml

硫酸ソーダ　100mg(目分量でよい)

の割合に加えた溶液を用いる。溶液を作るには、針をつけた注射器の外筒に（内筒を抜き取った)硫酸ソーダを入れ、硼酸液を注入したら内筒を挿入して注射筒内で溶解して作る。作った溶液は1日は使用し得る。

電極の感度を調整するには、付属している恒温槽中の循環水を用いる。その$Po_2$は空気の$Po_2$と平衡に達するためには、水温が37℃になってから30分以上経っている必要がある。

実際の手順を簡単に述べる。

① 試料室に$O_2$ゼロ溶液(室温でよい)を満たし、針が安定するのを待って、ゼロ点調節ネジを目盛の0に合わせる。

② 試料室をゆっくりと蒸溜水で2～3回よく洗浄する。

③ 恒温槽に注射器の針先を入れ、循環水を注射器内に数回出し入れした後にこれを採取し、$Po_2$電極の試料室に注入する。指針が上がって安定したら、感度調整ツマミを回して、$Po_2$目盛を空気の$Po_2$に合わせる。

④ 電極が確実に較正されたら、室内空気を試料室に注入し、その時のメーターの目盛を読み、これを“gas reading”として記録しておく。

血液の$Po_2$を実測する前には、毎回室内空気を試料室に注入し、5mmHg以内のずれならば、メーターの針を元の“gas reading”にもどしてから実測に移る。測定終了後にも同様のチェックを行う。いずれの場合も5mmHg以上指針がずれているときには、恒温槽の水で電極を較正し直す必要がある。

このように、$Po_2$電極は、二点較正を行う必要があるが、0点はほとんどずれることがないので、毎日1回較正すればよい。しかし、$Po_2$の感度調節（高$Po_2$の較正)は測定毎に頻回に行う必要がある。

(c) 血液$Po_2$の実測

ルアロック注射器に採取した血液の$Po_2$は、次の手順で測定する。

① 試料注入口に付けてあるルアロックアダプターに、血液の入った注射器をはめ、血液をゆっくり注入して、試料室のサンプル出口につないだビニールチューブに血液が見え始めるまで行う。この際、試料室内に気泡があってはいけない。

② メーターの指針は、しだいに上昇し約 1 分 30 秒で安定し、約 15 秒間持続するから、その間に目盛を読みとる。試料注入から指針が安定する（プラトーに達する）までの時間は、電極の条件、特に膜の厚さに関係するので一定ではない。

アストラップでは、メーターの読みがそのまま血液の $Po_2$ を表すが、IL メーターでは、電極の較正をガスで行っているために次式により補正する。

（メーターの読み）×1.02＝$Po_2$

上式の係数 1.02 は経験的に得られた値である。装置や手技の違いによって値が異なる可能性があるので、各検査室において実験的に求める方がよい。そのためには、まず、$O_2$ を含むガス（たとえば $Po_2$ が 149mmHg だったとする）で電極を正確に較正する。次に、同じガスと完全に平衡に達した 37℃の水（例えばアストラップの恒温槽内の循環水）の $Po_2$ を測定する。この水に対するメーターの読みが 146mmHg だったとすれば、係数は、149/146＝1.02 として求められる。

③ 測定が終わったら、試料室をまず生理食塩水で十分に洗浄した後に蒸溜水で洗浄する。

④ 電極較正の項で述べた方法により電極の感度をチェックし、ずれを修正する。蒸溜水を注入して試料室を満たし、$Po_2$ 膜を乾燥させないようにする。

b. 炭酸ガス分圧の測定の実際

[IL メーターの場合]

実際の $Pco_2$ 電極は、図 21 に示すような構造をしている。$CO_2$ 透過膜としては、テフロン又は IL アステティック膜が用いられている。膜とガラス電極の間には、常に一定量の $NaHCO_3$ 溶液（$10^{-2}$ モル）が薄い層をなして介在するように、4 重にしたナイロンメッシュを入れてある。この電解液中には、電極の動作が安定するように、$10^{-1}$ モルの NaCl と少量の AgCl が加えてある。ガラス電極の先端内部には、1/10 規定の HCl 水溶液が封入してある。これによって、$H^+$ イオン濃度は常に一定に保たれているが、$NaHCO_3$ 溶液側の $H^+$ 濃度は、サンプルから膜を通して透過してくる $CO_2$ によって変動する。この両液の $H^+$ 濃度差にガラス薄膜は感応して起電力を生じる。この起電力を増幅してメーターの針の振れとしてとり出す。

この $Pco_2$ 電極は、$CO_2$ の 1～100%の範囲において直線性が認められている。

図 21　$P_{co2}$ 電極

(a) $Pco_2$ 電極の整備

$Pco_2$ 電極は、固定しているネジをゆるめてキュベットから取り出す。図 22 に示す手順によって、電極の膜の交換、電解液の交換を行う。終了したら気泡の有無をしらべ、気泡があれば内部のガラス電極を抜いて気泡を除く。最後に、電極の外面を拭いて乾燥状態にし、更にキュベット内面もよく拭いてから、電極をキュベットに装着する。電極の固定ネジを締める強さは、$Po_2$ 電極の場合と同じく気密にせねばならないが、決して強すぎないようにする。切換えスイッチを $Pco_2$ 測定位置にし、$Po_2$ 電極と同じ方法でメンブランチェックを行い、電極の整備を終わる。

(b) $P_{CO_2}$電極の較正

$P_{CO_2}$電極の較正は、$CO_2$を含む混合ガスを試料室に注入して二点較正を行う。

二点較正には、濃度の異なる2種の$CO_2$混合ガスを用いる。一般には、5% $CO_2$+12% $O_2$+$N_2$ のものと 10% $CO_2$+$N_2$の2種類の混合ガスが用いられる。これらのガスの$CO_2$の混合比率は正確である必要はない。例えば、5% $CO_2$の代わりに4.5%であってもよい。しかし、混合ガス中の$CO_2$濃度は、±0.03%の精度で、正確な値がわかっているものでなくてはならない。

図22　$P_{CO_2}$電極の整備

[メーターのslope較正]

$P_{CO_2}$電極の二点較正は、slope較正という方法で行う。その利点は、大気圧が変化しても2種の混合ガスの$P_{CO_2}$を求める必要がないことである。

メーターのslope感度勾配を較正するには、まず$CO_2$ratioを次のごとく計算する。

$$CO^2\text{ratio} = \frac{\text{高濃度ガスの } CO_2\ (\%)}{\text{低濃度ガスの } CO_2\ (\%)} \times 10$$

例えば、4.98% $CO_2$と9.96% $CO_2$の2種類の混合ガスを較正に用いる場合なら、

$$CO^2\text{ratio} = \frac{9.96}{4.98} \times 10 = 20.0$$

である。

較正は次の手順で行う。

① 切換えスイッチを$P_{CO_2}$に入れる。

② ガス湿潤器を通した$CO_2$ガスを試料室へ送る。ガスの流量は、1秒間に気泡1個の速さに調節し、これ以上流量を増さないようにしながら送気を続ける。

③ “$P_{CO_2}$ BALANCE” ツマミを回して、メーターの針を目盛の最低点 10.0に合わせる。

④ 次に高濃度 $CO_2$ガスを、湿潤器を通さずに直接試料室に送る。この場合、ガスは乾燥状態にあるから、ガス流量は低濃度 $CO_2$を流したときよりさらに少なくなるように調節する。

⑤ メーター裏面の “$P_{CO_2}$ SLOPE” ツマミを回して、指針を$CO_2$ ratioの目盛に合わせる。上述の例ならば、20.0に合わせる。

⑥ 低濃度$CO_2$を再び送り、メーターの針が10.0にもどることを確認する。もしこれがずれているならば、slope較正を繰り返す。

以上で、電極slope較正が終わる。

このようにしてslope較正をした電極は、$CO_2$ガスに対して図23の太線のごとく感応する。横軸は、$CO_2$ガスの濃度(対数目盛)、縦軸はメーターの目盛である。

図23　$P_{CO_2}$電極の較正

[$P_{CO_2}$を測定するための較正]

上述の方法でslope較正をした電極で$P_{CO_2}$を測定するときには次の方法で一点較正を行う。

まず低濃度 $CO_2$の $P_{CO_2}$を計算する。例えば、大気圧が 750mmHg で $CO_2$が 4.98%ならば、

$$Pco^2 = (750 - 47) \times \frac{4.98}{100} = 35.0mmHg$$

となる。

低濃度 $CO_2$を試料室に流し、“$P_{CO_2}$ BALANCE”ツマミを回して、指針をそのガスの $P_{CO_2}$の目盛に合わせる。ここでは 35.0 に合わせればよい。その結果、メーターの $CO_2$に対する slope は、平行移動して破線（図 23）に移るので、未知の $P_{CO_2}$の試料を注入した時の指針の読みは直接試料の $P_{CO_2}$となる。

この場合、較正に低濃度 $CO_2$を用いる理由は、その値が血液の $P_{CO_2}$に近く、slope 較正に多少の誤差があっても測定誤差は比較的小さくなるからである。したがって、試料の $P_{CO_2}$が高い場合には、高濃度 $CO_2$で較正する方がよい。

メーターの目盛には、血液の $P_{CO_2}$測定に便利なように 10～100 を目盛ってある。もしこの目盛で 20～200mmHg の範囲を固定したいときは、適切な濃度の $CO_2$ガスを流し、較正ガスの実際の $P_{CO_2}$の値の 1/2 に指針を合わせておき、未知 $P_{CO_2}$の試料に対するメーターの読みを 2 倍すれば求める $P_{CO_2}$が得られる。

［$CO_2$濃度（%）を測定するための較正］

これはガス中の $CO_2$ 濃度を測定する場合に行われる一点較正である。

方法は $P_{CO_2}$の較正と全く同様にすればよい。例えば、4.98% $CO_2$を較正ガスとして試料室に流し、指針を 49.8 に合わせる。未知の濃度のガスを通したとき、目盛の読みが 56.5 であったとすれば、試料ガスの $CO_2$濃度は読みを 1/10 にして 5.65%ということになる（測定精度からすれば 5.7%と読むのが正しい）。

（c）$P_{CO_2}$の測定

血液サンプルについてその $P_{CO_2}$を測定する手順は、$P_{CO_2}$電極の場合とほとんど同じであるので省略する。$P_{CO_2}$電極の応答時間（response time）は、$P_{O_2}$電極より長く 2 分 30 秒前後である。

［アストラップの場合］

① まず血液の pH を実測する（詳細は［付］参照）。

② アストラップ装置に付属している小型トノメーターに血液を入れ、3～4% $CO_2$+$O_2$と 7～8% $CO_2$＋$O_2$の混合ガスで平衡させる。このトノメーターは、2 種のガスによって同時に平衡させるようになっており、それぞれ 2 つずつ試料室があるので、1 回の操作で 2 回チェックすることができる（図 24）。もちろん、ガスの正確な $CO_2$濃度がわかっていなければならない。また、試料室に入れる前の血液は、血漿と血球を十分に混和しなくてはならない。血液の混合は、両掌に注射器をはさんで転がすようにすればよい。

図 24　アストラップのトノメーター

③ トノメーターを約 5 分間振盪しガス平衡に達したら、pH 電極で血液の pH を測定する。一方、平衡に用いた $CO_2$ ガスの濃度と大気圧から $Pco_2$ を算出する。

④ 得られた 2 組の pH、$Pco_2$ の値を図 25 のごとく座標上にとり（A、B）両者を直線で結ぶ。

図 25　血液の $CO_2$ 滴定曲線から $P_{co2}$ を求める方法（アストラップ法）

⑤ はじめに求めた血液の pH とこの直線との交点（C）を求め、これと対応する $Pco_2$ の値を読んで血液の $Pco_2$ を求める。

この方法では、血液の $So_2$ が 90%以下の場合には、補正が必要であるが詳細は省略する。

［付］pH 測定の実際

㋑電極の較正

（i）二点較正

2 種類の標準緩衝液(pH=6.84、pH=7.384）を用いて電極を較正し、電極のスロープをセットする。電極の安定が良ければ、1 週間に 1 回程度行えばよい。実際の較正は次のように行う。

① 電極内に生理食塩水と空気とを少量ずつ交互に吸引して電極を洗う。あまり長く吸引すると、電極が冷えて誤差を生じる。

② 空気を吸引して電極を空にしてから、pH=6.84 の緩衝液を電極内に満たす。毛細管内に気泡があると、誤差の原因になるので注意を要する。

③ 電極の先端を KCl 溶液槽に入れ、カロメル電極とブリッジする。

④ 切替えスイッチを pH にいれる。

⑤ メーターの針が振れるから、これを pH6.84 の目盛にくるように、“pH BALANCE”ツマミで合わせる。

⑥ 次に空気と生理食塩水とで洗浄し、pH＝7.384 の緩衝液について同様の操作を行う。この場合メーターの針の修正には“pH SLOPE”ツマミを用いる。

上記の操作を繰り返して、針の振れが正確に合うようにする。

（ii）一点較正

測定前後には、毎回 pH7.384 の緩衝液を用いて電極を較正する必要がある。実施法は二点較正と同様であるが、指針のズレを修正するには、“pH SLOPE”ツマミではなく、“pH BALANCE”ツマミによって行う。

㋺ pH の実測

一点較正に続いて、空気と生理食塩水とで電極を手早く洗った後、次の手順で血液 pH を測定する。

① 試料導入前に電極内に空気を通して空にする。

② 電極内に検体を満たす。

③ KCl 溶液槽に電極の先端をつけると、針の振れはきわめて早く安定するので、その pH 値を読みとる。pH 電極の応答時間（response time）は 1～5 秒である。

④ 終了したら、まず生理食塩水を流して電極を洗い、ついで空気と生理食塩水で繰り返し洗浄する。

⑤ 最後に生理食塩水（又は蒸溜水）を電極に満たしておき、次の測定まで電極が乾燥しないように注意する必要がある。

㈥ 測定に当たっての注意

ガラス電極により正確に pH を測定するためには、次のような点に注意する。

① ガラス電極が温度平衡に達していること。すなわち、冷たい試料を吸引した場合、電極の洗浄が長すぎる場合の影響に留意しておく必要がある。

② 結合溶液に用いる飽和 KCl 溶液及びカロメル電極内の飽和 KCl 溶液の底部には、常に KCl の結晶が認められるようにしておくこと。

③ 較正用の標準緩衝液の pH が正確であること。びん入りの緩衝液は、新しいものでも pH が変化しているものがある。ラジオメーター社のアンプル入り緩衝液は、その点ほとんど不安がない。びん入りのものは常に冷蔵し、また液を透かして見て浮遊物が認められるものは不良である。

（ハ）測定値の補正

採血終了から各々の値を読み取るまでの経過時間に基づいて測定値の補正を行う。このためには補正用ノモグラムが利用できるが、各自の施設でそれぞれの実情に応じて作成した計算式又はノモグラムを用いる方がよい。補正をするにしても試料の保存時間は極力短時間にとどめる努力をすべきである。やむを得ず未補正の成績を記載するときは、必ず〈未補正〉と明記し、併せて採血終了から分析終了までの経過時間を記載するものとする。

補正のための Kelman と Nunn によるノモグラムは図 26 及び図 27 に示しており、図 26 は 37℃に保温の場合であり、図 27 は室温に放置した場合である。

このノモグラムの使用方法は次のとおりである。

a. $Pco_2$の補正

A の経過時間（分）に対応する B の $Pco_2$の数値を読み取り、実測値からその数値を減ずる。

b. pH の補正

A の経過時間（分）に対応する C の pH の数値を読み取り、実測値にその数値を加える。

c. $Po_2$の補正

D のノモグラムの左の経過時間と $Po_2$実測値から下段の数値を読み取り、実測値にその数値を加える

図 26　37℃に保温した場合の $P_{o2}$、$P_{co2}$、pH の補正のためのノモグラム

図 27　室温に放置した場合の $P_{o2}$、$P_{co2}$、pH の補正のためのノモグラム

（ニ）肺胞気・動脈血酸素分圧較差の算出

肺胞気・動脈血酸素分圧較差（$AaDo_2$）を求めるためには、まず、肺胞気酸素分圧（$PAo_2$）を肺胞式を用いて算出する。このためには、動脈血炭酸ガス分圧（$Paco_2$）、吸入気酸素分圧（$PIo_2$）、吸入気酸

素濃度（$FIo_2$）、ガス交換率(R) を知らなければならない。これらの値を用いれば、次式により $PAo_2$ が算出できる。

$$PAo^2 = PIo^2 - \frac{Paco^2}{R} + \frac{1-R}{R} Paco^2 \cdot FIo_2$$

これらの値を知るためには、恒常状態において被検者の呼気と動脈血とを同時に採取して分析する。しかし、ガス交換率を 0.83 と仮定することにより、近似的には呼気分析を省略し計算をすることができる。空気呼吸時には $PIo_2 \fallingdotseq$ 150 TORR、$\frac{1-R}{R} Paco_2 \cdot FIo_2$ の項はほぼ 1～2 TORR である。そこで、$PAo_2$ は次式を用いて計算することができ、これには $Paco_2$ の値がわかればよい。

$$PAo^2 = 150 - \frac{Paco_2}{0.83}$$

従って、次式によって $AaDo_2$ を求めることができる。

$$AaDo^2 = PAo^2 - Pao^2 = 150 - \frac{Paco^2}{0.83} - Pao_2$$

このような方法で得られる $AaDo_2$ は、動脈血ガス分析の成績のみから計算することができる便利さがあるが、動脈血採血は、必ず恒常状態の下で行わなければならない。また、$Paco_2$, $Pao_2$ は高い精度でなければならない。耳朶血の分析で得られた値はこの目的には適当でない。

（なお、検査方法の記述、図等については、長野準他著「肺機能検査入門」（金原出版、1974）より、長野先生の承諾を得て転用させていただいた）

[血液ガス分析装置の較正]

毎日使用する前及び電極の膜を張り換えた後には、$O_2$ 及び $CO_2$ について既知分圧の較正ガスを用いて二点較正を行う。較正を行う場合には予めボンベにつめた $O_2$、$CO_2$、$N_2$ からなる成分既知の 2 種類の混合ガスを用いるが、その成分に関しては通常それぞれの機器のメーカーが指定している。較正を行う場合、厳密にいえば、この成分既知の混合ガスで平衡させたトノメーター血を用いるが、日常の検査に当たってはこれほどまでにする必要はない。

較正は次のように行う。

較正用混合ガスを電極に流し込むに当たっては、

① 精密減圧弁を用いてゆっくりガスを流す。決して急に大量に流してはならない。

② 電極に達する前に十分加湿しておく。

③ 電極液がガスと十分に平衡に達する時間流す。

に注意する。

二点較正によって較正曲線の傾斜とズレをチェックする。

なお、多数の検体の分析を行うときには、特に頻回に検体の $O_2$ 及び $CO_2$ の分圧値に近い 点で一点較正を行うことが望ましい。この一点較正でメーターの指示値が著しくズレている場合、及びこの指示値の変動が著しい場合には、二点較正を行って確認するか、又は、電極の膜の張り換えを行ったうえで改めて二点較正を行う。

pH メーターの較正は、市販されている標準液を使用して行い、原則として二点較正とする。

## （４）検査結果の判定

肺機能検査の結果の判定に当たっては、肺機能検査によって得られた数値を次に述べる判定のために基準値に機械的にあてはめて判定することなく、エックス線写真像、既往歴及び過去の健康診断の結果、自覚症状及び臨床所見等を含めて総合的に判断する必要がある。特に、過去の健康診断の記録等から、著しい肺機能障害が持続する状態が疑われる者についての判定に当たっては、従前から行われてきた諸検査の結果を十分参考として、総合的な判定を行う必要がある。

なお、次のような判定を行った場合には、特に法定の検査以外の検査結果も含めて、その医学的事由をできるだけ詳細に「じん肺健康診断結果証明書」の「医師意見」の欄に記入する。

① 次に述べる基準として示されている要件に該当しない場合であっても、医師が総合的な評価に基づいて著しい肺機能障害の有無の判定を行った場合

② 既往歴の調査、過去の健康診断の記録等から「著しい機能障害がある」状態が持続しているおそれがあると認められ、次に述べる基準として示されている要件に該当しないが２次検査以外の肺機能検査の結果等を総合して「著しい肺機能の障害がある」と判定した場合

イ．１次検査の結果の判定

（イ）「著しい肺機能障害がある」と判定する基準

次のいずれかに該当する場合には、一般的に「著しい肺機能障害がある」と判定する。

① パーセント肺活量 60%未満の場合

② １秒率が表２(男性)又は表３(女性)に掲げる限界値の表の左欄の値未満の場合

③ $V_{2.5}$を身長(m)で除した値が表４(男性)又は表５(女性)に掲げる限界値の表の左欄の値未満であり、かつ、呼吸困難の程度が第Ⅲ度、第Ⅳ度又は第Ⅴ度の場合

コメントの追加 [芦澤60]: 結果の判定、解釈について、方法や解釈するに当たっても知見も古いため、すべて削除し差し替え。

表2. 1秒率の限界値（%）（男性）

| 年齢（歳） | 著しい肺機能障害があると判定する限界値 | 2次検査を要すると判定する限界値 |
|---|---|---|
| 21 | 62.39 | 76.77 |
| 22 | 62.01 | 76.39 |
| 23 | 61.64 | 76.02 |
| 24 | 61.27 | 75.65 |
| 25 | 60.90 | 75.28 |
| 26 | 60.52 | 74.90 |
| 27 | 60.15 | 74.53 |
| 28 | 59.78 | 74.16 |
| 29 | 59.40 | 73.78 |
| 30 | 59.03 | 73.41 |
| 31 | 58.66 | 73.04 |
| 32 | 58.28 | 72.66 |
| 33 | 57.91 | 72.29 |
| 34 | 57.54 | 71.92 |
| 35 | 57.17 | 71.55 |
| 36 | 56.79 | 71.17 |
| 37 | 56.42 | 70.30 |
| 38 | 56.05 | 70.43 |
| 39 | 55.67 | 70.05 |
| 40 | 55.30 | 69.68 |
| 41 | 54.93 | 69.31 |
| 42 | 54.55 | 68.93 |
| 43 | 54.18 | 63.56 |
| 44 | 53.81 | 68.19 |
| 45 | 53.44 | 67.82 |
| 46 | 53.06 | 67.44 |
| 47 | 52.69 | 67.07 |
| 48 | 52.32 | 66.70 |
| 49 | 51.94 | 66.32 |
| 50 | 51.57 | 65.95 |
| 51 | 51.20 | 65.58 |
| 52 | 50.82 | 65.20 |
| 53 | 50.45 | 64.83 |
| 54 | 50.08 | 64.46 |
| 55 | 49.71 | 64.09 |
| 56 | 49.33 | 63.71 |
| 57 | 48.96 | 63.34 |
| 58 | 48.59 | 62.97 |
| 59 | 48.21 | 62.59 |
| 60 | 47.84 | 62.22 |
| 61 | 47.47 | 61.85 |
| 62 | 47.09 | 61.47 |
| 63 | 46.72 | 61.10 |
| 64 | 46.35 | 60.73 |
| 65 | 45.98 | 60.36 |
| 66 | 45.60 | 59.98 |
| 67 | 45.23 | 59.61 |
| 68 | 44.86 | 59.24 |
| 69 | 44.48 | 58.86 |
| 70 | 44.11 | 58.49 |
| 71 | 43.74 | 58.12 |
| 72 | 43.36 | 57.74 |
| 73 | 42.99 | 57.37 |
| 74 | 42.62 | 57.00 |
| 75 | 42.25 | 56.63 |
| 76 | 41.87 | 56.25 |
| 77 | 41.50 | 55.66 |
| 78 | 41.13 | 55.51 |
| 79 | 40.75 | 55.13 |
| 80 | 40.38 | 54.76 |

表3. 1秒率の限界値（%）（女性）

| 年齢（歳） | 著しい肺機能障害があると判定する限界値 | 2次検査を要すると判定する限界値 |
|---|---|---|
| 21 | 70.31 | 81.19 |
| 22 | 70.05 | 80.93 |
| 23 | 69.79 | 80.67 |
| 24 | 69.53 | 80.41 |
| 25 | 69.27 | 80.15 |
| 26 | 69.00 | 79.88 |
| 27 | 68.74 | 79.62 |
| 28 | 68.48 | 79.36 |
| 29 | 68.22 | 79.10 |
| 30 | 67.96 | 78.84 |
| 31 | 67.70 | 78.58 |
| 32 | 67.44 | 78.32 |
| 33 | 67.18 | 78.06 |
| 34 | 66.92 | 77.80 |
| 35 | 66.66 | 77.54 |
| 36 | 66.39 | 77.27 |
| 37 | 66.13 | 77.01 |
| 38 | 65.87 | 76.75 |
| 39 | 65.61 | 76.49 |
| 40 | 65.35 | 76.23 |
| 41 | 65.09 | 75.97 |
| 42 | 64.83 | 75.71 |
| 43 | 64.57 | 75.45 |
| 44 | 64.31 | 75.19 |
| 45 | 64.05 | 74.93 |
| 46 | 63.78 | 74.66 |
| 47 | 63.52 | 74.40 |
| 48 | 63.26 | 74.14 |
| 49 | 63.00 | 73.88 |
| 50 | 62.74 | 73.62 |
| 51 | 62.48 | 73.36 |
| 52 | 62.22 | 73.10 |
| 53 | 61.96 | 72.84 |
| 54 | 61.70 | 72.58 |
| 55 | 61.44 | 72.32 |
| 56 | 61.17 | 72.05 |
| 57 | 60.91 | 71.79 |
| 58 | 60.65 | 71.53 |
| 59 | 60.39 | 71.27 |
| 60 | 60.13 | 71.01 |
| 61 | 59.87 | 70.75 |
| 62 | 59.61 | 70.49 |
| 63 | 59.35 | 70.23 |
| 64 | 59.09 | 69.97 |
| 65 | 58.83 | 69.71 |
| 66 | 58.56 | 69.44 |
| 67 | 58.30 | 69.18 |
| 68 | 58.04 | 68.92 |
| 69 | 57.78 | 68.66 |
| 70 | 57.52 | 68.40 |
| 71 | 57.26 | 68.14 |
| 72 | 57.00 | 67.88 |
| 73 | 56.74 | 67.62 |
| 74 | 56.48 | 67.36 |
| 75 | 56.22 | 67.10 |
| 76 | 55.95 | 66.83 |
| 77 | 55.69 | 66.57 |
| 78 | 55.43 | 66.31 |
| 79 | 55.17 | 66.05 |
| 80 | 54.91 | 65.79 |

表4. $V_{25}$/身長の限界値（ℓ/sec/m）（男性）

| 年齢（歳） | 著しい肺機能障害があると判定する限界値 | 2次検査を要すると判定する限界値 |
|---|---|---|
| 21 | 0.95 | 1.26 |
| 22 | 0.94 | 1.25 |
| 23 | 0.92 | 1.24 |
| 24 | 0.91 | 1.23 |
| 25 | 0.90 | 1.22 |
| 26 | 0.89 | 1.21 |
| 27 | 0.88 | 1.20 |
| 28 | 0.87 | 1.19 |
| 29 | 0.86 | 1.18 |
| 30 | 0.85 | 1.17 |
| 31 | 0.84 | 1.16 |
| 32 | 0.83 | 1.15 |
| 33 | 0.82 | 1.14 |
| 34 | 0.81 | 1.13 |
| 35 | 0.80 | 1.12 |
| 36 | 0.79 | 1.11 |
| 37 | 0.78 | 1.10 |
| 38 | 0.77 | 1.08 |
| 39 | 0.76 | 1.07 |
| 40 | 0.75 | 1.06 |
| 41 | 0.74 | 1.05 |
| 42 | 0.73 | 1.04 |
| 43 | 0.72 | 1.03 |
| 44 | 0.71 | 1.02 |
| 45 | 0.70 | 1.01 |
| 46 | 0.69 | 1.00 |
| 47 | 0.68 | 0.99 |
| 48 | 0.66 | 0.98 |
| 49 | 0.65 | 0.97 |
| 50 | 0.64 | 0.96 |
| 51 | 0.63 | 0.95 |
| 52 | 0.62 | 0.94 |
| 53 | 0.61 | 0.93 |
| 54 | 0.60 | 0.92 |
| 55 | 0.59 | 0.91 |
| 56 | 0.58 | 0.90 |
| 57 | 0.57 | 0.89 |
| 58 | 0.56 | 0.88 |
| 59 | 0.55 | 0.87 |
| 60 | 0.54 | 0.86 |
| 61 | 0.53 | 0.85 |
| 62 | 0.52 | 0.84 |
| 63 | 0.51 | 0.82 |
| 64 | 0.50 | 0.81 |
| 65 | 0.49 | 0.80 |
| 66 | 0.48 | 0.79 |
| 67 | 0.47 | 0.78 |
| 68 | 0.46 | 0.77 |
| 69 | 0.45 | 0.76 |
| 70 | 0.44 | 0.75 |
| 71 | 0.43 | 0.74 |
| 72 | 0.42 | 0.73 |
| 73 | 0.40 | 0.72 |
| 74 | 0.39 | 0.71 |
| 75 | 0.38 | 0.70 |
| 76 | 0.37 | 0.69 |
| 77 | 0.36 | 0.68 |
| 78 | 0.35 | 0.67 |
| 79 | 0.34 | 0.66 |
| 80 | 0.33 | 0.65 |

表5. $V_{25}$/身長の限界値（ℓ/sec/m）（女性）

| 年齢（歳） | 著しい肺機能障害があると判定する限界値 | 2次検査を要すると判定する限界値 |
|---|---|---|
| 21 | 0.67 | 1.00 |
| 22 | 0.66 | 1.00 |
| 23 | 0.65 | 0.99 |
| 24 | 0.64 | 0.98 |
| 25 | 0.63 | 0.97 |
| 26 | 0.62 | 0.96 |
| 27 | 0.62 | 0.95 |
| 28 | 0.61 | 0.94 |
| 29 | 0.60 | 0.93 |
| 30 | 0.59 | 0.92 |
| 31 | 0.58 | 0.92 |
| 32 | 0.57 | 0.91 |
| 33 | 0.56 | 0.90 |
| 34 | 0.55 | 0.89 |
| 35 | 0.55 | 0.88 |
| 36 | 0.54 | 0.87 |
| 37 | 0.53 | 0.86 |
| 38 | 0.52 | 0.85 |
| 39 | 0.51 | 0.85 |
| 40 | 0.50 | 0.84 |
| 41 | 0.49 | 0.83 |
| 42 | 0.48 | 0.82 |
| 43 | 0.47 | 0.81 |
| 44 | 0.47 | 0.80 |
| 45 | 0.46 | 0.79 |
| 46 | 0.45 | 0.78 |
| 47 | 0.44 | 0.78 |
| 48 | 0.43 | 0.77 |
| 49 | 0.42 | 0.76 |
| 50 | 0.41 | 0.75 |
| 51 | 0.40 | 0.74 |
| 52 | 0.40 | 0.73 |
| 53 | 0.39 | 0.72 |
| 54 | 0.38 | 0.71 |
| 55 | 0.37 | 0.70 |
| 56 | 0.36 | 0.70 |
| 57 | 0.35 | 0.69 |
| 58 | 0.34 | 0.68 |
| 59 | 0.33 | 0.67 |
| 60 | 0.33 | 0.66 |
| 61 | 0.32 | 0.65 |
| 62 | 0.31 | 0.64 |
| 63 | 0.30 | 0.63 |
| 64 | 0.29 | 0.63 |
| 65 | 0.28 | 0.62 |
| 66 | 0.27 | 0.61 |
| 67 | 0.26 | 0.60 |
| 68 | 0.25 | 0.59 |
| 69 | 0.25 | 0.58 |
| 70 | 0.24 | 0.57 |
| 71 | 0.23 | 0.56 |
| 72 | 0.22 | 0.56 |
| 73 | 0.21 | 0.55 |
| 74 | 0.20 | 0.54 |
| 75 | 0.19 | 0.53 |
| 76 | 0.18 | 0.52 |
| 77 | 0.18 | 0.51 |
| 78 | 0.17 | 0.50 |
| 79 | 0.16 | 0.49 |
| 80 | 0.15 | 0.48 |

表6. 著しい肺機能障害があると判定する限界値－$AaDo_2$（男性、女性）

| 年齢（歳） | 限界値（TORR） | 年齢（歳） | 限界値（TORR） |
|---|---|---|---|
| 21 | 28.21 | 51 | 34.51 |
| 22 | 28.42 | 52 | 34.72 |
| 23 | 28.63 | 53 | 34.93 |
| 24 | 28.84 | 54 | 35.14 |
| 25 | 29.05 | 55 | 35.35 |
| 26 | 29.26 | 56 | 35.56 |
| 27 | 29.47 | 57 | 35.77 |
| 28 | 29.68 | 58 | 35.98 |
| 29 | 29.89 | 59 | 36.19 |
| 30 | 30.10 | 60 | 36.40 |
| 31 | 30.31 | 61 | 36.61 |
| 32 | 30.52 | 62 | 36.82 |
| 33 | 30.73 | 63 | 37.03 |
| 34 | 30.94 | 64 | 37.24 |
| 35 | 31.15 | 65 | 37.45 |
| 36 | 31.36 | 66 | 37.66 |

~~（ロ）「2次検査を要する」と判定する基準1次検査の結果等から「著しい肺機能障害がある」と判定されない者で、次のいずれかに該当し、かつ、呼吸困難の~~

~~程度が第Ⅲ度、第Ⅳ度又は第Ⅴ度で、じん肺による著しい肺機能の障害がある疑いがあると認められる場合には２次検査を行う。~~

~~① パーセント肺活量が 60%以上で 80%未満の場合~~

~~② １秒率が表２（男性）又は表３(女性)に掲げる限界値の表の右欄の値未満の場合~~

~~③ $V_{2.0}$を身長(m)で除した値が表４(男性)又は表５(女性)に掲げる限界値の表の右欄の値未満の場合~~

~~また、上記に該当しない場合であっても、呼吸困難の程度が第Ⅲ度、第Ⅳ度又は第Ⅴ度で、じん肺による著しい肺機能の障害がある疑いがあると認められる場合には２次検査を行う。~~

~~ロ．２次検査の結果の判定~~

~~肺胞気・動脈血酸素分圧比較差の値が表６の限界値を超える場合には、諸検査の結果とあわせて一般的には「著しい肺機能障害がある」と判定する。~~

~~なお、「じん肺健康診断結果証明書」の肺機能検査の判定の欄の記載に当たっては、１次検査、２次検査及びその他の諸~~

~~調査・検査の結果等を総合的に医師が判断して「じん肺による肺機能の障害がない」と判定した場合にはＦ（－）、「じん肺による肺機能の障害がある」と判定した場合にはＦ(＋)、「じん肺による著しい肺機能の障害がある」と判定した場合にはＦ(++)と記載する。~~

~~（５）その他の検査~~

~~１次及び２次検査によって、一般的には肺機能障害が著しいか否かを判断することはできるが、ケースによっては、これらの情報で必ずしも判断し得ない場合がある。このような場合には、医師の判断に基づいて次に掲げる検査のうち必要と認められる検査を行い、これらの結果を含めて総合的な判断を行う必要がある。~~

~~このような検査としては次のものがある。~~

~~① 肺気量測定~~

~~② 呼吸抵抗測定~~

~~③ 肺コンプライアンス測定~~

~~④ 一酸化炭素拡散能力測定~~

~~⑤ クロージング・ボリューム測定~~



コメントの追加 [芦澤61]: 検査方法が古いため、差し替え。

⑥ 負荷試験（運動又は薬物）

以下各検査の概要等について概説する。

イ．肺気量測定

スパイログラムの項で説明したごとく、スパイログラムにより次の肺気量諸値を求めることができる。

予備吸気量（inspiratory resting volume, IRV）

1回換気量（tidal volume, TV）

予備呼気量（expiratory reserve volume, ERV）

最大吸気量（inspiratory capacity, IC)=IRV+TV

肺　活　量（vital capacity, VC)=IC+ERV

この他の肺気量には、機能的残気量（functional residual capacity, FRC)、残気量（residual volume, RV)、全肺気量（total lung capacity ，TLC）があるが、これらの肺気量を得るためには機能的残気量を測定すればよい。以下、機能的残気量の測定方法について述べる。

機能的残気量の測定方法として用いられるのは、大別すると次のごとくになる。

① ガス希釈法（gas dilution method）

開放回路法

閉鎖回路法

② 物理的方法（pneumatometric method）

減圧法

体プレチスモグラフ法

③ X線学的方法（radiologic method）

現在一般に用いられているのは、He を指示ガスとした閉鎖回路法（恒量式、変量式）と体プレチスモグラフ法である。

(イ) 閉鎖回路法の測定原理

既知濃度の指示ガスを含んだ既知容量のバッグと肺とを連絡し、反覆して呼吸させ、両者の空間内のガスを十分に混合させて、肺内気量による指示ガス濃度の変化より肺に存在する気量を知ろうとするものである。

指示ガスとしては肺で吸収されないものを用いると、混合前後のガス量は変化しないから次の式が成立する。

指示ガス量=$V_B \cdot F_X=(V_B+V_L) \cdot F_Y$

$V_B$：混合ガスの容積

$V_L$：機能的残気量

$F_X$：混合前の指示ガス濃度

$F_Y$：混合後の指示ガス濃度

$V_B$、$F_X$、$F_Y$ をあらかじめ知ることができるので $V_L$ を求めることができる。

実際の測定では装置の死腔などが関係するので複雑となる。

この方法に変量式と恒量式とがあるが、肺での酸素摂取による回路内のガス量の減少を一定流量の$O_2$で補うようにしたのが恒量式で、その装置のないものが変量式となっているものである。装置の構成からみると変量式に酸素補充装置のついたものが恒量式といえる。

a. 変量式閉鎖回路法

装置の組合せは図 28 に示すごとくである。注意としては回路の死腔を減らすために、サッド・バルブを除いて、太いゴム管をつけ管の上端まで水を満たす。その代りとして J-バルブを付ける。

吸気側の J-バルブの前にブローワーを付けて回路内のガス混合を容易にすると同時に、吸気のさいの抵抗減弱を図る。回路の途中にカサロメーターをつけ、He 濃度を測定できるようにする。

図 28　ヘリウム変量式閉鎖回路法の装置

(a) 測定方法(図 29)

① 被検者を 15～20 分間休息させておく。

② 約 1000㎖ のヘリウムを回路に入れ、カイモグラフのドラムを回してヘリウム線をひく。

③ ブローワーを回して回路内のヘリウムを十分に混和してヘリウム濃度を読む。($F_1$)

④ 被検者が 7～10 分間呼吸するのに十分な酸素を加えて、回路を混和した後にヘリウム濃度を読む。($F_2$)

⑤ 被験者の呼気の終わりに回路を開き、同時にストップウォッチを押して 20 秒ごとにヘリウム濃度を読み($F_3$)、スパイロの基線がヘリウム線と交叉したときに回路を閉じる。

⑥ 回路内のヘリウム濃度が一定になってから最終のヘリウム濃度を読む。($F_4$)

図 29　変量式閉鎖回路法のスパイロ

(b) 機能的残気量の算出

測定中のヘリウム量は一定であるから次の式が求められる。

$V_{He}=(FRC'+V_D+V_{He})\times F_4$

$V_D$：回路の死腔

$F_4$：最終のヘリウム濃度

$V_{He}$：測定の初めに回路に入れたヘリウムの量

$$\therefore\ FRC' = \frac{\text{He 量}}{F_T} - (V_D + V_{He})$$

$$V_D = \frac{\text{He 量}}{F_T} - V_{He}$$

$$\therefore\ FRC' = \frac{VHe}{F_T} - \frac{VHe}{F_T}$$

算出されたこの値から、trace error を補正し、さらにマウスピースなどの測定具の死腔を引いたものが求められる機能的残気量となる。

FRC＝FRC－[trace. error＋測定具の死腔]

b. 恒量式閉鎖回路法

変量式のものに酸素を追加して回路内気量を一定にするための装置が必要である。これまでにゴタルト社製のブルモテストとブルモアナライザーの組合せが普及している。

(a) 測定方法(図 30)

測定回路内にヘリウム（$V_{He}$）と空気（$V_{air}$）とを加えてブローワーを回して十分に混和させた後にヘリウム濃度を読み（$F_1$）、そのときのガス量を知る（$V_1$）。

被検者と回路を連結し、スパイログラムの基準線が水平になるように酸素を加える。ヘリウム濃度を測定しながら回路内のヘリウム濃度が一定になるのをみてから、さらに 2～3 分間測定をつづけて回路を閉じて、最終のヘリウム濃度を読む（$F_2$）。そのときのガス量を知る($V_2$)。

図 30　恒量式閉鎖回路法のスパイロ

$$V_B=\frac{VHe}{He_1}-(V_A+V_{He})$$

$$FRC=\frac{H_1-He_2}{He_2}(V_B+Vsp_1)+(Vsp_1-Vsp_2)$$

$V_{He}$：加えたヘリウム量　$V_A$：加えた空気量　$V_B$：スパイロメーターの回路の死腔量

$He_1$：ヘリウムがスパイロメーターの回路に完全に分布したときのヘリウム濃度

$He_2$：ヘリウムが肺―スパイロメーターの回路全体に平等に分布したときのヘリウム濃度

$V_{sp1}$：患者を連結する前のスパイロメーターのベル内の混合ガスの容量

$V_{sp2}$：測定を終了したときのスパイロメーターのベル内の混合ガスの容量

(b)機能的残気量の算出

$V_{He}=(V_B+V_{He}+V_{air})\times F_1$

$V_B=\frac{VHe}{F_1}-(V_{He}+V_{air})$

$V_{He}=(FRC'+V_B+V_{He}+V_{air})\times F_2$

$FRC'=\frac{VHe}{F_2}-(V_B+V_{He}+V_{air})$

（ロ）体プレチスモグラフ法(後述)

（ハ）肺気量諸値の正常範囲

肺気量諸値のうち、一般に肺機能障害の評価に用いられる指標は残気率（残気量/全肺気量）であり、仰臥位の場合の残気率の予測値については、Baldwin らのものがよく使われており、次のとおりである。

| 年　　齢 | 16～34 歳 | 35～49 歳 | 50～69 歳 |
|---|---|---|---|
| 残気率（男性、女性） | 20.0% | 23.4% | 30.8% |

ロ．呼吸抵抗測定

（イ）オッシレーション法

a．オッシレーション法について

呼吸インピーダンスの測定は、いわゆる呼吸抵抗の特性をとらえる方法としてすぐれており、肺、胸郭系の共振点でのインピーダンスは、呼吸抵抗そのものを表す。オッシレーション法（Forced oscillation technique）による呼吸インピーダンス測定の原法は、DuBois らによって開発された。今日わが国で広く利用されている方法は、その基本原理こそ原法と同じであるが、具体的方法としては原法とはかなり異なるものである。

被検者の安静換気の気流に上乗せした形でふいご、又はピストンでつくり出した既知周波数の発振 Sine 波を加える。この時被検者の口腔部で、発振周波数に等しい圧波及び気流波が得られる。被検者の口にくわえたニューモタコグラフ及び圧測定器から検出された気流速度、並びに口腔内圧から被検者の安静換気に相当する値を差し引いたそれぞれの変化分、すなわち ΔV 及び ΔP からその周波数における肺・胸郭系の呼吸インピーダンス Z を求めることが出来る。

$$Z=\frac{\Delta P}{\Delta V}$$

この呼吸インピーダンスは、肺・胸郭系の粘性抵抗 $R_e$（抵抗$=\frac{\Delta P_{Res}}{V}$、弾性抵抗 Xc（容量リアクタンス$=\frac{\Delta P_C}{V}$）及び慣性抵抗 XL（誘導リアクタンス$=\frac{\Delta P_L}{V}$）の各成分を要素として含んでいる。もしも入力 Sine 波の発振周波数が肺・胸郭系の発振周波数に等しければ、弾性抵抗と慣性抵抗とは相殺されて、呼吸インピーダンスは肺・胸郭系の粘性抵抗を表す。（ブラウン管オッシログラフに表示した図形において、X-Y 軸上のインピーダンスのリサージュは X 軸上に P、Y 軸上に V をとるので、その勾配 $\frac{V}{P}$ は粘性抵抗の逆数を表す）。このようにして得られた圧・気速図形から、呼吸器の抵抗特性としてのインピーダンスを種々の発振周波数においてとらえることができ、かつ、肺・胸郭系の共振点ではとくに呼吸抵抗としてとらえることが出来る。

b．検査手技

DuBois らの方法では“Trans-thoracic pressure”の Sine 波形をつくるために体プレチスモグラフを用いており、この方法は呼吸インピーダンスの厳密な測定のために、その後、今日においても採用されている。現在わが国で普及しているいわゆるオッシレーション法は、口腔に Sine 波入力をあたえる方式をとっている。ラウドスピーカーを発振源とし周波数を変えられるもの、ふいごを発振源とし周波数を変えられるもの、ふいごを発振源とし 3Hz に固定したものがある。前二者はオッシロスコープ上に圧・気速図形を表示し、後者は直読式である。

測定に当たっては、被検者を坐位とし、な

図 31　オッシレーション法で呼吸インピーダンスを求める原理図

るべく楽な姿勢をとらせる。ノーズクリップをかけた上でマウスピースをくわえさせ、口で呼吸させる。マウスピースの口を舌でふさぐことのないよう注意することが必要である。1、2回深呼吸をさせた上でリラックスさせ、安静換気になった時点で測定を行う。圧・気速図形の読取りは、口腔内圧と気流速度とそれぞれの Peak to peak とする(図31)。

健康診断に本法を応用する場合の発振周波数は3Hz及び又は共振周波数とする。オッシロスコープに表示した図形から呼吸インピーダンスを読み取るには、ある程度熟練を要する。呼吸の安定しない対象では、読取りが難しい。共振点を求めるに当たって、圧・気速図形が偏平となり、完全に一本の線とならない場合がしばしばある。このような場合は、厳密な意味での共振周波数における呼吸抵抗は得られない。また3Hzでは圧・気速図形が楕円形であり十分扁平でないので、前述したように、圧・気流速度の Peak to peak の幅を読み取る原則に注意して測定を行う。圧・気速図形の読取りが困難なときは、ストーレッジ型のオッシロスコープを用いるとよい。

周波数を3Hzに固定したスクリーニング用の呼吸抵抗計では、共振周波数での呼吸抵抗の測定はできないが、直読式であるから、指針が安定したところで値を読み取ればよく、とくに熟練した技術を要しない。

e. 呼吸インピーダンスの評価

Brody らは、18～85歳の健常男子57名と18～79歳の健常女子44名中の66名について、坐位、安静換気時に周波数10 Hzの DuBois らの装置に準じたもので測定を行って次のような値を得た。

全対象（66名、平均年齢 41.9歳）

3.46±1.65cm$H_2O$/ℓ/sec（range 0.6～9.6、SEE＝0.20）

男子健常例（36名、平均年齢 40.8歳）

3.24±1.91cm$H_2O$/ℓ/sec（range 0.6～9.6、SEE＝0.32）

女子健常例（30名、平均年齢 43.3歳）

3.72±1.12cm$H_2O$/ℓ/sec（range 1.19～5.9、SEE＝0.21）

松田らは、1,356例の日本人健常例につき下記の如き値を得た。これは、共振点で読み取った呼吸抵抗値である(表7)。

立川は、健常者20例について厳密に測定を行い、3Hz インピーダンスとして、2.38±0.51cm $H_2O$/ℓ/sec を得た。さらにその対象から厳しい基準に従って12例を選び、3Hz 呼吸インピーダンスを求め、2.23 ±0.45cm $H_2O$/ℓ/sec を得た。

表7　日本人の健常例の呼吸抵抗値（松田ら）

| 年　齢 | 男 | 女 |
|---|---|---|
| 20～29 | 2.03±0.44 | 2.94±0.63 |
| 30～39 | 2.33±0.53 | 3.18±0.71 |
| 40～49 | 2.50±0.29 | 3.23±0.48 |
| 50～59 | 2.81±0.54 | 3.30±0.53 |
| 60～ | 3.06±0.71 | 3.81±0.39 |

（単位：cm$H_2O$/ℓ/sec）

横山らは、ルーチンの検診のために 3Hz 呼吸抵抗計を用い、男子健常者 199 例、女子健常者 183 例につき 3Hz 呼吸インピーダンスを測定し、その平均値を表す回帰式と危険率 5%での棄却限界を表す実験式とを得た。

平均値を表す回帰式

（男子）7.20－0.002×[年齢]－0.028×[身長]

（女子）6.03－0.003×[年齢]－0.019×[身長]

危険率 5%での棄却限界を表す実験式

（男子）8.26－0.006×[年齢]－0.033×[身長]

（女子）7.97－0.002×[年齢]－0.031×[身長]

身長：単位 cm、145cm 以上に適用

以上のように、健常者の呼吸インピーダンスは報告者によって周波数が異なっている。しかし 3～9Hz の周波数範囲内では、健常者の呼吸インピーダンスには有意の差異がないとされている。したがって、現在統一されている周波数 3Hz におけるインピーダンスの正常値を検討する場合に、上記の諸報告は有用な参考となろう。いうまでもなく、肺・胸郭系の換気力学的特性の不均等を伴う疾患例では、発振周波数が共振周波数を離れるに伴って呼吸インピーダンスが著しく増加するので、異なる発振周波数の下で求めた疾患例の呼吸インピーダンスを相互に比較することはできない。異常例を選び出すという単純に診断的スクリーニングの目的からすれば、条件の許す限り発振周波数の低いところで測定を行うのが有利である。

(ロ)体プレチスモグラフィー

a. 標準方式

体プレチスモグラフには Pressure plethysmograph、Volume plethysmograph がある。前者は、肺胞内圧の変化を箱内の圧変化として測定し、後者は肺胞内圧の変化を箱内変化としてとらえる。図 32 は Pressure plethysmograph の標準的な装置を示したものである。いずれの場合にも、被検者に浅く速い呼吸（Panting）を行わせ、箱内圧変化、又は容量と気流速度を測定する。この 2 つの値の比から気道抵抗を算出する。オッシロスコープの X、Y 軸上にこの 2 つの値を描かせれば、その傾斜から気道抵抗を読み取ることができる。

図 32　体プレチスモグラフィー

b. 正常範囲

健康人の気道抵抗の平均値と標準偏差は次のとおりである(表 8)。

また、起動抵抗又はその逆数のコンダクタンスは年齢とほとんど関係がない。

表8　健康人の気道抵抗の平均値と標準偏差

1. Panting

| | 男　子 | 女　子 | 男女共 |
|---|---|---|---|
| DuBois et al | 1.43±0.47 | 1.82±0.42 | 1.50±0.49 |
| Marshall & DuBois | 0.91±0.17 | 1.39±0.18 | 0.99±0.23 |
| Briscoe & DuBois | 1.11±0.57 | 1.41±0.51 | 1.23±0.55 |
| Nadel & Comroe | 1.18±0.29 | 1.09±0.25 | 1.14±0.27 |
| Jaeger & Otis | 1.69±0.46 | 2.05±0.26 | 1.73±0.43 |
| Schmidt & Cohns | 1.68±0.81 | — | — |

2. 安静呼吸

| | | | |
|---|---|---|---|
| Jaeger & Otis | 1.22±0.39 | 1.43±0.41 | 1.26±0.39 |

~~男子 C=0.28 (V-0.73 )~~

~~男子 C＝0.28 (V＝0.73)~~

~~女子 C＝0.29 (V＝0.27)~~

~~又は、C＝0.24V、R＝4.2/V~~

~~ただし、C：コンダクタンス、 R：気道抵抗 (cm$H_2O$/ℓ/sec)、V：肺気量 (ℓ) である。~~

~~ハ. 肺コンプライアンス測定~~

~~肺の弾性の変化を表現するために、静止下で測定する静コンプライアンス (static compliance) と動的状態下で測定する動コンプライアンス (dynamic compliance) の 2 つの方法がある。~~

~~肺コンプライアンスを求めるためには、換気量、口腔・食道内圧差の結果が必要である。~~

~~(イ) 気量の測定~~

~~a. 口で測定する方法~~

~~気流速度計の電気的出力を積分回路を通して電気的に積分する方法が一般的である。 市販の気速計は積分回路を備えている。しかし、よほど安定した気速計でないと、気速計の出力のわずかなドリフトがすべて積分されるから、スパイログラムの基線が一方向に著しくずれやすく、場合により数秒間の測定にさえ困ることがある。そのため適当な low cut filter が用いられるが、filter を通して換気量を記録すると静的な測定ができないばかりでなく、filter の時定数が不適当であるといろいろと位相を変化するから細心の注意が必要となる。~~

~~この点、レスピロメーターポテンショメーターを取り付けて記録する方法は、ドリフトが少ないので安心して使用できる。しかし本法は開鎖回路になるので長時間にわたる測定には向かないし、レスピロメーターの周波数特性が悪いと速い変化に追従しえない欠点がある。~~

~~b. 胸郭の動きから測定する方法~~

~~容積変化型プレチスモグラフ (volume displacement plethysmograph) を用いると被検者が呼吸する換気量を胸郭の動きを通してレスピロメーターに導くことができる。~~

~~ただ本装置は、前述のレスピロメーターのみによる測定法よりも周波数特性がきわめて悪いので、速い変化には追従し得ないのが欠点である。また、気道抵抗が高いと肺胞気の圧縮によって、口での流速と胸郭での流速にはかなりの差を生ずる。~~

~~(ロ) 圧力の測定~~

~~気管支と肺全体の粘性抵抗を求めるには、口腔内圧と胸膜表面圧との圧差を測定する必要がある。普通、電気圧差計 (differential electromanometer) が用いられる。その感度は水柱 1cm の圧力が正確に測定できるもので、1～100cm$H_2O$ の圧力範囲で直線性があり、しかも少なくとも DC～20Hz の周波数において忠実に作動できるものを用いるべきである。~~

~~a. 口腔内圧の測定~~

~~口腔内圧 (Pao) を測定するには、マウスピースに側管をつけ、側圧で測定する。この際、注意すべきことは Bernoulle 効果である。円管内を流体が流れる場合、霧吹きや水流ポンプにみられるように、管内には管のその点から先の粘性抵抗分の圧力のみならず、流れの方向とは無関係に陰圧を生じる。これを Bernoulle 効果、あるいは Venturi 効果と呼んでいる。空気が流れる場合の陰圧度は次式によって求められる。~~

$$p = \frac{\rho v^2}{2g} = -\frac{0.56 V^2}{A^2} \quad \cdots\cdots (1)$$

ただし、g：重力の加速度、ρ：ガスの密度、v:線速度、V：量速度（l/sec）、

A：円管の断面積（$cm^2$）、0.56：空気の場合の係数 $\left(\frac{\rho}{2g}\right)$

したがって、実際の口腔内圧を求めるには、側管から得られる側圧に Bernoulle 効果による圧降下分だけの圧力を加えねばならない。一般に内径 3cm 以上ある管を用いると問題がないが、それより狭い場合には気流速度が早くなると圧が低く出る。

b. 胸膜面での圧力測定

胸膜面での圧力（PI）を直接測定することはむずかしいので、食道内圧を測定することによって代用する。食道内圧は胸腔内圧をよく反映するが、まったく等しくはなく、また、測定方法を誤ると著しく異なった値を示すので、食道内圧の測定には以下に示す細心の注意が必要である。

(a) 圧測定用カテーテル

最も基準となるカテーテルは図 33 のごとく、内径 0.14cm、外径 0.19cm、長さ 100cm のポリエチレン管で、尖端から 10cm の間に多数の穴をあけ、その部を長さ 10cm、周囲 3.5cm、厚さ 0.06mm 程度のラテックス薄膜による袋で覆い、気密にしたものである。

(b) 食道内におけるカテーテルの位置

食道内圧は、重力の影響を受け、食道内でのバルーンの位置によってかなり異なる。立位では、1cm 下位になると 0.20～0.25cm$H_2O$ 圧が増すといわれている。また静圧のみならず、動的測定時にも著しい差を生じやすいので、食道内圧測定に当たってはこの点に注意しなければならない。

理想的な位置としては、胃噴門と気管支分分岐部までの約 15cm の範囲で、これより下では胃内圧、上では気管支内圧や動きの影響、いわゆる tracheal artefact が出現して食道内圧は著しく変形する。鼻口からカテーテルの尖端が 45cm 入った場所が多くの被検者でおよそこの部に相当するが、個人差もあるので、以下に示す方法で正しい位置にあるかどうか確かめた方がよい。

最も基本となる手技は、バルーン内に 1ml の空気を入れたカテーテルを鼻口からまず 60cm 挿入し、空気圧力計につなぎ、バルーン全体が胃内にあることを吸気時に陽圧になることによって確かめる。

次いで、呼吸による圧変化が逆転し、吸気時に陰圧方向に変化するまでカテーテルを徐々に引きぬく。この際注意しなければならないことは、バルーンの一部、上方約 1cm が胸腔内食道まで引き上げられた時にこの逆転が出現することで、従って、この位置からカテーテルをさらに 10cm 引き上げると、バルーンの尖端は噴門上 1cm 以上のところにあることになる。

次に、tracheal artefact が出現するか否かを調べる口腔内圧測定用の側管のある部より先で気道を閉じ、口腔内圧（＝気管内圧）を±40cm$H_2O$ 程度変化させた際の口腔内圧・食道内圧差（transpulmonary pressure）を測定する。バルーン内空気量は 0.2ml とする。この際、喉頭を閉じないように注意する。もし食道内圧が正しく胸腔内圧を反映しているとすれば、気流が存在しないため、transpulmonary pressure は肺気量変化のみによって変化するから、±40cm$H_2O$ の圧変化による肺胞気の圧縮伸展を考えなければ、肺気量は一定であり、気管内圧変化によっても変動がみられないはずである。しかし、バルーンが気管支内圧の影響を直接受けると著しく変動する。これを tracheal artefact という。

図34はMilic-Emiliらが示したtracheal artefactを表している。バルーンの尖端が鼻口から35cmあるいはそれ以下にあると、気管内圧を±40cmH$_2$O変化させても口腔・食道内圧差にはほとんど変動をみないが、それより口側になると著しく変化することが示されている。

tracheal artefactを簡単に検出するには、上述の方法以外に、被検者の顎を前後に曲げさせるとか、気管の部分を体表面から指で圧迫して、食道内圧が変化しないことを確かめてもよい。

もしtracheal artefactがみられたら、消失するまでカテーテルを押し進める。artefactは突然消失するのが普通であるから、それからさらに1cm程度押し進めて固定する。この際カテーテルを進めすぎて、バルーンの尖端が一部胃内にあると静的な測定にはあまり差し支えないが、動的な測定には好ましくない。

図34　tracheal artefact（Milic-Emiliら、1964）
口腔内圧、したがって気管支内圧を±40cmH$_2$O変化させた際にみられる口腔・食道内圧差の変動とバルーンの深さとの関係

(c) バルーン内気量

最も適当なバルーン内空気量は、前述した規格のカテーテル・バルーンを使用する場合0.2mlである。これより多いと、圧絶対値が低下し陰圧度を減じるばかりでなく、相対的にも陰圧度、圧変化が少なくなる。Milic-Emiliが測定した値は図35に示すごとくである。一方0.2mlより少ないと、今後はバルーン自身の弾性のため、実際よりもより陰圧になりやすい。図36はバルーン内空気量を、0.2、2、4mlにした場合の肺の圧量曲線で図33からextrapolateして求めた理論的な圧量曲線がバルーン内気量0.2mlの曲線に最も近いことが知られる。

なお、以上は静的な測定を行う場合のバルーン内気量であるが、絶対値に関係のない動的な測定、例えば最大換気時の圧変化をみる際には0.5ml程度に増やすとよい。

バルーン内空気量を0.2mlにするには、まず、すり合わせのよい10mlの注射筒を用意し、わずかの圧で内筒が移動するのを確かめ、バルーン内に8ml空気を入れ、8ml出し入れする。次いで被検者にValsalvaあるいは咳を行わせて胸腔内圧を高め、バルーンを圧迫した際、注射筒内に8mlの空気が出てくることを2、3回繰り返して確かめ、そのうち0.2mlのみをカテーテル内に入れて圧力計に連絡する。

測定中も、ことに最大吸気位食道内圧を測定する際にはバルーン内空気量が極めて敏感に影響するため、なるべく頻回に空気量を確かめた方がよい。そのためには注射筒に7.8ml入れてバルーンと連結し、同様に胸腔内圧を高めて注射筒に8.0mlの空気が戻るかどうかを確認すればよい。

図35　バルーン内気量と食道内圧
。：0.2ml　・：2ml　×：4ml

図36　バルーン内気量を0.2ml（。）、2ml（・）、4ml（×）とした際の圧量曲線
点線は図33においてバルーン内気量ゼロの値をextrapolateした際の値

(d) 体位

臥位になると立位、坐位より食道内圧絶対値は陰圧度を減じ、実際の胸腔内圧より陽圧になる。臥位で横隔膜が上昇すること、重力の変化、心や肝の影響によると推測されている。臥位での食道内圧測定は特別の場合を除いて普通は行われない。

(ハ) 肺コンプライアンスの計算

a. 記録方法

肺コンプライアンスは口腔・食道内圧差(以下圧差と略す)と気量との関係から求められる。この際計算のもとになるデータとして、気量曲線、圧差曲線をそのまま用いてもよいが、ブラウン管オッシロスコープ上に両者のリサージュ(圧量曲線)を描かせ写真にとる方法あるいはXYプロッター上に直接描かせる方法を用いると便利である。とくにstorage oscilloscopeを用いると画面に記録された圧量曲線をペンでトレースすることが可能で、極めて実用的である。なお圧量曲線を直接記録するための装置も市販されている。

なお注意すべきこととしては、動肺コンプライアンスを比較的速い換気で求める際に、XYプロッターはその周波数特性が十分でなく使用できない点があげられる。直接のデータを用いるか、あるいはブラウン管オッシロスコープによらねばならない。

b. 静肺コンプライアンスの求め方

静的な圧量図(static recoil curve)を求めるには、被検者に気流阻止装置(電動式、手動式いずれでもよいが、マウスピースの先を手で押さえて気流を遮断する。)を通して換気させ、気量と圧差をオッシログラフに記録する(図37)。安定した曲線が得られたら、被検者にゆっくり最大吸気位まで吸気をさせ、一定した最大吸気位食道内圧が得られたことを確かめ、次いでゆっくりと呼出をさせ、その間0.3～0.5ℓごとに気流を遮断し、圧がその間一定になるのをみたら開放し、遮断と開放を繰り返して最大呼気位まで呼出させる。遮断時間は0.5～1.0秒程度で、この時間があまり短かすぎると圧が平衡に達しないことがある。遮断中はあまり力んで呼出しないようあらかじめ注意を与える。tracheal artefactがあると、遮断中力んで気管内圧が上昇した際、圧がより陰圧になるから注意を要する。このようにして得られた呼気時の静的圧量図において、安静呼気位と0.5ℓ吸気位の2点を結ぶ直線の傾斜から静肺コンプライアンス[$\Delta V/\Delta P$, ℓ/cm$H_2O$]が求められる。吸気時得られる圧量曲線は測定前の換気の様式(volume history)によって著しく異なるので、肺コンプライアンスの測定には用いられない。

図37 静的圧量曲線記録のための圧差($P_{a\sim e}$)と気量(V)との測定

c. 動肺コンプライアンスの求め方

原則として静肺コンプライアンスと同様に肺の圧量関係から求められる(図 38)。1 回換気量が 0.5ℓ程度の安静時換気運動から求められた圧差、量の両曲線において、あるいは圧量曲線に描かせて、安静呼気位において気流速度がゼロの点、並びに安静吸気位で同じくゼロになる点と同位相の圧差、量(ΔP、ΔV)とから計算される。圧量曲線ではこの 2 点を結ぶ傾斜に相当する。

動肺コンプライアンスは換気数によって異なるから、測定時の換気数を忘れずに記載しておく。

図 38　動肺コンプライアンスの測定

$C_{st}$：静肺コンプライアンス、$C_d$：動肺コンプライアンス

(ニ) 正常値の範囲

肺弾性は加齢に伴って低下する。その正常値についてはいろいろな報告があるが、一例を示すと次のとおりである。

静肺コンプライアンス (l/cm $H_2O$)

| 対象者数 | 年　令 | 平均値 | 標準偏差 | 範　囲 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | young | 0.15 | 0.03 | 0.08～0.18 |
| 21 | old | 0.13 | 0.04 | 0.08～0.23 |

| 対　象 | 回帰式 (l/cm $H_2O$) | 正　常　範　囲 |
|---|---|---|
| 若年成人 | (0.00343×height in cm) −0.425 | 65～145% of C |
| 成　　人 | 0.05×FRC in l | 0.070×FRC to 0.038×FRC |

静肺コンプライアンスの低下が著しくない場合にも動肺コンプライアンスの換気数依存性が異常となる場合が少なくない。2Hz (1 分間換気数 120) 以上で、動肺コンプライアンスの低下が換気数ゼロの場合の動肺コンプライアンス(≒静肺コンプライアンス)に比べて有意な低下を来たしているか否かを検討する。

じん肺有所見者の肺機能障害の判定には、肺コンプライアンスの換気数依存性が用いられることがある。

動肺コンプライアンス換気数依存性は、呼吸数が増加した場合の動肺コンプライアンスの低下とのみ現在理解されている。しかし、近年慣性抵抗 (Inertance) のため換気数が増加すると、動肺コンプライアンスはむしろ増加する例もあることが報告され、評価の基準の設定には議論の余地が残されている。

いずれにしろ、換気数依存性をみているための基準値として、換気数ゼロでの動肺コンプライアンスが要求される。換気数ゼロでの動肺コンプライアンスを Otis らは静的な、“肺内でも気流がない状態”と定義した。したがって、Volume step 法による静肺コンプライアンスが換気数ゼロでの動肺コンプライアンスに相当すると述べている。

しかし、これまでの健常者での報告では、とくに基準を定めず、呼吸数と動肺コンプライアンスの絶対値より判断している報告、基準として呼気静肺コンプライアンスをとり、それに対する比で標準化した報告、安静呼気位からの吸気静肺コンプライアンスを基準とした報告などがある。このうち、

呼気静肺コンプライアンスを基準にとり。19歳と20歳の非喫煙健常男子8例で検討した石川らは、動肺コンプライアンス/静肺コンプライアンスは1Hz付近まではほとんど低下せず、1.5Hzにおける2σの下限は呼気静肺コンプライアンスの80%以上であったことを報告した。Pickenらは24歳から35歳までの非喫煙健常者6例の平均値と2σを示したが、これによれば換気数の増加に伴って動肺コンプライアンスは連続的に低下し、1.2Hzでの-2σは呼気静肺コンプライアンスのほぼ55%となった。一方、安静呼気位からの吸気静肺コンプライアンスを基準としたWoolcockらの若年健常者4例では、動肺コンプライアンスの換気数依存性が認められなかった。このようにいわゆる健常者についても動肺コンプライアンスに換気数依存性があるものと、ないものが存在している。換気数依存性を示した、いわゆる健常者の中には潜在性の異常を有したものがあったことも否定できないので、この点今後の検討を要するところであろう。

換気数ゼロの動肺コンプライアンスの設定に関し24歳から36歳までの健常者で検討した杉山らの報告では、安静呼気位並びに安静呼気位で約2秒ずつ口腔気流を停止させたVolume step法より求めたコンプライアンスを100とすれば、静肺圧量曲線の安静呼気位より0.5l呼気位で求めた呼気静肺コンプライアンスは133±14となり、吸気静肺コンプライアンスは90±19であった。一方動肺コンプライアンスは呼気静肺コンプライアンスを基準にとれば全例換気数依存と判断され、Volume step法のそれを基準とすれば、非喫煙者の5例では、明らかな換気数依存性を認めがたく、残る4例、そのうち3例は喫煙者であったが換気数依存性ありと判定されたことを述べた。従って、弁別性からいって換気数ゼロの動肺コンプライアンスとしては一回換気量でのVolume step法により求めたコンプライアンスを採用することが一応推奨される。

Flenleyらは、1.5Hzでの動肺コンプライアンスが静肺コンプライアンスの80%以下を換気数依存性ありとする基準を用い、11例の健常者を調べ6例に依存性を認めた。このことと石川らの若年健常者8例1.5Hzで80%以上であったこと、およびWoolcockらは基準として安静呼気位よりの吸気静肺コンプライアンスをとってはいるが、29歳から50歳までの8例のうち1例を除き最高の呼吸数（1.0～1.5Hz）での動肺コンプライアンスは80%以上であったことを参考として、本検査法による成績の評価には換気数ゼロの動肺コンプライアンスを基準に、1Hzで動肺コンプライアンス80%以下を換気数依存性ありと判定するとの提案がなされている。

ニ．一酸化炭素拡散能力($D_{L_{CO}}$)測定

（イ）測定方法

一酸化炭素を使用する$D_{L_{CO}}$測定法には、breath-holding法、steady state法、rebreathing法、equilibration法があるが、breath-holding法について述べる。

図39に示すごとく、装置は、9lのベネディクトーロス型レスピロメーター、クリスティーのballoon box system、Maurerの5方向弁、J-valveとこれらを結合するゴム管よりなる。その他必要なものとしては、1～2lのsample bag、bagの端をcrampする桿子、mouth piece、nose clip、それにガス測定用として、赤外線一酸化炭素分析装置、He分析のためのカサロメーターである。ガス測定用として、ガスクロマトグラフを使用することもできる。また使用混合ガスは、0.3%CO、10%He、20%$O_2$、70%$N_2$を使用している。ガスクロマトグラフを用いる場合は、分析でのキャリアー・ガスとしてHeを使用するため、混合ガスのHeの代りにNeを使用する。本法では、あらかじめ何らかの方法で全肺気

量を知っておく必要がある（He 稀釈法によって機能的残気量を測定し、それにレスピロメーターで測定した最大吸気量を加えて全肺気量とする）。

測定に先立って、クリスティー型 balloon box 及び、それをつなぐゴムチューブを使用ガスでよく洗っておいた後、balloon を上記混合ガスで満たしておく。また sampling bag は、十分空気を吸引して空にしておく。検査は、普通坐位で行う。

まず、マウスピースを通して室内空気を呼吸させておき、次に強制最大呼出を行った後、合図とともに balloon 内の混合ガスを一挙に最大吸気位まで吸わせる。そして、その位置で、吸気の初めから正確 10 秒間呼吸を停止させた後、合図とともに、急速に最大呼出を行わせる。この際、死腔を洗い流すために、最初の呼気部分の 750ml をレスピロメーター内に棄てる。残りの呼気ガスを、呼吸停止の最後の時点の肺胞気として採取するために、sampling bag の方に 5 方弁を切りかえる。このようにして採取した sample gas と、吸入すべき混合ガスの CO 濃度と He 濃度を測定するのであるが、混合ガスを吸入した最初の肺胞内 CO 濃度（$F_{ACO}$）は、吸入ガスが残気量でうすめられた濃度である。He は不活性ガスであり、肺から吸収排泄されないから、$F_{AnCO}$ は、吸入ガス CO、He 濃度、$F_{ICO}$、$F_{IHe}$、呼出 He ガス濃度 $F_{AHe}$ より次の式で算出される。

$$F_{AnCO}=F_{ICO}F_{AHe}/F_{IHe} \quad \cdots\cdots (A)$$

肺毛細管血の CO 分圧（$Pc_{co}$）は非常に小さいから、これを無視すると、呼吸停止中の肺胞内 CO 濃度は、exponential に下降して、t 秒後の CO 濃度は次のようになる。

$$dVco/dt=-D_{LCO}P_{ACO}$$

$$V_A\times dF_{ACO}/dt=-D_{LCO}(P_B-47)F_{ACO}$$

$$\therefore \int dF_{ACO}/F_{ACO}=-D_{LCO}(P_B-47)/V_A\int dt$$

$$InF_{ACO}=-(P_B-47)D_{LCO}/V_A\ t+C$$

t＝0 のとき、$F_{ACO}$ は $F_{AnCO}$ であるから C＝In $F_{AnCO}$

$$\therefore In\ F_{ACO}/F_{AnCO}=-(P_B-47)\ D_{LCO}/V_A\cdot t$$

$$\therefore F_{ACO}=F_{AnCO}e^{-D_{LCO}(P_B-47)\cdot t/V_A}$$

これが Krogh の式である。

ゆえに t を秒にすると

$$D_{LCO}=V_A\times 60/(P_B-47)t\ InF_{AnCO}/F_{A.CO}$$

(A) 式を代入し

$$D_{LCO}=V_A\times 60/(P_B-47)t\ In\ [F_{ICO}/F_{AICO}\times F_{A.He}/F_{IHe}]$$

Va：肺胞気量（STPD、あらかじめ測定しておいたもの）

$P_B$：大気圧

t：breath-holding time（秒）

In：自然対数、2.303×log

$F_{ICO}$、$F_{IHe}$：吸入された混合ガス中の CO 及び He 濃度

$F_{A.CO}$、$F_{A.He}$：breath-holding 後に呼出された混合ガス中の CO 及び He 濃度

~~CO の測定には赤外線分析計、He の測定にはカサロメーターが利用される。この際ガス濃度は実際の濃度でなくても、濃度比が求められればよいから、吸入気の CO 及び He を 100 になるようにメーターを調整すると計算は容易になる。ガスクロマトグラフィーを用いて He をキャリアー・ガスにする場合、混合ガスを He の代りに Ne にすればよい。~~

~~呼吸停止時間は、Forster は、吸気のはじめから死腔を洗い肺胞気を呼出するまでの時間としているが、Gaensler は、吸気のはじめから呼気のはじめまでとしている。各々一定の規準に基づいて行う。また呼吸停止時間は、レスピロメーターの記録から正確に求めた方がよい。~~

~~測定は 3 回繰り返して行ったものを平均して実測値とする。~~

~~(ロ) 正常範囲~~

~~$D_{Lco}$の正常値の範囲としては、breath-holding method による Ogilvie らの式があり、次のとおりである。~~

~~$D_{Lco}$＝13.5×体表面積($m^2$)－6.8(ml/分・mmHg)~~

~~ホ. クロージング・ボリューム測定~~

~~末梢気道の呼吸機能異常を早期に検出し得る方法として考案されたものである。~~

~~測定方法の原理は、ナイトロジェンメーターとポテンシオメーターをつけたスパイロメーターを用い、最大呼気位から最大吸気位まで純酸素を吸入させ、次いで 0.5l/sec 以下のスピードで最大呼気位まで呼出させて、$N_2$濃度と呼気量を X-Y レコーダーに記録する。図 40 のⅣ相に相当する部分が、クロージング・ボリューム (CV) にあたるとしている。~~

~~図 40 クロージング・ボリューム~~

~~(イ) 測定方法~~

~~クロージング・ボリュームを測定するのに大別して 2 つの方法がある。その 1 つは “Bolus technique” である。これは、最大呼気位より最大吸気位まで吸入を行うに当たり、そのはじめの時期に指標ガスを数 ml ないし数百 ml 吸入させる方法である。指標ガスとして He、Argon、$^{133}$Xe 又は $N_2$ が用いられた。~~

~~第 2 の方法は “Resident gas technique” と呼ばれ、指標ガスとしては$N_2$を用いる。これは最大呼気位よ 100%$O_2$を最大吸気位まで吸入させ、それに続いて一定の速度で呼出を行う際の呼気量と呼気$N_2$濃度との関係をみる方法である。~~

~~指標ガスの種類及びその分析方法をどのようにするかにより、個々の測定法に相違がある。$^{133}$Xe-bolus 法は肺局所の換気の不均等の検討もでき、研究のためには高く評価されるべき方法であるが、ラジオアイソトープを用いる点で制約が存在する。アルゴンを指標ガスとするには質量分析計が必要である。He を指標ガスとする時には、簡便な Critical orifice helium analyzer、helium leak detector が利用できる。~~

~~(ロ) 正常範囲~~

クロージング・ボリュームには定時の被検者の体位、吸入・呼出時の気流速度、吸入開始肺気量などが影響するので、明確にされた条件の下で正常値を規定しなければならない。

成人について、Anthoniesen ら、Leblanc ら、McCathy ら、Susskind ら、Buist & Ross が年齢との関係を検討した。これらの報告について、用語を NHLI の勧告に従って統一し、phase Ⅳに移行するとき（彎曲点)の気量をクロージング・キャパシティー（ml)、それから残気量を差引いたものをクロージング・ボリューム（CV）とし、それぞれ、全肺気量(TLC)に対する百分比、CC/TLC（%)、肺活量(VC）に対する百分比、CV/VC（%）に整理してみると、いずれの報告でもクロージング・ボリュームは年齢とともに増加する傾向が認められている。この中で Buist & Ross の報告は前記 NHLI の方式にほぼのっとり、BMRC の質問表でも所見のない非喫煙者を対象(男子 132 名、女子 152 名）に測定を行ったものであり、最も参考になる。

男子

CV/VC（%）＝0.562＋0.357×年齢（±4.15 SEE)

CC/TLC（%）＝14.878＋0.496×年齢（±4.09 SEE)

女子

CV/VC（%）＝2.812＋0.293×年齢(±4.90 SEE)

CC/TLC（%)＝14.420＋0.536×年齢(±4.43SEE)

ヘ. 負荷試験（運動又は薬物)

運動負荷による肺機能検査の意義を要約すれば次のとおりとなる。

① 種々の肺機能検査では、把握できない潜在的な機能障害を見出すことができる。

② 呼吸困難等による労働能力の低下を運動負荷による被検者の反応から、把握することができる。

この為、被検者に運動をさせて身体負荷を与えた時に、これ以上運動をすることが困難なレベルを把握することを目的とする。

薬物負荷による肺機能検査の意義は、通常の肺機能検査において認められる肺機能障害が、機能的なものか、器質的変化によるものかを確認することにある。このため、気管支拡張剤吸入前後の肺機能検査結果を比較検討する。

(イ) 検査方法

a. 運動負荷

エルゴメーター又はトレッドミルを用いて、一定の負荷をかけた後に、諸種の肺機能検査を行う。肺機能検査の項目としては、換気量の測定、動脈血ガスの測定等の検査があげられる。

b.薬物負荷

気管支拡張剤を含むエアロゾルをネブライザーで被検者に吸入させて諸種の肺機能検査を行う。

(ロ) 検査結果の判定

運動負荷試験の判定については、検査法ともあわせて現在研究が進められており、現在までに、学会等で認められた基準等は出されていない。したがって、個々のケースごとに、適正な方法による検査を行い、他の検査結果ともあわせて総合的に判定することとする。

~~薬物負荷試験は、既往歴等から、閉塞性の疾病罹患が疑われるケースについて、負荷前後の検査結果を比較検討する。判定の基準等については、運動負荷試験と同様に、一定の基準等は出されていないため、他の検査結果ともあわせて総合的に判定することとする。~~

~~なお、検査方法の記述、図表、正常範囲等については、肺機能セミナー編「臨床肺機能検査」第3版、日本胸部疾患学会肺生理専門委員会「大気汚染による呼吸障害を検出するための呼吸機能検査法の現時点における考え方とその評価」より転用させていただいた。~~

## 6. 合併症に関する検査

じん肺と密接な関連がある疾患を、じん肺法では合併症と定義し、じん肺法施行規則第１条にその具体的な疾患名を規定している。

じん肺健康診断においては、胸部エックス線撮影検査と胸部臨床検査の結果、合併症に罹患しているかまたはその疑いがあると診断された者に対しては、合併症に関する検査を行うこととされている。

以下、合併症の診断を行うための検査方法及びその結果の判定について述べる。

### (1) 肺結核

~~肺結核の区分は、従来の活動性による区分は採らず、次のように区分する。~~

~~肺結核┬病変なし~~
~~　　└病変あり┬治療を要しないと判断されるもの~~
~~　　　　　└治療を要すると判断されるもの~~

#### イ．精密検査を必要とする者

胸部エックス線撮影検査で、じん肺の陰影以外の異常陰影が認められた場合には、肺結核の合併が疑われる。胸部臨床検査において肺結核の既往を認めた場合には、その経過について十分な聴き取りを行うと同時に、特に読影の際に注意を払う必要がある。また、自覚症状に、持続する微熱、盗汗等の症状の訴えがある場合、聴診により呼吸音に異常を認めた場合にも~~注意を要する~~精密検査を行う。

~~このような症状や所見が認められた時には、次に述べるような肺結核の精密検査を行う必要がある。しかし、これらの症状や所見は肺結核に特異なものとは必ずしもいえないことから、特に、従来からの経過に十分な注意を払い、必要に応じてエックス線フィルム等の過去の資料について検討する必要がある。~~

#### ロ．精密検査の方法

イで述べたような症状や所見があり、肺結核を合併しているか合併している疑いのある者に対しては、じん肺法第３条に基づいて次の項目のうち、医師が必要と認める項目について精密検査を行うこととされている。

① 結核菌検査
② 胸部 CT 検査（じん肺法ではエックス線特殊撮影と記されているが、今日では胸部 CT 検査がこれに相当する）~~エックス線特殊撮影による検査~~
③ ツベルクリン反応
④ インターフェロン-γ遊離試験（Interferon-γ release assay：IGRA）~~赤血球沈降速度検査~~
⑤ 血沈

以下にそれらの概略について述べる。

~~これらの検査法の詳細については、すでに多くの成書に記載されているので、ここではその概略について述べる。~~

コメントの追加 [芦澤62]: 従来 X 線特殊撮影と記載されていたものを、CT と改めて記載。また若年者の結核検査で用いられるインターフェロン γ 遊離検査についての記載を追加。

**（イ）結核菌検査**

たんや胃液または喉頭粘液から結核菌を証明することは、治療を要する結核に罹患しているか否かを判定する場合に重要である。

たんを用いた結核菌検査では、1 回の検査で菌陽性にならないことがあり、~~菌陰性の場合にも繰り返して検査を行う必要がある。~~三日連続の検たん（3 連たん）が望まれる。

たんは、早朝起床時のものを採取して検査試料とする。胃液または喉頭粘液を用いる検査はたんがでないときに行う必要がある。胃液の採取は早朝空復時に行う。

抗酸菌が確認された場合は、核酸増幅同定検査（Polymerase Chain Reaction 検査：PCR 検査）により、検体入手後 1 日で結核菌か非結核性抗酸菌を鑑別することができる。ただし、血性の検体では、PCR 検査は偽陰性となる場合があるので注意が必要である。

なお、じん肺に結核が合併した場合、結核病巣とじん肺結節が分かれて存在する例（分離型）と、結核病巣とじん肺結節が一体となった例（結合型）がある。後者では結核の診断が困難なことがあるので、注意深い経過観察が必要である。

また、じん肺に合併した肺結核は難治性であり、治療期間も一般の肺結核に比べて長期間を要する。

~~結核菌の確認は、たん等の塗抹標本を、チールネルゼン法により染色して菌を確認するほか、3%小川培地を用いて結核菌培養を行って確認する。~~

**（ロ）胸部 CT 検査**

~~（ロ）エックス線特殊撮影による検査~~

胸部エックス線写真において確認されたじん肺以外の肺結核を疑わせる異常陰影について、その陰影を詳細に検討しようとする際、胸部 CT 検査が~~極めて~~有用である。胸部 CT 検査は、重なり合う骨や縦郭、また既存のじん肺陰影のために胸部エックス線検査では十分に把握できない病巣の情報を得ることができる。また空洞の有無や、微小な散布影の検出にも優れている。病態の把握には、過去の画像との比較も有力になることが多い。

~~**よく用いられる撮影法には、多方向撮影、断層撮影法がある。**~~

~~**断層撮影法は、ある任意の層のみの像を鮮明にとらえようとするものであり、直接撮影では必ずしも明確にとらえられない病巣の位置、病巣の状態等をとらえることができる。特に進行したじん肺に合併した肺結核の確認には有用である。**~~

~~**場合によっては気管支造影が用いられることもある。**~~

**（ハ）ツベルクリン反応検査**

ツベルクリン反応検査は、結核に感染した者のアレルギーを調べる検査であり、結核病巣の動態を必ずしも把握し得るものではないが、この検査結果は他の肺疾患との鑑別のための一助となる。

**（ニ）インターフェロン-γ 遊離試験**

既往の結核感染を示すものであり、特に高齢者では活動性結核の判定には慎重でなければならないが、若年者では肺結核の補助診断として用いられる。

**（ホ）血沈**

血沈については特異性が低いことから、今日では結核の診断に用いられる機会が減少している。

~~（ニ）赤血球沈降速度検査~~

~~赤血球沈降速度は、人体の種々の状態によって影響を受け、肺結核以外の疾病によっても沈降速度の促進がみられる。~~



コメントの追加 [芦澤63]: 現在一般的な結核菌検査の項目、特に PCR 法についての記載を追加。

コメントの追加 [芦澤64]: 胸部 CT 検査について追記。

コメントの追加 [事務局65]: 第 26 回じん肺部会での御意見を踏まえて、削除。

コメントの追加 [芦澤66]: 近年若年者の結核検査で一般的なインターフェロン γ 遊離試験について追記。

~~肺に病変が相当程度あり、ほかに沈降速度を促進するような原因を認め得ない場合には、肺結核病巣の病態の判断に際しての一助となり得る。~~

**ハ．検査結果の判定**

胸部エックス線撮影検査、胸部臨床検査及びロで述べた結核精密検査の諸検査の結果を総合し、肺結核の病態を判断する。

肺結核の分類は、結核病学会病型分類（1960 年改訂）を基本とする。分類の概略は次のとおりである。

第Ⅰ型　広汎空洞型
　空洞面積の合計が拡がり 1（第 2 助骨前端上縁を通る水平線以上の肺野の面積を超えない範囲）を超し、肺病変の拡がりの合計が一側肺に達するもの
第Ⅱ型　非広汎空洞型
　空洞を伴う病変があって、上記第Ⅰ型に該当しないもの
第Ⅲ型　不安定非空洞型
　空洞は認められないが、不安定な肺病変があるもの
第Ⅳ型　安定非空洞型
　安定していると考えられる肺病変があるもの
第Ⅴ型　治癒型
　治癒所見のみのもの
　なお、第Ⅲ型か第Ⅳ型かが疑わしいときには第Ⅲ型と判定する。
「要治療」と判定されるものは一般に次のようなケースである。
① たん等の検査から結核菌の排菌が認められるもの
② 上記分類で第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型に該当すると認められるもの
③ 上記分類で第Ⅳ型に該当すると認められる場合でも、経過、病巣の拡がり等から医師が治療を要すると診断したもの

**(2) 結核性胸膜炎**

結核性胸膜炎は、肺内等の病巣に引き続いて起こることがあり、臨床上確認できない結核の肺内またはリンパ節病巣に引き続いて起こることもある。臨床上肺結核病巣を確認し得る場合の胸膜炎についてはその診断はさほど困難ではないが、臨床上病巣を確認できない場合に起こってくるものについては必ずしもその診断は容易ではない。

**イ．精密検査を必要とする者**

胸部エックス線~~フィルム~~写真や胸部 CT 検査で~~肋横角に変化~~胸水を認め、自覚症状で胸痛や発熱等を認め~~る~~が、肺内に肺炎像を認めない場合には~~た場合には~~結核性の胸膜炎の罹患を疑い必要な検査を行う。

コメントの追加 [芦澤67]: CT 検査の所見を追加。

**ロ．精密検査の方法**

胸水中の結核菌検査、細胞診、アデノシンデアミナーゼ（ADA:adenosine deaminase)などを含めた胸水の検査を行う。結核菌の検出には、比較的大量の胸水が必要なことが多い。なお、胸腔鏡検査による生検で、乾酪壊死巣や菌体の確認ができれば、診断は確定する。

~~結核性胸膜炎の合併が疑われる場合には、じん肺法第３条に基づいて、医師が必要と認める場合に、たん又は胸腔滲出液の菌検査を行い結核性胸膜炎の罹患について確認する。~~

~~たんの中に結核菌を認めることがしばしばあるため、たんの結核菌の検査を実施する。検査の方法は肺結核の項で述べた方法と同様の方法を用いる。また、滲出液を採取して滲出液の結核菌検査も行うことが望ましい。滲出液の結核菌検査は塗抹標本による検査と結核菌の培養検査を行う。塗抹標本による検査では陰性であることが多く、培養検査では多量の滲出液を用いると菌陽性になる場合が多い。~~

コメントの追加 [芦澤68]: 現在は胸水検査を行うことが一般的である。

**ハ．検査結果の判定**

胸部エックス線写真~~や胸部 CT 検査で胸水を認め、かつ穿刺液から結核菌が検出されれば、結核性胸膜炎と診断し、要治療とする。像で初期の滲出性の陰影が認められ、たんや滲出液中に結核菌を証明すれば結核性胸膜炎と診断し得る。~~また結核菌が検出されない場合でも、臨床症状、胸水が滲出性であること、細胞分画上リンパ球が優位、かつ ADA が高値（おおむね 40U/LI 以上）であり、胸水をきたす他の疾患を除外できれば、結核性胸膜炎として、治療の対象とする。なお、発症のごく早期では、結核性胸膜炎であっても、白血球分画で好中球が優位の場合がある。このような場合は１週間程度期間をあけて、胸水の検査を試みる必要がある。

~~胸膜の滲出性の陰影が両側性の場合、胸膜に接した肺野に小さい病巣がある場合等にも自覚症状、他覚所見を参考にして、結核性胸膜炎と診断し、要治療とする~~

コメントの追加 [芦澤69]: 胸水検査の結果に基づき診断するのが一般的である。

**(3) 続発性気管支炎**

胸部臨床検査において持続するせき、たんの症状があると認められた者では一般に気道の慢性炎症性変化があると考えられる。このような状態に細菌感染等が加わった場合には治療が必要である。

**イ．精密検査を必要とする者**

胸部エックス線~~撮影~~検査、胸部臨床検査で結核等の明らかな病変が認められないが、胸部臨床検査の自覚病状の調査で「1 年のうち 3 か月以上毎日のようにせきとたんがある」と認められた者で、自覚症状、他覚所見等から罹患が疑われる者については精密検査を必要とする。

**ロ．精密検査の方法**

精密検査は、主に、たんについてその量、性状等について検査する。

**（イ）たんの量の検査**

たんの量は、起床後おおむね１時間のたんを採取してその量を測定する。

たんの量の測定は１回とするが、その判断に当たっては経過に十分な注意を払う必要がある。

**（ロ）たんの性状の検査**

たんの性状については、採取したたんについて、たんに占める膿の比率を調べる。

**（ハ）たんについてのその他の検査**

細菌感染が加わったことの確認のためには、（ロ）にあげたたんの性状の検査で、ほぼ把握することができるが、場合によってはたんの中の細菌検査が必要となる場合がある。また、膿性たんの客観的な指標として、たんの好中球エラスターゼ値があり、膿性痰が持続する場合には検査して確認することが望まれる。ただし、この検査結果が陰性であったとしても、採取された検体が適切に採取されたものではなかったこと等も考えられることから、この検査結果のみをもって、合併症の有無が機械的に判定されるものではなく、あくまで、総合的な医学的判断で判定することとする。

コメントの追加 [事務局70]: 令和７年５月７日衆議院での審議を踏まえ、追記。

**ハ．検査結果の判定**

たんの量については次のように区分する。

| | |
|---|---|
| 0 | 0 |
| 1 | 3ml 未満 |
| 2 | 3ml 以上 10ml 未満 |
| 3 | 10ml 以上 |

たんの性状については、採取したたんについてその性状を調べ、Miller ~~と~~ Jones の分類を参考に次のように区分する。

| | |
|---|---|
| $M_1$ | 膿を含まない純粘液たん |
| $M_2$ | 多少膿性の感のある粘性たん |
| $P_1$ | 粘膿性たん１度（膿がたんの 1/3 以下） |
| $P_2$ | 粘膿性たん２度（膿がたんの 1/3～2/3） |
| $P_3$ | 粘膿性たん３度（膿がたんの 2/3 以上） |

気道感染の起炎菌としては、インフルエンザ桿菌と肺炎球菌が重要であるといわれている。たんの量の区分が２以上で、たんの性状の区分が $P_1$～$P_3$ の状態が、１年のうち、３ケ月以上毎日のように続く場合には続発性気管支炎に罹患していると判定~~し、治療の対象と~~する。

コメントの追加 [事務局71]: 治療の必要性は個別の判断となるため。

**（4）続発性気管支拡張症**

**イ．精密検査を必要とする者**

胸部臨床検査の自覚症状の調査において、多量のたんの喀出が続き、時に血痰もある者については、気管支拡張症を疑う必要がある。また、他覚所見の検査において、副雑音が聴取された場合にも注意を要する。胸部エックス線の単純撮影写真像では、気管支拡張がかなり進展した場合には読影し~~う~~得る。~~このような場合には、次に述べる特殊な方法によるエックス線撮影検査~~胸部 CT 撮影~~は省略してもよい。しかし、左肺下葉にあるような場合には、~~背腹位撮影による~~フィルム~~画像では読影しがたいことがあり、胸部 CT 撮影~~他の検査結果等~~を参考にして判断する必要がある。

**ロ．精密検査の方法**

精密検査としては、エックス線撮影検査とたんに関する検査を行う。

**（イ）エックス線特殊撮影による検査**

コメントの追加 [芦澤72]: 気管支造影はその侵襲性の高さから現在行われることはない。

気管支の形態的変化を確認するためには、~~気管支造影~~胸部 CT 撮影が~~極めて~~有用であり、気管支拡張の診断にしばしば用いられ~~ている。しかし、造影剤自体の有害作用、造影剤の貯溜による影響等が指摘~~

コメントの追加 [事務局73]: 第 26 回じん肺部会での御意見を踏まえて、削除。

~~されており、造影剤を用いたエックス線撮影検査の濫用は避けるべきである。拡張が疑われ、断層撮影法等によって気管支の拡張が確認し得ない場合に気管支造影を行う。通常の気管支造影のほかに、造影剤の使用量が少ない選択的気管支造影もある。気管支造影法の概略は次のとおりである。~~

~~咽頭及び喉頭を噴霧麻酔法で麻酔した後、カテーテル又はメトラゾンデを気管内に挿入して造影剤を注入する。この方法では被検者の体立を変換し、またカテーテルを挿入する部位を変えながら、できるだけ全体の気管支の造影を行うことが望ましい。~~

~~造影剤としては、ディオノジールが広く用いられている。~~

~~造影に伴う副作用としては、注入後のせきの発作があるほか、造影剤の貯溜による影響もある。エックス線撮影は、正面像のほか、側面像、斜位方向の像の撮影も望ましい。造影剤を用いたエックス線撮影のほかに、断層撮影によっても気管支の拡張を確認し得る。また、拡大撮影が用いられることもある。~~

CT 撮影画像において、気管支拡張症は円柱状、静脈瘤様、のう胞状に分類される。CT 所見として、気管支内腔が併走する肺動脈より大きくなる。

**(ロ)たんに関する検査**

たんの量及び性状の検査については、「続発性気管支炎」の項で述べた方法と同一の方法により行う。このほか、血痰がある場合にはこれもあわせて確認する必要がある。

**ハ．検査結果の判定**

エックス線撮影あるいは胸部 CT 撮影検査で、気管支の陰影が~~のう状、~~円柱状、~~瘤状、数珠状~~静脈瘤様、のう胞状に拡張していることが確認でき~~され~~れば、気管支拡張症の診断が可能である~~は確定する~~。

たんの量、性状~~の判定~~については「続発性気管支炎」の場合と同様の基準で行い、気管支拡張が認められ、たんの量の区分が 2 以上で、たんの性状の区分が $P_1$～$P_3$ の状態が、1 年のうち、3 ケ月以上毎日のように続く場合には合併症と判定する~~治療の対象とする~~。

コメントの追加 [事務局74]: 治療の必要性は個別に判断するため。

**(5) 続発性気胸**

続発性気胸は、じん肺の進行とともに発生頻度が増加する。じん肺の合併症の中でも頻度が多く、致命率も高い。突然の胸痛・呼吸困難の訴え、呼吸音の減弱の他覚所見に加えて、胸部エックス線写真で、肺野に気管支血管影を認めない透過性の高い部分が境界明瞭に確認できれば、診断は確定的である。

~~一般に、気胸は胸部エックス線写真像で把握しうる。胸部エックス線写真においては、一般に、肺野の線状影を認め得ない半透明の部分が認められる。なお、吸気位及び呼気位において、胸部エックス線撮影を行えば、診断はより確かになる。その範囲は、病変の部位、病変の種類等により異なるが、背腹位の胸部エックス線直接撮影写真で確認し得る。これに加えて、胸痛、呼吸困難の自覚症状又は呼吸音の消失等の他覚所見の結果が加われば診断は確定的である。~~

**イ．精密検査を必要とする者**

上述したように、一般的には、胸部エックス線写真像及びその他の所見等で診断は確定するが、じん肺又は合併肺結核等による胸膜癒着、大陰影に伴う気腫性のう胞等により必ずしも診断を確定し得ない場合もある。このような場合には精密検査を~~追加して~~行う必要がある。

**ロ．精密検査の方法**

胸部 CT 検査が極めて有用である。

~~背腹位の胸部エックス線直接撮影検査により確認し得ない場合には、側位又は斜位のエックス線撮影検査を行う。~~

**ハ．検査結果の判定**

エックス線写真像または胸部 CT 検査~~により~~で、罹患はほぼ確定し得る。気胸が認められた者は治療の対象とする。

**（6）原発性肺がん**

前述したように、平成 15（2003）年 4 月から、じん肺の合併症に原発性肺がんが追加された。そして、年 1 回の肺がんに関する検査（肺がんに罹患している疑いがないと診断された時以外は、胸部らせん CT 検査および喀痰細胞診）の実施が事業者に義務付けられた。肺がんは気胸とともに、頻度が高く、また高度に進行したじん肺例では治療法も制限されることが多いことから、早期に診断することが必要である。

イ．精密検査を必要とする者

典型的なじん肺の分布とは異なる陰影、新たに生じた陰影、進展の早い陰影などが認められた場合は、精密検査が必要となる。

ロ．喀痰細胞診検査、気管支鏡検査、時に CT ガイド下生検等を行う。

ハ．検査結果の判定

細胞診、病理組織などで原発性肺がんの確定診断が得られたら、治療の対象とする。なお PET は、一般的に悪性腫瘍の診断に有力であるが、じん肺の大陰影でも陽性となるので、その判断は慎重でなければならない。このような場合、MRI が大陰影と原発性肺がんの鑑別に有用なことが多い。

**コメントの追加 [事務局75]:** 第 26 回じん肺部会での御意見を踏まえて、削除。

**コメントの追加 [芦澤76]:** じん肺の合併症として追加された肺がんについての記載を追加。

# 7．その他の検査

2 から 6 までにあげた検査の他に、じん肺の病像をさらに把握するためのいくつかの検査がある。これらの検査のうちで重要なものは、心電図、心エコー検査~~と選択的肺胞気管支造影~~である。

じん肺の病像をさらに詳細に把握することを目的とする場合には、医師の判断に基づいてこれらの検査を行う。以下、検査法の概略について述べる。

**(1) 心電図検査**

じん肺が進展し肺循環障害が高度になると、ついには肺性心を招来する。肺性心の診断には心電図検査が有用である。三品らによる右室肥大の判定基準は次のとおりである。

**イ．確実な所見(次の 1 以上に該当)**

① $RV_1$≧0.7mV で $R/S_{V1}$≧1.0（又は $V_{3R}$）

② $S_{V5}$≧0.7mV で $R/SV_5$≦1.0（又は $V_6$）

③ RAD≧+100°　(RAD：右軸偏位)

**ロ．強く疑わ~~れせ~~る所見（次の 1 以上に該当）**

① $R_{V1}$≧0.7mV、$R/S_{V1}$（又は $V_{3R}$）≧1.0

② $R/S_{V5}$（$V_6$）≦1.0 又は $R_{V1}+S_{V5}$＞1.05mV

~~③~~② rsr’s’、rsr’S’、rsR’S’又は$V_1$($V_{3R}$)における slurred S

~~④~~③ 肺性 P

~~⑤~~④ RAD：+90°～+99°

~~(2) 選択的肺胞気管支造影~~

~~肺内の変化を形態学的に把握するためには、造影剤を用いたエックス線撮影検査が用いられる。このためには、従来より気管支造影によるエックス線撮影検査が行われているが、末梢まで必ずしも十分に造影し得えず、造影できても末梢気道及び肺胞の微細な変化を十分把握し得ないという欠点があった。また、造影剤を多く使用するため、造影剤による影響も無視し得なかった。このような問題点を改善するために近年開発された選択的肺胞気管支造影(Selective alveolobronchography：SAB)は、気管支肺胞系の形態学的変化を把握するのに有用である。~~

~~イ．検査法~~

~~上気道を局所麻酔した後、エックス線テレヴィジョンの透視下で、ガイドワイヤーの入ったカテーテルを喉頭を経て気管支に挿入し、ウェッジさせない程度にできるだけ末梢にまで進める。咳嗽発作をおさえるために、2%キシロカイン液 10 ccに硫酸アトロピンを混入して噴霧吸入させてもよい。カテーテルは、血管撮影用のもの(KIFA “赤”)を用いるとよい。カテーテルを上葉枝に挿入しやすいように適当に彎曲させて使用する。目的の気管支に挿入後ガイドワイヤーを抜去し、1～3 ccの油性ディオノジールを手動で注入し、造影剤が周辺の気管支に流入するように空気約 3 ccを圧を加えないでフラッシュする。~~



コメントの追加 [芦澤77]: 現在は行われていないため、削除。

~~この操作を行った後に、エックス線管微小焦点(50～100 ミクロンの径)と高感度の稀土類増感紙を使用し、4 倍拡大になるように被写体とフィルムの間の距離を調節して撮影を行う。~~

~~この方法によれば、末梢気道や肺胞の病変を撮影することができる。~~

~~この方法は、気管支造影法に比べ造影剤が少量ですむが、ヨード過敏者には実施すべきではない。細気管支肺胞系からの造影剤の排出は 24 時間で 90%であるが、時に 1 週間位残留することもある。このような場合には、十分な医学的管理を行う必要がある。~~

~~選択的肺胞気管支造影によって得られるエックス線写真像の評価に当たっては、これらの所見が、肺の一部の領域の所見であり、必ずしも肺全体の病変を表現しているものではないことに留意すべきである。~~

（2）心エコー

① じん肺症は慢性呼吸不全を合併し肺高血圧をきたし、持続的な肺高血圧は右心の左と拡張をもたらし肺性心となる。

② また、じん肺罹患者には高齢者・喫煙者も多くで、虚血性心疾患など心疾患の有無をできるだけ丹念に調べる必要がある。

③ 肺高血圧を示唆する心エコー所見は以下の通り。

- 右室径/左室径（基部径）＞ 1.0
- eccentricity index（収縮末期)＞ 1.1
- 右室流出路血流速波形 AcT ＞ 105msec 二峰性
- 肺動脈弁逆流最大速度 ＞ 2.2m/sec
- 肺動脈径 ＞ 25 ㎜
- 右室右房圧較差 TRPG（Tricuspid Regurgitant Pressure Gradient）40mmHg 以上

コメントの追加 [芦澤78]: じん肺による心疾患の合併を評価する検査として、心エコーが有用であるため、追記。

**【付】「じん肺健康診断結果証明書」（様式第３号）への記載に当たっての留意点**

コメントの追加 [芦澤79]: じん肺健康診断結果証明書の様式にあわせて訂正。

1．一般的な留意点

①　過去の健康参断じん肺管理区分の結果を参考にし得るように、~~１枚の証明書に~~数回の健康診断じん肺管理区分決定の結果を記入~~できる様式が~~する欄があり、これを利用することが望ましい。

~~②　上記の様式を用いる場合には、様式の上半分のいわゆる固定的な部分（健康診断結果を記載する部分以外の部分）への記載事項の多くが数回の健康診断に共通して使用されるために、記載もれや誤りの記載がないように注意する必要がある。~~

2．氏名、事業場等

①　事業場の欄は、常時粉じん作業に従事する労働者の場合はその所属事業場について、常時粉じん作業に従事する労働者であった者の場合は常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入する。

②　事業場の「業種」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入する。

③　事業場の「所在地」の欄には、郵便番号もあわせて記入する。

3．じん肺の経過

①~~（１）~~「初めてのじん肺有所見の診断」の欄には、次のいずれかによりじん肺の所見があると初めて診断された年を記入する。なお、正確な時期が不明の場合には、“○○年頃”と記入する。

イ．じん肺健康診断、労働安全衛生法に基づく健康診断等の健康診断によりじん肺の所見があると診断された場合

ロ．都道府県労働基準局長よりじん肺にかかっているとの決定を受けた場合

ハ．その他、医師によりじん肺の所見があると診断された場合

~~(2)~~ ②「前２回の決定状況」の欄への記載に当たっては次の点に注意する。

イ．~~①~~「前２回」とは、いわゆる固定的部分（健康診断結果を記載する部分以外の部分）に新たに記載しようとする時点以前の２回をいう。

ロ．~~②~~昭和 53（1978）年３月 31 日前の決定を記載する場合は、「じん肺管理区分」の欄には旧法による「健康管理の区分」（管理 1, 2, 3, 4）を、「Ｆ」の欄には、旧法のじん肺による心肺機能の障害の程度（Ｆ0, 1, 2, 3）を記入する。

ハ．~~③~~昭和 53（1978）年３月 31 日以後の決定の記載に当たっては、じん肺法施行規則様式第４号「じん肺管理区分決定通知書」等を参考にして記入する。

③上記~~(1)、(2)~~ ①、②以外の欄への記載に当たっては、「前２回の決定状況」に記載した以降のじん肺管理区分の決定経過を「じん肺管理区分決定通知書」等を参考にして順次追加して記入する。

4．既往歴

①　粉じん作業に従事する以前の既往であっても、罹患時の年齢を記入する。

②　治癒と診断された後に再び同一疾患に罹患した場合には~~も~~、再発と診断された時の年齢を記入する。

③　数回の健康診断の結果を記入できる様式の場合には、いわゆる固定部分への記載時に罹患時の年齢を記入するが、初回記入時以降、同一疾患に再度罹患することがあ

るので、初回記入に当たっては年齢欄に余白を設けておくように注意する必要がある。

④ 合併症（じん肺法施行規則第１条）の要件に該当するか否かにかかわらず、罹患していると診断された場合には記入する。

⑤ 「気管支炎」は、せき、たんが持続するものをさし、いわゆる「急性気管支炎」は含めない。

⑥ 「気管支喘息」は、初めて罹患していると診断された時の年齢を記入するが、乳幼児期のものは含めない。

⑦ 「心臓疾患」については、具体的な疾患名がわかる場合にはその疾患名を、「その他の胸部疾患」については、具体的な疾患名を記入する。

5．粉じん作業職歴

① 「粉じん作業名」の記載に当たっては、作業の内容を具体的に記載するとともに、末尾の（　号）にじん肺法施行規則別表第１に掲げる粉じん作業の号数を記入する。

② 「現在の事業場に来る前」の粉じん作業職歴の欄への記載に当たっては、記載もれ等がないように、被検者から十分な聴き取りを行って記入する。

③ 「現在の事業場に来てから」の粉じん作業職歴の欄への記載は、じん肺健康診断を実施するごとに、粉じん作業名、従事期間を追加して記入していく。

④ 粉じん作業従事年数の「累計」は、「粉じん作業に従事した期間の合計」に、現在の事業場に来てからの粉じん作業従事年数を順次加算して記入する。

6．エックス線写真による検査

(1) 撮影条件

「mASs」については、可能な限り記載する。

(2) 小陰影の区分

① 「粒状影」と「不整形陰影」の欄のうち「区分」の欄には、粒状影又は不整形陰影の型の区分を各々の「区分」の欄に12階尺度で、両方の陰影が明らかに認められる場合は、両方の「区分」の欄に12階尺度で記入する。

② 「粒状影」の場合には、陰影のタイプを区分し、「タイプ」の欄のp､q､rのいずれかを○でかこむ。

③ 上記の区分を行い、小陰影全体の型の区分を標準エックス線~~フィルム~~写真を用いて12階尺度により区分し、「小陰影の区分」の（0/－、0/0、……、3/＋）の該当する区分を○でかこむ。

(3) 大陰影の区分

① 大陰影をＡからＣまで区分し、「大陰影の区分」の欄の該当するものを○でかこむ。

② 小陰影が同時に存在する場合には「小陰影の区分」の欄にも該当する事項を記載する。

(4) 付加記事項

次に該当するエックス線所見が認められる場合には、「付加記載事項」欄中の略号を○でかこむ。エックス線写真像に対応する略号は、次のエックス線所見の末尾の（　）内のとおりである。

イ．胸膜石灰化像を除いた胸膜肥厚等の胸膜変化（pl）

ロ．胸膜石灰化像(plc)

ハ．心臓の大きさ、形状の異常（co）

ニ．ブラ（のう胞）（bu）
ホ．肺又は胸膜のがん（ca）
ヘ．空洞（cv）
ト．著明な肺気腫（em）
チ．肺門又は縦隔リンパ節の卵殻状石灰沈着（eg）
リ．気胸（px）
ヌ．肺結核（tb）

7．胸部に関する臨床検査

（1）自覚症状

① 「呼吸困難」の欄の（Ⅰ，Ⅱ，……，Ⅴ）には、胸部臨床検査の項で述べた方法と判定により該当する呼吸困難の程度を○でかこむ。

② 「せき」及び「たん」の欄の（＋，－）については、問診票の“せき”、“たん”の問診の各々⑤に“はい”と答えた場合には“＋”に、それ以外の場合には“－”に○をつける。

③ 「心悸亢進」の欄の（＋，－）については、問診票の“動悸~~動悸~~”の問診に“はい”と答えた場合には、“＋”に、“いいえ”と答えた場合には“－”に○をつける。

④ 上記以外の胸部の訴えがある場合には、「その他」の欄に具体的に記入する。

（2）他覚所見

① 「チアノーゼ」及び「ばち状指」の欄には、各々その所見が認められる場合には、“＋”を○でかこむ。

② 「副雑音」の欄には、ラ音等の副雑音が聴取される場合には“＋”を○でかこみ、聴取される部位を（　）内に記載する。

③ 上記以外の所見が認められる場合には、「その他」の欄にその所見を具体的に記載する。

8．肺機能検査

① 「年齢」の欄には、検査実施の日における満年齢を記入する。

② 「身長」の欄の“m”並びに「肺活量」、「努力肺活量」及び「1秒量」の欄の“l”は、各々小数点第2位まで記入する。

③ 第2次検査の「採血の部位」の欄には、耳朶からの採血を行った場合には“耳朶”、動脈から採血を行った場合には、動脈の名称を記載する。なお、動脈血採血に先立って耳朶血を採血し、耳朶血の酸素分圧が80Torr~~ORR~~未満であれば動脈血採血を行うこととなるので、このような場合には耳朶血による検査の結果を第1欄に、動脈血による検査の結果を第2欄に記入する。

④ 第2次検査を第1次検査と別の日に行う場合には、第2次検査に先立って第1次検査を行うこととされているので、第1次検査の結果を「第1次検査」の欄の第2欄に記入する。

⑤ 「判定」の欄の記載に当たっては、第1次検査及び第2次検査の結果のほか、他の検査結果も参考にして総合的に次のように判定を行い、F（－，＋，++）のいずれかを○でかこむ。

F（－）　じん肺による肺機能の障害がない
F（＋）　じん肺による肺機能の障害がある
F（++）　じん肺による著しい肺機能の障害がある

注）F(+)は閉塞性換気障害または拘束性換気障害があるものの、著しい肺機能の障害には該当しないものとする

9．合併症に関する検査

（1）自覚症状

せき、たん、胸痛、発熱等の自覚症状を具体的に記入する。

（2）結核精密検査

① 「結核菌」の欄の＋，－は、塗抹検査又は培養検査で菌陽性の場合には“＋”を、菌陰性の場合には“－”を○でかこむ。

② 「エックス線特殊撮影」の欄には、撮影法と所見の概略を記入する。

（3）肺結核以外の合併症に関する検査

① 「たん」の欄の量については、実測値を記入し、性状については、$M_1$，$M_2$，$P_1$，$P_2$，$P_3$のいずれかを記号で記入する。

② たんについての検査を繰り返し行った場合には、その結果を第２欄に記入する。

③ 「エックス線特殊撮影」の欄には、撮影法及び所見の概略を記入する。

④ 喀痰中好中球エラスターゼを測定した場合は、その測定値を記入する。

（4）判定

「判定」の欄には、

① 検査の結果、罹患していると認められる疾患名を記載する。

② 罹患していると認められる疾患の状態が「合併症に関する検査」の項で述べた要療養の判定基準に合致していると認められるときは、「要療養」と記載する。

10．医師意見

「医師意見」の欄には、諸検査の結果の判定等について意見がある場合に記載する。

コメントの追加 [事務局80]: 喀痰中好中球エラスターゼの測定は必須ではないため。

# III　健康管理のための措置

# 1.「じん肺管理区分」決定の流れ

コメントの追加 [芦澤81]: より詳細なじん肺管理区分決定までの流れを記載。

事業者が行う就業時、定期、定期外、離職時の各健康診断の結果に基づくじん肺管理区分決定の流れは図 142 に示すごとくである。

このほか、常時粉じん作業に従事する労働者又は従事する労働者であった者は、いつでもじん肺健康診断を受けてじん肺法第 15 条に基づいて都道府県労働基準局長にじん肺管理区分の決定を申請できることとされている。また、事業者は、いつでも、常時粉じん作業に従事する労働者または従事する労働者であった者についてじん肺健康診断を行い、じん肺法第 16 条に基づいて申請を行うことができるとされている。これらの場合のじん肺管理区分決定の流れは図 142 とほぼ同様である。

このような手続きを経てじん肺管理区分が決定され、各区分に応じた措置が講じられることとなる。

## （1）じん肺管理区分とは

じん肺管理区分(表 1)は、粉じん作業従事者のじん肺予防のための作業内容の監督や指導、健康管理の指標となる分類である。

じん肺管理区分は、管理 1、管理 2、管理 3 イ、管理 3 ロ、管理 4 の 5 段階に分かれている。管理 1 はじん肺の所見がないという区分であるが、管理 2 以上はじん肺の所見があるということを示しており、数字が大きくなるに従い、じん肺が進行していることになる。

表 1. じん肺管理区分（じん肺法第 4 条第 2 項）~~粉じん作業従事労働者の健康管理に当たっては、事業場における一般的な健康管理対策に加えて、じん肺の予防、じん肺有所見者のじん肺の進展防止措置、合併症罹患者に対する適切な治療等の措置が不可欠である。~~

~~じん肺法における健康管理の体系は図 41 に示すとおりである。~~

~~じん肺の進展防止のためには、粉じんばく露の低減・中止を基本とした措置が定められているが、これらの措置を講ずるための基本となる医学的要件は「じん肺管理区分」である。「じん肺管理区分」はじん肺法第 4 条により次のように定められている。~~

| じん肺管理区分 | | じん肺健康診断の結果 |
|---|---|---|
| 管　理　1 | | じん肺の所見がないと認められるもの |
| 管　理　2 | | エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| 管理3 | イ | エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| | ロ | エックス線写真の像が第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| 管　理　4 | | 1　エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの<br>2　エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの |

| 管理区分 | | じん肺健康診断の結果 |
|---|---|---|
| 管理 1 | | じん肺の所見がないと認められるもの* |
| 管理 2 | | エックス線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| 管理 3 | イ | エックス線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| | ロ | エックス線写真の像が第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| 管理 4 | | （1）エックス線写真の像が第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 を超えるものに限る）と認められるもの<br>（2）エックス線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの |

＊じん肺法上は、じん肺の陰影は認められるが第 1 型と判定するには至らないもの（PR0/1）も含まれる。

**（2）じん肺管理区分の決定申請について**

**イ．事業者によるエックス線写真等の提出（じん肺法第 12 条）**

事業者はじん肺健康診断を行ったとき、又は労働者よりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面が提出されたときは、じん肺の所見があると診断された労働者について、当該エックス線及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面を都道府県労働局長に提出しなければならない。

**ロ．随時申請（じん肺法第 15 条、第 16 条）**

常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事していた労働者であったものは、いつでもじん肺健康診断を受けて、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができる。

事業者は、いつでも常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であった者について、じん肺健康診断を行い、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができる。

申請先と必要な書類は下記の通りである。

| | 申請先 | 必要な書類 |
|---|---|---|
| 上記イの場合 | 当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働基準部健康課又は健康安全課 | (1) エックス線写真等の提出書（様式第 2 号）<br>(2) じん肺健康診断結果証明書(様式第 3 号)<br>(3) エックス線写真（直接撮影による胸部全域の写真） |

| | | |
|---|---|---|
| 上記ロの場合 | ・現在常時従事している又は常時従事していたがまだ作業場を退職していない場合<br>当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働基準部健康課又は健康安全課<br><br>・事業場を退職した場合<br>決定を受ける者の住所を管轄する都道府県労働局労働基準部健康課又は健康安全課 | (1) じん肺管理区分決定申請書（様式第6号）<br>(2) じん肺健康診断結果証明書（様式第3号）<br>(3) エックス線写真（直接撮影による胸部全域の写真）<br>(4) 会社の倒産、廃止等により事業者証明が得られない場合、当該上司又は同僚、部下であった者の2名以上の証明書（職歴（粉じん作業歴）証明書）<br>（じん肺の健康管理手帳の交付を受けている方又は以前にじん肺管理区分の決定を受けたことがある方は、証明を省略できる。）<br>(5) じん肺健康診断の結果を証明する書面に職歴の記載がない場合、職歴（粉じん作業歴）申立書 |

**（3）じん肺管理区分決定までの流れ（図1、図2）**

都道府県労働局長はエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面が提出されたときは、これらを基礎として、地方じん肺診査医の診断または審査により、当該労働者の管理区分を決定する。

地方じん肺診査医によるじん肺管理区分決定の手順は、~~まず~~最初に①職歴の調査が行われる。粉じん作業に関する職歴が確認されると、次に②胸部エックス線写真上にじん肺所見があるかどうか確認される。じん肺所見を認めなければ管理1となる。大陰影が見られ、じん肺エックス線写真像の分類4C型に該当した場合は直ちに管理4と判定される。それ以外の例では胸部エックス線写真の小陰影の密度や大陰影の大きさによってじん肺胸部エックス線写真分類の1型から4B型のどれかに区分され、続いて③合併症がないかどうか調べられる。合併症は現在6疾患（肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん）が認められているが、その診断には胸部エックス線写真の他に、胸部CTや喀痰検査の結果などを総合的に検討して判断される。審査の結果合併症があると判断されたものは、直ちに要療養と認定される。~~、労災補償が受けられる。~~④合併症がない者は、次に肺機能1次検査が実施される。じん肺による著しい肺機能障害があると判定されたF(++)の者は管理4に~~認定される~~該当する。F(++)ではないが、%肺活量が60%以上で80%未満の場合、1秒率が70%未満かつ%1秒量が50%以上で80%未満、呼吸困難度がⅢ度以上、胸部エックス線分類が第3型又は第4型（A、B）と診断されたものは、2次検査に進む。2次検査は動脈血ガス測定が行われ、動脈血酸素分圧が60T~~+~~orr以下、または、肺胞気動脈血酸素分圧較差（$AaDO_2$）が限界値を超える場合は諸検査の結果と合わせてF(++)と判定され、同じく管理4に認定される。~~正しく行われた肺機能検査であるのかどうか、その障害がじん肺によって起きたものかどうかなど、~~胸部エックス線写真の病型と肺機能検査に乖離が見られる場合は、その障害がじん肺に起因するものであるか否かを、職業歴やその他の因子を含めて、総合的に判断する必要がある。F

（＋）は閉塞性換気障害または拘束性換気障害があるものの、著しい肺機能の障害には該当しないものとする。

事業者は、じん肺健康診断に関する記録とじん肺健康診断に係るエックス線写真を 7 年間保存しなければならない。（じん肺法第 17 条 2）

なお、提出されたじん肺作業歴の調査や胸部エックス線写真などの検査結果のみでは適正なじん肺管理区分の決定ができない場合には、都道府県労働局長が再検査または検査項目を追加して行うように命じる場合がある。

じん肺の管理区分の決定がなされると、その結果は都道府県労働局長から事業者にじん肺管理区分決定通知書（様式第 4 号）により通知され、さらに事業者から当該労働者にじん肺管理区分等通知書（様式第 5 号）により通知される。随時申請における管理区分決定の通知は、直接申請者に伝えられる。（じん肺法第 14 条、じん肺法施行規則第 16 条・17 条)管理区分決定に不服のある者は、決定があったことを知った日の翌日から起算して、60 日以内に厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができ、中央じん肺診査医の診断又は審査をうけることになる。（じん肺法第 18 条、19 条）じん肺健康診断を実施した医師の診断と、地方じん肺診査医の審査に基づいた都道府県労働局長の管理区分決定結果は異なることもある。

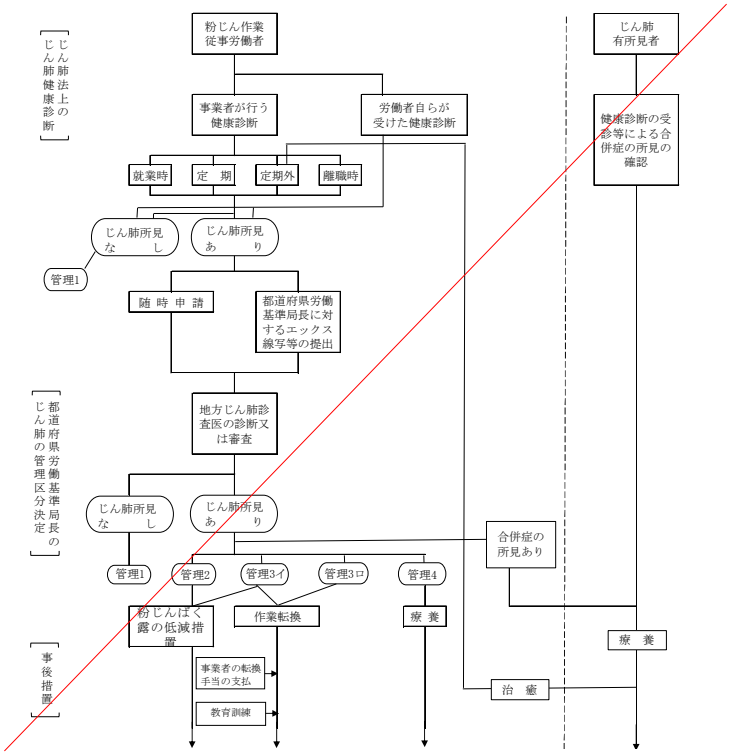
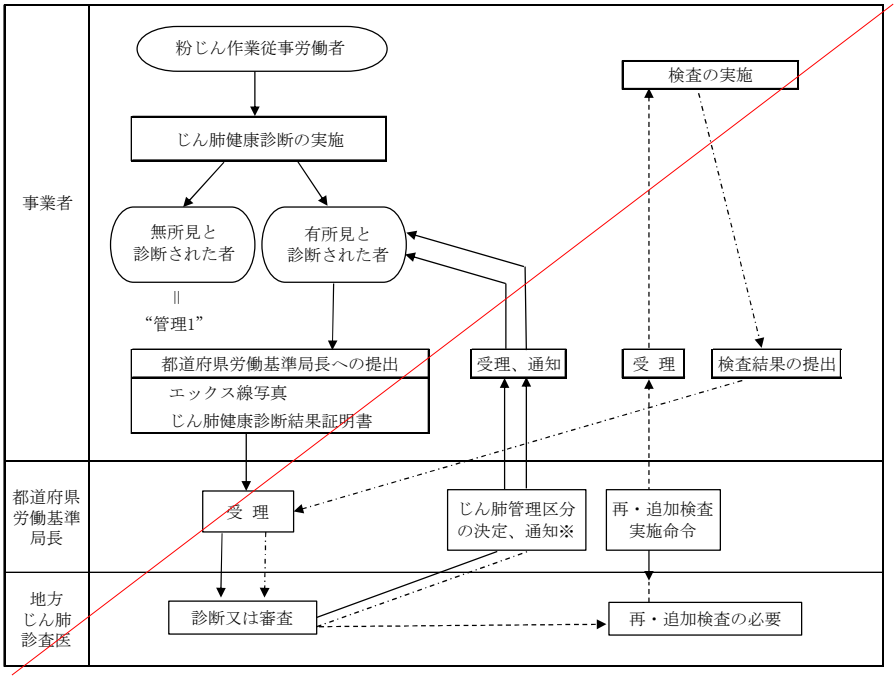



図 41　じん肺法における健康管理の体系




~~図 42　じん肺管理区分決定の流れ~~

~~注 1　破線は、再検査または追加検査を行った場合を示す。~~

~~注 2　※の決定では有所見と診断されて提出された者であっても“管理 1”と決定される場合もある。~~

~~注 3　――は再・追加検査実施の流れを、－－－は再・追加検査に基づくじん肺管理区分決定の流れを示す。~~

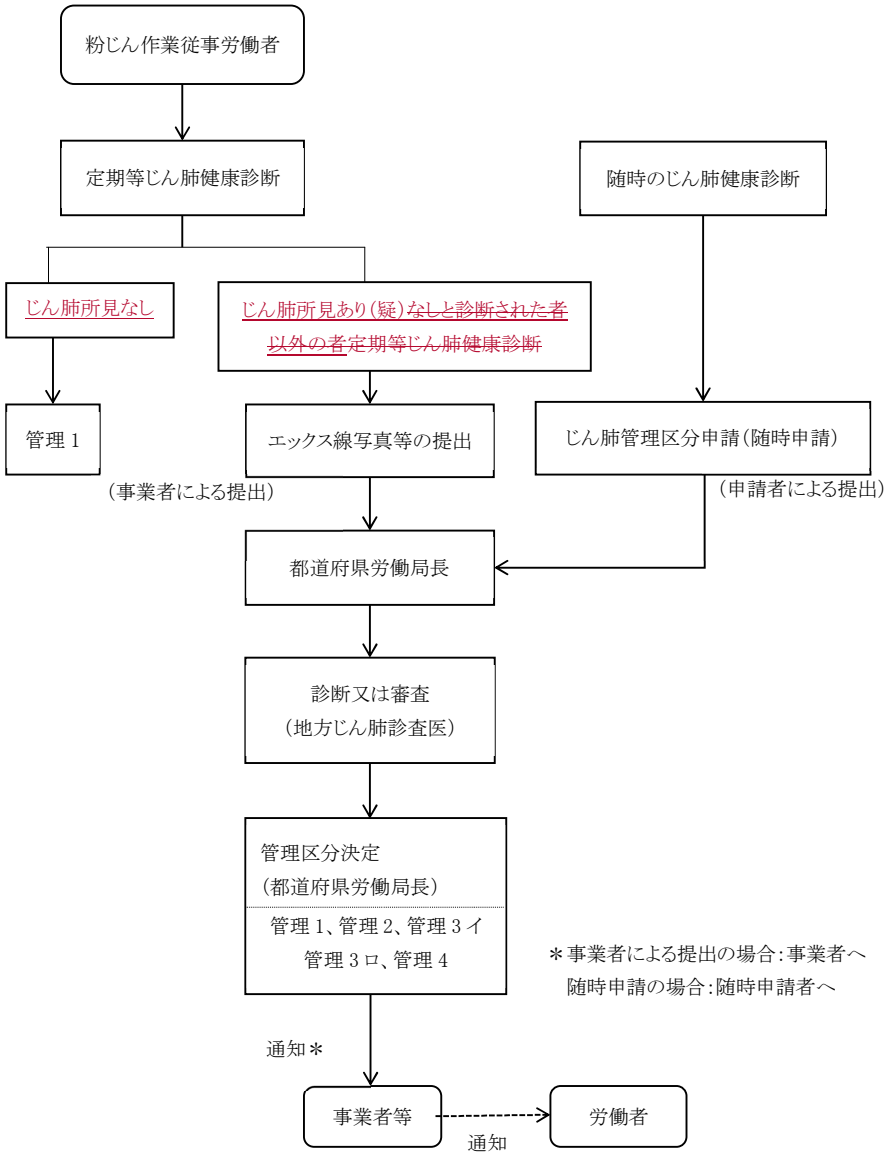
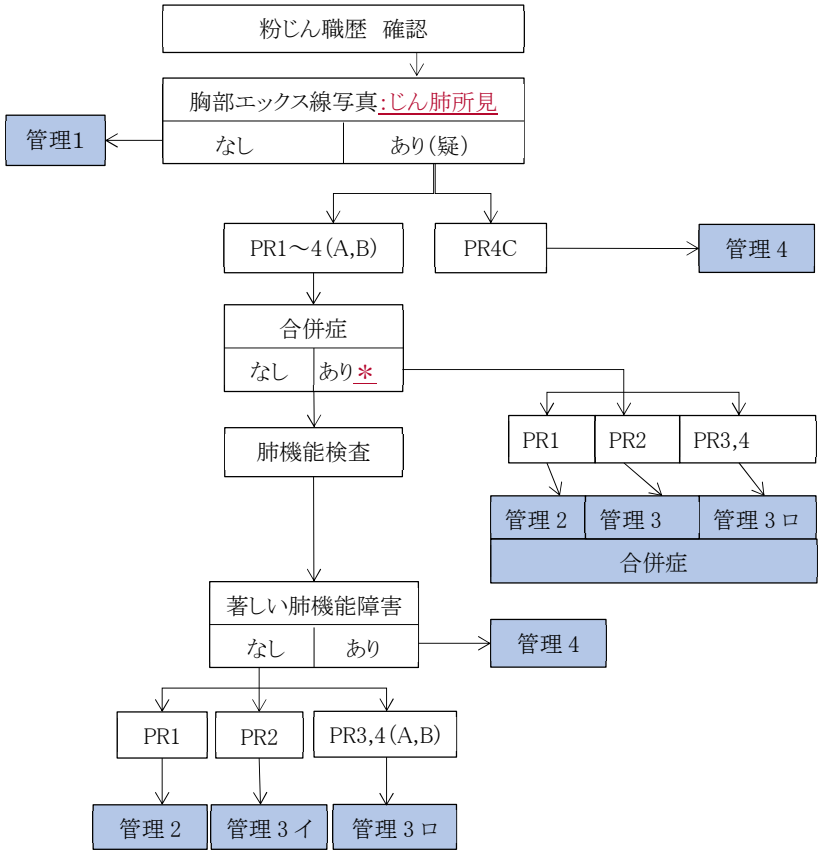



図 1. じん肺管理区分決定の流れ
(労働衛生のしおり　平成 27 年度　P115 図 21　より引用　一部改変)




＊合併症にかかっている場合は肺機能検査を免除されていることに留意すること。

＊喘息や心不全の急性増悪時に肺機能検査を行い、じん肺による肺機能障害かどうか評価が難しい例がみられることから、肺機能検査を行うに当たっては、検査を実施するタイミングに留意すること。

（昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号「改正じん肺法の施行について」（最終改正平成 23 年 3 月 31 日））

図 2.　じん肺診査医によるじん肺管理区分決定の手順

（産業保健ハンドブックⅣ　じん肺　P104　図 4-8 より　一部改変）

+小陰影の分布密度（profusion　rate：PR）

粒状影の密度に応じて第1型から3型までに区分する。区分に当たっては標準エックス線写真/フィルムを参考にする。型の区分を行う際には12階尺度を用いる。

| 分類 | PR0 | | | PR1 | | | PR2 | | | PR3 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 細分類 | 0/- | 0/0 | 0/1 | 1/0 | 1/1 | 1/2 | 2/1 | 2/2 | 2/3 | 3/2 | 3/3 | 3/+ |

## 2. 健康管理のための措置

### (1) 一般的措置

~~粉じん作業従事労働者の健康管理は、一般的な健康管理対策に加えて、じん肺健康診断の結果に基づいて個々の労働者に着目した健康管理のための具体的措置がとられる必要がある。ここでは、前者の一般的な健康管理対策のうち主要なものについて述べる。~~

#### イ．有害因子のばく露の防止

#### （イ）粉じんばく露の防止

じん肺の発生防止又はじん肺の進展防止のためには、粉じん作業に従事する労働者の粉じんばく露を防止することが重要である。このための具体的措置は労働安全衛生法に基づく「粉じん障害防止規則」に定められている。この規則による規制の対象となるのは、じん肺法の適用対象である粉じん作業のうち石綿関係作業（特定化学物質等障害予防規則により規制されている）を除いた作業と原則的に同じ作業である。各粉じん作業についてこの規則に基づいてとるべき措置の一覧は次表のとおりである。

表 1~~9~~ 各粉じん作業に対する措置の一覧

| 粉じん作業 | 特定粉じん発生源 | 特定粉じん発生源に係る措置 | 呼吸用保護具を使用する作業 |
|---|---|---|---|
| 1　鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。<br>イ　坑外の、鉱物等を湿式~~湿潤~~により試錐する場所における作業<br>ロ　屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業 | 1　坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所 | 1　衝撃式削~~さく~~岩機を用いる場合衝撃式削~~さく~~岩機を湿式型とすること。<br>2　衝撃式削~~さく~~岩機を用いない場合湿潤な状態を保つための設備を~~の~~設置すること。 | 1　坑内において衝撃式~~さく~~削岩機を用いて掘削する作業 |
| 1 の 2　ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和 25 ~~二十五~~年法律第 | 1　坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所 | 1　衝撃式削岩機を用いる場合衝撃式削岩機を湿式型とすること。 | 1 の 2　動力を用いて掘削する場所における作業 |

コメントの追加 [芦澤82]: 粉じん障害防止規則の改正にあわせて修正。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 291 二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業 | | 2 衝撃式削岩機を用いない場合湿潤な状態を保つための設備を~~の~~設置すること。 | |
| 2 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を~~くつがえし~~覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第3号、第9号又は第18号に掲げる作業を除く。） | | | 2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を~~くつがえし~~覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業 |
| 3 坑内の、鉱物等を破砕し、粉砕し、ふるい分け~~わけ~~、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 | 2 鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破砕し、粉砕し、又はふるい~~わ~~分け~~け~~る箇所 | (1) 密閉する設備~~の~~を設置すること。<br>(2) 湿潤な状態に保つための設備~~の~~を設置すること。 | 2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を~~くつがえし~~覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業<br>7 屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破砕し、又 |
| | 3 鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所 | 湿潤な状態に保つための設備を~~の~~設置すること。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | は粉砕する作業 |
| イ　湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業<br>ロ　水の中で破砕し、粉砕し、又はふるい分けわける場所における作業 | 4　鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。） | ~~湿潤な状態に保つための設備の設置~~ | |
| 3の2　ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 | 3　鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所 | 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | 2　屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業<br>2の2　動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 |
| | 4　鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。） | 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |
| 4　坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 5　坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業 | | | 3　坑内の、鉱物等を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業 |
| 5の2　坑内であって、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は~~たい積~~堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業 | | | 3の2　坑内であって、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業　~~3の2　粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業~~ |
| 5の3　坑内であって、第1号から第3号の2まで又は前2号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備 | | | 3の3　坑内であって、第1号から第3号の2に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業 | | | 移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業 |
| 6　岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第13号に掲げる係る作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。 | 5　屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所 | (1)　局所排気装置のを設置すること。<br>(2)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>(23)　湿潤な状態に保つための設備のを設置すること。 | 4　屋内又は坑内において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業 |
| | 6　屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所 | (1)　密閉する設備をの設置すること。<br>(2)　局所排気装置のを設置すること。 | 5　屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業 |
| 7　研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる係る作業を除く。） | 6　屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所 | (1)　密閉する設備のを設置すること。<br>(2)　局所排気装置をの設置すること。 | 5　屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る作業における作業 |
| | 7-1　屋内の、研磨材を用いて、動力（手持式又は可搬撤式動力工具によるものを除く。）により岩石、鉱物若しくは | (1)　局所排気装置をの設置すること。<br>(2)　プッシュプル型換気装置を設置すること。 | 6　屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具、（研磨材を用いたものに限る。）を用い |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所（研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械に係る箇所を除く。） | (23)　湿潤な状態に保つための設備のを設置すること。 | て、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する作業 |
| | 7-2　屋内の、研磨材を用いて、動力（手持式又は可撤式動力工具によるものを除く。）により岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくばり取りし、又は金属を裁断する箇所（研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械に係る箇所に限る。） | (1)　局所排気装置を設置すること。<br>(2)　湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8　鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分け~~わけ~~る場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分け~~わけ~~る場所における作業を除く。 | 8　屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破砕し、粉砕し、又はふるい~~わけ~~分ける箇所 | (1)　密閉する設備~~の~~を設置すること。<br>(2)　局所排気装置を~~の~~設置すること。<br>(3)　湿潤な状態に保つための設備~~の~~を設置すること（アルミニウムに係る箇所を除く。）。 | 7　屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破砕し、又は粉砕する作業 |
| 9　セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第3号、第16号又は第18号に掲げる作業を除く。） | 9　屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所 | (1)　局所排気装置を設置すること。<br>(2)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>~~局所排気装置の設備~~ | 8　セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業 |
| 10　粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業 | 9　屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所 | (1)　局所排気装置を設置すること。<br>(2)　プッシュプル型換気装置を設置すること。~~局所排気装置の設備~~ | ~~8　セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込~~ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ~~み、若しくは積み卸す作業~~ |
| 11　粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む~~もの~~物<br>を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第14号までに掲げる作業を除く。） | 10　屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所 | (1)　密閉する設備を~~の~~設置すること。<br>(2)　局所排気装置を~~の~~設置すること。<br>(3)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>(~~43~~)　湿潤な状態に保つための設備~~の~~を<br>設置すること。 | |
| 12　ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。 | 11　屋内の、原料を混合する箇所 | (1)　密閉する設備を~~の~~設置すること。<br>(2)　局所排気装置~~の~~を設置すること。<br>(3)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>(~~34~~)　湿潤な状態に保つための設備~~の~~を<br>設置すること。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 13　陶磁器、耐火物、けい~~藻そう~~土製品<br>又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。<br>イ　陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業<br>ロ　水の中で原料を混合する場所における作業 | 11　屋内の、原料を混合する箇所 | (1)　密閉する設備を~~の~~設置すること。<br>(2)　局所排気装置を~~の~~設置すること。<br>(3)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>(~~3~~4)　湿潤な状態に保つための設備~~の~~を設置すること。 | 9　原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又は窯の内部に立ち入る作業 |
| | 12　耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所 | (1)　局所排気設備を設置すること。<br>(2)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>~~局所排気設備の設置~~ | |
| | 13　屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所 | (1)　局所排気装置を~~の~~設置すること。<br>(2)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>(~~2~~3)　湿潤な状態に保つための設備~~の~~を設置すること。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 14　炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。 | 11　屋内の、原料を混合する箇所 | (1)　密閉する設備をの設置すること。<br>(2)　局所排気装置のを設置すること。<br>(3)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>(34)　湿潤な状態に保つための設備のを<br>設置すること。 | 10　半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業 |
| | | | |
| | 13　屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所 | (1)　局所排気装置をの設置すること。<br>(2)　プッシュプル型換気装置を設置すること。<br>(23)　湿潤な状態に保つための設備のを<br>設置すること。 | |
| 15　砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造形し、砂型を壊しこわし、砂落とし<br>し、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作 | 14-1　屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊しこわし、若<br>しくは砂落とし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、 | (1)　密閉する設備をの設置すること。<br>(2)　局所排気装置をの設置すること。(3)　プッシュプル<br>型換気装置を設置すること。 | 11　砂型を造形し、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊しこわし、若しく<br>は砂落とし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋳ばりを削り |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 業。（第７号に掲げる作業を除く。）。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。 | 若しくは鋳ばり等を削り取る箇所 | | 取る作業 |
| | 14-2　屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生する箇所 | (1)　密閉する設備を設置すること。<br>(2)　局所排気装置を設置すること。 | |
| 16　~~鉱石専用埠頭に~~鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業 | | | 12　~~鉱石専用埠頭に接岸している鉱石専用船の船倉内で~~鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業 |
| 17　金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。 | | | 土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業 |
| 18　粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは | | | 13　炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積~~たい積~~した鉱 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 溶融溶接する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積たい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業 | | | さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業 |
| 19　耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業 | | | 14　耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業 |
| 20　屋内、屋外、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。 | | | 14　屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において金属を溶断し、アーク溶接をし、又はアークを用いてガウジングする作業。 |
| 20の2　金属をアーク溶接する作業 | | | 14　金属をアーク溶接する作業 |
| 21　金属を容射する場所における作業 | 15　屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所 | (1)　密閉する設備をの設置すること。<br>(2)　局所排気装置 | 15　手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ~~の~~を設置すること。<br>(3)　プッシュプル型換気装置を設置すること。 | |
| 22　染土の付着した繭草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製機する場所における作業 | | | 16　染土の付着した繭草を庫入れし、又は庫出しする作業 |
| 23　長大ずい道の内部のホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き~~つき~~<br>固める場所における作業 | | | 17　長大ずい道の内部において、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き~~つき~~固める作<br>業 |
| 24　石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業 | ※石綿障害防止規則による | | |

これらの措置に加えて次のような規定がある。

①特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う場合、屋内作業場では全体換気装置による換気の実施等、坑内作業場では換気装置による換気の実施等の措置

②局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査、点検及び補修

③特定粉じん作業に従事する労働者に対する特別教育の実施

④粉じん作業場以外の場所への休憩設備の設置
⑤毎日1回以上の清掃と1月1回以上の堆積粉じんの除去
⑥特定粉じん作業を行う屋内作業場における6月以内ごとに1回の作業環境測定
⑦一定の特定粉じん発生源について、関係する機械、設備の設置、移転の際の計画の届出

**（ロ）粉じん以外の有害因子ばく露の防止**

粉じん作業を行っている作業場では、粉じんのほかに主に呼吸器系に有害な因子が同時に存在している場合があり、このような作業場においては、粉じんによるじん肺にとどまらず、これらの因子による呼吸器系疾病を防止することが重要であることはいうまでもないが、加えて、じん肺有所見者の合併症罹患の防止のためにも、これらの因子へのばく露防止が極めて重要である。これらの因子の例としては次のようなものがあげられる。

①アンモニア、塩化水素、硝酸等の酸及びアルカリ
②カドミウム、ニッケルカルボニル、ベリリウム等の金属
③塩素、臭素等のハロゲン
④二酸化硫黄、二酸化窒素等
⑤ホルムアルデヒド、無水マレイン酸、TDI 等の有機化合物
⑥合成樹脂の熱分解生成物
⑦木材粉じん、獣毛のじんあい、落綿等
⑧石綿、クロム酸塩又は重クロム酸塩製造工程等のがん原性物質及びがん原性工程

**ロ．健康相談**

健康診断は断面的なものであるが、健康相談及び次に述べる保健指導は連続的なものである。労働者が自らの健康について専門的な指導を受けたいと希望する場合に、労働者のニーズに応じて専門的な援助を行うことが一般的に「健康相談」といわれている。「健康相談」を担うスタッフは、主に医師、保健婦、ケース・ワーカー等である。

健康相談は、一般に、労働者の要求に対してその道が開かれているのが通例であるが、単に窓口を開くことにとどまらず、利用の促進のために次のような点について十分な考慮が払われる必要がある。

①事業場の健康管理体制の中に位置づける
②担当者の自主性の尊重
③健康相談～措置の一貫性の確保
④諸情報の収集

**ハ．保健指導**

「健康相談」が主に労働者の要求に対する対応として位置づけられるのに対して、「保健指導」は、一般に、医師、保健婦等の専門的判断に基づいて対象者の意志とは無関係に働きかけが行われるものである。保健指導の端緒となるものの例には次のようなものがある。

①健康診断、受診、治療等の結果
②職場、家庭、地域等からの情報
③諸種の調査、職場巡視等から得られた情報

粉じん作業従事労働者に対する保健指導の一般的な内容は次のようなものである。

a．じん肺の進展防止のための指導
①作業方法、作業場所、作業時間等についての指導
②防じんマスク等の防じん対策についての指導
③受診勧奨等の指導
b．合併症等の罹患防止のための指導
①作業場における粉じん以外の有害因子へのばく露防止のための指導
②喫煙習慣等の生活習慣に対する指導
③呼吸器系の感染症罹患防止のための指導
④早期発見、受診勧奨等の指導
c．健康の保持、増進のための指導
なお、「保健指導」における留意点は「健康相談」の場合と同様である。

**ニ．集団を対象とした衛生教育**

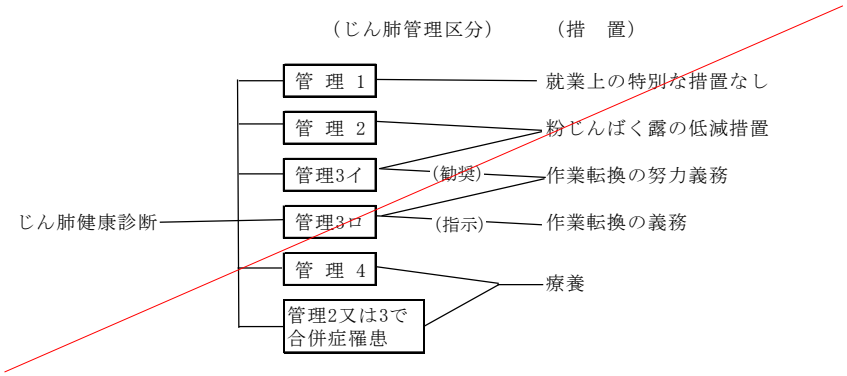
じん肺のように、その初期には明らかな症状を呈することなく長い経過を経て重篤化していく疾病については、特に集団を対象とした衛生教育の役割は重要であり、かつ、機会をとらえて繰り返し行われる必要がある。

衛生教育の意義、方法、留意点等については既に多くの成書が出されているので、対象とする事業場や労働者に応じてこれらを参考にされたい。

**(2) じん肺管理区分に基づく措置**

**イ．じん肺管理区分に基づく措置の体系**

じん肺法では、個々の労働者のじん肺管理区分に応じた措置が体系的に定められており、その概要は次図に示すとおりである。



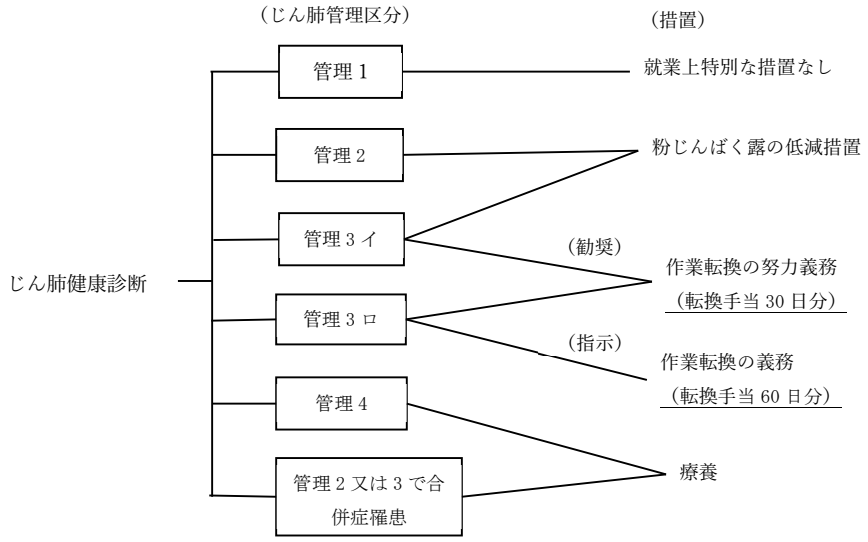

以下、各措置の概要について述べる。

**ロ．粉じんばく露の低減措置**

じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 イと決定された労働者については、粉じんばく露量を減らして、じん肺の進展を防止するために、同じ粉じん作業であっても粉じん濃度がより低い作業場所への移動、

粉じん作業に従事する作業時間の短縮等の措置をとるように努力すべきことを事業者に義務づけている。

吸入粉じんを減少させるため局所排気装置の有効な使用とともに、個人ばく露を減らすため有効な防じんマスクの選択を行うとともに、適正なマスクの使用を指導する。マスクのフィットテストの施行も有意義である。マスク効率のよい電動ファン付き防じんマスクの使用も考慮する。




図：じん肺管理区分に基づく就業上の措置
（じん肺診査ハンドブック　P119 より引用、一部改変）

**ハ．作業転換（じん肺法第 21 条～第 22 条）**

~~じん肺のより以上の進展を的確に防止するためには、じん肺所見のある労働者を粉じん作業から離すことが最も望ましいことである。~~作業の転換とは、粉じん作業から労働者を粉じん作業以外の作業に転換することをいい、じん肺のより以上の進展を防止するためには、最も効果的な措置であるといえる。しかし、作業の転換は、長年従事してきた作業を離れることに伴う種々の社会的因子があり、労使の十分な協議、理解が不可欠である。~~じん肺法では、じん肺の程度に応じて次の 3 段階とされている。~~

作業転換はじん肺管理区分に応じて次のような 3 段階がある。

a．作業~~転~~転換の勧奨

都道府県労働局長は、じん肺管理区分が管理 3 イである労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときには、事業者~~都道府県労働基準局長は事業者~~に対してその労働者を粉じん作業以外の作業に従事~~す~~させるように勧奨することができる~~とされている~~。

b．努力義務による作業転換の促進　~~作業の転換~~



コメントの追加 [芦澤83]: じん肺法に基づき、都道府県労働局は「作業転換の勧奨」「作業転換の努力義務」「作業転換の指示」の三段階の措置をとることを明示した。

事業作業者は、前記 a①a. の規定による勧奨を受けたとき、又はじん肺管理区分が管理３ロである労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときには、その労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるよう努めなければならないとされている。

c．作業転換の指示

都道府県労働局長は、常時粉じん作業に従事しているじん肺管理区分が管理３ロの労働者についてが現に常時粉じん作業に従事している場合において、その労働者の健康保持のため必要と認められる場合には、都道府県労働基準局長は地方じん肺診査医の意見により、基づいて当該労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、事業者に対してその労働者者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるべきことをよう指示することができるとされている。

**ニ．療養**

じん肺管理区分が管理４と決定された者及びじん肺管理区分が管理２又は管理３で合併症にかかっていると認められた者は療養を要するとされている。療養には休業して治療を受ける場合と就業しながら治療を受ける場合とがあり、治療を行う医師の判断にゆだねられる。

これらのことを図にして整理したのが、下記の図２である。

図２：じん肺管理区分に基づく就業上の措置
(じん肺診査ハンドブック　P119 より引用、一部改変)

## 3．離職後のじん肺有所見者の健康監視

じん肺は、粉じんばく露中止後も進展することがあることが知られている。このため、労働安全衛生法に基づいて、離職の際又は離職後、じん肺管理区分が管理２又は管理３であると認められた者に対して「健康管理手帳」が交付され、年１回国が健康診断の受診機会の供与を行っている。

今後、提起した改訂点をどのように改訂すべきかについて更なる検討を行う予定である。

追加参考文献


1) Altınsoy B, Öz İİ, Erboy F, Tor M, Atalay F. Emphysema and Airflow Obstruction in Non-Smoking Coal Miners with Pneumoconiosis. Med Sci Monit. 13;22:4887-4893.2016

2) Santo Tomas LH. Emphysema and chronic obstructive pulmonary disease in coal miners. Curr Opin Pulm Med. 17(2):123-5.2011

3) Kinsella M, Müller N, Vedal S, Staples C, Abboud RT, Chan-Yeung M. Emphysema in silicosis. A comparison of smokers with nonsmokers using pulmonary function testing and computed tomography. Am Rev Respir Dis. 141(6):1497-500.1990

4) Fletcher CM. The clinical diagnosis of pulmonary emphysema ; an experimental study. Proc Royal Soc Med 1952 ; 45 : 577―584.

5) Hugh-Jones P, Lambert AV. A simple standard ex- ercise test and its use for measuring exertion dysp- noea. Brit Med J 1951 ; 1 : 65―71.

6) Celli BR W, MacNee W, and committee members. Standards for the diagnosis and treatment of pa- tients with COPD : a summary of the ATS!ERS po- sition paper. Eur Respir J 2004 ; 23 : 932―946.

7) 宮本顕二：MRC 息切れスケールをめぐる混乱. 日呼吸会誌 2008;46:593-600.